

平成25年  
2 月

# 宮崎県定例県議会会議録

平成25年 2 月 22日 開会

平成25年 3 月 21日 閉会

## 平成25年2月宮崎県定例県議会会議録 目次

### 2月22日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 議席の一部変更	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
宮原義久議会運営委員長	4
1. 会期決定	5
1. 議案第1号から第59号まで上程	5
1. 知事提案理由説明等	5

### 自2月23日（土曜日）

### 至2月27日（水曜日） 休 会

### 2月28日（木曜日）

1. 出席議員	15
1. 地方自治法第121条による出席者	15
1. 議案第60号及び第61号追加上程	16
1. 知事提案理由説明	16
1. 代表質問	17

### 中野廣明議員質問（自由民主党） 17

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 県の総合政策について
- ・ 中小企業支援について
- ・ 農業振興について
- ・ 行財政改革について
- ・ 観光振興について
- ・ スマートインターチェンジの整備状況について
- ・ 防災・減災対策について
- ・ いじめ問題について

### 十屋幸平議員質問（自由民主党） 41

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 口蹄疫からの復興について
- ・ 宮崎の林業について

- ・ 予算編成方針について
- ・ 職員給与の引き下げについて
- ・ 記紀編さん1300年記念事業について
- ・ 物流問題について
- ・ 防災対策について
- ・ 難病対策について
- ・ 自殺対策について
- ・ B S E 検査について
- ・ 中国木材株式会社の進出について
- ・ 林業大学校の設立について
- ・ 水産業の振興について
- ・ 公共事業について
- ・ 体罰について
- ・ 教職員の不祥事について
- ・ ネット犯罪対策について
- ・ 災害対策について
- ・ 工業用水について
- ・ 県立宮崎病院の整備について
- ・ 低投票率の現状認識と対策について

### 3月1日（金曜日）

1. 出席議員 -----	73
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	73
1. 代表質問 -----	74
<b>井上紀代子議員質問（新みやざき） -----</b>	<b>74</b>
・ 知事の政治姿勢について	
・ 防災・減災について	
・ 男女共同参画社会づくりについて	
・ 成長戦略について	
・ 東アジア交流戦略について	
・ 経済・雇用対策について	
・ 環境・エネルギーについて	
・ 福祉対策について	
・ 教育問題について	
・ 警察行政について	
<b>河野哲也議員質問（公明党宮崎県議団） -----</b>	<b>101</b>

- ・知事3年目の県政運営について
- ・大規模災害への備えと防災・減災対策の強化について
- ・緊急的な県内経済・雇用対策について
- ・農林水産業対策について
- ・福祉・医療・障がい者施策の充実について
- ・教育問題について
- ・安全・安心な地域づくりについて

**高橋 透議員質問（社会民主党宮崎県議団）** ----- 119

- ・知事の政治姿勢について
- ・地域医療対策について
- ・自殺対策等について
- ・観光振興対策について
- ・農林水産業振興について
- ・防災対策と社会資本整備について
- ・教育問題について
- ・少年犯罪と防犯対策について

**自3月2日（土曜日） 休 会**

**至3月3日（日曜日）**

**3月4日（月曜日）**

1. 出席議員 -----	145
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	145
1. 議員発議案送付の通知 -----	146
1. 議員発議案第1号追加上程 -----	146
1. 議員発議案第1号提案理由説明 -----	146
宮原義久議会運営委員長 -----	146
1. 議員発議案第1号採決 -----	146
1. 一般質問 -----	147

**右松隆央議員質問** ----- 147

- ・知事の政治姿勢について
- ・本県の入札制度について
- ・土地制度における行政精度の問題点と対策について
- ・重点推進事業等の進捗について
- ・本県の観光政策について

**清山知憲議員質問** ----- 160

- ・成長戦略について

・ T P P について	
・ 都市政策について	
・ 県立病院について	
・ 地域医療再生基金積み増し分について	
・ 研修医定数問題について	
・ 教科書選定について	
・ 死因身元調査法について	
<b>重松幸次郎議員質問</b> -----	174
・ 新エネルギービジョンについて	
・ みやぎきフードビジネス推進について	
・ コンパクトシティー形成への取り組みについて	
・ 骨髄ドナーの継続的確保について	
・ 観光振興につながる公共交通の利用促進について	
<b>西村 賢議員質問</b> -----	185
・ 知事の政治姿勢について	
・ 新エネルギー対策について	
・ 観光対策について	
・ 細島港物流対策について	
・ 子育て支援と教育問題について	
<b>3月5日（火曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	199
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	199
1. 一般質問 -----	200
<b>岩下斌彦議員質問</b> -----	200
・ 観光政策について	
・ 東九州自動車道について	
・ 道路整備について	
・ 農業政策について	
・ 水産業の振興について	
・ 新エネルギー促進について	
・ こども政策等について	
<b>徳重忠夫議員質問</b> -----	211
・ 知事の政治姿勢について	
・ フードビジネスの展開について	
・ 医療・福祉行政について	

・ 公共事業について	
<b>後藤哲朗議員質問</b> -----	225
・ 知事の政治姿勢について	
・ 宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業について	
・ 宮崎県総合計画（アクションプラン）の進捗状況について	
・ 平成25年度当初予算案について	
・ 海岸保安林等機能強化調査事業について	
・ 「スポーツランドみやざき」の全県的な展開について	
・ 農業の振興について	
・ 急傾斜地崩壊対策事業の整備促進について	
<b>星原 透議員質問</b> -----	239
・ 知事の政治姿勢について	
・ みやざきフードビジネス振興構想について	
・ みやざき東アジア経済交流戦略について	
・ 投票率向上の取り組みについて	
・ いじめ・体罰等について	
<b>3月6日（水曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	257
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	257
1. 一般質問 -----	258
<b>蓬原正三議員質問</b> -----	258
・ 新エネルギービジョンについて	
・ 日本ミツバチについて	
・ 災害の教訓について	
・ 東アジア戦略について	
・ 農業問題について	
・ 県立芸術劇場の駐車場について	
<b>冨師博規議員質問</b> -----	273
・ 精神保健対策について	
・ 知事の政治姿勢について	
・ 保育人材の確保について	
・ 一般貸切旅客自動車運送事業について	
<b>鳥飼謙二議員質問</b> -----	284
・ 知事の政治姿勢について	
・ 予算編成の透明化について	

・ 行財政改革と県政の推進体制について	
・ 地域医療の充実について	
<b>中野一則議員質問</b> -----	300
・ 知事の政治姿勢について	
・ 廃棄物処理行政について	
・ 教育行政について	
・ 新たな成長産業について	
1. 議案に対する質疑 -----	312
前屋敷恵美議員 -----	312
1. 議案第1号から第61号まで及び請願委員会付託 -----	317
<b>自3月7日（木曜日）</b>	
<b>常任委員会（補正）</b>	
<b>至3月8日（金曜日）</b>	
<b>自3月9日（土曜日）</b>	
<b>休        会</b>	
<b>至3月10日（日曜日）</b>	
<b>3月11日（月曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	321
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	321
1. 東日本大震災の犠牲者への黙祷 -----	322
1. 常任委員長審査結果報告（議案第42号から第61号まで） -----	322
黒木正一総務政策常任委員長 -----	322
高橋  透厚生常任委員長 -----	323
山下博三商工建設常任委員長 -----	324
松村悟郎環境農林水産常任委員長 -----	326
西村  賢文教警察企業常任委員長 -----	327
1. 討        論 -----	328
前屋敷恵美議員（議案第53号及び第61号に反対、議案第42号及び第60号に 賛成） -----	328
1. 議案第53号採決 -----	330
1. 議案第61号採決 -----	330
1. 議案第42号から第52号まで及び第54号から第60号まで採決 -----	330
1. 知事発言 -----	330
<b>3月12日（火曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	335
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	335
1. 議案第62号及び第63号追加上程 -----	336

1. 知事提案理由説明 -----	336
<b>自 3月12日 (火曜日)</b>	
<b>至 3月15日 (金曜日)</b>	<b>常任委員会 (当初)</b>
<b>自 3月16日 (土曜日)</b>	
<b>至 3月17日 (日曜日)</b>	<b>休        会</b>
<b>3月18日 (月曜日)</b>	<b>特別委員会</b>
<b>自 3月19日 (火曜日)</b>	
<b>至 3月20日 (水曜日)</b>	<b>休        会</b>
<b>3月21日 (木曜日)</b>	
1. 出席議員 -----	339
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	339
1. 常任委員長審査結果報告 (議案第1号から第41号まで及び請願) -----	340
黒木正一総務政策常任委員長 -----	340
高橋 透厚生常任委員長 -----	342
山下博三商工建設常任委員長 -----	344
松村悟郎環境農林水産常任委員長 -----	347
西村 賢文教警察企業常任委員長 -----	349
1. 討        論 -----	351
前屋敷恵美議員 (議案第1号、第24号、第36号から第38号に反対、議案第32号、第40号に賛成、請願採択の要望) -----	351
1. 議案第1号、第24号及び第36号から第38号まで採決 -----	353
1. 議案第2号から第23号まで、第25号から第35号まで及び第39号から第41号まで採決 -----	353
1. 請願第31号採決 -----	354
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----	354
1. 質        疑 -----	354
西村 賢議員 (議案第62号、第63号について) -----	354
1. 討        論 -----	356
前屋敷恵美議員 (議案第62号に反対、第63号に賛成) -----	356
1. 議案第62号採決 -----	357
1. 議案第63号採決 -----	357
1. 特別委員長調査結果報告 -----	357
内村仁子産業活性化特別委員長 -----	357
田口雄二地域医療対策特別委員長 -----	360
岩下斌彦水資源保全対策特別委員長 -----	363



1. 議員発議案送付の通知	366
1. 議員発議案第2号から第8号まで追加上程	366
1. 討 論	367
前屋敷恵美議員（議員発議案第3号に反対）	367
1. 議員発議案第3号採決	368
1. 議員発議案第2号、第4号、第5号、第7号及び第8号採決	368
1. 議員発議案第6号提案理由説明	368
田口雄二地域医療対策特別委員長	368
1. 議員発議案第6号採決	369
1. 副知事退任挨拶	369
1. 閉 会	370
<hr/>	
1. 資 料	371
平成25年2月定例県議会日程	373
議案送付文書	374
代表質問時間割	378
一般質問時間割	379
議案委員会審査結果表	380
議案・請願委員会審査結果表	381
閉会中の継続審査・調査申出一覧	384
1. 議案議決件名一覧表	385
1. 議員発議条例、意見書	391
環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書	393
「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具現化等を求める意見書	394
在外邦人の安全確保など危機管理についての意見書	395
地方交付税法の主旨に反する地方交付税の削減に対する意見書	396
ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書	397
宮崎県の地域医療を守り育てる条例	398
外国資本等による森林の売買等に対する適切な対応を求める意見書	401
地籍調査の充実を求める意見書	402
1. 請願一覧表	403
1. 議事経過	419

2月22日（金）

# 平成 25 年 2 月 22 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開会

## 出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	( 郷 中 の 会 )
2 番	重 松 幸 次 郎	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )
3 番	凶 師 博 規	( 日 日 新 )
4 番	渡 辺 創	( 新 み や ざ き )
5 番	松 村 悟 郎	( 自 由 民 主 党 )
6 番	内 村 仁 子	( 同 )
7 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
8 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
9 番	右 松 隆 央	( 同 )
10 番	二 見 康 之	( 同 )
11 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	外 山 三 博	( 同 )
14 番	河 野 哲 也	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )
15 番	高 橋 透	( 社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団 )
16 番	太 田 清 海	( 同 )
17 番	田 口 雄 二	( 新 み や ざ き )
18 番	西 村 賢	( 同 )
19 番	星 原 透	( 自 由 民 主 党 )
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	横 田 照 夫	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
25 番	山 下 博 三	( 同 )
26 番	黒 木 正 一	( 同 )
27 番	前 屋 敷 恵 美	( 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 )
28 番	新 見 昌 安	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )
29 番	鳥 飼 謙 二	( 社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団 )
30 番	井 上 紀 代 子	( 新 み や ざ き )
31 番	徳 重 忠 夫	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	( 自 由 民 主 党 )
33 番	十 屋 幸 平	( 同 )
34 番	中 野 廣 明	( 同 )
35 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
36 番	福 田 作 弥	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	中 野 一 則	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	牧 元 幸 司
総 合 政 策 部 長	稲 用 博 美
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	土 持 正 弘
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	米 原 隆 夫
農 政 水 産 部 長	岡 村 巖
県 土 整 備 部 長	濱 田 良 和
会 計 管 理 者 長	豊 島 美 敏
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋 章
公 安 委 員 長	山 崎 殖 達
警 察 本 部 長	加 藤 社 秀
人 事 委 員 長	村 本 尊
代 表 監 査 委 員	宮 本

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事 務 局 次 長	小 八 重 英 稔
総 務 課 長	山 之 内 幸 徳
議 事 課 長	福 嶋 昭 藏
政 策 調 査 課 長	佐 野 浩 太 郎
議 事 課 長 補 佐	谷 口 雅 広
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 幸 二
議 事 課 主 査	関 谷 幸 一
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

---

◎ 開 会

○外山三博議長 これより平成25年2月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員38名、全員でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎ 議席の一部変更

○外山三博議長 この際、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

---

◎ 会議録署名議員指名

○外山三博議長 会議録署名議員に、押川修一郎議員、田口雄二議員を指名いたします。

---

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○外山三博議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕 御報告いたします。

閉会中の去る2月15日の議会運営委員会において、本日招集されました平成25年2月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計59件、その内訳は、当初予算20件、補正予算11件、条例16件、予算・条例以外12件であります。このほか2件の報告があります。また、さらに補正予算及び条例が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会

において慎重に審査をいたしました結果、会期については、本日から3月21日までの28日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、2月28日から2日間の日程で代表質問、3月4日から3日間の日程で一般質問を行います。代表質問については、質問人数を5名とし、質問の順序及び時間は、自由民主党120分以内、新みやざき55分以内、公明党45分以内、社会民主党45分以内といたします。次に、一般質問については、質問人数を合計12名以内とし、質問順序は、27日が締め切りとなっております通告書の提出を待って決定いたします。質問時間は、1人30分以内といたします。

一般質問終了の後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。まず、3月7日、8日の2日間で各常任委員会を開催していただき、付託された議案のうち補正予算及び補正関連議案を審査の上、3月11日の本会議で、各常任委員長の審査結果報告及び採決を行います。

その後、3月12日から15日までの4日間で、同じく委員会において、当初予算及び当初関連議案を審査の上、最終日の本会議で、議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

また、同じく最終日には、今年度設置しております3特別委員会の調査結果報告を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降

壇]

○外山三博議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

### ◎ 会期決定

○外山三博議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月21日までの28日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

---

### ◎ 議案第1号から第59号まで上程

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第59号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

---

### ◎ 知事提案理由説明等

○外山三博議長 ここで、知事に、今後の県政運営についての所信及び議案の提案理由説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。平成25年2月定例県議会の開会に当たりまして、今後の県政運営に関する所信の一端を申し上げますとともに、ただいま提案いたしました平成25年度の予算案並びにその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

私は、先月、知事としての任期4年の折り返しを迎えました。就任1年目は、口蹄疫からの

復興に取り組むさなか、知事就任日に発生した高病原性鳥インフルエンザ、その数日後の新燃岳の噴火、さらに東日本大震災の発生など、本県も我が国も相次いで災害に見舞われ続けた大変厳しい1年でありました。

そして、2年目であるこの1年におきましては、本県が厳しい状況から立ち上がり、将来に向け希望の光を取り戻す「岩戸開き」の年とするため、口蹄疫からの再生・復興を初め県内経済の活性化や防災力の強化等に全力で取り組んでまいりました。

このような中、全国和牛能力共進会における宮崎牛の日本一連覇を初め、東九州自動車道の一部区間の前倒しでの開通、昨日まで行われておりましたWBC日本代表の直前合宿の開催など、復興の兆しを感じる出来事が続いております。WBC日本代表の皆さんは、けさ方、市内の宿泊所を出発して空港に向かわれたところを、戸敷宮崎市長、また関係者とともにお見送りをしてまいりました。宮崎キャンプを行っていただいた感謝を申し上げつつ、3連覇に向けた祈りを込めてお見送りをしたところでございます。

また、こうした出来事に加えて、延岡学園高校男子バスケットボール部がウインターカップ2連覇を、鵬翔高校が全国高等学校サッカー選手権大会で見事、県勢初の優勝を果たすなど、本県の未来を担う若者が、県民に勇気と誇りを与える結果を出してくれており、県全体によりやく明るい雰囲気を感じられるようになってまいりました。

あたかも天の岩戸が開かれ、闇に覆われていた世界にまばゆいばかりの光が差し込んできた、そんな1年であったかと考えておりまして、これも県民の皆様や県議会の皆様の御尽

力、御協力のおかげと深く感謝を申し上げます。ことしは、開かれた岩戸からあふれ出す光をより強く明るい光とし、光あふれる未来を実感できる、そんな希望の年にしたいと考えております。

地方を取り巻く情勢を見ますと、少子高齢・人口減少問題や地域間競争の激化、エネルギー需給の逼迫など、依然として厳しい状況にあり、本県におきましては、経済・雇用対策、防災・減災対策、子育て・医療対策など、重要課題がまさに山積しているところであります。

このような状況において、特に、将来にわたり安定した経済成長を実現するため、先般、「復興から新たな成長へに向けた基本方針」を策定し、「新たな成長」に向けた取り組みに軸足を移していくことといたしました。平成25年度は、「復興から新たな成長へ」を基本的な考え方に、「新しい時代を切り拓く「成長産業」の育成」「地域経済の活性化」「安全・安心でゆたかな地域づくり」の3つの柱を重点施策として、本格的な景気回復と将来への揺るぎない産業基盤の構築に向け取り組むこととしたところであります。

県民の皆様はもちろん、県議会の皆様や国、市町村、関係団体の皆様と、引き続き対話と協働に努めながら、私が先頭に立って県民総力戦を展開し、「新たな成長」への礎を築く年にしたいと考えております。県議会の皆様を初め、県民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、提案いたしました議案の御説明に先立ち、県政に関しまして3点ほど御報告させていただきます。

1点目は、先ほども触れました「復興から新たな成長に向けた基本方針」の策定についてで

あります。

口蹄疫からの再生・復興につきましては、全国和牛能力共進会における宮崎牛の日本一連覇等を契機として、より生産性や付加価値の高い新しい畜産を構築するという次のステージへと進むべき時期に来ていると考えております。

一方、「みやざき元気プロジェクト」等の展開を通じ、相次ぐ災害により影響を受けた経済や雇用の回復を図ってまいりましたが、県内経済は実感として厳しい状況が続いておりますことから、揺るぎない産業基盤の構築に向けた取り組みを強化していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、「口蹄疫からの再生・復興方針」や「みやざき元気プロジェクト」の取り組みを総括した上で、「復興から新たな成長」へ向かう基本的な考え方や視点を明確にする「復興から新たな成長に向けた基本方針」を策定したところであります。

私は、この基本方針を、平成25年度以降の県政運営の基軸とするとともに、今後の本県の核となる成長産業の育成を加速化させ、地域経済・産業全体の活力向上を図る取り組みを官民一体となって重点的に進めていくための共有の指針としたいと考えております。

2点目は、南海トラフ巨大地震等による津波浸水想定についてであります。

県では、昨年8月に、国が地震・津波の想定を公表したことを受け、本県において最悪の条件下で最大クラスの津波が発生した場合の、より詳細な津波浸水想定を検討に取り組んでまいりましたが、先週その検討結果を公表したところであります。

その内容としましては、日向灘を中心に震源が広がる県独自の断層モデルを設定したほか、県が保有する2級河川のデータなど、より詳細

なデータを加えた上で、水門や堤防などの構造物が地震によって破壊される条件を追加するなど県独自のシミュレーションを行っております。その結果として、津波の浸水面積が県全体で1万4,280ヘクタールと、内閣府の想定と比較して約2,000ヘクタール広がるなど、影響がさらに大きなものとなっております。今後、これらの検討結果を踏まえ、津波対策を初めとした大規模災害対策に、より具体的かつ本格的に取り組むべき必要があるものと考えております。

その一環としまして、今月8日には、自衛隊、消防、警察、DMAT等が迅速に集結し、救急救命などの対策に当たるための後方支援拠点確保のために、県内8つの市町と協定を締結したところであります。

また、今回提案しております平成25年度当初予算案の中でも、5億円規模の宮崎県大規模災害対策基金を設置するとともに、この基金を活用した避難対策や地域防災力の強化などのソフト対策と、政府予算案でも拡充されている命と暮らしを守るインフラの再構築などのハード対策等を措置することとしており、総合的な防災・減災対策の着実な推進を図ってまいりたいと考えております。

3点目は、東九州自動車道についてであります。

昨年末に開通しました須美江―北川―延岡間、都農―高鍋間に引き続き、本県と大分県との県境をまたぐ区間である蒲江―北浦間が今月16日に開通し、さらに、先週、西日本高速道路株式会社から発表がありましたとおり、清武ジャンクション―清武南間が3月23日に開通する運びとなりました。

本県の高速道路の整備促進につきましては、これまでも県議会や県民の皆様と一丸となっ

て、その必要性を国や関係機関に強く訴えてまいりました。今年度、東九州自動車道について、5区間、約37キロメートルが新たに開通しますことは、県民にとっても長年の悲願である延岡―宮崎間の平成25年度内の開通や、平成28年度までに開通予定の北九州―宮崎間の早期開通に向け、大きな弾みがつくものと考えております。県といたしましては、東九州自動車道の清武南インターチェンジ以南及び九州中央自動車道の開通が一日も早く実現するよう、今後とも国や関係機関に対して強く訴えてまいりたいと考えております。

それでは、今議会に提案いたしました平成25年度当初予算案につきまして御説明申し上げます。

平成25年度当初予算案編成に当たりましては、財政改革の着実な実行、平成25年度重点施策の推進、役割分担等を踏まえた施策の構築・県民総力戦による実行を基本方針といたしました。

まず、予算編成方針において設置を検討することとしておりました特別枠についてであります。

本県財政は、極めて厳しい状況にありますが、停滞している県内経済の活性化を図るとともに、東日本大震災等を踏まえた県民生活の安全を確保する取り組みを推進するため、昨年度に引き続き「地域経済活性化・防災対策特別枠」を設け、公共事業の増額や新たな基金の設置など、総額87億円規模の追加措置をすることといたしました。その内訳としまして、公共事業の追加として約46億円、その他として約41億円を措置することとしております。

公共事業につきましては、今回の特別枠による増額後の当初予算案措置額約912億円と、後日

追加提案を予定しております、国の緊急経済対策に対応した平成24年度の補正予算案による措置額約398億円とを合わせまして、合計約1,310億円となる予定であり、これらの公共事業の執行によりまして、ハード整備による防災・減災対策を実施するとともに、県内各地域において経済波及効果を喚起してまいりたいと考えているところであります。

また、その他の措置としまして、みやざき成長産業育成加速化基金設置事業、宮崎県大規模災害対策基金設置事業等について重点措置することといたしました。

みやざき成長産業育成加速化基金設置事業につきましては、今後の核となる成長産業の育成を加速化させる取り組みを戦略的かつ重点的に実施するとともに、本県の成長産業等を支える中小企業の振興を図ることにより、本格的な景気回復と将来への揺るぎない産業基盤を構築することを目的として、基金を設置するものであります。基金規模は30億円であります。

また、宮崎県大規模災害対策基金設置事業につきましては、大規模災害への備えが求められる中、県内における必要な施策を計画的かつ継続的に実施するとともに、東日本大震災の被災者等支援について、息の長い取り組みを行っていくことを目的として、基金を設置するものであります。基金規模は5億円であります。

平成25年度当初予算案は、「第三期財政改革推進計画」を着実に推進しながら、南海トラフ巨大地震の被害想定などを踏まえた緊急的な防災対策の強化や、医療の確保、教育・文化の充実など、全ての県民の暮らしを守る取り組みを進めるとともに、「復興から新たな成長」へ向け、停滞している県内経済の本格的な回復と将来への揺るぎない産業基盤の構築を図る「光あ

ふれる未来へ向けて～元気なみやざき成長予算」として編成したところであります。

このような方針に基づき編成いたしました結果、一般会計5,661億円、特別会計1,158億2,858万2,000円、公営企業会計427億3,628万1,000円となり、一般会計につきましては、前年度の予算額と比較して1.2%の減となったところでありますが、実質的な予算規模を比較するため、前年度の公債管理特別会計の新設に伴う臨時的な経費を除いて比較しますと、0.1%の減と、ほぼ前年度並みとなっております。さらに、先ほども触れました、後日提案予定の追加補正予算案約483億円を合わせますと、8.4%の増と、平成24年度を大きく上回る積極型の予算案としたところであります。

以下、平成25年度当初予算案の主なものについて御説明申し上げます。

平成25年度当初予算案につきましては、フードビジネスの展開や環境・新エネルギー、医療機器関連産業の先進地づくり、アジア市場の開拓を図る「新しい時代を切り拓く「成長産業」の育成」、また経済・雇用対策や地域産業の基盤強化、地域経済循環システムの構築を図る「地域経済の活性化」、そして防災力強化・減災対策や、地域を支える多様な人財の育成と機会の拡大、記紀編さん1300年記念事業の推進を図る「安全・安心でゆたかな地域づくり」の3つを重点施策と位置づけ、予算編成を行ったところであります。

まず1点目は、「新しい時代を切り拓く「成長産業」の育成」であります。

「復興から新たな成長へ」という私の考え方をより強く反映し、また特に各部局の枠を超えて推進する必要があることから、特別重点施策として位置づけたところであります。



豊富な農林水産資源を生かした食品関連産業を本県の成長産業として積極的に展開していくため、新たに策定した「みやざきフードビジネス振興構想」に基づき、農商工連携や6次産業化による高付加価値化、「オープンラボ」の整備による新商品開発、全国和牛能力共進会2連覇等を生かしたブランド力向上による販路拡大など、生産から加工、流通、販売までの取り組みを強化する「フードビジネスの展開」に取り組むこととしております。

また、低炭素・循環型社会を実現するため、「宮崎県新エネルギービジョン」の改訂計画等に基づき、太陽光、バイオマス、小水力等の新エネルギーのより一層の導入促進や省エネ・資源循環等の取り組みをさらに進めるとともに、医療機器関連産業の先進地づくりを推進するため、「東九州メディカルバレー構想」に基づき、国の総合特区制度を活用し産学官連携の取り組みをより一層加速化するなど、「環境・新エネルギー、医療機器関連産業の先進地づくり」に取り組むこととしております。

さらに、急速な経済成長を遂げ人口増加の著しいアジアの活力を取り入れ、県産農産物や加工品の輸出促進、観光客誘致等を積極的に推進するため、「みやざき東アジア経済交流戦略」に基づき、フロンティアオフィスを併設した香港事務所の整備や、みやざきブランドのプロモーション、新規航空路線の開拓、旅行商品の企画・販売など、「アジア市場の開拓」に取り組むこととしております。

以上の取り組みを含む、新しい時代を切り拓く成長産業の育成を今後5年間で加速化させるとともに、成長産業を支える本県中小企業の振興を図るため、30億円の基金を創設することとしております。

2点目は、「地域経済の活性化」であります。

口蹄疫や東日本大震災等の影響により低迷が続く本県経済の回復を図るため、中小企業の経営力強化のための融資制度の拡充や、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した雇用対策等の県内経済へ波及効果の高い事業の推進など、「経済・雇用対策」に取り組むこととしております。

また、地域の特色を生かす戦略的企業立地の推進や地場企業の育成、交通・物流ネットワークの充実など、「地域産業の基盤強化」に取り組むこととしております。

さらに、広い意味での地産地消を推進する「みやざき元気!“地産地消”県民運動」や「中山間地域をみんなで支える県民運動」「宮崎を知ろう!100万泊県民運動」などの取り組みを推進する「地域経済循環システムの構築」に取り組むこととしております。

3点目は、「安全・安心でゆたかな地域づくり」であります。

南海トラフ巨大地震を初めとする自然災害による被害を最小限に抑えるための基金設置や、県立学校の耐震化、災害に強い県土づくりの推進など、ソフト・ハード両面からの防災・減災対策を強化する「防災力強化・減災対策」に取り組むこととしております。

また、将来の地域や産業を支える子供・若者の育成、高齢者の生きがいづくりや社会参加の推進、あるいは幅広い分野での女性の活躍を後押しする取り組みの強化など、「地域を支える多様な人財の育成と機会の拡大」に取り組むこととしております。

さらに、本県の神話・伝承等を次世代へとつなぐ取り組みの強化や「神話のふるさと みや

ざき」ブランドの定着化、神楽の世界無形文化遺産登録を目指す取り組み、置県130年記念等の関連イベントを通じた地域活性化の推進など、「記紀編さん1300年記念事業の推進」に取り組むこととしております。

一般会計の歳入財源といたしましては、県税788億7,000万円、地方交付税1,835億300万円、国庫支出金793億9,538万4,000円、県債740億2,520万円、その他1,503億641万6,000円を充当することといたしております。

次に、予算関係以外の議案について御説明いたします。

議案第21号「地方警察職員の定数に関する条例の一部を改正する条例」は、警察法施行令が改正されることに伴い、宮崎県警察官の定数について、所要の改正を行うものであります。

議案第24号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、人事委員会勧告等を踏まえ、県職員の住居手当の改定を行うなど、所要の改正を行うものであります。

議案第26号「みやざき成長産業育成加速化基金条例」は、今後の核となる成長産業の育成を加速化させる取り組みを戦略的かつ重点的に実施するとともに、本県の成長産業等を支える中小企業の振興を図るための基金を設置する条例を制定するものであります。

議案第27号「宮崎県大規模災害対策基金条例」は、県内における大規模災害に備えて必要とされる諸対策を推進するとともに、東日本大震災被災者等を支援するための基金を設置する条例を制定するものであります。

議案第30号「宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例」は、県内臨床研修医及び僻地医療機関等の医師不足病院で勤務する医師の確保を図るため、所要の改正を行うものであ

ります。

議案第32号「宮崎県中小企業振興条例」は、中小企業の重要性を再認識し、県民総力戦で中小企業の振興を図るための条例を制定するものであります。

議案第34号「後期研修医研修資金貸与条例」は、県立日南、延岡病院の医師の安定的確保を図り、県南・県北地域の医療体制の充実に寄与するため、宮崎大学医学部講座に在籍して後期臨床研修を受ける医師に対して研修資金を貸与する条例を制定するものであります。

議案第39号から第41号までは、みやざきボランティア活動促進基本方針、宮崎県医療計画及び宮崎県新エネルギービジョンの変更について、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付するものであります。

その他の議案につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊にて同時に提案いたしております平成24年度補正予算案及びその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであります。補正額は、一般会計マイナス256億5,798万9,000円、特別会計マイナス9億14万5,000円であります。この結果、平成24年度の一般会計歳入歳出予算規模は5,542億6,093万円となります。

以下、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、既存基金への積み立てにつきましては、昨年国の予備費活用による経済対策第二弾での交付金を受け、「緊急雇用創出事業臨時特例基金」及び「安心こども基金」の2つの基

金に積み立てを行うものであります。

次に、農業関連の施設整備事業につきまして、産地の生産体制の強化と農業経営の安定、収益性の改善を図るため、農業生産法人等が行う施設整備を助成するものであります。

以上、補正予算案の概要について御説明申し上げましたが、これに要します一般会計の歳入財源は、地方交付税41億7,999万6,000円、国庫支出金マイナス94億7,581万6,000円、繰入金マイナス86億2,271万円、県債マイナス74億8,198万3,000円、その他マイナス42億5,747万6,000円であります。

次に、平成24年度予算の翌年度への繰り越しについてであります。

公共事業等について、国庫補助決定が年度後半になったこと及び用地買収に日時を要したことなどの事情から、歳入歳出予算を翌年度に繰り越して執行するものであります。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

議案第53号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」は、国家公務員の退職手当制度の改正に合わせて、本県職員の退職手当制度についても所要の改正を行うものであります。

その他の議案については、説明を省略させていただきます。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○外山三博議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす23日から27日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、28日午前10時開会、代表質問

であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時32分散会

2月28日（木）

# 平成 25 年 2 月 28 日 ( 木 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	( 郷 中 の 会 )
2 番	重 松 幸 次 郎	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )
3 番	凶 師 博 規	( 日 日 新 )
4 番	渡 辺 創	( 新 み や ざ き )
5 番	松 村 悟 郎	( 自 由 民 主 党 )
6 番	内 村 仁 子	( 同 )
7 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
8 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
9 番	右 松 隆 央	( 同 )
10 番	二 見 康 之	( 同 )
11 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	外 山 三 博	( 同 )
14 番	河 野 哲 也	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )
15 番	高 橋 透	( 社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団 )
16 番	太 田 清 海	( 同 )
17 番	田 口 雄 二	( 新 み や ざ き )
18 番	西 村 賢	( 同 )
19 番	星 原 透	( 自 由 民 主 党 )
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	横 田 照 夫	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
25 番	山 下 博 三	( 同 )
26 番	黒 木 正 一	( 同 )
27 番	前 屋 敷 恵 美	( 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 )
28 番	新 見 昌 安	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )
29 番	鳥 飼 謙 二	( 社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団 )
30 番	井 上 紀 代 子	( 新 み や ざ き )
31 番	徳 重 忠 夫	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	( 自 由 民 主 党 )
33 番	十 屋 幸 平	( 同 )
34 番	中 野 廣 明	( 同 )
35 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
36 番	福 田 作 弥	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	中 野 一 則	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	牧 元 幸 司
総 合 政 策 部 長	稲 用 博 美
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	土 持 正 弘
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	米 原 隆 夫
農 政 水 産 部 長	岡 村 巖
県 土 整 備 部 長	濱 田 良 和
会 計 管 理 者	豊 島 美 敏
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	加 藤 達 也
選 挙 管 理 委 員 長	後 藤 仁 俊
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊 秋
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 栞 保 博

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事 務 局 次 長	小 八 重 英 稔
総 務 課 長	山 之 内 誠 一
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長 補 佐	日 吉 浩 太 郎
議 事 課 長 補 佐	谷 口 雅 広
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 幸 二
議 事 課 主 査	関 谷 幸 二
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

---

◎ 議案第60号及び第61号追加上程

○外山三博議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。お手元に配付のとおり、知事より議案第60号及び第61号の送付を受けましたので、これらを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

◎ 知事提案理由説明

○外山三博議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

今回の補正は、国の緊急経済対策の実施に伴う経費について措置するものでありまして、国土強靱化を推進するための公共事業や各種基金の積み立て等を行うものであります。補正額は、一般会計483億4,596万4,000円であります。これに要します歳入財源は、分担金及び負担金16億5,196万5,000円、国庫支出金309億5,202万5,000円、繰入金4億232万8,000円、諸収入3,294万6,000円、県債153億670万円です。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は6,026億689万4,000円となります。

以下、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、公共事業であります。国からの補助

金等を受けて実施する道路、河川、土地改良、治山事業等の補助・交付金事業と、国が実施する直轄事業への負担金とを合わせまして約398億円を措置することとしております。各種基金への積み立てにつきましては、追加交付される補助金等を森林整備加速化・林業再生基金や緊急雇用創出事業臨時特例基金等へ積み立てることとしております。その他の事業としまして、災害発生時に市町村等と共同して情報を収集し提供するためのシステムを構築する新総合防災情報ネットワーク整備事業や、農業協同組合等が行う施設整備に対し助成する強い産地づくり対策整備事業等を行うこととしております。

次に、宮崎県副知事の定数を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

県におきましては、「復興から新たな成長へ」を合い言葉に、フードビジネスの展開や東アジア経済交流戦略など部局横断的な取り組みを積極的に推進することとしており、職員が一人丸となって、これまで以上に攻めの姿勢で各種施策に取り組んでいくためには、私の補佐や職員の指導のほか、重要なプロジェクト等の総括を担う副知事の役割がさらに重要になるものと考えております。また、副知事には、国や市町村、関係団体等との密接な連携を図るという大切な役割もあり、地元出身者も含む副知事2人制とすることで、これらの連携がさらに強力となり、県政運営に大きな効果が期待されるころであります。副知事2人制につきましては、これまでも各方面からさまざまな御意見をいただいていたところであり、熟慮を重ねた結果、副知事2人制の導入について判断するに至りましたことから、関係条例の改正を行うものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要につ

いて御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○外山三博議長 知事の説明は終わりました。

◎ 代表質問

○外山三博議長 それでは、ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、自由民主党、中野・明議員。

○中野廣明議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。今回の質問は、「失われた20年」を念頭に質問をいたします。

20年間のデフレが続いた国はどこにもありません。今回のアベノミクスで円安、株高で、国民も何とか景気がよくなるのではないだろうかという感じを持っておられるのではないのでしょうか。失われた20年間で本県は何を失ったのでしょうか。統計調査課から本県の主要データ入手しました。まず人口であります。平成20年と19年前を比較しますと4万3,000人の減少であります。世帯数は逆に5万8,866世帯増加しております。これは1人暮らし、2人暮らしがふえたという理由であります。核家族は減っております。0～14歳の年少人口は約6万6,000人の減少、15～64歳の生産年齢人口、宮崎県を支える労働力でありますけれども、9万1,000人の減少であります。65歳以上の老年人口は約11万1,000人の増加、高齢化率は平成5年が16.13%、平成24年が26.65%であります。小中高の生徒数、トータルで見ますと、平成23年と19年前を比べると7万2,814人の減少であります。農家数、平成22年と20年前を比較しますと2万3,000

戸の減少であります。耕地面積、平成23年と22年前を比べますと8,600ヘクタールの減少となっております。農業産出額、平成23年と20年前を比べますと843億円の減少であります。林業就業者、昭和60年と平成22年を比較しますと3,942人の減少、林野面積は58万9,000ヘクタールでほぼ変わりません。

素材生産量、平成23年と22年前を比べますと19万立方メートル増加、原木の安くなる理由かなと。新設住宅着工戸数を見ますと、平成23年と21年前とを比較しますと1万507戸の減少であります。製造業事業所、平成22年と20年前を比較しますと950事業所の減、従業者数は2万217人の減少であります。製造品出荷額は平成22年1兆3,120億円で大体横ばいであります。工場立地件数、平成23年と20年前を比べますと9万6,000件の減少であります。宮崎空港利用状況、本当に私はこれが宮崎県の経済事情を反映しているのかなと思いますけど、平成23年と14年前を比べますと110万7,000人の減少であります。平成7～19年の13年間は300万人台を維持してきました。平成20年からは200万人台であります。本当に宮崎の経済事情、このようなことかなと思います。

自動車保有台数、平成23年と22年前を比べると26万7,000台の増加、これは税収がふえます。労働者月間給与総額、平成23年と19年前を比べますと月2万2,000円の減、年間26万4,000円の減少ということになります。一方、生活保護被保護者数、平成23年と20年前を比べますと6,240人の増加ということになります。大体1,000人当たり15名ということになります。県内総生産額、これは名目でありますけど、平成21年が3兆4,700億円、10年前と比較しますと年間2,216億円の減少ということになります。1人当たり

県民所得は平成21年が206万8,000円、9年前と比べますと26万円落ちております。観光客数は、統計ですけど、大体1,200万人台を維持しているということでもあります。

こんな数字を見ますと、本当に宮崎県の将来はどうなるのかな、そんな思いがするわけがあります。そこで知事に質問をいたします。知事の任期1期目4年の折り返しの時期に入りました。県の主要データは景気回復によって簡単に解決するとは考えられない状況であります。このままでは県勢はじり貧の状態であると思えます。県勢の現状が維持できるか、下降するか上昇するか、このことは県政トップリーダーとしての知事の手腕に負うところが大きいと考えますが、知事の考えをお尋ねいたします。

次に、政権交代に伴い、国は24年度補正予算と25年度予算を一体的に編成し、日本経済の再生を目指すとしているが、本県の当初予算及び追加補正予算の考え方とその特徴について、知事にお伺いいたします。

次、総合政策部長にお尋ねいたします。フードビジネス推進課の設置であります。現状のフードビジネス関連事業の実態を踏まえ、課の設置目的、役割、予算規模はどのようなことかお尋ねいたします。

次、商工観光労働部長にお尋ねいたします。県内主要データでも商工業を取り巻く環境は大変な状況であります。商工観光労働部は、企業で言えば研究開発部門、製造部門、販売部門、つまり売り上げを上げて利益を出す部門であります。商工業、観光分野が県勢にとって大変重要な役割を担っております。にもかかわらず商工の予算は、一般財源ベースで見ますと平成13年度が86億8,700万円、平成24年度が60億7,600万円、平成13年度の70%という数字でありま

す。新年度、25年度は全体で483億5,900万円、このうち中小企業融資制度貸付金と人件費を除きますと、つまり真水の部分であります。117億3,600万円となっております。県内製造業を取り巻く状況は本当に厳しく減少方向であります。予算も減少方向であります。このような状況下の宮崎県の商工業をどのように考え振興するのか、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

次、農政水産部長にお尋ねいたします。県内主要データでも農業を取り巻く環境は大変な状況であります。幾ら入れてもいい数字は出てこない。第七次宮崎県農業・農村振興長期計画を何回か今回見てみました。一方では、地元の農家の人たちと話をすると、長年培った経験と技術をもって、ただ黙々と働いておられます。この振興計画と現実との乖離を感じざるを得ません。国富では、たばこ、お茶、ハウス園芸、畜産、露地野菜は将来も持続可能であろうと私は考えておりましたけれども、たばこ、お茶が既に衰退しております。「儲かる農業」と言っても、農家はコスト計算ができません。なぜなら、価格は市場で需要と供給で決まるからです。5年、10年先の本県農業をどのように考えるかお尋ねいたします。

次、会計管理者にお尋ねいたします。県財政においても、このように財政が逼迫しますと、公金の管理と運用は非常に重要と考えております。本県の状況はどのような状況になっているのかお尋ねいたします。

以下、質問者席で質問いたします。(拍手)  
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

まず、県勢の上昇に向けた覚悟についてであ



ります。議員からも御指摘がありましたとおり、少子高齢・人口減少時代の到来や社会経済情勢の変化などもありまして、本県の主要なデータからは大変厳しい状況が見てとれるところでもあります。さらに、本県では平成22年以来、相次いで大きな災害に見舞われましたことから、県勢の浮揚に向けて待ったなしの状況にあることを痛感しているところでもあります。そうした中、昨年来の宮崎牛の日本一連覇などによりまして、県民みんなが前を向いて進んでいこうという機運が徐々に盛り上がっている今こそ、「復興から新たな成長」を合い言葉に、次のステップへと力強く歩を進めるべきときが来たものと考えておるところであります。景気の「気」は気持ちの「気」と言われることもあるわけではありますが、明るい話題が続く今こそ、気持ちも明るく前向きに、県民の皆様はもちろん、県議会や市町村、関係団体の皆様と一体となりまして県勢の浮揚に向けて、私がおの先頭に立って全身全霊を傾けてまいりたいと考えております。

次に、当初予算案等についてであります。平成25年度当初予算案につきましては、財政改革の着実な実行を図りながら、当初予算編成方針において特別重点施策に位置づけました、「新しい時代を切り拓く「成長産業」の育成」を初めとする3つの重点施策を積極的に推進することなどを基本に編成したところでもあります。具体的には、県税や地方交付税が減少する厳しい状況ではありましたが、地域経済活性化・防災対策特別枠を大幅に増額いたしまして、公共事業の追加措置を初め、30億円のみやざき成長産業育成加速化基金や5億円の宮崎県大規模災害対策基金の設置など、県内経済の活性化や防災・減災対策に積極的な措置を講じたところであ

ります。また、国の緊急経済対策と歩調を合わせ、補正予算にも積極的に取り組むこととしたところでありまして、本日提案させていただきました追加補正予算案では、特に公共事業について398億円を措置しておりまして、25年度当初予算案と合計した公共事業予算額は、24年度当初予算から40%増となる1,310億円を確保したところでもあります。今後は、この追加補正予算と当初予算を一体的に執行しながら、停滞している県内経済の活性化や県民の安全・安心な生活環境の確保等を進めてまいりたいと考えておるところであります。以上であります。〔降壇〕  
○総合政策部長（稲用博美君）〔登壇〕 答えいたします。

フードビジネス推進課の設置目的等についてであります。本県の豊富で良質な農林水産物を核とした1次から3次産業までの総合的な食関連産業の成長産業化を目指しまして、現在、みやざきフードビジネス振興構想の策定を進めているところでもあります。この構想の具現化のためには、商品の企画から生産・製造、販売に至る全ての段階に市場ニーズを組み込んでいくことや、産業間の垣根を越えた連携と参入の促進、さらには産業人材育成やネットワーク機能の強化など、さまざまな食関連産業分野の総合力の結集が鍵を握ると考えております。このため、庁内各部局や各事業者、農業・商工団体、大学や金融機関等との総合調整機能を担う司令塔的な組織としまして総合政策部にフードビジネス推進課を設置し、産・学・官・金挙げての推進体制の構築や、分野横断的なプロジェクトチームによります新たなビジネスモデルの創出等を主導していくこととしたものであります。これらの事業を推進するための予算としましては、約3,000万円を計上しているところでありま

す。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（米原隆夫君）〔登壇〕

お答えいたします。

商工業の振興についてであります。本県経済を活性化し、県民所得の向上や雇用の確保を図るため、商工業の振興につきましては、これまでも地場企業の経営安定や新技術・新商品開発、販路拡大等の取り組みに対し支援を行うとともに、地域の特性を生かした企業立地の促進などに取り組んできたところであります。一方、長引く景気低迷の中、地域間・国際間競争の激化や少子高齢・人口減少の本格化等により、本県の商工業を取り巻く環境には非常に厳しいものがございます。

このような中、とりわけ本県の中小企業は、これまで地域の経済と雇用を支え、地域づくりの担い手として本県の経済活動の全般にわたって重要な役割を果たしてきておりますことから、今議会では宮崎県中小企業振興条例を提案させていただいたところであり、これを契機として、特に中小企業の新たな成長・発展を促すために、中長期的視点に立った産業人材の育成や、経営革新・新規創業、販路開拓の取り組みへの支援などに力を入れていきたいと考えております。また、本県経済を将来にわたって牽引する産業として、農商工連携等によるフードビジネスの展開や東九州メディカルバレー構想の推進、アジア市場の開拓等にも積極的に取り組んでいくこととしており、今後とも、本県商工業の振興に一層努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（岡村 巖君）〔登壇〕 お答えいたします。

5年、10年先の本県農業についてでございます。本県農業につきましては、担い手の減少、

また高齢化という構造的な課題に加えまして、国際化の進展や燃油・配合飼料価格の高騰といった外的な要因も重なり、農業産出額の低下傾向にも歯どめがかからず、非常に厳しい状況にあるものと認識をしております。しかしながら、そのような中でも、宮崎牛の全共2連覇や、他の業種とも連携した新しい産地の形成など、本県農業の新しい姿を予感させる取り組みが着実に芽生えており、本県農業が人、もの、技術などのあらゆる面で非常に高いポテンシャルを持っていることを、改めて確信をしているところでございます。県といたしましては、これらの本県農業の貴重な財産を将来にわたって最大限に生かすため、マーケットの変化に対応した経営構造の転換・強化を基本としつつ、産業間の垣根を越えたフードビジネスなどを積極的に推進することにより、確固たる基幹産業として、県民の希望となるような宮崎県農業を実現してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○会計管理者（豊島美敏君）〔登壇〕 お答えいたします。

公金の管理・運用についてであります。昨今の厳しい財政状況の中、確実かつ有利な方法で公金の管理及び運用を図っていくことは大変重要であると考えております。このため、まずは収入、支出の状況の的確な把握に努めるとともに、1つには、ペイオフ対策などによる元本の確保、2つ目として、いつでも現金化が可能な流動性の確保、そして3つ目として、収入確保のための効率性の追求を基本的な考え方として、資金の性格に応じて定期預金や国債等により運用を行っているところでございます。この結果、今年度は、本年1月末現在で約1億8,000万円の利息収入を得たところであります。今後

とも、適切な公金の管理を基本としながら、安全かつ効率的な運用に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○中野廣明議員 知事の答弁、本当に「言うは易く行うは難し」であります。最終的に知事が何年やられるかわかりませんが、知事の通信簿は、さっき言ったようなデータがどう動いたかじゃなかろうか。200～300万円の事業を評価してAとかBとかつけて、しようがないなと思っております。ぜひ通信簿、可山優三——優良可の可がたくさんあって優は3つにならないように、しっかり頑張ってください。

それから総合政策課、フードビジネスでありますけれども、私は最初は、6次産業化と農商工連携について、商工と、もうちょっとすみ分けしたらいんじゃないかなと思って質問をつくりよったら、いきなりフードビジネス推進課が出まして、頭がこんがらがってしまって——今回はまたフードビジネスとの三角関係ができたんです。これはかなり難しいと思います。事業を考えると司令塔なんておこがましいです。私は、産学官金、新しい言葉が好きです。金——何の金かわかりませんが、金融界なんかいろいろ入ってきます。銀行なんかはリスクがあるところには金は絶対貸しません。会議には出席するかもわかりませんが、そういうことでしっかり検証させてもらいたい。私は成功しないだろうな、そう思っております。

商工観光労働部、観光、南九州なんかを見ていますと、本当に厳しいなと思うんです。商業もそうであります。工業もそうであります。「地域の特性」とかよく出てきますけれども、私は地域の特性が何かわからんのです。とにかく知事、先頭に立って、足で稼ぐ仕事をしないとだめじゃないかなと思ってますので、ぜひ

商工業の振興、予算もしっかりつけて頑張ってもらいたいと思います。

次に、農政水産部であります。農政水産部、大事な部門でありますけれども、数字を見ても本当にいい数字が出てきません。極端なことを考えると、農政水産部の人件費をみんな農業に回したらいいんじゃないか、そのくらい成果が出ていない。それだけ難しいということであろうと思いますけれども、とにかく、きれいごとばかり言っていないで、足元を見ながら、現実を見ながらしっかり政策を立てていただきたい。特に農政は国の補助事業を使うんです。副知事には悪いですが、なかなかマッチせんようなものがあるわけです。ただ国の補助金があるから使おうとかそういう部分もありますから、しっかり頑張ってもらいたいと思います。

会計管理者、いかに利息を稼ぐか。私は支払い利息を聞こうと思ったら、それは財政課の話だったんですね。それで、利息をいかに稼ぐかということでもありますけど、十分運用を頑張ってもらいたいと思います。

次に、知事に質問いたします。私は47年間、ちょっと長いかなと思いますけど、この県庁敷地内でうろろしております。この10年間は議会棟から執行部をじっと見てきました。特に官製談合は知事の指示であります。預け問題は、公金の個人的流用は論外として、予算執行残の流用であります。結果としては、職員のコンプライアンス（法令遵守）の欠如という形で、不本意な結果として終わったなと思っているんです。それをぶり返す気はありません。ただそれを今も引きずっているというようなことあります。宮崎県職員倫理規程ができました。これは国がつくった——ノーパンしゃぶしゃぶの後につくったんです——コンプライアンス、法令

遵守といって今もずっとやってきている。県庁職員は真面目に机に座って仕事をしています。

「風通しのいい職場環境の醸成」とか「県民目線に立った行財政改革の推進」ということを耳にしますが、実は私は閉塞感を感じている。閉塞感を。倫理規程では頭から利害関係者との飲食、ゴルフはだめです。原則禁止されております。県民目線と言うならば、それぞれの部が関係業界と気軽につき合いができるような雰囲気、そして現場の生の声を聞くことによって、効率的、効果的な行政推進ができるんじゃないかと考えております。閉鎖的な雰囲気をなくすには、知事の考え次第、改善次第だと思いますけど、知事の考え方をお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 今、御指摘のありました倫理規程、いろんな御指摘のあった過去の過ちというものを二度と繰り返さないという強い覚悟のもとに定めて、さらに遵守を徹底してまいりたいと考えておるところでございますが、一方で、今御指摘がありましたように、関係業界等との意思疎通が以前と比べるとやりにくくなったのではないかという声があるのも確かであります。現場の声を聞いて県の施策に生かしていくのは、大変重要なことであると考えております。私も、「対話と協働」、さらには「県民目線による行政サービスの提供」を基本として県政運営に取り組んでいるところであります。倫理規程なり一定のルールは守るべきであります。その中で、必要以上に萎縮をしたり閉塞感があったりということではいけないと思っておるところでございます。機会あるごとに職員に対しては、積極的に現場に足を運んで意見交換を行うなど、県民の皆様の生の声を拾い上げて、「足で稼ぐ」というふうなことをおっしゃいましたが、円滑で効果的な行政運営

に努めるよう促してまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** 市町村長とか団体からも、「県庁は変わったな」、そんな声が聞こえます。また、県庁職員は、電気を消して、暗闇とは言いませんけど、薄明かりの中で飯を食べていると。消化がいいのかなと思ったり。それから知事、「オール県庁」という言葉、私はこれは知事のひとり言に聞こえるんです。議会言葉だと思えます。一般では全然そんなのは聞きません。ぜひそういうふうにならないように頑張ってください。

次に、県職員の旅費は原則交通費は実費、県内は交通費以外は雑費として1日200円支給、東京までの交通手段は、宮崎から羽田間、浜松町、JR山手線までが実費支給されます。例えば国富から東京日帰りしますと、宮崎空港に行きます。駐車料は出ません。交通費なし。これは通勤手当に入っているからということで、県庁までは出るんですけど、出ません。それから東京都内移動、雑費1,100円、これは通信連絡費、目的地内交通費。出張すれば赤字だと、最近みんな言っています。東京日帰りとなると、早朝、夜帰宅などあります。残業代も出ません。最近上司が部下に「出張してくれ」というような状況もあると聞いております。こんな状況で職員のやる気が出るのかなと思うんですけど、知事の考えをお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 旅費制度についての御指摘がございました。これまでもさまざまな御意見、またいろんな御批判等も踏まえた中での見直しを重ねて、現在の形になっておるところでございますが、基本的に業務上必要な経費というものは、旅費に関する条例に基づいて支払われているものと考えておるところでございます。

す。御指摘のとおり、職員のやる気の醸成というのは大変重要なことであると考えておりますので、旅費事務の簡素化に努めて負担を軽減するとか、公務に必要なものについてはしっかり公費で賄えるようにするという、そのような旅費制度ということ、これからのいろんな形で環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 県内1日出張して200円ということ。県職員が気持ちよく働ける環境にするのか、私はその差は見えない損失だと思っております。県民の批判で変えたということでありますから、昼飯をなくせという批判があったのか、私は全然わかりませんが、ここら辺はしっかり出すものは出して、そしてむちを入れんと、くつわを引っ張っておって、むちだけ入れたって走りません。この間、諸塚に行こうと思って黒木正一議員に、「諸塚で200円で飯が食える食堂があるか」と聞いたら、「ありません」ということでした。弁当持っていかんとしゃあない。そういう状況でありますから、知事、これは何とかしないと、職員のやる気が出ないというのは本当に大きな損失です。

次、海外に行ったときの雑費はどうなっているか、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長(四本 孝君) 外国旅行の旅費は、条例によりまして国家公務員の旅費を基準として支給することとされております。具体的に宿泊料あるいは日当について1日当たりの定額が定まっておるわけですが、日当の4分の1が雑費ということでございます。

○中野廣明議員 金額は言われたですか。

○総務部長(四本 孝君) 外国旅行の場合の日当は、職あるいは地域によりまして段階が幾

つかございまして、別表形式で定められているものでございます。例えば職員が……(「香港」と呼ぶ者あり)香港の場合の日当は3,600円ということになっております。

○中野廣明議員 香港に行って1日3,600円、昼飯は食えるかなと思います。ただ、香港に行ったり、これから営業活動したり、客を呼んだりするにはやっぱり人間関係なんです。飲んだり食ったりするようですね。タクシー代もどこに行けば何ぼ取られるかわかんような状況ですから、本当に東アジア戦略をやろうとすれば、その辺まで含めてやらなきゃだめです。知事が1回行けばそれでいい、そんなものじゃ何にもなりませんから、ぜひいろいろ臨機応変に考えてもらいたいと思います。

次、道州制について。道州制については、これまで政府、経済界、地方公共団体において賛否両論の議論が行われています。このような中、安倍内閣は、道州制基本法なるものを議員立法で、今回の予算成立後に提出する方針との報道がされています。このような状況下で、県議会でも賛否両論ありますが、その前に、道州制について、知事の所見、九州知事会における議論等の現状をお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 私としましては、住民に身近な行政につきましては、国の関与等を廃止し、できる限り地方に任せるよう、国と地方のあり方を見直す必要があると考えておりまして、可能な限り地方分権を進めていくべきだというスタンスに立っています。その中で、道州制につきましても、地方分権の確立に向けた選択肢の一つとして前向きに議論すべきものであろうというふうに認識しております。さまざまな視点から、幅広く国民的な議論が十分に行われるべきものと考えております。

九州地方知事会におきましては、新政権におきましての道州制の議論を大変注目しておるところでございます。これまでも知事会でもさまざまな議論がされておりましたが、新政権における今後の方針なり——今、道州制はいろいろな言葉は飛び交っておりますが、具体像、具体的な設計イメージというものがまだ示されていない状況でございます。今後、具体的な設計に当たりますと、インフラ整備がおこなわれている地域と都市部との格差拡大への懸念にどう対応するのか、さらには、道州間、道州内の財政調整のあり方とか、国と地方の債務の取り扱いなどさまざまな論点があるわけでありまして、そういったことをしっかり議論して、国民的な議論を経て決断なり判断をすべきものと考えております。

**○中野廣明議員** 次、副知事の2人制についてお尋ねいたします。先ほど知事が説明はされたようでありますけど、再度お尋ねいたします。きょう、副知事の2人制の条例が提出されました。副知事の業務は知事を補佐することで、2人の必要性については、まだ私にはしっかりわかりません。なぜなら、知事になったことがないからであります。副知事2人制に対する知事の眼目はどのようなことか、お尋ねいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 先ほどの提案説明と重なる部分もございすが、改めて御説明申し上げますと、本県が置かれている状況、口蹄疫などのさまざまな災害からの再生・復興というのが新たな段階を迎えているという認識のもとに、今後、フードビジネスの展開、さらには、今御指摘のあった東アジア経済交流戦略など、復興から新たな成長に向けた各種の施策を積極的に取り組んでいこうとしておるところであり

ます。また、経済対策や道州制も含めた地方分権などさまざまな国の施策なり打ち出し方針にも迅速かつ的確に対応していく必要があるなど、私の任期の後半に当たります来年度以降が、本県にとりまして大変重要な局面を迎えているのではないかと認識でございます。

このような中、職員が一丸となって攻めの姿勢で各種施策に取り組んでいくためには、私の補佐や職員の指導のほか、フードビジネスも含めた重要なプロジェクトが幾つもこれから立ち上がるわけでありまして、そういった総括などを担う副知事の役割がさらに重要になるものと認識をしております。このため、今回、副知事を2人体制としまして県庁内の執行体制の強化を図りますとともに、地元出身の副知事を起用することで、県議会を初め市町村、関係団体などとのよりきめ細かな連携を図りながら、本県の将来の成長に向けた県政運営を行ってまいりたいと考えているところでございます。これまでも県議会、また経済界を含め各方面からいろいろな御意見をいただいていたところでございますが、本県の置かれている今のような状況というものを判断した上で、今回、副知事2人制の導入について判断するに至り、条例を提案させていただいたところであります。

**○中野廣明議員** 私はしっかりした考えをまだ持っていませんけど、副知事の給料と県内出張の200円がどうしても錯綜するんです。一方では200円に削って、一方は2人にするのかというような、そんな気が私はいたします。

次、入札制度の見直しについてお尋ねいたします。5年前の官製談合の後、業界、県職員の法令遵守の欠如という不本意な結果で一般競争入札に移行しました。この間、一般競争入札制度も最初から完成された制度ではなく、業界等

の意見を聞きながら改善されてきているが、新たに若手技術者の育成とか雇用の欠如、入札事務の複雑化等々いろいろな問題が発生しております。また、協会からの脱退、後継者が育たないとか、建設業界の崩壊も懸念されるところであります。このことは災害発生時の対応にも重大な支障が生じるのではないかと懸念をいたしております。

このようなことを踏まえ、自民党として入札制度改革プロジェクトを立ち上げ、検討を行ってまいりました。鹿児島県では指名競争入札限度額をだんだんと引き下げて、現在、5,000万円以下を地域経済対策として知事の判断で行っているとのことであります。熊本県は現在3,000万円以下、災害のあった阿蘇地域では5,000万円ということになっておるようであります。ことしの1月、建設業協会、会員508名であります。指名競争入札についての賛否のアンケート調査が行われました。賛成64.9%、反対が21.6%、無回答が13.6%でありました。また、国でも今回の補正の公共事業を迅速かつ円滑に執行するために指名競争入札で手続を短縮するとの国交相の記事がありました。今回の補正では県だけが従来の一般競争入札での執行となれば、県の発注時には応札する業者もいない、工事もできない、そんな状況になりかねない、その責任はどこにあるのかと思います。このような状況を踏まえ、知事の決断次第と思いますが、業界の要望も考慮し、新年度から3,000万未満の土木事業は指名競争入札と一般競争入札の併用を導入し、災害工事は迅速かつ円滑に施工できる指名競争入札にすべきと考えますが、知事の英断をお聞きいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 入札制度につきましては、一般競争入札への移行後、改革と並行しま

して、さまざまな団体との意見交換等も行いながら、制度の検証と見直しに努めまして、地域要件の細分化など、地元の建設業者が受注しやすい環境づくりに取り組んできたところでございます。議員の御指摘にありましたように、昨今、東日本大震災や九州北部豪雨などの大規模な自然災害が相次いで発生をするという状況もでございます。本県におきましては、南海トラフの巨大地震、深層崩壊など大規模災害の発生が想定される中で、被災時の復旧・復興においては、迅速かつ円滑な施工の確保が求められていると認識をしておるところでございます。このため私としましては、今後とも、技術と経営にすぐれ、地域に貢献できる建設業者が伸びていける環境づくりに努めますとともに、災害対応力の強化という観点から、一般競争入札を基本としながらも、指名競争入札の活用も含め、透明かつ効率的・合理的な競争環境のあり方について検討してまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** 早急に決断、実行していただきたいと要望しておきます。

次、住宅供給公社についてであります。県議会が平成11年度に行財政改革特別委員会を設置し制定された「宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例」、いわゆる関与条例に基づき、経営評価の実施状況や経営報告等を県議会に報告しております。また、昨年12月に、関与条例の点検、評価制度に基づき各公社等の改革の進捗状況や経営改善の状況等の評価が公表されております。その中で県住宅供給公社につきましては、「廃止を含めた法人のあり方について早急に結論を出す必要がある」との記述がありました。県住宅供給公社についての3次評価を踏まえ、今後、県としてどのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎県住宅供給公社は、昭和41年、勤労者に対しまして居住環境の良好な住宅を供給することを目的として設立して以来、これまで1万戸余の住宅を供給してまいりました。しかしながら、民間住宅産業の成長など社会経済情勢の変化によりまして、住宅供給という所期の目的はおおむね達成したと言える状況となっております。全国状況を見ましても同様に、役割を終えたことなどを理由として約半数が解散の方向となっております。今回の評価というものも一つの時代の流れだというふうに認識し、受けとめておるところでございます。このようなことから、当公社につきましては今後、将来的な解散を見据えて、賃貸管理施設等の保有資産の整理計画を策定の上、入居者の皆様やテナントの方々など関係の皆様御理解と御協力をいただきながら、段階的な事業の縮小について助言・指導してまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 次、総合政策部長にお尋ねいたします。総合政策課の事務分掌を見ますと、総合計画、政策評価事務が大半を占めているのかなと思っております。政策評価事業は各部各課にわたり、かなりの労力をつぎ込んでいると思っております。政策評価の担当者がこれにやりがいを感じているかどうか、甚だ疑問であります。政策評価事業についても再検討すべきだと思っております。部として統計調査課もあることだし、もうちょっと大局的観点に立って宮崎県のシンクタンク的な役割を担うべきだと思うが、部長の意見をお尋ねいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） 総合政策課は県政運営のかじ取り役ということで、気概を持ってその役割を担っているつもりでございます。常日ごろから大所高所の視点に立って現状

分析や将来予測等に取り組みながら、新たな政策課題へも迅速・的確に対応できるようにということで体制を整えているところでございます。今般策定いたしました、来年度以降の県政運営の基軸に据えます「復興から新たな成長に向けた基本方針」、あるいは「県民の暮らしと経済・雇用を支える当面の対応方針」につきましても、総合政策課が中心的な役割を果たしてつくり上げたところでございます。

また、政策評価の関係でございますが、アクションプランの達成状況の把握や課題の整理・分析、さらには、外部委員からの幅広い意見の聴取等を通じまして、県政の重要施策の効果的な推進に活用しているところでございます。なお、大変煩雑化しているんじゃないかというような御指摘がありました。今年度の評価につきましては、手法の簡素化を図りますとともに、外部委員の意見、提言をより重視する方向へと見直しをしたところであります。今後とも効率的かつ効果的な運用に努めてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 かじ取り役ということであり、総合政策部は偉いんですね。総合政策でよくもなるし悪くもなる県政であります。知事、頑張ってください。

私は人の目はごまかせないと思うんです。議員もそうだ。部長、今言われたようなことは自画自賛じゃないかなと思う。自信過剰じゃないかなと思う。誰もそんなに思っていない。私がわからんのは、部長のところにつくっている計画、構想、プラン、ビジョン、方針、戦略、違いがわからんのです、頭が悪いから。違いを教えてください。

○総合政策部長（稲用博美君） 県で策定しております計画等につきましては、総合計画のよ



うな県政の大きな方向性を定めるもの、その総合計画のもとに分野あるいは部門別のもの、さらには下のほうで実際にそれを動かしていくためのものに至るまで、さまざまな性格の計画がございます。それぞれ名称をどうつけるかということにつきましては、はっきり言いまして明確なルールは設けておりません。

**○中野廣明議員** 皆さん、わかりましたか。私はわかりません。知事、わかりますか、違いが言えますか——言えないでしょう。私は、県民目線といたら……。こんなことばかりつくっておってね。もうちょっと簡略に見やすいように。これは計画倒れですよ。みんなそんなことを感じている。迅速に対応している——迅速に計画しておるだけです。中身は一般の事業を寄せ集めているだけです。もうちょっと地に足がついたことをやっていただきたいと思います。

それからこの政策評価、なかなか意見がかみ合いません。私はこれには人件費がかなりかかっていると思います。本当に政策評価をする職員がこれでやりがいを感じていると思うんだったら、県庁職員、県の執行部、これから大したことないと思うぐらい、この事業は無駄が多い。税金の無駄遣いだと思っています。これについては予算の内容まで入っていくべきじゃないかなというぐらい無駄な事業だと思っていることを言っておきます。

次、総務部長にお尋ねいたします。当初予算で新たに2つの基金が設けられていますが、基金を設置する意義、目的についてお伺いをいたします。

**○総務部長（四本 孝君）** 基金につきましては、特定の目的の事業を行うための財源をあらかじめ確保しておくことで、県税や地方交付税などの増減にかかわらず、必要な事業を安定

的、継続的に実施していくことが可能になるとともに、一定の期間に実施する県の施策や全体の事業規模等を、議会や県民の皆様にも、より具体的にお示しできるメリットがあるものと考えております。平成25年度当初予算案でお願いしております、みやざき成長産業育成加速化基金につきましては、平成29年度までの5年間に行うフードビジネスを初めとする成長産業の育成の加速化や、成長産業等を支える県内中小企業の振興のための財源として活用することとしております。また、宮崎県大規模災害対策基金につきましては、明確な年限は設けておりませんが、今回の当初予算案で積み立てることとしております5億円につきましては、今後おおむね3年間に行う、県内における大規模災害対策として必要な事業、あるいは東日本大震災被災者等支援に活用することとしております。

**○中野廣明議員** 基金が最近やたらに目立つんですよね。いろいろ理由はありますが、我々側から言いますと、何か集めて基金にして使うことは一緒です。例えば新年度、新規35億ありますよね。その取り崩しが7億1,800万あるわけですよ。そうしますと、予算の支出には35億と7億1,800万がダブって計上されるわけですよ。25年度当初の積立額は48億、取り崩し額が450億、これからどれだけダブっているかまでは計算できませんでした。悪く言えば予算を膨らますためにするんじゃないかと言えんこともないんです。昔は基金は果実でやっていましたけど、今は取り崩しですからね。その辺も含めてしっかり、ダブリ計上については注記でもするぐらいしていただきたいと思います。

それから次、バランスシート、行政コスト計算書については、もっと有効活用を図るべきだと思いますけど、総務部長。

○総務部長（四本 孝君） 本県におきましては、広く県民の皆様に、県の財政状況あるいは財政運営に関心を持っていただけるよう、さまざまな形で情報提供を行っておるわけですが、御質問のバランスシートあるいは行政コスト計算書等につきましても、毎年度の決算ごとに作成をして公表しているものでございます。バランスシートでは、これまでの財政運営により蓄積された資産や負債の状況等を示しており、また行政コスト計算書では、単年度の行政活動に係る費用とその活動により生じた使用料などの収益を対比させて、税収等で賄うべき行政コストを明らかにしているところであります。これらのことは、情報開示による説明責任の履行という点で意義深いと考えておりますが、今後さらに、他県の財政状況との比較、あるいは受益者負担の適正化、施設管理の効率化等における活用につきましても検討してまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 バランスシート、熊本、鹿児島とか見ましたけれども、ちょっと悪いけど、宮崎のが一番見にくかったです。ぜひいろいろ研究してもらいたい。

このバランスシート、複式簿記では、執行部では言いたくない数字、我々議員としては知りたい数字、例えば投資額、出資金の合計、基金の合計、あるいは債務保証の合計とか、厚い予算書の何冊かに載っているのだが、わからん。ただ、複式簿記をつけてもらえば一覧でわかるんです。知事の手持ちでもわかります。ぜひこれを活用していただきたい。そのためには、「宮崎県の財政」、これはいろいろ載っています。載っていますが、なかなか今言ったようなのは見つからない。見にくいというのがありますから、この一番後ろに1ページか2ページでも

いいです。貸借対照表と損益計算書2枚ぐらいでもいいから、部長、ぜひこれを載せてもらいたいですけど、どうですか。

○総務部長（四本 孝君） 「宮崎県の財政」でございますが、これは「財政事情の作成及び公表に関する条例」に基づきまして年2回作成して、6月と12月に公表させていただいているところでございます。バランスシート等につきましては、県のホームページで公表しているところでございますけれども、議員からの御指摘もございますので、今後、「宮崎県の財政」への掲載方法等について検討を行い対応してまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 ぜひ、新年度の後半ぐらいから何とか頑張って載せていただくようお願い申し上げます。

次、商工観光労働部長にお尋ねいたします。現在、企業の海外進出など日本の社会情勢を考えると、宮崎で製造業が増加する要素は考えられません。今年度で中小企業金融円滑化法が終了いたします。円滑化法施行前の年と昨年度の倒産状況、保証協会の保証状況、代位弁済はどのような状況か、円滑化法による条件変更の状況はどのようなことか。また、円滑化法終了後の国、県の対応はどのようになるのか、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 円滑化法関連の幾つかの御質問でございました。

まず、企業の倒産状況についてであります。中小企業金融円滑化法が施行される前年の平成20年は、件数が107件、負債金額が804億円、平成24年は同じく68件、197億円と、いずれも減少しております。

次に、信用保証協会の保証状況についてであります。平成20年は保証承諾件数は7,588件、

金額が750億円、24年は同じく4,849件、385億円と、いずれも減少しております。また、代位弁済の状況につきましては、平成20年は件数が565件、金額が45億円、24年は同じく391件、27億円と減少しているところであります。

次に、中小企業金融円滑化法に基づく県内の条件変更の状況についてであります。九州財務局の調査によりますと、平成24年9月末までに延べ1万7,460件が実行されております。

次に、円滑化法終了後の国、県の対応についてであります。まず、国におきましては、金融機関に対し、法の期限到来後も貸し付け条件の変更等や円滑な資金供給等に努めるよう強く指導がなされているところであります。さらに、中小企業の経営改善、事業再生支援のため、中小企業経営力強化支援法に基づく支援機関の認定や、経営改善計画の策定費用を補助するなどの総合的な対策を講じていくこととしております。県といたしましても、中小企業等経営基盤強化支援事業による経営支援を引き続き進めるとともに、経営指導を行う関係団体、金融機関等に対し、経営支援体制の充実を要請してまいりました。

このような中、昨年7月に発足いたしました「みやざき経営アシスト」、これは信用保証協会が事務局でございますが、これまでに約50社の相談に応じてきており、昨年末には地元の全金融機関等が業務提携して「みやざき事業再生ファンド」も設立されるなど、多様な支援機関による相談体制の整備が進められているところであります。また、県の融資制度につきましても、平成25年度に全体の金利を引き下げるとともに、中小企業の経営力強化、経営再建等のための新規融資枠の拡大や、経営改善を促進するための新たな貸付制度の創設、事業再生を図る

中小企業への融資制度の拡充など所要の改正を行うこととしており、今後とも金融の円滑化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○中野廣明議員 長く丁寧に説明いただきました。私は何でこのことをいつも聞くかということ、製造業を新しくつくるというのは非常に難しいんです。いかに今ある製造業、中小企業を守るかということが大事だと思っておるわけです。倒産といいますと、一般には1,000万円以上が倒産。代位弁済は1,000万以下も入っているんです。200~300万とか。これで見ても24年が391件、ほとんど倒産と同じだと私は思うんです。それから円滑化法を利用した企業は県内で1万7,460件、今年度いっぱい円滑化法がなくなるわけです。それで、この人数の中には、口蹄疫以後に借り入れた人たちが旅館やらいっぱいおられるんです。その後、景気はよくなっていませんから、払う資金は出てきていないんです。景気がよくなれば生き延びられる企業があるわけです。そこら辺の対策をしっかりと。国もいろいろやりましたが、人数が少ないです。企業を見るのに2~3日でオーケーですよというわけじゃない。いろんな角度から見るとかなり時間がたちますから、ぜひしっかりと頑張りたいと思っております。

次、県の融資制度、銀行へ預託しておりますが、融資制度の実績はどのようになっていますか。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 県の融資制度における平成24年度の金融機関への預託実績は319億円余でございます。これに金融機関が約3倍の協調融資を行うため、中小企業に対する融資枠は938億円となります。この融資枠に対する融資実績の割合ですが、直近の平成25年

1月現在の平均融資残高が634億円余でございますので、比率で言いますと67.6%となっております。なお、22年度の割合は、同じように見ますと77%、23年度は71.5%となっております。

**○中野廣明議員** この預託制度、県が銀行から利息をつけて金を借りる。それを銀行に無利子で預託するという制度です。3カ年平均を見ますと消化率が70%ぐらいということになりますと、約100億円の金が銀行の中に眠っているということなんです。銀行はそれを県から借りて、それをまたどこかに回して利息を稼いでいる。極端な言い方をすればね。日銀の当座預金なんかに行っている。この100億円はもったいないと思うんです。部長、融資制度を見直して、円滑化法が切れる1万7,460人の人たちのための——ファンドなんていうのはいろいろ難しいが、ファンドをつくっても簡単に生まれませんから——新しい融資制度を検討してもらいたいと思うんですけれど……。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 県の融資制度につきましては、中小企業の経営安定や成長を促すため、預託金制度や保証料補助制度によりまして、長期で低利の融資を提供しております。また、円滑な資金提供が図られるよう、信用保証協会の代位弁済の一部については損失補償を行うなど、県の融資制度、特に小規模・零細企業への融資について大きな役割を果たしていると考えております。

お尋ねの見直しでございますが、これまでも急激な経済情勢の変化などに迅速に対応するために随時見直しを行ってきておりまして、先ほどもお答えしましたとおり、平成25年度も改正を行うこととしております。また、見直しに当たりましては、本年度も、金融機関、商工団体、信用保証協会、さらに中小企業再生支援協

議会等と3回の研究会を開催するなど意見交換を重ねているところでございまして、今後とも、中小企業にとって県融資制度がより充実した利用しやすい制度となるよう、見直しに努めてまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** ぜひ頑張ってもらいたい。

これは要望ですけど、保証協会は大きな役割を持っていると思うんです。ただ、保証協会の理事、役員を見ますと、九州管内で専務理事が一銀行から来ているのは宮崎県ぐらいなんです。これは銀行間の競争がありますから、ぜひ部長、今後、対応、考え方をまとめて改善してもらいたいと思います。

次、観光についてお尋ねいたします。宮崎空港の利用状況は、ある意味では宮崎県の経済状況を反映していると思います。平成7年から19年まで13年間は300万人を維持し、平成20年から利用状況は200万人台に減っております。最高で平成9年の351万6,000人で、平成23年の240万9,000人では110万7,000人の減少ということがあります。この空港利用状況ですね。大分までの高速道路、唯一の楽しみであります。4年先には全線開通いたします。鹿児島では一昨年、新幹線が開通しました。最初、鹿児島—台湾も週2便でしたけれども、もう4便になりました。そして上海便は週2便。宮崎は台湾週2便、韓国3便であります。南九州3県の24年度観光予算、熊本が3億4,100万円、鹿児島が4億9,500万円、宮崎が2億8,000万円、これは単純比較であります。こんな状況でありますけど、宮崎県の観光をじっと見ていると、本当にこのままでいいのかな、そんな危機を感じております。一方、鹿児島、熊本県は、九州議連で見ていると、何か躍動感があるな、そんな気がしてなりません。これも新幹線のせいかな

と思いますけど、このままだと宮崎は取り残されたいと思います。部長の意見をお尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 本県の観光につきましては、団体から家族や小グループへとといった観光形態の変化、長引く景気の低迷などに加えまして、近年は口蹄疫や新燃岳の噴火、東日本大震災等の影響を受けるなど、御指摘のとおり厳しい状況でございます。このため県におきましては、豊かな自然や神話や伝承、多彩な食材などの本県観光の強みを生かしながら、「ゆっ旅」「波旅」「恋旅」「神話旅」「花旅」といった5つの旅を中心に、さまざまな切り口による観光資源の磨き上げや情報発信に取り組むとともに、緊急的な誘客対策にも取り組んでまいりましたが、おっしゃるとおり、まだまだ十分な回復には至っていないものと受けとめております。一方で、スポーツキャンプ・合宿の誘致や受け入れ等を行う「スポーツランドみやざき」のような着実な成果を上げつつある取り組みもございます。

観光につきましては、ホテル・旅館業界にとどまらず、飲食業、運輸業など幅広い分野に関係する裾野の広い産業と受けとめておりまして、その振興に向けては関係者が一丸となって取り組むことが重要であり、それが成果につながるものと考えております。このため、今後、関係業界の方々と十分に連携をして、例えばスポーツランドみやざきのような取り組みをさらに伸ばすとともに、本県の観光資源の一層の磨き上げや積極的なキャンペーン等の展開を図ってまいりたいと考えております。

また、観光需要の増大が見込まれるアジアからの観光客誘致に向けましては、本県と韓国、台湾の間に就航している国際定期便の活用を中

心に、特に近県と、県境を越えた広域的な誘客の取り組みを一緒になって強化をするなど、一層の観光振興を図っていきたいと考えているところでございます。

**○中野廣明議員** 本当に私は、観光は厳しいなと思うんです。「ゆっ旅」「花旅」とか、いろいろツアー商品をつくるのはいいと思います。しかし、観光地は変わらんです。名前が変わるだけでね。私はそういう心配もしています。

それから、磨き上げといっても時間がかかるんです。間尺に合わん。そんなことを考えると、宮崎の観光、今成功している事例、コンベンション、スポーツランドとか、やっぱり県庁中心。行政、我々もそうですけど、足で稼ぐ、引っ張ってくる観光に力を入れるべきじゃないか、私は今そんな感じを持っております。新年度以降の国内、国外からのコンベンションの誘致状況と、さらに、今言ったように行政、業界一丸となってコンベンション誘致に取り組むべきと考えますが、部長の意見をお尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** コンベンションの誘致につきましては、これまでサミット外相会合を初め、多くの国内外の会議等の受け入れを行ってきており、宿泊や飲食などによる地域への経済効果はもとより、国内外に向けて広く宮崎のPRが図られ、観光客のリピーター化等も期待できますことから、県では、みやざき観光コンベンション協会や関係市町村と連携いたしまして取り組んでいるところでございます。本県には、シーガイアに代表されるコンベンション施設や、全国屈指のゴルフ場などを有するリゾート環境とともに、西都原、飢肥城下町、綾ユネスコエコパーク等のアフターコンベンションに対応できる観光資源や、多彩な

食の魅力など、コンベンション開催の決め手となる条件が備わっていると考えております。今後とも、長年にわたって培ってまいりました人的ネットワークや経験を生かしながら、議員の御質問も踏まえて、さらに情報収集に努め、行政と民間が一体となって、積極的な誘致活動に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

**○中野廣明議員** コンベンション、大事だと思えます。ただ、いろいろ中身を見ますと、どれぐらい行政が引っ張ってきたのか、民間が多いんじゃないか、そう思います。ぜひ行政中心になって足で頑張ってもらいたい。知事、そのためにはしっかり旅費ぐらい出してください。

次、もう一つ知事に質問いたします。行政主導の成功例が「スポーツランドみやぎ」であろうと思えます。さらなる推進をすべきであると思っております。今、宮崎中心でありますけれども、いろんな部門を県内各地に広げることが、かなりの広がり、経済効果につながるんじゃないかと思っております。今回、松田丈志オリンピック記念プール建設に向けて3万人の署名活動が始まっております。松田選手はビニールハウスプールで練習し、北京、ロンドンオリンピックで銅メダル2個、銀メダルを獲得し、県民に感動と勇気を与えてくれました。県も積極的に支援し、延岡を水泳のメッカにし、県北の地域活性化につなげるべきと思うが、その考え方をお聞かせください。

**○知事(河野俊嗣君)** 「スポーツランドみやぎ」の取り組みは一つの成功例ではないかと、御指摘にあったところでございます。こういうスポーツ合宿や大会の誘致に加えまして、県民自身がさまざまな形でスポーツを楽しむことができる環境づくりというものも、スポーツ

ランドみやぎの推進に当たって大変重要なことであると考えております。今回、延岡市の皆さんが、松田選手のオリンピックでの活躍を機に、水泳を核とした地域づくりを進めていこうという動きが盛り上がっていること、その熱い思い、また地域のまとまりというものは大変心強いものがあると考えておるところでございます。御提言のプール整備につきましては、県が県の事業として県北地域に新たに整備するということは、厳しい財政状況の中において大変難しいものがあると考えておるところでございますが、松田選手、久世コーチを初めとする県北地域の皆様の思いにつきましては、しっかりと受けとめたいと考えているところでございます。今後、地元延岡市の意向もお聞きしながら、どのような対応が可能なのか、しっかり知恵を出してまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** 私も、最初から県が金を出さず、そんな話じゃなかろうと思っております。地域の皆さんと知恵を出すとか、そういう知事のスタンスが必要だと思えます。知事が発案すれば募金も集まるんじゃないですか。そういう意味でも大事だと思っております。それから、いろいろ後で質問します、防災施設の一環、阪神・淡路大震災の教訓なんか見ますと、地震の後、断水して全く水がなかった。だから、教訓としては大禍に備えた防水槽が必要だとかあります。そんなのを兼ねれば、そっちからも金が来るんじゃないか。いろんな知恵の出し方があるということでもあります。余り突拍子ですかね。

それから次、全国高校総合文化祭は、口蹄疫の後の冷え切った状況の中で、業界は大変感謝しておりました。青島太平洋マラソン、26年前になります。県が100万円出しまして、旅館組

合、JTB、MRTで始めた事業なんです。知事が今、宣伝に出ているでしょう。下手な宣伝をするよりか、情報発信と宿泊の実利が得られるような全国発信のイベントをもう1つ、2つつくるべきじゃないか、努力すべきじゃないかと思っておりますけど、知事の考えをお聞きいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 先日、ホテル旅館業組合の方と話をする機会があったんですが、今回の2月、WBCの合宿もあって、「非常によかった。ありがたかった」という声を伺ったところであります。観光客の誘致、それから国内外への本県のPRに加えて、地域経済の活性化を図っていく上では、こういうイベントとか大きな事業を誘致するのは大変効果があるものだと考えております。去年は、古事記編さん1300年を記念しました「古事記ゆかりのご当地グルメまつり」でありますとか、浅野温子さんの「よみ語り」など、さまざまなイベントを開催したところであり、ことしで申し上げますと、宮崎恋旅とコラボレーション（連携）しました、延岡市で3月に開催される「東京ガールズコレクション」の誘致でありますとか、本県で3つ目のプロゴルフトーナメントである「アクサ・レディース」の開催につきましても、県として支援を行ってきたところでございます。今後とも、こうした発信力の高いイベントの誘致や開催支援に取り組んでまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** 古事記もそうです。1年ぐらい大きいイベントをやらないと、シンポジウムぐらいしておっつんともいけません。ぜひ頑張っって大きいイベントをつくって……。知事、宮崎版でテレビに出ておっつんでもだめです。全国版に出るようにならんと。ぜひ頑張ってい

ただきたいと思います。

次、質問に入ります。10年前の話をぶり返したくないんですけど、宮崎県の国際化は、シーガイア効果、特にオーシャンドームが東アジアからの目玉として海外からの観光を呼び込んだものと思っております。3割がシーガイアグループ、7割は市内のホテルに宿泊をしております。私は、観光も小説、映画と同じで主役がいないとだめだと思っているんです。今、宮崎は主役がいらない。何を題材に売るのがかなと思うんですけど、そうなったときに、オーシャンドーム、あのまま朽ち果てるのか、どうするのか。県、宮崎市、セガサミーでオーシャンドームの再活用について再検討ぐらいしてもいいんじゃないか。最初から金を出しなさいということじゃないんです。知事の考えをお聞きいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** シーガイアのあり方、オーシャンドームのことも含めてということですが、これまでも私も、セガサミーホールディングスの里見会長と何度かお話をさせていただきまして、先日もソフトバンクのキャンプの激励に行きましたときに直接お会いをし、また意見交換をする機会もございました。担当部局も含めて、機会あるごとにこうした意見交換を行っておるところであります。今、シーガイア内の施設につきましては、ゴルフコースのリニューアル、またクラブハウスのリニューアルなど新たな展開が常に進んでおりますし、オーシャンドームを含むシーガイア全体の今後の事業方針につきましては、現在も検討を継続され、また新たなプランを幾つか提案をいただけるというような状況だと伺っております。御指摘のありましたとおり、観光には目玉が必要、呼び物が必要と。確かに重要な御指摘だと

思います。シーガイアというものは本県観光の一つの核であると考えておりますので、この検討結果が明らかにされる段階で、宮崎市とともにしっかりと連携しながら対応を図ってまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 このシーガイア、金を出すことばかりじゃありません。あそこの場合は固定資産税が大きいんです。あれだけの資産、コンベンションもそうですけど。よそは県が持っているわけです。せめて市と県といろいろ話して、固定資産だけでもかからんようにすれば、まだ事は進むと思っています。ぜひ前向きに対応していただきたいと思います。カジノが来れば一番いいんですけど、なかなか来ません。

それで、これから、質問ではありません、私の要望でありますけれども、宮崎県の国際化はダンロップフェニックストーナメントから始まったと。本県の国際化は佐藤棟良さんの功績が大だと思っています。旧北郷町の社会福祉協議会に7,000万円、県社会福祉協議会に3億2,000万円、約4億円。県の出した25億円には足りませんが。しかし、宮崎県の国際化、国際空港、これも佐藤さんの恩恵、いろいろ最初からね。知事は余り御存じないかと思いますが。私は今でも佐藤さんの力があって国際化が進んだと思っています。佐藤さんは何の役職もないんです。企業一筋です。もう94歳。そうなりますと、国際化の観点からでもいいから、佐藤さんに何か表彰ぐらいあってもいいのかなと、そういう気がしております。これは要望でもありません。ひとり言です。

次、農政水産部長にお尋ねいたします。今、地産地消、地産地消と言われておりますけれども、地産地消のこれまでの取り組みと、県内量

販店等における県産食材の利用状況と今後の取り組みをお尋ねいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 本県の食の地産地消の取り組みにつきましては、設立12年目を迎えた「みやざきの食と農を考える県民会議」を中心に、1,400名を超える地産地消推進協力員の自主的な活動を支援するほか、地場産物ならではの新たな魅力を掘り起こす「しゅんかんグルメ」のPRなど、消費需要の喚起を強化しているところであります。このような中でも、県内スーパー等における県産食材の活用の取り組みは、規模や波及効果も大きく、極めて重要と考えておりますので、卸売市場における県内青果物の取扱量とあわせて、より実態を正確に把握できるよう検討を進めてまいりたいと存じます。さらに今年度からは、みやざきブランド対策において、県産青果物を販売する「みやざき棚」を設置するなどの取り組みも進んでいるところでありますので、今後、関連対策との連携を強化しつつ、地域経済の活性化につながる、より効果的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 地産地消も幅が広がりました。特に農産物については、主婦が買い物をするのはスーパーだと思うんです。スーパーにあるのをとりあえず買う。だったら、宮崎県の主な産品、どれぐらい宮崎県で消費されているか、これぐらいは数字ぐらい拾ってやらないと、ただ地産地消、地産地消とやったら、宣伝の無駄遣いになると思うんです。ぜひしっかり数字をとってください。

それから知事、質問じゃないですけど、みやざき木づかい県民会議というのができたんです。県民会議は知事は好きですけど。それで、陳情か何か知事室に行った。昔の松形さんのと



きと違って応接台がかわっていた。あれは杉じゃないですね。何でこれを杉でせんのかな、立派な杉だったら、いい宣伝になるのに。何か、言っておることとやっておることが違うんじゃないかな、そんな気がいたしました。答弁は要りません。

次、県土整備部長にお尋ねいたします。平成28年度に東九州自動車道が、清武南から北九州まで開通いたします。本当に久々に元気の出る話であります。そこで、国富町、都城市、門川町に設置予定のスマートインターチェンジの進捗状況はどのようなことになっているか、お尋ねいたします。

○**県土整備部長（濱田良和君）** スマートインターチェンジの整備は、地域振興や利用者の利便性向上はもとより、防災の観点からも大変重要であると考えております。これまで、議員の御質問にございました県内の3カ所におきまして、地元自治体が主体となり、関係機関による勉強会を重ね、住民の皆様等への説明会を開催するなど、整備に向けた取り組みを進めてきたところでございます。昨年末には、3地区でそれぞれ地区協議会が設立され、採算性や整備効果等を取りまとめた実施計画書が承認されたことから、今後、国に対し、連結許可の申請を行う予定となっております。スマートインターチェンジの早期事業化につきましては、知事を先頭に、県と関係の8市町で構成する「宮崎県スマートIC整備促進協議会」等による、国や西日本高速道路株式会社などに対する要望活動を繰り返し行ってきたところでございます。県といたしましては、引き続き、関係の市町と連携しながら、平成25年度の3カ所同時の事業化に向け、積極的に取り組んでまいります。

○**中野廣明議員** これは久々の明るい話題であ

りますから、ぜひ頑張って、一日でも早くつくっていただきたいと思います。

次、防災・減災について質問いたします。東日本大震災の復興はなかなか進んでおりません。本県は約400キロメートル、太平洋に面し、今後、南海トラフ大地震が想定されます。地震発生の予想はできません。事前の対策が大変重要であると考えております。県では23年度、24年度の2カ年で、地震防災戦略策定事業の見直しを行っておりますが、その進捗状況はどうか、危機管理統括監にお尋ねいたします。

○**危機管理統括監（橋本憲次郎君）** 地震防災戦略策定事業についてでございますが、これは、本県における地震・津波による被害想定を見直し、被害を最小限とするための減災目標を検討するための基礎データを得ることを目的とした事業でございます。本事業は、御指摘がありましたように23年度、24年度の2カ年事業としてお願いしておりますが、予算額は6,102万8,000円で実施しているところでございます。初年度の23年度は、日向灘地震の震度分布や、それに伴う津波の高さ、浸水状況などについて検討を行い、中間報告を公表したところであります。また24年度は、内閣府が東南海・南海地震について、日向灘を含む南海トラフ巨大地震として新たな想定を示したことから、その内容に即した検討を行ってきたところでございます。さらに、平成23年12月に制定されました津波防災地域づくり法に基づき、津波浸水想定について国交省との協議も重ねながら、先般、2月13日に公表させていただいたところでございます。これらの過程で新たな知見やさまざまな条件設定などが加わったことから、県の作業量が大変大きく増加したところでございまして、今議会において増額補正をお願いしているところ

ろでございます。また、作業量の増加と、国の内閣府の被害想定が大きいくおけているという状況から、今年度中の事業完了が困難ということで、来年度への予算の繰り越しも、あわせてお願いしているところでございます。

○中野廣明議員 要は国の想定がおくれて、おくれたということかなと思います。計画も大事ですけれども、津波なんていうのは、防波堤をずっとつくるわけにはいかんのだから、とにかく早く逃げる、避難する、それが大事だと思うんです。まだいろいろすることがあると思うんです。

それで、阪神・淡路大震災の教訓。兵庫県の前の副知事の芦尾副知事は、大震災のときの副知事で、県庁に2時間かかって歩いて行ったという話を、この間いろいろ電話で聞きました。いかにこの教訓を生かすかということだろうと思います。阪神・淡路大震災は、大震災を想定しておらず、事前に十分な対策が講じられていなかったため、被害の拡大を食いとめることができなかつた。通信手段としては、電話が不通になり、単車、自転車有効な連絡手段。初動体制は、地震が勤務時間外、夜発生で少数の職員しか集まらなかつた。組織体制、初動期は、参集した職員がいろんな部署で配置についたため、計画しておったとおりの組織ができなかつた。動員——職員が登庁できない状況下での活動体制の整備が必要だということでもあります。いろいろ訓練しておりますと、ときには夜間、交通機関の不通時の実戦訓練が必要ではないか。それから水——全て断水ということで、自然水、川、海水、井戸、プールも使えなかつたということで、消防職員も不足した。停電で消防署のシャッターがあかずに消防車が出るのがおくれた。救助用資材が不足したということで

あります。それで全て断水、そんなときに耐震性防火水槽が必要ですよと書いてあります。救助——消防、自衛隊、警察の到着がおくれ、結果として建設業者の重機、備品、救助用資材機材の調達、自主防衛組織あるいは地域市民の協力でやった。簡単ですけど、ロープが少なかったというようなことでもあります。消防、自衛隊、警察の連携がとれなかつたというようなことでもあります。医療についても、とにかく医療品が不足した。病院に負傷者が押し寄せるために、病院内の救護班の編成は現実的ではない。災害時要援護者への配慮——障がい者、高齢者、乳幼児等要援護者に対する支援が必要。それから仮設トイレができたなら、今度はバキュームカーがなかつたとか、ボランティア受け入れ、支援物資も、個人支援物資は仕分けが困難だと。組織的な支援に限る。こんなことは金をかけずにできるはずだと思うんです。市町村、いろいろ分担があります。まずこういうのをしっかり公表していただいて、何々どこと提携しました、そんな話ではなく、もうちょっと県民に手近なところの対応をぜひ頑張ってもらいたい。

それで、統括監に質問ですけれども、市町村共同で過去の大災害の教訓を生かした対策を講ずるべきと思うが、現在はどのような取り組み状況か、お尋ねいたします。

○危機管理統括監(橋本憲次郎君) 議員の御指摘がありましたように、過去の大規模災害においては、さまざまな課題が明らかになったところがございます。そこから得られた知見を貴重な教訓とするのは大変重要なことだと考えております。例えば、平成7年に発生しました阪神・淡路大震災では、これは全国的な取り組みとしてでございますけれども、緊急消防援助

隊や防災士制度の創設が行われたほか、本県で得られた教訓の例といたしましては、平成17年の大きな台風災害、また翌18年の竜巻災害を受けまして、市町村と連携して、住民への情報伝達方法の改善、または早期避難の呼びかけ、防災士の養成や自主防災組織の強化等に取り組んでまいりました。また、想定される大規模な地震・津波災害に対しましては、昨年12月に、沿岸部10市町とともに宮崎県津波対策推進協議会を設立し、住民の避難対策を初めとする諸対策の推進に一致協力して取り組んでいくこととしたところでございます。

さらに、大規模災害になればなるほど、広域的な連携が必要となりますことから、県内9カ所に後方支援拠点を設置し、市町村の総合運動公園などを全面的に使用できるよう、協定を締結したところでございます。今回御提案させていただきます当初予算案におきましても、大規模災害への取り組みについて新たに5億円の基金を創設し、市町村と連携したさまざまな事業を計画しているところでございまして、今後とも十分に意思疎通を図りながら、また、御指摘がありましたように、具体的な事案を積み上げて、災害への備えを進めてまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** 人命にかかわる大事なことでありますから、積み上げをひとつよろしく願います。

次、警察本部長にお尋ねいたします。このような大災害の教訓を生かした県警独自の対応はどのような状況になっているのか、お尋ねいたします。

**○警察本部長（加藤達也君）** 東日本大震災では、災害警備本部の人員が不足したり、災害対策の活動拠点となる警察施設が損壊したりする

など、警察運営上の反省、教訓が数多く見られました。県警といたしましては、この反省、教訓を踏まえ、昨年1年間、災害警備本部体制の拡充、業務継続計画の策定、関係団体等との災害支援協定の締結等、既存の警備計画や警備体制等を幅広く見直したところであります。また、警察署におきましても、大規模災害発生時に警察署が損壊したときに備え、県の施設や大学等と協定を結び、警察署の代替施設を確保しております。さらに、これらの見直しをもとに、昨年11月には大規模災害初動対応訓練を警察本部と警察署が一斉に実施し、迅速・的確な対応要領を確認したところであります。今後とも、県、市町村、関係機関・団体と緊密に連携して、発災時における救出・救助活動や治安維持など、的確に対応してまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** 本当に警察官も命を賭しての対応になるかと思えます。常日ごろしっかり訓練して頑張ってもらいたいと思えます。黄金の70時間ということがありました。地震発生から最初の3日間は、人命を救助するために非常に重要な時間であると。1日目の生存率は80%、2日目が25%、3日目が20%、そういう数字であります。常日ごろ予定しておっても、それができないのが災害ですから、ぜひその辺も含めて、計画、計画と大きいことばかりじゃなくて、このような小さい積み重ねをぜひお願いしておきたいと思えます。

次、いじめ、体罰について質問をいたします。今回の大津市のいじめ問題、私はテレビを見ながら本当に腹が立った、義憤を感じました。あのような悲劇を宮崎では絶対出さない、あっちゃならぬ、そんな気持ちでの質問であります。私は、教育基本法を初めて真面目に見ま

した。文字だけ抜粋しますと、「個人の尊厳」「真理と正義の希求」「教育は、人格の完成」だそうです。勉強していい点数を取れと書いてあるかなと思ったら、そんなことは書いてありません。教育の目標は、「道徳心を培う」「正義と責任」「自他の敬愛」「生命を尊び」、そういういろんな言葉があって、いかに人格形成かなと思うんです。これを見ながら、あくまでも報道の範囲で大津の対応を見ていると腹が立った。

ちょっとそれと違いますけど、教育委員長、今、教育委員会の形骸化と言われております。制度の見直しが話題にもなっております。教育委員長は4期、6年目になりますけど、教育委員会トップとして教育委員会制度についてどのような意見をお持ちか、お尋ねいたします。

○教育委員長（近藤好子君） 現行の教育委員会制度についてであります。独立の執行機関として、政治的な中立性や継続性、安定性の確保がなされるとともに、さまざまな職業や年齢の委員による合議体として、広く地域住民の意向が反映されるものと考えております。近年、本県では、教育現場を把握するため、学校訪問を積極的に行っております。また、問題意識の共有化を図るため、知事、副知事や公安委員会、市町村教育委員会との意見交換を実施するなど、関係機関との連携を図りながら、活性化に努めております。現在、教育委員会制度の形骸化が言われる要因の一つには、私は教育委員会の姿が見えにくいということがあると思います。情報発信は重要な課題と捉えております。しっかり取り組んでいく必要があると感じております。今後とも、教育委員会制度の趣旨を十分に生かし、教育行政のさらなる推進に努めてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 今回の大津市の事件、1人の子供の命を奪ったこの事件について、教育委員長自身、何を考え、委員長としての使命をどのように感じられたか、お尋ねいたします。

○教育委員長（近藤好子君） 今回の大津市での事件につきましては、担任や学校が学校内でのいじめを把握していたにもかかわらず、適切な対応をとらなかったこと、また、市の教育委員会におきましても、学校を指導する教育委員会の役割を放棄し、事実調査やいじめの認定作業を学校任せにするなど、明確な指導をしなかった状況があったことなどが、市が設置した第三者委員会のまとめとして報告されております。このようなことは、決してあってはならないことであると考えております。今後、本県において同様の事態を招くことのないよう、学校や教育委員会が、警察などの関係機関とこれまで以上に緊密な連携を図りながら、それぞれが迅速に責務を果たし、いじめの未然防止、早期発見、早期解消に全力を挙げ、子供たちが安心して学び、あすに希望が持てるよう、そして生きる力を育む学校において生きることを諦める子供が出ないように、そういうことが絶対起きないように取り組んでいかなければならないと痛切に感じたところであります。

○中野廣明議員 ぜひ、本県ではああいう事件がないように適切、果敢に取り組んでもらいたいと思います。

次、教育委員会として、大津市の事件後どのようないじめ防止のための対策がされたのか、本県のいじめの状況はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 大津市の事件を受けて、本県でいじめの緊急実態調査をいたし

ました。その結果、今年度の4月1日から9月7日までの本県のいじめの認知件数は、児童生徒がいじめられたとアンケートに答えたようなものも含めましてですが、1,477件でありました。このような状況を本当に深刻に受けとめ、県教育委員会といたしましては、定期的に各学校においてアンケート調査や教育相談等を実施し、いじめの早期発見、早期解消に努めるとともに、子供たち一人一人が大切にされる集団づくりや、お互いに尊重し合う心の育成など、道徳教育の充実を図るように、市町村教育委員会や各学校を指導したところであります。

○中野廣明議員 本県も、どこからいじめかとかいろいろありますけれども、その中でも13件はかなり程度が激しいのかな、そんな報告もあるようであります。

次、お尋ねいたします。こういういじめが学校であった場合、責任体制がしっかりしているのかなと思うんです。一義的にはその学校の校長、担任に責任があると思うんですけど、責任があやふやになっている。最終的には教育委員長になってきますけど、私は校長だと思うんです。教育長の意見を聞かせてください。

○教育長(飛田 洋君) 学校におけるいじめの解決には、学校がまず責任を持って解決すべきだと思います。その際に大事なことは、教育委員会も、そして関連機関である警察とかいろんなところも一緒になって、問題解決にしっかり取り組むべきだと考えております。

○中野廣明議員 学校が取り組むけど、ああいう事件が起こった場合の一義的な責任は校長先生、担任にあるんじゃないかと聞いておる。学校とか言っておるから、あんな問題が起きるんです。

○教育長(飛田 洋君) 今の議員の御指摘のように、学校に責任があることですが、校長の責任のもとで、学校全体で組織的に対応するとともに、保護者や地域の方々、関係機関とも適切な連携を保ちながら、学校と市町村教育委員会が一体となって、いじめの解決に取り組むように指導してきているところであります。教職員には、学校における教育活動において児童生徒の安全の確保に十分配慮することが当然求められるわけでありまして、また、いじめを含め、学校において児童生徒の命や身体、精神等に大きな影響や危害が及ぶおそれがある場合には、状況に応じ適切な措置を講じなければならないと考えております。したがって、学校で起こりましたいじめ等によって、子供たちの身体等の安全が確保できないときには、当然、関係職員、校長は責任をとるべきだと考えております。

○中野廣明議員 最初の一言だけ聞きたかったんですけど、そういうことでしっかり責任を明確にすべきだと思っております。

ここが私は一番聞きたかったんですけど、今、子供たちが、現場のいじめを知りながら知らぬふりをするという態度、それから学校の先生も中には、そういう現場を知りながら知らないふりをするというようなこの学校現場、私は教育というのは何だろうなと思うんです。一生懸命勉強する前に、まず、子供たちがいじめを見つけたら、しっかり先生に言うなり友達に言うなり、そういうのが本来の人間形成の教育じゃないか。勉強ができて、そんなことじゃだめだなと思うんですけど、そういう環境をどう思いますか。

○教育長(飛田 洋君) おっしゃるとおりだと私も思います。私が小さいころ祖父が、「ひ

きょうなことをするな。おまえは誰も見ていないと思うだろうけど、おてんとうさんが見ちよっぞ」というような話を繰り返し語ってくれました。不正を許さぬ、そういう強い正義感を持った子供たちをきちっと育てていくために、道徳教育とか教科を通してしっかりやるべきだと思いますし、いじめはひきょうなことだ、いじめは絶対やってはならぬと。それに、見ていて放置するのは同じだぞというようなことをしっかりと指導していくべきだと考えております。

○中野廣明議員 それでは、教育長には最後の質問ですけど、常に本県もいじめの実態があるようであります。こういう場合は犯罪になる前にしっかりと対応する。そのためには学校ごとに、先生、PTA、地域住民、警察をメンバーとする、いじめ、体罰、モンスターペアレントに対する校内暴力対策、そんな協議会。きのうテレビを見ていましたら、法律で第三者協議会を設置するようになるみたいですけど、法律になる前でもいいですから、そういう考え方はないかお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 学校、家庭、地域、関係機関が一体になって教育を推進していくことは本当に大事だと思ひまして、現在、多くの本県の学校では、保護者とか地域の方々から御提言をいただいて学校運営に生かすような学校評議委員会というのを設置しております。それから、地域ごとに警察、関係機関も含めた生徒指導連絡協議会を設置するなどして、学校が抱える諸問題について外部の方の協力をいただきながら、今後の対応のあり方などを協議するとともに、具体的な対応を行っているところであります。今後とも、いじめその他の問題も含めまして、保護者はもちろんのこと、地域の

方々、警察などの関係機関ともより一層連携、協力して、一体となって対応していく体制をこれまで以上に整えていくことが大切だと認識しております。

○中野廣明議員 きのう帰りに、車の中でいじめについて聞いていました。最後に記憶に残っているのは、いじめに対して、子供に対しては、先生、親なりの本気度が一番大事だということです。私もそうだろうなと思ひました。教育委員長、教育長、宮崎県では絶対こんな事件は起こさないという覚悟で頑張ってください。起こったら私は徹底的に責任追及をしたいと思ひますから、頑張ってください。

最後に、警察本部長にお尋ねいたします。悲惨ないじめでとうとい若い命をみずから絶っている。いじめと犯罪の仕切りが非常に微妙だと思います。そして青年、未成年の境もあります。このようないじめに対する警察としての対応と立場はどのようなことか、お尋ねいたします。

○警察本部長（加藤達也君） 学校におけるいじめ問題の対応につきましては、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつ、犯罪等の違法行為がある場合には、被害少年や保護者等の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な捜査、補導等の対応をとっているところであります。また、いじめ問題につきましては、学校との連携が重要であると考えておりますので、学校・警察連絡協議会やスクールサポーター制度などの活用によって、学校等における非行防止、犯罪被害防止教育の支援、情報交換等の取り組みを行っているところであります。今後とも、学校との連携によるいじめの未然防止、被害拡大防止について、積極的に取り組ん

でまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 警察は非常に微妙なところ、余りしゃしゃり出ても批判を受ける、遅かったといや批判を受けるわけです。とにかく情報をしっかり共有しないと。私は、教育上の配慮ということで、何で学校に警察官が行ったらいかなのかなと不思議でたまらんです。荒れた学校というのはわかっておる。おまわりさんが1人でもおったら、ちょっとはよくなるんじゃないかなと思うんです。とにかく、犯罪、事故、自殺のないように頑張っていたきたいと思えます。

以上できょうの質問を終わります。(拍手)

○外山三博議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時に再開いたします。

休憩いたします。

午前11時57分休憩

---

午後1時0分開議

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、自由民主党、十屋幸平議員。

○十屋幸平議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党を代表して質問させていただきます。

まず、知事の政治姿勢について。

河野知事は、8年前に、総務省から本県の総務部長として宮崎へ来られて、官製談合、裏金の問題、口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火災害等の対応など、本県が直面した困難をその時々の役職で職責を全うされました。そのような経験を踏まえて、知事になられて、早くも折り返しの年を迎えました。そこで、知事の政治姿勢に対して次のような意見もあります。宮崎公立大学の有馬晋作教授によると、「知事

には、県庁トップの行政マンと、重要な事案を政治判断で決める政治家の両面がある。河野知事は調整型で、政治家としての側面が弱い」と、新聞で報道されておりました。知事は、若くて、スポーツマンで、話も上手で、ソフトな感じがあり、女性にも人気があります。反面、知事の政治姿勢に対して、情報発信力が足りない、リーダーシップをもっと発揮してほしいという声があるのも事実であります。そこで、知事はリーダーとして、自分の熱い思いや考えを県民に対してメッセージとしてわかりやすくはっきりと伝えるべきだと考えます。知事の考えをお伺いいたします。

次に、知事は、「県民との対話と協働」を信条に、フェイスブックやツイッターを使い、県民との対話を通して県民総力戦に取り組む一方、庁内サイト「知事の窓」で職員との連携を図り、県政運営に取り組み、対話と協働に努めています。一方で、県執行部と議会は車の両輪とも述べられておりますが、議会は、議場で議論し、県勢の発展のために努めるのが当然であります。しかし、公式、非公式を問わずに、もっといろんな場面で意見を交わすことも必要ではないかと考えます。そこで、知事の考えをお伺いいたします。

次に、新たな成長に向けてギアチェンジしたいと知事は言われ、定例記者会見で、「今後は、そういった、いわゆる宮崎牛の連覇とか各種スポーツ競技大会での優勝など、明るい光というものをもっともっと強いものにしていく。もっともっと元気の出る宮崎にしていく。新たな成長に結びつけていく「復興から新たな成長へ」というものを言葉に掲げて、この任期を務める」と言われております。「光あふれる未来に向けて～元気なみやざき成長予算」とする予

算案を上程されています。そこで、平成25年度当初予算編成に当たって、知事はどのようにリーダーシップを発揮したのか、知事にお伺いをいたします。

次に、TPPについて伺います。安倍総理は、オバマ大統領との会談で、環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPについて協議し、聖域なき関税撤廃が前提条件でないことが確認されたということで、TPP交渉参加に向けて大きく一步を踏み出したと考えます。また、25日の自民党役員会では、安倍総理から、「交渉に参加するかしないかの判断、時期も含めて私に任せてほしい」との発言があり、一任を取りつれたとの報道もあります。このように、TPPについて国は大きく動き出しております。

改めて述べるまでもなく、TPPは、原則、例外なき関税撤廃を前提としており、本県の基幹産業である農業に壊滅的な影響を与えるばかりでなく、企業が相手国政府に損害賠償を提起できるISD条項が導入される危険性があるなど、私たちの生活を一変させる内容をはらんでおります。そこで、政府に対して、公約で示したTPPに関する6項目の判断基準の堅持や、徹底した情報開示と国民的議論の実施を求めていくべきだと考えますが、第1次産業が基幹産業である本県の知事としての、今回のTPPに関する国の動きについての考えをお伺いいたします。

次に、東九州自動車道は、開通する区間が相次ぎ、整備が進む今、県勢発展に大きく寄与するメリットと、デメリットのストロー現象を起こさないように、県内各市町村や県民が知恵を出し、地域の活性化に取り組まなければなりません。このように整備が進む東九州自動車道を活用した今後の県全体の振興について、知事は

どのように考えているのか、お伺いをいたします。

次に、県北の東九州自動車道は、宮崎、大分両県をまたぐ区間等の整備が進み、私も祝賀会に参加させていただき、両県民を初め、両県の関係者とお祝いをいたしました。しかしながら、いまだにめどが立っていない九州中央自動車道及び東九州自動車道清武南インターチェンジ以南の整備促進の取り組みについて、県土整備部長にお伺いをいたします。また、都城志布志道路の予算措置を含めた取り組みについても、あわせて県土整備部長にお伺いをいたします。

次に、副知事にお伺いをいたします。口蹄疫からの復興についてであります。

平成22年の県民手帳を開き、4月20日を見ました。そこにはボールペンの赤い文字で、「口蹄疫発生、県で協議」となぐり書きしてありました。また、「口蹄疫」という文字も漢字と片仮名で書かれてありました。過去、平成12年3月25日にも口蹄疫が発生していますが、短期間で終息したこともあり、私自身、口蹄疫ウイルス自体の認識が疎かったことも事実であります。平成22年の発生当時、環境農林水産常任委員長としての職責から、中村議長より、対策会議にオブザーバーとして出席するように命じられ、農家の方々及び関係団体などの苦しい状況や、非常事態宣言発出による県内経済への打撃、県民生活等への多大な影響を目の当たりにしました。口蹄疫は二度と出さない、「忘れない そして 前へ」の合い言葉のとおり、風化させないための取り組みを今後も続けていかなければなりません。そこで、口蹄疫の発生から間もなく3年が経過しますが、口蹄疫からの再生・復興対策についての総括を副知事にお伺い



いたします。

次に、宮崎の林業について伺います。

今回の補正予算で、国は、強い林業・木材産業構築緊急対策で924億4,200万円を計上しています。対策のポイントは、「輸入木材に対抗し得る強い林業・木材産業を構築するため、木造公共施設やバイオマス利活用施設の整備等の需要拡大」云々とありまして、結びに「総合的な取り組みを支援します」とあります。それを受けて本県は、森林整備加速化・林業再生基金積立金として48億5,100万円余の積み増しの提案があります。確認であります。基金の活用は、木造公共施設やバイオマス利活用施設の整備等の需要拡大等の取り組みについて活用されると考えていいのか。

次に、もう1点は、昨年は原木の需給バランスが崩れ、1立方メートル当たり平均価格が6,900円台で、本年1月の1立方メートル当たりの平均価格も8,600円台と価格の低迷が続いており、伐採後の植林等も踏まえた持続可能な材価、1立方メートル当たり1万2,000円にはほど遠い状況であります。そのような中、需給の安定を目指して県木材市場連盟が発足されるなど、取り組みも図られています。また、一部報道によると、このところ、為替が円安に振れたことで輸入品が値上がりし、割安な国産材への需要が出てきたことや、春以降に住宅着工件数がふえるとの予測から、価格が押し上げられているということでもあります。しかしながら、まだまだ直接的に森林所有者等への所得につながっておらず、多くの課題が残されております。そこで、宮崎の林業に対する感想と、今後の本県の林業が発展していくためにはどのような施策に取り組むべきか、あわせて副知事にお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。質問者席から以下の質問については行わせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、リーダーとして県民の皆様へのメッセージについてであります。議員から過分の言葉を頂戴いたしまして、恐縮に思っておるところでございます。心の支えに頑張ってもらいたいというふう考えております。

県政を運営するに当たりまして、「対話と協働」という基本姿勢のもとで、相次ぐ災害への対応や再生・復興への取り組み、さらには、みやざき元気プロジェクトを初めとする経済活性化など、さまざまな施策におきまして、私なりの思いや考えを積極的に発信し、実行に努めてきたところであります。一方で、県民の皆様に対するメッセージは、わかりにくい、明確でないのではないか、いろんな御指摘をいただいております。政治家として思いを伝えること、その言葉やメッセージは大変重要なものというふう考えております。そのあり方につきまして、今後はさらに、今の御指摘も踏まえ、私なりに思いを明確にし、よりわかりやすく伝えること、そして、リーダーとしての言葉に磨きをかけ、アピール力を高めてまいりたいと考えております。

次に、県議会との対話についてであります。私は、「対話」を県政運営の基本姿勢の一つとしまして、公務に限らず、与えられた時間をフルに使いまして、県民の皆様はもちろん、広く各界各層の方々と直接向き合ってもらいました。ことしに入って休みもとれないような状況であるわけですが、御指摘がありましたように、県政の車の両輪である県議会の皆様

に対しましても、議会中に限らず、例えば県内各地で行事が行われる際などでも、出席されている方々、また、地域の実情などについて話を伺うよう心がけてまいったところでございます。議員、議会との対話の重要性は十分認識しておりますので、今後は、御指摘も踏まえ、さらにあらゆる機会を捉えて、より緊密な対話が図れるよう、コミュニケーションが図れるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、当初予算案についてであります。平成25年度当初予算案につきましては、私の4年間の任期の折り返しの予算であります。特に、相次いだ災害の発生などにより停滞をしております県内経済の活性化と、昨年、国から示された南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえた防災・減災対策の2点につきましては、喫緊の課題として、強い問題意識を持ちまして予算編成に臨んだところであります。このため、まず、当初予算編成方針におきまして、「復興から新たな成長へ」を合い言葉としまして、特別重点施策としました「新しい時代を切り拓く「成長産業」の育成」を初めとします3つの重点施策を掲げ、重点的な予算措置を行うことを指示したところであります。また、関係省庁にも足を運び、さまざまな財源確保にも努めたところであります。実際の予算編成作業におきましては、県税や地方交付税の減少など極めて厳しい財政状況の中で、大変難しい判断となったところでありますが、地域経済活性化・防災対策特別枠というものを大幅に増額いたしまして、特に、新たな成長を担うための「みやざき成長産業育成加速化基金」につきましては、私の判断で思い切って30億円に引き上げるという指示をさせていただきました。また、5億円の宮崎県大規模災害対策基金や、特別枠における

公共事業の追加措置等につきましても、同様に、私みずから指示し、予算案の大幅な上積みを行ったところでございます。

次に、TPPについてであります。第1次産業を基幹産業とします本県にとりまして、TPP交渉に参加した場合、農林水産業のみならず、地域の経済・産業全体への大きな影響が懸念されますことから、これまでも直接、国や県選出の国会議員等に対しまして、まずは、各分野への影響、対応方針等につきまして十分に国民に情報開示をすること、さらに、丁寧な意見交換の実施によりまして、国民的な合意を形成すること、そして、合意形成がなされないまま拙速な参加表明をしないことを繰り返し要請してきたところでございます。御質問にありました先般の日米共同声明そのものは、直ちにTPP交渉への参加決定を意味するものではないと認識しておりますが、ここに来て事態は日々急展開をしておるところでございます。今後、政府においてどのような情報提供がなされるのか、また、どのような方針が表明されるのか、注視してまいりたいというふうに考えておりますし、今後の事態の推移を踏まえまして、情報の収集や分析の強化を図るために、庁内に部局横断的な対応本部の設置を検討しますとともに、引き続き、国等に対しまして、地方の声を十分踏まえた慎重な対応を求めてまいりたいと考えております。

最後に、東九州自動車道を活用しました県全体の振興についてであります。整備が着実に進みつつあります東九州自動車道は、東九州振興の起爆剤として大きく期待される一方で、地域が本格的な競争にさらされ、都市部へと人や金が流出をする、いわゆるストロー効果や、地域が単なる通過点となってしまうことへの懸念な

ども指摘されているところであります。こうした中、高速道の整備効果の本県の振興に確実につなげていくためには、食や観光などの資源を最大限に生かして、地域の魅力の磨き上げや産業競争力の強化等を通じまして、県外から人や物の流れを積極的に取り込むとともに、国内外に向けて物を売り込んでいく「地産外商」を強力に推進していく必要があるものと考えております。

このため、県におきましては、これまで、高速道整備を見据えながら、港湾整備や物流の効率化、大分県との連携による東九州メディカルバレー構想の推進、記紀編さん1300年記念事業の展開などに取り組んできているところであります。また、それぞれの地域におきましても、観光や水産業など県境を越えたさまざまな振興策が今、進められているところであります。今後は、広域観光周遊ルートの形成や、フードビジネスを初めとする成長産業の育成を一層加速化させていくことが重要だと考えておりまして、「東九州の新時代をつくる」という強い信念のもとに、九州全体との有機的な高速道路ネットワークの構築も図りながら、官民一体となった攻めの姿勢で、東九州自動車道の整備効果を県全体の振興に最大限生かしてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○副知事（牧元幸司君）〔登壇〕 お答えをいたします。

まず、口蹄疫からの再生・復興対策の総括についてでございます。これまで、口蹄疫からの再生・復興方針及び工程表に基づきまして、市町村、関係団体、畜産農家など一体となりまして、さまざまな取り組みを進めてきたところでございます。畜産分野につきましては、まだ

まだ多くの課題が残されております。防疫体制の強化に関しましては、議員御指摘のように、風化をさせないということがまずもって重要でございますけれども、一定の前進があったと考えておりますし、全国和牛能力共進会での日本一連覇を契機といたしました販路拡大の展開など、前向きな動きが出てきているところでございます。一方、口蹄疫により大きな影響を受けました県内経済につきましては、口蹄疫復興対策運用型ファンドなどを活用いたしまして、活性化に努めているところでございます。しかしながら、日本全体の景気の低迷等もございまして、引き続き厳しい状況が続いているところでございます。

このような中、本県の畜産、さらには産業全体がより力強く復興し、成長するためには、これまでの取り組みの成果を踏まえつつ、新しいステージへと進むべき時期に来ておるのではないかと考えているところでございます。具体的には、畜産につきましては、3月末に策定予定の「畜産新生プラン」に基づきまして、生産性の向上や販売力の強化など、安全・安心で付加価値や収益性の高い畜産に向けた取り組みを着実に進めていくことが重要であると考えております。さらに、先般、策定をいたしました「復興から新たな成長に向けた基本方針」に基づきまして、今後の本県の核となる成長産業の育成を加速化させ、地域経済、産業全体の活力向上を図る取り組みを有機的・重点的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、森林整備加速化・林業再生基金についてでございます。この基金は、間伐等の森林整備の加速化と、森林資源を活用した林業・木材産業を初めとする地域産業の再生を図ることなどを目的といたしまして、国が交付する補助金

をもとに、県においても基金を造成しているものでございます。今回の国の補正に伴いまして、本県では48億5,100万円余りの積立をお願いしているところでございます。県といたしましては、森林所有者の所得向上や林業・木材産業の活性化を図るため、今後、この基金を有効に活用し、御質問にございましたように、木造公共施設やバイオマス利活用施設の整備を積極的に推進いたしますとともに、林業事業者や人材の育成などに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、林業発展のための施策についてでございます。本県は、豊富な森林資源を有し、林内路網や高性能林業機械等、生産基盤の整備などを積極的に進めてまいりましたことから、杉生産量日本一を21年間続けているところでございます。また、大型製材工場の整備や人工乾燥施設の積極的な導入などによりまして、製材品出荷量につきましても全国3位と、我が国有数の林業・木材産業をリードする県となっているところでございます。私も実際に本県の山林に足を運びまして、多くの林業・木材産業の関係の皆様方と直接お話をしてまいりました。この中で、豊富な森林資源と林業関係者の熱意というものを実感いたしまして、本県の森林はまさに宝の山であるというふう感じたところでございます。

一方で、林業を取り巻く環境につきましましては、御指摘のございましたように、林業従事者の高齢化が進み、木材価格は、円高や景気の影響などによりまして、昨年6月に過去最低となるなど、大変厳しい状況が続いております。しかしながら、最近の円安によりまして外材の輸入が減少傾向にあり、木材製品価格が上昇しているとともに、木材利用ポイント制度の創設、

木材バイオマス発電施設の建設など、前向きな動きも出てきているところでございます。このようなことから、私は、今こそ、関係業界や行政が一体となりまして、林業・木材産業の振興を図るための取り組みを一層推進していくことが必要であると考えているところでございます。

具体的には、1つ目には、高性能林業機械の導入などによる効率的な作業システムの構築や、路網の集中的な整備を進める、これらによりまして、さらなる低コスト林業を進めていくことでございます。2つ目には、県産材の県民による地産地消の推進や、公共建築物への利用推進などによりまして県内での利用拡大を図るとともに、「チームみやぎすぎ」による県外や東アジアへの県産材の販路拡大を図りますこと。そして3つ目には、木質バイオマス発電や、農業分野での木質バイオマス暖房機の積極的な導入などによりまして、森林資源の新たな活用を推進することなどが重要であると考えているところでございます。このような取り組みによりまして、本県の林業・木材産業につきましては、力強い産業として再生できることを確信しているところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○県土整備部長（濱田良和君）〔登壇〕 お答えいたします。

高速道路及び都城志布志道路に関する取り組みについてであります。

まず、高速道路につきましましては、整備効果を県全体の振興につなげていく観点からも、残されたミッシングリンクをつなげていくことが大変重要であると考えております。このため、ことしに入ってから、知事が会長を務める九州中央自動車道建設促進協議会が先月28日に、ま

た、東九州自動車道につきましても、建設促進協議会として同月10日にそれぞれ緊急提言を行い、国土交通省及び財務省等に対し、平成24年度補正予算及び平成25年度当初予算の確保による整備促進、さらには未事業化区間の早期事業化を強く訴えてきたところであります。県といたしましては、今後とも、一日も早い全線供用に向け、県議会や市町村を初め、民間の皆様とも連携しながら、引き続き、国や関係機関に対して強く訴えてまいります。

次に、都城志布志道路についてであります。この道路は、都城インターチェンジと志布志港を直結し、南九州圏域の経済活性化や大規模災害への防災対策の強化に欠かせない地域高規格道路でありまして、その効果を十分に発揮するためには、早期に全線の供用を図ることが大変重要と考えております。このため、県では、国や鹿児島県とも連携しながら、事業中区間の整備促進に努めてきたところでありまして、平成24年度の補正予算におきましては、国が施行しております国道10号都城道路に16億7,000万円、県が施行しております梅北工区に4億6,000万円の事業費が追加配分され、今後の事業進捗にも弾みがつくものと期待しているところであります。県といたしましては、引き続き、整備に必要な予算の確保を図るとともに、鹿児島県や関係団体とも連携しながら、唯一の未事業化区間であります県境部の平成25年度の新規事業化を強く要望するなど、都城志布志道路全線の早期供用に向け、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○十屋幸平議員 ありがとうございます。先ほど、知事の政治姿勢に関して、議会との対話を十分図っていただけたということでありますので、その分はお願いしておきたいというふう

に思います。

それから、先ほど、道路ができて県勢発展にどうつなげるかというところで、新しいキーワードとして「東九州の新時代をつくる」ということも、ある種、今出てきたものかなと思っていますので、そういう意気込みで県政運営を図っていただきたいと思っています。

最後に、TPPについてですけれども、これはちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、TPPに対する対応のための委員会みたいなものをつくるということによろしいんですね。わかりました。ありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきます。

昨年末の政権交代で安倍政権が誕生しました。そして、「アベノミクス」と言われる、金融緩和、財政出動、成長戦略の3本の矢が発表をされ、功を奏したのか、円安になり、株価も上昇し、景気は「気」の影響とも言われるように、さい先よい船出となりました。2013年度の政府予算の一般会計は92兆6,115億円で、実質的には7年ぶりの減額予算であります。内訳を見ますと、公共工事は昨年と比べて0.3%の増、社会保障費も10.4%の増となっております一方で、地方公務員の給与削減で地方交付税は減額となりました。そこで、知事にお伺いいたしますが、政権交代に伴って、本県の平成25年度当初予算編成等にどのような影響があったのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国の平成25年度予算案につきましても、12月の政権交代に伴い、1月に概算要求の入れかえが行われまして、通常より1カ月程度おくれて決定をされたわけでありまして、防災対策やインフラの老朽化対策などに重点的な措置が講じられ、日本経済の再生に向けまして、24年度の補正予算と一体的に、15

カ月予算として編成されたところであり、全国に比べておこなわれております本県の社会資本整備にも弾みがつくものと評価をしておるところでございます。今回、地域自主戦略交付金の廃止による各省庁の交付金等への移管とか、地方公務員の給与削減要請に伴う地方交付税の減少、農業農村整備事業の増額など、いろんな見直しの措置が行われたわけではありますが、特に、農業農村整備事業の増につきましても、対応する県の公共事業予算を今年度と比べ9.5%の増としたところでもあります。このような国の措置につきましても、可能な限り情報の収集に努め、本県当初予算案へ適切に反映させたところでもあります。

**○十屋幸平議員** 次に移ります。本県の財政状況は、県税や地方交付税の減収と社会保障関係費の自然増等によりまして、毎年200億円を超える収支不足が見込まれております。その中で、今年度の重点施策である地域経済の活性化、安全・安心で豊かな地域づくり、新しい時代を切り拓く成長産業の育成などを推進するために、予算編成に当たりまして、国の予算の獲得に知事としてどのように取り組んだのか、お伺いをいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 自主財源に乏しく、財政基盤の脆弱な本県であります。停滞している県内経済の活性化や、県民の安全・安心な生活環境の確保を図るインフラの整備など、さまざまな課題に対応していくためには、国の交付金等を十分に確保することが必要であろうという考えのもとに、25年度予算編成に当たりましては、昨年からの必要とする予算の確保に向けまして、国に対して積極的な働きかけを行ったところでもあります。政権交代後も、具体的には、年明け早々に県関係国会議員への説明の場を設

けまして、南海トラフ巨大地震対策を初め、道路や港湾、農業生産基盤など、社会資本整備に必要な予算の重点配分などにつきましても、支援を要請するとともに、関係省庁に対しましても、政務三役はもちろんでありますが、事務方のところまでも直接私が足を運びまして、数度にわたり要望活動を行ってきたところでもあります。国の予算の確保につきましても、県議会の皆様にもさまざまな形で積極的に取り組んでいただいております。感謝を申し上げます。今後とも、あらゆる機会を捉えて国への働きかけ、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 知事がみずから足を運んでお願いしてきたということでもありますけれども、そうしないとなかなか、自主財源の乏しい本県にとっては厳しい状況ということでもありますので、今後また頑張っていただければというふうに思います。

次に、国の平成24年度補正予算は、東日本大震災からの復興加速等のための復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化策や、日本再生に向けた緊急経済対策など、全体の財政支出額は10兆2,815億円であります。この国の緊急経済対策に伴いまして追加提案されました補正予算について、どのような考えを持って組まれたのか、知事にお伺いをいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 今申し上げましたように、本県は、全国に比べ、社会資本整備が大きくおこなわれているという認識のもとに、物流の効率化等によります産業の振興はもちろんのこと、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえまして防災・減災対策を強力に進めていく必要がある。さらには、道路や港湾などのインフラ整

備というものを積極的に進めていきたいということでございます。そのような基本的な考え方のもとに、本日追加提案をいたしました24年度の補正予算案につきましては、国の緊急経済対策に伴いまして、公共事業を中心に措置したものであります。今回、公共事業等の地方負担額を軽減するための、いわゆる「地域の元気臨時交付金」が措置されることなどもありますので、本県が必要なインフラ整備を進めるチャンスであるというふうに捉えまして、積極的に国の補正予算、その財源を確保するよう、関係部に強く指示をし、また、私みずからも働きかけを行ってきたところでございます。公共事業以外にも、雇用の確保や森林整備等に活用する基金の積み立てを初め、農業用施設の整備など、いずれも地域の雇用や経済に波及効果が期待できる事業を計上しているところであります。25年度当初予算案と一体として執行しまして、地域経済の活性化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 今、予算に絡みまして一連の質問を知事にさせていただきました。答弁の中に「強く指示をして」とか、一生懸命頑張っているというのがわかったわけでありましてけれども、冒頭に申し上げましたとおり、知事としてのリーダーシップを発揮されて、組織を動かしながらやっていただかなければ、なかなか県勢発展につながらないと思いますので、そのあたり、ことしは折り返しの年でありますから、しっかりと頑張りたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。職員給与の引き下げ等についてお伺いしますが、国は、東日本大震災の復興財源として、国家公務員の給与を平成24年4月から2年間、平均7.8%下げていることを

理由に、地方公務員給与の削減を求め、地方公務員給与費を9,000億円削減する一方で、その見合い分として、防災・減災事業や地域活性化等の緊急課題に対応するための特別枠を同額の9,000億円設定しました。しかしながら、都道府県は、平成11年度から23年度までに2兆円の給与カットを実施しておりますが、その間、国は給与を削減しておりません。また、地方においては、職員定数の削減など、行財政改革にも積極的に取り組んできている中での今回の削減につきましては、納得ができないものだと考えます。さらに、今回の件について、総務省の地方財政審議会会長・神野直彦東大名誉教授は、「給与は、地方公務員法や人事委員会勧告等に基づき、各自治体が決めるのが原則。それでも国が求めるなら根拠が必要だ」と述べられております。いわゆる地方自治の本旨に反するのではないかということであって、私もそのように考えております。また、地方交付税の不交付団体であります東京都は、給与の引き下げを拒否しておりまして、自治体のばらつきもさることながら、不公平も出てきます。そこで、今般、国から要請のあった職員の給与削減について、知事の考えと今後の対応をお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 本県の職員の給与であります。人事委員会勧告に基づきまして、国や民間との均衡を図りながら決定してきたところでもあります。これは地方公務員法の定めるところであるわけでもあります。それに加えまして、厳しい財政状況のもとで行財政改革に積極的に取り組んできたところでありまして、具体的には、1,000人を超える職員数の削減や管理職手当の10%カット、さらには特別職の給与等のカットや見直しなどによりまして、平成17年度からの累計額は約100億円と、大幅に人件費の削

減に努めてきたところであります。しかしながら、今回の国からの要請というものは、このようなこれまでの努力というものが考慮されておらず、極めて遺憾であると言わざるを得ないものと考えております。ただ、その一方で、国において閣議決定がなされ、地方交付税が削減され、歳入が減るといふ現状につきましては、重く受けとめる必要があるというふうにございます。今後、職員の給与削減につきましても、大変難しい判断ではあります。本県の財政状況や地域経済への影響、さらには職員の士気の確保といった点も考慮しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** どうしても権限、財源を握られていまして、国のやることに、ノーとは言いながらも従わざるを得ない状況があるというふうに思います。しかしながら、地方交付税法の第3条の2の中に、「地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない」というふうにありますので、やはりこのあたりはしっかりと国に、逆に言えば、法律を守りなさいよというぐらいの強い気持ちを持ってやっていただかなければいけないというふうに思っております。これはまたいろいろ議論もさせていただきますが、けさ、中野議員からありましたように、道州制等いろんな法律ができるとは言いながらも、国はなかなかそのあたりで権限、財源、人間——人間だけ押しつけてくるかもしれませんが、議論がなかなか進まないところかなというふうに思っておりますので、これからまた県議会としても議論していかなければいけないと認識をいたしております。

次に移ります。記紀編さん1300年記念事業に

ついてであります。

本事業は、既に御存じのように、平成24年から平成32年の9年間の取り組みで、総仕上げは全市町村が参加する国民文化祭を開催し、本県の宝を再認識し、新たな県土づくりに生かすと言われております。また、本年度の取り組みに関して知事は、「県民が歴史的な宝を見詰め直し、認識を深めることができた」とも述べられております。記紀編さん1300年記念事業の基本構想も策定されまして、いよいよ事業を推進する時期に来ていると考えております。本年度も、県内各市町村や団体と連携して、さまざまなイベントや啓発事業に取り組まれておりますが、新聞のコメントで、日本銀行宮崎事務所長の方は、「単発イベントが多いため、県全体の魅力アップや県外への発信につながない」と指摘しております。つまり、県としては一生懸命に頑張っております。しかしながら評価は分かれるところでありまして、本県が苦手とするPR対策でも、テレビなどの視覚に訴える取り組みも必要ではないかというふうに考えております。そこで、記紀編さん記念事業のPR、情報発信を強化すべきだと考えます。そして、新設する記紀編さん記念事業推進室はどういう役割を担うのか、総合政策部長にお伺いをいたします。

**○総合政策部長（稲用博美君）** 記紀編さん1300年記念事業は、教育・文化、観光、地域振興等、幅広い分野で長期的に取り組んでいくものでありまして、部局横断的な施策の総合調整等を継続的に行っていくために、新年度の組織改正において「室」を設置しまして、県の体制を対外的に明確に示すことにより、市町村や民間との連携・調整を一層緊密に進めて、取り組みの強化を図ることとしたものであります。



また、今後の事業展開の方向性を示す基本構想が策定されまして、事業の企画段階から実施段階へと進むべき時期に来ているということや、県内外への情報発信等、観光交流の活発化をより強力に推進するために、商工観光労働部の観光物産・東アジア戦略局に組織を移管しまして、「神話のふるさと」としてのブランドイメージのPRや、県民総語り部化を目指しました県民の理解促進などを軸に、同一局内で一体感を持って関連事業を推進していくというふうにしたところであります。

**○十屋幸平議員** これは提案ですけれども、ロゴマークがありますね、あのステッカーをつくって、県内外を走るトラック協会に協力していただいてステッカーを張るとか、宮崎交通さんは県民向けに張っていただくとか、大相撲の場所で宮崎牛を贈るときに何かそういうものをやるとか、今度は3月ですか、東京ガールズコレクションがありますが、そういう県外に向けての情報発信にうまくもっと使っていただければというふうに、これはお願いをしておきたいと思えます。

次に、物流問題についてお伺いします。今回は海上輸送のみについて質問をいたします。

今月、2月7日から8日にかけて、自民党の有志12人で宮崎カーフェリーに乗船しまして、物流や農産品の販売等の調査を目的に、旅行者の皆さんと船旅を楽しみました。そして大阪南港に向け出港しました。船旅は、私も大学生時代、細島港から東京まで行って以来で、船酔いをしないかと心配しながらの出港でしたけれども、多少揺れましたが、快適な船旅をさせていただきました。乗船した後に、トラックの積み込み作業も調査する中で、宮崎の基幹産業の農畜産物や工業製品等を積み込んだトラックが所

狭しと乗船しまして、本県の物流の下支えを、カーフェリーやトラック業界等が担っていることを改めて認識し、物流の重要性も確認をいたしました。

本県は、物流について、宮崎県物流対策推進本部会議のデータをもとに、対策や取り組みを検討されております。その中で、長距離フェリー航路の課題として、次のような点が指摘されています。まず1点目は、カーフェリーは、人流・物流の両面で大きな役割を果たしていることから、航路の維持・充実や、修学旅行等の利用促進を図る必要があること。また、カーフェリーの船舶のリプレースが大きな課題としてあることも認識されております。そこで、本県の将来を見据えた物流戦略をどのように考えているのか、総合政策部長にお伺いをいたします。

**○総合政策部長（稲用博美君）** 物流対策は、大消費地、大都市から遠い本県の産業振興にとり大変重要な課題であると認識しておりまして、東九州自動車道の開通が迫るなど、本県を取り巻く環境が大きく変化する中で、今後、物流対策を積極的に推進するためということで、本年度、宮崎県交通・物流ネットワーク戦略を策定しているところであります。この中では、大きく2つの物流戦略を掲げております。

1点は、県内産業発展を支える物流網の構築の推進であります。道路網や重要港湾の整備促進等によりまして、効果的な物流網を支えるインフラ等の整備を図るとともに、内外定期航路の維持・充実等によりまして、さまざまなニーズに対応できる輸送手段の充実を図ってまいります。2点目は、物流効率化の推進であります。外貿における45フィートコンテナの活用等、先進的な取り組みでありますとか、ロット拡大の

推進等によりまして貨物の集約化を図るとともに、大都市からの直送化の促進等によりまして、下り荷の確保を図ってまいります。今後、産業界等としっかり連携を図りながら、これらの戦略に基づきまして、物流対策を積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

**○十屋幸平議員** 今、答弁の中にも下り荷ということがありました。宮崎県物流対策推進本部会議でも、慢性的な下り荷の確保の困難な状況が認識されております。そこで、提案を含めてお伺いいたしますが、下り荷確保対策として、県には大阪事務所や東京事務所が設置されております。その事務所に総合交通課の職員を配置するか、または事務の分任をするなどの取り組みはできないか。海上輸送について、下り荷の問題を含めた今後の具体的な取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（稲用博美君）** 海上輸送は、低コストで大量輸送が可能であり、今後の物流効率化を図る上で大変重要な輸送手段であります。長距離フェリー航路を初めとしました海上輸送の利用を促進し、その維持・充実を図ることは、本県の産業振興にとりましても必要なこととあります。現在、県では、陸上トラック輸送等から県内発着の海上輸送等へシフトした貨物に助成を行います物流効率化支援事業の活用により、その利用を促進しているところですが、今年度からは、本県の課題である下り荷の不足に対応するための割り増しを設けるなど、支援の拡大を図ったところとあります。また、宮崎県交通・物流ネットワーク戦略におきましても、下り荷確保を戦略の一つとして掲げることとしております。今後、情報の共有化を含めまして、県外事務所も十分に活用しなが

ら、県外荷主への働きかけ等、下り荷の確保に向けて、海上輸送の利用促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 次に移ります。先ほど、基幹産業の下支えをトラック業界とカーフェリーが担っていることを改めて認識したと述べました。宮崎カーフェリーの船は、建造から15年が過ぎまして、間もなく更新時期を迎えます。しかしながら、燃油価格は、平成22年の1キロリットル当たり5万313円が、平成25年は6万6,400円と、高騰を続けておりまして、企業経営のコストに占める割合が42%以上となり、経営を圧迫しております。今後の動きとしましても、燃油が投機の対象とのことであって、なかなか燃油が下がることは見込めません。本県の物流を支える海上輸送に大きな影響が出ると考えられます。そこで、長距離カーフェリー事業者の船舶リプレースに対して県の支援が可能かどうか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（稲用博美君）** 本県のように大消費地から遠隔地にありますいわゆる条件不利地域では、長距離フェリーの航路は、その物流を担う重要な輸送手段であるというふうに考えております。長距離フェリーの建造につきましては、大変多額の費用がかかるというふうに伺っておりますので、リプレースに当たりましては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の中に船舶共有建造制度というのがあり、この活用も考えられます。その活用等に向けて支援をしてまいりたいというふうに考えております。

**○十屋幸平議員** 今おっしゃったように、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度というのがあるが、その中身は、結局、赤字の会社にはそれは適用できないということで、

現在、宮崎カーフェリーさんは厳しい状況でありますので、なかなかこれを申請しようとしても難しい。そして、船は大体17年ぐらいで建造し直さなきゃいけないということが言われております。新しい船になると、3割でしたか、燃油も、それから経営のコストも下がるということで、新造船をつくれる見込みは立つんですけども、もともとそのお金の出どころがないというところが大きなネックです。県が宮崎のものをどう運ぶかということ考えたときには、例えば関係団体はたくさんあると思うんですが、そういう方々にいろんな形で応援をしてもらおうとか、そういうことは考えられないのかというのが、今回の私の考えであります。それがなくなりますと、高速道路はさっきみたいにできました、大分に行く、志布志に行く、博多に行く、じゃ、宮崎の物流を支えるのは誰ですか。知事は地産地消とよく言われますけれども、まさに、物流においてもそうだと思うんです。その地産地消の運ぶ人がいなくなってしまうたら大きなダメージだと思います。今でも志布志だったり大分に流れています。ですから、そのあたりを考えたときには、やっぱり真剣に考えていただかないと、行く行く困ってしまうのは我々県民だということでもありますので、しっかりそのあたりを検討していただきたいというふうに思っています。

次に移ります。宮崎港は、南九州の物流拠点として国際貨物を取り扱い、油津港では、2棟目の県営上屋が増設されるなど利便性の向上が図られ、また、クルーズ船が入港するなど、観光面でも活用が図られております。本県の重要港湾のうち、細島港は、平成22年度に重点港湾に指定され、17号岸壁及び埠頭の整備や、ガントリークレーン、コンテナヤードの拡張で国際

貨物の基地としての役割を担っております。今回、宮崎45フィートコンテナ物流特区を申請し、3月下旬に認定されるようであります。このことが本県経済の活性化と県内港湾の振興につながり、県勢の発展に役立つものと考えます。また、東九州自動車道や九州中央道の整備が進むことで、細島港の扇のかなめとしての重要性がますます増してまいります。そこで、細島港の国際ターミナル整備事業が進む中、将来ビジョンとして今後どのような貨物の集荷に向けて取り組むのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

○**県土整備部長（濱田良和君）** 細島港におきましては、ただいま議員がおっしゃいましたように、大型岸壁の整備や東九州自動車道などの整備が進んでおりますことから、これまで以上に港を利用しやすい環境が整ってきているところでございます。現在、貨物の集荷につきましては、宮崎県ポートセールス協議会におきまして、県、市及び港湾利用者が一体となって取り組んでいるところでございますが、今後は、細島港周辺企業の医療関連製品や繊維製品などの貨物はもとより、現在、県外の港を利用している太陽光エネルギーや自動車関連製品などの貨物につきましても、その集荷に向け、引き続き、積極的かつ効果的なポートセールスに努めてまいりたいと考えております。

○**十屋幸平議員** 同じことを二度言います。先ほども総合政策部長に私が言いましたように、結局よそに流れているんですね。だから、そういうものをするためには、やはり自前といいですか、宮崎発の企業が頑張らないといけないということでもありますので、そのあたりもしっかり取り組んでいただきたいと思えます。

それに関連して次の質問に移りますが、道路

整備、鉄道貨物や港湾整備のハード整備、そして、ポートセールスのソフト事業、商工業の製造品や企業誘致、農林産物等の集荷体制など、物流はさまざまな関係が絡んでまいります。そのような視点で、総合的に物流対策に取り組む物流専門の組織を県庁に設置してはどうかと考えますが、県の考えを総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（稲用博美君）** 物流は、農林水産業、製造業を初め、産業全般にわたり、また、関係先あるいは物流の体系もそれぞれ異なっておりますことから、庁内の関係部局はもとより、民間事業者の実情も十分把握しながら施策を進めているところであります。庁内におきましては、知事を本部長とする物流対策推進本部におきまして、部局横断的に物流対策を推進しております。今後、物流対策につきましては、宮崎県交通・物流ネットワーク戦略に基づき、官民で連携して強力に推進していくこととしておりますので、御質問の専門組織の設置につきましては、より効果的な推進体制のあり方という観点から、引き続き研究してまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 先ほどから何度も言いますが、物流については総合的に取り組まないと、なかなか1課、2課、3課ぐらいでは力が弱いといいますか、目が届かない部分もありますので、ぜひこのあたりは検討をしていただきたいと思います。研究してまいりたいということでお答えいただきましたけど、私、平成19年にある提案をして、研究をいただきました。今回また同じような質問をしようと思いましたが、私が質問した内容について事業化されていますということで、5年経過した後に事業化しました。5年後を楽しみにはできませんので、でき

れば早急に研究から検討にでも格上げいただいて——道路じゃないんですが——今回、いろんな課の新設を横断的にやっていますね、そういうことが絶対必要だと思うんです。ですから、これは要望にとどめておきたいと思っておりますので、そのあたりをお願いしたいと思います。

次に移ります。防災問題についてであります。

3・11の東日本大震災から間もなく2年目を迎えます。本県では、宮崎大学やベンチャー企業の地震工学研究開発センターが、マグニチュード9を想定し、津波が内陸部3キロまで進入するなどの被害想定を出しました。また、平成23年12月には、津波の災害から国民の生命・身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成、また、一定の開発行為及び建築物の建築等の制限などを盛り込んだ「津波防災地域づくりに関する法律」が制定をされました。そして、昨年8月29日には、内閣府が、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの第1次報告で、本県の死者数4万2,000人、建物損壊8万3,000棟などの津波浸水の被害想定を公表しました。それを受けて、本年2月13日に県では、内閣府の想定にない海岸の堤防、水門、2級河川のデータも使って、最大クラスの津波による影響を考慮し、津波浸水想定を公表いたしました。県はようやく、新たな地震・津波対策を盛り込んだ本格的な地域防災計画の見直しに動き始め、平成25年度中に計画をまとめる予定であると聞きます。被害が想定される県内市町は、それを受けての地域防災計画の策定をしなければならず、県の対策が急がれます。そこで、東日本大震災を踏まえた県地域防災計画の見直しがおこなわれていると思いますが、今後の見通しと取り組み状況について、危機管理統

括監にお伺いをいたします。

**○危機管理統括監（橋本憲次郎君）** 県の地域防災計画の見直しにつきましては、南海トラフ巨大地震に関する国の被害想定作業がおこなわれておりますことから、今、議員から御指摘がありましたように、確かにおこなわれているというのが現状だと思います。一方で、県の地域防災計画につきましては、できることから順次見直しを行うという考えに立ちまして、昨年度は、DMAT等の災害医療体制の整備に関する修正、または水防法に基づく水防計画に津波災害に関する内容を加えるなどの改正を行ったところでございます。また、今年度につきましても、津波に関する情報伝達の改善や避難誘導體制の確保、後方支援拠点の指定等による広域防災体制の強化、自主防災組織の充実等による地域防災力の強化などを中心に、改正に向けた検討作業を進めているところでございます。さらに、先般、南海トラフ巨大地震等による津波・浸水想定を公表いたしました。これらの地震・津波への対応等につきましては、来年度以降、地域防災計画に盛り込みたいと考えているところでございます。今後とも、地域防災計画の見直しにつきましては、国の検討状況を踏まえ、市町村とも連携しながら、適時的確な見直しを進めてまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 次に移ります。南海トラフ巨大地震がきょう起きるか、1000年後に起きるかわかりませんが、県は、いつ発災しても県民の生命と財産を守る義務があります。そこで、南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、国の動きを待たずに県としてやらなければならない取り組みとして、例えば避難経路の整備や避難タワーなど、市町村との連携で進める施策から率先して取り組んでいくべきだと考えます。県と

して、今回、大規模災害対策として基金を設置し、事業を進めると聞いておりますが、どのように取り組んでいるのか、知事に考えをお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 大規模災害は、いつ発生するか予測がつかないという状況の中で、やるべきことは山積しております。基本的な考え方としては、国、県、市町村というものが連携をしながら、短期・中期・長期でできることから取り組んでいくということでございまして、そのような考え方のもとに県としても取り組んできたところであります。具体的には、広域支援体制構築のための9カ所の後方支援拠点の確保でありますとか、地域防災力向上のための人材育成としての防災士の養成、また、県庁の災害時の機能確保・強化のためのBCPの策定と運用などを進めてきたところであります。さらに、来年度は、5億円の宮崎県大規模災害対策基金を設置しまして、必要な対策として、沿岸での避難場所・避難経路の確保、消防の常備化・広域化、広域連携の強化などに取り組んでまいりたいと考えております。これまでも、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会の幹事県を本県が務めております。また、沿岸の市町村との宮崎県津波対策推進協議会などで、縦・横の連携の強化も図っているところでございます。今後とも、私みずから先頭に立って、これら以外のソフト、ハード両面含めて、積極的に、また着実に対策の推進を図ってまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** しっかり取り組みをお願いしたいと思います。

次に移ります。東日本大震災では、行政組織は、ハード、ソフト両方とも大変な被害を受けて、復興・復旧に向けての取り組みが一番おく

れたということを報道等で知っておりますけれども、本県では、大規模災害時の司令塔としての県庁舎の役割を考へて、防災拠点施設整備調査検討委員会を立ち上げ、4回の会合が開催されて、次のような点が協議をされております。まず初めに、必要な機能・性能についての議論でありますけれども、大震災後、直ちに使用できる耐震性能、災害時の人員・物資の輸送や情報収集のためのヘリポートの設置など、さまざまな点が検討されております。また、一方で、留意点として次のような点も挙げられております。必要最小限の財政負担とする必要があること、大地震に備えての早期整備の必要性、職員が参集しやすい場所に整備することなどが記載されております。そこで、防災拠点庁舎の整備検討の進捗状況について、総務部長にお伺いをいたします。

**○総務部長（四本 孝君）** ただいま議員から御指摘というか、お話がありましたとおり、本県の災害応急活動の中核となる防災拠点庁舎の整備につきまして、現在、専門のコンサルタントに調査を委託するとともに、防災や建築の専門家を含む検討委員会において、御意見をいただきながら検討を行っているというところでございます。今のお話にもありましたとおり、ことしの1月に第4回目の検討委員会を開催いたしまして、この庁舎の機能・規模や整備場所に関して、想定されるさまざまな整備パターンがコンサルタントから提示をされまして、災害応急対策上の視点からの検討が行われたところでございます。その後、今月の13日に県の新たな津波浸水想定が公表されました。これによりますと、この県庁域は浸水をしなないということでございますけれども、この結果を踏まえまして、今後さらに詳細な検討を行うということに

しております。防災拠点庁舎の整備検討につきましては、引き続き、この検討委員会において専門的な見地から御意見をいただくとともに、県議会を初め、県民の皆様の御意見を十分お聞きしながら検討を行ってまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 結びのところにありましたように、県議会を初め、県民の皆様の御意見を十分お聞きしながらということでありますので、そのあたりで検討をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

次に移ります。難病対策についてであります。

厚生労働省の難病対策委員会は、医療費助成の対象疾患の拡大や、重症患者の所得に応じた自己負担の提言がなされています。そして、助成費用は国と都道府県で折半が原則であります。これまで長年の懸案であった都道府県の超過負担の解消が、2014年度予算で解消する方向で調整されていると報道されています。本県では、難病患者数約8,000人、総事業費11億7,800万円で、国負担は、予算不足を理由に2億6,400万円と4分の1程度であり、早期の是正が求められます。そこで、難病患者に対する医療費の公費助成が見直されますが、見直しに向けたこれまでの取り組みと見直しの内容について、福祉保健部長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** まず、これまでの県の取り組みでございます。県では、難病患者団体から要望のありました5疾患を公費助成の対象疾患とすること、並びに議員から御指摘のありました、国が本来補助すべき額が5割程度しか交付されていないことによる県の超過負担の解消や、難病対策の法制化などにつきまして、厚生労働省に対し、全国衛生部長会や直

接訪問による要望を行うなど、さまざまな機会を捉えまして継続的に働きかけを行ってきたところでもあります。

次に、見直しの内容でございますが、厚生労働省の難病対策委員会が取りまとめた提言の中で、医療費助成対象疾患の要件が示されましたので、対象疾患は拡大するものと見込まれております。また、本年1月27日、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣の間で、難病の公費助成につきまして、平成25年度の国庫補助金を積み増すこと——約90億積み増しがされております。それから、平成26年度予算において都道府県の超過負担の解消を実現するよう、法制化等について調整することが合意をされたところでございます。

**○十屋幸平議員** 次に、見直しに当たっては、重症患者に自己負担を求めることや認定手続の際の指定医の受診など、患者の負担増につながる内容も検討されておりますので、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 議員御指摘のとおり、難病対策委員会が取りまとめた提言では、助成対象疾患が見直される一方で、これまで自己負担のなかった重症患者を含めまして、所得に応じた負担を求めることや、認定手続に際し、指定された医師の診断を受けることなどが示されているところでございます。公平で安定的な公費助成の仕組みを構築することや認定手続をより厳正に行うことを踏まえた提言ではあります。難病対策の法制化に当たっては、患者の負担が増加しないよう検討されることが重要と考えておりますので、法制化の動きを十分注視してまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** それでは、次に移らせていただきます。自殺対策についてでございます。

これまでも本会議で、私を初め、各議員が自殺対策について質問いたしました。議論を重ねてまいりました。本県の自殺者数は15年連続で300人以上で、10万人当たりの自殺者数は27.7ポイントと高く、全国4位という厳しい状況であります。一人の自殺者の背景には、事業不振から失業、負債、そして家族の不和、生活苦、心の変調へと4つの要因が重なり合って、連鎖して自殺に至るということでもあります。また、自殺者の7割の方が関係機関に相談している実態があり、自殺者の小さなサインを見逃さないゲートキーパーの役割が重要であると考えます。今回、県は、自殺対策を総合的に推進する地域福祉保健・自殺対策担当の組織改正をして、積極的に自殺対策に取り組む姿勢を明確にしたことは評価したいというふうに思っております。そこで、県では、自殺対策行動計画の見直しなど、地域での対策強化を進めようとしておりますが、本県の自殺者の状況と今後の対策について、福祉保健部長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 厚生労働省の統計によりますと、本県の自殺者数は、御指摘がございましたとおり、平成9年以降、300人を超える状況が続いておりまして、平成19年の394人をピークに、その後3年連続で減少し、22年には307人となっていましたが、23年にはやや増加し、312人となっております。深刻な状況が続いているものと考えております。

このため、県では、これまで、民間団体で構成される宮崎県自殺対策推進協議会等と連携を図りながら、総合的な対策を継続的に実施してきたところでございますが、自殺対策をより実効性あるものとするため、平成25年度からは、新たに市町村自殺対策緊急強化モデル事業を实

施してまいります。この事業では、市町村と一体となって、地域の実情に応じたきめ細やかな対策を推進することとしており、市町村が住民を対象に、こころの健康調査を実施し、その調査結果に基づき、独自の行動計画の策定を行う場合、国の研究機関からアドバイザーを派遣するなどの支援を行うこととしております。

**○十屋幸平議員** 今回の自殺に対する質問でありますけれども、子供の自殺について伺いたいというふうに思います。先日から、体罰による高校生の自殺、いじめによる中学生や学校の統廃合中止を訴えての小学生の自殺が報道されて、非常に心が痛みます。報道では、「死にたいと思うことがある」という割合は、小学生高学年からふえ始め、中高生では2割から3割になり、「誰かに死にたいと打ち明けられたことがあるか」と聞けば、2割の中学生が「ある」と答えています。警察庁の統計で、19歳以下の自殺者は、2010年は552人、2011年は600人を超えております。文科省の発表では、ここ数年の児童生徒の自殺者が年間150人前後で推移しております。また、県の「こころの健康に関する県民意識調査」では、自殺予防対策の意識として、「学校でのいのちの教育の充実」と答えた割合は52.3%と最も高く、「いのちの教育」の重要性が浮き彫りとなりました。また、文科省においては、先進的な取り組みをしているアメリカの教育を参考に、小・中・高に自殺予防教育の導入について検討を始められたというふうにも言われております。そこで、子供の自殺対策についてどのような取り組みをしているのか、福祉保健部長と教育長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 福祉保健部におきましては、今年度、思春期における心の健

康を支援するため、精神保健福祉センターにおいて、児童生徒向けのウェブサイト「宮崎こころの保健室」を開設いたしまして、心の健康に関する知識の普及や相談先の紹介、メールによる相談等を実施しておるところでございます。さらに、同センターでは、思春期の精神的な問題で悩む本人や家族の個別相談に精神科医が応じます「思春期精神保健診療相談」や高校生向けの出前講座、フォーラムなどを実施しております。今後とも、教育委員会等と連携を図りながら、子供の心の健康への支援に取り組んでまいります。

**○教育長（飛田 洋君）** 自殺を予防するためには、児童生徒に命を大切にする心や態度を育成していくとともに、子供たち一人一人が自分のよさに気づくこと、さらにはいじめの未然防止など、安心して生活できる環境づくりが大変重要であると考えております。各学校では、道徳の時間や各教科等において命を大切にする教育の充実に努めることはもとより、自分のよさや友達のよさが実感できる学校づくりや、児童生徒の小さなサインを見逃さないよう、定期的にアンケート調査や教育相談などを実施いたしております。県教育委員会におきましては、本年度の新規事業である、「命や絆を大切にする」宮崎の道徳教育充実事業において、心に響く自作の教材、そういうものを作成しながら、命のとうとさについて深く考えさせる教育の充実に努めるとともに、子供同士が支え合いながらお互いの抱えている課題を共感する、「わかる、わかる」と子供たちが助け合うような活動を「ピア・サポート」と呼んでいるんですが、そういう活動をさらに推進することといたしております。また、スクールカウンセラーの配置や、いつでも相談できる電話相談窓口の設置な



ど、教育相談体制の充実に努めているところがあります。

**○十屋幸平議員** そこで、県の実数をお知らせいただきたいんですが、子供の自殺者数はどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 厚生労働省の統計でございますけれども、23年の本県の自殺者数312人のうち、10歳から20歳未満の方が5人おられます。10歳未満の方はおられません。ゼロでございます。

**○十屋幸平議員** 10歳から20歳未満が5人ということであり、これがゼロになるように願っておりますので、またしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

次に、BSE検査廃止についてお伺いいたします。

昨年10月、内閣府食品安全委員会は、牛肉の輸入規制緩和について、「人の健康リスクへの影響は無視できる」と答申されています。また、我が国は、本年5月の国際獣疫事務局（OIE）の清浄国の認定を目指して取り組んでおります。そこで、今般、BSE検査は、国産牛の安全性が確保されたとして、国において、対象月齢がことし4月から31カ月以上に引き上げられる状況であります。対象外まで対応することとなる現行の全頭検査について、食の安全・安心や風評被害等、いろいろな御意見はありますが、私個人的には、必要性がなくなりつつあるのではないかと考えております。そこで、担当部としてどのように考えるのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** BSEの検査対象となる牛の月齢でございますが、本年4月から31カ月に引き上げられることとなっております。

しかしながら、一部の自治体が全頭検査を継続した場合には、検査済みと未検査の牛肉が市場に混在するなどの混乱を招くことになるため、国は、現行の補助制度を継続することとしており、各自治体にも全頭検査を見直す動きがないという状況でございます。このため、県といたしましては、国産牛肉の安全性は十分に確保されていると考えておりますが、当面は全頭検査を維持していくこととしております。しかしながら、さらに検査対象の月齢の引き上げが予定されていることや、BSEの清浄国となる準備が進められていることから、国は、そのタイミングで、地方自治体においても国に合わせて全頭検査を見直すことが必要との見解を示しております。県といたしましても、今後、こうした国の意向等を考慮しながら、対応について検討してまいりたいというふうに考えております。

**○十屋幸平議員** これはまたいろいろ議論が分かれるところでもありますので、しっかりと議論してまいりたいというふうに思います。

次に進みます。中国木材株式会社の進出についてであります。

これは、中身はいろいろ皆さん御案内のとおりでありますので、今回、旭化成との用地交渉が始まりまして、地元としては、林業関係者も含めて期待を持って見守っております。そこで、中国木材株式会社の進出がおくれた理由は何か、そして、今後、県はどのように支援していくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 進出がおくれた理由でございますが、中国木材株式会社によりますと、リーマンショックに端を発した世界同時不況やその後の円高、さらには東日本

大震災の影響等を注視しながら、慎重に進出時期を見きわめていたためと伺っております。中国木材の進出には、林業関係者を初め、地元経済界からも大きな期待を寄せておりますことから、県としましては、計画に沿って、一日も早く、かつ円滑に進出できるよう、中国木材に働きかけるとともに、地元日向市や関係部局等と連携・調整を図ってまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 次に、中国木材進出を本県の林業の振興につなげるには、県はどのように対応していくのか、環境森林部長にお伺いをいたします。

**○環境森林部長（堀野 誠君）** 中国木材株式会社が1月に地元で説明した進出計画によりますと、間伐材など未利用木材を活用した集成材の部材や、バイオマス燃料を製造する工場のほか、曲がり材などの低質材や大径材を活用した集成材工場を整備することになっております。中国木材の進出によりまして、本県の課題となっております大径材や低質材等の新たな需要が生まれ、森林所有者への利益還元や林業・木材産業の活性化が期待されるところであります。県としましては、日向市などと連携し、計画されている事業が着実に実行されるよう支援するとともに、覚書にあります原木の安定的な供給や、中国木材が使用する船舶や乾燥施設の利用などについて、県内の製材業者や素材生産業者との連携・協調が進むよう、働きかけてまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 県が音頭を取って四者協議をしっかりとやっていただいて、一日も早い進出をお願いしておきたいというふうに思っております。

次に、林業大学校の設置についてお伺いをし

たいと思います。

全国には、林業大学校は6校ありまして、我々県議会自民党の環境農林水産部会は、京都府船井郡京丹波町の京都府立林業大学校を調査してまいりました。その学校の教育理念は、実践的な技術・知識を身につけて第一線で活躍できる人材の育成、森林保全活動から野生鳥獣害対策まで幅広い地域活動を支える公共人材の育成、森林組合等林業事業体の経営力の向上を支える人材の育成、また、西日本唯一の林業専門大学校として開校しております。そういういろんな特色ある内容があります。本県は、御案内のとおり、森林面積は県土の76%に当たりまして、59万ヘクタールを有し、杉素材生産は平成3年より21年間連続日本一であります。これまでも本県は、林業に対してさまざまな施策に積極的な取り組みを実施されまして、森林資源や全国トップクラスの生産基盤など、高いポテンシャルがあると。そして、先ほど副知事は、宝の山だということもおっしゃいました。それを生かすためにも専門的な人材育成の教育機関が必要であると考えます。そこで、中山間地域の活性化の視点も踏まえ、林業担い手の育成機関として、中山間地域に林業大学校を設置する考えはないか、環境森林部長にお伺いをいたします。

**○環境森林部長（堀野 誠君）** 本県の基幹産業である林業の振興を図るためには、意欲と能力のある人材を確保・育成していくことが特に重要であります。このため、県では、国の「緑の雇用事業」を活用して新規就業者を確保するとともに、基幹林業作業士養成事業等により、年間約200名を対象に、林業就業に必要な免許や資格取得等の実践的な研修を行い、林業技術者や現場技能者等の担い手を体系的に育成してい

るところであります。林業大学校につきましては、農業との併設を含め、京都府や岐阜県など6府県に設置されておりますので、県といたしましては、中山間地域に設置した事例など他県の状況や、県内でのニーズ等について今後研究してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 これは後ほど時間がありましたら、また議論したいと思っております。

次に移ります。水産業の振興についてであります。

これは、もう、るる皆さん御案内のとおりでありますので、漁獲高の向上対策、浮き魚礁の早期設置、燃油高騰対策について、県はどのように取り組んでいくのか、また、本年度の新規事業として、漁業協同組合機能・基盤強化推進事業が、3年間の事業期間として3億3,900万円計上されております。そこで、漁業協同組合の機能・基盤強化の取り組み状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 初めに、漁獲高の向上対策でございますが、漁獲量の確保と魚価向上の2つの側面から取り組んでおります。漁獲量の確保では、魚種ごとの資源状況を科学的に評価し、資源状況に応じて禁漁期間の設定や稚魚放流等を組み合わせた、実効性の高い資源管理を進めているところでございます。また、魚価の向上では、地域における加工販売などの6次産業化を推進するとともに、県内全域を対象に、漁協や系統組織が連携し、より効果的な魚価向上やPRに取り組む体制づくりを指導しているところでございます。

次に、昨年流失いたしました浮き魚礁の「うみさち3号」につきましては、県北地域の重要な漁場でありますことから、平成25年度内のできる限り早い時期に設置するために、今議会に

補正予算をお願いしているところでございます。

最後に、燃油高騰対策でございますが、国と漁業者が一定額を積み立てる「漁業経営セーフティネット構築事業」の加入促進を図るため、平成24年度に漁業経営安定対策資金を創設し、本県漁業者の加入率が大幅に向上したところでございます。今後とも、円安等による燃油価格の動向や漁業経営の影響も注視しながら、国に対する積極的な要望も含め、本県漁業の経営安定に必要な対策の実施に鋭意努めてまいりたいと考えております。

次に、漁業協同組合の機能・基盤強化の取り組み状況についてでございます。本県の漁協は、組合員数や水揚げ金額の減少等により、収支や財務の状況が悪化し、信用事業や販売事業といった漁業活動を支える事業の遂行に懸念が生じております。このため、漁協及び系統団体を初め、関係市町及び県が参画する漁協及び系統組織機能基盤強化推進協議会において、持続可能な漁協の体制や事業のあり方について検討し、昨年9月には、県北、県中、県南の3地域ごとの事業連携や信用事業の信漁連への統合を基本とする推進方針を決定したところであります。県といたしましては、信用事業の統合に向けた各漁協の信用事業譲渡に際し必要となる借入金の金利負担を軽減するための予算措置を、今議会をお願いしているところでございまして、系統団体や市町とも十分連携を図りながら、漁協の機能・基盤強化を着実に進めてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。

次に、公共事業についてであります。

これは午前中に答弁がありまして、指名競争入札も検討するというところでありますので、よ

ろしくお願いしたいと思います。

5年前の官製談合で、前知事の行った行き過ぎた入札制度の導入や公共工事の縮減で、県内の建設業許可業者や従事者が大変激減いたしました。そこで、地域の災害対応等に重要な役割を果たしている建設業者及び若い人材の育成について、今後、県としてはどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

**○県土整備部長（濱田良和君）** 県におきましては、社会資本の整備や維持管理、また、災害対応等に重要な役割を果たしております地域の建設業者の育成を図るため、入札制度におきまして、総合評価落札方式における「地域企業育成型」の創設や地域要件の細分化など、地元の建設業者が受注しやすい環境づくりに取り組んでいるところでございます。また、将来の建設産業を担う若手技術者の育成確保につきましても、重要な課題であると認識しており、産業開発青年隊による人材の育成や、総合評価落札方式における新規学卒者の雇用に対する評価を行っておりますとともに、新たに、高校生を対象とした出前講座や建設業のイメージアップなどにも取り組んでまいりたいと考えております。今後とも、地域に貢献する建設業者が伸びていける環境づくりに努めますとともに、建設業界や関係機関とも連携を図りながら、若手人材の育成・確保に努めてまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 次に移りたいと思います。

東日本大震災では入札不調等があったり、また、コンクリート等の資材の高騰があります。そしてまた、配置技術者の問題、発注の平準化など、品質確保と公共事業を円滑に執行するため、県は今後どのように取り組むのか、県土整

備部長にお伺いをいたします。

**○県土整備部長（濱田良和君）** 今回の緊急経済対策は、地域経済の活性化に資するものであると認識しておりますことから、県としましては、補正予算の円滑な執行を図るため、技術者の専任を要する建設工事におきましては、国の方針に基づき、当面の間、密接な関係のある5キロメートル程度以内の2つの工事について兼務が可能な取り扱いとするほか、技術者の専任を必要としない工事における配置技術者の雇用要件の緩和など、受注者の負担軽減につながる取り組みについて検討しているところでございます。

また、資材などの単価につきましては、市場取引の実態調査をもとに、単価の適正な設定を行っているところであり、契約後におきましても、価格が高騰した場合には、請負代金額の変更が可能となることを工事請負契約約款において定めておりますので、これに基づき適正に対処したいと考えております。さらに、これらに加えて、発注規模の適切な設定に努めるなど、入札不調の対策を講じることとしております。県といたしましては、現場の管理も十分に行いながら、公共工事の品質確保を図り、補正予算の円滑な執行に取り組んでまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** いろいろ議論はしており、中身はわかっていらっしゃると思いますので、よろしく願い申し上げたいというふうに思います。

次に、体罰について伺います。

大阪市立桜宮高校の高校生が体罰を苦に自殺したことは、絶対にあってはならないという事件だと思います。私も、ミニバスケットボール少年団を21年間指導してきまして、その経験を

踏まえて質問をいたします。

当時、私には、まだ子供はおりませんでした。個人のスキルやチームプレーの技術指導のあり方など、わからないことばかりで、手探りでやっておりました。しかし、自分の経験だけでは指導できないことに気づきまして、少年団の指導者研修で資格を取得して、バスケットボールですから、バイブルと言われますピート・ニューウェル著のバスケットボールの技術やコーチング等の内容がぎっしり詰まった本が3巻ありまして、分厚い本を読みあさり、そしてまた、ほかのいろんな本も読みあさりました。指導を始める前に自分で決めたことが2つありました。1つは、絶対に選手をたたかない。もう1つは、選手と保護者に対して、練習をさぼる子は、プレーがどんなに上手でも試合では使わないと、そういう約束をして、それを徹底して守りました。その理由は、バスケットボール競技が好きになってほしいということからでありました。しかしながら、負けてばかりいると選手も保護者も不満がたまってまいります。試合で勝つことは、喜びやきつい練習を乗り越えたときの達成感、そして感動もありまして、これが大きな心の糧となるということも実感いたしました。

今回の体罰については、日本のスポーツ文化にも影響するのではないかとというふうに考えております。日本は、武道という礼節や、指導者への尊厳と厳しい規則や上下関係が求められる世界であります。欧米のように、スポーツは娯楽として楽しむ競技として割り切って取り組む状況との違いがあるのではないかと、個人的には考えております。

そこで、新聞報道で公表した、教職員に対して行った体罰の調査結果について、過去5年間

の懲戒処分のうち、体罰はどのような状況であったか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長(飛田 洋君) 昨年度までの過去5年間において、体罰による教職員の懲戒処分の件数につきましては、計21件であります。校種別では、中学校が13件と最も多く、高等学校が6件、小学校が2件であります。発生場面は、部活動中が7件、授業中が4件などです。また、体罰のきっかけといたしましては、指導に従わない、口答えをするなどの児童生徒の態度によるものが全体の7割という状況であります。これらの体罰発生背景、原因といたしましては、教職員の体罰に対する認識の甘さ、指導技術の不足などがあるものと考えております。

○十屋幸平議員 そして、もう一つは、そこで公表された以外にも潜在的なものがあるのではないかとと思いますが、その実態把握はどのようにされるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 本県におきましては、従来から、体罰が発生した場合には、速やかに報告をするよう指導してきたところであります。しかしながら、今回の大阪の高校の事件を極めて重く受けとめまして、本県でも、そのようなつらい思いをしている児童生徒を決して出してはならない、そういう思いから、現在、全学校の全生徒、全保護者、全教職員を対象とするアンケート調査を行っております。中でも、児童生徒、保護者のアンケートにつきましては、家庭で厳封をさせていただいて、校長に厳封したまま届け、それを校長が開封するという手法で、見過ごされている体罰はないか、実態調査に努めているところであります。そして、その調査で、校長が体罰であると認識した場合には、その後の適切な対応ができますように十

分配慮はいたしますが、児童生徒、保護者という立場、それから教職員という立場、両方の立場から丁寧な聞き取りをさせることとしております。

○十屋幸平議員 懲戒と体罰の区別というか、そのあたりは非常に難しい問題であると思うんですけれども、そのあたりで体罰防止に向けて教育委員会としてはどういうふうな対策を講じていくか、再度お願いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 県教育委員会では、平成21年度に、指導資料「体罰ゼロの学校づくり」という資料をつくったんですが、それを活用するなど、これまでも体罰防止の取り組みに努めてまいりました。今後も、生徒指導関係の研修会あるいは部活指導などに関する研修会等におきまして、体罰によらない指導方法をより積極的に取り入れながら、体罰防止の徹底に努めてまいりたいと考えております。あわせて、児童生徒や保護者がいつでも安心して相談できるような教育相談体制の一層の充実に取り組んでまいりたいと考えております。また、各学校におきましても、教職員が体罰防止について意識をさらに高め、相互に何でも相談し、ある意味では牽制できるような風通しのよい職場環境づくりを推進してまいりたいと考えております。今後とも、体罰は絶対許せませんが、教えるプロとして、体罰にはよらないが、正すべきは正し、鍛えるべきは鍛える、そういう毅然とした指導ができるような教職員の育成に努めてまいりたいと思います。

○十屋幸平議員 その毅然とした教職員になるように指導していただきたいと思います。

それとまた裏腹に、教職員の不祥事について質問しなきゃいけないという情けない話でもあります。これはもう何も申さずに、どうい

ふうに再発防止に向けて取り組むか。この前新聞を見ていたら、県立佐土原高校の高塚究教諭は、15年間毎日、手書きの「真心学級通信」を出していると。そういうすばらしい先生もいらっしゃるんです。そういう先生と不祥事を起こす先生とを同列に扱いたくないと思います。ですから、そのあたりで再発防止はどうか。

○教育長(飛田 洋君) 昨年6月の議長からの申し入れ等を踏まえまして、県と市町村教育委員会が一体となって、不祥事防止及びコンプライアンスの取り組みを進めるために、昨年7月に宮崎県公立学校コンプライアンス推進協議会を設置し、外部の有識者等からの講話や意見聴取も行ったところでありました。さらに、全学校において、コンプライアンス推進委員会の設置など、推進体制の整備を図るとともに、定期点検や服務規律強化月間などの具体的な取り組みを全県的かつ組織的に推進してまいりました。また、懲戒処分に係る氏名の公表を拡大するとともに、人物評価をより重視する方向で教員採用試験の改善を進めております。加えて、不祥事発生の原因等の分析も行ったところであり、今後のさらなる防止対策の検討に生かしてまいりたいと考えております。このような取り組みを進めてまいりましたが、処分件数については減少傾向が見られるところではありますが、残念なのは、重大な事案も発生しており、本当に申しわけなく思っているところでもあります。このため、今後とも引き続き、市町村教育委員会と十分連携しながら、教職員一人一人の自覚をより一層高めるための対策を粘り強く講じ、組織を挙げて不祥事の再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 しっかり取り組んでいただく

ことを要望しておきたいと思えます。

次に、サイバーネット対策についてであります。

スマートフォンは急速に拡大しております。総務省や東京大学が調査した結果、高校生が51%、社会人では70%が利用しております。そこで、宮崎県警は、サイバー犯罪が体験できるアプリを独自に開発したと聞きます。そのスマートフォンアプリによる情報流出体験システムの内容と取り組みについて、警察本部長にお伺いをいたします。

**○警察本部長（加藤達也君）** スマートフォンは、通話機能を有する小型のコンピュータで、利用者が必要なスマートフォンアプリをインストールして使用することが従来の携帯電話と基本的に異なります。このスマートフォンアプリの中には、知らない間に保存している個人情報や外部に送信するものがあります。そのため、この種のスマートフォンアプリを利用することによる危険性を体験できるシステムを独自に開発したところであります。具体的には、スマートフォンでこのシステムからダウンロードしたアプリを利用することで、スマートフォンに保存された電話帳や写真などの情報が流出する状況を確認することができるシステムです。現在、このシステムを使って、中学・高校生を初め、県民の皆様を対象に実施している「サイバーセキュリティカレッジ」等において、スマートフォンアプリの利用上の注意を呼びかけているところです。今後も、情報流出体験システムを積極的に活用して、県民の皆様のサイバー犯罪被害の防止のための意識啓発に努めてまいります。

**○十屋幸平議員** ありがとうございます。

次は、警察本部長にまたお尋ねしますが、南

海トラフ巨大地震での避難のために、国道の信号機に対して標高表示ができないか、お伺いをいたします。

**○警察本部長（加藤達也君）** 一般論で申し上げれば、道路交通法では、信号機にその効用を妨げるような工作物や物件は設置してはならないこととなっております。しかし、標高を表示することは、県民の安全を確保する上で必要でありますことから、標高の表示について、道路管理者から設置の申し入れがあった場合には、道路管理者と協議の上、当該表示が信号機の効用を妨げないものであれば設置を認めることとしております。なお、これまでに日南市の国道において、道路管理者と協議の上、信号柱に標高の表示を設置したのがあります。

**○十屋幸平議員** 今のを受けまして、危機管理統括監、道路管理者に対して信号機への標高表示を要請する考えはないか、お伺いをいたします。

**○危機管理統括監（橋本憲次郎君）** 大規模な津波への備えとして、県民が生活するさまざまな場でその場所の標高をわかりやすく表示することは、防災上の観点からも大変有益なものと考えております。これまでも、市町村や道路管理者などにより、さまざまな場所で標高の表示がなされているところがございますけれども、危機管理局といたしましても、できるだけ多くの県民の方々がふだんの生活の場で標高表示を意識していただけるよう、信号機への表示も含め、広く呼びかけてまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 次に移ります。次は、工業用水についてであります。

東九州メディカルバレー構想の一環として、医療機器関連産業が進出している地域へ企業が

進出する際のインフラ整備や、リスク分散のために市町村が工業団地を整備する場合、県はどのような支援を行うのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 各市町村におかれましては、企業立地を円滑に進めるため、その受け皿となる工業団地や進入道路、給排水設備等のインフラ整備を行っておられるところでございます。このうち、大規模な工業団地を整備される場合につきましては、広域的な経済波及効果が見込まれますことから、立地環境の調査や取り付け道路の整備などに対して、県として助成を行っているところでございます。

**○十屋幸平議員** 東九州メディカルバレー構想、いろいろ取り組まれますけれども、企業が来るためにはインフラ整備が必要だと思います。その一つとして、日向市は、今議会冒頭に、市の内陸部のほうに工業団地の造成を示唆しております。それを受けて質問しますけれども、東九州メディカルバレー構想の連携のあり方として、医療機器関連産業の集積を目的に、工業用水道事業法の給水区域外に工業団地を整備する場合、現在の工業用水道施設から給水することは可能かどうか、企業局長にお伺いいたします。

**○企業局長（瀧砂公一君）** 企業局が経営している工業用水道でありますけれども、この給水区域は、条例で日向臨海工業地区、いわゆる細島工業団地でございますけれども、ここと定められております。したがって、これ以外の新たな工業団地に給水する場合には条例の改正が必要となりますが、その場合に、企業局の経営や、あるいは既存ユーザーへの影響等、検討する課題がございます。したがって、関係

部局と十分連携を図りながら、総合的に判断する必要があるというふうに考えております。

**○十屋幸平議員** この件につきましては、またこれから議論させていただきたいというふうに思っております。

次に、県立宮崎病院の建てかえについてであります。

これは、基幹災害拠点病院としての位置づけでありますので、県民の命を守るという視点から、どのように整備していくか、病院局長にお伺いいたします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 県立宮崎病院は、災害発生時には、被災した患者の治療はもとより、被災地域の医療機関に対しまして必要な支援を行うなど、重要な役割を担うこととなりますが、その中心的役割を担う救命救急センターについては、近年の医療機器の増加等により手狭となっております、十分な対応をすることが困難な状況でございます。また、国が定める基幹災害拠点病院の指定要件の一つであります専用のヘリポートが病院敷地内に設置されていないなど、防災面での施設・機能の充実が必要となっているところでございます。さらに、宮崎病院の建物自体、建築後約30年を経過しております、給排水設備等の老朽化が進みますとともに、患者、家族のプライバシーへの配慮や療養環境の改善の点から、病室の個室化やアメニティーの向上を図るなど、病院全体の機能充実の面からも改修が必要な状況となっております。このような課題を踏まえ、現在、既存建物の一部改修から全面的な改築まで、考え得る選択肢について検討を行っているところでございます。今後、その検討した選択肢をお示しした上で、病院内外の意見も参考にしながら、また、財政負担も十分勘案し



ながら整備の方向性を決定したいと考えております。

**○十屋幸平議員** 災害に関して言えば、先ほど県庁舎の建てかえの財政負担の話もありました。同じようにまた大変難しいとは思いますが、そのあたり、どちらも県民の生命と財産を守ることが大前提にありますので、そのあたりは早急に御検討いただいて、方向性を出していただければというふうに思います。

最後になってきているんですけども、低投票率の現状認識と対策についてであります。

これまでの衆議院選挙、首長選挙、そして県知事選、我々県議会議員の選挙は、投票率はだんだん下がっておりまして、若い方々の意見が政治に反映されていないことがうかがえます。国、県、市町村の議員の選挙や首長の選挙は、有権者の生活に直結していることが理解されていないことが、政治への興味と投票行動に結びつかないものと考えております。選挙管理委員会主催の「わけもんの主張」が開催されまして、その中で、「若い小中学生の時期から政治家と接する機会が必要」、そしてまた、「若者が恩恵を受けられなくてあきらめがあるのではないか」などの意見が発表されました。私たち県議会議員も、それぞれの立場で有権者に情報を発信して、政治への関心を高める取り組みを行っております。しかしながら、なかなか有権者と県議との距離が埋まらないのも事実であり、お互いがどのように取り組みをすれば、その距離を縮めて投票行動に結びつけることができるのでしょうか。そこで、投票率低下の原因と投票率向上への取り組みをどのように行っていくのか、選挙管理委員長にお伺いをいたします。

**○選挙管理委員長（後藤仁俊君）** 選挙は、民

主政治の基盤をなすものでございまして、政治に参加する最も重要な機会でもあります。最近行われた衆議院選挙や市町村選挙の大幅な投票率の低下は、選挙管理委員会といたしましても、有権者の政治離れが相当進んでいるのではないかと、大変な危機感を抱いているところであります。このため、選挙管理委員会といたしましては、少しでも投票率の向上を図るため、短期的には、これまで若者の政治意識の向上を主眼にして取り組んでおりました各種研修事業などをさらに充実させ、長期的には、将来有権者となる子供たちが早い機会から政治や選挙に対して関心を持つことが、政治参加の意識を高めるために大変重要な視点であることから、学校における政治教育を、教育委員会と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、投票率の向上を図るためには、常日ごろから有権者の皆さんが選挙への関心を持っていただくことが大変重要でありまして、選挙管理委員会といたしましては、市町村等の関係団体とも十分連携を図りながら、効果的な選挙の常時啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

**○十屋幸平議員** 言われましたように、「わけもんの主張」のところに、議員との距離といえますか、なじみがないというのが一番だと思うので、我々も学校に行ってしゃべる機会があったりすれば、お話しできるのかなど。後ろにいらっしゃる皆さんは、いろんなお話が上手でありますので、そのあたりも教育委員会で活用いただければ、例えば母校に行ってお話とか、そういうこともできるのかなど思っています。そして、政治とそれこそ生活が密接に結びついているということをどのように理解していただくかということ、やはり双方が考えていかない

といけないというふうに認識いたしております。

これで一通りの質問は終わりました。環境森林部長、林業大学校の話を。頭の中に何かあるかといいますと、いわゆる宝の山があります。森林資源があります。そこに住んでいる方がいらっしゃる。そこをなりわいとされている。川中があります、川下があります。大学校を中山間につくるのは、もちろん、その過疎化対策ということもありますが、今回、中国木材が出てくるということがあって、その流れができてくることによって、県北圏域一帯を一つのモデルとして、人はそこで生まれて、物流も発生して、それから、大学校もあり、いろんな交流が生まれてくると思うんです。そういうモデルを一つ県北のほうにつくって、次は、県南も製材業の大きいところはたくさんありますし、林業を生かした地域づくりをするという大きな頭があるんです。ですから、単に大学校だけつくってどうこうではなくて、そういうことを踏まえて全体的にトータルで考えたときに、出口があり、山があり、そして運ぶ方々がいて、そこをなりわいとされる方々がいらっしゃる。それで経済が回っていくのではないかというふうに考えております。ですから、研究ということでおっしゃいましたけれども、先ほど、別な質問でも研究ということで総合政策部長は言われましたが、トータルで地域の活性化をどう図っていくかというのは、そこにある宝を生かしていくチャンスがあったときには、やはりやるべきかな、取り組むべきかなと思います。

知事、それぞれの地域、地域にいろんな宝があると思いますので、何かのものをやっていかなければいけないし、林活議連の提案といいますか、要望・陳情活動の中にも入るかもしれま

せんが、そういう人づくりの場を、ぜひ宮崎県は林業県として考えるべきじゃないかというふうに思います。統計とかを見ると、担い手が減少というのが大きな課題としてありますね、高齢化等で。先ほどの答弁では、200人ですか、毎年いろいろ研修事業をやったりしていますけど、それが一向に解消できない。何でそこが解消できないのか。そういうところはやっぱり生活ができなかつたりするから解消できない部分もあるでしょうし、3Kと言われるような状況もあるということでもありますから、そこをいかになくしていくかということの一つの大きなものが、中国木材であったり、大学校という教育機関であったりということを考えての質問でありました。環境森林部長、何か御答弁があればお伺いしたいと思います。これは時間を残して最後にとっておりましたので、ぜひよろしくお願ひします。

○環境森林部長（堀野 誠君） なかなか難しい質問をいただいたと思っております。先ほど申し上げましたように、確かに人材の確保・育成というのは大変大事だと思っております。そういった意味で、そこに雇用が生まれ、中国木材なり、バイオマス発電の動きもありますけれども、そういったもので需要拡大の部分があると。さらには、そういった後継者を育成する部分が出てきて、また、流通が出てきて、素材生産業者が出てくるということで、林業全体が活性化するという事は非常に大事だと思っております。ただ、林業大学校につきましては、先ほど申し上げましたように、今後いろんな角度から研究させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○十屋幸平議員 いろんな角度から研究するという事は、前向きに捉えていいかどうか、そ

の一点だけを。

○環境森林部長（堀野 誠君） 林業大学校につきましては、私も過去の事例等を調べてみました。以前、農業大学校にそういった学科があったというふうにありました。その卒業生の推移を見てみますと、だんだん減ってきていたという事実もございまして、そういった意味で、県内のニーズがどこまであるのか。いわゆる農大校でいきますと短大卒の資格になりますので、そういった学歴を含めた形でニーズがあるのかということの研究させていただきたいと思っております。

○十屋幸平議員 本当に大事な視点で、研究していただければよろしいかと思いますが、私が答弁として願っていたのは、「検討する」ところまでいけばいいかなと思ったんですが、なかなかそのあたりは難しいかと思えますけれども、トータル的なことをやって、それぞれ県北、県南、そういうあたりをぜひやっていただきたいと思っています。ですから、ぜひ研究をやって、財政的なこともありますし、それからの雇用とかいろんな問題はあろうかと思いますが、実際6県でやって、頑張っていらっしゃるところもあります。宮崎は林業県を標榜し、環境、バイオマス発電、それも今からいろいろ進んでいくと思いますので、そういう点も含めてしっかりと御研究をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

○外山三博議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時0分散会

3月1日（金）

# 平成 25 年 3 月 1 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	( 郷 中 の 会 )
2 番	重 松 幸 次 郎	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )
3 番	凶 師 博 規	( 日 日 新 )
4 番	渡 辺 創	( 新 み や ざ き )
5 番	松 村 悟 郎	( 自 由 民 主 党 )
6 番	内 村 仁 子	( 同 )
7 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
8 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
9 番	右 松 隆 央	( 同 )
10 番	二 見 康 之	( 同 )
11 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	外 山 三 博	( 同 )
14 番	河 野 哲 也	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )
15 番	高 橋 透	( 社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団 )
16 番	太 田 清 海	( 同 )
17 番	田 口 雄 二	( 新 み や ざ き )
18 番	西 村 賢	( 同 )
19 番	星 原 透	( 自 由 民 主 党 )
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	横 田 照 夫	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
25 番	山 下 博 三	( 同 )
26 番	黒 木 正 一	( 同 )
27 番	前 屋 敷 恵 美	( 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 )
28 番	新 見 昌 安	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )
29 番	鳥 飼 謙 二	( 社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団 )
30 番	井 上 紀 代 子	( 新 み や ざ き )
31 番	徳 重 忠 夫	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	( 自 由 民 主 党 )
33 番	十 屋 幸 平	( 同 )
34 番	中 野 廣 明	( 同 )
35 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
36 番	福 田 作 弥	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	中 野 一 則	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	牧 元 幸 司
総 合 政 策 部 長	稲 用 博 美
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	土 持 正 弘
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	米 原 隆 夫
農 政 水 産 部 長	岡 村 巖
県 土 整 備 部 長	濱 田 良 和
会 計 管 理 者	豊 島 美 敏
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	加 藤 達 也
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 戸 保 博 秋

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事 務 局 次 長	小 八 重 英
総 務 課 長	山 之 内 稔
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	谷 口 浩 太 郎
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	関 谷 幸 二
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 代表質問

○外山三博議長 ただいまの出席議員38名。全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、新みやざき、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。新みやざきの井上紀代子でございます。新みやざきを代表し、質問を行います。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

安倍政権は、金融緩和、財政政策、成長戦略の「3本の矢」を打ち出し、長く続くデフレ不況からの脱却を図ろうとしています。安倍政権の経済政策「アベノミクス」は、現在のところ市場に好感を持たれ、さい先よいスタートを切ったと言われております。アベノミクス「3本の矢」拡大路線の効果がいつまで続くかは不透明ですが、ばらまきの経済政策が後々どのような問題を残すかは国民は経験済みのことであると言わざるを得ません。

かつて日本は一億総中流と言われたころがありました。戦後からこれまで、日本は雇用労働者の比率が高い雇用社会を築き上げてきました。働く者は安定した雇用のもと、企業内で能力開発を進め、それが企業の競争力の源泉となっていく仕組みがつけられていました。雇用の維持拡大、労使の協力と協議、成果の公正配分の生産性三原則を掲げ、労使のたゆまぬ努力により経済成長を牽引する力を生み出し、雇用社会の発展に貢献してきました。

しかし、今日ではこの基盤が崩れたことで

さまざまな問題が噴出し、社会全体が不安定化しています。非正規労働者は全労働者全体の35%を上回り、年収200万円以下で働くワーキングプアと言われる層は1,100万人近くに及び、生活保護受給者は214万人以上になったと報道されています。働く者の雇用と生活を細かに見ていくと、所得の低迷や格差の拡大など劣化に歯どめがかからずにいます。御存じのとおり、自殺者は14年連続で3万人を上回っています。失われた20年、長期間のデフレの中で、完全に日本における雇用社会が崩壊したというのは言い過ぎでしょうか。

今や、社会の不安定化は許容範囲を大きく超えており、再び厚みのある中間層を取り戻すには、デフレからの脱却を可能にする対策の必要性が強く求められています。アベノミクスのばらまきの経済政策の効果は期待できるのか、普通に生きられ、家族形成可能な生活を営むために必要な国民の雇用を安定させ、個人消費を活性化し、かたい内需に支えられた経済と社会が実現するためには何が 필요한のか、政治の力が試されています。まず、安倍政権をどう捉えておられるのか、知事にお伺いをいたします。

壇上からの質問を終わり、以下は質問者席から質問を続けさせていただきます。(拍手)  
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

新規政権についてであります。現在、我が国におきましては、東日本大震災からの復興や経済・雇用対策はもちろんのこと、防災や社会保障制度改革、国と地方の財政再建、TPP参加や外交問題など、国家の根幹にかかわる難題が山積をしております。

このような中、新政権におかれましては、長

引く円高・デフレ不況からの脱却や国土の強靱化による国民の命と暮らしの安心を図るため、日本経済の再生を目指し、早々に大胆な金融緩和に続きまして緊急経済対策として大型補正予算を成立させるなど、スピード感のある政策を矢継ぎ早に打ち出しているところであります。市場も好感しております。また私も、我が国の再生に向けたこういう歩みにつきまして、大いに期待をしているところでございます。

一方、TPPへの対応や地方分権の方向性がどのようなものになるかなど、地方にとって極めて影響の大きい課題もございます。現在、霞が関を回っておりますと、政権だけの問題ではないんですが、国会議員全体として、地方に対する共感、地方に対する思いを持っておられる先生方がだんだん少なくなっているのではないかと、地方の応援団が少なくなっているのではないかとという危機感を感じておられるようであります。ますます、我が県としての思いを届けること、また六団体等と連携を図りながら、国と地方の協議の場などを通じて地方の立場をしっかりと訴えていくこと、これが重要ではないかというふうに考えておりまして、今後の政権の動きを注視してまいりたいと考えておるところであります。以上であります。〔降壇〕

**○井上紀代子議員** 地方交付税は、地方公共団体が住民の生活に必要な不可欠な行政サービスを安定的に提供するための財政基盤で、安定的な確保というのが大切です。これまで地方自治体は財政改革を必死に取り組んできましたが、平成25年度予算において安倍政権は地方交付税の削減を6年ぶりに強行します。地方自治体の財政基盤を危うくすれば、地方はさらに疲弊することになります。知事の見解をお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 平成25年度の地方財政対策におきましては、7月から、国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提としまして、地方公務員の給与費が削減されたところであります。その影響などによりまして、地方交付税が減少しているところであります。

地方財政対策におきましては、給与費削減の見合いとしまして、緊急防災・減災事業費や地域の元気づくり事業費等が措置されたこと、また引き続き、地方交付税への別枠の加算措置が講じられたことなど、評価すべき点もあるところであります。給与費の問題につきましては、これまでも全国知事会などを通じて、これまでの地方の人件費削減の取り組みなどを踏まえ、削減は行わないよう強く求めてきたところであります。今回、地方との十分な協議を経ないまま、一方的に地方交付税が削減されたこと、この点については極めて残念だというふうに考えております。

**○井上紀代子議員** また、23年度から導入された一括交付金についてですけれども、都道府県向けの公共事業補助金を各省の縦割りでなくまとめて配分して、地域の実情等に応じて、また地域が抱えるさまざまな課題に対してどのように事業を充てるかは都道府県の裁量で決められる、こういうことで一括交付金というのは大変重要な一つの財源だったと思います。24年度予算において、金額、対象自治体、事業メニューが拡大されるなど、改善がこれまで行われてきました。しかし、安倍内閣は緊急経済対策の中で一括交付金制度を廃止し、ひもつき補助金を復活させます。またしても中央集権的政治、利権政治へ逆戻りをし、地域の実情に合わない施策が強行されれば、地方はまた疲弊することになります。知事の見解をお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 地域自主戦略交付金につきましては、対象となる事業の中から、地方が必要とする事業を自主的に選択する制度として、全国知事会の要望などにより創設をされたものでありまして、地方分権という観点からは一定の評価がなされるべきものというふうに考えておるところでございますが、具体的な配分額の算定方法は、これまでも議会の中でもいろいろ御議論がございました。私どもインフラ整備がおくれているところに必ずしも手厚い算定方法になっていなかったということで、見直しの必要性を感じ、強く要望しておったところでございます。

平成25年度からはこれが廃止されたわけでございますが、廃止分につきましては、各省庁の交付金などへ移管され、また移管に当たりましては、移管先の各省庁の交付金の対象メニューの大きくくり化でありますとか、新たなメニューの追加など、運用面などにつきまして、これまでの議論も踏まえた一定の改善措置が講じられているところであります。今後は、移管先の各省庁の交付金等の配分や運用面の状況を見きわめる必要があるというふうに考えておりますが、より地方にとって自由度の高い制度となるよう、これからも必要に応じて国への要望を行ってまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 知事が言われるように、樂觀視していいものかどうかというのは、これからの地方自治体のありようにかかわってくることもかもしれませんが、ぜひしっかりとした対応をしていただきたいというふうに思っています。

次に、安倍内閣は、国会論議でも多く取り上げられていましたが、国土強靱化の名のもとに平成24年度補正予算で約4.7兆円、平成25年度予

算で約5.2兆円もの大規模な公共事業を実施いたします。その中には、東日本大震災に対する対応とか防災・減災対策にかかわる必要な事業があることも私は理解をしています。しかし、防災・減災、老朽化対策等の名のもと、従来と変わらず経済効果が薄い公共事業が数多くあるのではと疑念も持ちます。また、現実問題として、建設現場の職人数がピーク時から大幅に減少しています。地方公務員の担当者も大幅定員削減されていますし、現行入札制度の手続を遵守すると時間もかかり、建設資材等の価格設定が難しい等々の理由から、今年度内に着手し来年度に完成させなければならない状況では、執行が間に合わない可能性があります。景気対策としての公共事業には即効性が求められますから、実施すべき箇所ではなく実施可能な箇所事業が施工されるであろうことは予想ができます。いたずらに借金をふやすだけではとの懸念を持たざるを得ませんが、知事の見解を求めます。

○知事（河野俊嗣君） 公共事業のあり方については、一般論としていろんな御意見があるところでありますが、社会資本整備というものが全国に比べて大きくおこなわれている本県におきましては、物流の効率化等によります産業の振興はもちろんのこと、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえた防災・減災対策を強化する面からも、今後とも、インフラの整備につきましては、積極的に取り組んでいく必要があるというのが基本的な考え方であります。

このような中、国におきまして、24年度の補正予算と25年度の予算案が15カ月予算として一体的に編成される中で、国の公共事業予算額が大きく増加しており、また、公共事業等の地方負担額を軽減するための、いわゆる地域の元気



臨時交付金が措置されたことも踏まえまして、私としましては、積極的に国の予算の確保を図るよう指示し、また取り組んできたところであります。

この結果、昨日提案いたしました24年度補正予算案と25年度当初予算案を合わせました本県の公共事業費は、24年度の当初予算と比べますと、40%増の1,310億円としておるところであります。今御指摘もありましたように、これまで公共事業費が減少してきた中での大幅な増となっておりますので、今後の事業の円滑な執行について十分留意してまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 次に、昨日も聞かせていただきましたが、TPP参加についての知事の見解をお伺いしたいと思います。はっきり申し上げて、アベノミクスの鍵は規制改革と緩和、そしてTPP参加で完成すると言われていています。報道機関が評価したオバマ大統領との共同声明の発出は、安倍総理がアメリカの悩みであったり課題であった問題をアメリカに都合よくテーブルに載せたから、だから共同声明が発出されたと思っていいと思っています。知事が政治家としてTPPの問題をどのように考えておられるのか、肉声を実感したことはありませんが、安倍総理はTPP参加を決めています。知事の見解を伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 私の考え方がわかりにくいとかいう、いろんな御指摘がある中で、TPPに関しましては、これまでも非常にわかりやすく御説明してきたところであります。第1次産業を基幹産業とする本県にとりまして、TPP交渉に参加した場合、農林水産業のみならず、地域の経済・産業全体への大きな影響が懸念されるところであります。これまでも直接、

国や県関係の国会議員などに対しまして、各分野への影響、対応方針等についての十分な国民への情報開示、また丁寧な意見交換の実施によります国民的な合意の形成、そして合意形成がなされないままの拙速な参加表明の回避というものを繰り返し強く要請してきたところであります。

まだまだ国からの情報が十分提供なされていない状況であります。TPPにつきましても、ここに来て事態が日々急展開をしておるところでございますので、国がどのような方針で臨み、どのように国民に対して情報提供を行うかということ注視しながら、今後の事態の推移を踏まえて、情報の収集や分析の強化、そして対応策を検討するために、庁内に部局横断的な対応本部の設置を検討してまいりたいというふうに考えております。そして、引き続き、国などに対しましては、地方の声を十分に踏まえた慎重な対応を求めてまいりたい、そのように考えております。

**○井上紀代子議員** 部局横断的な対応本部、これは丁寧なと言ったらおかしいんですけども、ただ単に情報を収集するだけではだめなんです。しっかりと我が県の産業との関係性とかというのを——ただ国にTPPを任せるのではなく、宮崎県としてもTPPに対してどう対応するかということを含めて、産業の育成を含めて、しっかりとした目線がないと、国がこっちに行ったからこうでということではちょっと残念な思いがしてなりません。そこを丁寧に——この部局横断的な本部がどのような対応をされるのかというのは、今後注視していきたいというふうに思っております。

次に、私は、今回の平成25年度の知事の予算の提案内容というのは非常に高く評価をしてい

ますし、私好みの予算書になっていまして、私は大変気に入っております。その中で一つ、知事が今回、副知事2人制にされる理由を、何回も聞いているので、本当のところ、聞いてもまた同じかという感覚はしないでもないんですが、その知事の思いというか、2人にされる思いをお聞かせいただきたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 予算に対しまして評価をいただき、ありがたく思っております。こうした予算の執行というもの、それから予算が担っているものは、口蹄疫などからの再生・復興が新たな段階を迎えまして、来年度からフードビジネスの展開や東アジア経済交流戦略など、復興から新たな成長に向けた各種の施策というものを、これまで以上に今こそ攻めの姿勢で展開していくべきではないか、そのように考えているところでございます。

そのため、今回、私の補佐でありますとか職員への指導、さまざまなプロジェクトの総括を行う副知事につきまして、各部局単位に担当事務を分けた2人体制とすることによりまして、所管業務により専任的に当たることができるよう庁内の執行体制の強化を図りたい、そのような思いがございまして。また、国、それから地元出身者をそれぞれ起用することによりまして、国とのパイプというものをしっかり太く保ちながらも、県議会を初め、市町村、関係団体などとも、よりきめ細かな連携を図りながら、将来の成長に向けた県政運営というものをしっかりと行ってまいりたい、そのように考えているところでございます。これまでも各方面からいただいたいろんな御意見を参考にさせていただきながら、熟慮を重ね、今申し上げたような考えから副知事2人制の導入というものを決断したところであります。

**○井上紀代子議員** 次に、副知事にお伺いをいたしたいと思います。ちょうど河野知事の任期折り返し、そしてまた副知事にとりましても、この2年間、宮崎で今、御一緒に折り返しを迎えるわけですけれども、副知事として宮崎県をどのように見てこられて、問題点も含めてそうですねけれども、宮崎に対する思いと伺いますか、宮崎にどのような印象を持たれ、今後宮崎が抱える課題みたいなものについてはどのようにお考えなのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

**○副知事（牧元幸司君）** 私も副知事に就任して間もなく2年ということでございます。この間、口蹄疫からの再生・復興、6次産業化、森林・林業・木材対策、あるいは中山間の活性化などを初めといたしまして、知事の補佐役として県政全般に取り組んできたところでございます。この間、特に口蹄疫からの再生・復興に関しましては、防疫体制の強化、あるいは畜産の新生に重点的に取り組んでまいりまして、全国和牛能力共進会での日本一連覇という成果も出てきておるところでございます。

今後の課題ということでございますけれども、知事もかねがねおっしゃっておられますが、宮崎としては伸び代が大変大きいといえるでしょうか、今後のいろんな発展可能性があると考えておりますので、フードビジネスの推進など、成長産業の振興に取り組んでいくことが重要だと考えているところでございます。

**○井上紀代子議員** 牧元副知事は大変評判がよくて、いろんな方に聞くと、私の会派なんかは特に牧元副知事は大変評価が高いんです。副知事が宮崎に対する思いというのを強くしていただいていることに大変感謝を申し上げているところです。

私が知事に一つだけお願いを申し上げたいのは、私の周りの方は女性の方が多いものですから、その方が、「紀代ちゃん、副知事で何しやる人」みたいなことを聞くわけです。なぜ2人必要なのかということ再三にわたって、私としては、仕事の分割の問題とか、今ある課題についてということで話はするんですが、知事がいらっしやらないときに補佐するだけみたいな感じの……。ですから、やはり県民に対してももっと、なぜ副知事を2人にしたら——今回の予算についてもそうなんですけれども——それが強化されていくのか、それが実効性を持って迎えられるようになるのかということをもっと強くメッセージしていただけるといいなというふうに思っています。今回の予算の中で、「楠並木ちゃんねる」とか、いろいろな広報媒体をどういうふうにするかというのがあるんですけれども、おしゃべりタイムではないんですが、そういう感じでコーヒーブレイク的なところでもいいので、なぜ副知事が2人いると皆さんの生活の中がもっともっと活性化されるかということとかをメッセージしていただけるといいなと思います。単に、お金がかかって、こうでというかたいメッセージの仕方ではなく、副知事2人がいかに重要かということメッセージしていただくよう要望しておきたいと思えます。

次に、南海トラフ地震を初めとする大規模自然災害に備えて、被害を最小限に抑えるためには、ソフト・ハード両面から防災・減災対策を強化する、これは絶対に必要なことだと思っています。そして、県はそのために一生懸命頑張っておられて、先日は津波の予想されるいろんなものを出されました。地図を直で見た住民の方たち、例えば私もそうですが、自主防で避

難訓練とか行くわけですけれども、そのときに一応みんなで地図を広げながら、いろんなことを話し合います。あれをぱっと見たときに、すごいものが出たなという思いと同時に、きちんとした地域の自治体のところからの説明がないと、なかなか難しいのではないかなというふうな印象を持ったのは事実です。県が取り組む大規模災害を想定したソフト対策のほうなんですけれども、やっぱり住民により近い市町村と十分に連携していくという必要性があるというふうに思いますが、今後どのように取り組んでいかれるのか、統括監にお尋ねをいたします。

**○危機管理統括監（橋本憲次郎君）** 大規模災害への対応につきましては、住民により近い市町村の取り組みが大変重要でございまして、十分に連携して対策を講じてまいりたいと考えております。今御指摘がありました浸水想定につきまして、今後、各市町村においてハザードマップという形で詳細なものをつくられ、それぞれの住民に説明されるということになってまいります。

このような中、来年度は宮崎県大規模災害対策基金を創設し、県内対策としまして、避難体制の確保や防災訓練への支援、地域防災力の強化に向けた人材育成、大規模災害時における広域連携強化などの各種ソフト対策を組み合わせ、これらを緊急かつ総合的に実施する予定にしております。今年度は、県と沿岸市町で構成する津波対策推進協議会を設置したところとございまして、これらの今申し上げた事業につきましては、市町村の御意見等も踏まえながら検討してきたところとございまして、実施に当たっても、十分に連携を図り、事業効果がより上がるように進めていくことが肝要だと考

えております。

さらに、来年度は、市町村と共同で先進地等の調査を実施するほか、12月を予定しておりますけれども、宮崎市生目の杜運動公園等の後方支援拠点も活用し、宮崎市とも連携した実践的な総合防災訓練にも新たに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

**○井上紀代子議員** ぜひお願いをしたいのは、市町村の財政というのはすごく差があるんです。一つ総くりではなかなかできない。自治体の財政によって差があるところについて、やはり手厚く対応していただけるようによろしくお願いしておきたいというふうに思います。そこが住民との窓口になるということは事実ですので、よろしくお願ひしたいと申します。

次に、男女共同参画社会基本法の制定から10年がたちましたので、男女共同参画社会づくりについて、知事にお尋ねをしたいと申します。

私ごときの人生を例にとるのは大変恐縮なんですけれども、最初の職場では、組合運動を基盤として男女共同参画社会づくりについて提起して、活動を実践してきました。県議会議員になりましたからは、より一層広がった県民の方々とのつながりをベースに、議会や議員活動の中において問題提起をさせていただいていました。しかしながら、その成果というのははかりがたく、私が描くものとはほど遠いもので、問題設定そのものが複雑になるばかりで、現状は余り変わらないことに気持ちが正直なえてしまっていると告白せざるを得ない状態でした。

2月18日、宮崎日日新聞「記者ノート」の欄で、足立記者が、「政治の場は男だらけでいいのか」と問いかけ、「こんな社会に未来はあるのか。例えば、遅々として進まない少子化対策。女性に仕事か子どもかを選ばせ、結果的に

現在の労働力と未来の国力である子どもを減らしている現システムは、既に行き詰まっている。自然に意識が変わるのを待つ余裕はもはやない。重要ポストの一定割合を女性に割り当てるクォータ制でもいい。まず環境を変えることを優先すべきだ。それが政治だと思う。それを男性だけに任せていいですか、女性の皆さん」、この記事の一文一文が、私は涙が出るほど胸にしみました。逃げていた、諦めていた自分が大変恥ずかしいと思い、反省をいたしました。それで、もう一度気持ちを新たに取り組ませていただきたいと思いますが、今、現状がどうなっているのかということと、県はどのように取り組んでいるのか、お尋ねをしておきます。

**○知事(河野俊嗣君)** 男女の性別に関係なく意欲のある人が個性と能力を發揮できる男女共同参画の実現は、大変重要な課題だというふうに認識しております。しかしながら、現状を見てみますと、国全体で見ますと、昨年、世界経済フォーラムが発表した「男女格差報告」でも、日本は135カ国中101位となっております。社会全体として女性の力を十分に生かし切れていない現状が見てとれるわけでありまして。また、本県におきましても、県、市町村も含めて、女性管理職、女性議員が1割にも満たない状況でありまして、県民意識調査におきましても、「男女が平等である」と回答した方は2割に満たない結果となっております。

大変残念な状況だというふうに受けとめております。今、気持ちがなえてというような話もありましたが、ただ、この10年で改善の方向に向かっていることは間違いのないわけでありまして。さらに歩みを力強いものにしていく必要があるという認識のもとで、県では、推進拠点で

あります県男女共同参画センターと一体となりまして、広報・啓発、市町村支援などに取り組んでいるところであります。特に今年度は、私も取り組みの先頭に立ちまして、宮崎大学との意見交換にも臨みました。また、DV防止啓発のCM出演など、さまざまな機会を捉えまして、県民への啓発を行ってきたところでございます。

また、政策・方針決定過程への女性参画を推進するために、県の審議会等への女性登用に力を入れておりまして、23年度末現在、登用率45.3%、これは全国第2位の数字というふうになっておるところでございます。県が率先して引っ張っていくことは、県内の市町村、企業等の取り組みの促進にもつながるというふうを考えておりますので、審議会への登用も50%、全国トップを目指して頑張ってもらいたいというふうを考えておりますし、それ以外の項目についても今後とも努力をしてみたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 知事は完全に御存じだと思いますが、新規採用者数の県庁の中の事務職の推移というのは、私が県議会に来ましてから今、22年になるんですが、最初のころに女性の登用のことを申し上げると、該当する女性がないんだということを再三にわたって言うておられました。ただ、そのころの女性の管理職になった方は、自分のほうから男女共同参画づくりについて発信するような女性の方が多かったものですから、まだそれなりに存在感というのがすごく認識できるような状態でした。私はよく、委員会室に女性の職員が全然来ないじゃないかと、いつも委員会室に行くと何人見えているかを必ず数えるんです。きょうは2人かとか、きょうは3人かとか、それと年齢層みたい

なのを見るわけですが、実際に事務職で採用されているのは最初は数%だった方たちが今や40%ぐらいに——40%といっても圧倒的に差がついてしまうわけです、男女の差は。採用の段階のときから人数が少ないわけですね。担当の人に聞くと、女性が受験しないんだみたいなことを言うておられました。私が前いた国家公務員の職場なんですけれども、そこでは女性のほうが優秀で、女性の採用のほうが格段に多かったんです。そういうふうに現実には、ただ能力だけというか、学力だけで切ってしまうと、女性のほうがどんどん採用されちゃうというような状況もあるわけです。私はこれを見ていて、まだ変わらないよなという印象が強いわけですが、県庁の女性管理職の数は少な過ぎるので、思い切った登用を図るべきというふうなのが私の印象です。そうしないと、女性の人たちは、流れに乗って、ベルトコンベヤーに乗って行きさえすれば、ほかの人と、同期で入った人と、こうだからこうなんだよねという形でしか物を見ないのか、それとももっと積極的にどうかしようとするのか、その辺が私はいつだってよくわからないんです、県庁あたりにいらっしゃる方たちを見ていると。

そして、私が一番気になるのは、男性の働き方が今のままでいいとはとても思えないわけです。女性の人たちは、家族のことを考えたり、いろんな地域とのことも考えたりしながら、24時間という考え方をしているわけです。男の方は何も考えずに全部労働で18時間ぐらい使ったりするわけです。帰りの飲み会も入れているかもしれません。ですから、男性の働き方というのをやはりチェックするべきところというのがあると思うんです。自殺したりするのは大体男性の方のほうが割合的に多いんです。女のほ

うが死なないんです。そういうこととか考えると、やっぱり働く環境という考え方、それから責任感のありようというのが、女性職員が絶対能力がないとは言いませんが、何かそこに違いがあるというふうに思われるのか、よくわかっていないところが私もあるんですけども、思い切った登用を図るべきだと思いますが、知事の見解を。

○知事(河野俊嗣君) いろいろ御指摘ありましたけれども、男女の得手不得手とか、それぞれあるわけでありまして、いろんな視点なり気づきというものはあるわけです。まさにその力を合わせて、よりよき社会をつくっていく、よりよき県庁の仕事をしていく、これが大変重要だという基本的な認識でございます。今、職員の採用について数字の変化、数%から4割というような御指摘がありました。トータル、総職員数で見ますと、本県においては2割弱になっておりまして、全国的にも低い割合になっておるところでございます。従来から男女に関係なく、職員の登用に当たっては、能力や意欲、経験を踏まえて、努めているところがございますが、何せその母数が少ないという状況がそこに反映をされているということでありませぬ。

ただ、そういう状況を踏まえて、昨年度改定をいたしました「第二次みやぎ男女共同参画プラン」におきましては、副主幹以上の役付職員における女性の割合を平成28年度までに12.5%とする——現時点で9.3%であります。これを12.5%とするという数値目標を本県としては初めて設定いたしまして、積極的な登用を図っているところがございます。

今後とも、各種研修への参加促進やジョブローテーションなど、多様な職務経験などを通じ

まして、意欲と能力ある女性職員の育成を図りますとともに、職員採用や女性職員が働きやすい環境の整備といった面にも配慮しながら、この目標達成に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 男女共同参画社会づくりというのは、やっぱりともに意識が変わらないとだめだということは事実ですので、常に意識するというか、そのことをぜひやっていただきたいというふうに思っています。

心残りですが、次に進みます。今回の予算書の中で、前回、私は6月議会でも取り上げさせていただきましたが、成長戦略の一つの大きな目玉でもあるフードビジネスの推進のことなんですけれども、この推進に当たって、前回、私は外部の人材を入れたらどうかという話をさせていただきました。これに当たっては、他の産業の力を呼び込んだ新たな農業ビジネスの展開を求めるべきだというふうに私は思っています。このことについて見解をお尋ねしておきたいというふうに思います。

○農政水産部長(岡村 巖君) 本県の強みであります1次産業を核としたフードビジネスの推進を図る上では、産地みずから高付加価値化に取り組むことが基本となりますが、同時に、御指摘のように、他産業が有する経営ノウハウや販路、また資本等と呼び込んで活性化を図る取り組みが大変重要になると認識をしております。他産業の力を呼び込んでいる具体的な例といたしまして、既に全国に販売拠点を持つ大手コンビニチェーンのローソン等が地元農業者の生産技術と連携し、参入する動きがございます。

県といたしましては、このような動きをさらに加速化させるため、平成25年度新規予算とし

て、「農と企業のみやぎきフードビジネス創出事業」をお願いしているところがございます。今後とも、連携と参入による新たなビジネスモデルの創出をさらに進め、農業・農村における所得の向上や雇用の確保に全力を挙げて努めてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 常に意識しなければいけないのは、農業が業として成り立つかどうかというところなんです。産業として成り立つのかどうかというところなんです。ですから、儲かる農業というのを常に意識しなければいけないということは事実です。それと、私がこのフードビジネスの推進に当たって非常に期待するのは雇用の確保のところなんですけれども、今のところ、これがこれほどのことを期待できるものかどうかというのは、まだ見てみないとわかりませんが、これからそれについては非常に期待をしておきたいと思っておりますので、よろしく取り組みをお願いいたします。

次に、東アジアとの経済交流戦略、私も徹底的に、これはいただいたものですから読ませていただき、この中身を精査させていただきました。この交流戦略が悪いということではなく、やはりこれを取り組むなら取り組むように実効性のあるような施策として推進しなければいけないということをお願いしたいと思うんです。県産品の輸出促進について、まずはどのように取り組んでいかれるのか、知事の考えをお伺いしておきます。

**○知事(河野俊嗣君)** みやぎき東アジア経済交流戦略におきましては、輸出促進を図るために、県内企業・産地の輸出力の強化、輸出環境の整備、輸出拡大の支援、この3つの施策を展開していくこととしております。これらを推進していく上で、海外拠点機能の強化が大変重要

となりますことから、今後、有望な市場である香港に県事務所を設置し、農産物を中心とした県産品の販路開拓を強化するとともに、現地の小売店舗内へのアンテナショップの設置を通じて、県産品の認知度、知名度向上に取り組んでまいりたいと考えております。

そのほか、台湾やシンガポール、これら重点国におきましては、現地駐在員を置いておまして、これと連携して、フェアの開催や国際食品見本市などへの参加によりまして、県内企業の取引を支援しますとともに、自治体国際化協会を活用しまして、シンガポールとソウルにも県職員を派遣するなど、そういうスタッフの配置も含めて施策の実効性を高めてまいりたいと考えております。

さらに、こうした輸出促進の取り組みを強力に推進するために、4月からは組織改正によりまして体制の強化を図りたいと考えておまして、私みずからが先頭に立って、関係団体とも一体となりまして、オールみやぎということで成果を上げてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** この交流戦略によると、数値目標というのがしっかりしてしまっていて、輸出に取り組む中小企業数を平成28年度に80社、農産物の輸出に取り組む産地数を10産地、木材輸出額を2億4,000万、外国人宿泊客数を10万人にしたいというふうに出ているんです。これは数値目標です。数値目標と当面の課題とはまたちょっと違うのかもしれませんが、しっかりとした実効性のある施策として展開をしないと、せっかくの交流戦略がもったいないことになるというふうに思うんです。

ちょっと蛇足ですが、私は、香港事務所ができることを大変評価もしますが、やはりそのときに宮崎県民挙げてそこに行けるような状況を

つくり出さないといけないと思うんです。佐賀県は250人行ったとか、別に争うつもりじゃないんですけれども、それには負けたくないぐらい、佐賀とうちは財政力がそんなには差がないので、行ってもいいじゃないかみたいな感じはしないでもないんです。交流戦略ですから交流しなければ、単に自分のところが商売しようだけではだめなんです。そこをしっかりと受けとめていただきたいと思います。

今回、商工観光労働部長には全然聞いていないんですけれども、実は、観光庁が出した統計によると、都道府県別国籍別外国人延べ宿泊者数構成比となっているんですけれども、宮崎県は香港から見えている方が33%、台湾が30%、韓国16%、中国9%、アメリカ3%、その他というふうになっているわけです。ところが、福岡、佐賀、長崎、熊本は韓国から40%台以上、そして大分県は韓国から60%見えているんです。路線の違いがあるので、そこを一概に言えないんですけれども。では、そこまで来ているのならこっちまで来いよという話なんですけど、だからやっぱりこのアジア交流戦略をきちんと成功させるには観光と一体となっていないといけないということですね。一つの戦略ではだめだと。一つの方向性だけではだめだと。

そして、学校の現場の方たちには——今回の予算書の中を見てみると、教育旅行のあれが随分たくさん書いてあるんです。よその県にはこっちに来いと言っているんです。よその県にはこうするから来てくださいと。カーフェリーもそうですね。全部そうなんです。では、我が教育委員会はどこかに出かけているのか、どこに出かけているのか、政策を一つ実現するために、教育委員会というのはその位置づけはどうなっているのか、いろいろ考えさせられること

がいっぱいあるわけですね。今回そこは聞いていませんが、東アジア戦略をしっかりとしたものにするということは大変重要なので、そこは実効性のある形でチェックを常にすることが大変重要だと思いますので、そこは丁寧にやっていただきたいと思います。

次に、新たな国際航空路線を開設するには、外国からの利用だけでなく県民の積極的な利用が必要と考えていますが、県の考えをお聞かせください。

**○総合政策部長（稲用博美君）** 新たな国際航空路線を開設するためには、今御指摘のように、外国からの利用だけではなく本県からの利用を高めまして、双方向の交流を深めていくことが重要であるというふうに考えています。

県では、来年度の新規事業として予定しております「東アジア新規航空路線誘致促進支援事業」におきまして、国際チャーター便への運航支援を行いますとともに、旅行会社に対する魅力ある旅行商品造成の働きかけ、メディアの活用やトラベルフェアの開催等を通じました就航地の魅力の発信などに取り組むことによりまして、県民の海外旅行への機運を高めていきたいというふうに考えています。今後、関係機関と連携しまして、さまざまなアイデアを出し合いながら、効果的な取り組みを講じていくことによりまして、県民の積極的な利用を促進して、国際航空路線の開設につなげていきたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 先ほどの男女共同参画づくりのところにちょっと戻るようで恐縮なんですけれども、実は私は、県職員名簿というのをしょっちゅう見ているわけなんですけれども、この人は女の人でこうとか、顔とお名前は一致しないんですけれども、そうやって見るわけで



す。何で観光のところに女性が少ないんだろうと、わけがわからないんです。お金を使うのとは、わけがわからないんです。お金を使うのとは、そういう施策の中で——大体旅行とかというふうに考えれば、女の人の方が絶対に動くわけです。そして、小金持ちのおばちゃんがよく動くわけです。小金持ちのおばちゃんはどうするかというと、必ずメリットがないと行かないんです。私は再三にわたって、金を使ってくれという話をよくするんだけど、金を使わないんです。メリットというのは、何をメリットとするかなんですけれども、やっぱり観光分野のところには、もっと女性職員の人が多くてもいいのではないかと。視点が違ってくるわけです。男の人の旅行と女の人の旅行とは全然違うんです。そこを丁寧にやっていただけたらというふうに思っています。

次に、今回、私が非常に心を痛めている部分でもあるんですが、本県の労働情勢について知事はどう認識をされているのか、それを踏まえてまたどのように取り組まれているのか、まずお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 現在の労働情勢であります。バブル崩壊以降、日本経済の低成長が続いております。国際的な競争も大変厳しくなっておりまして、一層厳しい経営環境となりました国内企業におきまして、雇用の場が失われると。賃金の抑制や非正規雇用者の増加という状況、傾向があるわけでありまして。

このような中、本県におきましては、有効求人倍率が全国平均を下回るなど、より厳しい状況にあるものと認識をしております。このため、これまでも地場産業の振興や企業立地の促進に取り組んできたところであります。今後におきましては、「新しい時代を切り拓く「成長産業」の育成」を重点施策に位置づけまし

て、先ほども御指摘がありました本県の豊富な農林水産資源を生かしたフードビジネスを積極的に展開していくほか、新エネルギー関連産業や医療機器関連産業の先進地づくり、さらにはこれらを支える中小企業の振興を図ることとしたところであります。このような取り組みによりまして、県内経済の活性化を何としても図り、県民の皆様が生き生きと働くことができる雇用の場を創出してまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 次に、私は今回の予算書で大変評価している内容でもあるんですが、農業高校における6次産業化に対応できる人材育成について、教育長のお考えをお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 6次産業化に対応できる人材育成ということですが、農業教育、殊に農業自営者を養成する教育というのは、社長を育てるといような視点が必要だと考えております。これまでの農業高校の教育というのは、どちらかというと生産技術を習得させることを中心といたしてきましたが、今後は、農場で生産した農産物を活用して加工すること、あるいは商品化して販売すること、そういう6次産業化に対応できる人材の育成も一層推進しなければならないと考え、本議会に関連する事業をお願いしているところでございます。

まず、「県立高校の6次産業化人材育成事業」では、6次産業化を実践されている専門家の指導を仰ぎながら、経営の楽しさ、逆に厳しさ、経営感覚、そういうものを養わせるとともに、就農への志を高める取り組みを展開することといたしております。さらに、「復興から新たな成長へ！農業教育充実事業」などにより、口蹄疫で甚大な被害を受けた児湯地域にある高

鍋農業高校において、畜産農家から栽培農家、そういう形に経営スタイルを転換する際にも、口蹄疫の被害を受けられる前、それ以上に飛躍につながる取り組みとしたいというような思いから、多くの品目の高品質な野菜栽培のための施設整備や、流通・販売について実践的に学ばせるための販売実習棟などの教育環境を整備させていただきたいと考えております。

○井上紀代子議員 次に、農業を核とした多様な地域産業の担い手の育成というのは、これも重要だと考えますが、「農の新たな「人財」確保促進対策事業」の目的と内容についてお尋ねをいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 農業者の減少や高齢化が進む中で、農業を核とした地域産業を担い育てる貴重な財産となる「人」の確保の重要性はますます高まっております。このため、本議会でお願しております平成25年度新規事業「農の新たな「人財」確保促進対策事業」では、産地の維持発展に必要な担い手を育成確保する取り組みを包括的に支援することとしております。

具体的には、産地単位で人と農地の将来像を明確にする産地継承プランの作成を支援するとともに、ハウスなど地域内の経営資源の担い手への継承や、産地に新たに参入する人材の積極的な誘致、さらには集落営農の組織化などに取り組むこととしております。これらの取り組みによりまして、地域みずからが担い手を育成確保していく意識の醸成を図りますとともに、多様な新規就農者の積極的な参入を進めながら、地域の特色を生かした農業・農村の活性化に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 次に、商工観光労働部長に、技能士の育成についてどのように取り組ん

でいられるのかについてお尋ねをしたいと思います。先日行われました第27回技能グランプリ、これは幕張であったんですが、渡辺議員と一緒にこの技能グランプリを視察調査に行ってみました。常々、技能士の皆さんと交流があるものですから、そのことを含めて行ってみたいんですが、30職種の皆さんで頑張っておられました。そのグランプリの中で、フラワー装飾で吉田真由美さんが優勝されたということは、宮崎県にとっても大変うれしいニュースだったというふうに思います。部長にはまず、技能士の育成についてどのように取り組んでおられるのか、そこをお尋ねしておきたいと思います。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 技能検定に合格された方は、実は県内に約3万5,000人いらっしゃるんですが、ものづくりを初めとする本県産業をそれぞれ支えていただいていると考えておりまして、その育成は大変重要であると認識をしているところでございます。

このため、県におきましては、職業能力開発協会や技能士連合会と連携をして技能士の育成に取り組んでおり、中堅技能者に対する短期訓練を行うほか、技能五輪全国大会や、先ほどお話のありました技能グランプリへの選手派遣を支援しているところでございます。また、工業高校等の生徒を対象とした熟練技能者による技能指導を行うほか、若年者ものづくり競技大会への選手派遣なども行っているところでございます。さらに、技能尊重機運の醸成を図るために、小中学生を対象とする技能体験教室や、広く県民の方々を啓発させていただく技能まつり等を開催しております。近年、熟練技能士の高齢化などによりまして、すぐれた技能継承が課題となっておりますので、今後とも、技能士の育成に積極的に取り組んでまいりたいと考えて

おります。

**○井上紀代子議員** 次に、技能振興を図るために技能五輪全国大会を本県に誘致できないものかどうか、それを部長にお尋ねしておきたいと思っております。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 技能五輪全国大会は、23歳以下の次代を担う青年技能者の育成を目的に、技能レベルの日本一を競う競技大会でございます。技能レベルの向上のほか、すぐれた技能を広くアピールできるなどの効果が期待されるところであります。

いろいろ調べてみたんですが、この大会は、例えば和裁とか洋裁とか、あるいは料理といったものから、旋盤、構造物鉄工、電気溶接など、多岐にわたる40種目の競技が実施され、選手、役員等を含めて約2,000名以上が参加する大きなイベントでございます。国において開催地としての一定の要件が設定をされております。例えば、競技会会場については延べ床面積2万5,000平米程度が必要とされまして、また工作機械等の重量物の設置が可能であるかとか、火や水が使用可能であるかなどといったさまざまな要件が施設や設備に求められているところでございます。このような開催要件の課題もございまして、他県でどのように対応されたかなど、開催状況をさらに調べさせていただきたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 次に、子育てのしやすい環境づくりを推進していく上でも、保育士さんの確保というのは大変重要なんです。もう一方で、なぜ保育士として働く方たちが、資格は持っているけれども、少ないのか、これはよく考える必要があるのではないかと考えています。保育士を確保できないということで、保育所の皆さんは非常に困っておられるんですが、

緊急の課題としてどう取り組んでいかれるのか、部長にお尋ねしておきます。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 安心して子供を生み育てる環境づくりを推進していく上で、保育所の充実を図ってまいりますことは大変重要であると認識をいたしております。このような中、県内の保育所において保育士の確保に苦慮されているとの声は、議員からもたびたび御指摘をいただいておりますし、また保育団体との意見交換の場などで伺っておるところでございます。

このようなことから県では、平成25年度の新規事業といたしまして、「保育士確保緊急対策事業」をお願いしているところでございます。事業の具体的な内容は、保育士の資格を有していながら就労していない、いわゆる潜在保育士の就労意欲や雇用条件などの調査や、就労意欲のある方を対象にした研修を実施することとしております。また、保育士の安定的な確保のためには、何よりも保育士が働きやすい職場環境の整備が重要でありますので、県内に4カ所あります保育士養成施設や保育団体などとの意見交換を行いまして、相互理解や問題解決に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○井上紀代子議員** 次に、教育委員会にお尋ねをしておきたいと思っております。実は今、労働政策について知事といろいろお話をしまして、個別具体的に人材の育成ということではいろいろあったと思うんです。職種というのはいろいろあるということも事実です。今回、自立した社会人・職業人、これを育成というよりか、キャリア教育をこれからも力を入れてやっていくということを教育委員会は言っておられるわけですが、教育委員長にまずお伺いしたいのは、自立した社会人・職業人というのはどのように捉えてい

らっしゃるのか、それをお聞かせいただきたい  
と思います。

**○教育委員長（近藤好子君）** お尋ねの自立した社会人・職業人とは、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろうさまざまな課題に柔軟かつたくましく対応し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく人のことであると考えております。そのためには、さまざまな体験活動や探求的な学習などを通して得た知識や情報を主体的に活用し、子供たち自身が自分で考え、自分で選び、自分で決める力を身につけ、仕事や地域活動を通して社会に参画していく態度を養う教育を推進していくことが大切であるとと考えております。

**○井上紀代子議員** 先ほど私は壇上からも申し上げましたが、日本は雇用社会であって、安定した雇用社会だからこそ日本は発展してきたんだということを申し上げたと思います。失われた20年、デフレの15年、これによって労働環境というのは非常に壊されていったというのも事実なんです。ですから、例えばキャリア教育という言い方の中に、今ある企業に適した人材をつくるということがキャリア教育なんだと言われると、全く違うというふうに思うんです。今、委員長が言っていただきましたように、自立した社会人・職業人としてどうあるべきかということを教えるということだと——教えていただきたいと私は願っているわけですが、そういう自立した社会人をつくり上げるということが大事だというふうに思います。

働くことの意義を学ばせることがまず重要だというふうに考えますが、キャリア教育の中でどのように進めていかれるのか、教育長にお伺いしておきます。

**○教育長（飛田 洋君）** 県教育委員会といたしましては、キャリア教育をこれまで以上に、より効果的に推進していくために、「自立した社会人・職業人を育む宮崎キャリア教育総合推進事業」を来年度の事業として本議会にお願いいたしているところでございます。この事業の取り組みの一つとして、学校と家庭、地域や企業をつなぐコーディネーターの配置や、産業界、学校、行政が連携した協議会の設置により、地域の教育資源をより一層活用しやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

このような取り組みによって、例えば職場体験やインターンシップなどの体験の場において、現在、自分の仕事に誇りを持って働いておられる地域の技能士、いわゆる職人さんとか、商業や農業の従事者の方など、地域の方々の働く姿に接し、志や心意気を感じさせ、先人から若者へつなぐ志や心意気のリレーを行わせるとともに、職業人としてどうあるべきかとか、働くことの意義、そういうことについて子供たち一人一人に自分なりの考えを深めさせていきたいと考えております。

また、今年度作成した本県版の「キャリア教育ガイドライン」を使い、小・中・高等学校等12年間を見通した宮崎ならではのキャリア教育を推進してまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 私は前回もちょっと申し上げたと思うんですけども、デンマークで日本大使館に行ったときに大使からお話を聞いたというお話をしたと思うんですが、あちらでは社会的なネットワーク、セーフティーネットというのがしっかりしているので、高負担なので、それがあつために、いろんなところで学ぶことができ、実際、異業種のところに行くことができるということをお話したと思います。デ

ンマークでは大体26.7歳が最終的な就職につくときだというふうに言われています。EUをどうこう言うわけではないんですが、あそこは働き方についても、最低休息期間についてという制度が整備されているわけです。退社して次の入社まで最低連続11時間の休息を義務づけている。これはちょっと日本では考えられないんですけれども。

私が今一番望んでいるのは、普通の人が生きていけるというこのモデルをきちんとするべきだというふうに思っています。教育、医療、住居に関する適切な現物支給の福祉政策があれば、低賃金でもナショナルミニマムを担保できるというふうにも思います。どんな企業に勤めようかと、最低賃金と国家福祉で通常の家族形成可能な生活を営むことができるのではないかとこのように思っているわけです。

もう一つ私が教育委員会にお願いしたいことは、今回、答弁は要りませんが、一応検討していただきたいという内容は、労働法教育の確立と普及、これは大変必要なことではないかというふうに思っています。クーリングオフ制度とか、身に覚えのない荷物が送られてきたときの対処法など、これは消費者教育なんですけれども、これはリアルで実感がこもった内容で生徒たちには大変浸透してきています。そのことはすごく私は評価をしているわけですが、それと同じように、労働に関する権利行使の仕方を具体的に教育をして、労働NPOやユニオンに対する適切な知識を持てば、使い捨ての労働力になることはないのではないかとこのように思っています。権利ばかりを教えると就職ができなくなるとか、経営効率が落ちるといった意見を聞きますが、これは労働政策の未熟さをさらけ出していることになるかと私は考えています。これ

は一考願えればというふうに思っているところです。

それでは次に、中小企業が取り組みやすい小規模ソーラー発電所の設置をどのように進めていくのか、お尋ねをいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 小規模ソーラー発電所につきましても、メガソーラーと比較いたしまして、投資額が少ないことや、固定価格買い取り制度の設備認定手続が簡素で認定までの期間が短いこと、維持管理費が少ないことなどから、中小企業が取り組みやすいと考えております。また、発電所の設置が増加することで施工業者の受注件数が伸び、太陽電池関連産業の新たな展開が図られるものと考えております。

このため、県といたしましては、新たにアドバイザー等を配置し、小規模ソーラー発電所の設置運営に対し理解を深めるセミナー、設置を考えている企業と施工を行う企業とのマッチング会の開催、小規模ソーラーについて理解を深めるための事例集やホームページの作成等を行うこととしているところでございます。また、ソーラー発電を初めとする再生可能エネルギーの活用積極的に取り組む中小企業を支援するため、昨年10月に金利や融資期間を優遇いたしました再生可能エネルギー関連の融資制度を設けたところでございまして、これらの取り組みによりまして、電力確保の一翼を担うとともに、中小企業の活性化につなげていきたいというふうに考えております。

○井上紀代子議員 続けて農政水産部長に、農業用の水路を活用した小水力発電を県内全域に広げるべきと考えますが、県の取り組みをお尋ねしておきます。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県の豊かな

水資源を利用した小水力発電の推進は大変重要であると認識しており、特に農業用水路を活用した小水力発電では、売電収入による土地改良区の維持管理費の軽減なども期待されまして、農村の発展に寄与するものと考えております。

このため、県といたしましては、本年度に創設した県単事業により、県全域にわたる賦存量調査などの発電適地の掘り起こしや導入に向けた具体的な調査を行いますとともに、発電施設の整備も順次進めております。また、昨年末には、土地改良区や市町村、企業局などを構成員とします連絡会議を設立し、研修会等を通じて諸制度や最新技術などの情報の共有化を図るなど、関係者の意識啓発を進めているところでございます。今後とも、国庫補助事業の活用も図りつつ、土地改良区や市町村等と連携し、企業局の技術的な御支援も得ながら、積極的な導入促進に努めてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** ぜひ、環境とエネルギーのところをどんどん進めていって、産業として活性化させるための努力というのをお願いします。宮崎は企業局がしっかりとあるものですから、企業局は大変なノウハウを持っています。高いノウハウを持っています。小水力についてもですね。ですから、それをしっかりと生かしていくということが大変重要だと思いますので、企業局とも連携をしつつ、ぜひしっかりと、エコ自治体をイメージさせるということも含めて、大変これはいい取り組みになると思いますので、しっかりとやっていただきたいというふうに思っています。

次に、福祉保健部長にお尋ねをいたします。今後ますます増加するひとり暮らしの皆さんのことについてなんです、昨日、中野・明議員の代表質問でも、いかにひとり暮らしの世帯が

多いかということについては、私ども議場でも改めて認識をさせていただいたところなんですけれども、ひとり暮らしの方たちの中にはいろいろな問題がありまして、認知症を患っている高齢者の方がお一人で暮らす場合もあります。今回、「地域包括支援ネットワーク・権利擁護支援事業」、これには私も大変な期待をしているところなんですけれども、その目的と事業内容についてお尋ねをしておきます。

**○福祉保健部長(土持正弘君)** 「地域包括支援ネットワーク・権利擁護支援事業」の目的につきましては、市町村によるネットワークの構築等を支援し、その機能強化を促進するとともに、高齢者の権利擁護等についても支援することによりまして、地域包括ケアの促進を図るというものでございます。

その事業内容でございますが、行政機関、医療機関、介護事業者や民生委員等の多職種の関係者によりまして、個別ケースのケア方針の検討などを行う地域ケア会議の開催を促進いたしますために、地域ケア会議への広域支援員や弁護士等の専門職の派遣、モデル市町村の指定、支援等により、その機能強化を図ることといたしております。さらに、高齢者の権利擁護を支援するために、法定成年後見制度の活用が図られるように、市町村職員や後見人となる専門職等に対する実務研修を行いますとともに、高齢者の虐待防止等にも取り組むことによりまして、安全・安心で心豊かに暮らせる社会づくりの推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○井上紀代子議員** ここには積極的な取り組みをお願いしておきたいと思っております。実は、私の前の職場の先輩が今、82歳なんですけれども、その方が、係累が宮崎に全くいない。東京にお

一人だけいらっしゃるけれども、その方も御高齢ということで、なかなか大変な状態だものですから、前の職場の後輩たちが4人、チームを組んで、彼女を積極的にサポートさせていただいています。でも、主たる介護者でもないし、家族でもないわけです。ですから、なかなかそこが、踏み込むのが難しいわけです。入退院を繰り返すんですけれども、そのときにも入院と退院のお世話は私たちでできるけれども、その後どうするかとかというのも難しいんです。先日は金融機関に行って、彼女の持っているお金の管理というのをもう一回4人がかりで行ってやったわけですが、それも金融機関のほうは、まだ本人が何かができるからいいものの、先々これはどういうふうに手を打つべきなのかなと思って、大変困っているところです。

ひとり暮らしの方たちは早くに自分の老後のことについてきちんとしたものを書き残しておいていただくようなことがあればいいんですが、そして手だてを打てばいいんですけれども、なかなかそうなくて、現実には直面しない限りだめだという状態になるわけですね。いろんなケースがあると思いますが、専門職の人というのも非常に少ない、人材的にも少ないかもしれませんが、丁寧な推進をお願いしておきたいと思います。

次に、生活扶助基準額引き下げについてお尋ねをいたします。生活保護のうち、食費や光熱水費等に充てる生活扶助の基準額が8月から引き下げられます。自民党は、民主党政権下での社会保障と税の一体改革をめぐる議論の中で、自己負担による自助を第一とする考えを強調し、生活扶助の支給基準を10%引き下げるべきだと主張していました。今回の見直しは、その方向を踏襲したものです。この基準引き下げの

影響は受給者だけにとどまらず、基準額が他の公的援助適用の目安となるため、生活保護を受けていない低所得者層にも大きな打撃となるおそれが予想されます。子供の関係をあえて挙げれば、就学援助、特別支援教育就学奨励費、幼稚園就園奨励費補助、高等学校等就学支援金制度、災害共済給付金、大学・私立小中高等学校授業料減免、高等学校奨励金等々となります。38ぐらいあるみたいですね。生活扶助基準の見直しに伴って生じる影響についてどのように対応されるのか、また単独で福祉対策を実施されている市町村への対応についてもお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 生活扶助基準の見直しにつきましては、8月の実施に向けまして、現在、国において検討中ということでございます。この見直しに伴います他制度に生じる影響につきましては、今、議員御指摘のとおり、国の資料——先般2月25日付の事務連絡でいただいた資料でございますけれども、これによりますと、御指摘のとおり、就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費など、38の制度が影響を受けるとされておりますが、国におきましては、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方とするとされているところでございます。

県といたしましては、国から情報提供がありました対応方針を各市町村に周知いたしましたところでございます。地方の単独事業につきましても、同じように国の対応方針の中で国に準じてしっかりと対応をとということも入っておりますので、あわせて市町村のほうへも周知を図ったところでございます。今後、国の動向につきましては、私どもといたしましても、十分

注視をしてまいりたいというふうに考えております。

**○井上紀代子議員** 厚生労働省の審議会の検証では、多人数世帯の生活扶助基準額ほど一般の低所得者の生活費を上回る傾向にあると指摘しています。確かに、勤労家庭の所得が生活保護の収入を下回ってしまうのは理不尽に思います。だがむしろ、真面目に働いているにもかかわらず、生活保護の水準以下の所得しか得られない、この雇用環境の現状こそ改善されるべきで、単純に生活保護の水準を切り下げれば済むという問題ではないと私は考えています。ですから、今後、市町村も混乱する可能性があるわけですね。そこを丁寧な対応をお願いしておきたいと思いますが、再度、部長に答弁をお願いします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** ただいま申し上げましたとおり、県も含めまして、地方もそれぞれの独自の施策を持ち、またいろんな運営費の負担等でこういった生保基準を準用しているところもございます。先ほど申し上げましたように、とりあえず急ぎこの38の制度について市町村のほうへ通知を申し上げたところでございますけれども、そういう国の動きが、今後、国の対応が具体的に定まってまいりますので、その際には、市町村等もちゃんと集めまして、その趣旨の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

**○井上紀代子議員** 次に、警察本部長にお尋ねをいたします。平成24年度予算で整備された捜査支援カメラの運用状況について、まずお伺いしておきたいと思います。

**○警察本部長（加藤達也君）** 捜査支援カメラにつきましては、要撃捜査支援装置として本年1月29日付で運用要領を定めて運用を開始して

おります。本装置は、犯罪が連続して発生、あるいは犯罪が頻繁に発生する地域等に設置し、その犯行を予測して撮影を行うなど、捜査支援の一環として使用するものであります。管理につきましては、刑事企画課長を運用管理の責任者として刑事企画課で保管管理をしており、使用に関しましては、警察署長等からの申請に基づき、刑事企画課長において、事件の緊急性、重大性等を検討するとともに、設置場所等を慎重に審査した上で決定することにしております。

**○井上紀代子議員** 警察ウォッチングじゃないんですけれども、最近、私はちょっとはまっています。今度、「プラチナデータ」という映画が来るわけですが、東野圭吾さんの映画です。それはプロファイリングを展開させたすごい——主役が「嵐」の「ニノ」だということもあって、絶対行こうというふうに思っているわけですが、現実にプロファイリングの状況というのは宮崎ではどういうふうになっているのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

**○警察本部長（加藤達也君）** プロファイリングとは、犯行の状況や手段、被害者等に関する情報を統計データや心理学的的手法等を用いて分析することにより、犯人の年齢、職業、居住地等の推定や次回犯行の予測等を行う捜査手法であります。

本県では、平成18年4月、刑事部科学捜査研究所に手口分析の経験を持つ捜査員と心理学的知見を有する技術職員で構成する犯罪分析係が設置され、同一被疑者による連続窃盗事件や、性犯罪、殺人、強盗事件等の凶悪事件で県民に大きな不安を与えるような犯罪について、平成24年までに約100件のプロファイリングを実施しております。今後とも、強盗事件や性犯罪な



どの重要事件はもちろんのこと、さまざまな事件に対し犯人検挙に直結するプロファイリングを実施して、効率的かつ効果的な捜査運用に努めていく所存であります。

**○井上紀代子議員** 次に、何回も取り上げてはいるんですが、取り調べの可視化についてお伺いをいたします。密室での被疑者取り調べは、誘導的な取り調べを受けて真実と異なる供述がなされる場合もあり、いわゆる厚生労働省元局長無罪事件や、足利事件などの無罪事件、冤罪事件が続出していることから、その防止の観点から適正な取り調べを担保する意味で可視化は大きな意味を持つと私は考えています。

平成20年10月には国連の自由権規約委員会が日本政府に対し、虚偽の自白を防止し、被疑者の権利を確保するため、取り調べの全過程について体系的に録音・録画すべきとする最終見解を採択しており、取り調べの可視化は国際的な要請でもあります。また、公判において供述調書の任意性、信頼性がしばしば大きな争点となり、裁判長期化の原因にもなってきました。平成23年からは可視化の試行を拡大し、取り調べの可視化が一定程度進捗していることは評価できますが、現時点では明確な規定のない中での運用レベルでの試行にとどまっています。取り調べにおける可視化は、無実の者を誤って処罰することほど重大な不正義はないとの刑事訴訟法の要請に合致し、時代の要請でもあると考えますが、警察のお考えをお伺いいたします。

**○警察本部長（加藤達也君）** 取り調べの録音・録画には供述の任意性等の的確な立証を可能とする効果があると認識しております。他方で、取り調べの全過程を録音・録画することについては、被疑者と取調官との間で率直なやりとりが困難になるなど、事件の真相や組織犯罪

の解明に支障を来すおそれがあること、犯罪被害者等の名誉、プライバシーを侵害するおそれがあること等の懸念もあるところであります。

警察庁においては、取り調べの録音・録画の試行状況を踏まえつつ、第1次捜査機関としての責務を全うするという観点から、法制審議会特別部会においてしっかりと議論を行うとともに、取り調べの録音・録画のあり方について引き続き検討を進められるものと承知しております。

**○井上紀代子議員** 私の代表質問の中で最後の質問になりますが、体罰の実態把握調査、このことについて教育委員長と教育長にお尋ねをいたします。

今回、実態把握調査の実施に当たって教育委員会ではどのような議論が行われたのか、教育委員長にお尋ねをいたします。

**○教育委員長（近藤好子君）** 体罰の問題につきましては、今回の大阪市の事案が取り上げられる数年前から教育委員で議論を重ねており、平成21年10月には、「体罰ゼロの学校づくり」を作成し、体罰による指導の根絶を目指してまいりました。

今回の調査の実施に当たり、教職員と児童生徒、保護者との信頼関係が崩れるのではないかと、教職員を追い込むことになるのではないかなど、調査実施後の教職員の負担等も十分予想されましたが、体罰により、とうとい命が失われたり、つらい思いをする児童生徒を絶対に出してはならない、そして児童生徒を守ることは教職員を守ることもつながるということを基本として議論を重ねてまいりました。

お尋ねの議論の内容ですけれども、具体的には、教育委員の中から出た意見ですが、「保護者の中には、子供が受けた体罰などで苦しんで

いても声を上げられない保護者もいるのではないか。そのような保護者の声を一人でも多くアンケートで上げてもらいたい」、また「友達を受けている体罰を見て傷ついている子供たちもいるのではないか。その子たちの声も聞きたい」、また「このような調査をした後は必ず学校を支援していく体制も整えていかなければいけないのではないか」というような意見が出されたところだ。

今回の調査は、保護者の方々においては子供の状況を知る貴重な機会となり得ますし、子供たちも、自分のため、友達のために声を上げたことに教職員がどう対応してくれるのか、期待をしていると思います。子供たちを失望させることなく、力を与えるものになるよう、今回の調査が生かされることが何より重要だと考えております。教職員の皆さんにはこのことを十分に御理解いただき、調査の実施、調査後の対応に努めていただき、必要に応じて教育委員会として適切に迅速に支援をしていきたいと考えております。

**○井上紀代子議員** きのうの十屋議員の質問の中にもありましたが、教育委員会はどうかあるべきなのかということについての問いかけに対して、教育委員会はこうあるべしというのを聞かせていただいたところなんですけれども、今回の体罰の問題を受けて、まして文科省から体罰の調査をなささいということを書いてきたときに、それを悩みながら決定したんだということは、委員長の答弁の中でわかるわけですけれども、今後、教育委員会はやはり変わるべしと、変わる必要があるというふうにお考えなのかどうか、そこをお聞かせいただきたいと思いません。

**○教育委員長（近藤好子君）** どの点を指して

変わるべしということというよりも、私は、教育委員になったときから、教育委員として子供たちのバックアップをしたいと思ってやってきました。その中で、どう変わっていくべきか、きのうお答えした部分もありますが、私たちの姿や思いがどう見えていくのかというところだと思います。

今回の調査の中にも加えたもの——文科省からの指示もありますけれども、それだけではなく、もちろん宮崎県のをどう捉えていくかというところで、先ほども申し上げましたが、見ている子供たち、また保護者の中にも、自分の子供ではないけれども、ほかの子供さんがそういう思いをしていると聞いた、そういうものも、ぜひ私たちは取り上げたいと思いました。そういう項目を加えて調査をしたところだ。

ですから、そういうふうに私ども教育委員が子供たちのため、教育現場のために何ができるのか、決してそれは教職員を追い詰めるためとか、教職員を処分するためにやっているのではありません。先ほども申し上げましたが、私たちは、子供だけを守るということでは教職員は救われたいと思いません。子供たちを守るとは、ひいては教職員を守ることにもつながると思います。そういう私たち教育委員の思いがいろんなところにちゃんと表現されるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

**○井上紀代子議員** 実態調査の実施の関係のことは、たまたま林活議連で東北に行っておりましたときに、新聞にちょうど載っております。私はそれを切り抜いて持って帰ったわけです。宮崎でも同じような状況だったということなんですけれども、私としては、こういう実態調査は難しいなと思いつつ、これをどのように実施されるんだろうかというふうに思いまし

た。

各県の様子を見てみたんですが、その中で、文部科学省が出した分と同等の、同様の項目だけで出した部分と、宮崎のように2項目加えている部分とありますが、この2項目加えたのはなぜだったのか、どういう議論のもとで2項目加えることになったのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○教育委員長（近藤好子君）** 先ほども教育委員の意見の中で申し上げました、友達が体罰を受けているのを見て傷ついている子供たちもいる、あるいは教職員の中で、自分は体罰をしていないけれども、ほかの職員が体罰をしている姿を見て、これでいいのだろうかと思いつつ、どう声を上げていいかわからないという教職員たちもいるのではないかと、こういう項目をつけ加えたところでもあります。

**○井上紀代子議員** 教育長にお尋ねをいたします。今回の調査が学校にどのような影響を与えると考えておられるのか、それを教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** アンケートの実施に当たっては、教職員、そして保護者、何より子供たちのことをさまざまな観点から配慮しながら実施すべきだと考えております。県の教育委員会の事務局でも議論しました。それから、教育委員さん方も入って議論していただきましたが、その中でも、こんな調査というのは多分初めてだと思いますので、以前の記録まで調べたわけではありませんが、議論の中で、いろんな意見がありました。一つだけ御紹介させていただきますが、生徒指導上、非常に厳しい学校があると。そこでも、正すべきは正すということで真摯に生徒と向き合いながら頑張っている職員がひょっとすると意欲を失うんじゃない

いかというような言葉もあって、非常に苦慮しました。

いろんな議論をしたんですけれども、しかしながら、どうしてもやらざるを得ないというのは、国が言ったからということもありますけれども、そうじゃなくて、今回の件は、体罰に苦しみ、そういう体罰の背景があって、一人の高校生が命を絶ったという事実があるわけです。そして、その事実、苦しみ、つらさというのはやっぱり深く受けとめるべきだと考えました。先ほど委員長もお話しなさいましたけれども、本県から、そういうような子供を絶対出してはならぬという議論をした中で、いろんなことを配慮して、国が言っているとおりじゃなくて、うちはうちのやり方でやろうと。厳封をして校長まであけさせないというようなやり方をやろうと。

いろんな配慮をしました。例えば、友達の前で書くというのは、書けない。あるいは、担任の先生との関係が厳しい子は、ひょっとすると本当のことを書かないかもしれない。人が見ているところでは書けないから、家でちゃんと書けというような形にしたと。お父さん、お母さんとそういう会話もしてほしい。苦しみのことも、いろんな議論をして、そういう形にしまして、家庭で厳封をしていただいて、そして厳封したものを校長に厳封したまま出して、校長が開封すると。それから、開封した後に校長が見たら、これはひょっとすると体罰かもしれない、あるいは行き違いかもしれない、しかしどちらの立場——子供、保護者にもちゃんと配慮しながら話を聞く、それから先生にもちゃんと話を聞く、そういうようなことを考えたわけです。

この過程に至りますまでには、例えば市町村

教育長の何名かの代表の方々にも全部見ていただきました。それから、校長会の代表にも見ていただきました。うちにはいろんな指導主事がおります。高校から来た指導主事、中学校から来た指導主事、小学校から来た指導主事、いろんな指導主事に、これでどうだろうということで見せました。そういうことを踏まえて、校長会とか教育長会にも御理解をいただきました。それから、今もまだやっているんですけども、まだアンケートが配られていないところもあるんですが、県下全公立学校の校長に、この実施に当たっての留意点、配慮すべきことを説明させております。そういう形で実施をしているところであります。

この調査を機に、本県の教職員一人一人がこれまでのそれぞれの指導を振り返る、そして体罰によらない、児童生徒の心にしっかり届く、そういう指導力を身につけること、あるいは何でもお互いに話せる——困っていてストレスがかかるとか、あるいは指導がうまくいかないとか、そういうことを職員同士がいろいろ話せるような環境、さらには子供たちが安心して学校に行って相談できるような環境、そういうことを宮崎の教育に構築できていけば、そのきっかけになればいいなと考えております。以上でございます。

**○井上紀代子議員** 本当に教育委員長も教育長も大変悩みながら、この問題を解決しようとして努力いただいたことには敬意を表したいと思っています。ただ、私のところにお電話なり、それから直接私が、声をかけていただいていたところ、それから直接私が、声をかけていただいていたところ、私自身もなかなかそれに対してうまい回答をできないでいるところもいっぱいあるんですけども、現実としてこういう声があるということはお聞かせしておき

たいというふうに思います。

体罰というのは暴力であり、犯罪であるとするなら、それをアンケートでちゃんと言えらるか、伝えることが可能なのかと。もう1つは、年齢によっては、親と子供がアンケートを見ながら話したとしても、伝えるのがなかなか難しいということとかを言っておられました。例えば、嫌いな先生の場合に、何か先生からされたらと。それを、勘違いすると言ったらおかしいですね。そういう受けとめをした場合、その方がおっしゃるには、親は事実かどうかというのが確認しにくいということもあるわけです。それはアンケートに書けるような内容でもないというふうにもおっしゃってございました。ですから、今回できたアンケートが、データの信憑性というのを問われるのではないかとということも、ちょっとおっしゃってございました。

そして、アンケートをとられるわけですから、現実には親も悩みながら何か書くわけですね。書かなかつたりする場合もあるわけですが、このアンケートの結果というのは公表されるのかどうかということについても言っておられました。そこはまだ、きょうお話を聞いていないのでわかりませんが、もし答弁が可能なら、そこは後で教えてください。

一番言われたのが、これが第三者に届くというのにといいことでした。学校長に届くというのじゃなくて、校長先生に届くんじゃなくて、第三者に届くというのにと。開封するときに校長先生だけが開封するんじゃないかと、誰かほかにいらっしゃるところで開封するといいいのにといい、例えばという宛先が知事公舎だったり県議会の議長に直接だったりするといいいのにといいことを言っておられました。そして、そこで開封するときは校長先生だけでなく、第三者

の人が入って複数で見てということと一緒にやってほしいんだけどというような御意見とかがありました。

なぜこんなにもという言い方は変なんですけれども、アンケートをこれほど重要に受けとめていただいているかということが、ある意味、学校と保護者の皆さんとの関係性とか、生徒と先生との信頼関係とか、そこによるところが、そこをほうふつとさせるものがすごくあるなというふうに思ったところです。これは、実はその話が物すごく長いので、長い中でこういうことかなとって酌み取ったやつなので、ちょっと短くしておりますが、学校のことについて保護者の方たちもいっぱいあるわけです。ところが、逆の言い方で言えば、先生方にもいっぱいあると思うんです。例えば、校務クラウドシステムで、幾らそこで先生方が子供と向き合う時間をつくろうということでも教育委員会のほうでも十分やっていただいたとしても、本当に実態として先生が子供に向き合えるような状況になっているかどうか、そこもちょっと心配をしているところなんですけれども、今、私が申し上げました保護者の方々の杞憂と申しますか——杞憂というものではないのかもしれませんが、心配については教育長はどのようにお答えでしょうか。

**○教育長（飛田 洋君）** 本当に細やかな視点でのいろんなお声をお届けいただいて感謝申し上げます。本当に苦慮しました。正直申し上げます。10万弱の児童生徒のアンケートにどう対応するかというのは非常に難しい問題です。それから、例えばいつまでを調査範囲にするか、やれるかとか、いろんなことに悩みました。

非常に悩んだことの一つに、きのうも答弁さ

せていただいたんですが、本県で、5年間で21件、体罰によって処分をいたしております。その体罰がわかった過程というののもいろいろあります。例えば桜宮高校で言われているように、なかなかいろんな関係で言えない生徒がいます。そのときに、外部からあれはどうだろうというような通報を匿名でいただいて、実際に県教委の職員をそこに派遣して、それと思われる職員にも聞き、そして生徒にも直接話を聞き、両方きちんと調査をして、間違いのないというようなこともありました。逆に、こういうケースもあります。ほかの子供に対して物すごい仕打ちをしていて、先生が、おまえ、そんなことをしたらいかんだろうというようなことを言って、体罰だと親が言ってこられた。ここあたりは非常に微妙な問題もあります。いろんなことを考えながら、子供たちがやっぱりつらい思いをしてはならない。あるいは職員も堂々と毅然とした指導をしなければいけない。

それから、公表に当たっても、いろんなこと、子供たちのプライベートにかかわることは公表できないこともあるし、どういう対応をするかというようなことは何らかの形で示すことになりませんが、そのあたりも、これを受けて慎重に検討しなければいけないと思います。

要するに、一番のポイントは、学校をよくする、子供たちが伸びていく、あるいは職員が頑張れる、そういうことを大事にしながら、今後、我々はその結果をどう受けとめるか、どう対応するかだと思っております。

**○井上紀代子議員** 今の教育長の最後の言葉は大変重要な言葉であるというふうに思います。先ほど私は教育委員長に、変わろうとされているのかというお話を聞いたんですが、保護者の皆さんからよく出たのは、多くの皆さ

んが言われたのは、先生方が、学校が変わろうとしているのだろうかという質問だったわけです。学校が変わるためには、学校側が変わるということを保護者と一体とならない限りは、そこで一緒に働いている先生方もそうなんですけれども、教育委員会の旗振りだけではだめだということだと思えます。今回のアンケートはそのためのアンケートだろうかというふうな言い方です。その割にはこういうことがこうなんだけどという御意見が多かったことも事実です。

私は、「ビートたけしのTVタックル」というのは余り見ないんですが、たまたま、体罰の今回の調査をされた自民党の義家議員が出ておられたので、見せていただきました。1時間余りの「TVタックル」ですか、そこもしんしゃくして聞いていただきたいんですけども、そこで出た意見、1時間ほどでしたけれども、それを見せていただきました。最終的に出た、そこで話された、そこで集約されたようなものというのは、家庭の責任が大きい、家庭のありようというのをもう一度考えよう。それから、教育委員会制度はもう限界があるという言い方でした。そして、もう1つは道徳教育の強化をしなければいけないと。この3つを象徴的におっしゃって、その場面ですから、「TVタックル」だというふうに思っていて、テレビのあれだというふうに思っていて結構なんですけども、でも、こういう話はこういう話として浸透する可能性というのは高いのではないかと私は逆に思うわけです。もう既に自民党の側から、学校は第三者機関に委ねてみたいなお話とか出ているというふうに聞いているところなんですけれども、この言われた今の3点について教育委員長はどのようにお考えですか。そ

れをどう受けとめられますか。

○教育委員長（近藤好子君） 私、その番組を見ておりませんので、どういう議論がなされたかというのはちょっとわからないんですけども、私の印象として、いろんなものが学校に求められ過ぎているというのはずっと感じております。これは家庭の部分じゃないか、これは地域の部分じゃないかと。ただ、一番その場から——こういう言い方はあれかもしれませんが、逃げずにその場にいるのは学校であり、学校の先生方だと思えます。ですから、どうしてもそこに矛先が向くのかなという印象も持っております。

ただ、子供たちに平等に情報を与えられるのも学校だと私は思っています。家庭によっては、恵まれた家庭、恵まれていない家庭、いろいろあります。その中で、子供たちが毎日通ってきてくれる学校であれば、子供たちに同じように平等に、もちろん知識もですけども、愛情も、またいろんな情報も渡すことができる。そういう場が学校であると思います。ただ、何もかもが学校の負担になってくるようでは、やはり学校の先生方は疲労感、疲弊感、多忙感ということに包まれていくんだと思います。

今回、私、このようなアンケートをするのは、議員のお話の中にもありましたけれども、何か風穴をあけることになるような気がしております。ある保護者は——お父さんですけども——私、お話を聞きましたら、このアンケートを子供と読み上げながら、久しぶりに学校のことを聞いたと。親も考えなきゃいけないとか、子供がそれに加えて学校のいろんな話をしてくれたと。だからこのアンケートは違う意味でも意味がありますねというお話をさせていただきました。そういう意味でも、何か一つ取り組

むことが何かを変えていくきっかけになると。

ただ、確かに議員の御指摘のとおり、不十分などころもあると思います。実施してみても初めてわかる不十分さがあると思いますので、今後、例えば一回きりでこれが済むことではないと思います。この調査結果がどのように学校で生かされたか、それを後を追って調査していったり、もちろん視察した私ども教育委員が学校に足を運んで見ていかなきゃいけない、あるいは保護者との意見交換などもしていかなきゃいけないんだろうなというふうに今感じているところではあります。

**○井上紀代子議員** 今、教育委員長のお話を聞いて大変納得する部分が多く、また保護者の皆さんにはお伝えをしていきたいというふうに思います。

問題は、やっぱり信頼関係だと思うんですね。教育委員会から発出するもの、例えば学校側を通じてしか出ないものと、それから対外的に教育委員会はこうしているという県民全体につながっていく広報の仕方というの考えるべきではないかなというふうに実は思っているところではあります。常に閉鎖的にとられているところが、問題がある、隠蔽体質があるというふうに、常にそこが裏打ちされたみたいに議論されるということに——やっぱり思い込みがあったために発出しているのではないかなと、すごく心配をしているところではあります。広報媒体をどうしていくのかというのはなかなか難しいかもしれませんが、それについては、教育長で結構ですが、何かありましたら……。

**○教育長（飛田 洋君）** おっしゃるとおり、直接私たちがお伝えするという事は非常に大事だと思います。いろんな方法があると思いますが、メディアにお願いするという方法——実

は教育委員会では広報番組を持たせていただいております、週3回いろんな形でテレビ放映を今させていただいているところではあります。来年度の事業にお願いしておりますのは、「You Tube（ユーチューブ）」を使っていろんな学校とか教育委員会の取り組みを発信していきたいと思っておりますし、それから今、職員も、私自身も心がけていることで、教育委員長もそうなんです。要請があれば可能な限りいろんなところに行き行って直接お話をし、声を届ける、そういうことを積極的にやっているところではあります。それから逆に、アシスト企業という企業の方々に教育委員会に登録をしていただいたり、あるいは学校支援事業でいろんな方に学校に入らせていただいたり、双方向の交流をすることによって、そういう方々がまた学校の思い、職員の思い、教育委員会の思いを伝えていただく、そういうこちらから発信する部分、双方向の交流、それからいろんなところへ足を運ぶ、これからもさまざまな発信をしていきたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 先ほどから失礼なことも申し上げたかもしれないんですけども、私どもが、例えば私はまた親の立場でもあったわけですが、学校側に本当に委ねている部分の多いことも実感しております。

先ほどキャリア教育のことを申し上げましたが、労働政策についても、教育の一番最初の入り口のところが間違っているとんでもないところまで行ってしまうということもありますので、だからといって親が十分にそこを伝えることができればいいんですけども、なかなかそう伝えられずにいるところに問題点がいっぱいあるようにも思います。

私のほうからお願いですが、先ほど私は労働

政策のところでは労働組合の大切さについても申し上げたというふうに思います。そのことをやはり子供たちが知ることでも大事だというふうにも思っております。ですから、教育委員長も教育長もできるだけ現場で働いておられる先生方の声をしっかりと受けとめる、学校長だけではなくしっかりと受けとめるという、その態勢というのを失わないでいただきたいと思いますが、教育長にまずよろしく願いしておきます。

**○教育長（飛田 洋君）** おっしゃるとおりでありまして、私、教育長に就任しまして、いろんな学校を訪問させていただきました。そして、校長室には5分でいい、あるいは10分でいい、各教室を巡回させてくれと。最初に行きましたのが——特別支援学校と定時制の高校を全て回りました。それから、実はその後に、私は高等学校と中学校の教師をしていた時代が長いんですが、小学校も見たいということで、複式学級の学校とか、いろんな学校を見させていただきました。あるいは学校に支援をさせていただいている延岡のボランティアのグループの方の活動とか、例えばあるところに出張で出ましたときに、できたらそれだけじゃなくて、そこに付随して学校を見る。学校も、できたら校長室だけじゃなくて、生徒たちが遊んでいる姿、あるいは先生方が授業をしていらっしゃる姿、お掃除の指導をされている姿を見せていただいております。先ほど教育委員長も申し上げましたが、教育委員さん方にも実際に学校に足を運んでもらう取り組みを積極的にやっているところです。今後とも、ぜひそうしていきたいと考えております。

**○井上紀代子議員** ぜひ、よろしく願いしておきたいと思います。

最後に知事に、私の思いなんですけれども、知事から任期4年の折り返しを迎えての所信を聞かせていただきました。平成25年度は、「復興から新たな成長へ」を基本的な考え方に、「新しい時代を切り拓く「成長産業」の育成」「地域経済の活性化」「安全・安心でゆたかな地域づくり」の3つの柱を重点施策として、本格的な景気回復と将来への揺るぎない産業基盤の構築に向けて取り組むと表明をされています。非常に支持したいというふうに思っています。そして、知事が先頭に立って県民総力戦を展開し、新たな成長へ礎を築こうと呼びかけておられます。

今回の代表質問で私は、日本が失った20年、15年以上にも及ぶデフレの中で、普通に暮らし、家族形成可能な生活の基盤となる雇用社会が崩れてしまったことを訴えさせていただきました。働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと、多様な働き方を通じて社会参加ができ、社会的、経済的に自立をし、相互に支え合い、自己実現に挑戦できるだけのセーフティーネットが組み込まれている参加型の社会であり、新自由主義的な発想や際限のないグローバル化に対置する社会の構築を私は目指しています。だから民主党に所属をしています。

知事提案の平成25年度予算案を私は期待を持って読みこなしています。実効性がまずは問われていくというふうに思っています。この着実な知事提案の政策が実行されていけば、きっと雇用についても改善されていくということが明らかだというふうに思っています。県民総力戦は知事が先頭で頑張っていくというふうに言っておられます。県民総力戦は、経済活動に県民に参加してください、そのメッセージだと



思います。まずは、家計の中で使えるだけのお金があったら、地域の中で野菜を買ってください、そしてそのお金で旅行にも行ってくださいと。そして、政策を実現するためにみんなで、少しずつのお金を出し合っているかもしれないけれども、そのお金が生きる形で経済として循環して自分たちの税金として返ってくるように努力をしましょうということを知事がおっしゃっていただいているというふうに思います。県民がしっかりと財布のひもを緩めるには、やはりセーフティーネット、そして宮崎県政がしっかりとしたものであるということが大前提だというふうに思っています。今回の25年度の予算を見ますと、必要なところにしっかりとお金を使う、必要でないところは県民の皆さん少しは我慢してくださいという、このメッセージを知事がしっかりとされることを私は期待しておりますし、それに宮崎県民は必ず応えて、経済の発展というのを地域から、改めて宮崎がモデルになるような地域経済の発展というのをつくり出せるというふうに思っています。今回、新年度予算を本当に評価しておりますが、これが本当に実効性、効力のあるものとなることを期待いたしまして、私の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

**○外山三博議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時に再開をいたします。

休憩いたします。

午前11時51分休憩

---

午後1時0分開議

**○外山三博議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、河野哲也議員。

**○河野哲也議員〔登壇〕** (拍手) 公明党県議団の河野哲也でございます。公明党県議団を代表いたしまして質問をさせていただきます。きのう徹夜でしたので、ほとんど寝ていない状態です。明快なる目の覚める答弁をよろしくお願いいたします。

知事3年目の県政運営についてであります。

知事は、任期4年の折り返しを迎えました。就任1年目、口蹄疫からの復興のさなか、高病原性鳥インフルエンザ、その数日後の新燃岳の噴火、さらに東日本大震災の発生など、緊張感の中での県政運営、そして、2年目の口蹄疫からの再生・復興を初め、県内経済の活性化や防災力の強化等の全力の県政運営であったと、所信表明の中でも述べられていました。御自分の描かれていた政策提案をどこまで実現することができたのか、まずは、厳しかったであろう2年間の県政運営における知事の政策提案の総括を伺います。

我が党の山口那津男代表は昨年9月の党全国大会で、「地域主権型道州制への移行によって地域の潜在力を引き出す」と主張いたしました。道州制を目指す議論は、有効性を失った中央集権体制を乗り越え、地域の可能性を开花させる新しい国の形を探る作業であるとも言われました。公明党は、まず、首相の諮問機関として道州制国民会議を設置し、約3年かけて議論を深め、その後2年をめどに移行への法的措置を講ずるプランを提示しています。道州制の具体像として、平成20年3月の道州制ビジョン懇談会の中間報告で、現在の47都道府県を廃止し、全国を10程度の道または州に再編する。その結果、国の形は、国、道州、基礎自治体、いわゆる市町村の3層構造となる。要点は、道州

を地方政府と位置づけること。そして、国は、外交、防衛、通貨管理、司法など、国でなければできない仕事を担う。道州は、自治立法権、自治行政権、自治財政権を行使して、住民サービスと地域活性化を主体的に実施できるだけの地域主権を持つとありました。この構想は、公明党の掲げる地域主権型道州制と同じ理念に基づいています。

昨年6月の我が会派の重松議員の質問に対して、知事は、「道州制は、地方分権に向けた選択肢の一つとして議論を深めていくことが必要であろうかというふうに考えておりますし、地方分権というのがなかなか遅々として進まない、それをいかに突き動かすかというところの、いわば運動論のような形で道州制というものを前向きに議論していくことは大変重要ではないかというのが私の考えである」と、答弁されていました。そこで、知事は政策提案の中でも、政策推進の基本姿勢の一つとして地方分権改革の推進を掲げていらっしゃいますが、改めて知事の考える真の地方分権改革と道州制への所見をお伺いします。

平成25年度当初予算案は、第三期財政改革推進計画を着実に推進しながら、南海トラフ巨大地震の被害想定などを踏まえた緊急的な防災対策の強化や、医療の確保、教育・文化の充実など、全ての県民の暮らしを守る取り組みを進めるとともに、「復興から新たな成長」へ向け、停滞している県内経済への本格的な回復と将来への揺るぎない産業基盤の構築を図る「光あふれる未来へ向けて～元気なみやざき成長予算」としたとのことでもあります。このような方針で編成した結果、一般会計5,661億円、特別会計1,158億2,858万2,000円、公営企業会計427億3,628万1,000円となり、一般会計につきまし

ては、前年度の予算額と比較して1.2%の減であります。実質的な予算規模を比較するため、前年度の公債管理特別会計の新設に伴う臨時的な経費を除いて比較すると、0.1%の減と、ほぼ前年度並み、追加補正予算案約483億円を合わせると8.4%の増と、平成24年度を大きく上回る予算とされました。そこで、平成25年度当初予算及び平成24年度補正予算について、どのような点に最も苦心されたのか、また、案の内容をどのように御自分で評価されているのか、お伺いいたします。

以上で壇上の質問を終わり、質問者席から質問をさせていただきます。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

まず、私の政策提案の総括についてであります。私は、知事就任後、直ちに、選挙のときに掲げました政策提案を具体化させるため、県の総合計画を初めとする各種計画を作成しまして、4年間で重点的に取り組む具体的な施策を挙げまして、個別のスケジュールを示した工程表に基づき、着実に取り組みを進めてまいったところでもあります。

県政運営に当たりましては、スタート直後の鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火、東日本大震災、こうした相次いだ災害のために厳しい運営を余儀なくされたところではありますが、さきの全国和牛能力共進会における宮崎牛日本一2連覇や、東九州自動車道の一部区間の前倒しでの開通などを契機としまして、これから本県は、復興から新たな成長へ向けて新しいステージへと歩を進めようとしている、そのような段階を迎えているものと今、受けとめておるところでございます。

政策提案にもさまざまな項目を掲げておりま

すが、例えば競技スポーツの強化というところでは、甲子園での優勝というものを掲げております。高校サッカーと書いておけば、今ごろ公約達成だったのにと、そんな思いさえあるわけですが、こうした残された課題、取り組むべき課題がまだまだございます。また、県の置かれている社会経済情勢をしっかり受けとめつつも、県全体に明るい兆しを感じられるようになった現在の状況等を見ましても、任期前半における取り組みというのは、おおむね順調に進んできたのではないかと考えているところでございます。

次に、地方分権改革と道州制についてであります。地方分権改革は、明治以来の中央集権型の行政システムを打破し、国は、国家の存立にかかわることなど、本来の役割に専念するものとし、国からの権限・財源の移譲等により、真の意味で自立した地方が、みずからの責任と判断で住民目線に立って住民福祉の向上を図るといふ、まさに国と地方のあり方の改革であると考えております。その際は、住民により身近な市町村というものを重視すべきというのが私の基本姿勢であります。これまで長年にわたり、改革に向けた国、地方を通じた取り組みが進められてきておりますが、国と地方の役割分担の見直しや明確化という原点に常に立ち返るとともに、地方分権の意義やメリットにつきまして国民に幅広く発信し、しっかりと理解を得ていくことが重要と考えております。

道州制につきましては、真の地方分権の確立に向けた選択肢の一つとして前向きに議論すべきものと考えておりますが、さまざまなポイントがございまして、道州間の格差の拡大、また、道州内での一極集中、財政調整のあり方など、さまざまな課題への対応策を含めた具体

像、制度設計というものがきちんと示された上で、本県の置かれた実情を踏まえながら、県議会を初め、市町村や県民の皆様とともに議論を深めていく必要があるものと考えております。

最後に、当初予算案等についてであります。平成25年度当初予算案につきましては、社会保障関係費が約30億円増加する中で、県税や地方交付税等が大幅に減少するなど、極めて厳しい状況の中での編成となったところであります。このような中、私が喫緊の課題として捉えております経済の活性化と防災・減災対策につきまして、どのように対応するのか、選択と集中という観点でどのようにメリ張りをつけるのかというところに最も苦心をしたところであります。特に、46億円の公共事業の追加措置や30億円の「みやざき成長産業育成加速化基金」の創設などにつきましては、極めて厳しい判断ではありましたが、財政改革の取り組みとのバランスを見きわめながら、積極的な措置を講じることとしたところであります。また、追加の補正予算案につきましても、国の緊急経済対策と歩調を合わせて積極的に対応したところであります。特に、公共事業につきましては398億円を措置し、25年度当初予算案と合計した公共事業予算額が、24年度当初予算から40%の増となる1,310億円を確保したところであります。このような措置により、今回の補正及び当初予算案につきましては、復興から新たな成長へ向け、積極的に取り組むことのできる予算として編成することができたものと考えているところであります。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 厳しい判断での予算編成でありながら、積極的な姿勢で臨まれていることを評価しつつ、議論させていただきます。

我々公明党県議団は、25年度予算編成のさな

か、知事に対して、190余りの予算要望と政策提言をさせていただきました。我々が特に強く訴えたのが、大規模災害への備えと防災・減災対策の強化に具体的な施策をとということでありました。東日本大震災以降も自然災害に巻き込まれる緊張感にさらされています。道路や学校、上下水道などの社会インフラは、自然災害に対応する機能を備えています。しかし、その肝心の社会インフラは老朽化が進み、その機能が低下するものもふえつつあります。中央自動車道の笹子トンネルで昨年12月に起きた天井板の落下事故は、それを十分認識させるものであったと思います。また、社会インフラの機能強化がとりわけ急がれる中、南海トラフ巨大地震への備え、南海トラフ巨大地震にあっては津波想定等被災範囲が大きく見直されました。つまり、社会インフラの強化は、老朽化対策及び県民の命を守る両面で進めなければいけません。社会インフラを機能性や耐久性、防災力などの観点から見直し、補修や修繕の必要性、優先度を明示していく必要があります。県においても、当初予算の中で5億円規模の宮崎県大規模災害対策基金を設置するとともに、この基金を活用した避難対策や地域防災力の強化などのソフト対策と、政府予算案でも拡充されている命と暮らしを守るインフラの再構築などのハード対策等を措置することとしており、総合的な防災・減災対策の着実な推進を図っていくとしております。防災・減災対策の観点から、社会インフラの整備にどのように取り組もうとしているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（濱田良和君）** 本県は、全国有数の豪雨地帯であるとともに、地震、津波などの大規模災害のリスクが高く、県民の命と暮らしを守るために、防災・減災の観点から、社

会資本整備を進めることは大変重要であると考えております。このため、県といたしましては、土砂災害や浸水被害及び地震・津波被害を未然に防止し、または軽減するため、河川や砂防等の施設整備を初め、高速道路などの緊急輸送道路の整備促進による災害に強い広域ネットワークの構築、さらには、県民への迅速な避難情報の提供や土砂災害警戒区域等の指定など、ハード、ソフト両面からの対策に取り組んでいるところでございます。今後、本県におきましては、南海トラフ巨大地震や深層崩壊などの大規模災害の発生が想定されますため、これまで以上に国や市町村との連携を密に図りながら、県土強靱化の推進に向け、より一層の防災・減災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 危機管理統括監に、その他の施策について何点かお伺いいたします。

このたび、中村幸一議員から激励いただきまして、無事、公明党県議会議員3名とも防災士の試験に通過することができました。御報告しておきます。防災・減災対策の強化には、高齢者のもとより、障がい者や女性に配慮することが必要であると考えますが、県民防災力向上推進事業の中ではどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

**○危機管理統括監（橋本憲次郎君）** 公明党県議団の皆様、防災士の試験を受けていただきまして、この場をおかりして改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

議員御指摘のように、災害が発生した場合には、障がい者などの要援護者や女性への配慮が特に重要であります。本県でも、地域防災計画の中で、要援護者を含めた円滑な避難対策や、女性に配慮した避難所運営などについて記述は

しているところがございます。この方針のもとに各種対策を進めていくことが重要だと考えております。例えば、現在実施しております防災士の養成におきましても、これらの点に留意した研修を行うとともに、これまでに県内で約90名の女性防災士が誕生し、それぞれの地域で女性の視点を生かした活動を始めていただいているところがございます。また、来年度実施予定の県民防災力向上推進事業におきましても、防災士の養成を行う中で、女性や高齢者などを含めた幅広い方々の参加を呼びかけるとともに、障がい者など災害時要援護者対策を推進するため、福祉関係施設の方々にも資格取得を働きかけていきたいと考えております。さらに、地域防災計画にも、避難所運営の具体的な留意点など詳細な記述を加えながら、今後とも、女性や障がい者に配慮した防災・減災対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 県外に目を向けて、都道府県を越えた災害時支援体制の構築についてどのように具体的に取り組んでいるか、お伺いいたします。

**○危機管理統括監（橋本憲次郎君）** 大規模災害発生時における県域を越えた支援体制の構築につきましても、これまでに、全国知事会、九州地方知事会で相互応援協定を締結するなど、連携体制の構築に取り組んでまいりました。特に、今年度は、8月に設立されました南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会を通じまして、本県が幹事県となって、九州各県や自衛隊など防災関係機関との連携強化を図ってきたところであります。来年度は、新たに設置する予定の宮崎県大規模災害対策基金を活用させていただきまして、大規模災害時における広域連携強化事業を実施し、九州ブロック協議会や県内

沿岸市町との津波対策推進協議会などを通じて、県内外のさらなる連携体制の強化を進めてまいりたいと考えております。さらに、県内9カ所に設置いたしました後方支援拠点の環境整備を進めながら、広域支援の受け皿を整えるとともに、後方支援拠点等を活用した広域的・実践的な総合防災訓練にも新たに組み込んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 今度は県内に目を向けて、県総合防災情報ネットワークの整備、それから、市町村が強く要望しているんですけど、防災行政無線のデジタル化にどのように取り組んでいくか、お伺いいたします。

**○危機管理統括監（橋本憲次郎君）** 無線のデジタル化を図ることによりまして、チャンネル数が増加し、双方向通信や画像、文字情報のデータ伝送が可能となるなど、機能の向上が期待されるところでございますが、一方で、多大な整備費用がかかるというところもございます。市町村が防災行政無線のデジタル化などを整備するに当たりましては、現在、緊急防災・減災事業というかなり有利な起債制度が用意されておりまして、これによる財政支援が主なところになっております。一方、県におきましては、平成23年度から新総合防災情報ネットワークの整備に取り組んでいるところございまして、市町村との電話回線の増加、また、ヘリテレからの映像ですとか河川状況等の映像の市町村への配信が可能になるということになりますので、そのようなデジタル化の推進を図っているところでございます。また、整備事業の一環といたしまして、今回の補正予算でお願いしているところでございますけれども、災害対策支援情報システムを構築することによりまして、市町村と災害情報を共有し、速やかな災害対応を

行うとともに、災害情報が迅速・的確に住民に伝達できることを目指しているところでございます。今後とも、市町村と一体となって、デジタル化の推進に努めてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 平成24年7月、県では、大規模災害や深刻な感染症等が発生した非常時において、災害への対応や県民生活の安定確保等を図るため、また、平常時の必要な備えや研修・訓練を行うことにより、危機管理に対する職員の意識や能力、全庁的な対応力の強化を図るためとして、全国に先駆けて宮崎県業務継続計画（本庁版BCP）を決定いたしました。中小企業においても、専門家による策定支援等、積極的なBCP策定作業を推進しているようですが、今後、企業防災力向上の観点から、中小企業BCP策定への支援にどう取り組むか、お伺いいたします。

**○危機管理統括監（橋本憲次郎君）** 今、御紹介いただきましたように、本庁版BCPを策定し、運用したところでございますが、その経験を踏まえましても、企業防災力の向上の観点からも、業務継続計画、いわゆるBCPの策定は大変有効であると考えており、県としまして、今年度から支援事業に取り組んでいるところでございます。具体的には、中小企業向けのBCP策定の研修会を県内3カ所で実施したほか、県内の中小企業5社をモデル企業として選定し、実際にBCPの策定支援を現在行っているところでございます。また、策定したBCPを県庁ホームページに公表するなどして、県内への普及啓発を図っていきたいと考えております。さらに、商工観光労働部のほうで所管されております中小企業融資制度の中で、BCPを策定した企業が所要の設備投資等を行う場合に

活用できるメニューも設けていただいているところでございます。来年度は、これらの事業に加えまして、新規事業として予定しております宮崎県BCP推進事業におきまして、市町村や県内企業等を対象とした講習会の開催など、さらなるBCPの普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 大災害時、県立宮崎病院を初めとする県内11の災害拠点病院の機能充実がまずは第一の生命線になってくると思います。災害時に備えた食料・燃料の確保、高性能情報機器の配備など、災害拠点病院の機能はどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 災害拠点病院は、災害時における救急患者の受け入れや被災地の医療機関の支援等を行う病院でありまして、各医療圏ごとに11病院を指定いたしまして、必要な施設、設備等の整備が行われているところでございます。具体的には、自家発電装置につきましては全ての病院が保有しておりまして、必要となる燃料もおおむね2.5日分の備蓄が行われ、食料についてもおおむね3日間程度の備蓄が行われております。また、高性能情報機器につきましては、昨年度、県から助成を行いまして、全ての病院にデータ送信が可能な高機能の衛星電話を整備しているところでございます。県民の安全・安心の確保のため、今後とも、大学、医師会、市町村等関係機関と連携を図りながら、災害時の医療提供体制の充実強化に取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 厚生労働省の災害拠点病院の整備基準については、平成24年3月21日に指定要件の見直しを行って、経過期間を設けながら診療機能を有する施設の耐震化を義務づけてい

ますが、全国では、全ての建物が耐震及び免震構造と答えた災害拠点病院というのは66.2%にとどまっている中、宮崎は72%を超えているとお聞きしました。今後ともどうか、拠点病院の耐震化等の支援をお願いしたいと思います。

2点目に我々が強調したことは、緊急的な県内経済・雇用対策についてでありました。県においても、口蹄疫や東日本大震災の影響により低迷が続く本県経済の回復を図るため、中小企業の経営力強化のための融資制度の拡充や、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した雇用対策等の県内経済への波及効果の高い事業の推進など、経済・雇用対策に取り組むとされていますが、今回の緊急経済対策に伴う補正予算、25年度予算において、打ち続く景気低迷下で、経済振興策や雇用の確保にどのような配慮をされたのか、知事にお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 本県の経済は、緩やかな持ち直しの動きがあったわけではありますが、足元で見えますと、生産面を中心にその動きが弱まっていると。また、雇用環境も依然として厳しい状況が続いているわけがあります。このため、国の緊急経済対策に呼応するものとしたしまして、「県民の暮らしと経済・雇用を支える当面の対応方針」という考え方を緊急に取りまとめまして、公共事業を中心とした追加の補正予算案を提案したところであり、全庁一丸となりまして、県民の暮らしの安全・安心の確保や産業の振興のための基盤整備等に早急に取り組んでいきたいと考えておるところであります。また、平成25年度当初予算案におきましても、地域経済の活性化、安全・安心で豊かな地域づくり、新しい時代を切り拓く「成長産業」の育成の3つの柱を重点施策として、本格的な景気回復と将来への揺るぎない産業基盤の構築

に向けて重点的に取り組むこととしております。なお、先般は、来年度以降の県政運営の基軸に据えます「復興から新たな成長に向けた基本方針」を策定したところでありまして、今後、フードビジネスや新エネルギー、医療機器産業の集積といった、核となる成長産業の育成を加速化する取り組みというものを官民一体となって推進することで、地域経済、産業全体の活力向上を図りまして、安定的な雇用の確保に結びつけてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 公明党は、中小企業等金融円滑化法につきましては、補正予算案に盛り込まれた経営改善計画策定支援や事業再生支援体制の強化、セーフティネット貸付等の拡充による資金繰り支援など、中小企業再生のための政策手段を総動員するとともに、厳しい経済状況の中でそれらの施策が効果を発揮するまでの間、半年程度の延長も含めて検討すべきだというふうに主張しております。国の動きを注視するだけでなく、15カ月予算による切れ目のない対策が不可欠と考えますが、宮崎ならではの施策の着実な実行を経済浮揚策として、県内の中小企業・地場産業の振興にどのように取り組むか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長(米原隆夫君)** 本県の中小企業は、長引く景気低迷の中、地域間・国際間競争の激化や少子高齢・人口減少の本格化等により、非常に厳しい経営環境に置かれております。このような中、本県経済を活性化し、県民所得の向上や雇用の確保を図っていくためには、地域経済に大きなウエートを占める中小企業の振興が非常に重要であると考えております。このようなことから、今議会では、宮崎県中小企業振興条例を提案させていただいたところであり、これを契機に、新たな成長を促すた

め、中長期的視点に立った産業人材の育成、経営革新・新規創業、販路開拓の取り組みへの支援などに特に力を入れていきたいと考えております。また、先ほど知事がお答えしました「復興から新たな成長に向けた基本方針」に沿いまして、本県経済を将来にわたって牽引する産業として、フードビジネスの展開や東九州メディカルバレー構想の推進、アジア市場の開拓等にも積極的に取り組んでいくこととしており、これらの取り組みを持続的に推進していくことで、本県中小企業の振興を図ってまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 今、お答えの中の事業で、どうか中小企業の潜在能力というのを引き出し、そして、試作開発等の支援事業、これは特別に今回予算が国からもついていると思いますので、そういうところでしっかりと進めていただきたい。そして、中小零細企業ですから、使い勝手のいい、そういうシステムにぜひしていただきたいなというふうに思います。

若年雇用対策については、前回の議会で議論してきたところでございます。今回提案の予算案にも反映していただきましたが、若年無業者の対策、いわゆるニートについて、もう一步の感がございます。地域若者サポートステーションについて調査させていただいたところ、24年度で延べ1,745名の来所者があり、66名の就職者があったとのことでございます。ただ、県北、県南の若年者は置き去りにされているのではないかとこのように危惧していますが、地域若者サポートステーションの現状と、今後どう拡充されるか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 地域若者サポートステーションは、働くことについてさ

まざまな悩みを抱えている若者の就労支援を行うため、国が設置し、民間に委託して運営されております。サポートステーションは、現在、全国で116カ所設置されておりますが、若者の職業的自立支援を強化するため、平成25年度には160カ所に拡充することとされております。本県におきましては、平成20年度から宮崎市において運営されておりますが、設置箇所の拡充について、現在、国において検討が行われております。県といたしましては、県内の設置状況を踏まえながら、地域若者サポートステーションと連携・協力し、若者の就労支援に努めてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 若年者が年齢を重ねてそのまま無業者として生きるとなると、そういうことを考えると、もっと県は真剣に取り組んでいただきたい課題だというふうに思います。

この項の最後で、知事に、政策提案のうち、新規企業立地100件、うち県外新規30件と5,000名の雇用創出について提案されていますが、現状と今後の取り組みを伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 企業立地の促進は、地域経済の活性化と雇用の確保に即効性がある重要な施策ということで、今、御指摘がありましたような厳しい状況ではありますが、高い目標を掲げて取り組んでいるところであります。知事就任以降、これまでの約2年間に、企業立地として認定した件数が64件、うち県外新規が18件、そして、立地に伴う新規雇用予定者数が2,512人となっております、おかげさまで着実に成果が上がっているものと考えておるところであります。長引く景気低迷に伴う企業の投資意欲の低下など、企業立地を取り巻く環境は大変厳しい状況にあるものと考えておりますが、これからも私みずから企業を訪問するな



ど、引き続き積極的な立地活動を展開してまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** いろいろ調べてみました。鳥根県は、企業の注文から工場を設計して、昨年4月から、オーダーメイド貸工場家賃等補助金制度というのを新設し、そして特定の工業団地に新たに注文建築した貸し工場に入居する場合にはその家賃を補助するとか、攻めの企業誘致活動というのを展開しているなどと思います。また参考にしていただくとありがたいです。

3点目は、農林水産業対策について提案をさせていただきました。24年度補正予算案において、農業農村整備事業の拡充を初め、新規就農・人材育成支援対策や輸出促進対策などが盛り込まれ、攻めの農業が着実に前進することが期待されております。ただ、本県、特に県北においてその出鼻をくじかれているのが、鳥獣被害だと思います。鳥獣による平成23年度の農作物の被害額だけでも、市町村からおよそ3億5,300万円余との報告を受けておりますが、私が従事者から相談を受けた限りでは、報告されていない被害も大きいのではないかと考えます。県としては、鳥獣被害防止計画に基づいて、市町村が地域の実態に即した取り組みを主体的に進めていくために、被害実態については、平成24年度、「地域で守る鳥獣被害みえる化事業」で全県的な被害状況の調査を行い、その結果を地図情報として見えるようにし、市町村や集落における今後の対策に活用していく。捕獲対策についても、支庁、振興局が中心となった地域特命チームが主体となり、鳥獣被害対策実施隊と有害鳥獣捕獲班との連携など、体制の充実を図り、実効性のある対策を推進していくとしております。また、平成22年度から鳥獣被害対策緊急プロジェクトを立ち上げ、23年度までに設置

した19のモデル集落で成功事例を創出し、他地域に波及させるとしてはありますが、鳥獣被害対策について、これまでの成果と今後の取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（稲用博美君）** 鳥獣被害対策につきましては、平成22年度から、鳥獣被害対策特命チームを本庁と各地域に設置しまして、被害防止対策、捕獲対策、生息環境対策に全庁挙げて取り組んでいるところであります。また、今年度からは、鳥獣被害対策支援センターを設置しまして、きめ細かな技術面の支援を行いますとともに、今、御質問の中にもありましたように、より効果的な対策につなげるために、県下全集落でのアンケート調査を実施するなど、各地域における被害の実態の把握に努めているところであります。これらの取り組みによりまして、県内各地におきまして224名の技術指導員の育成が図られるとともに、県内19のモデル集落におきましては、効果的な防護柵の設置や鳥獣を寄せつけない集落環境の改善が進みまして、住民みずからも被害対策を実施する機運が醸成されつつあるのではないかとというふうに考えております。今後とも、関係機関が相互に連携を図りながら、適切な捕獲とともに、モデル集落の成果を県下全域に波及させるなど、地域住民と一体となった総合的な対策を展開してまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** これからの期待するというところで……。

林活議連による県外調査で、山形市に本社を置く株式会社シェルターを視察させていただきました。この会社は、接合金物を使ったK E S構法での木造建物を建設しており、さきの東日本大震災で、コンクリート構造物でさえも一瞬のうちに消失してしまった中で、唯一、強い浮

力のかかる津波で流されなかった木造建物を建築したとして、一躍注目を浴びるようになった会社でございます。さまざまなオリジナルコネクタがK E S構法の接合部分を担う重要な金具になっておりました。この金具が、コンクリートの基礎を初め、柱やはりが強い強度によって接合され、耐震性や断熱、遮音性にもすぐれているとのことでした。この構法もさることながら、視察に値したのは、全国各地からの設計建築の依頼を受けての施工では、必ずその県産材を使用しているということを確認できたことでした。視察の帰りに、山形市の中心市街地にあり、防火地域に指定されているため、本来、木造建築物は建てられない地域にもかかわらず、この構法での木造建築物が建てられたのを見せていただきました。今回の視察を通じて、さらなる木造住宅の建設促進に直接結びつくようなインパクトのある施策が必要であるというふうに考えました。

そこで、県ではこれまで、産直住宅への支援、木材利用技術センターにおける本格的な木材の試験研究を進めてこられました。さらに県産材の需要拡大を図るため、県産木造住宅の普及促進に今後どのように取り組まれるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（堀野 誠君）** 県では、新築・リフォームにおける県産材購入経費の助成や、木材業界と住宅業界の連携グループによる大径材を活用した家づくりに対する支援を行うなど、県産木造住宅の普及促進に努めてきたところであります。今後の取り組みといたしましては、先月、「みやぎき木づかい県民会議」を設立したところであり、この会議を通じて県民の方々に県産材のよさを知っていただき、県産材の地産地消を推進することとしております。

さらに、来年度は、県産材をふんだんに使用した家を「環境貢献型みやぎきスギの家」として認定する制度の創設を新規事業でお願いしているところであります。また、従来、鉄骨コンクリートづくりなどで建造しておりました2階から4階建ての中規模建築物を、杉で建造する構法の開発などの研究にも取り組むこととしております。このような取り組みによりまして、県産木造住宅の普及促進に一層努めてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** もう1つ、視察で勉強したことというか学んだことなのですが、山形県は、産業連関表分析により、県産木材産業の特徴と課題を把握して、木材関連産業の自給率向上による経済波及効果を、5%の向上で69.5億と試算して、県産木材の循環利用施策の具体例を提案してありました。この方策を本県木材産業の分析にぜひ利用してみても——河野知事の提唱している地域循環型システムとの関連で、経済波及効果につながっていくのではないかと考えたところがございます。また、そのシステムはどこかでふぐあいが生じれば、そこに的確な施策を打ってあげばいいというふうに考えますが、山形県の産業連関表を使った木材産業の経済波及効果の試算について、本県も同様の試算をしてみても施策立案に生かしてはどうかと考えますが、環境森林部長に所見をお伺いします。

**○環境森林部長（堀野 誠君）** 産業連関表は、産業間の取引や消費などの関係を一覧表にまとめたもので、産業構造の分析や経済波及効果の算定に利用されるものであります。御質問にありましたように、山形県では、この産業連関表を用いて、自給率が5%向上した場合の木材産業における経済波及効果を試算していると聞いています。施策を遂行する

に当たっては、波及効果を測定することは重要でありますので、どのような形で活用していかるか、今後検討してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 今回は考え方をお聞きしたところでございましたが、難しいのは、この試算は17年度のデータで行っているということで、実際との乖離が予想されると思いますけど、前向きになってくるんじゃないかということで考えを質問させていただきました。

本県水産関係者によると、水産振興施策の要望として、水産資源の回復に向けた取り組み、収益性の向上に向けた取り組み、漁業者を支える漁協基盤強化に向けた取り組み、次代の水産業を支える担い手育成・確保の取り組みについての支援要望がされたとお聞きしました。県は、水産関係団体の要望を平成25年度予算にどのように反映していくのか、特徴的なことを農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 水産関係団体からは、水産資源の回復、漁業の収益性向上、また漁協系統基盤強化などについて要望を受けており、平成25年度予算においては、このような要望を踏まえまして各施策を講じることとしたところでございます。まず、水産資源の回復に関しましては、資源状況の科学的評価と魚種ごとの資源管理手法を検討するための調査や、現在取り組んでいる宮崎海域カサゴ資源回復計画の実践を支援することとしております。また、収益性向上に関しましては、次世代型カツオ一本釣り漁業の操業モデルを確立するための実証や、カンパチ人工種苗の安定供給体制づくりなどを行うこととしております。さらに、漁協系統基盤強化に関しましては、漁協・系統団体による市場の拠点化や信用事業の統合等の取

り組みを円滑に進めるための支援などを行うこととしております。県といたしましては、近年の水産業の厳しい状況を踏まえ、今後とも関係団体と連携しながら、水産業の抱える課題を共有し、その解決に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 4点目ですが、福祉・医療・障がい者施策の充実について、福祉保健部長にお伺いいたします。

宮崎県では、休日等の夜間において、小児救急患者の保護者等からの電話による相談を受ける事業を実施しています。平成21年12月から、携帯電話からも＃8000で相談できるようになり、平成22年4月から相談日を拡充して、毎日午後7時から午後11時まで相談できるようになりました。本事業は、県医師会、県小児科医会や看護師の御協力によって実施しているところでございます。若い親御さんたちのよりどころになっているところでございます。ただ、全国的に見ますと、翌朝までの相談というところも出てきております。九州では長崎、大分が行ってございました。そこで、小児救急医療電話相談事業（＃8000）の利用状況と今後の拡充についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 小児救急医療電話相談につきましては、県医師会の協力をいただきながら、平成17年11月から、土曜、日曜、祝日、そして年末年始の19時から23時まで実施し、御指摘ございましたように、平成22年4月からは毎日対応に拡充したところでございます。相談件数につきましては、おおむね1日当たり11件から12件程度で推移しており、電話相談によってほとんどの方が納得されたという結果が出ております。相談時間等の拡充につきましては、重要な課題と考えておりますが、対

応いただく小児科医や看護師の体制、また、新たな財源の確保などの課題がありまして、県医師会等関係機関と十分協議する必要があると考えているところでございます。

**○河野哲也議員** 小児科医の少ない宮崎県にあって、医師会の協力なしではできない事業でございます。協議等よろしく願いたいと思います。

昨年12月18日、脳脊髄液減少症患者支援の会宮崎代表の西村さんらが県庁を訪れ、知事に、脳脊髄液減少症の啓発と治療法の確立に関する要望書を手渡しいたしました。我々も同席させていただきました。これまで議会で何回か取り上げさせていただきましたが、脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等、身体に強い衝撃を受けることにより、脳脊髄液が漏れて発症し、頭痛、首や背中での痛み、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下、うつ症状、睡眠障害、倦怠感等のさまざまな症状が複合的に発現する病気でございます。これまで、この病気については、なぜこのような症状が発現するのか、どのように脳脊髄液が漏れるのか等の基礎的な研究が大きく立ちおこなわれているため、怠け癖あるいは精神的なものと診断されるケースが多く、患者やその家族の苦しみは、はかり知れないものがございました。

平成23年5月、厚生労働省研究班により、脳脊髄液減少症の診断治療の確立に関する研究の報告に、交通事故を含む外傷が約3分の1の5例に認められ、外傷が契機になるのは決してまれではなかったことが明らかになったと明記され、今までの医学界の常識を覆す結果となりました。昨年9月5日には、文部科学省より、「学校におけるスポーツ外傷等による脳脊髄液減少症への適切な対応について」と題して、脳

脊髄液減少症に対して、より一層の理解と適切な対応を行う通知が出されました。こうした現状のもと、西村代表は、県主催で専門医（患者も含む）を招き、勉強会の開催及び患者救済のための意見交換の実施、県内交通事故担当の警察官に対し、脳脊髄液減少症の勉強会の実施、専門相談窓口の設置及び就業支援・生活支援の確立などを要望いたしました。そこで、知事に、この要望を受けて、脳脊髄液減少症について県でできる支援策についてお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 脳脊髄液減少症であります。今、御指摘がありましたように、現在でも、怠け癖あるいは精神的なものと誤解されるケースが多いと。患者の皆様は、病気による苦しみばかりではなく、精神的にもこうした誤解の中からつらい立場に置かれているということ、要望の際に直接お聞きしたところでもあります。これは、交通事故やスポーツ外傷等を原因とする症例が多いことから、医療、学校などの関係者が脳脊髄液減少症に関する正しい知識を持ち、患者の方々の病状に配慮した適切な対応ができるように、研修会などを開催してまいりたいと考えております。また、有効な治療法とされておりますブラッドパッチ療法につきましても、先進医療の届け出を行うことで保険の併用ができるようになりますことから、県内で対応が可能となっている医療機関へ届け出の働きかけを行いまして、患者負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** ありがとうございます。早速報告をさせていただきたいと思います。

本年4月、地方公共団体に対して、障害者施設を受注機会の増大を図ることを決めた「障害者優先調達推進法」が施行されます。現在、国

などが業務委託等をする場合は、競争入札が原則になっており、民間企業に比べ障害者施設が契約するのは難しいのが現状です。そこで、障がい者の自立、就労支援の観点から、県において、障害者就労施設等の受注機会の拡大に積極的に取り組む必要があると考えますが、御所見をお伺いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 障害者就労施設等の受注機会を拡大いたしまして、施設等で作業に従事する障がい者が受け取る工賃の向上を図りますためには、施設等への官公需の発注拡大は大変重要であるというふうに考えております。このため、県といたしましては、これまでも、庁内各部局や市町村等に対しまして、県内全ての障害者就労継続支援A型・B型事業所が提供できる物品の種類や役務の内容等をまとめた冊子を先般作成いたしまして配布するなど、情報提供を行いますとともに、積極的な取り組みを要請してきたところでございます。また、このような取り組みの中で、より詳細な情報を求める声もありましたことから、施設の商品や技術力等の情報の発信強化にも現在取り組んでおります。このような中、障害者就労施設等からの物品等の調達方針の作成や実績の公表などを規定いたしました「障害者優先調達推進法」が、御指摘のとおり、本年4月に施行されますことから、今後とも、庁内各部局や市町村等と一層の連携を図りまして、障害者就労施設等への官公需の発注拡大に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○河野哲也議員** ぜひお願いしたいと思っております。

医療費助成の対象疾患を大幅に拡充する難病対策の新制度につきましては、昨日、十屋議員のほうから質問がありましたので、私のほう

は、もう一つの難病患者支援について質問をさせていただきます。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、いわゆる障害者総合支援法が平成24年6月に成立し、25年4月1日から施行されます。この法律では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に難病を追加して、障害福祉サービスの対象とすることとしております。これからは、難病に苦しむ患者さんは、身体障害者手帳の有無にかかわらず、障害程度区分の認定を経た上で、障害福祉サービスを受けられることとなります。これも難病に苦しむ皆さんが待ち望んでいたことでございます。このたびの障害者総合支援法での支援サービスがこれらの助成に加わることとなりますが、4月1日からの施行に遺漏がないよう、万全の準備をお願いしたいと思います。そこで、障害者総合支援法で難病患者が障害者の範囲に加わることについてどのように周知していくか、お伺いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 本年4月から施行されます、いわゆる障害者総合支援法では、障害者の範囲に130疾患の難病患者が加えられたところでございます。新たに対象となる難病患者は、身体障害者手帳の有無にかかわらず、障害程度区分の認定などの手続を経た上で、市町村において必要と認められた障害福祉サービスを利用できるということになります。対象となる難病患者の方に必要なサービスを速やかに受けていただくためには、御指摘のとおり、制度の周知が何よりも重要でございます。このため、県では、先般、市町村や県保健所の担当職員に対しまして、制度概要や難病患者に配慮した障害程度区分の調査、認定に係る説明会を開催しましたほか、難病患者団体に対しま

しても、障害福祉サービスの内容や手続の説明を行ったところでございます。県といたしましては、引き続き、制度の周知を図りつつ、難病患者に必要な福祉サービスが適切に提供されるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○河野哲也議員 難病患者の皆さんは、普通に生活ができるような在宅での療養生活を支えるサービスの充実を切実に望まれております。どうかよろしく願いいたします。

特別支援学校の保護者の最も不安が強いもの、これは子供の卒業後の就労でございます。学校としては、早い段階からの就労体験等、積極的就労支援を行っていただいておりますが、特別支援学校における就労支援について今後どのように取り組むか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 特別支援学校における就労支援についてでございますが、それぞれの特別支援学校におきまして、保護者や子供たちの夢や希望をかなえ、将来、社会人、職業人として自立できるよう、キャリア教育の推進などに取り組んでいるところです。また、県教育委員会といたしましても、特別支援学校5校に就労支援相談員6名を配置し、職場開拓や就労後の支援など、就労支援の充実に努めてきたところでありまして、昨年度末の高等部卒業生の就職率は、過去最高の21.2%となりました。このような現在の取り組みに加えて、来年度は、就労意欲や職業スキル向上のための技能検定の導入、地域の商工会議所や企業等との連携による自立支援協議会の設置、卒業後の余暇活動等の充実を図るためのアート教室やスポーツ教室等の開催など、就労支援はもとよりですが、卒業後の生活の質の向上など、自立や、より豊か

な社会参加に向けた支援の充実を図るため、改善事業として、「夢にチャレンジ!特別支援学校自立支援推進事業」をお願いいたしているところでございます。

○河野哲也議員 多彩なメニューで、子供たちのためにぜひ効果を上げていただきたいと思います。

教育問題に移りたいと思います。

平成24年4月に京都府亀岡市で発生した、登下校中の児童等の列に自動車が突入する事故を初め、登下校中の児童等が死傷する事故が連続して発生したことを受けて実施された通学路の緊急合同点検について、取り組み状況が1月25日に報告されました。本県において、実施状況としては、点検実施学校数235校、点検実施箇所数982カ所、対策必要箇所数855であることがわかりました。また、公表済み市町村については公表率100%、公表済み学校数は昨年末時点で213校で90%まで行っています。各自治体のホームページ上で、学校ごとに、箇所名、通学路の状況、対策内容、事業主体が公表されています。11月末までの対策案検討でありましたが、大変スピード感のある動きであるというふうに思います。ただ、これまで、地域、保護者の方々が何年もかけて要望された箇所も対策がなされているのでしょうか。そこも含めて、通学路における緊急合同点検の結果を受けてどのような取り組みを行っているのか、県土整備部長、教育長、警察本部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(濱田良和君) 昨年8月に開始しました合同点検で、対策が必要とされた箇所のうち、県管理道路にかかわるものは246カ所でございます。そのうち、防護柵や区画線の整備など、早期の対応が可能であった46カ所につきましては、点検が終了する昨年11月末時点

で既に対策を完了しており、本年度は、さらに124カ所の安全対策を実施する予定としております。中には歩道を新設する場合などもございまして、そういった場合には用地買収で時間を要する箇所もございしますが、通学路の安全対策は喫緊の課題でございますので、教育委員会や警察などとも連携しながら、早期の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

**○教育長（飛田 洋君）** 今回の緊急合同点検の結果を受けて、昨年12月に、県土整備部、警察本部、教育委員会の関係課が一堂に集まりまして、通学路の交通安全に係る連携会議を開催し、登下校の安全確保に向け、各機関の具体的な取り組みや今後の対策について共通理解をする取り組みをしたところであります。県教育委員会といたしましては、これまでの取り組みに加え、危険箇所に対する定期的な点検や交通指導を行う場所を変更すること、児童生徒の発達の段階に応じた危険予測・回避能力の育成、警察等とのさらなる連携など、地域や学校の実情に応じた適切な取り組みがなされるよう、市町村教育委員会及び県立学校に対しまして再度指導いたしております。また、各学校においては、点検結果を踏まえ、通学路の変更や交通安全について注意を促す看板の設置、地域の学校安全ボランティアによる見守り活動の強化などに取り組んでいただいているところであります。

**○警察本部長（加藤達也君）** 通学路における緊急合同点検の結果、警察としての対策が必要なところは349カ所でありました。その内訳としましては、横断歩道や一時停止の設置など、新たな交通規制を必要とするところが33カ所、道路標識や道路標示が見えにくいなど、標識、表示の見直し・補修を必要とするところが312カ

所、また、交差点における事故防止を図るための歩車分離化など、信号機の改良等が必要なところが4カ所でありました。これら対策が必要なところのうち317カ所につきましては、既に新たな交通規制を行ったり、標識・表示の補修などの工事発注を行っており、今月中に完了予定であります。なお、通学路の中には、道路の改良等を行わなければ対策がとれない箇所もありますことから、道路管理者と連携を図って対応することとしております。

**○河野哲也議員** 亀岡市の事故等があったからこの素早い対応じゃなくて、一過性の対応に終わらせないで、今回のように、常に通学路の安全をフォローしていく体制をつくり上げていただきたいというふうに要望いたしたいと思っております。

今回の補正予算で、学校施設の耐震化対策を中心に、天井材や内壁、照明器具、窓ガラスなどの非構造部材の耐震化、施設の老朽化対策などを前倒しして実施し、執行後には、耐震化率が約93%まで向上する見込みとしているところであります。地震等発災時において応急避難所となる学校施設は、児童生徒だけでなく、地域住民の命を守る地域の防災拠点であり、いわゆる最後のとりで、その安全性の確保、防災機能の強化は待ったなしの課題でございます。そこで、公立学校施設の非構造部材について、早急な点検と耐震化の対策が必要であると思われませんが、どのように考えているか、教育長、お願いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 学校施設の非構造部材の耐震化につきましては、児童生徒の安全及び災害時の応急避難場所の確保を図る上で大変重要であると考えております。県立学校につきましては、非構造部材の点検及び必要な耐震対

策を今年度末までに完了することとしております。また、市町村立学校におきましても、現在、点検や耐震対策が進められているところでもあります。今回、国は、緊急経済対策により予算措置を行うとともに、各自治体に対し、取り組みを加速するよう要請し、非構造部材の耐震対策について早期の完了を図ることとしております。県教育委員会といたしましても、より一層、耐震化の取り組みが促進されますよう、市町村に対し、情報提供や助言を行うなど、働きかけてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** スピード感のある市町村の対応というのとちょっと遅い対応と、差があるようですので、そこら辺の県の指導をよろしくお願いしたいと思います。

セロトニン5（ファイブ）は御存じでしょうか。セロトニンというのは脳内ホルモン、リラックスしたときに出るもので、幸福感、安心感を与えられています。脳科学者の平山論先生が提唱した、セロトニンを出させる指導者の5つのスキルのこととございます。見詰める、ほほ笑む、話しかける、さわる——頭とか肩とか手をさわる、ほめる、この5つのことをやると脳の扁桃体がよく育つ。そして、この5つは、3歳までにたくさんやっていることが大切だと言われております。このたび、教育施策の一つに親学プログラムの事業を位置づけていただきました。率直に感謝し、今後しっかりと注視してまいりたいと思います。

井上議員も午前中指摘されましたが、本来、子供たちにとっての学校は、豊かな心を育む学びの場であり、教師こそ最大の教育環境である。これは、私が一貫して言い続けてきたこととございます。教育の原点は子供たちの幸福であり、安心して教育を受けられる体制づくりが

求められています。深刻ないじめや体罰など、教育現場は今、子供たちが安心して教育を受けられるとは言いがたい。いじめや体罰の問題は、教育現場で、未来を託す大事な子供の命を預かっているという意識が希薄になっていることの象徴だと私は考えています。午前中も議論がありましたが、今、第三者委員会設置等が議論されています。私の考えとしては、それはあくまでも補完的なものであって、子供と直接接している教師、学校、この向上的な成長がなければ、外側で叫んでも解決しないというふうに考えます。私は、評論家は現場には要らないと。先ほどのセロトニン5を意識した学級経営をしている教師の教室では、いじめは発生したとしても解決します。体罰問題は起こらないんです。子供を変容させる術を知らない教師が残念ながらいらっしゃいます。しかし、教師が学ぶには今、本当に忙し過ぎます。節目節目で身につけさせることが私は大事だと考えていますが、そのための外部支援、これは必要だと思います。そこで教育長にお伺いしますが、教職員の資質向上プランの策定を踏まえて、今後、教職員の資質向上にどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 学校における最大の教育環境というのは教職員であり、その指導力こそ、最大、大切にすべきことであると考えております。教師が自己肯定感を持ち、やりがいを持って、今おっしゃったように、セロトニン5を出すような環境ができればいいなど、本当に思います。そのためには、教職員の一人一人が実践的指導力等を高めるとともに、今後の大量退職に伴う知識・技能の継承、それから、新しい課題、キャリア教育の充実などがありますが、そういう対応が必要です。そのとき、一番



大切になるのは、やっぱり教師それぞれが一人一人学び続ける姿勢、みずから学ぶ姿勢だと考えております。そういうことを考え、教職員の資質向上実行プランを年度内に策定し、中長期的な視点に立った教職員の資質向上を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、これまでの取り組みを基盤にししながら、新しい事業としてお願いしております「学び続けよう！！教職員資質向上推進事業」によりまして、校内での学びを一層促進したり、教員を志す学生等を対象にした研修の充実や、ベテラン教員を対象にした若手教員への指導力向上のための研修を実施するとともに、若手リーダーの育成やすぐれた教育実践の普及等を行うこととしております。このような取り組みによりまして、教職員の資質・能力の向上を積極的に推進し、やりがいを持って仕事ができるような職場づくりを進めたいと思います。

**○河野哲也議員** 先週の土曜日、県北の東海小で、五色百人一首大会というのが――T O S S 宮崎の先生方がボランティアで開催して、約150名の子供たちが集って百人一首の大会があるんです。学年は問われません。2年生の子が6年生と対戦したりするんです。特徴的なことは、5色の百人一首ですから、1色20枚なんです。それで勝負していくということで、その大会の持ち方というのは、原則、教えて褒めるというのを貫かれていました。だから、体育館で大会を行ってもいいんとしているんです。さまざまな子供たちが。去年は発達障がいの子も参加していましたが、決して多動的な行動はなかったです。これは、先ほどの原則、セロトニン5という原則に基づいて、その教師集団がしっかりとそれをルール化して進めたということで、子供たちというのは変容していくということを見

せてくれているなど、今、実感しています。教師のそういう学びの機会を何とか多くつくっていただいて、そして力をつけていただきたい。私たち公明党の5番目の重点施策として、質の高い教育というのをぜひ目指していきたいと、そういうふうに考えております。

平成24年12月20日に東京都調布市の小学校で、食物アレルギーを有する児童が、学校給食終了後亡くなるという事故が起きました。死因は、アナフィラキシーショックの疑いというふうに報告されております。当日の給食の献立は、生地にチーズを練り込んだ韓国風お好み焼き「じゃがチヂミ」でしたが、女の子用にはチーズを抜いたチヂミを1食分だけ用意した。おかわりを求められた際に、女兒に食べさせてはいけないチーズ入りだったことに教師は気づかなかったという報告でした。女兒が食べられない料理には献立表にバツがつけられていたんですけど、確認を怠ったため、おかわりを求められた際、女兒に食べさせてはいけないチーズ入りを食べさせてしまったと。教師は気づかなかったという証言をしているようです。さらに、教職員が、アナフィラキシーを抑えるエピペンの注射をためらったということもわかっています。この学校は、一昨年10月にも、別の児童が誤って給食を食べて、アレルギー症状を起こして病院に救急搬送されたという事実も明らかになっているようです。楽しいはずの学校給食で命を落とすようなことは絶対あってはならないと考えますが、学校給食における食物アレルギーへの対応と今後の取り組みについて、教育長にお伺いします。

**○教育長(飛田 洋君)** 学校給食における食物アレルギーへの対応につきましては、文部科学省が監修している「学校のアレルギー疾患に

対する取り組みガイドライン」を各学校に配付して、ガイドラインに沿った適切な対応を行うよう通知するとともに、研修会等で説明し、その徹底を図っているところです。さらに、昨年10月には、アレルギー疾患への対応の充実を図るため、教職員や保育関係者等を対象に、文部科学省や厚生労働省の専門官による「学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会」を開催したところであります。県教育委員会といたしましては、食物アレルギーの問題は、子供の命に直接かかわる問題という強い認識を持って、今後とも、食物アレルギーに関する研修会を開催するなど、市町村教育委員会や保護者、学校医等と連携を図り、安全・安心な給食の実施に努めてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 自治体によっては、緊急時にスマホを活用して発症後の症状を学校医に送信して、対処の指導を仰ぐシステムづくりをしているというふうに聞いています。

教育相談の中に、学校の特別支援学級卒業生の進路について、高等学校に特別支援学級の設置をという声がありました。軽度発達障がいの生徒の進学先が今、限定されています。もう1つ気になるのは、県立学校の不登校生徒が平成23年で308名とお聞きしています。原因のトップが、不安などの情緒的混乱ということでございました。このままでは在宅児童生徒がふえかねません。法的な制限があることはわかっていますが、高等学校等における特別支援学級の設置についてどう考えるか、教育長の御意見を伺います。

**○教育長（飛田 洋君）** 高等学校におきましては、お話にありましたように、現行制度上、小中学校の特別支援学級のような特別の教育課

程を編成することはできません。このため、国においては、高等学校における特別支援学級の設置について検討する必要があるとされているところでありまして、その動向を見守りたいと考えております。本県におきましても、県立高等学校における特別支援教育の推進は大切であると考えておりまして、研究推進校を指定するなど、その取り組みを進めているところであります。現在、障がいの特性に応じた個別の指導計画の作成や教科指導の工夫改善、専門性を高めるための職員研修の充実、中学校との連携の強化などを行っております。また、生徒の多様な学びのニーズにより対応できるよう、単位制の課程や通信制の課程を設置しているところであります。今後とも、発達障がい等のある生徒も含め、障がいのある生徒一人一人が十分に持てる力を発揮できる教育環境を整えていくことが大切であると認識しておりますので、校内支援体制などの一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 高等学校の推進校の発信を注視していきたいと思えます。

安心・安全な地域づくりということで最後に質問させていただきます。

最近の報道等を見てみると、本県においても、地域における犯罪抑止力の強化については、刑法犯認知件数を見ても——平成17年度からのデータで私、判断したんですが——減少するなど、治安をあらわす指数面では回復傾向にあるものの、性犯罪等については依然として発生が見られるのではないかと、私自身感じているところでございます。県民の体感治安の回復には至っていない状況ではないかと考えますが、犯罪や事故の起こりにくい社会の実現のため、積極的に取り組んでいっていただきたいと

考えます。本県における性犯罪及び迷惑防止条例違反の発生状況についてお伺いいたします。

○警察本部長（加藤達也君） 性犯罪につきましては、平成24年中の認知件数は46件で、前年比17件の減少となっております。迷惑防止条例に規定されます痴漢行為等の卑わいな行為につきましては、平成24年中の認知件数は15件で、前年比8件の減少となっております。いずれも減少傾向にあるとはいえ、悪質な事案でありますので、未然防止対策を徹底するとともに、発生時における徹底検挙と被害者の心情に配慮した被害者対策に努めてまいります。

○河野哲也議員 ぜひ不断の努力をお願いしたいと思います。

これも新聞等で知ったんですけれども、徳島県警は、大規模災害に備えて、停電時でも作動する信号機の整備を県内の主要交差点で進めているという記事を見つけました。停電しても数時間は点灯し続けるよう、蓄電池やディーゼルエンジンを内蔵した非常用電源装置をこれまでに81基設置、平成25年度も11基を新設する予定だというふうにあります。災害に強い交通インフラの整備を進めていく上で、停電時でも信号が機能していく交差点を住民の方が知っておけば、速やかな避難につながるのではないかと思いますけど、宮崎での災害に備えた信号機対策の推進について、本部長にお伺いします。

○警察本部長（加藤達也君） 災害に備えた信号機対策としまして、本年度は、リチウムイオン電池を付加した信号機の新設2基、自動起動型の発動発電機を付加した信号機の補修2基を行ったほか、リチウムイオン電池と自動起動型の発動発電機の双方を付加した、いわゆるハイブリッド式の信号機を全国に先駆け開発するなど、災害時の停電に伴う信号機対策を推進した

ところであります。警察としましては、今後とも、電源付加装置つき信号機の増設など、災害に備えた対策を推進していくこととしております。

○河野哲也議員 ぜひとも、全国に先駆けて開発したハイブリッド式信号機が広がるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回はまさに一問一答になってしまいましたですが、きょうの答弁を受けて委員会のほうでしっかり議論してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。（拍手）

○外山三博議長 ここで休憩いたします。

午後2時22分休憩

---

午後2時40分開議

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、社会民主党宮崎県議団、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕（拍手） 代表質問、最後になります。社会民主党でございます。きょうから3月です。長きにわたり県勢の発展のために御尽力をいただいていた方々が今月末に退職されます。長年の御労苦に敬意を表し、感謝を申し上げます。新たな門出、旅立ちをされる方々に、生産量日本一、日南のスイートピーを花束にして贈っていただきたいと思ひます。

さて、21年前、1992年のバブル崩壊後の真ただ中、時の宮沢喜一首相は、「生活大国5年計画 ―地球社会との共存をめざして―」を発表されました。経済大国から生活大国へ転換しようというものであります。今思えば、的を射た響きのよいすばらしい提案であったと思ひます。しかし、宮沢首相の失脚でこの計画は頓

挫し、膨大な借金を重ねる経済大国の道へ再び突き進むこととなりました。失われた20年はこのころからでございます。今月11日は、未曾有の大震災から丸2年になります。今国会で審議中の成長予算について、私たちが冷静になって考えなければならないことがあります。東日本大震災、福島原発事故が、私たち人類に、日本、そして世界へ問いかけたものは何だったのかということ。3・11は、私たちが失いかけていた大切なものに気がつき、奪い合いの経済から分かち合いの経済へと転換していく、その起点になっていくものではなかったのかということ。これを申し上げたいのであります。脱原発も後退しております。アベノミクスで国民が踊らされ、結局は膨大な借金だけが残ったということにならないことを心から願うものであります。そこで知事に伺います。本県の25年度当初予算は、国の経済対策に伴う追加補正を合わせると、6,000億円を超える積極・成長予算であります。河野知事が目指す成長産業育成によって、どう雇用が拡大し、税収増が図られていくのか、そこまで見据えた戦略が必要だと思いません。見解を求めます。

後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

当初予算案についてであります。平成25年度当初予算案につきましては、私の任期折り返しの予算として、「復興から新たな成長」へ向け、停滞している県内経済の活性化などを図る取り組みに重点的な措置を講じたところであります。具体的には、「新しい時代を切り拓く「成長産業」の育成」を特別重点施策に位置づけ、新たに設置した30億円の「みやざき成長産

業育成加速化基金」を活用しながら、今後5年間で、フードビジネスの展開、環境・新エネルギー、医療機器関連産業の先進地づくり、アジア市場の開拓など、本県の核となる成長産業の育成の加速化と、これらの成長産業等を支える県内中小企業の振興を図ることとしたところであります。これらの取り組みによりまして、フードビジネスを初めとする成長産業の基盤整備を推進しますとともに、アジア向けの県内農産品等の輸出や観光誘客を促進し、成長産業を支える県内中小企業の振興と相まって、地域における雇用の確保が図られ、税収面につきましても、ある程度の期間は必要と思っておりますが、一定の効果が生じてくるものと考えているところであります。以上であります。〔降壇〕

○高橋 透議員 知事が今おっしゃったようになるように全力で取り組むことになると思いますが、安倍総理が06年から07年まで総理を務めたときに、戦後最長景気のピークでありました。円安が進んで輸出も伸びて、何と日経平均株価1万8,000円を超えたんですよ。しかし、株価は上がっても内需は低迷しました。なぜか。働く人の所得がふえなかったからであります。いわゆるアベノミクスでインフレになっても、国民の収入がふえて、将来の不安が薄まっていく、そうならないと消費は冷え込んだままになると思うんです。これは本当にわかり切ったことなんです。だからこそ、一部にお金が集まる流れを大きく転換する、政策の転換ですよ。例えば、非正規雇用の待遇改善とか税制改革などを、本当に幅広く目配りして変えていかないといけないということを申し上げたいのであります。金融緩和でお札をいっぱい刷ったところで、使う人がふえないと景気はよくなりません。このことを申し上げたいので

あります。

昨日、十屋議員が、公務員の賃金の引き下げを懸念される質問をなさいました。公務員の賃金を引き下げるなということを自民党の代表質問でお聞きしました。懐の深さに改めて敬意を表しますが、私も全く同感でありまして、2つ問題がありますよね。1つは、十屋議員も指摘されましたように、いわゆる交付税を人質にとって公務員の賃金を下げるといふこの手法ですよね。そして2つ目に、やっぱり地域経済を心配する、いわゆる公務員の賃金引き下げでどうなるかということでもあります。平均7.8%の引き下げですから、知事もおっしゃいましたが、地域経済に配慮する、検討する必要があるということでありました。まさにそのとおりでありまして、リスクを伴うかもしれませんが、冷静な判断をお願いするものであります。いま一度、知事の見解を求めます。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県職員の給与は、これまで人事委員会勧告に基づき決定をしてきたところでありまして。厳しい財政状況のもと、管理職手当の給与カットでありますとか人員削減に取り組みまして、17年度からの累計で、人件費につきましては、約100億円を削減してきたところでありまして。このような中、今御指摘がありましたように、国から地方公務員の給与削減について要請があったところでありまして、今回のように、一律に地方交付税を削減し、給与の削減を強いるということは、極めて遺憾であると言わざるを得ないと考えております。ただ一方で、国において閣議決定がなされたと、そして来年度の基準財政需要額に算入される給与費の削減等によりまして、それに見合った本県の地方交付税等が削減されるという現状については、重く受けとめる必要があるというふうに

考えております。議員御指摘の地域経済への影響につきましては、私も同様に懸念しておるところでございますし、だからこそ本県も、また知事会、六団体等も、これまで国に対して、この議論の中で、その懸念について伝えてきたところでございます。職員の給与削減につきましては、今後見込まれる緊急経済対策の効果や本県の財政需要、また職員の士気の確保といったさまざまな点も考慮しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 本当に慎重に対応する必要があると思います。公務員も消費者ですから、お金を使います。こういう宮崎みたいな公に頼る地域は、購買力がますます低下していくんですよ。ぜひ今知事がおっしゃったように慎重に、アベノミクスならずアベノリスクは、地方自治体あるいは公務員が犠牲を負わないように、しっかりとよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、副知事2人制についてお尋ねしていきます。役割分担については既に説明がありましたので申し上げますが、昨日の答弁で、2人制は各方面の意見を聞いて判断したということをおっしゃいましたが、各方面とはどんな方々でどんな意見だったのかお聞きします。

**○知事（河野俊嗣君）** 副知事2人制につきましては、例えば県議会におきましても、この議場で、たびたび議員の皆様から、その必要性についての御意見、また御提言もいただいたところでありまして。また、県内の経済界からも同様な御意見をいただいたところがございます。また、地元出身の副知事を登用することによりまして、きめ細かくいろんな形での連携を図る体制を強化すべきではないかといったような御意見を頂戴したところがございます。そういったことも踏まえ、また、本県の置かれているさま

ざまな政策課題の状況を踏まえて、私なりの判断をさせていただいたということでございます。

**○高橋 透議員** 議会、経済界等々とおっしゃいまして、確かに議会で質問もありましたね。我が会派の鳥飼議員も、質問を2年前、2回しているんですよね。そのときに言ったことを、私、議事録をコピーしてきましたので、チェックさせていただきますが、鳥飼議員は、ちょうどそのときに、牧元副知事の提案があるときで、口蹄疫の復興の時期だから、暫定的に副知事を2人にしたらどうかという意見、提案だったんですよね。暫定的に。ところが今回、ようお答えにならないと思うんですが、何か副知事は2年の折り返しをされないような報道があるものですから、それなら、地元出身者1人採用、選定して、1人制で十分賄えるんじゃないのかということも、私たちの理屈からして申し上げたいんですね。いろんな各方面からの意見があって、私も絶対反対とは言いませんけれども、ただ、県民は即、目に見える成果を期待しているんですよ。こういう厳しいときですから、2人にするのかという疑問は確かに持たれると思うんですね。先ほども申し上げましたけれども、職員の退職金も今条例の改正提案があっていますよね。給与削減のことも目の前に来ている。タイミングは今なんですかということも申し上げたいし、職員の士気が上がるのかということも申し上げたい。私は、副知事2人の体制をしくなら、いわゆる職員の底辺のところ、ここもふやす、そんなことを、そういう人員配置にも目を配ったほうが、もっと宮崎県がよくなるような気がしてならないのであります。頭でっかちじゃなくて、人員の底上げもやっていただきたい。知事の見解を求めたいと

思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 今回の2人制の決断に当たりましては、先ほど言いましたような国とのパイプもしっかり保ちつつ、県議会とも、もちろん市町村とも、またさまざまな団体との円滑な連携を図っていききたい、そして、現在、我々が直面しているのが、復興から新たな成長へ向けて攻めに転じると、さまざまなプロジェクト等をこれからやっていく上で、体制を強化したいという思いのもとに、提案をさせていただいておるところでございます。職員の士気の高揚、これも大変重要な課題であるというふうに考えております。先ほど、人件費の削減のところ、職員の定数の削減等にずっと取り組んできたところではありますが、かなりそれも行き着くところに行っているのではないかという部分もあるところでございます。その体制も含めて、今後、さまざまな政策課題に積極的に打って出るには、副知事も、それから職員の体制も含めて、検討していく必要があるかという認識でございます。

**○高橋 透議員** 副知事2人制に伴う予算の新たな出動とかありますね。職員に換算すれば何人雇えるのになということもあるんでしょうけれども、いろんな総合的な判断で決断されたということですが、またいろいろと、時間がありますから議論させていただきたいと思います。

次に、エネルギー政策についてお尋ねしていきます。壇上でも申し上げましたように、脱原発が後退しているというふうに思います。安倍総理も、民主党政権時代に2030年代に原発をゼロにするとしていたものを、白紙から見直すということで主張されております。これは安倍総理の公式見解じゃないかもしれませんが、「新規原発は40年前の福島第一原発とは違う。国民

の理解を得ながら新規につくる」ということを発言されています。安倍総理の原発推進の考え方をどう思われるのか、知事に見解を求めます。

○知事(河野俊嗣君) エネルギー政策のあり方について、今の発言も含めて、いろいろな考え方や方針、また施政方針演説の中でもお考えが表明されておるところであります。福島第一原子力発電所の事故によります生活や環境への甚大な影響などを踏まえますと、英知を結集して、原発に頼らない社会を目指していくのは大変重要なことであるというのが基本的な認識であります。ただ一方で、燃料調達コストの問題、再生可能エネルギーの現状、また地球温暖化対策、さまざまな観点を考えますと、原発が担っていた基幹電源としての役割を直ちに他の発電方法に切りかえることは、現実的には大変難しいのではないかとというのが私の認識であります。一定の期間は頼らざるを得ないのではないかとこの認識であります。エネルギー政策、本当にいろんな論点があって、多様な議論が必要かというふうに思っております。国民生活、産業の維持・発展、我が国の将来にかかわる非常に重要な課題でありますので、あくまでも安全確保というものを大前提としつつ、安定的供給や、先ほど言いました地球温暖化への影響など、さまざまな要素を勘案した上で、全体的なバランスを考慮して、国民的な選択が必要であろうかというふうに思っております。

○高橋 透議員 私は河野知事の意見を聞いていますね。国民的議論はそりゃするんですよ。国民的議論はした上で物事は決まるんですよ。ただ、政治家河野さんが、知事が、脱原発なのか原発推進か私は聞くんですよ。

○知事(河野俊嗣君) 脱原発とか推進という

ふうに単純に2つに分けてということではないかというふうに思います。冒頭、考え方を申し上げましたように、将来的には、理想としては原発に頼らないエネルギーというものを望むべきだ、また、それを目指して努力すべきだというふうに考えておりますが、一方で、現実問題、当面は、一定の期間は頼らざるを得ないのではないかとというのが、私の考えであります。

○高橋 透議員 新規につくるという安倍総理の発言をどう思われますか。

○知事(河野俊嗣君) 新規の建設云々というよりも、エネルギー政策全体の中に原子力発電というのをどう位置づけるのか、その中で新規のものがどのように必要なのか、そういう議論がなされるべきであるというふうに思っております。今、私がたちまち新規のものが必要か必要でないかというところまでを判断し切る材料までは持っていないところあります。

○高橋 透議員 材料を持っていないというのは、あなたに明確な方針がないと私は理解せざるを得ないんですよ。だから、当面、そりゃ私だってわかりますよ。一気に自然エネルギーにかえるなんてできませんよ。ただ、壇上でも言いましたけれども、もうすぐ丸2年ですよ。この時期に、このタイミングで——まだ16万人福島原発事故に伴う避難者がいるでしょう。そういう方々のことを思えば、新規につくる発言はしていいんでしょうかねということも、私は考えなくちゃいけないと思って申し上げました。

これだけに時間はとれませんので、次に移ります。次は明るい話題に変えますので、明るい笑顔でよろしくお願ひしたいと思います。新聞に載りましたが、王子製紙日南工場の敷地内に、国内最大規模だそうです、年間発電量150

ギガワット——4万世帯分らしいです——のバイオマス発電所が15年3月稼働の予定で建設されます。廃材を年間23万トン使用するそうですが、鹿児島、大分からも調達するということが書かれていました。本県で全量を賄えないのか、環境森林部長に答弁を求めます。

**○環境森林部長（堀野 誠君）** 王子製紙日南工場のバイオマス発電につきましては、約23万トンの木質資源を確保する必要があることから、計画では、県内を中心に林地残材や建設廃材等を原料とするチップを調達することとしておりますが、加えて、従来から取引のある他県の業者からも調達すると伺っております。本県では、林地残材が自然乾燥状態の重量で年間約57万トン発生しておりますが、必要としている約23万トンは、水分を含んだ重量でありますので、自然乾燥状態では約12万トンとなります。このことから、計算上は十分対応できますが、林地残材には収集運搬コストの課題もありますことから、効率的な仕組みづくりについて、助言や情報提供などを行いながら、県内での調達を働きかけてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** いろいろと御事情があると思えますけれども、建設予定のバイオマス発電は、林業活性化はもちろんですけれども、地域振興にも大いに貢献していただけるんですよ。県として、やっぱりいろんな支援をしてほしいんです。今後、どのような支援をしていく予定があるのか答弁ください。

**○環境森林部長（堀野 誠君）** 王子製紙日南工場のバイオマス発電は、燃料として大量の木質資源を利用することから、本県の木材産業・林業の振興の面からも大いに期待しているところであります。また、議員がおっしゃったよう

に、地域振興からも重要であると考えております。このため、先ほど申し上げました助言や情報提供に加えまして、今後、国の事業を活用した施設整備への支援についても検討してまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 王子ホールディングスのグリーンソース株式会社が建設するんですね。85億円の投資ですよ。雇用が生まれるわけで、3交代と聞いております。運送あるいは加工業にも広がりますから、大変な投資効果になるんですね。建設に当たっては、建設資材とか労働力が県内で調達できる、そういうことが期待できるわけです。知事も1月末には行かれた話を聞きましたが、また再度、そういう方面からお願いに、日南市長も一緒に行っていただくというんですけれども、日南市長、どなたになるかわかりませんが、私もそのときは行きたいと思っておりますので、ぜひお声がけいただきたいと思っております。

次に行きます。道州制について伺っていきませんが、市町村合併の検証がまだまとまっていないということで、私もいろいろと質問する段階で悩んだんですが、今度、基本法が上程されてできるらしいですけれども、ということは、道州制のスピードが早くなる、そういうイメージを持たなくちゃいけないと思うんですね。ただ、私は、道州制がまだ宮崎にとってメリットがあるかどうかというのがわかりません。それで、仮に道州制に移行せざるを得ない、そういうことを考えたときに、住民サービスの維持向上とか、そんなのにいろいろと配慮しなくちゃならんわけで、まだ西臼杵3町とか児湯5町とか、合併をせずに自主独立しているところがありますね。そこはそこでいろんな広域連携で効率化を図れば、何とかやっつけていけるという



ふうに私は思ったりするわけですが、道州制にもし仮に移行すれば、基礎自治体は残してもいいんじゃないかということも考えるわけですが、知事の見解を求めたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** まずは、道州制の導入いかににかかわらず、効率的・効果的な行政サービスのあり方を常に意識して、住民サービスの維持・向上に努めるべきものということは、大前提としてあるわけであります。そして、仮に道州制が導入された場合には、都道府県で担っている事務・権限の多くが市町村にも移譲されるというようなことが、制度設計なりにもよるわけでありますが、そういうことが想定されます。そういう状況の中で、市町村におきましては、地方分権に対応し得る体制の充実・強化を図るため、現在においても、事務の共同処理や機関などの共同設置などについて検討が行われておるところであります。今、合併について御指摘がありました。合併もその体制強化の一つの選択肢ということではあるわけでありまして、必ずしも道州制があればすぐに合併というようなことではないというふうに思っております。いずれにしましても、最終的な行政体制の決定、また、さらに行政サービスの充実にどのような手法を用いるかということは、それぞれの市町村の意思が尊重されるべきものというふうに考えておるところであります。

**○高橋 透議員** 日本の人口はざっと1億2,700万ですね。それで、いわゆる基礎自治体は1,742になりました。アメリカは人口約3億1,000万弱なんですよ。日本の市町村の機能を持った数は、基礎自治体は8万4,400ですよ。フランスの人口は日本の半分、何と基礎自治体は3万6,569あるんですよ。パリが何百万いるから、1自治体、1,000から2,000のレベルですよ。それだ

け日本と違ってアメリカとかフランスというのは、政治が、行政が近いということが言えるんですよ。市町村合併が進んでいくときに、ある人が、「道州制に将来なるのであれば合併せんでもよかったんじゃないだろうか」と言う人も実はいました。そんなことも考えながら、今回質問したところでもあります。

次に移っていきます。福祉・保健・医療対策についてお尋ねしてまいります。

医療計画の策定がなされるわけですが、今回の医療計画を見ますと、地域振興小児科の拡充が示されております。そこで、地域振興小児科はどういったもので、目標値が2カ所、現在のものを4カ所に拡充するということですが、そのふやされる2カ所も含めて答弁をいただきたいと思っております。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 新たな医療計画における小児医療の体制につきましては、日本小児科学会の構想を踏まえまして、三次医療を担い、医療人材の育成等も行います中核病院小児科、二次から三次医療を担います地域小児科センター、そして地域小児科センターのない二次医療圏には、それに準ずる地域振興小児科の整備を図ることとしております。その配置につきましては、中核病院小児科といたしまして宮崎大学医学部附属病院を位置づけ、地域小児科センターとして、県立宮崎病院、県立延岡病院、国立病院機構都城病院、都城市郡医師会病院を、そして地域振興小児科として、県立日南病院及び国立病院機構宮崎病院を位置づけることとしております。なお、日向入郷医療圏と西諸医療圏につきましては、今後、中核病院小児科や地元市町村、関係団体等との連携・協力によりまして、地域振興小児科の整備に努めてまいりたいというふうに考えているところでござ

います。

○高橋 透議員 今聞いていまして、西諸と日向入郷、このところに地域振興小児科を新たに設置できるような御答弁だったと思います。つまり、こども医療圏4つありますけれども、私も去年の11月の議会で要望として、いわゆるこども医療圏を二次医療圏レベルに広げることが一番いいんじゃないんですかと申し上げました。今の答弁を聞きますと、その範囲までカバーする医療計画になると理解してよろしいんでしょうか。再度答弁ください。

○福祉保健部長（土持正弘君） そのように考えております。全ての二次医療圏に、少なくとも地域小児科センターか、地域振興小児科のいずれかを配置したいというふうに考えているところでございます。

○高橋 透議員 小児科医の不足は非常に懸念されますけれども、本当にすばらしい計画でありますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、災害時の医薬品備蓄体制についてお尋ねしてまいります。現在、県内3カ所3,000人分の医薬品が備蓄されているというふうに聞いておりますが、これで備蓄量が十分なのか、まずそこをお尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 大規模災害時の医薬品につきましては、九州各県で「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づきます広域応援体制を整備してございまして、九州・山口全体で5万7,000人分の医薬品を備蓄してございまして、この備蓄数量につきましては、阪神・淡路大震災の負傷者の割合が人口の0.95%であったことから、人口が最も多い福岡県の人口の1%相当の5万7,000人分を備蓄することで、九州・山口での災害時の医薬品を賄えるとの想定によ

るものでございまして。なお、本県の3,000人分という数量は、九州・山口の人口に占める本県の人口の割合に基づくものであります。県内外での災害発生時には、防災救急ヘリや自衛隊の航空機も含めた緊急輸送を行うことで対応できるものと考えているところでございまして。

○高橋 透議員 九州内から調達するから、宮崎県で3カ所とおっしゃいましたよね、だから大丈夫だろうと。私も自衛隊のヘリコプターの機能まではわかりませんもので。ただ、私のイメージするヘリコプターは、夜間飛びません、雨天時だめですよということだから、災害はそう言うってはおれませんよね。スピードも要求されますから。そういうことを考えれば、備蓄体制は、これまた二次医療圏レベルまでやったほうがいいんじゃないかという素朴な疑問を私は持つんですが、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（土持正弘君） 御指摘のとおり、災害はいつ、いかなる場所で発生するか想定できないために、県内各地域に分散して、一定量の医薬品を備蓄していくことが望ましいというふうに思われます。しかしながら、現実的に、保管場所や品質管理の問題、あるいは九州・山口の被災県への迅速な輸送といった理由から、各県とも、おおむね1カ所当たり1,000人分の備蓄を行っているところであります。このため、本県では、県内3カ所の薬剤師会内に備蓄しているところでございまして、今後とも、九州・山口各県や県内関係機関と連携いたしまして、適切な供給体制が確保できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○高橋 透議員 備蓄体制を充実すればコストもかかりますから、いろいろとあるんでしょうけれども、できるだけ十分な医療を災害時、緊

急時に提供できるような取り組みを今後検討していただきたいと思います。

生活保護の見直しについては、それに伴う他制度への影響、先ほど井上議員も御指摘されて答弁をもらいましたが、市町村にも国の方針をしっかりと周知して対応するというのであったわけですが、財源の問題がありますよね。財源の問題を、国が今そのことをしっかりと担保すると言っているかといったら、言っていませんよね。25年度、国の制度で、ほかのやつはそれはいいんでしょうけれども、市町村に移譲された保育料、就学援助費とかありますけれども、そういったところまではあくまでも市町村の判断というふうに、私は資料を見たときに思ったんですよ。だから、市町村にひょっとしたらアンバランスが出るかもしれない。そのことを非常に心配します。いま一度、どう徹底していくのか、周知を図るのか、福祉保健部長に答弁を求めます。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 私どもも、市町村の単独事業については、その実態を把握しておりません。ただ、午前中申し上げましたように、国のその影響を及ぼす38にわたる制度につきましても、具体的に国のほうで今後その対応を示されると思いますが、それに伴って、それぞれの市町村での財政負担といえますか、収入が減少する部分とかが出てくると思いますが、それについては、財政措置がどうなるかということについては、まだ私どもも把握していない状況でございます。ただ、今後、国のそういった制度に合わせて、市町村での対応についても、国に準じた対応をお願いしたいという政府としての決定がなされておりますので、その趣旨につきましては十分——私ども文書も既に発出しておりますけれども、そういう機会を今

後、国の制度の具体的な取り扱いが決まった時点で、再度そういう市町村への徹底というものは行ってまいりたいというふうに考えております。

**○高橋 透議員** 貧困の連鎖につながらないように、しっかりと対応していただくようお願いいたします。

次に、難病支援についてお尋ねしていきます。河野議員も先ほど御質問されていましたが、障害者総合支援法の周知について問い合わせがあったわけですが、私は、障害者総合支援法施行に伴って、難病患者に対する福祉サービスが向上すると思うんですが、その中身について御答弁いただきたいと思います。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 現行の障害者自立支援法に規定されております障がい者の範囲は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に限られておまして、疾病によって一定の障がいがありながらも、症状の変動などによりまして身体障害者手帳が取得できなかった、いわゆる難病患者の方は、障害福祉サービスの対象外となっていたところがございます。本年4月から施行されます、いわゆる障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供するという観点から、当面の措置として、障がい者の範囲に130疾患の難病患者が加えられることとされたところがございます。これによりまして、新たに対象となる難病患者につきましても、身体障害者手帳の有無にかかわらず、障がい程度区分の認定などの手続を経た上でございますけれども、市町村において必要と認められた障害福祉サービスを利用できるようになるということとでございます。

**○高橋 透議員** ありがとうございます。内部疾患を持つ難病患者の中には、外見から難病で

あることがわかりにくい方もいらっしゃるんですね。今回の法改正で手帳の交付が見送られたということは残念なんですけど、今後、身障手帳のような公的な証明書、こういったものが発行可能となるのか、その見通しについて、おわかりであれば御答弁いただきたいと思います。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 議員御指摘のとおり、公的な証明書によりまして、難病患者が公共交通機関等の運賃割引制度などの支援制度を簡便に利用できる環境を整えることが重要であると考えております。難病対策全般の法制化に向け検討を行っております国の難病対策委員会において、現在、県が発行しております難病の医療受給者証に、症状の程度や本人証明機能を付与する方向性が示されておりますので、県といたしましては、今後の国の動向を十分注視してまいりたいというふうに考えております。

**○高橋 透議員** ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。ちょっと別なことになりますが、実はきのう、大林未来ちゃん、御存じだと思ひんのですよ。心臓疾患で難病の小学1年生、7歳の子ですよ。募金活動をされて、新聞にも載ったから御存じだと思ひます。河野知事にも協力要請があったと思ひんのですが、1億1,700万を目標に今頑張っているから、そのこともあって、いい機会でしたので、また県議会も議長のほうから要請があると思ひますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、県立病院のほうに移りますが、25年度は中期経営計画の最終年度であります。何とその最終年度に、17年ぶりの黒字予算ということになるようでございます。その根拠となる要因、今後の見通しについて、病院局長に御答弁をいただきたいと思ひます。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 県立病院では、平成18年度に病院局を設置して以降、2期に及ぶ経営計画を策定しまして、職員の経営参画意識の醸成を図りながら、新たな施設基準の取得あるいは疾病ごとの包括請求方式でありますDPCの導入等によりまして、収益の確保を図る一方で、費用面では、医療器械や薬剤等の共同購入あるいは後発医薬品の採用など、経費削減に取り組んでおりまして、収支改善が着実に図られているところでございます。こうした取り組みの成果を踏まえまして、平成25年度当初予算におきましては、計画に掲げております病院事業全体での黒字化という目標を達成するため、平成8年度以来、17年ぶりとなる収支均衡予算を編成したところでございます。今後の経営の見通しにつきましては、現在も休診中の診療科があるなど、病院事業を取り巻く環境は決して楽観視できないと認識しております。引き続き、医師確保に全力を挙げますとともに、診療報酬改定に即した、より収益性の高い医療提供体制を構築するなど、さらなる経営改善に取り組んでいく必要があると考えております。

**○高橋 透議員** 楽観はできないということですが、これまでのいろんな御努力、御苦勞、現場の方々の死に物狂いの御苦勞だったと思ひるので、本当にありがとうございます。

次に移りますが、自殺対策についてお尋ねしてまいります。

無縁社会というふうに言われていまして、その機能は本当に弱まっていると思ひますが、対人支援基盤整備といひますか、その辺をどうするかということが問われていると思ひます。今度のいろんな事業計画でも、地域の絆を強化する取り組み、そんなものを掲げておりますが、地域の絆を醸成する行政組織は生涯学習課だと

私は思っております。社会教育を所管する教育委員会と十分な連携を図られているのか、福祉保健部長にお尋ねします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 県では、「「自殺ゼロ」プロジェクト推進事業」において、居場所づくりや声かけ活動などの「地域の絆の強化」を推進しており、さらに、平成25年度からは、新たに「市町村自殺対策緊急強化モデル事業」を実施することとしております。この新規事業では、これまでの総合的な対策に加えまして、市町村が住民の心の健康に関する調査等を実施し、独自の自殺対策行動計画を策定することで、地域に密着したきめ細やかな取り組みを推進していただくこととしております。これらの取り組みをより実効性あるものとするためには、その「地域の絆」づくりを担っていただいております公民館とか自治会等による地域活動を自殺対策に生かしていくことが大変重要でございますので、教育委員会、そして市町村や民間団体等とも十分連携しながら、事業の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○高橋 透議員** 人と人がつながっていた本当に当たり前の社会を社会教育が後押ししていた、そういう時代があったと思うんです。時代背景が急激に変化して、効率とか競争とかあるいは採算が重視されていく中で、いつの間にか社会教育も廃れていったというか、縮んでいったような気がいたします。そこで教育長にお伺いしますが、自殺対策の上からも、地域の絆づくりは本当に大切であります。公民館活動を初めとした社会教育の底上げが重要と思いますが、教育長の見解をお聞かせください。

**○教育長（飛田 洋君）** 地域の方々がきずなを深めていただき、気軽に声かけられる関係

をつくっていくことは、自殺防止に大きな効果が期待できると私も確信しております。このようなことから、県教育委員会では、地域コミュニティづくりに欠かせない社会教育全体を盛り上げる取り組みを進めているところでございます。例えば、公民館や自治会などのリーダーを対象にした公民館研究大会やセミナーの実施、さらには、地域づくりに取り組む婦人会や青年団などの社会教育団体をつなぐネットワークづくりなどを進めております。また、私自身も、青年団とか婦人会とか社会教育に関するさまざまな会合に積極的にお伺いし、激励と感謝の言葉を申し上げますとともに、講演等をさせていただくときには、社会教育に期待する思いをお話しさせていただいているところであります。今後とも、市町村と連携をしながら、公民館などの社会教育団体の一層の活性化を支援してまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 教育長、文部科学省の中の筆頭局はどこでしょうか。

**○教育長（飛田 洋君）** 文部科学省に確認いたしましたところ、生涯学習政策局が筆頭局であるというお答えをいただいております。

**○高橋 透議員** 生涯学習政策局ということで、私、それを存じ上げていました。県教育委員会の位置づけはどうなっているのかなと思って、予算説明資料の序列から見てみましたら、教育庁総務課が一番最初に来て、財務福利課、学校政策課、そして生涯学習課は6番目なんです。意味がないのかもしれませんが、一応申し上げておきたいと思います。公民館活動あるいは自治会活動が活性化すれば、自治会加入率、今、非常に懸念されていますが、これもおのずと上がっていくと思うんです。人のつながりも深まれば、先ほど御質問しました自殺問

題とか、あるいは孤独死とか防災とか防犯対策、ここも幅広く解決してくれるというふうに私は思っております。生涯学習の活動は本当に重要ですから、これまで以上に教育委員会の総力を挙げる生涯学習政策になるようお願いしておきたいと思えます。

次に、観光振興対策についてお尋ねしてまいります。

この前、車の中で聞いていましたら、国内の観光産業は50兆円ぐらいあるというふうに報道しておりましたが、50兆円というと、自動車産業に匹敵するらしいですね。たまたまそこでも言っていました、北海道ニセコ町というのがあります。ここは雪の質が物すごくよくて、ただ、その雪がない時期にどうするかということ、でいろいろ努力された結果、外国人観光客が年間延べ25万人来ているらしいです。そしてまた、この外国人観光客、金を使うらしくて、飛行機代は別で1人当たり25万円ですよ。単純に25万を掛けないほうがいいと思うんですけども、それなりのお金がニセコ町には落ちているということなんですね。格安航空会社(LCC)の効果もあるようです。そこで、本県への外国人観光客の現状を、商工観光労働部長、答弁ください。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) 平成23年で申し上げますと、本県の訪日外国人の観光入り込み客数は、宿泊客が2万6,000人、日帰り客が5万4,000人、合計で8万人となっております。

○高橋 透議員 私、事前に数字を聞いていませんでしたが、ちょっとがっかりしました。向こうはニセコ町ですよ。私が聞いた数字は宮崎県ですので、非常に少ないと思うんです。ぜひ今後いろんな取り組みをしていただきたいと思います。

思うんですが、本県に滞在している留学生は170人いるみたいですね。国際交流員などが76人、外国人登録者を数えてみますと4,275人だそうです。そういう方々にいろんな機会を通じて宮崎観光のアピールをしていただく役割が何かできないのかなど。宮崎を物すごく知ってもらって、そういう観光PRを行っていただく事業、母国に帰られて宮崎を宣伝していただく、そういった企画も効果があると思いますが、いかがでしょうか。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) 海外からの観光誘客を図る上で、お話のように、留学生や国際交流員など本県で暮らす外国人の方が、本県の豊かな自然、多様な食、歴史について見聞を深め、情報発信していただくことは効果的だと考えております。例えば、美郷町南郷区では、国際交流員の方が地域に語り継がれた百済伝説につきまして、地元の方々とともに情報発信等を行ったことによりまして、20年以上にわたり、韓国との交流が継続している事例もございます。県におきましては、国際交流員や外国語指導助手などが任期を終えて帰国する際に——これは18年度からの取り組みでございますが——宮崎海外特派員として委嘱し、本県の積極的なPRを依頼しているところでありまして、今後もこのような取り組みを活用してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 いろんな角度から研究されて、この外国人、お金を使うそうですから、誘客に取り組んでいただきたいと思えます。

次に、国民文化祭誘致の関係で質問をしますが、2020年の国民文化祭、私は、ほぼ間違いなくこれは誘致が決まると思うんです。ただ、26市町村が参加するオール宮崎の祭典にしなければならぬと私は思うんです。今後どのよう

な取り組みをしていくのか、知事、答弁をお願いします。

**○知事（河野俊嗣君）** この国民文化祭、今現在取り組んでおります記紀編さん1300年記念事業の集大成として、平成32年に実施したいということで、先日、1月28日に近藤文化庁長官に要望してまいったところでございます。今のところ、ほかに手を挙げている団体はないということでございますので、その数年前には内定を得る見込みがあるのではないかとこのように考えておるところでございます。この国民文化祭は、芸術文化の振興のみならず、例えば神楽を初めとする伝統芸能や史跡など地域の文化資源の磨き上げを行うことで、地域の活性化を促進する上でも大きな意義があるというふうに考えておりました、今御指摘がありましたように、本県での開催が内定した場合には、全ての市町村で事業に取り組んで、それぞれの地域の独自の文化活動でありますとか「宝」というものを全国へ発信してもらいたい、そのように考えております。実際、近年の開催府県では、全ての市町村で事業が行われている状況でございます。今後とも、この誘致活動に取り組むとともに、市町村に対して情報提供や意見交換などを行いまして、市町村が参加する国民文化祭の機運醸成に努めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** お金がかかるかもしれませんが、懸垂幕を早く掲げるとか、26市町村が一斉にやるとか、いろんな取り組みをお願いしたいと思っております。

次に、新規事業の「めざそう世界無形文化遺産！みやぎきの神楽魅力発信事業」についてお伺いしたいと思います。この世界無形文化遺産に登録するということは、本当に大変な道のり

があるというふうに私ちょっと聞きましたが、どんなハードルがあるのか。本県の神楽が無形文化遺産になる道筋について、これは教育長、よろしくをお願いします。

**○教育長（飛田 洋君）** ユネスコ無形文化遺産登録につきましては、原則としては、文化庁が国の重要無形民俗文化財等に指定されているものの中から、指定年次の古い順にユネスコへ提案するという形をとっています。多くの本県の神楽のユネスコ無形文化遺産登録を目指したいと考えますが、そのような原則から、まずは国の重要無形民俗文化財に指定されております米良神楽を初め、高千穂の夜神楽、椎葉神楽、高原の神舞（かんめ）が候補として考えられると思います。それから、その前になります、国の重要無形民俗文化財の指定につきましては、成立の由来、歴史的な背景、地域的特色を示すもの、地域の人々の生活に根づき、守り伝えられていることが重要な要素となります。今議会に「めざそう世界無形文化遺産！みやぎきの神楽魅力発信事業」をお願いしておりますが、その中で、新たな国の指定も視野に入れながら、県内全ての神楽につきまして、調査・研究や映像等による記録保存を行い、次世代への継承の促進に努めてまいりますとともに、内外に向けてみやぎきの神楽の魅力を情報発信し、ユネスコ無形文化遺産登録を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** ということは、宮崎県内に存在する神楽の全てを対象に、無形文化遺産に登録を目指すということで理解していいんですね。

**○教育長（飛田 洋君）** 国の文化財として登録されることがまず前提条件になりますから、市の文化財、県の文化財、国の文化財、そして

世界に行くというようなステップを考えていくことが必要になります。ぜひそういう方向で、できるだけ多くのものがそういう形になっていくことを目指して、記録保存等に努めていきたいと思っています。

○高橋 透議員 国の指定にならないと、次のユネスコの世界無形文化遺産、そこはないということですから、時間差はできるかもしれませんが、全ての宮崎県内の神楽がここを目指せるとすごくいいなと私は思うんですよ。どちらかというと神楽は地味ですよ。それでも中高生とか青年たちを説得して、地域で一生懸命神楽をやっている神社とかあります。私も行ってみました。そういう世界無形文化遺産という高い目標があれば、今頑張っている中高生とか青年たちも、また意識も高まって、地域も盛り上がると思うんです。ぜひそこに登録できるように、宮崎県内の神楽全体がそこを目指せるように、また今後とも取り組みをお願いしたいと思います。

次に、教育旅行の誘致対策なんです。旅館組合からいろんな要望が来ていると思います。なかなか隣県から修学旅行が来なくなって久しくなくなってしまって、だったら、県内での修学・教育旅行ができないかという要望があると思うんです。教育委員会としてどんな取り組みをされてきたのか、お尋ねします。

○教育長(飛田 洋君) 小学校の修学旅行につきましては、その狙いや教育的な意義を踏まえ、安全性、経済的な負担、児童の実態等にも配慮し、保護者の理解を得ながら、市町村教育委員会や各学校が、主体性を持って実施されているところであり。地域の歴史、それから自然に触れ、宮崎のよさに気づき、宮崎をしっかりと理解させる教育を進めていくことは、と

ても大切であると考えておりますので、県といたしましても、ふるさとを知り、郷土に対する誇り、それから愛着を育むことができるような内容を含んだ小学校社会科副読本などを作成し、そういうよさを伝える努力をしているところでもあります。また、そういうことを踏まえながら、各学校において、総合的な学習の時間や教科の学習、遠足や宿泊を伴う学習など、さまざまな機会を通して、宮崎のよさに一層触れることが大切であることを校長会等で説明しているところでもあります。

○高橋 透議員 決めるのは学校、保護者の意見を聞きながら学校が決めることですから、なかなか現実には難しいと思いますが、いろいろまた取り組んでいただきたい。

そして、観光サイドから教育委員会と連携して誘致する、教育旅行を県内で動かす、そういうことも必要でしょうが、どういった取り組みをされてきたのかお尋ねします。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) 修学旅行の誘致につきましては、これまで隣県はもとより、新幹線開通によりアクセスの向上した関西・中国地方を中心に、学校や旅行会社等に対して積極的な誘致活動を展開しております。こうした中、教育委員会には、従前より、修学旅行の誘致を図るためのパンフレットを作成するときに、教育的な視点に基づいた助言をいただくとともに、一昨年からは、誘致セールスを行う際に、教育委員会職員も一緒に、隣県の鹿児島県、大分県の教育事務所や校長会など10数カ所になります。訪問いただきまして、本県の修学旅行向けの素材の教育的な意義を説明していただき、また相互交流を呼びかけるなど、全面的な協力をいただいているところでもあります。今後とも、教育委員会を初め、市町村や関係機



関と連携いたしまして、修学旅行の誘致促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 県内のホテル、老舗のホテルとか旅館が、店を閉めていますよね。そういうことですから、いろんな知恵を出して、教育旅行に限らず、誘客に取り組んでいただきたいと思います。

次に、農林水産業の振興についてお尋ねします。

まず、TPPに対する考え方なのでありますけれども、関税撤廃されたときの損失ということにすごく今注目されて、議論もされているところでもありますけれども、それ以外のところを県民の方が知っているかといったら、なかなかそうじゃないところもありまして、せんだって、私は自営業の方から「TPPはいいがね」と言われました。「関税以外にも、例えば食の安全とか医療の問題とかあるんですよ」「ええそうか」ということで話をしたことがあったんですが、TPPに参加するときの関税に限らず懸念される点、まずは農政水産部長に答弁をお願いします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 現在、TPP交渉では、食品安全基準に係る分野といたしましては、衛生植物検疫分野が設けられ、食品の安全を確保するルール等について協議されているものと承知しておりますが、この分野における交渉の内容次第では、我が国が適切と考える食の安全・安心に係る水準を確保することが難しくなるということも考えられます。例えば、残留農薬基準の内容が拙速に他国のものと平準化されたり、また遺伝子組み換え食品の表示の義務づけが不要となった場合、消費者がこれまで日本産の農産物に対して抱いていた安心・信頼感のイメージが揺らぎ、生産現場を含めて大

きな影響を受けることが懸念されると考えております。

○高橋 透議員 残留農薬基準とか世界レベルでの決まり事があるらしいんですが、しかし、物によって日本はより厳しくしている基準もあるらしいですよ。だからそこを下げなさいとか、そういうことはあるし、今おっしゃったように、遺伝子組み換えなんて、これはもう表示ができない、それをしなきゃ賠償請求される、そういう条項もあるわけですから、そういう問題がありますね。もう一つは医療の問題、なかなかわかりにくいところもあって理解ができない面がありますが、どんな影響が考えられるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(土持正弘君) TPPに参加した場合の医療への影響につきましては、情報がない中で、現段階では判断が難しいところですが、日本医師会が主張しておられるところでございますけれども、民間医療保険の参入や株式会社の医療への参入、薬価決定プロセスへの参入などにより、公的医療保険制度が崩壊することを懸念されているところでございます。我が国の国民皆保険制度は、全ての国民が平等に安心して医療を受けられる世界に誇れる制度であり、国民皆保険制度を堅持していくことは極めて重要であると考えております。このため、TPPへの参加に関しましては、公的医療保険制度に影響がないよう対応していただきたいというふうに考えております。

○高橋 透議員 今説明がありました点、これは宮崎県として反対であるという明確な姿勢がないと、これもしっかり県民に周知できないと思うんですよ。だから、知事がTPPに対する考え方をしっかりアピールして、問題点を全て県民に——これは想定される問題点、想定でも

いいと思うんです。そこをしっかりと県民に周知することが大事なんです。改めて、TPPに対する知事の姿勢をお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** TPP交渉に参加した場合に、第1次産業を基幹産業とする本県にとりまして、農林水産業のみならず、地域の経済・産業全体への大きな影響が懸念されると、今、食の安全・安心なり医療なりということでは答弁申し上げたわけですが、情報が無い、わからない、いろんな不安がある、いろんな懸念がある、まさにそういう状況かと思えます。だからこそ、これまでも国や県関係の国会議員などに対しまして、各分野への影響、対応方針等について、十分な国民への情報開示を求める、さらに丁寧な意見交換の実施による国民的な合意形成を求める、合意形成がなされないままの拙速な参加表明の回避ということを繰り返し要望してきたところであります。それが基本的な考え方でありまして、先日の日米首脳会談を経て、日々事態が急展開しております。さまざまな情報が流れておるわけですが、今後、国がどのような方針で臨み、どのような説明なりどのような情報提供をされるのかということ、私どもは注視しております。私どもは注視しておりますし、今後の事態の推移を踏まえまして、そうした情報の収集や分析の強化、さらには今後の対策というものを検討するために、庁内に部局横断的な対応本部の設置をしてみたいというふうに考えております。引き続き、国などに対しましては、地方の声を十分踏まえた慎重な対応を求めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** だから反対なんですよね。なかなかそういう答弁がいつも聞かれないものですから……。反対と言ってください。

**○知事（河野俊嗣君）** 十分な情報提供がなされず、国民的な議論がなされないままの拙速な参加表明については反対だということは、明確にこれまでも申し上げてきたところでございます。

**○高橋 透議員** ありがとうございます。新年度予算に伴ういろんな事業の中でも、フードビジネスは大きな事業だと思いますが、後ほどまた質問していくんですけども、このフードビジネス構想、TPP参加で吹っ飛ぶんじゃないか。これはちょっと言い過ぎかもしれませんが。ただ、一部、ひょっとしてこれは将来的に影響が出てくるんじゃないかと心配するんですよ。知事、そういったところはどうか。

**○知事（河野俊嗣君）** フードビジネスにしても、例えば、多くの関係者の力により勝ち取った宮崎牛の2連覇、それを今から積極的に活用して展開していこうと、その中で、このTPP交渉ということで、将来に対する不安が広まっているというのが今、現状ではないかというふうに考えております。その不安にしっかりと私ども向き合いながら、国に対して、しっかりとした情報提供と慎重な対応を求めてまいりたいというふうに考えております。

**○高橋 透議員** 知事もアクションを起こしてほしいなと思うんですよね。私たち県議会も早速アクションを起こしますよ。だから、北海道知事はすぐアクションを起こしましたね、高橋さんは。いろんな意味で抗議をしていただきたい。そんなことを申し上げておきたいと思いません。

そこで、25年度予算の重点施策の一つ、先ほど言いましたフードビジネスの展開についてお尋ねしていきますが、生産から加工、流通、販売までの取り組みを強化しますということに

なっています。これまで農商工連携とか6次産業化で取り組みをしてきたわけですが、その違いを明らかにしてほしいなと思うんです。わかりやすく簡単に説明いただくと助かります。知事、お願いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 食というテーマに関しましては、これまでも良質で安全・安心な農林水産物の生産に努める、さらには食品加工産業の育成支援などに努めてまいりましたし、昨今では、御指摘がありましたように、農商工連携や6次産業化による付加価値の向上にも取り組んできたところであります。しかしながら、食に関連する産業というのは、今申し上げましたような農林水産業や食品製造業にとどまらず、流通・販売業、さらには飲食業、観光業、また関連資材の製造業など、まさに裾野が極めて広い総合産業であるというふうに考えておるところでございます。したがって、これら食に関連する産業間の連携・融合をさらに深めまして、市場のニーズに適応した新しいビジネスモデルを創出していく、さらには販路を見据えた体制を再構築していく、また、地産地消はもとより、国内外へ売り込む地産外商を展開していく、そのような観点から、フードビジネス、総合的な食関連産業としての成長産業化を図ってまいりたいという考えでございます。このため、新設しますフードビジネス推進課がこの構想の司令塔となりまして、庁内の各部局、さらには産・学・官・金——金は金融ですね——の各分野が有する経営資源を結集させて、課題解決に向けた実務者や外部専門家も含めたプロジェクトチームを軸にしながら、本県の成長産業の核となる食産業づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** これまでの取り組みの課題

は、販売力だったと思うんですよね。そこをどう解決、クリアしていくのかというところだと思います。展望について、いま一度、知事に見解を求めます。

**○知事（河野俊嗣君）** 販売力は本県にとってそうであります。まさに素材供給型であったわけではありますが、それをやはりしっかり売っていく、さらにはいろんな加工もしながら販路を拡大していくことは非常に重要でありまして、そのときの視点として大事なものは、市場が求めるものをつくるという、いわゆるマーケット・インの視点に立つことかというふうに考えております。生産から加工、最終的な販売に至るまで、そのマーケット・インの視点に立った一貫したシステムを構築していくことが大変重要だろうというふうに考えております。このため、「みやざきフードビジネス振興構想」の具体的な展開に当たりましては、消費者でありますとか取引先、そういう実需者のニーズをしっかりと把握した上で、外部の専門家も交えながら、商品の企画・開発の段階から、市場に受け入れられるものという視点で取り組んでまいりたいというふうに考えております。さらには、戦略的なマーケティングでありますとか商品のブランド力を高めるブランディングの強化、外食産業や量販店など新たな需要先の発掘、さらには成長著しいアジア市場への展開など、攻めの姿勢で販路の開拓・拡大ということに重点を置いてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** これまで答弁があった中に、コンビニにも販売していく、置いていくということですから、私はコンビニはあんまりよしとしない面もあるんですが、24時間営業というのは。しかし、今あるものを——コンビニ産業は発展している産業ですよ——ぜひ活用してい

ただくことは、本当に販売力が高まるというふうに思います。

「農業と生活」という冊子がありますよね。農技連が出している冊子が。たまたまきのう、3・4月号が机の上にありました。これをぺらぺらと見てみましたら、プロスポーツイベントを通した日本一宮崎牛のPRが載っておりまして、表紙には大相撲の優勝力士に贈る宮崎牛ブロンズ像、たまたまその写真は旭天鵬でしたけれども、あのときはまだ日本一じゃなかったんですよね。ただ、日本一になりましたから、あのブロンズ像にかけてある布、あれに宮崎牛日本一2連覇というような、そういう文字とかは載っているんでしょうか。農政水産部長。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 全国和牛能力共進会での2連覇を受けまして、今年の11月場所からは、表彰状の文面におきましても、「全国和牛能力共進会において2連覇を達成した日本一の宮崎牛」と変更したところであります。さらに、この1月場所からは、今御指摘にありました台座の前のパネルについても、日本一2連覇宮崎牛のロゴマークに変更してPRに努めております。

**○高橋 透議員** パネルは、部屋の人が持って帰るんでしょうか。多分宮崎県が持って帰るんじゃないでしょうかね。あの宮崎牛のブロンズ像の背中にかけてある布、あれは宮崎牛と書いてありますね。あそこにはないわけでしょう。私が言いたいのは、パネルは持って帰らない、ブロンズ像は多分優勝した力士の部屋に飾るのかな、ということは、そこにお客さんが来たりファンが来たりするから、それを見ますよね。だから、何かその辺をうまく工夫できないのかなと思います。答弁ください。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 御指摘を踏ま

えて検討してみたいと思います。

**○高橋 透議員** 5年間有効ですよ。2連覇、日本一というこの文字は、宮崎県しか使えないんですよ。ぜひやっていただきたい。

それと要望なんですけれども、私、試食販売にも力を入れていただきたいなど。大相撲の両国国技館、あといろいろ福岡場所とかあるんですけれども、試食させたらどうかと思うんです。焼肉、販売もするんですよ。ただ、火を使うから、多分主催者側がだめかなと思うんです。宮崎牛弁当でも売っていただくような、そんなこともやると、お客さんに物すごく宣伝できると思うので、販売力は宣伝力と表裏一体です。ぜひ御検討いただければと思います。

次に、燃油高騰対策についてお伺いしてまいります。円安で大変自動車産業などは潤っているようなんですけれども、反面そうでない産業があるわけですね。農林水産業、いろんな物流業であります。燃油高でいろんな大変な状況であります。まずは、今度も事業で提案されていますが、施設園芸における木質バイオマスの暖房機への転換は、ペレットと重油価格との比較がポイントになると思うんです。農家が木質バイオマス暖房機に転換できるコスト削減としてメリットがあるのか、そのことについて、農政水産部長に答弁をお願いします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 県ではこれまで、化石燃料にかわるエネルギーといたしまして、木質バイオマスへの転換を進めるための実証を行っており、現在のエネルギー価格のもとでは、燃料コストは約15%削減されるという試験結果を得ております。今後とも、世界的な政治・経済情勢の変化等に伴い、長期的には燃油価格の上昇が懸念されておりますので、木質バイオマスへのエネルギー転換で、より一層経営

の安定が確保されるものと考えております。県といたしましては、平成25年度新規事業として、今議会にお願いしております「施設園芸用燃料の木質バイオマス転換加速化事業」により、暖房機の導入支援を強化することとしており、関係機関との連携による安価な木質ペレットの安定供給体制も構築しながら、化石燃料に依存しない、力強い園芸産地への転換を加速させたいと考えております。

○高橋 透議員 次に、水産業の燃油対策をお聞きしますが、漁業経営セーフティーネット構築事業というのがあります。効果がどのようにあらわれているのかということが1つ。そして、水産業の方は、1リッター当たり40円時代のことをどうしてもおっしゃるんですね。こことの比較をされるものですから、基準設定価格をもっと下げられないかという要望が非常にあります。どう対応されているのか伺います。

○農政水産部長（岡村 巖君） 水産業においては、操業コストに占めます燃油経費の割合が非常に高く、燃油価格の高騰は、漁業経営に大きな影響を与えますことから、国におきましては、平成22年度に「漁業経営セーフティーネット構築事業」を創設したところですが、最近の燃油価格の高どまりの中では、補填が発動されにくいという状況がございました。このため、業界等の要望を受け、平成24年度に補填基準の見直しが行われたところであり、その結果、今年度の第3四半期を例にとりますと、従来基準では補填が発動されなかったものが、今回の見直しにより、1キロリットル当たり4,580円の補填が発動され、基準見直しの効果があらわれてきております。しかしながら、最近の円安等により、燃油価格がさらに上昇傾向にあることから、県といたしましては、今後とも、燃油価

格の動向や漁業経営への影響も注視しながら、国に対する積極的な要望も含め、本県漁業の経営安定に必要な対策の実施に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 よろしく申し上げます。漁業関係で、産地市場を集約される事業が今回提案されていますよね。14から8つの市場に集約されるようですが、どんな効果があるのかお尋ねします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県には産地市場が14カ所ありまして、いずれの市場も漁協が運営しておりますが、多くの市場では、水揚げ量が減少しているため、集荷を初めとする産地市場機能の低下とともに、市場運営に必要な経費を確保するため、漁業者負担が増加するなどの課題を抱えております。このため、漁協及び系統組織が中心となり、統廃合による市場の拠点化や、複数漁協による共同運営等の方向性が決定されたところでございます。これらの取り組みを行うことにより、コストの削減が図られ、漁協経営の合理化や漁業者負担の軽減につながりますとともに、集荷機能の強化による魚価向上も期待されるものと考えております。

○高橋 透議員 次に移ります。社会資本の整備について申し上げますが、2月19日付の宮日新聞、スーパーワイド県北版に「さんしょの実」というのがあるんですね。ここに目がとまったので、ちょっと読み上げますが、「宮崎、大分県知事ら両県の関係者が出席して開かれた東九州道蒲江―北浦の開通式典。祝辞を聞いていて、気になることがあった。4年後までに北九州―宮崎がつながることを踏まえ、「全線開通」という言葉が並んだ。ふと、県南のことを思い浮かべた。東九州道は北九州市を起点に大分、宮崎をって鹿児島市を結ぶ。今でこ

そ開通が相次いでいる県北だが、宮崎市以南では工事の槌音（つちおと）は聞こえない。全線開通の話どころではないのだ。県南に1日も早く高速道路を通すには、県内全体の盛り上がりが必要。長年、高速道路を待ち続けてきた延岡市はその事情がよく分かるはず。経験を生かして積極的に動いていい。」ということなんですね。私も県南のいろんな関係者から聞いたのは——これは私、いいことだから、別にどうのこうのはないんですけれども、ただ、宮崎県として、清武以南が開通していない、また志布志までの構想もまだ計画段階であるということ、だから、つながってこそ全線開通です。県全体の悲願、県全体の課題として共有できているのか、知事にそのことを伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 東九州道の清武南以南、これにつきましても、南海トラフ巨大地震が想定される中で、人命救助や救援物資の搬送における「命の道」として、大変大きな役割が期待されておりますし、その早期整備の必要性につきましても、県北と何ら変わりはないもの、大変重要なものというふうに考えております。だからこそ、この16日に蒲江―北浦間の開通式典に出席したときに、私の挨拶の中では、国土交通省の幹部とか地元選出の国会議員がいらっしゃる目の前で、基本的には開通区間に対するお礼なりを申し上げる場ではありましたが、忘れてもらっては困るという思いで、県南部の整備の促進についても、発言させていただいたところであります。今後とも、県政の最重要課題であるということ認識して、官民一体となって、県議会の皆様の御協力をいただきながら、整備促進に努めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** ありがとうございます。きの

うの代表質問の中でも、実は全線開通という発言もありまして、私の後ろにいらっしゃる串間の岩下議員とか最上段の緒嶋議員とかのお気持ちも考えていただいて、本県ではまだまだ全線開通という言葉は禁句にさせていただきたい。そのことをまずお願いしたいと思います。

次に、清武以南のすぐ、芳ノ元トンネルがあります。この工事が再開されるんですけれども、非常に難工事だと聞いております。予算を物すごく積めばスピードが速まるのか、技術的な問題があるのか、その辺のところを県土整備部長にお伺いしたいと思います。

**○県土整備部長（濱田良和君）** 芳ノ元トンネルにつきましては、地すべり等の問題の発生によりまして、平成21年6月に工事が中断され、その後、国に設置された学識経験者を交えたトンネル施工検討会におきまして、トンネルの施工方法や地すべり対策が取りまとめられたところでございます。これを受けて、ことし1月に工事が再開されましたが、国からは、現地の地質条件を踏まえ、今後も慎重な施工が求められる状況であるというふうに聞いております。

**○高橋 透議員** 技術的な問題があるのであれば、これは私のあくまでも個人的な意見として聞いていただきたいんですけれども、日南から掘っていく方法もあると思うんですよ。そして、芳ノ元トンネルを同時にやってもらう。そして、日南、志布志の計画区間が事業区間となれば、また串間からつくっていけばスピードが速まる。途中で宮崎北郷線という県道とリンクしますけれども、そこを供用して早目に使ってもいいわけですよ。そんな方法論もあるがなということで、またいろんな機会があったら、一日でも早く高速道路が開通できる道を探っていたきたいということをお願いしておきたいと

思います。

それでは、教育問題について質問してまいります。

教職員の負担軽減、いろんないじめとか体罰問題で、先ほど河野議員も、教師力を高めることだよということをおっしゃっていました。私もそのとおりだと思っています。その原因に教師の多忙化があるということも再三言われてきました。それで、児童生徒と教諭の結びつき、ここを何とかうまくしていくために、多忙をきわめる教諭の負担を軽減する取り組みを北海道教育委員会がやっています、先月、私は鳥飼議員と調査に行ってきました。内容は、校内業務を見直して、教諭が子供と向き合う時間をふやすために、学校の事務職員をふやす。その学校の事務職員が、学校のホームページとか学校便りの作成などを通じて、学校と地域の結びつきを深める、そういう橋渡しの役目をやっております。効果は——いろんな細かな事務とかもやっているんですよね。管理職で2時間、その他の職員で1時間強軽減できたということの説明を受けたところであります。宮崎県の取り組みについて、この加配事業を北海道は取り組んでいましたが、もし取り組まれていれば、その状況と効果についてお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 本県におきましては、市町村教育委員会が指定した県内67地区において、複数の小中学校の事務職員が週1回程度集合して、共同で事務処理を行う「学校事務の共同実施」に取り組んでおります。また、共同実施の中心となる学校には、その規模等に応じて、事務職員を複数配置いたしております。共同実施の具体的な取り組みといたしましては、予算等の執行審査や物品の共同購入、教員が行っていた校外学習にかかる経費の一括見積

もりなどを行ってございまして、事務の合理化や予算の効率的な執行が図られるとともに、先ほどお話にありましたように、教師の事務負担軽減にも間接的につながっておるところでございます。

○高橋 透議員 宮崎のほうも取り組んでいらっしゃるんでしょうけれども、北海道と宮崎の大きな違い、身分が違いますね。それと、北海道の小中学校は専門性がある。いわゆる目的採用なんですよ。宮崎は、知事部局とのいわゆる交流ですよ。聞きますと、平成10年度から採用されていないということなんですよ。だから、そこら辺の違いがあるんじゃないかなと思います。事務職員の採用状況と加配職員の身分について、教育長にお尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 学校事務職員の任用につきましては、平成10年度にその試験区分を廃止して、知事部局との人事交流によりまして、さまざまな職務経験を通じ幅広い視野を持つ柔軟性のある人を育成するというようなことから、そういう取り組みをしております。先ほどの加配の話ですが、共同実施につきます人員配置については、国がその年度だけの予算措置をして、その年度に限って定数をつけるという制度になっております。したがって、臨時的任用職員で対応しているというような状況でございます。以上です。

○高橋 透議員 北海道も加配職員、いわゆる国の事業を活用しているんですよね。23年度は、50人のうち半数は正職員で採用しているんですよ。あと半分は、もちろん財源の関係もあって、全ては正規職員で雇えないんですね。宮崎も正規で採用すべきじゃないんですか。

○教育長（飛田 洋君） 正式な採用ができるが一番いいと思うんですが、結局単年度ごとの

予算枠をいただいている、それから、学校がその後どうなっていくかとか、統廃合のこととか、退職者がどうなるかというようなことがありますので、国がもし定数改善計画を5年なり10年なり中期で示していただくと、そういうことは検討できると考えております。

○高橋 透議員 わかりました。国の財源なのか県の財源なのかわかりませんが、財源が伴えば正規職員が望ましいんだよという教育長の見解ですよ。

○教育長(飛田 洋君) 専門職として、いろんな職務経験をしておったり、あるいは多様な能力を持った人が望ましいことは言うまでもありませんが、その人を継続して採用していく保障ができなければ、そこはまた慎重に検討するという意味で先ほどお答えしました。結局単年度の加配の予算であったら、その人を採用して来年はどうなるかわからないというようなことがあるということでございます。

○高橋 透議員 財源が伴えば、正規職員の採用も可能だということですよ。

○教育長(飛田 洋君) 財源が伴って、それが確保できれば可能であります。国のことなんかきちっとして、そういうことができたなら、その後の採用計画とか、そういうことを検討していくということになると思います。

○高橋 透議員 いろいろと検討いただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

時間がなくなりましたので、次に移りますが、私、せんだって、先週の土曜日でしたか、ひきこもり支援者全国交流会というのが、JAアズムと南九州大学でありまして、1日だけでしたけれども、参加してきました。そこに、ひきこもりで何とか立ち直って仕事ができているという当事者の方の話聞くことができまし

て、いろいろと勉強になったんですが、その人にいわゆる支援者がつくわけですよ。すると、マニュアルどおりの指導しかしないと。人には、外向きな人、内向きな人がいる。自然、外に出て遊ぼうよといったって、そりゃ中で本を読んだりする人もいる、それが好きな人もいますよね。そういう同じ目線で支援しているのか、いろんな疑問を持つよということおっしゃっていました。それで、先ほど、これは国の事業らしいですけども、地域若者サポートステーションが拡充されて、私が聞いたところによると、何か3カ所にふやして、アウトリーチで学校に、いわゆるひきこもり予備軍の方々の支援をしようということらしいんですが、そういったところの理解でよろしいのでしょうか。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) 地域若者サポートステーションは、ニートなど働くことについて悩みを抱えている15歳から39歳までの若者が就労に向かえるよう、専門相談等の支援を行う施設であり、国が設置し、民間に委託して運営されているものであります。今議員から御指摘がありましたように、国によりますと、今後、サポートステーションでは、学校との連携体制を構築し、中退者に対する支援を強化するとともに、新たに不登校の在学生に対する訪問支援なども行うこととされております。県といたしましては、臨床心理士等の配置などについて、引き続き、地域若者サポートステーションの運営主体に委託することにより、ニートなどへの就労支援を行ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 学校のひきこもり予備軍もいろいろ支援いただくそうなんですが、教育委員会には、スクールカウンセラーとかスクールアシス



タント、そういう事業がありますよね。そういうところとうまく連携すればいいのにと私は思ったりするんですよ。スクールカウンセラーとスクールアシスタントの配置による学校運営上の効果についてお尋ねします。

○**教育長（飛田 洋君）** 今年度は、スクールカウンセラーを70校の中学校に、スクールアシスタントを40校の中学校に配置しております。スクールカウンセラーにつきましては、教育に関するカウンセリングに専門的な技量を有する臨床心理士等に、児童生徒及び保護者への相談活動や教職員への相談・研修活動など、主に校内の教育相談の充実に、また、スクールアシスタントにつきましては、青少年の健全育成などに熱心な地域の方々に、地域住民の立場から、いじめ・不登校など、生徒指導に関して、学校と家庭・地域との連携など、さまざまな学校教育活動の支援に取り組んでいただいているところであります。このように、それぞれの立場で学校運営に貢献いただいております。児童生徒や保護者の悩みの解決や、学校と家庭、地域社会との連携の強化など、児童生徒が安心して生活できる学校づくりに大きな役割を果たしていただいていると考えています。

○**高橋 透議員** スクールアシスタントのほうは、地域のいろんな方をお願いしているらしくて、25年度から市町村への補助事業にするらしいですね。何かお金がないということもあって。ただ、アシスタントのほうが、地元の人なものだから、生徒とか家庭のことはよく御存じらしいんですよ。だから、こっちの方のほうが物すごくいいんだけどなという御意見も承りました。

次に、犯罪関係で、いわゆる少年犯罪は全体的に減っているんでしょうけれども、凶悪犯罪

はふえたという報道を聞きましたが、宮崎県内の状況をお聞かせください。

○**警察本部長（加藤達也君）** 平成24年中における刑法犯少年の検挙人員は518人であり、前年と比べて102人、16.5%の減少となっております。また、凶悪犯罪では、強盗事件で1人を検挙しておりますが、前年と比べて7人の減少となっております。県内の少年非行の特徴としましては、全国と同様、再犯者率が10年前の平成14年には20.7%であったものが、昨年は28.4%と増加傾向にあるとともに、少年非行の低年齢化が認められるところであります。このような少年非行の背景としましては、少年自身の規範意識の低下やコミュニケーション能力の不足、家庭や地域社会の教育機能の低下などがあるものと考えられます。

○**高橋 透議員** 少年犯罪の防止、とりわけ再犯を防止するための対策に、警察でも何かいろいろと取り組まれていると聞きます。御答弁いただきたいと思います。

○**警察本部長（加藤達也君）** 次代を担う存在である少年の非行問題は、将来の社会全体の趨勢にかかわることですので、現在、警察におきましては、少年の規範意識の向上と少年を取り巻く地域とのきずなの強化を図るため、「非行少年を生まない社会づくり」を推進しているところであります。その取り組みの中で、特に少年の再非行防止を図るため、過去に警察において非行少年として取り扱いのあった少年に対して、警察から積極的に連絡をとり、保護者の同意を得て、定期的な連絡、相談、家族への助言、少年が参加する社会奉仕活動や生産体験活動の機会の供与などを行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を実施したり、少年の規範意識の向上を図るため、教育委員会、

学校と連携した児童生徒に対する非行防止教室を開催したりするなど、積極的な取り組みを推進しているところであります。

○高橋 透議員 時間が来たようですが、目で聞き耳で見るということがありますけれども、問いには複数の答えがあつていいということなんです。いわゆる理屈や理論づけをせずに、皮膚や耳で得た直感を大事にしないと、真実は見えてこないということでもあります。つまり五感が今劣化している。日常生活に余裕がないから、そういうことになっているんですが、教育分野は、いじめとか体罰とかいろんな問題を抱えています。目で聞いて耳で見る、こんなこともいま一度見詰め直してほしいなと思います。

以上で代表質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 以上で代表質問は終わりました。

次の本会議は、4日午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時14分散会

3 月 4 日 ( 月 )

# 平成 25 年 3 月 4 日 ( 月 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	( 郷 中 の 会 )
2 番	重 松 幸 次 郎	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )
3 番	凶 師 博 規	( 日 日 新 )
4 番	渡 辺 創	( 新 み や ざ き )
5 番	松 村 悟 郎	( 自 由 民 主 党 )
6 番	内 村 仁 子	( 同 )
7 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
8 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
9 番	右 松 隆 央	( 同 )
10 番	二 見 康 之	( 同 )
11 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	外 山 三 博	( 同 )
14 番	河 野 哲 也	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )
15 番	高 橋 透	( 社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団 )
16 番	太 田 清 海	( 同 )
17 番	田 口 雄 二	( 新 み や ざ き )
18 番	西 村 賢	( 同 )
19 番	星 原 透	( 自 由 民 主 党 )
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	横 田 照 夫	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
25 番	山 下 博 三	( 同 )
26 番	黒 木 正 一	( 同 )
27 番	前 屋 敷 恵 美	( 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 )
28 番	新 見 昌 安	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )
29 番	鳥 飼 謙 二	( 社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団 )
30 番	井 上 紀 代 子	( 新 み や ざ き )
31 番	徳 重 忠 夫	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	( 自 由 民 主 党 )
33 番	十 屋 幸 平	( 同 )
34 番	中 野 廣 明	( 同 )
35 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
36 番	福 田 作 弥	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	中 野 一 則	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	牧 元 幸 司
総 合 政 策 部 長	稲 用 博 美
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	土 持 正 弘
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	米 原 隆 夫
農 政 水 産 部 長	岡 村 巖
県 土 整 備 部 長	濱 田 良 和
会 計 管 理 者	豊 島 美 敏
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	加 藤 達 也
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 戸 保 博 秋

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事 務 局 次 長	小 八 重 英
総 務 課 長	山 之 内 稔
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	谷 口 浩 太 郎
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	関 谷 幸 二
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

---

◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

---

平成25年3月4日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 宮原 義久  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書

---

◎ 議員発議案第1号追加上程

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

◎ 議員発議案第1号提案理由説明

○外山三博議長 ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。議会運営委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕 それでは、発議者を代表して、「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書」の提案理由を説明させていただきます。

宮崎県議会では、TPPが本県に与える影響を懸念し、過去3回にわたり国に対し交渉参加をしないよう強く申し入れたところであります。

去る2月22日、日米首脳会談後に発表されました共同声明では、日米両国にそれぞれセンシティブティ、いわゆる重要品目があることを確認したにすぎず、これらに関税撤廃対象から除外することを確認したわけではありません。

TPPは、国民の命と健康を守る医療制度や食の安全・安心の基準等について改悪を迫り、農林水産業に対して深刻な影響を与えるものであります。

特に、甚大な被害をもたらした口蹄疫からの復興途中にある本県においては、TPP参加により、産出額約2,900億円、全国第7位を誇る基幹産業である農業が壊滅的な影響を受けることは申し上げるまでもございません。

政府がTPP交渉への参加表明を急ぐ中、交渉参加を表明しないよう、直ちに地方の声を国に届けるための意見書を、本日、緊急に提出するものであります。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨と緊急性を十分に御理解いただき、全会一致で御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。以上です。（拍手）〔降壇〕

○外山三博議長 提出者の説明は終わりました。

---

◎ 議員発議案第1号採決

○外山三博議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第2項及び

第3項の規定により、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎ 一般質問

○外山三博議長 ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、右松隆央議員。

○右松隆央議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。自由民主党の右松隆央でございます。

「学者になってはいけない。人は実行第一である」。私淑する幕末の思想家であり教育者である吉田松陰の言葉であります。松陰は、寸暇を惜しんで勉強する偉大な学者でありました。と同時に、身命を捨てて難事に立ち向かう偉大な実践家でもあったわけであります。「人は何のために勉強するのか。それは実践をするためである」、そういう松陰の言葉がございます。

松陰の生きざま、そして教育姿勢は、まさに多くの者を感化させ、その門下生が明治維新をつくり出していったわけであります。

今の世は、幕末の世に匹敵するほどの大きな時代の転換期と言われております。今の世に求められるトップリーダーの政治姿勢は、まさに偉大な実践家であらねばなりません。河野知事は偉大な実践家であるのか。対話と協働が前面に出て、何事も慎重に、時には一部の意見に促され、石橋をたたいて、安全でも渡らない、そういった印象もあるわけであります。本当に宮崎を大きく一つ上のステージに乗せられるのかどうか、宮崎県は変わったと言えるぐらい大きく飛躍していけるのかどうか、まさにこれからの2年間の知事の政治手腕が問われているわけであります。

「知行合一」、これは私の座右の銘であります。幕末の志士たちが行動の指針とした陽明学の根本思想であります。学んでも行動しなければ社会の役に立たず、学ばずに行動すれば社会に害をもたらす。知識と行為は一体である。そのことを意味しております。生き方、政治姿勢そのものをあらわすであろう知事の座右の銘を伺いたいと思います。そして、知事は、みずからの政策推進力、いわゆる実践力をどう自己評価しているのか、お伺いしたいと思います。

後は質問者席にて質問を行わせていただきます。ありがとうございます。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕おはようございます。お答えいたします。

まず、座右の銘についてであります。座右の銘というようなことで大切にしていることは2つございます。1つは、「一期一会」というものであります。この言葉は茶道の心得を説いたものであります。人の出会いの大切さ、また

一瞬一瞬、これが二度とないものと、そういう覚悟のもとに努めていく、そのような言葉というふうを受けとめております。もう1つは、「ノブレス・オブリージュ」という、フランス語であります。しかるべき役割を果たすべき立場にある者には責任が伴うという、その地位、また与えられたものに伴う覚悟というものを求めているということでもあります。県政を担う私にとりまして、こうした覚悟というものを常に抱いて重責を果たしてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

次に、政策推進力の自己評価ということもございます。私は、地方自治を志しまして、地方をよくしていくことにより我が国の発展に貢献したい、そのような思いで自治省での仕事を選び、国、県庁、市役所、それぞれの現場で行政経験を積んでまいりました。現在、知事として政策を推進するに当たりまして、その経験を生かして、国と地方の適切な役割分担と連携、さらには市町村や経済団体、さまざまな県民の皆様との対話と協働を重視して、宮崎の発展のため努めているものと、そのように考えているところでございます。以上であります。〔降壇〕

**○右松隆央議員** 知事のお人柄がよくあらわれている座右の銘だと思っております。政策推進力については、答弁が余りしっかりされていないというふうな印象を受けておりますが、政治は結果がやはり全てであります。幾らいいことを唱えても、幾らいい政策を練り上げて、結果が伴わなければ、それは意味のないものであります。实体经济に、県民生活に、目に見える形で数値上で結果を生み出していかなければなりません。今回の2月議会冒頭で知事の提案説明がありました。復興から新たな成長へ——成

長戦略が所狭しと並べられております。これらの施策が言葉遊びにならないようにしっかりと実践をし、目に見える形で結果を出していただきたいと強く求めるものであります。

それでは、まずは本県の入札制度について伺っていきたいと思います。

本県の入札制度がどういう制度であるのか、他県の入札制度と比較してどうであるのか、さまざまな角度から検証しましたところ、本県の入札制度が極めて特異な制度になっているということが明らかでありますので、これから一つ一つただしてまいりたいと思います。

本県の入札制度は、公平、透明で競争性の高い一般競争入札に移行したとされております。そこで、まずは制度の透明性、公平性について問うていきたいと思います。それは積算方法であります。本県の積算は、3回の作業を応札業者が行わなければならない仕組みになっております。まず、100%積算の予定価格を計算し、そして最低制限価格基準値を出して、それに一定割合以下の無作為値、いわゆるランダム加算値と言われるものを加えて応札額を決定しているわけであります。

実は、ここまで積算を求めている県はほかにはありません。まず最初の予定価格は、他県では公表しているものであります。そして、ランダム加算値を九州では長崎県のみ導入しておりますが、係数は開示をしております。佐賀県は1年でランダム加算値を廃止しております。九州以外では、徳島県やあるいは和歌山県などがランダム加算値を導入しておりますけれども、全て係数を開示しております。なぜ本県のみランダム加算値を開示しないのでありましょか。開示しないことが透明性の確保につながるのか、私は大いに疑問を感じておるわけであり

ます。そして、加えて端数処理であります。九州各県が千円単位であるのに対して、本県は1円単位になっております。端数が1円だとどうなるのか。例えば、500万で計算をしますと、端数が千円だと14通り、1円単位になれば1,200通りも出てくるわけでありまして。なぜ、ここまで他県と比較して積算を厳しくする必要があるのでしょうか。本県の応札会社は他県よりも大きな負担を強いられているわけでありまして。県土整備部長にお伺いします。透明性の点において、他県と同様、ランダム加算値を開示する考えがあるのか、そして公平性の点において、本県の1円単位の端数処理を他県のように千円単位にできないのか、お伺いしたいと思います。

**○県土整備部長（濱田良和君）** ランダム加算値につきましては、最低制限価格を推測しにくくすることにより、最低制限価格付近への応札の集中や同額によるくじの多発といった入札状況の緩和、さらには入札情報管理の徹底を目的としまして、平成21年度に導入いたしました。また、最低制限価格の端数処理につきましては、ランダム加算値導入の効果をより高めるために1円単位としているところであります。

これにより、くじの発生件数の大幅な減少や入札情報の管理の徹底が図られ、その効果が確認されているところでありますが、依然として最低制限価格付近への応札の集中が見られますので、ランダム加算値の開示や最低制限価格の端数処理を千円単位にすることにつきましては、引き続き、効果の検証と他県の情報収集に努めながら、判断してまいりたいと存じます。

**○右松隆央議員** 積算が厳しいとどうなるのか。積算に多くの時間を費やすことになりまして。経費も費やすことになりまして。少人数の会社は大きな負担となっている上、見積もりをし

たからといって当然落札できるわけでもなく、ましてや、お金がもらえるわけでもありません。もう1つ大きな問題は、ランダム加算値の導入によって、積算能力が十分でない業者でも偶然に落札するケースが出てきていることでもあります。これでは積算能力の向上に日夜努めている企業努力が反映されず、公平性が保たれているとは言いがたいものであります。ぜひ、実態の検証を進めていただきたいというふうに思っております。

続いて、違算について問うていきたいと思っております。この違算も大変大きな問題であります。まずは、違算によって入札が中止あるいは期間延長になった件数を、全体の件数とともに、平成23年度及び24年度の第3・四半期末までの数字を県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（濱田良和君）** 平成23年度の県土整備部所管の建設工事全体の発注件数は1,338件、そのうち違算による入札中止の件数は30件、入札延期の件数は198件、また平成24年度第3・四半期末までの工事全体の発注件数は902件、そのうち違算による入札中止の件数は26件、入札延期の件数は168件となっております。

**○右松隆央議員** この数字はやはり深刻に受けとめなければならないものだと思っております。平成23年度に一般競争入札で発注した件数に対して、実に17%が違算で中止及び延期になっているわけでありまして。これはやはり多いと言わざるを得ません。そして、問題なのは、入札中止あるいは期間延長になれば、その分、工期がおくれることでもあります。次年度に流れてしまえば年度内執行率に大きく響きます。かつ、再積算分として入札が改めてかかります。応札会社側も再度積算をしないといけないため、二重の負担が業者側にもかかってしまうこ



とになるわけでありませう。

なぜ、こういった違算が起こったのか、その中身をいろいろと精査させていただきました。旅費、交通費を人件費に入れてしまったり、項目に誤りがあったり、あるいは機械設備の数量が未記入であったり、あるいは筆数が不明であったりと、同じミスが土木事務所間で何回もしているケースも見受けられております。

ここで3点、問題と対策を指摘させていただきたいと思ひます。1つは、システムの問題であります。計算できる幅というものが広過ぎる部分など、ソフトウェアが改善されていなかったり、今はすぐに総合評価の加点の中身を変えたりしてありますので、ソフト開発が間に合わない、そういうケースも考えられるわけでありませう。それから、2つ目は、土木事務所の職員の異動などで積算基準を正しく理解する時間がなくて、業者のほうで積算のプロになっているということでありませう。そして、3つ目がチェック体制であります。設計者だけでなく、精査者やあるいは係長まで電卓をたたっているのか、そういうことでありませう。そこで、違算について再度伺いたいと思ひます。県土整備部はこの違算の問題をどう受けとめているのか、そして原因を分析し、何らかの対策を講じているのか、部長にお伺いしたいと思ひます。

**○県土整備部長（濱田良和君）** 違算につきましては、入札中止や延期の原因となるなど、応札者の負担増となるものであり、また事業のおくれにもつながりますので、大変申しわけなく思ひしております。

違算の主な原因としましては、積算基準や単価の適用誤り、必要経費の計上に関する誤りなどとなっております。このようなことから、これまでも積算能力向上のための研修の実施や違

算事例の周知により、再発防止を図ってまいりました。さらに、昨年12月に県土整備部に違算対策検討部会を設置し、設計書の作成や精査について、より効果的な手法の検討を行い、あわせて発注機関との情報共有を行ったところであります。県といたしましては、今後とも、職員の積算能力の向上や精査体制の充実強化を図り、違算防止にしっかりと取り組んでまいりたいと思ひております。

**○右松隆央議員** ぜひ、違算をできるだけ少なくしてもらおうように努めてもらいたいと思ひます。

さて、さらに問題の本質を掘り下げていきたいと思ひます。本県の入札制度の問題の本質として、私は3つあるというふうに思ひております。1つは、事務量の増大でありませう、この問題は先ほどの積算の特異性のところで指摘をさせていただきました。

2つ目と3つ目、これは成果品の品質の問題と、不良不適格業者の問題であります。この問題は現在の落札率と密接な関係がありますので、最低制限価格について知事に伺いたいと思ひます。なぜ、ここまで建設関連業者がリストラを進め、そして技術者の減少が加速度的に進んでしまったのか。現在の最低制限価格は、建設工事が90%、建設関連業務が80~85%になっております。他県と大きく違うのは、この最低制限価格までに行き着く過程であります。平成19年に事件の後の制度改革で、当初、建設工事が80~85%、建設関連業務は何と予定価格の60%に設定をされました。21年に業界の健全な発展や工事の品質を図るためとして、おの85~90%、75~85%に引き上げられたわけでありませうけれども、それまでの1年半で多くの建設関連業者が内部留保を吐き出してしまった

わけでありまして、それが現在まで強烈なボディブローとして、いまだに経営体質の強化を図れない要因になっているわけでありまして、本県の建設関連業界は他県と比較にならないほどダメージが大きい、これは必然であると言えるわけでありまして、そこで、知事にお伺いしたいと思っております。最低制限価格では採算がとれないという中、現在の90%で妥当と考えているのか。そして、建設関連業務が80～85%でさらに低くなっているのはなぜなのか。あわせて、現在の最低制限価格で技術者の確保など業界の健全な発展と公共工事の品質が図れると考えておられるか伺いたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 最低制限価格であります、建設投資の大幅な減少、全体的なパイが縮小し続けてきたという状況の中で、最低制限価格付近での受注が多くなるなど、工事の品質確保や健全かつ継続的な企業経営に支障が生じることが懸念されましたので、今御指摘もございましたが、段階的な引き上げを行ってきたところであります。その結果、現在は経済・雇用対策という位置づけの中で、時限的に建設工事においては予定価格のおおむね90%、建設関連業務においてはおおむね80～85%としているところであります。両者の違いにつきましては、建設工事のほうが人件費や建設資材費などの直接的な経費の占める割合が大きいことによるものであります。

県といたしましては、建設産業を取り巻く環境というものには依然厳しいものがあるというふうに認識しておるところでございます。入札参加資格や総合評価落札方式、そして最低制限価格につきましても、十分に勘案をしながら、実態を踏まえ、またさまざまな皆さんとの意見交換、情報交換というものを行いながら、技術と

経営にすぐれ、地域に貢献できる建設業者が伸びていけるような環境づくりに、これからも努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 本県は一度、最低制限価格が60～80%という前代未聞の設定をいたしております。他県と比較をして、同じ90%でも条件の下地が違うということ、知事はしっかりと認識していただきたいというふうに思っております。入札制度がそもそも経済対策であるということ、そして産業対策であるということ、ぜひ認識していただきたいというふうに思っております。

この項目では最後の質問になります。県土整備部長に伺いたいと思っております。公共工事の発注率の9月、1月時点のここ3年の推移を伺いたいと思っております。そして、1月時点の発注率を上げ、年度内工事を促進できないか、あわせてお伺いしたいと思っております。

○県土整備部長(濱田良和君) 県土整備部における公共事業の発注率につきましては、平成22年度が9月末で52.7%、1月末で70.7%、平成23年度が9月末で50.4%、1月末で70.3%、平成24年度が9月末で46.9%、1月末で72%となっております。

公共事業の速やかな発注は、事業効果の早期発現のみならず、経済・雇用対策の観点からも重要なことであると認識しております。公共工事を発注するには、国への予算の申請や、その後の測量、調査、設計、用地取得等を完了させることが必要となりますが、これらを計画的に執行していくことで工事の早期発注が可能となり、ひいては年度内工事の促進につながるものと考えております。県といたしましては、今後とも、1月末の数字も注視しつつ、発注率を定期的に確認するなど、全体的な事業の進行状況

を把握し、効率的かつ適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 数字を見れば、どの時期のスピードを上げるべきかわかるわけでありますので、ぜひ9月から1月までの発注率を特に注視していただきながら、年度内工事の促進に努めてもらいますよう、心からお願い申し上げます。

続きまして、3つ目の項目に移りたいと思います。土地制度における行政精度の問題と対策についてであります。

今、全国で進む外資による森林買収の問題、その背景は何なのか、そしてこの問題の本当の核心はどこにあるのか、それを問うていきたいというふうに思います。外資による森林買収が発生をすれば、その現象面だけがセンセーショナルに取り上げられがちであります。しかし、実は、問題の本質はそこではないのであります。この問題の核心的部分は、森林の所有者情報や売買実態を行政が正確に把握し切れていない点にあるわけであります。そこで、環境森林部長に伺いたいと思います。森林所有者の氏名は、森林簿で一応、片仮名表示でわかるわけですが、所有者の住所についても行政は把握をしているのか、県内26市町村の現状をまずは伺いたいと思います。

**○環境森林部長（堀野 誠君）** 森林所有者の住所の把握状況につきましては、本年1月に市町村の林務担当部局に対しまして、アンケート調査を実施したところであります。その結果、14市町村は、地籍簿の情報や守秘義務の制限が及ばない内容になりますが、固定資産課税台帳の情報の共有化により、常に住所を把握できる体制となっております。残りの12市町村は、そのような体制を整えていないとのことで

ありました。この12市町村は、森林所有者に対して森林施業に関する指導や助言を行う必要が生じた場合には、地籍簿や固定資産課税台帳の情報の提供を受けて住所を把握していくとのことであります。

**○右松隆央議員** 固定資産課税台帳などの税務情報は、部局間の情報共有、アクセスが行われにくいというのが実態であります。しかし、昨年4月の改正森林法によりまして、税務情報とアクセスできるように総務省が通達を出しているわけであります。森林の所有者の把握で部局間による情報共有体制ができていない自治体は、これはやはり大きな問題だと指摘をしていかなければなりません。土地所有に関する基本情報はしっかりと整備をして、行政精度を上げていかなければならないわけであります。いかにして森林所有の不明化をなくしていくか、そのルールや仕組みづくりをしていくことが極めて大事になってまいります。そこで、環境森林部長に重ねて伺いたいと思います。今後、市町村に対して、森林所有者の漢字氏名、地番までの住所を把握するように指導・助言していくのか、伺いたいと思います。あわせて、その手法を伺いたいと思います。

**○環境森林部長（堀野 誠君）** 森林所有者の氏名や住所等の情報につきましては、昨年4月から、市町村の林務担当部局が税務部局の保有する情報を利用することが可能となりました。このため、県としましては、例えば林務担当部局が関係部局から情報を円滑に入手できるような仕組みを構築するなど、森林所有者に係る情報の利用に努めていただくよう助言してまいりたいと考えております。また、森林の土地の所有者届け出制度に基づきまして、森林所有者の氏名や住所等の情報を整備するよう支援してま

いりたいと考えております。

**○右松隆央議員** ぜひ、森林所有者の実態を林務担当部局が把握するように指導を徹底していただきたいと思います。行政が所有者を特定できない、所有者不明の、いわゆるさわれない土地や使えない土地というものが増大していけば、土地の集約化や徴税などさまざまな面において行政コストが高まっていくことは必至であります。また、林地整備など施策展開にも大きな困難を来すことは避けられなくなるわけがあります。そして、行政がいとう、地籍の調査も強く進めていかなければなりません。所有者が不明で境界もわからず、徴税もできない、こうした土地の死蔵化、デッドストック化が進行すれば、本県の県益が大きく損なわれることは言うまでもありません。地籍の進捗も市町村ごとに公表されております。おくられているところは進捗を上げるように、市町村に適切な指導を強く求めるものであります。

そして、さらに突き詰めれば、記載されている所有者が果たして真の所有者であるのかという問題であります。水資源保全対策特別委員会で執行部から、「ここに記載の情報が真の所有者であるとは限らない」との答弁がありました。見かけ上の所有者である可能性を認めていることとなります。まさに、行政精度そのものが問われているわけであります。私は、森林所有者の実態把握に本格的に乗り出すべきだと強く申し上げたいと思います。この問題で先進的に取り組まれている北海道では、森林の所有者にアンケート調査を送付したところ、何とそのうちの4割が宛先不明で戻ってきたとのことでありました。このことも踏まえ、環境森林部長に伺いたいと思います。森林所有者の住所を地番まで把握していない、これはもう論外といた

しまして、仮に住所を把握している分でも、その住所が本当に正確なものなのか、今後、市町村と連携して連絡等の調査を行う考えがあるのか、伺いたいと思います。

**○環境森林部長（堀野 誠君）** 森林所有者の氏名及び住所を把握することは、近年の外国資本による我が国の森林取得の動き等を踏まえ、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図る上からも重要であり、この観点から、森林の土地の所有者届け出制度が創設されたところであります。県としましては、議員の御指摘のあった手法も含めて、正確な森林所有者の住所を把握する方法を、市町村の林務担当部局と一緒に考えてまいります。

**○右松隆央議員** ぜひ、しっかりと考えていただきまして、必ず所有者の実態把握の調査を進めてもらうように要望いたします。

この項目最後に、知事にお伺いしたいと思います。水資源保全条例についてであります。昨年9月の定例会で私の質問に対して知事は、「条例制定について、県としましては、国の動向を注視するとともに、他県の取り組みを調査し、その必要性や効果をしっかりと研究してまいります」と答弁をされております。あれから半年も経過をしました。研究結果はどうなっているのでしょうか。

この2月、3月の定例会、全国では福井県、長野県、山形県、石川県、富山県、岐阜県が条例案を提出し、4月までに施行するというスケジュールになっております。既に、北海道や埼玉県を初め、5道県が制定済みでありますので、合計11道県が条例を設置するわけであります。全国でこれだけの県が加速度的に条例制定を進めているという中、県土面積76%を森林とする森林県である本県の執行部が何も動かな

い、これはどういうことであるのでしょうか。私は、これは恥ずべきことだというふうに思っております。

県外調査を行った埼玉県にしても、群馬県にしても、知事のゴーサインというものが条例制定の大きな推進力になっております。課題解決や危機の未然防止、そして資源管理の推進力を図れるのは、やはり知事であります。森林売買の事前届け出制並びに情報公開を主眼とした条例制定に取り組む意思があるのかないか、9月議会に引き続き、知事に伺いたいと思いません。

**○知事（河野俊嗣君）** 森林などの土地売買、外国資本による森林買収の問題などを契機として、全国的な関心が高まり、国におきましても、23年の森林法の改正により、森林の土地の所有者となった旨の事後届け出制が創設をされたという状況がございます。

また、森林売買の事前届け出制度などを内容とする条例につきましては、今御指摘もありましたが、北海道、埼玉県など5道県で制定されているところであり、さらには2月またはこの3月議会において6県が条例案を議会に提出されるという状況でございます。

県としましても、これらの動きを注視しますとともに、他県の条例の内容や運用状況、課題などにつきまして、情報収集や研究を行ってまいりました。豊かな森林資源、水資源というのは、本県の豊かな農林水産業、また水力発電など、さまざまな恵みをもたらしてきたものであります。今後とも、しっかりと守っていく必要があるというふうに考えておるところでございます。昨年4月以降、県議会に設置をされました水資源保全対策特別委員会において調査検討されているところがございますので、その議

論も踏まえ、条例制定の必要性やその効果につきまして、しっかりと検討をしてみたいと考えております。

**○右松隆央議員** 9月の段階より踏み込んだと解釈をいたしました。目で見て、そして足で確かめて、さまざまな情報を収集して、これは本県にとって考えていかなければならない、対策が必要だ、そのような判断をいたして、議会で問題提起や政策提言をさせていただいているわけであります。知事はそのことをしっかりと受けとめていただきたいというふうに思っております。

続いて、4つ目の項目に入りたいと思えます。重点推進事業等の進捗についてであります。

重点推進事業のうち、とりわけ私が過去、一般質問で取り上げた2項目を含め、3つの事業についての進捗を問うていきたいと思えます。

まずは、100万泊県民運動についてであります。選挙戦から就任時、知事が高らかに提唱されたことで、県内の宿泊、観光、飲食、広告業等関係者から大きな関心と期待が寄せられた一大施策であったわけではありますが、現状はどうか。100万泊県民運動の数値結果として、平成23年及び24年の県内客の延べ宿泊数を商工観光労働部長にお伺いしたいと思います。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 観光庁の宿泊旅行統計調査によりますと、県内に住む方の県内での延べ宿泊数は、平成23年で81万8,680泊、平成24年につきましては、これは1月から9月までの速報値でございますが、58万460泊となっております。

**○右松隆央議員** 23年が81万8,680泊ということで、19万泊近く足りないのが現状であります。また、24年9月までの進捗は、23年よりも3

万4,000泊ほど進捗が遅くなっております。知事の肝いりとして打ち出した以上、また関係各所に期待をさせた以上、数字を追っかけて、その実現のための施策展開を当然しなければいけないというふうに考えております。そこで、この数字を受けて、御自身の見解と今後の取り組む施策内容を知事に伺いたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 100万泊県民運動につきまして、必ずしも100万泊を達成することをゴールというふうに考えているわけではございませんで、県民一人一人が県内で年間1泊をすれば、年間を通じると100万泊になる、一人一人のそういう小さな積み重ねが全体的な大きな効果になるのではないかと、まさに県民総力戦で取り組んでいこうということ、さらには県内には豊かないろいろな資源がある、その宝というものを泊まることによって再認識していこう、そういうようなことをアピールしたい、訴えたいという思いで掲げたところでございますが、もちろん単なる精神論ではなく、先ほど言いましたようないろいろなデータを把握しながら、県内の宿泊者数を増加させ、経済の活性化にもつないでいきたい、そのように考えておるところでございます。

このため、県としてこれまでの取り組みとしましては、観光地やイベント開催など、旬の情報を広く提供するというもの、さらには県内の旅行商品——これまで県内の旅行会社は大体県外の旅行商品をつくっておったわけですが、県内を回ってもらって商品をつくってもらって、さらにはグリーンツーリズムの推進などに積極的に取り組んできたところでございます。このような動きに呼応して、先日、地域婦人連絡協議会が、通常であれば宮崎市で開催する婦人大会を、知事の100万泊に込めたいという思い

で日南で開催をしてもらったと。なるべくそういういろいろな地方開催をすることによって、効果を及ぼしていきたいという取り組みもございまして、県職員も、県職員みずから企画をして県内に泊まる、そしてその地域のいろいろな豊かな資源を見て回ろうというような、これは先日、延岡で行われたような取り組みもあるわけでございますが、そういったような動きというものを徐々に広げていく、それを県としても促すような取り組みをさらに進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

今現在、記紀編さん1300年記念事業、また置県130年、さらには東九州道の開通など、いろいろなタイミングもあるわけでございますが、地産地消の県民運動や中山間地域をみんなで支える県民運動、そういったものとも連動させながら、100万泊県民運動の趣旨について、より広くアピールをし、また数字の上でもしっかりと実績が残るように取り組んでまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 最初と最後がどうもやはり答弁がかみ合わないと思っています。最初の、「必ずしも100万泊を達成するとは考えていない」、この発言は非常に問題だというふうに私は思います。その程度の100万泊県民運動なら期待しただけ損というふうになるわけでありませう。やはり目玉事業として知事がしっかり取り上げた以上は、しっかりと数字を追っかけていただきたいと強く要望する次第であります。

本県の県内客の延べ宿泊数である81万8,680泊、これを隣県と比較しますと、鹿児島県が199万泊、熊本県が163万7,000泊、そして本県と総人口の近い大分県が112万9,000泊となっております。大分県とは6万人の人口の差で、31万1,000泊の差がついているわけでありませう。経済効果

を期待する多くの県民や、あるいは関係各所の期待に応えられるように、数字をしっかりと追いかけてもらいたいと強く要望させていただきます。

続いて、私がちょうど1年前の24年2月の一般質問で取り上げました木造住宅耐震化リフォーム支援事業について、その進捗を伺いたいと思います。1年前に私は、この事業を大変評価させていただいていると申し上げました。また、当時の児玉県土整備部長から、「この制度を創設することによりまして、全県的に耐震化の促進が図られるものと期待している」との答弁があったところであります。耐震改修によって、経済波及効果も大いに期待されるものであります。この事業の規模は5,000万円で、想定戸数は耐震診断が200戸、そして耐震改修事業が400戸となっております。そこで、県土整備部長にお伺いしたいと思います。木造住宅耐震化リフォーム支援事業における、平成24年の現時点までの耐震診断並びに耐震改修事業の実績を伺いたいと思います。

**○県土整備部長（濱田良和君）** 平成24年度の木造住宅耐震化リフォーム支援事業の実績につきましては、1月末現在で耐震診断が119件、耐震改修が13件となっております。

**○右松隆央議員** これはやはり余りにもひどい数字だというふうに言わざるを得ません。耐震診断が200戸に対して119戸で、達成率が59%、耐震改修事業に至っては400戸に対して何と13戸と、桁が1つ違ってあります。達成率はわずか3%であります。これは言いわけができない。事業として、やはりこれは失敗であったと言わざるを得ないものがあります。県土整備部長に改めて伺いたいと思います。この事業は地震対策上重要施策ながら、想定戸数に大きく届かな

かった要因と今後の事業展開について問わせていただきます。

**○県土整備部長（濱田良和君）** 耐震改修が進まなかった要因といたしましては、耐震改修に多額の費用が必要となること、住宅の耐震化の重要性がまだ十分に認識されていないこと、住宅所有者の6割以上が高齢者であることなどがあると考えております。また、事業の趣旨を県民の皆様には十分にお伝えできなかったことも、今後の事業展開の反省材料であると受けとめております。

このため、県といたしましては、来年度は、倒壊の危険性の高い、耐震診断の結果が0.7未満の住宅について、補助率を3分の1から2分の1に引き上げ、より活用しやすい事業とするとともに、市町村や関係団体と一体となって、耐震化の重要性をより積極的に周知し、事業の促進に努めてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 住宅の耐震化率は、27年度末で目標値を90%に設定しております。昨年2月の一般質問で、静岡県の実策である「TOUKAI（東海・倒壊）ー0（ゼロ）」の紹介までいたしました。しっかりと先進県の取り組みを研究していただいて、事業費の無駄遣いにならないように、結果の伴う施策にしてもらうことを強く要望させていただきます。

最後の3つ目の質問であります。これも昨年2月定例会の一般質問で要望した食品開発センターにおける目標値の設定についてであります。食品開発センターにおける数値目標をどう設定されたのか、そしてそれに対して平成24年の状況はどうであるのか、商工観光労働部長にお伺いしたいと思います。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 食品開発センターの数値目標につきましては、昨年の2

月定例県議会で議員から御提言を受けた後、検討を進めまして、平成24年度につきましては、技術相談等1,100件、研究会開催9回、巡回企業訪問110件、共同研究4件と、4項目の目標値を設定したところであります。

これらの目標値に対する今年度の状況は、1月末現在で技術相談等が1,022件、研究会開催が13回、巡回企業訪問が116件、共同研究が6件となっております。また、未来みやざき創造プランのアクションプランでは、技術移転件数について、平成23年度から26年度までの4年間に、工業技術センターと合わせて延べ50件の目標設定をしております。このうち25件が食品開発センター分と考えておりますが、1年10カ月が経過した1月末現在の状況は延べ18件となっております。

**○右松隆央議員** おおむね目標値に対しては順調に進捗していることがわかりました。しかし、大事なことは、やはり昨年2月の一般質問で数値を示しながら申し上げましたように、本県の食料品製造業出荷額に食品開発センターがどう寄与できるかであります。あのとき知事に申し上げた、センターの予算拡充と研究職の増員の意味というものを、しっかりと受けとめていただきたいというふうに思っています。そして、センターが食品工業における産業のかなめとして、食品関連企業と徹底して連携していただくことで、宮崎の食をしっかりと支えていただきたいと切に望むものであります。

それでは、最後の項目であります本県の観光政策について伺いたいと思います。

観光が本県のリーディング産業と言われていたのは一昔前の話でありまして、そもそも本県は今、観光地と言える状況であるのか、県外の人々は果たして宮崎県を観光地と思っているの

か、極めて重大な命題を今、本県は突きつけられているのだと考えております。

まずは、本県の観光の現状を数字で分析してまいり、そして具体的な観光政策について議論をしてまいりたいというふうに思っております。他県との比較で宮崎の現状を顕著にあらわす指数がありますので、そこから入りたいというふうに思います。平成23年、24年の観光入り込み客数及び県外宿泊者数とその傾向、観光入り込み客数の目標設定値について、商工観光労働部長にお伺いしたいと思います。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 平成23年の観光入り込み客数は県内県外合わせて1,253万5,000人で、県外宿泊客数は175万8,000人でございます。24年につきましては、1月から6月までの速報値であります。観光入り込み客数は537万人で、前年同期の575万人と比べると減少し、県外宿泊客数は76万6,000人で、前年同期の72万8,000人と比べると増加をしております。また、アクションプランにおける平成26年の観光入り込み客の目標値は、県内県外合わせて1,460万人としているところでございます。

**○右松隆央議員** 観光入り込み客数は平成20年から対前年比マイナスが続いております。20年対前年比で98.6%、21年が97.8%、22年が92.7%、そして算出方法が22年に動向調査から観光入り込み客統計調査に変わったことを加味して、今回の23年も対前年比で96.7%となっております。観光入り込み客数がここ数年減り続けているとともに、本県の大きな弱点として顕著にあらわれているところが県外宿泊者数であります。観光だけ見れば、これは全国最下位であります。ビジネス目的を含めても下から2番目であります。すなわち、県外観光客が一番宿泊していない県が宮崎県ということになるわ



けであります。観光立県を目指すのであれば、これはやはり深刻に受けとめなければならない実態であります。率直に申し上げて、このままの状況が続けば、さらなる衰退は免れない、立て直すには相当な戦略的な施策が必要だと言わざるを得ないというふうに思っております。

そこで、さらに分析をしてまいりたいと思います。県外宿泊客の居住地であります。1位が福岡県で13.2%、2位が東京で12.5%、そして大阪、鹿児島、熊本県と続いております。また、リピート力、これも把握をしなければなりません。県外観光客で、初回訪問とリピーター比率を見てもみますと、本県のリピーター比率は58.8%、これは九州で一番低い数字になっております。そして、来訪者の期待と評価の差異、いわゆる満足度であります。これは全国下位の43位になっております。そこで、商工観光労働部長にお伺いしたいと思います。宮崎旅行に対する満足度あるいはリピート力をどう高めていくか、その戦略的施策展開を伺いたいと思います。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 本県の観光振興を図るためには、新たな観光誘客に向けた情報発信はもちろんでございますが、訪れた方々の滞在時間を延ばし、本県のさまざまな魅力に触れていただき、来てよかった、また来たいと、リピーターとなつていただくことが重要であると考えております。

このため、県としましては、地域の特色ある観光資源を生かした、「恋旅」を初めとする5つの旅を中心に誘客に取り組んでおり、こうした中で、若い女性を対象にした恋や愛にちなんだ観光スポットのPRや、中高年層向けの神話スポットを周遊する旅行商品の造成、教育旅行では農家民泊やマリンスポーツ体験の提案な

ど、年齢層に応じた観光誘客に取り組んでおります。また、「日南一本釣りカツオ炙り重」や西米良村の「おがわ四季御膳」などの食を生かした取り組みも支援しているところでございます。また、都会では味わえない温かみのあるおもてなしなども観光客の満足度につながるものであり、「おもてなし日本一」の取り組みを進めるとともに、例えば観光ボランティアガイド等のさらなるスキルアップを図るなど、観光客受け入れ体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 伺ったところによると、教育旅行での農家民泊で100名以上の受け入れの予約が入ったと聞いております。関西のほうの学校と伺いましたが、これは本当に素晴らしいことだというふうに思っております。ぜひ、修学旅行の受け入れにも、宮崎のよさがわかる農家民泊なども活用しながら、かつ、しっかりと経済効果を生むように取り組んでいただきたいというふうに考えております。

リピーター獲得の早道は、近距離からの旅行者に目を向けること、そして地域資源を見直すことで再来訪率が上げられるわけであります。宮崎の希代の地域資源、財産である神話やスピリチュアルを、知事がもっと生の声でそのよさをさらに発信していただきたいというふうに思っております。また、商品開発におきましても、グルメの中でも、とりわけリピーター率が高まるスイーツにも力を入れていく必要があるというふうに考えております。宮崎の産業をフル回転させ、そして知事の強いPRにより、戦略的に施策展開されることを強くお願いする次第であります。

最後に、新幹線駅からいかに本県に観光誘客ができるか、二次交通のてこ入れについてであ

ります。今、JR九州で大きな成功をおさめているもの、それは観光列車であります。「ゆふいんの森号」「A列車で行こう」「SL人吉」「指宿のたまて箱」など、大変好評を博しております。観光客が利用したくなるような輸送サービスを考えていくことも、新幹線駅からの誘客に極めて有効だというふうに考えております。そこで、商工観光労働部長にお伺いしたいと思います。本県の観光列車「海幸山幸号」を鹿児島中央駅に接線するなど——あるいは新たな列車でも構いませんが——観光列車を活用して新幹線からの観光誘客に活用する考えはないか、お伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) JR九州によりますと、九州新幹線から宮崎への送客につきましては、現在、新八代駅から16往復運行している高速バス「B&Sみやざき」を基本に、鹿児島中央駅—宮崎駅間では「特急きりしま」を10往復運行し、利便性を確保していると同っております。また、観光列車「海幸山幸」につきましては、日南線に根差したコンセプトのもと運行しているもので、JR九州としては、そこが「海幸山幸」の大きな魅力であると考えているとのことであります。

現在、九州には、全国のJRグループの中でも最も多くの観光列車が運行しており、各地域の観光振興に役立っているところであり、県としましては、鹿児島中央駅まで来られた観光客を本県まで誘客するという観点から、新たな観光列車を運行することができないか、JR九州や沿線自治体などとも協議をしまいたいと考えております。

○右松隆央議員 国交省の九州運輸局企画観光部長がおっしゃるには、「観光は日本の成長産業の柱。今後は九州がそのリーダーとなる。し

かし、その中で宮崎県は乗りおけている」と指摘をすると同時に、身近になった新幹線へのアクセスを充実させるために、観光列車の導入の意義と効果を強く理解されております。九州運輸局企画観光部長は最大の理解者だというふうに私は考えております。そういった意味で、今後は、九州運輸局企画観光部も巻き込んで、JRと自治体あわせた三者でしっかりと協議をしてもらい、ぜひ新たな観光列車を走らせていただきたく、新幹線駅から宮崎への観光誘客に大きなたこ入れを図っていただきたいと心から願っている次第であります。

最後、時間がもうありませんけれども、実はカジノについても今回お伺いする予定でありました。ところが、知事のカジノに対する答弁の中身がかなり慎重ということもありまして、今回、カジノは取り下げをすることにいたします。やはりPTAのこととか、青少年育成に関しての影響とかもいろいろ言われています。パチンコ業界、これはどういうふうに思われるかわかりませんが、しっかりとカジノとパチンコをリンクさせて、すなわちパチンコの出店規制も含めて、それとリンクしてカジノを誘致していく、そういう考えも一つの考えとして、私は持論として持っております。カジノについても国会等でいろいろ審議がこれから始まる可能性が高いわけでありますので、やはり乗りおけないように——大阪、それから東京はまさにカジノの構想をどんどん進めています。いろんな調査をしていくことはできるはずでありますので、そういった意味で、もう少し一つの検討材料として持っていただきたい、そういうふうにご心からお願いを申し上げまして、以上、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 次は、清山知憲議員。

○清山知憲議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の清山知憲です。知事は本年、3年目を迎えられるりましたが、私ももうすぐ県議として3年目を迎えます。今後、一層、右松議員に続いて気合いの入った県政のチェックに励んでまいりたいと思いますので、どうぞ誠意のこもった答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず1点目、成長戦略についてお伺いいたします。

知事は今回、基本方針の中で、新たな成長とか、安定した経済成長という言葉が使われていますが、この中の成長という言葉、一体どこの誰がどういうことで成長していくのか、私にとってはちょっとよく意味がわかりません。知事の意味するところのその成長というものの意味を、具体的に何ををもって成長と言うのか、教えていただければと思います。

2点目に、TPPについてでございます。

先ほど反対の意見書を可決いたしましたけれども、県は2010年11月に県の経済が受ける影響試算を公表しておられますが、それから2年以上が経過して、今、宮崎県経済全体を俯瞰したときに、どういった分野、品目というのを宮崎県にとって優先的に守らなければならないのか、そうした分析、試算というのは行っておられるかどうか、もし行っているのであれば、どういった分野がそうしたものに挙げられるのか、教えていただきたいと思います。姿勢としては反対を示しながらも、同時並行的に、宮崎県としていつでも政府に具体的要求を突きつけられるように、そうした準備を備えておくことも同時に必要であると考えます。

以上、壇上よりの質問といたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、成長の意味するところについてであります。県の総合計画におきましては、「時代のニーズに応える産業が地域に展開し、安心して働ける社会」を「目指す将来像」の一つとして掲げまして、地域の強みや特性を生かしながら、地域に根差した産業を構築するため、関連のアクションプランを展開しているところであります。このたび策定をしました「復興から新たな成長に向けた基本方針」におきましては、こうしたアクションプランの中から、今後の成長が大いに期待され、本県経済・産業を牽引する産業分野を指定しまして、その育成加速化に重点的に取り組むこととしたところであります。

この成長の意味合い、また成長の度合いであります。アクションプランで設定している重点指標でありますとか、「みやざきフードビジネス振興構想」、さらには「宮崎県新エネルギービジョン」など、さまざまな計画なりビジョンで掲げた数値目標の達成度によって確認をしていく、そのような中身のものというふうに考えておるところでございます。今後、官民一体となって成長産業の育成加速化に全力で取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、TPPについてであります。TPP交渉の参加に関しましては、さまざまな動きが活発化しておりますが、県といたしましては、現時点では、事態を注視しつつ、これまでと同様、地方の声を十分踏まえた慎重な対応を国に求めていくことを基本としているところであります。

本県経済への影響につきましては、今御指摘

がありましたように、これまで農林水産分野における試算を行ってきたところでありまして、関税率が高く内外価格差の大きい米と畜産部門を中心に、その影響は極めて大きいものというふうに認識をしております。今後、政府によります新たな統一試算も示されるというふうに伺っておりますので、この試算も十分に踏まえながら、今後設置する対応本部におきまして、本県に対する影響を再度、精査をし、今後の対策を講じてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

本県の基幹産業である農林水産業のみならず、医療や商工業など、県民の生活や産業活動全体への影響も最小限に抑えていく必要がありますので、こうした対策本部で情報の収集、分析に努め、国に対しましては、刻々と変化する状況に的確に応じまして、本県の置かれている現状とTPP協定に関する懸念、問題点の指摘を訴えてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○清山知憲議員** TPPについてでございますが、瓦れきのときもそうだったんですけれども、国の情報を待つという受け身の姿勢だけではなくて、同時並行的に、スピード感を持って県内の情勢分析を進めていきながら、どんどん政府に対して声を届けていかなければいけないと思うんです。政府が統一試算をそのうち出すと言いながらも、アメリカとは交渉に入るための事前交渉を既にやっているわけで、昨日の日本経済新聞の紙面でも、具体的な品目の名前が紙面上をにぎわわせていましたけれども、やはりそうしたところも踏まえて、反対という姿勢を持ちながら、県としては、したたかにスピード感を持って対応していただきたいと思っております。

また、1点目の成長とは何かという私の質問に対する答えですが、結局、知事のお答えだと、アクションプランの中の重点指標であったり、そのほか、構想とかビジョンの中の数値目標、それらの個別目標の集合体であるというお答えだったんですけれども、それじゃちょっとわかりにくいと思うんです。私は、それじゃだめだと思っております。やはり県経済全体が成長していくかどうかを知る上で、そういう個別目標の集合体ではなくて——例えばフードビジネスで1,000億円、産業の生産額が伸びた、しかし、ほかの産業で2,000億円落ち込んだとしたら、それは宮崎県経済全体の成長戦略としては失敗だけれども、もしかしたら知事の掲げている個別の目標というのは達成していくかもしれない。それは、木を見て森を見ない政策にもなるんじゃないかなと考えております。例えば、県経済全体があらわされるような1人当たり県民所得とか、1人当たりの県民総生産額とか、いろんな指標がありますから、知恵を絞って、そうした経済全体のアウトカムを目標にしたほうがいいんじゃないでしょうか。知事、お願いします。

**○知事(河野俊嗣君)** 成長を図る上でなるべくわかりやすくということで、さまざまな指標をこれまでアクションプランの中でも掲げ、この新たな成長でも目標を目指していくんだということを御説明申し上げたわけですが、今御指摘がありました、経済全体の成長の度合いがわかるような指標というものはどういうものがあるのか、それはしっかり精査をして、今後検討してまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 知事は、高岡町出身の高木兼寛先生という偉人は御存じですか。

**○知事(河野俊嗣君)** 存じております。

○清山知憲議員 高木先生の残した言葉に、「病気を診ずして病人を診よ」とあるんです。医療者は、個別の病気一つ一つを退治していくことじゃなくて、もっと大きな患者さんの幸せを目標に設定すべきだと。アクションプランの中の重点指標を具体的に申し上げますと、新エネルギー分野では総出力電力40万キロワットを目指すと、フードビジネスでは農業法人715法人を目指すと、そういう細かい数字が並んでいるんですけれども、必ずしもそれらの数値の達成が県経済のパイが成長していくことにイコールとは限らないと思うんです。やはりそういう県経済全体のアウトカムというものを、具体的なものではなくても何かしら知恵を絞って、ちゃんとそこがわかるように——じゃないと我々は検証しようがないです。この成長戦略が5年後、10年後、果たしてうまくいったのかという検証のしようがないので、ぜひその点も踏まえて御検討いただければと思います。

商工観光労働部長に伺いたいんですけれども、企業立地課が重点的に誘致に力を入れている4つの分野で過去5年間で企業立地件数は幾らか、そして最終雇用予定者数は幾らなのか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 平成23年度に策定しました宮崎県総合計画の中で、4年間で重点的に企業立地に取り組む産業分野として、低炭素関連産業など4つの分野を定めております。平成19年度から平成23年度までに認定した立地企業をこの4分野に当てはめた場合、低炭素関連産業は、立地件数が6件、最終雇用予定者数が1,028人、医療機器関連産業が7件の125人、食品関連産業は34件の1,007人、情報サービス産業は24件の2,469人となっております。

○清山知憲議員 今のお答えだと、この中でもひとときわ、4つの分野の中で食関連、そして情報サービス産業24件と、非常に大きなウエートを占めていて、情報サービスだけで雇用予定者数2,469人と、全体の3分の1以上を占めていることがわかります。そういうことも踏まえて、これは別の質問として総合政策部長にお伺いしたいんですけれども、今議会で、30億円を積み立てて今後5年間使っていくという「みやざき成長産業育成加速化基金」というのがございますが、その中に、「成長産業等を支える中小企業の支援」という言葉があります。「成長産業等」と言うときの産業とはどれを指すのか、教えてください。

○総合政策部長（稲用博美君） 今御質問がありました加速化基金でありますけれども、「復興から新たな成長に向けた基本方針」を踏まえまして、本県における成長産業の戦略的な育成の加速化を図るということと、それに加えて、それを支える本県中小企業の振興を図ることを目的とするものであります。

この方針におきまして、フードビジネスの推進、畜産の新生、新エネルギーの利活用、東九州メディカルバレー構想の推進の4つの分野を新たな成長の核となる取り組み分野として整理しておりますが、「成長産業等を支える中小企業の振興に関する事業」と言うときの「成長産業等」には、これら4つの取り組み分野に該当いたします食関連産業、畜産、新エネルギー、医療機器産業といった産業を中心にしまして、それらを支えます産業全般を含めることとしております。

○清山知憲議員 やはり成長産業の指す産業というのは、それら4つの分野ということでしたが、私が聞きたいのは——知事に伺いたいんで

すけれども、今現在、県内において伸びている産業、成長産業とはどういった産業が考えられると思いますか。

○知事(河野俊嗣君) 今、伸びているもの、今後の育成可能性があるものとして、フードビジネスというものを考えておりますし、IT関連にしましても、いろんな企業立地などが進んで、成長を支えている産業ではないかなというふうに受けとめております。

○清山知憲議員 私が伺いたかったのは区別して——今後伸ばしていく産業と、もう既に今伸びている産業というのがありますね。情報サービス産業は、一つ伸びている産業ですし、また3次産業としての医療・福祉産業も雇用者数がいろいろ伸びている分野でもございます。先ほどおっしゃったように、情報サービス産業はたくさんの雇用を抱えておられるんですけども、これは、政府や自治体が成長をもくろんで、伸ばそうと思って伸びてきた産業ではないんです。やはり自然な技術進歩であったり、企業や事業所の努力によってマーケットが広がってきた産業だと思うんですけども、何か言いたいのかというと、政府や自治体というのがもくろむ成長分野は余り当てにならないんじゃないかという根本的な問題意識ですね。今回、知事としては4つの分野を特定して、その育成を図るという、そこでどんどん成長を引っ張っていくという、これはいわゆる産業政策と呼ばれるもので、幾つかの産業にターゲットを絞って伸ばしていくと。経済学者の中でもいろいろ賛否両論ありますが、これが本当に宮崎県経済全体を成長させるに当たって適切な政策かどうか、お伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 今の御質問の中で、これまで伸びているものとこれから伸ばしたいもの

のというような区別なり整理ということで御指摘があったわけでありますが、恐らくこれから伸ばしていきたい、まだ伸びていくであろうというものの動きが、これまでの動きを踏まえて今後の成長産業の柱になり得るのではないかということのもとに、我々としてもそういう重点産業を設定し、国においても成長戦略等、そういったような産業分野が指定されているんだと思います。ただ、やっぱり経済は動いておりますし、必ずしも全ての動きなり経済の成長を見通せるわけではございません。したがって、柔軟に今後の情勢変化に対応しながら、新しい成長を担う分野が出てくれば、またそれを支援していくということがあるわけですが、今の時点で、これまでのトレンド、また今後を見据えて、特に重点的に牽引していく産業としてはということで整理をさせていただいたものがあります。

○清山知憲議員 今回の4つの分野を特定するに当たって、いろいろと根拠はあるかと思えます。こういう幾つかの分野を特定して伸ばしていく産業政策というのは、高度経済成長期の製造業のように、ある程度その分野で技術進歩の方向性というのが長期的に安定していて、マーケットの推移もある程度予測できて、そして主な課題というのが設備投資であったり資金調達だったり規模の問題であるときに、初めて有効であるといった知見もございます。もしくは観光のように、やはり自治体という規模が手伝って、ようやく伸びていくような部分もあると思います。やはりそうした分野に限ってやっていかなきゃいけないと思うんです。今回、あえて特定の4つの分野を挙げられておりますけれども、医療機器とか新エネルギー分野というのは、やはり技術革新の方向性というのが急速に

変わり得る分野であったり、また国の制度も変わり得る分野で、ここに予算を費やしていくというのは、ある程度リスクを伴うところなんです。だから、そうしたところも踏まえて慎重に考えていただきたいんですけども、やはりこの4つの産業政策にこだわるか、もしくは別の発想を持っておられるか、知事にお伺いしたいんですけども。

**○知事(河野俊嗣君)** その4つの産業分野だけに力を入れるということではありませんで、それが成長分野としてほかのものを牽引していくというようなイメージで、今そのように期待をしておるところでございます。医療の話、新エネルギーの話、いろんな変動も大きいのではないかという話もございましたが、少子高齢・人口減少社会の中で医療の重要性というのは薄まることはない、もっともっと強まるものというふうに考えておりますし、新エネルギーへの取り組みも、もっともっと加速化させていかななくてはならない、そういう思いのもとに県としても力を入れていきたいと考えております。

**○清山知憲議員** やはり、あえて産業政策をやるときには、本当にいろんなデータを固めた上で、ここは絶対に伸びるぞと確信を持って、そしてその分野が成長するに当たってボトルネックを県が解決できるといった場合や、県の支援が大きなリターンとなって返ってくるという確信があった場合に限るべきだと考えているんです。

どうしてこうこだわるかというと、行政の側にずっといると、一種のバイアスがかかって見えにくいかもしれないんですが、世の中は、行政のやる補助金とか優遇制度とか、公の仕事——公共事業など、そうしたことに一度もあずからないで自分の力で生活、仕事をしている人

たちがたくさんいるんです。そして、補助金とか公の仕事というのは、やはり情報をつかむことができなければ利用できないし、また一定のルールで手続をこなしていく力も必要であって、そういうことができない県民、つまり全ての県民に今回の成長戦略も恩恵が行き渡るように気を配らなければいけないし、知事にはぜひその点を踏まえて考えていただきたいんです。

私は、今後、成長戦略としては、民間の企業や事業所などが自由に効率的に活動できるような環境整備であったり、交通インフラの整備であったり、物流ネットワークの強化であったり、資金調達制度、規制の見直し、そうしたものを一つ一つ考えていくことが、新しい成長戦略の発想だと思いますし、また先週、井上議員もおっしゃった男女共同参画——女性の労働参加率を上げて労働力率アップを図るという労働政策も成長戦略の一つです。そうした新たな発想を持っていただきたいと思いますし、また県経済全体が成長したかどうか、我々にも見える形で、やはり目標というものを持っていただきたいと考えております。

次の質問に移りたいと思います。都市政策について伺いたいんですけども、私は、県が、地方が持つ成長戦略の一つとして都市政策があると思うんです。私、一回、県がどのようにかわっているのかなと調べてみたら、「宮崎県まちづくり基本方針」というものに遭遇したんです。議会事務局に、「どこが担当課ですか」と聞いたら、「都市計画課です」とおっしゃるので、電話して聞いてみたら、「いやいや、これは商業支援課が担当ですよ」と商業支援課に回されて、物産館の上に行って、商業支援課に行ってみたら、こういうちょっと古っぽい「まちづくり基本方針」の冊子を貸してくれたんで

すけれども、これはもう在庫がないから後で返してくださいということなので、返すんですが、道理で今まで目にしたことがない資料だなと思いました。また、商業支援課も、何で、これは都市計画課が担当なのになど、ちょっと腑に落ちない感じでしたけれども。この中身について、私がいろいろ県に申し上げると、いやいや、市町村があくまで主役ですからとか、県はあくまでサポート役ですからと、そういうやりとりが何度となく交わされるんです。僕は、県の守備範囲の中でできることがたくさんあるんじゃないですかということを繰り返し申し上げているんですけれども、やはり県の関心というのは異常なまでに低かったと思います。一つ、県がこの中の中心市街地活性化というものを話し合う場として、中心市街地活性化連絡会議というのが庁内にありますけれども、商工観光労働部長、これは過去3年間どのように開催されているか、教えてください。

**○商工観光労働部長(米原隆夫君)** 中心市街地活性化連絡会議は、市町村に対し、中心市街地活性化法に基づく基本計画などの策定や、策定後の円滑な推進について助言や情報の提供を行うため、庁内関係課で構成し、設置しているものであります。

お尋ねの過去3年間でございますが、各年度それぞれ1回、計3回開催しております。平成22年度は日南市中心市街地活性化基本計画案について、平成23年度は延岡市のJR延岡駅周辺整備基本計画案について、平成24年度は認定後の日南市中心市街地活性化基本計画についてをそれぞれテーマといたしまして、関係市に対し、助言等を行ったところであります。

**○清山知憲議員** 過去3年でたった3回、しかも延岡と日南をちょろっと取り上げたただけなん

ですけれども、過去3年の間にも、宮崎市もやはり大変な状況だったわけで、また都城も大丸がなくなるということで、中心市街地のほうは大変深刻な状況だったんです。これは、とても十分な体制じゃないと思うんですが、この連絡会議を除いては、県としては、それぞれ各部署が市町村の相談に応じて一生懸命対応するという話なんです。これ以外にまちづくりについて話し合う場は県に存在しないんですけれども、総務部長にお伺いしたいんですが、例えば、宮崎市中心市街地指定区域内における県有地、県が持っている土地はどれぐらいあるか、教えてください。

**○総務部長(四本 孝君)** 宮崎市中心市街地区域内にある県有地の面積でございますが、庁舎敷や公用車駐車場など、県が業務執行のため直接使用しております行政財産が16件、約4万8,000平方メートル、それから職員駐車場や民間事業者等への貸付地などの普通財産が7件、約1万7,000平方メートルで、合計23件、約6万5,000平方メートルとなっております。

**○清山知憲議員** この面積、中心市街地エリアですね。道路の面積を除いた場合、土地に占める割合は5.5%あるんですけれども、実際、宮崎県庁というのは、ほかの県と比べても割と中心地に位置していて、ぜいたくに平面駐車場をたくさん有しております。実際にこの辺を歩いてみると、たくさん県の駐車場というのに遭遇するんですけれども、総務部の中にはこういった県有財産の活用という担当がございまして、県有財産の活用について、このまちづくり基本方針に対応する形でどのように取り組んでおられるのか、教えてください。

**○総務部長(四本 孝君)** 県有財産を所管する総務部といたしまして、宮崎県まちづくり基



本方針の柱の一つであります中心市街地の活性化に資するために、県有財産の効率的な利活用の観点から、県有地の貸し付け等を行うなど、市町村や商店街等の主体的な取り組みを支援することとしております。例えば、宮崎市の中心市街地につきましては、地元商店街や宮崎市からの要望に応じて、買い物客のための駐車場や駐輪場として県有地の貸し付けを行っております。また、橋通りで土日・祝祭日にイベントが開催される場合には、県庁の外来駐車場などの開放を行っているところであります。

**○清山知憲議員** 市町村の要望に応じるとか、県有地の貸し出しという面では、まだまだ取り組みが不十分だと思うんです。若草通りのすぐそばにも県庁北駐車場なんかもありますし、たくさんそういう土地がありますけれども、いろんな活用の仕方があると思うんです。

次に、知事に伺いたいんですけれども、このまちづくり基本方針の中には、県の取り組むべきこと、ヒントがたくさんあると思うんです。例えば町なか居住の支援、推進であったり、県の有する公共施設の集約化であったり、観光資源の適正配置であったり、もしくは交通政策であったり、たくさんありますけれども、県も市町村の支援だけじゃなくて、一人のプレーヤーとして主体的に推進していく必要があるんじゃないかと思うんです。そうしたことは、やはり市町村としてもなかなか言いにくいことがあります。県有施設を町なかに、あの辺に置いてくれとか、居住政策についてはこういうふうにやってくれとか、なかなか市町村から個別に申し上げにくいので、ぜひ主体的に推進に取り組んでいただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 今、質問を伺いながら

ずっといろいろ考えておまして、県としてもいろんなまちづくりにも積極的にかかわるべきではないかという御指摘については、しっかり受けとめておるところでございます。

ただ、その市町村なり中心市街地をどのようにしていきたいかというような基本的な絵柄を描くのは、それぞれの市町村ではないか、それに呼応して県も一プレーヤーとして、またそれを支援する立場でかかわっていくというのが基本的な姿なのではないかなというふうには思っておるところであります。それが消極的ではないかという御指摘をいただいております。また、市町村が言いにくいという話がありましたが、そこは、県、市のコミュニケーションをしっかり図りながら連携していくというのが、まちづくりのあるべき基本的な姿ではないかなというふうな認識でおります。

**○清山知憲議員** 大体、担当課のおっしゃることと一緒になんですけれども、知事、これを読んだことがありますか。

**○知事（河野俊嗣君）** 読みました。

**○清山知憲議員** 結構、これには思い切ったことが書いてあって、持続可能な都市を目指すために、一つはコンパクトシティー——コンパクトな都市形成を目指すことと、田園地域との共存共生を目指す都市づくり、そのためには集約的な都市をつくっていくんだと書いています。最初、執行部が用意してきた答弁には、多様なまちづくり、豊かなまちづくりと書いていたんですけれども、割とこれにはしっかり方針が定められていて、もちろん市町村の仕事を奪えとか、市町村の領分に入れと言っているわけじゃなくて、県の守備範囲としてできることとかがあるんじゃないですかと申し上げているんです。県病院も近くにあるし、また市内に

駐車場もたくさんあるし、そうしたものをもっと主体的にやっていくことが、ひいては県の成長を引っ張っていく、例えば延岡、宮崎、都城といった、そうした都市の都市力を高めていくことにつながるんじゃないかなと思うんです。

宮崎の場合は、九州最大規模の売り場面積を誇る——7万7,000平米ですね——イオンモールの進出によって宮崎のまちの形は大きく変わりましたし、日南の油津とか延岡駅前、都城の中心市街地、どこにおいても同じような都市の課題、そして住宅団地においては住民の方々の高齢化に伴って交通弱者がふえていて、そうした方々をどうしていくかという都市の課題を抱えております。宮崎県としては、中山間地の振興だけじゃなくて、こういう都市の課題に積極的に、主体的に取り組んでいく必要があると思うんですけれども、再度、どう思われるか伺いたいんですが。

**○知事(河野俊嗣君)** 今、最後に御指摘がありました積極的に、主体的に——度合いの問題かなというふうには思っております。あくまで、その地域の絵柄を描くのはその市町村で、県がこういうまちづくり基本方針などで定めておりますのは、県全体を見据えたまちづくり、都市づくりの基本方針、基本的な方向性ではないかなというふうに思っております。それから、広域調整が必要なところの県としての役割というものも、広域自治体としてあるわけがあります。基礎自治体として、市町村がいろいろな都市計画、プランを描く、それに対して、例えば宮崎市であれば、中心市街地ではありませんが、青島の開発について市としてはこういうふうにしていきたいんだ、県として協力してほしいというようなプランをいただいて、それに連携をして取り組んでいるというような例も

ございますし、これからもそういう市町村の描くいろんなデザイン、プランというものに、県として、受け身ではなしに、もう少し積極的にかかわっていくべきではないかというふうに御指摘もいただきましたので、そのような思いで参画もしてまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 結構、積極的な県というのはありまして、例えば福島県などは、売り場面積6,000平米を超えるような大型の商業施設の場合は許可を求めるような条例を新しく制定しましたし、2012年も北海道が似たような条例を制定して、県はしっかり都市形成にもグリップを効かしていくんだという姿勢を示しております。また、県というのは、県有施設、例えば県病院とか県庁そのもの、いろんな駐車場を持っていますけれども、それをどんどん郊外に拡散させてしまつては、やはりこの基本方針にそぐわない都市の政策になってしまうと思うんです。その点、やはりもう一度ちょっと考えていただきたいと思えますし、また私もしつこく言っていきたいと思えます。

次に移りますけれども、病院局長にお伺いたいんですが、県内の産婦人科の状況というのは、産婦人科の先生方の高齢化、もしくは分娩施設のない市町村がたくさんふえてきております。17市町村あると伺っておりますけれども、そうした問題を抱えている中で、産婦人科医の先生方が強く県病院に要望していることのひとつが、県病院における分娩料の増額であります。これはどういうことかというのと、お産の料金というのは自由診療でございますから、民間の診療所・病院と県病院を比較したときに、県病院のお産の料金というのは非常に安いんです。生活保護を受けている方々の出産扶助費と比較しても、出産扶助費よりも安い、そういう意味で

も非常に安い。そして、民間水準よりも安いということは何が起きるかという、患者さんがその安さを求めて、県病院で受診したい、紹介してくれという方々がいるんです。本当は県病院というのは、ハイリスク分娩を扱う高度医療施設として重要なわけで、ある意味、コンビニ受診に似たようなモラルハザードが起きているわけなんですけれども、県立病院における分娩費の適正化に努めていくつもりはありませんか。

**○病院局長（渡邊亮一君）** お尋ねの分娩料でございますが、自由診療であります。したがいまして、県立病院の分娩料については、県で定めているところございまして、国が産科医療補償制度を創設したことに合わせて、平成21年1月より上限額を13万円から18万円に引き上げを行っております、その料金については、これまで据え置いてきたところでございます。

しかしながら、前回の料金改定から4年が経過しております、その間、県内の民間病院と比べまして料金の差が広がっていること、これにつきましては、先ほど議員からも御指摘がありましたように、国が手当てをしております出産育児一時金が引き上げられたにもかかわらず、費用面だけで安価な県立病院を利用する傾向が見られるところでございます。また、県内及び他県の国公立病院におきまして、料金改定の動きが見受けられます。さらには、厳しい産科医の現状を踏まえまして、医師会から強い要望を受けております。これについても、先ほど議員から御指摘がありました。

こうしたことから、県立病院の分娩料につきましては、民間病院の実態、あるいは国が定める分娩費用の基準を踏まえつつ、本県の周産期医療体制における県立病院の役割も十分考慮し

ながら、来年度中に料金のあり方について検討を行ってまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 前向きな御答弁ありがとうございます。

続きまして、昨年9月に私は、県立宮崎病院の救急センターの問題について取り上げたんですけれども、それから、また昨年の4月から12月までの9カ月間、あそこの救命救急センターが消防隊から救急搬送依頼を受けたときにお断りした件数は依然として428件と、これはドクターヘリの運航件数を上回るペースで、いまだにそういう状況が続いていると。大変大きな問題がまだ存在していると思います。

また、2点目として、先日、十屋議員からも御指摘がありました、県立宮崎病院は基幹型の災害拠点病院でございますが、ライフラインの確保とか災害備蓄の状況とか、全ての面において問題点が指摘されている状況でございます。

そして、3点目として、県立宮崎病院は自治医科大学卒業の先生たちが最初にトレーニングを受ける場なんです。これはどういう意味かというと、椎葉や高千穂、西米良といった中山間地の診療所に将来赴任して地域医療に当たられる先生方というのは、一番最初のうちに簡単な傷の縫合であったり骨折の処置であったり、急病の患者さんへの対処法であったり、そういう救急の経験を積んでおくことが非常に大事なんですけれども、なかなかそういう経験を積めるような状況にないというのは、県内の医療提供体制、特に僻地医療を考えた上でも重要なことだと考えております。この救命救急センターは今後どういった方向で整備を進めていくのか、お伺いしたいと思います。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 県立病院につきま

しては、基幹災害拠点病院でございます。特に、病院内にあります救命救急センターにつきましては、救急医療はもとより、大規模災害時には病院の中心となって機能する大変重要な部門でございます。

しかしながら、現在のセンターにつきましては、近年の医療機器の増加等の中で十分な診療スペースが確保できない状況でございます。河川氾濫時の浸水被害なども懸念されるところでございます。このようなことに対応した施設面での整備充実が課題となっております。さらに、運営面におきましては、救急専門医の確保、あるいは看護師等の医療スタッフの充実を図るとともに、他の第2次、第3次救急を担う医療機関との一層の連携、役割分担を進めながら、機能の十分な発揮に努める必要があると考えております。また、初期臨床研修医師等の教育の場として、先ほど御指摘がありましたように、医療人材の育成にも貢献していく必要があります。現在、宮崎病院全体の整備のあり方につきまして検討を行っておりますが、その中で、救命救急センターにつきましても、ハード面、ソフト面での整備充実について十分検討してまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** ぜひ、力を入れてこの分野に取り組んでいただきたいと思います。ちなみに、知事、ここの救命救急センター、行ってごらんになられたことはありますか。

**○知事（河野俊嗣君）** 現場に入ったことはありません。

**○清山知憲議員** 大学のセンターと比べて、差が一目瞭然だと思えますが、ぜひ、この施設、ソフトとハード面での充実に取り組んでいただきたいと思えます。

また、今、局長の答弁の中で、医療スタッフ

の充実にも取り組むというお話がございましたが、福祉保健部長に伺いたいんですけれども、自治医科大学卒業の先生方で9年間の義務年限が明けた先生方も、引き続き県内に残っていただく必要があると思うんですが、この面において、県病院、病院局とどのような連携になっておるのか、お伺いします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 自治医科大学卒業の医師でございますけれども、大学卒業後、おおむね9年間、僻地を初め、地域の最前線で勤務し、本県の地域医療を熟知しておりますので、御指摘のとおり、義務明け後の県内定着を図りますことは、地域医療体制の充実強化に極めて重要であると考えております。

このため、義務期間中から、それぞれの医師に対しまして、個別に県内定着の働きかけ等を行っているところでございまして、義務明け後の医師、現在52名中33名が県内で勤務しており、来年度も新たに義務明けする2名が、県内の医療機関に勤務する予定となっております。

県立病院につきましては、本人の希望も踏まえながら、その配置について調整を行っているところでございまして、現在、宮崎病院に3名、日南病院に1名、延岡病院に1名の計5名に勤務していただいております。

今後とも、病院局を初めといたしまして、市町村、大学等関係機関と十分連携を図りながら、自治医科大学卒業医師の県内定着を推進してまいりたいというふうに考えております。

**○清山知憲議員** 昔の話ですけども、自治医大卒業の先生方の希望がなかなかかなわなかった時期もあったやに聞いております。ぜひ、そうした先生方の希望を最大限かなえられるように、病院局長のほうにも意識を持っていただくようによろしく願いいたします。

続いて、国は平成24年度補正予算案を可決しまして、厚労省の中で500億円の地域医療再生基金の積み増し分が計上されております。この基金をとって活用していくための今後のスケジュール、手続について、福祉保健部長、教えてください。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 今回の地域医療再生基金の積み増し分につきましても、新たな再生計画を策定する必要がございます。そのスケジュールにつきましても、厚生労働省によりますと、まず、近日中に国から計画作成に関する通知がありまして、その通知に基づき、各県が5月下旬までに国に地域医療再生計画案を提出いたしまして、夏ごろに交付額の内示及び交付決定がなされる予定というふうに伺っております。

このため、県では、これまでの計画と同様、この通知を受けました後に、医師会、宮崎大学、市町村、関係部局等と協議、調整を行いまして、計画案を作成し、医療審議会での審議を経まして、国に提出したいというふうに考えております。

**○清山知憲議員** この再生基金の事業の目的の一番最初に、震災に対応する医療施設の整備という言葉もございます。南海トラフ沿いに立地する我が県として、きちんと交付を受けるように計画を上げていただきたいと思いますし、また、先ほど申し上げた県立宮崎病院は、災害、救急、さまざまな面で問題を抱えておりますので、そうした点も対応できるように、ぜひ、よく連携をとっていただきたいと思います。

続いて、部長にお伺いしたいんですけれども、我が県の医師不足問題を解決するに当たって、中長期的に大変重要なのが、研修医の確保でございます。そして、研修医制度における大

変重要な問題の一つに、定数の問題がございます。研修医定数というのは、全国で各病院が持っているもの全てを足し合わせると、実際の研修医の数よりも随分多く設定されております。実際8,500人に対して1万500人ぐらい、ゆるゆるなんですね。これに対して宮崎県としては国に対しどのような働きかけを行っているのか、教えてください。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 御指摘がございましたとおり、平成24年度の臨床研修医のマッチング結果を見ますと、全国の募集定員は1万519人に対しまして、研修希望の登録者は8,471人でありまして、約2,000人の募集定員が過剰な状況となっております。

このため、都市部に多くの研修医が集まりやすくなり、都道府県間の偏在が是正できない状態が続いているというふうに考えております。県といたしましては、この件に関しまして、国の医道審議会医師臨床研修部会にも出席した経緯がございます。その中で、都市部の募集定員の見直しを求めるなど、国に対しまして要望活動を続けているところでございます。また、直近ではことし1月に、私のほうも厚生労働省医事課の医師臨床研修推進室に出向きまして、研修医の募集定員と研修希望者数との開きを縮小するように、知事名の要望書を提出させていただいたところでございます。

**○清山知憲議員** これはわかりにくいかもしれませんが、どういうことかという、それだけ開きがあってゆるゆるだと、結局さまざまな病院やさまざまな地域に欠員が生じてしまうんです。例えば宮崎県の場合、大体84人の定員で、ことしは30人埋まったとか、その次は60人も埋まったとか、そうやって一喜一憂しているわけなんですけれども、欠員の幅が生まれてしまう

んです。仮にでも研修医の数と全国の研修医の受け入れ定数がフィットする、一致するようなことになる、例えば宮崎県は84人の定数なんです、それが60人に減ってもいいから、毎年この60人は安定して一定して確保できるといった制度になっていくんです。これは、一度、平成22年に福祉保健部の次長が厚労省に赴いてヒアリングを受けましたので、プレゼンされておりますけれども、ほとんどその内容は聞き入れられないようなそのときの対応でした。今現在、厚労省においてワーキンググループで議論が現在進行形で進んでおりますので、知事におかれましては、強くこの一点において認識を持っていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘ありがとうございます。これまでも研修医の確保に向けては、いろいろな御示唆もいただきながら、レジナビフェアへ行くなど、いろんな取り組みをしてまいりましたが、この定数の問題も、今御指摘ありましたように、本県にとりまして非常に重要な影響を及ぼすものではないかと認識しておるところでございます。今後とも、国に対しまして、この制度の見直し——今進められている見直しの動きがあるわけでございますので、強く働きかけてまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 本県の医療提供体制を持続可能なものにするためには、100億円予算をもらうよりも、この制度改正が物すごく大事だと私は思うんです。なので、知事におかれましては——この間、部長が提出した要望書を拝見しましたけれども、この点に関しては1行滑り込ませているだけなんです。ぜひ、この一点に集中して、知事みずからも国に対して声を届けていただけるようお願いしたいと思います。

続きまして、教育委員長にお伺いしたいんですけれども、教科書問題でございます。

私は、以前のこの議会において、県内の学校で取り扱われている歴史教科書の中の記載が歴史的事実と違うんじゃないかという指摘をさせていただきますでしたが、そのときは、知事、教育委員長ともに、これは文科省の検定を通過しておりますのでという一辺倒でございました。地方分権の時代に、国の検定を盾にして自分の頭で考えないというのは、あつてはならないと私は思うんですけれども、何でこういう答弁が可能なのかなと、よくよく教科書の選び方について県の中で調べてみたんですが、本当にこれは驚きました。

例えば県立中学校——五ヶ瀬、西高附属、泉ヶ丘、3つございますけれども、こういっところで採択される教科書については、宮崎県教育委員会が審議をして採択されておりますけれども、出版社はたくさんあるわけです。たくさんといっても幾つか、5～6社とかあるんですが、それぞれの教科書のどういったところを評価すべきか、その評価基準、物差しというのを——宮崎県の教科用図書選定審議会というものが平成23年に示されていて、その物差しの中の一つには、ちゃんと教科書の中身を評価してくださいというのがあります。それはどういうことかということ、教育基本法、学校教育法、学習指導要領に沿っているかどうか、そして、それぞれの目標を達成しているものかどうか、各社の教科書を評価してくださいとあるんですけれども、私、実際に平成23年に採択された教科書の採択理由を拝見したところ、その3つの学校いずれも、そして全ての教科の教科書について、この点においての評価というのは、それら3つの学校教育法、教育基本法、学習指導要

領に沿って系統的に編集しているの一言で、その一文が全ての教科にわたって全ての学校、コピーアンドペーストのように記載されているだけだったんです。これは何か見たことがあるなと思ったら、知事と教育委員長の答弁だったんですけれども、これは中身を評価していないんじゃないでしょうか、教育委員長。

**○教育委員長（近藤好子君）** 7つの採択基準のうち、教育基本法及び学校教育法並びに学習指導要領に関する採択基準につきましても、他の採択基準と同様に、全ての教科書を対象として、学校におきましても、県教育委員会におきましても、それぞれ慎重に調査研究を行ったところであります。

しかしながら、議員の御指摘のとおり、公表されている採択結果の表現が3校とも同様のものになっていることや、資料には採択された教科書についてのみが記載されていることなどから、今後は、採択に至るまでの経過がより明確となるよう、他県の例なども参考にしながら、改善に努めてまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 前向きな御答弁だと思いますが、確認なんですけれども、表現が一律に同じものになったと。では、各出版社の教科書の内容の評価というものは現実には異なっていたんですね。そういう理解でよろしいでしょうか。

**○教育委員長（近藤好子君）** 学習指導要領に沿って、例えばこの教科書は表現力の育成を重視しているとか、この教科書は思考力を向上させるための工夫がすぐれているなどの協議をいたしました。それぞれの教科書につきましても、特徴があるものの、基準を満たしているという結論に至ったため、採択結果の表現を同じとしたところであります。

**○清山知憲議員** 重要なポイントだなと思った

のは、基準を満たせば一律の同じ点数になるわけじゃないですね。やはり基準を満たした上で、さらに内容については評価が分かれるはずであって、例えば東京都教育委員会の公表している資料によると、歴史なんかの分野であれば、育鵬社、自由社、東京書籍、帝国書院、いろいろありますけれども、非常に細かい項目にわたって、あそこは1点だ、ここは4点だとか、点数が公表されております。そうした各社の教科書の内容についての評価を今後公表してはいかがでしょうか。

**○教育委員長（近藤好子君）** 議員の御指摘のとおり、県民の皆様は、県立中学校の教科書がどのように選定されているかということに対しては関心を持っていただいていると思います。ですから、今後は公表する際に、評価ももちろんですけれども、評価というよりも、その教科書の特徴がどこにあるのか、例えば図表が多く使われている、あるいは資料が多く使われている、こういうものの特徴の表示をしていく、そういうものの公表の仕方などを検討していく必要はあると考えております。

**○清山知憲議員** 委員長、それはちょっと違うと思うんですよ。その特徴、外形的な評価というのは、平成23年に審議会が答申されている中で別に評価項目があるんです。それとは別に、学習指導要領に沿っているか、その目的を達成しているかというのは、外形的な評価とは全く別物なんですけれども、その点の評価についても公表したらいかがでしょうか。

**○教育委員長（近藤好子君）** その点につきましても、今後ちゃんと調査研究いたしまして、よりよい公表になるように検討してまいりたいと考えております。

**○清山知憲議員** 教育長にもちょっとお伺いし

たいんですけれども、平成23年の議事録を拝見したところ、やはり議論の内容、メインが、教科書のサイズが魅力的であるとか、コラムが多くてわかりやすいとか、そうした何か構成上の工夫ばかりが議論されているんですけれども、僕は、そういう見やすいかとかサイズだとかいうのは、子供たちに選ばせればいいと思うんです。それよりも、県教育委員会がどういった内容の教科書で県の子供たちに学んでいただきたいかというところに徹底的に時間を割いて審議して決めていかなければいけないと考えているんですけれども、教育長の見解をお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 一番大切なことは、その学校で学ぶ子供たちがどういう実態にあるのか、そしてその子供たちがどういう進路をたどったり、どういう社会人として生きていくか、そのときにトータルとして、どの教科書を使ったときに一番効果を上げられるかだと思います。そういうことを真剣に議論してまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 私は、政治がどの教科書がいいとか教育の中身に介入することは行き過ぎだと思うんですけれども、教育制度だったり教科書選定のあり方について、きちんと責任持ってチェックしていくことは必要だと思っています。なので、今後、県教育委員会として子供たちに対して恥ずかしくないような教科書の選び方をしていただきたいと要望しておきます。

最後に、警察本部長にお伺いいたしますけれども、昨年、いわゆる死因究明二法というものが制定されまして、新たに、異状死体を発見したときにどのように死因究明を進めていくかというものが改めて法制化されました。死因身元調査法というのは4月1日から施行されますけ

れども、この法施行を受けて実際に死体発見現場などに検視官が赴くような臨場数の増加だとか、死因究明のための解剖数というのは今後どうなっていくのか、教えてください。

○警察本部長（加藤達也君） 本県におきましては、死因身元調査法成立以前から検視体制の強化に取り組んできたところでありまして、平成23年には、刑事部捜査第一課内に検視官室長以下8名の検視官室を設立し、24時間体制で県内一円の検視事案に即応する体制を確立いたしました。

平成24年中の検視事案認知件数は1,451件で、その全てに各警察署の刑事課長など捜査員が臨場し検視を行っており、さらに、そのうちの892件には検視官も臨場しており、検視官の臨場率は61.5%となっております。

また、解剖につきましては、犯罪死体やその疑いのある死体の司法解剖と死因究明のための行政解剖を合わせて69体、実施しております。今後の解剖につきましては、具体的検視事案の状況及び医師の意見等により判断されるものでありますので、解剖の見込み数を具体的に申し上げる状況にはありません。

いずれにいたしましても、警察としましては、新法の趣旨、目的を踏まえ、今後とも、犯罪死を見逃すことのないよう、検視や解剖等については適切に対処していく所存であります。

○清山知憲議員 この新しい法律の中には、遺族の同意なしで警察署長の権限で死因究明のための解剖ができるとあります。こういった事例が発生し得るか、そしてどういった場合か、教えていただければと思います。

○警察本部長（加藤達也君） 死因身元調査法によって、警察署長の権限で遺族の承諾なしの解剖ができるのは、司法解剖を実施するだけの



嫌疑がない死体で、その死因が被害の拡大・再発防止等の措置が必要となるものであるかどうかを確認する必要がある場合があります。例えば、山間部における孤独死で、死因が不明である場合などにおいて、必要があり、かつ遺族等がおらず、同意がとれないなどの要件に該当する場合は、専門医の意見を聞いた上で警察署長の判断で解剖する場合もあり得ます。

なお、警察としましては、遺族がおられる場合は、これまで同様、十分な説明を果たし、理解と同意を得て遺族の心情に配慮した解剖の実施に努めてまいります。

**○清山知憲議員** 手探り状態だとは思いますが、一方で解剖を行う法医学教室のほうも予算や人員の面でたくさん課題を抱えていると伺っております。新法のもと、大変かとは思いますが、慎重に関係各者と連携をとってやっていただきたいと思っております。

もう質問としては終わりましたけれども、最後に知事に、ちょっと消極的だなと感じたところは、まちづくりに対する県の姿勢なんですけれども、ちなみに知事の実家は呉市で河野家具店という非常に大きな家具屋さんを運営されておりますが、やはりそういう実家でも都市の課題とか中心市街地の問題というのは触れられる機会があるかと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 私の実家があります商店街も、御多分に漏れずシャッター通りと化しております。その活性化というものは大変重要な課題であります。それに対して商店街としてどういうことができるか、土曜夜市をやったりいろんなイベントをやりながら、取り組んでいるというところがあります。

**○清山知憲議員** イベントレベルではなくて、

やはりハードや、もっと大きな枠組みで都市政策というものに県はコミットしていただきたいと要望いたしました。私の質問といたします。ありがとうございました。（拍手）

**○外山三博議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時に再開いたします。

休憩いたします。

午前11時52分休憩

---

午後1時1分開議

**○中野一則副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、重松幸次郎議員。

**○重松幸次郎議員**〔登壇〕（拍手） 公明党宮崎県議団の重松幸次郎でございます。通告に従い順次質問させていただきますので、知事を初め関係部長には明快な答弁をお願い申し上げます。

初めに、新エネルギービジョンについてであります。

公明党は、2012年、昨年11月に衆議院重点政策（マニフェスト）を発表し、日本経済や国民生活の再建へ7つの日本再建を提示いたしました。その中の「新しいエネルギー社会の創造へ」においては、原発の新規着工を認めず、原発の40年運転制限を厳格に適用し、生活や産業、立地地域の経済・雇用、技術者の確保に万全を期しながら、1年でも5年でも10年でも早く、可能な限り速やかに原発ゼロを目指しますと前提した上で、21世紀は、エネルギー需要の逼迫、地球温暖化が進行し、世界における省エネ・再エネに対する需要が高まる中、公明党は、省エネ・再エネを中心に、災害にも強い「小規模分散型エネルギーシステム」の構築を

進めながら、エネルギー・環境分野を日本最大の成長分野に育てあげるとして、そのために、2030年までに民間、公共合わせて120兆円規模の追加投資で150兆円近い省エネメリットを生み出し、温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）などを90年比で25～30%程度削減し、エネルギー自給率を20%程度に高めていく、このように提起をいたしました。

国も地方もエネルギー問題に真正面から向き合うことを迫られています。制度改革、技術革新で高度な省エネ・再エネルギー社会をつくり出すために、本県もこれまで以上に真剣に取り組む、エネルギーベストミックスへの議論を重ねていくことが重要だと考えます。そこで、知事にお伺いいたします。低炭素・循環型社会を実現するために宮崎県新エネルギービジョンを策定することとしておりますが、今後、新エネルギービジョンをどのように推進していくのか御所見をお伺いして、壇上からの質問といたします。

以下の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

本県は、「太陽と緑の国」と言われますように、全国トップクラスの日照環境や豊かな森林、水資源を有するなど新エネルギーの資源に恵まれているところであります。このため、今年度改定予定の新エネルギービジョンにおきましては、太陽光やバイオマス、小水力を重点的に取り組む新エネルギーとして位置づけまして、今後5年の間に「みやざき太陽プロジェクト」などの4つのプロジェクトを重点的に推進するなど、県民、事業者、市町村と一体となって新エネルギーの導入促進に取り組んでいくこ

ととしております。

また、今回のビジョンでは、計画の最終年度であります平成34年度の新エネルギーの導入目標につきまして、発電は平成22年度実績の約8倍、熱利用は約2倍となる高い目標を掲げることとしておりまして、この目標が達成されますと、本県におけるエネルギー消費量に対する新エネルギーの自給率は、平成22年度の約4倍の12.9%になる見込みであります。私としましては、このビジョンに基づきまして新エネルギーの積極的な導入を図り、持続可能な低炭素社会のモデルとなります宮崎らしい環境・新エネルギー先進地づくりを目指してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。本県の持つ恵まれたポテンシャルを存分に発揮して、この実現に向けて、産業、学術、そして官民、市町村と一体となって取り組んでいただきたいと思えます。

さて、ではそのビジョンの中で、重点的に4つの具体的な導入を示しておられます。本県が有する豊富な資源で、太陽光発電、太陽熱利用、木質系・畜産系のバイオマス発電や熱利用、そして小水力発電など、代表質問の中でも詳しく質問がございました。そのほかにも風力、地熱利用などもありますが、その中でも今後、太陽光はもちろんのこと、バイオマスと並び導入目標に大きな伸びが期待できる風力発電について、昨年12月に、九州電力と九電工は串間市荒崎に大規模な風力発電を設置すると新聞に発表がありました。その風力発電の概要について、また今後、風力発電にどのように取り組んでいくのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 串間市に計画

されております風力発電所につきましては、設置主体の串間ウインドヒル株式会社によりますと、設置場所は串間市崎田を中心とした地域で、風力発電機の設置基数は27基程度、運転開始は平成31年を予定しております。また、最大総出力は6万7,500キロワットで、平成24年4月現在の設置状況と比較しますと、全国では2番目、九州では最大の規模となります。このような大規模風力発電の設置は、本県における風力発電の導入促進の弾みになりますので、県としましては、今年度改定予定の新エネルギービジョンに基づきまして、風力発電の適地についての情報提供などに取り組み、風力発電の導入を促進することとしております。

**○重松幸次郎議員** 九州で最大、全国で2番目ということであります。出力は一般家庭の約3万世帯分に当たるとお聞きしました。地域の産業・雇用、そして本県の新エネルギービジョンの推進に大きく貢献されるものと期待するところであります。

地域振興への貢献として、1つ目は新エネルギー関連産業の育成、2つ目は産学官連携による研究・技術開発への支援、3つ目は企業立地、4つ目は地場産業との協働が挙げられております。今、宮崎大学内での太陽熱エネルギーを利用したビームダウン式太陽集光装置による水素製造の研究が行われていますが、その進捗状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（稲用博美君）** ビームダウン式太陽集光装置ですが、太陽エネルギーを活用した新エネルギーの拠点づくりを進めますとともに、県外企業が持っております集光装置の製造に関する技術を県内企業に移転することを目的としております。施設につきましては昨年の

8月に完成しまして、まずは宮崎大学を中心に、シラスからシリコンの原料となりますシリカを取り出すために必要な太陽炉の開発に向けた研究の一部がスタートしたところであります。また、当初から予定されておりました、新潟大学が中心となる水素製造の研究につきましては、2015年度に予定されております太陽熱を活用した水素製造方法の世界標準化に向けて、フィールド実験を行うための水素発生装置あるいは光濃縮装置などの開発が鋭意進められているところであります。

**○重松幸次郎議員** ぜひとも研究開発から実用化まで結びつけていただきたいと思います。そのほか研究開発としては、これは県の事業ではありませんが、日向市のリニアモーターカーの実験施設において、東北大の小濱教授が中心となり、太陽の光を一点に集めた集光炉で酸化マグネシウムを精錬し、マグネシウム電池に復活させる実験を、昨年、我が党の国会議員を含む県内議員有志で見学をさせていただきました。日本の先端技術として、各大学や研究機関が相互に意見交換してプロジェクトを仕上げているよう期待するところであります。

先ほど水素製造について答弁をいただきましたが、水素エネルギー社会の到来が近づいていると思います。水素は、燃焼後に二酸化炭素を排出しないクリーンな点や熱効率のよい点などから、今現在は天然ガスなどの化石燃料を使って水素を製造しているものの、これからは太陽光、バイオマス、そして風力などの自然エネルギー発電によって水素を製造し、液化水素などに変えて貯蔵及び消費地まで輸送していくことが期待されております。既に、自宅で発電しながらお湯もつくる家庭用燃料電池「エネファーム」が本格普及の段階に入りつつあり、また水

素による燃料電池自動車（FCV）が2015年に市販されると発表され、世界的な競争が既に展開されております。公明党も、来るべきエネルギー循環型社会、スマートコミュニティを見据えて、水素ステーションの開発普及などに投資を促す方針であります。宮崎県も水素利用を含めて再生可能エネルギー社会構築への検討に取り組んでいただきたく、要望しておきます。

続きまして、フードビジネスについてであります。

これまで県民総力で口蹄疫、鳥インフルエンザ等からの再生・復興に全力で取り組み、その一例として、昨年は全国和牛能力共進会での日本一連覇を達成し、私たち県民に大きな感動と勇気を与えていただきました。関係する全ての皆様の御努力に深く敬意を表するものでございます。そして今後は、本県の豊富な農水産資源をさらに活用し、生産性を高め、総合的な食関連産業の成長を目指して、総合政策部にフードビジネス推進課を新設されるとのことですが、この振興構想の目的とその推進体制について、総合政策部長にお伺いをいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） 現在策定中のみやざきフードビジネス振興構想におきましては、官民の適切な役割分担と経営資源の結集のもとに、これまでの産地や食品加工産業等の基盤づくりや、6次産業化・農商工連携の加速化に加えまして、飲食業や観光産業等への展開も図りつつ、産業間の垣根を越えた連携と参入を促進し、また付加価値の向上等に取り組むことによりまして成長産業化を目指すこととしております。本構想の推進に当たりましては、総合政策部に設置されるフードビジネス推進課が中心となりまして、全体の方向性を決定するフードビジネス推進会議、あるいは具体的な課題の

解決を図る実務者レベルのプロジェクト本部、さらには大学等による人材育成の支援体制を運営いたしますとともに、県内各地において地域発のプロジェクトも鋭意展開していくなど、産学官金によります全県的な推進体制を構築してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 産学官金という、金融まで連携し、フードビジネスの総合的な支援体制を重層的に行うということのようです。企業参入や他産業との連携強化の加速化を挙げられました。例えば医療・福祉産業とのマッチング推進、これは私が昨年6月の一般質問で申し上げた医商連携に値するものと受け取りました。これらデータベース化をし、また業務用の加工強化、Eコマース（電子商取引）、取引の前に情報発信の強化など各種プロジェクトを駆使していただき、地域間、国際間の競争に打ち勝つ成長産業の加速化に努めていただきたいと思います。

農水産業について、ちょっと気になることを幾つか質問させていただきます。初めに、水産業についてであります。かつて世界最大の漁業国であった日本の水産業は、年々その漁獲量が減少し、大変厳しい環境にあると言われております。専門書からのデータによりましても、日本の漁業・養殖業生産量は、1984年のピーク時には1,282万トンでありましたが、2009年には543万トン、ピーク時の42%まで減少している状況であります。それに引きかえ世界の生産量は右肩上がりであり、1980年には約6,000万トンであったのが、2005年には約1億トンに増加を続けているようであります。この要因は、世界的な健康志向で、EU並びに新興国での魚の消費量が急激に増加しているからのようであります。高齢化、後継者不足、魚の消費量が減り、

そして燃油の高騰——代表質問でもございましたが、再度、本県の水産資源回復についてどのように取り組んでいるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 漁獲量の減少は漁業経営を悪化させる一因でありますことから、適切な資源管理による水産資源の維持と回復が重要な課題となっております。このため県におきましては、科学的に評価した魚種ごとの資源状況に応じ、禁漁期間の設定や稚魚の放流などを組み合わせた資源管理を行い、効果の検証と手法の改善を繰り返すことによって、管理効果を高める取り組みを進めております。現在までに主要な15種類の魚種について、このような資源管理を行っているところですが、例えば資源状況が心配されているイセエビについては、資源評価の結果に基づき、漁獲できるエビのサイズをより大型のものに限定するなどの措置が追加されたところでございます。県といたしましては、今後とも、関係団体とも連携しまして適切な管理の実践を図り、資源の維持・回復に積極的に努めてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 水産資源の回復に取り組んでいただきたいと思います。チョウザメの養殖、キャビアの生産がいよいよ本格的に始まろうとしている一方で、本県でも大事な水産資源であるウナギの養殖、養鰻業が極めて深刻な状況であります。養殖用の稚魚シラスウナギの採捕量は、全国的にも昨年を大きく下回り、過去最低に落ち込みました。新聞の記事には、「環境省はことしの2月1日に、不漁が続く天然のニホンウナギを絶滅危惧種に指定した」、今回はその要因は割愛をいたしますけれども、「水産庁の呼びかけで、養殖が盛んな鹿児島、宮

崎、愛知、静岡の4県では、産卵のために川から海に出て行く親ウナギの漁を禁止するなどの規制や検討が昨年からはまっている」とありましたけれども、本県は昨年12月に、10月から12月にかけて親ウナギの漁を全面禁止にと発表されました。県としてもできるだけの対策をこれからも講じていただきたいと要望いたします。

次に、ミツバチを飼育されている養蜂業者の安定的経営のための環境整備についてであります。

ミツバチ減少問題については、以前にも複数の議員が質問をされておりますが、私からは、本年1月1日から養蜂振興法の改正が行われたと伺いましたので、それに伴い宮崎県の取り組みについてお尋ねをいたします。今回の改正は、蜜源の減少、趣味養蜂家の増加に伴う養蜂業者とのトラブルの増加など、昨今の養蜂業をめぐる環境の変化、農産物等の花粉受精（ポリネーション）において養蜂が果たす役割の重要性、そして増産を図る対象にローヤルゼリー等のミツバチによる生産物を加えることがうたわれておりました。そこで、農政水産部長に3点お伺いいたします。養蜂振興法改正に伴い本県の取り組み状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 国におきましては、昨年6月に養蜂振興法を改正し、飼育届の対象を拡大するとともに、県の一定の関与のもとで適正なミツバチの管理や蜂群の配置を推進していく方針が示されたところでございます。県といたしましては、ことし1月からの同法の施行に向け、市町村や宮崎県養蜂農業協同組合と連携し、広く改正内容を周知するとともに、飼育届については、養蜂業者以外の、今回新たに対象となったミツバチ飼育者に対して提

出を指導してきたところでございます。この結果、ことしの飼育届は、昨年に比べ戸数で約30戸、群数で約1,000群増加し、89戸、4,437群となっております。今後は、同法に基づきミツバチの管理に関する指針を策定し、適正な蜂群配置や防疫の迅速かつ的確な実施に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 続いて、養蜂農家へ被害を及ぼす腐蛆病に対して防疫体制はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 腐蛆病は、ミツバチの幼虫が細菌感染により死亡する病気で、伝染性が強く、蜂場内で蔓延すれば大きな被害を及ぼす家畜伝染病でございます。腐蛆病が発生した場合には、家畜伝染病予防法に基づき、病原体に汚染し、または汚染したおそれのある巣箱、蜂蜜、蜜ろう等の物品を焼却処分することとされております。このため県といたしましては、腐蛆病の発生を予防するため、家畜保健衛生所において飼育届のある養蜂業者を対象に年1回定期検査を実施いたしますとともに、指定された区域を越えて転飼する場合にも適宜検査を行ってきたところでございます。今後は、従来の養蜂業者に加え、今回改正された養蜂振興法により新たに飼育届を提出した飼育者についても、定期的な検査と適正な飼養衛生管理指導等を行うことにより、腐蛆病の蔓延防止に積極的に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 県職員の方が腐蛆病の検査に現場を回ると、防護はしていても時にミツバチに刺されることがあるとお聞きしました。どうか気をつけて頑張っていたいただきたいなと思います。

さて、安全・安心な国産蜂蜜製品を求める方

がふえている中、蜜源の確保が養蜂業の存在のために大きな課題となっております。また、花粉交配用ミツバチの減少も懸念されております。安定供給を図るための保護の取り組みにおいて、蜂群の適正配置に関する取り組みについて、再度お尋ねいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 養蜂業の生産を左右する蜜源の確保は非常に重要でございますが、その面積は年々減少傾向にあり、県内ではかんきつ類を中心に約1,800ヘクタールとなっております。このように限られた蜜源の有効利用を図るため、県といたしましては、飼育届や指定された区域を越えて転飼する場合の許可申請に記載されます蜂群の配置情報に基づき、支庁、農林振興局を単位として養蜂業者間の配置の適正化を指導してまいりました。今回の法改正により、これまで以上に詳細に蜂群の配置情報を把握することが可能となりますので、県養蜂農協とも連携の上で引き続き適正な蜂群の配置に努め、蜜源の有効活用を図ってまいります。

○重松幸次郎議員 今回、改正養蜂振興法に関して質問するに当たり、地元宮崎市と都城市の養蜂家の方にもいろいろとお話を伺ってまいりました。ミツバチばかりでなく、その他の昆虫も少なくなってきたことを大変危惧されておりました。急減の犯人と断定することはできませんが、天敵であるダニの発生や、虫の神経系に効くネオニコチノイド系の農薬の影響もあるのではとの分析もあり、原因特定も急務であると言われておりました。また、その方から最後に、アインシュタインが予言したという、ミツバチがいなくなると人類は4年しか生きられないというお話も伺いましたが、その意味は、植物全体の受粉の約3分の2をミツバチが担って

いるとも言われている、仮にミツバチがいなくなると地球上の植物の半分は種子をつくれなくなり、食物連鎖の崩壊で食料難が起こるといことのようにあります。今後とも、養蜂業を守り支援していく取り組みをよろしく願いいたします。

続きまして、コンパクトシティ形成への取り組みについてであります。午前中にも清山議員が質問されましたけれども、私も昨年6月質問させていただきました。再度確認と提案をさせていただきますと思います。

国土交通省は今年度から、公共・商業施設や住宅を街の中心部に集約するコンパクトシティ形成に取り組む市町村に財政支援を行う方針を示しています。これは、さきの通常国会で成立した「都市の低炭素化の促進に関する法律」、エコまち法に基づく事業に財政や税制面で新たな支援を講じるものであります。都市機能を街の中心部やバス、鉄道の主要駅周辺に集約し、徒歩や公共交通機関で主要施設等を移動できる環境を整えることにより、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)削減に加え、上下水道の維持管理といった行政コストの縮減、中心市街地の活性化などの効果が期待される重要な政策になります。そこで初めに、この「都市の低炭素化の促進に関する法律」に関して、その内容はどうなっているのか。また、県においてはどのようにかかわっていくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（濱田良和君）** この法律の目的は、都市において発生する二酸化炭素の抑制を図るため、国が策定した基本方針に基づき、市町が具体的な取り組みを示した低炭素まちづくり計画を作成し、都市の低炭素化を促進するものであります。計画には、病院・福祉施設、

共同住宅等の一体的な整備による都市機能の集約化やコミュニティーバスの導入などによる公共交通機関の利用促進などが位置づけられ、その取り組みに対して、国による財政的な支援制度等が設けられております。都市の低炭素化はコンパクトなまちづくりを進める上で重要であると考えておりますので、県といたしましては、市町への情報提供や計画作成に当たって助言を行うなど、支援をしてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** その中でも集約都市開発事業は、都市のコアとなる施設の集約開発を一体的に整備することで、次世代が快適に暮らせる地域社会づくりが図られると思います。各地市町村の中心市街地には居住スペースが少なく、ドーナツ化現象が起こっています。一方で、老朽化した古い建物や空き家、空き地もふえつつあり、防災の観点からも、まずその現象を解消することから始めなければなりません。交通手段のない高齢者は買い物弱者、買い物難民となり、郊外の生活では日に日に不自由さを感じている現状であります。中心街にこそ医職住近接型による歩いて暮らせるまちづくりを推進し、特に高齢者や子育て世代、そして障がいのある方も住みやすい環境をつくり、にぎわいを取り戻していくべきだと考えます。

では、どのように具体的にこのコンパクトシティに変えていくことができるでしょうか。全国各地のまちづくりに関する先進地事例は幾つもありますが、その中で、私は先月、岡山市の各商店街と四国の高松市の高松丸亀町商店街を視察に行き、お話を伺ってまいりました。その高松市は、人口では宮崎市と同規模であります。江戸時代より高松城下400年の歴史があり、本州と四国を結ぶ港町として栄えてお

り、25年ほど前までは8つの商店街がアーケードでつながった全国一の商店街でありました。しかし、1988年に瀬戸大橋が開通をし、さらなる発展を期待していたものが、裏腹に、大手資本のショッピングセンターが次々に出店する中で——県民は大型店の出店に満足をし支持はしておりますが——商店街からは顧客が離れ、市街中心部の地価が下落し、自治体が頼りにする固定資産税が激減し深刻な財政難に陥った上、税収は県外に流出してしまいました。結果、商店街には人が住まず商いが成立しない、偏った街になってしまったと分析をされております。そこから同商店街は、「人が住み、人が集うまち」を目指して、1990年から再開発事業が始まり、2007年に商店街のシンボルとなるクリスタルドームが完成し、イタリア・ミラノ調のおしゃれな街となり、若いファミリー層でにぎわう商店街へと復活、同開発はさまざまな賞を受けるなど国内外で注目を集めております。実は今回の視察では、中心商店街の再開発には、やる気のある人、つまり人材の育成が大事であることを再認識したところであります。そこで、商店街再開発については、行政によるインセンティブが重要と考えますが、商工観光労働部長に所見を求めたいと思います。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 議員の御質問にありました丸亀町商店街は、地権者の土地を集約し再開発を成功させた全国有数の商店街であります。その先進的な取り組みを参考にするため、県の担当課におきましても、県内商店街関係者の方々とともに視察を行ったところでもあります。その報告によりますと、まちなか人口の増加を目的とした高齢者向けマンションや診療所の整備のほか、消費者ニーズを第一に考えたテナントの選定など、今後の参考とな

るさまざまな取り組みがあったと聞いております。また、視察参加者からは、このような取り組みを進める上で、地域住民をまとめ、それらの計画を立案し、推進するリーダーが特に重要であるということを伺ったところでございます。県としましては、まちなか商業再生支援事業におきまして、まちづくり計画の作成や実戦を支援するとともに、意欲的な商店街にアドバイザーを派遣して、まちづくりを担うリーダーの育成を図っているところでございますので、今後とも先進事例等を参考にしつつ、国や関係市町村と連携を図りながら、地域の主体的な取り組みが一層進むよう支援を行ってまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 丸亀町の再開発は、AからGまでの7街区にそれぞれ機能を持たせ、飲食・ライフスタイルの提案、また医療福祉施設・保育園など面として補完しながら現在も進められております。これからの市街地再開発は、地域住民、新しい居住者、地方公共団体の3者協力で行わなければなりません。定期借地権とあわせて、権利変換の仕組みで土地の高度利用を進めていくことが重要であると。市街地の再開発に取り組んでいくことだと思っております。そこで、まちなか居住の促進のため、民間も含め公的賃貸住宅を中心街に誘導できないか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（濱田良和君）** まちなか居住の促進につきましては重要な課題と認識しており、県の住生活基本計画におきまして「中心市街地の活性化に資する住宅整備の促進」を基本的な施策の一つとして位置づけているところであります。このためこれまで、高齢者、障がい者、子育て世帯等向けの民間賃貸住宅の整備に対し、サービスつき高齢者向け住宅の登録や地



域優良賃貸住宅として補助するなど、まちなか居住を支援してきたところであります。県といたしましては今後とも、官民で構成する宮崎県住生活協議会や地域のまちづくり協議会等を通じてまちなか居住に資する事業等の周知に努め、公的賃貸住宅のまちなかへの誘導を図ってまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** ぜひとも、コンパクトシティ形成に向けた先導的な取り組みを通じて、低炭素のまちづくりが早急に実現し、市街地への再開発が誘発されることを期待いたしております。

続きまして、骨髄ドナーの継続的確保についてであります。

白血病や再生不良性貧血など血液難病に苦しむ患者さんは年々増加傾向にあり、その有効な治療法の一つが造血幹細胞移植です。この造血幹細胞移植という治療法は、他の治療と異なり、患者と医療のほかに提供者（ドナー）という篤志家の存在が不可欠な治療です。つまり、骨髄や臍帯血などを提供してくださるドナーがいて初めて成立いたします。さきの国会において、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が成立いたしました。この法律により、骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植の3種類の移植手術のうち、患者が最適な治療法を選択できる実施体制が整備されることになりました。ちなみに、昨年10月末現在のドナー登録者数は全国で42万1,875人、移植数は1万4,843例だったそうです。

ところで、骨髄移植に関して49.5%という数字がございます。これは、せっかく骨髄バンクに登録され、移植を希望する患者とのHLA型が適合しても、初期の段階でドナー側の事情でコーディネートが終了してしまう割合を示す数

字であります。実に半数近くに上ります。では、その理由は何でしょうか。最も多いのは「健康上の理由」で、ドナー自身が何らかの疾患で治療を受けているためであります。やむを得ないと思いますが、次に多いのが「都合がつかず」であります。仕事が休めない、育児や介護等の家庭の事情があつて時間があけられないといった、「提供するための時間を確保できない」が原因であります。そのほかは「連絡がとれない」や「その他の理由」となっておりますが、せっかく提供の意思が強くても、会社の理解や社会的認知度がまだ不足しているため、「4～5日の休みをとることはなかなかできない」という声が多いようであります。造血幹細胞を推進していくためには、何よりも国民の理解が必要であります。造血幹細胞移植推進法第10条では、国とともに地方公共団体も理解を深めるための必要な施策を講ずるものとなっております。登録者を提供に結びつける環境整備が必要と考えますが、県としてはどのように取り組んでおられるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 県におきましては、骨髄移植の機会をふやしますために、保健所における登録窓口の開設や休日登録会の実施、さらには、10月の骨髄移植推進月間に合わせたドナー登録の呼びかけなどを行いながら、登録者をふやすことに取り組んでいるところでございます。しかしながら、議員御指摘のとおり、職場や家庭の都合がつかないなどの理由によりまして、登録から実際の移植に結びつきすのはドナー候補者の6割程度と言われております。登録者を提供へ結びつける環境整備は全国的な課題でありますので、官公庁や大企業等で導入されております特別休暇制度の普及拡大

や休業補償制度の整備について、私どもといたしましても今後、国のほうへ働きかけてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 答弁にもありましたが、骨髄バンクではドナー休暇制度の導入を推進し、全国144法人で同制度が導入されているようであります。また、新潟県加茂市では、入通院1日当たり2万円という内容のドナー助成制度が全国初として昨年スタートいたしました。現在、全国5つの市でおおむね同じ内容で導入をされておりますが、宮崎県内ではまだございませんので、宮崎県内でも各市町村でドナー助成制度が導入されることを期待しております。

さて、もう一つの治療法である臍帯血移植の推進ですが、公明党は、臍帯血移植がまだ余り知られていなかった1997年8月、公的臍帯血バンク設立と臍帯血移植への保険適用を求める200万人超の署名を集め、98年4月に臍帯血移植への保険適用、99年8月には臍帯血バンク設立を実現させることができました。臍帯血移植によって、昨年国内で1,000人以上の白血病患者の方の命が救われています。その臍帯血バンクがまた一気に注目を集めました。それは、皆様御存じのとおり、昨年ノーベル医学・生理学賞が、iPS細胞(人工多能性幹細胞)を世界で初めて開発した京都大学の山中伸弥教授に贈られましたが、山中教授は、あらかじめ他人の細胞からiPS細胞をつくっておく再生医療用のiPS細胞ストックという計画を進めています。患者本人の細胞からつくろうとすると高額な費用と半年近い時間がかかるからであります。そこで、自伝著書の最後のほうに書かれてありましたが、その再生医療用のiPS細胞のソース(原材料)として一番いいのは、HLA型が既に調べられている臍帯血であると語られ

ており——これは移植しても拒絶反応が出にくいという事です——臍帯血バンクとの連携を模索されています。先ほどの造血幹細胞移植推進法により臍帯血の研究目的での利用と提供が可能となりました。実際に実現するまでにはまだまだ課題があるようですが、夢の医療へ国家を挙げて取り組んでいただきたいと思います。そこで、県内では臍帯血を受け付ける医療機関がなく、九州では福岡県だけに集中しているようでありましてけれども、臍帯血バンクについて本県でも取り組めないか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長(土持正弘君)** 出産時に採取され凍結保存されました臍帯血は、骨髄移植のような提供者の負担もなく、移植までの期間が短縮されますので、白血病などの重い血液の病気で症状が切迫した患者さんにとりましては、造血幹細胞移植の有効な選択肢となっております。このようなことから、臍帯血の保存、供給等を行います臍帯血バンクの充実は大変重要であると認識しておりますが、臍帯血の保存などには高い安全性が求められますことから、臍帯血バンクは、九州管内では日本赤十字社九州ブロック血液センター1カ所となっているところでございます。臍帯血バンクにつきましても、議員御指摘のありました法律に基づきまして、国において必要な施策を講ずることとされておりますので、県といたしましてはその動向を注視してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 将来的には全国各地で臍帯血の採取と移植が行えることを期待します。

実は、2月議会が始まる少し前に、私にも、ドナー登録後約7年目にして適合通知が届きました。そして開会日の22日の午後に確認検査と採血を済ませたところであります。移植を希望

されながらも、移植までたどり着けず命を落とされる方も数多くおられます。1人でも多くの人の命を救うために、県民の理解を深める取り組みを行っていただきたいと、強く要望いたします。

最後の項目になりますが、観光振興につながる公共交通についてお尋ねいたします。

新規事業「長距離フェリー航路活性化支援事業」、つまり宮崎カーフェリーについてですが、宮日新聞に「狙えシニアマーケット」と題して記事がありました。後日、カーフェリーの担当部長にお話を伺いました。2010年に乗客数は約18万人で、ほぼ半数が55歳以上であり、船旅を楽しむシニア層をターゲットに企画をふやしているとのことでした。そこで、長距離フェリー航路の利用促進について、高齢者を対象としたものも含めてどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（稲用博美君）** 本県唯一の長距離フェリー航路であります宮崎一大阪航路は、観光を初め本県産業の振興を図る上で大変重要な航路でありまして、当航路の安定的な運航につながるために、今議会に長距離フェリー航路活性化支援事業をお願いしているところであります。この事業では、旅客増加のための取り組みとしまして、本県着の10名以上の団体客の利用や修学旅行等の利用への補助、そして記紀編さん1300年クルーズにおきまして、本県の魅力をアピールする事業に支援を行うこととしております。御質問にありました、高齢者を中心としたシニア層、団体客の利用促進としましては、今後利用増が見込まれますので、それらをターゲットとした旅行商品、例えばトレッキングツアーであるとか神話巡りツアーなどの商品開発に補助することとしております。県とい

たしましては、これらの事業等を通じまして長距離フェリーの利用促進を図り、ひいては運航の安定化につなげてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** あわせてカーフェリーの担当部長は、「県内各地の観光地を長い目で点検し、シニア層の皆さんが快適に過ごしていただくように、施設内はバリアフリーになっているのか、食事は満足されているか、農作物や園芸に関するワンポイント学習などプログラムはできないかなど、互いに関係機関と連携し充実していきたい」と語っておられました。また、私も同じ思いなんです、フェリーに、乗りおるときにスロープで上下船ができるボーディングブリッジを設置していただきたいと思っております。今はタラップで乗りおりしているようです。これはぜひ検討していただきたいと要望しておきます。

最後の質問になりますけれども、東アジア新規航空路線誘致促進支援事業に関し、その目的と事業の効果についてどのように考えているのか、総合政策部長にお尋ねいたします。

**○総合政策部長（稲用博美君）** 本県の国際化、また地域経済の活性化等を今後さらに進めていくためには、経済成長著しい中国など東アジア地域との交流の拡大を図り、その活力を取り込んでいくことが必要であります。このためには、新たな国際航空路線の開設に取り組むことが重要となってまいります。本事業では、中国や香港との間の国際チャーター便に対しまして支援を行うとともに、関西空港などとの間に新規路線を開設します格安航空会社（LCC）に対して支援を行うことによりまして、東アジア地域における本県の知名度を高めつつ、航空会社との信頼関係の蓄積など実績を積み重ねて

いくこととしております。本事業の実施によりまして、最終的には新たな国際定期路線の開設につなげていきたいと考えておりまして、観光を初めとする地域経済の活性化や県民の利便性向上、さらには本県の国際化の推進等に寄与するものと考えております。

**○重松幸次郎議員** 先日、観光推進課の方から、九州アジア観光アイランド総合特区指定を受けて、観光通訳ガイド不足を解消するために、通訳案内士ではなくても、研修を受けて観光ガイドができる特区ガイド養成支援事業や、消費税手続の簡素化などの特区指定を受けた旨のうれしい報告がありました。国際チャーター便と新規路線をLCC（格安航空会社）を活用し、またシニア層の重視も念頭に入れて、観光客誘致のための準備を着々と進めていただきたいと要望をいたします。

少し早いですけれども、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○中野一則副議長** 次は、西村賢議員。

**○西村 賢議員**〔登壇〕（拍手）日向市選出の西村でございます。きょうも一般質問頑張っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

先月、佐賀県にあります武雄市を訪問いたしました。ここは有名な樋渡市長という方が市政改革を非常に進めておりまして、全国各地の行政が視察に訪れておりました。フェイスブックでありますとかツイッターを使ったいろんなPR、もしくはその活用が非常にうまくいっている市でもあります。またそれ以外に、自治体病院を民間に移譲したり、図書館をTSUTAYAを運営するCCC社に任せるといった民間力を使った事業を非常に取り入れているところ

でありました。市長のそのような先駆的な動きもありまして、先ほど申し上げたとおり視察が相次いでおるわけなんですけど、私も視察に訪れた際、3時間もの間ずっと市長に、その施策について、つきっきりで説明をしていただきました。首長の力でここまで自治体は変わるのか、ここまでできるのかと非常に思い知らされた次第でありました。樋渡市長は、河野知事と同じく、東大、総務省の出身でありました。知事のカラー、もちろん個性というものがありますが、知事の思いというものをどれだけ具体化していくかということは、私は重要であると思います。本日は、知事の思いを存分に聞きたいと思ひまして、各部長への答弁は通告いたしておりません。

まず、副知事人事についてお伺いをしたいと思います。提案理由説明や、代表質問等で何度も質問がありました。もう知事の頭の中には意中の方がいらっしゃるかもしれません。あえて質問いたしますが、知事もしくは副知事が県外出身であろうが県内出身者であろうが、どちらでも構わないと私は思っております。ただ、知事も、そして副知事も全員が官僚出身といえますか行政出身者ばかりになった場合、民意とのずれが生じないのか、そちらのほうに危惧をいたしております。2人制にして、知事がどのような業務を副知事に補っていただくのか、またどのような人材を充てるのか、知事の副知事人選に当たっての考え方を伺いたいと思います。

また、知事の思いを県政により反映させるために、業務をより高度に進めていくには専門分野に明るい方々を側近に登用したほうが良いような気がします。県政の重要政策を推進する上で、県職員では対応が難しい専門分野、例えばIT分野でありますとか医療分野、このような

分野に対して民間の有識者を知事のアドバイザーとして登用する考えはないのかをお伺いいたします。

以下、質問者席で質問を続けます。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、副知事2人制についてであります。副知事は、知事の補佐や職員の指導のほか、重要なプロジェクトなどの総括など大変重要な役割を担っておりまして、県内外におけるさまざまな案件にこれまで以上に迅速かつ的確に対応する体制の強化を図るために、副知事2人制にすることとしたものであります。この副知事2人制につきましては、国とのパイプをさらに太く強いものとし、また、県議会を初め市町村、関係団体とよりきめ細かな連携を図りながら、本県の将来の成長に向けた県政運営を行うために、地元出身者を含めた体制にしたいと考えております。また、重要プロジェクトの総括などにつきましても、2人の副知事で分担したいと考えております。大まかに申し上げますと、国との関連が強い公共事業部門などは国出身の副知事に、地元との調整が求められる、例えば内部管理部門、福祉といった分野は地元出身の副知事に担っていただく予定としておるところでございます。具体的な人選につきましては、このような考え方のもと、現在幅広く候補者の検討を行っているところであります。

次に、民間有識者の県政への活用についてであります。県政の課題も多様化・複雑化が進んでいくわけでありまして、御指摘のように高い専門性を有する外部の人材を有効活用することも大変重要な課題であろうと考えております。そのときにポイントは2点ほどあるかと思いま

すが、どういう分野の外部人材を期待するかということと、その人材にどういう形で県政にかかわってもらえるか、その立場なり位置づけということでございます。今、議員から、アドバイザー、側近としてというふうな御指摘もあったわけですが、これまで県におきましては、例としても挙げられましたITとか工業デザインなどで、任期つき採用ということでの人材活用にも努めておるところでございます。また、各種計画などの策定に当たりましては、審議会や研究会を設置し、そこに民間の学識経験者や関係団体の方にメンバーで入っていただくというような形での県政への参画なりアドバイスをいただいております。今後、フードビジネスなどを初めとする重要プロジェクトを着実に進めていくに当たりましては、民間の経験豊かな有識者の、より専門的で、県庁にはない新たな視点からのアドバイスは大変重要かつ有効であると考えております。昨日も、山形出身の奥田シェフに宮崎県産材を使ったいろんな料理の提案もいただいたところでございますが、新たな視点、また新たな提案もいただき、大変参考になったところでございます。御指摘の内容を踏まえ、外部人材の有するノウハウの有効活用、どのような分野で、どのような位置づけで活躍していただくかということは今後ともしっかり検討して、その有効活用に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○西村 賢議員 知事の今の答弁を聞きますと、民間力の活用というものは非常に重要であると理解をいたしました。当然、行政職の皆さん方は日々、もしかしたらやりたくない仕事も、しっかりとミスなくこなさなければならないという非常に大きなプレッシャーを持ちなが

ら業務に当たっていただいておりますが、民間ならではの発想もしくは、先ほども質問で出ましたけれども、民間が抱えている問題を県庁の方が理解できないかもしれない、そういうことに対しては、ぜひ知事のお耳に直接かみ砕いて入れていただくというようなことも必要だと思いましたので、申し上げさせていただきました。今後とも、さらなる民間力の活用をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。まず、脱原発、新エネルギーに対して伺うんですが、既に脱原発に関しましては、今回、代表質問等で知事の思いというものは伺っております。私も1月に福島の方に日帰りで行ってきたんですが、ほかの被災地と違っていて、特殊な、復興ができない状況があります。それが、震災からずっと期間がたちますと、私たちも大分忘れていくものがあるのではないかと改めて感じた次第でした。私たちがこれをしっかりと忘れないように、ずっと東北の方の支援を続けていかなければならないと思っております。

そこで、被災者、宮崎県に来られている避難者の支援について伺いをしたいんですが、先日、東日本大震災以降、宮崎に避難してこられた方の中で、お母さん方が自主的に交流の場としてつくったネットワーク「うみがめのたまご」代表の古田さんそのほかの方々とお話をさせていただきました。宮崎県内でも福島などからの避難者が、わかっているだけでも200世帯ほど、その数は今なお増加傾向にあるとのことでした。また、そのほとんどが自主的な避難でありまして、公的支援を受けられないということもあり、その実態を自治体も把握できない状況にあります。長期にわたる避難生活のために、精神的にも大きなストレスを抱えている方もい

らっしゃいますし、さまざまな問題が深刻化してきているという話を伺いました。これは、県が把握している避難者の数字よりも、もっともっと多い方々がいらっしゃると思いますが、このネットワークのように、自主的に避難をして、交流会を続けていって避難者が孤立しないように努めていただいている、本当にありがたい行動を起こしていただいている団体だと思います。

その中で、昨年6月に、「子ども・被災者生活支援法」が国会におきまして全会一致で、議員立法により成立をいたしました。この基本理念には、被災者が支援対象地域の居住地にとどまる場合、もしくはほかの地域への移住及び帰還したい場合、いずれを選択した場合も適切に支援をし、生活の再建、また差別が生じないようにするような配慮、健康不安対策や健康確保に必要な支援をそれぞれ受けるということが盛り込まれております。しかし、この法律に基づく基本方針や具体的施策はいまだ定められておらず、具体的にはどのような政策、施策が盛り込まれるか、今、政府の裁量に委ねられているところであります。当然一刻も早い政府の対応が求められますが、この支援法が実際に動き出すまでにはまだまだ時間がかかります。宮崎県の場合、避難者の方々に対しての支援はどうなっているのか。また、知事の思いをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 東日本大震災の発生から2年を迎えようとしているわけでありまして、犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表する次第であります。

現在でも多くの方々が避難生活を——今、議員からも御指摘がありましたが、本県も登録をしている方、把握をしているだけでも200数十名

の方、もっともっとそれより多くの方が避難生活を続けておられるわけでありまして。私もそういう方々と意見交換をしたこともありますし、今年度、若山牧水賞の受賞者がまさにその避難をしてこられた方、大口玲子さんが受賞されたというのは、その状況を一つあらわしているものではないかなというふうに思っております。大震災からの復興がより円滑に進むよう、今後とも、被災地や被災者に対しまして息の長い支援を続けていきたいと考えておるところでございます。

支援法の動きにつきましては、今後とも、県としても情報収集しながら対応を図ってまいりたいと考えておりますが、それ以前にも、本県へ避難されている方々に対しましては、例えば県営住宅への無償の受け入れでありますとか、中山間地域における就労機会の提供、県立学校等におきます入学試験手数料の免除などの取り組みを行っているところでございます。また、被災県からのお知らせや、県内の団体が実施します避難者向けのイベントなどの情報を直接届けることによりまして、本拠地とのつながりを持ちながら、本県での生活が少しでも温かいものとなるよう、さまざまな努力をしておるところでございます。これからも、市町村や多くの県民の皆様と連携を図りながら、被災された方を温かく受け入れ、復興に対する力になるよう努めてまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** この東日本大震災の被害者の支援というものは、国を挙げてやっていかなければならない問題だと思います。先ほど、知事の宮崎県の支援というものを聞かせていただきましたけれども、ぜひ宮崎県ならではの支援をもっと拡大していただきたいと思っておりますし、まだ何も登録をされていなくて一切情報が行って

いない方も多数いらっしゃると思います。ぜひ県のほうからも呼びかけていただきたいと思っております。

今、福島県の未曾有の放射能汚染を受けまして、原子力のエネルギーがリスクを伴うということを知民は大きく知ったと思っております。このリスクとともに、我々は今後、原子力エネルギーとつき合っていかなければならないわけですが、脱原発に向けて、先ほど答弁がありましたとおり、新エネルギーに対しまして本県は大きなポテンシャルを持っております。先ほども質問がありましたので、重複する部分は質問いたしません。再生エネルギーの発電能力をこれからの10年間で8倍の83万4,000キロワットと、先ほど答弁がありました。この高い目標を、知事が県民、民間企業、市町村などと連携して、宮崎県の再生エネルギーの活用・拡大を図っていかねばならないわけですが、公共施設、宮崎県の県有施設の屋根貸しと言われるようなもの、もしくはそのような有効活用はどのようになっているのかをお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 今回改定を行います新エネルギービジョンの中では、みやざき太陽プロジェクトを戦略プロジェクトの一つとして位置づけておりまして、太陽光発電の公共施設などへの導入としまして、庁舎や学校の屋根、遊休地等への導入を促進することとしております。これまでの県有施設などにおきます太陽光発電の設置状況であります。平成22年度末現在、総合農業試験場で434キロワット、企業局の1つ瀬川県民ゴルフ場等で120キロワットなど合計13カ所、724キロワットとなっております。県有施設等への太陽光発電の導入につきましては、今後、新エネルギービジョンに基づきまして、県有財産の有効活用を図る観

点から、民間事業者への公共施設等の貸し付けも含めて、積極的に検討を行ってまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 経済産業省は2006年に新国家エネルギー戦略を発表し、新エネルギーを初めとした次世代のエネルギーについて、実際に国民が見て触れる機会をふやすことを通じて、地球環境と調和した将来のエネルギーについて国民の理解を図るため、太陽光等の次世代エネルギーの設備や体験施設等を整備した次世代エネルギーパークを推進しております。これは、市民、県民に行政が、新エネルギーとはこういうものだ、生活に密着できるんだよというものを示しやすい、体験できる公園などを造成しているわけですが、もう既に宮崎県以外の九州・沖縄全県では整備をされております。なぜ宮崎県には設置をされていないのか。今後、次世代エネルギーパークへの登録に取り組む考えはないのかをお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 次世代エネルギーパークは、自治体が企業などと連携しまして、エネルギーに関する新たな取り組みを見学、体験できる施設整備を行うということで、残念ながら本県ではそういう登録がこれまでされていなかったわけでありまして。県としては、実質的に同様の狙いを持った新エネルギーの普及啓発に積極的に取り組むこととしておりまして、具体的には、県立図書館に設置しております環境情報センターを中心とした体験型普及啓発や、次世代を担う子供たちに対する、太陽光発電の模型などを用いて目で見たり肌で触れたりという五感を使った環境教育などを実施してまいりたいと考えておるところでございます。この次世代エネルギーパークとしての認定に向けた取り組み、おくれておったところでございますが、

他県の状況について十分、情報収集・調査をしまして、全国的なPRが実施されるなどメリットもありますことから、今後、その認定に向けた取り組みを検討してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 昨年ですが、会派のほうで北海道の円山動物園というところに……。動物園の中にエネルギーパークがありまして、動物園の動物がいるところは私たちは見学できなかったんですけれども、エネルギーパークの裏側の、木材ペレットなんかを使って南のほうの動物を寒くないように暖める施設でありますとかボイラー設備を見ました。市民の方が訪問しやすい場所にあるということは非常に有効だなと思ひまして、環境をよくすることで野生動物と一緒に地球を守っていこうというコンセプトが非常に明快でありましたので、ぜひこれも参考にさせていただければと思います。

次に、観光対策についてお伺いをいたします。

先日、長崎県で観光名所となっている軍艦島を訪問いたしました。知事は行かれたことはありますか——ないですか。4年間で30万人もの観光客が既に来ているとのことで、アーティストのPVに使われたり、世界遺産の暫定リストに登録されたりしたこともあるかもしれませんが、廃墟が一転、観光名所になりました。実際、そこは船で行かないと見られないんですが、船で行くのに1人4,300円かかりました。単純に、これは30万人来たらすごいことだなと、非常に経済効果も高いなと思ひまして。その後、県の方とも意見交換を行ったんですけれども、局長も非常に喜んでおりました。長崎県のように、県に存在する資源を生かして、そこを新名所にしていくということも大事であります



し、また、一過性とはいえ、大きなイベントでがっつと集客することも観光には大事なことと思います。これからの宮崎県の新しい観光というものにどのように取り組んでいくのかを、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 今御指摘がありました軍艦島というのも、持てる資源をいかに有効に活用するのか、そういう発想の中で一定の大きな成果が上げられたものだと思っておるところでございます。本県には、これまでも語られてまいりました、自然、歴史、食も含めていろんな魅力があるわけでありまして、それをいかに磨き上げて、また我々としてもその価値を十分認識した上で発信をしていくか、またさまざまな観光メニューとして提供していくか、そこが重要であろうかと考えております。記紀編さん1300年記念事業に取り組む中で、そういう歴史的な文化資源をもっともっと磨いていこうという取り組み、さらにフードビジネスなどを展開することにより食の魅力を高めていく、まさに宮崎に足を運んでもらう大きな力になると思っておりますし、この2月のキャンプシーズンのスポーツランドというのは一つの大きな成功事例でありまして、これをさらに発展していくというのも重要な視点であろうかと考えております。

また、先日策定しました記紀編さん1300年記念事業の基本構想におきましては、本県の神楽群につきまして世界無形文化遺産への登録を目指した取り組み、さらには西都原古墳群の世界文化遺産を視野に入れた取り組み、これは従来からある資源、宝というものをもっともっと磨き、発信力のあるものにしていこうというものでございまして、いろんな知恵を出して工夫をしていく、そして午前中もいろんな議論がござ

いしましたが、100万泊県民運動なり、みんなが中山間地を盛り上げていく中で、宮崎の再発見、ディスカバー宮崎を行っていく、それが観光の魅力につながっていく、そのような取り組みをもっともっと盛り上げてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 さまざまな観光テーマがあると思います。先ほどお話いただいたとおり、非常に多様性がある宮崎県内のいろんな観光資源であるんですが、全てが結局的を絞れずに、なかなか集客に結びついていないという部分もあります。一つ一つは非常に大事だと思うんですが、「波旅」でありますとか「ゆっ旅」でありますとか、今回も県のほうから提案されております。「波旅」を見ると、今回もたしか340万円ぐらい予算がついていたと思いますが、少しずつたくさんにつけるのではなくて、核になるものにどんとつけていくとか、まず1つ集客しておいて、そこからほかの観光資源にたどり着いていただくような仕組みも必要ではないかなと思っております。「波旅」では、これまで私もサーフィン大会の誘致なんかどうかという話をしました。これは当然相手があることですから、なかなか難しいかもしれませんが、宮崎県という自然の環境を生かしたものを最大限利用していただきたいと思っております。

次に、私は長崎県に世界遺産候補があんなにたくさんあるとは思いませんで、いろいろな観光資源があり驚いたところではありますが、長崎県の封筒の裏に「おもてなし活動6か条」というものがありまして、これは非常にいい取り組みだなと思いましたので、御紹介をさせていただきます。「おもてなし活動6か条」とありまして、1番に「心をこめて「お・も・て・な・し」」とあります。「長崎県を訪れる方々に、

「また長崎県へ行きたい」と思っていただけ  
よう、温かい「おもてなしの心」でお迎えしま  
しょう。おもてなしの「お」です。「大きな  
声で明るく挨拶 「明るく挨拶」し、外国人の  
観光客には、できるだけ外国語で挨拶をしま  
しょう。おもてなしの「も」です。「もっと  
きれいに！美化運動 積極的に清掃活動などに  
参加し、観光地として「美しいまちづくり」に  
努めましょう。「て」手を振り歓迎！観  
光バス 観光客が乗ったバスに手を振って、歓  
迎の気持ちを表しましょう。「な」 「何か  
あったら」お手伝い 困っている観光客を見か  
けたら、積極的に声をかけてお手伝いしまし  
ょう。「し」写真で旅の思い出づくり 県内  
観光地等で楽しい思い出を残していただけるよ  
う、カメラのシャッターを押してお手伝いを  
しましょう」。

午前中も部長が観光の答弁で、おもてなしは  
大事だと言われていました。これはそっくりそ  
のまま我が県でも使える運動というか標語では  
ないかなと思いました。そう言われて気づいた  
んです。長崎県は非常に車の運転マナーがよ  
かったんです。これは偶然かもしれませんが、  
宮崎県も実際、車で観光に来られる方が非常  
に多いところだと思います。先ほどスポーツキ  
ャンプの話も出ましたけれども、あれだけ多く  
の方がマイカーで九州各地、九州外からも来  
られておりますので、ぜひ知事が呼びかけて、「  
県外ナンバーの車には道を譲ってあげましょ  
う」というような運動なんかもいいのではない  
かなと思いますが、それに対して知事、いか  
がでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） おもてなし、非常  
に重要であります。観光という意味での来ら  
れた方に対する感激が増し、またリピート  
にも結びつ

いていく、またその地域へのイメージア  
ップにも非常に大きく影響するものだとい  
うふうに思います。今具体的に、車、県外  
ナンバーへのというようなことでありまし  
た。県外ナンバーであろうと県内ナンバ  
ーであろうと、譲り合いをしながら安全  
で安心な交通環境を整えることは大変重  
要な課題だと考えておるところでござい  
ます。おもてなしに関しては、JR九州の  
唐池社長が、飲肥に行くとき子供たちが  
挨拶をしてくれてすばらしいということ  
を、いろんなところで、挨拶で、また著  
作でPRをしていただいているわけでは  
ありますが、そういうすばらしいものが  
我が県には残されておりますので、そう  
いうところを磨いていく、また、外から  
来られた方にも安心して車を運転して  
いただいたり、いろんな観光地をめぐ  
っていただいたり、そのような環境整備  
にこれからも努めてまいりたいと考  
えております。

○西村 賢議員 県外車に道を譲ろうとい  
うのは、なれていない土地で地元の方  
に優しくされると非常にイメージがよ  
くなるというものがおもてなしの効  
果だと思います。例えば、ドライ  
バーさんがラジオを聞いたりする  
ので、ラジオに知事の声でCMを流  
したり、道の駅とかサービスエ  
リアで知事のポスターが張ってあ  
ったら、それを偶然見た県外者も  
非常に温かい県だなどと思  
うと思いますので、ぜひまた御  
検討いただきたいと思  
います。

次に、大型クルーズ船の状況について伺  
います。去年は大型クルーズ船の寄港  
が14回と県内に相次ぎました。大  
型クルーズ船は一度に多くの観  
光客を運んでいただきます。特  
に中華圏からの観光客は、一度  
に使うお金の量、購買意欲が非  
常に高く、全国各地で中華圏  
のクルーズ船をどう誘致する  
かという誘致合戦も加熱

してきたところでありましたけれども、ことしになって来る予定だというのを聞きません。今後の県内の寄港の状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** これまでクルーズ船につきましては、地元自治体や関係機関と連携して運航会社に対する誘致活動に取り組んできており、御指摘がありましたように、去年は上海、天津からのクルーズ船を中心に、細島港、油津港で合計14回受け入れがあったところがありますが、九州運輸局によりますと、日中関係の影響により、現時点では、平成25年上半期につきましては中国からのクルーズ船の日本への寄港は、本県を含め全くない状況にあるということであります。御指摘のように、観光だけにとどまらず、ショッピングなど幅広い地元への効果があるわけでありまして、県としましては、今後とも、日中関係の状況なども見きわめながら、地元自治体等と連携して誘致活動を続けてまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 非常に残念なことでありますし、またそれとは別ですが、韓国のほうが今非常に観光に力を入れておりまして、九州のお隣でありますので、中華圏からの距離もさほど変わらない中で、非常に中華圏からの観光客を誘致しているという話も出ております。宮崎県も九州と一体となって、負けずに観光誘客というものに尽くしていただきたいと思っております。

時間がなくなりますので次に移りますが、次に、細島港の物流対策について伺います。細島港の整備が、おかげで随分と進んでまいりました。当然ハードの整備だけではなく、そのハードを今後は生かしていかななくてはなりません。まず、物流対策の中で伺いますが、今、45フィートコンテナ特区を県が申請していただいております。

認定されますと、宮城県に続きまして国内2カ所目のコンテナ特区となるわけですが、今、博多港、また志布志港に流れている県内の出荷物を細島港に取り戻せるという大きな機会であると期待をしております。九州で初めてとなるこの特区申請には大きな意味があると思います。40フィートが45フィートのコンテナになると、単純に27%の容積がふえて物流効率の向上につながるわけですが、もちろん中に積まったものを運ばなければ意味がありません。特に下り荷対策が進まなければ空のコンテナを輸送しなくてはならず、コストもかかりますが、宮崎県が45フィートコンテナの利用促進のためにどのような支援を行っていくのかを伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 45フィートコンテナ、全国で2番目の特区を目指して内閣府に申請したところでありましたが、今御指摘がありましたような輸送効率の向上や輸送コストの低減などの効果が期待され、それによりまして物流面での競争力の強化や県内港の利用促進を期待しておるところであります。県としましては、この利用を促進するために、陸上トラック輸送などから県内港発着の海上輸送等にシフトした貨物に助成を行う物流効率化支援事業におきまして、新たに補助対象として加え、従来の40フィートコンテナよりも手厚い支援を行うこととしております。今後とも、宮崎県ポートセールス協議会を中心としまして、海外との輸出入を行う荷主企業や船会社への働きかけ、港湾セミナーなどを通じまして、45フィートコンテナの利用を促してまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 知事においては、九州で一番最初というものが大きな意味を持ちますので、ぜひ引き続きのプッシュをお願いしたいと思

ます。

これは要望であります、今非常に円安に振れまして、韓国、中国、台湾に向けての木材輸出というものが非常に活発になっている状況であります。ただ、話を聞きますと、中国向けというものは薰蒸消毒をしなくてはなりません、細島港では現在1,000立方メートル以下でしか対応ができない状況であり、それ以上になりますと全て、細島からわざわざ志布志に運んでいるという状況も聞いております。志布志にわざわざ運ばなくてもいいように、県のほうもそのあたりは把握していると思いますが、ぜひ薰蒸施設の早期整備に御協力をお願いしたいと思います。

次に、細島工業地域の2区の造成について伺います。中国木材株式会社の細島進出が具体的に動き始め、関係者はほっとしているところですが、進出すれば細島1区もほぼ埋まり、工場などが誘致できる空き地もほとんどない状態になります。今後の日向市の活性化のためにも工業用地の造成は必要ですが、臨海部分の拡大が今後の企業進出も見込めると思います。そこで、日向市にとって期待をするのが、細島港港湾計画図の中で赤点線で書かれている点線部分の細島2区、今は日向製錬所や東ソーといった企業が並んでいるその北側になりますが、ここは埋めるだけでも13メートル以上の水深が確保できると言われております。そうなれば5万トン以上の大型船も寄港できるようになりますが、この拡張について今後の展望をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 細島港におきましては、平成9年に港湾計画の改定を行いまして、現在、東九州の物流拠点という位置づけのもとに、今御指摘があった大型岸壁や防波堤などの

整備を進めているところでありますが、東九州自動車道や中央自動車道の整備、また新たな企業進出や船舶の大型化など、港を取り巻く環境が大きく変化している状況がございます。そのため今年度から、細島港の将来像を検討します細島港長期構想検討委員会を立ち上げまして、港湾計画の見直しに着手をしたところであります。御質問のありました細島港2区北側につきましては、企業立地や荷さばき地としての可能性も考えられますことから、長期構想検討委員会の検討結果や地元の御意見を十分に踏まえながら、今後のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 知事は事あるごとに県内各地を回られていると思いますが、知事は、今、私が質問いたしました細島2区の北側の部分というのは大体おわかりになりますか、もしくは行ったことはありますか。

○知事（河野俊嗣君） その近くまで行ったことはありませんが、港湾の中での場所というのは認識をしております。

○西村 賢議員 ぜひ今度、知事も直接見ていただいて、そこにできれば調査費なり、どのぐらいのお金がかかるとか、どのぐらいの能力があるというものを調べていただきたいと思えます。これは要望にしたいと思います。

ちょっと知事には休憩いただきまして、次に、警察本部長にお伺いをいたします。昨年末に都農インターチェンジが開通しまして、日向市から宮崎市に向けて移動する時間も大幅に短縮されました。高速道路を走ってみますと、長年この恩恵を享受できなかったことが残念でありませんが、まだまだ県内には未開通部分も多く残っております。一日でも一年でも早く開通していただけるように、また私たちが頑張っ

いかなければならないと思っております。今、都農インターチェンジまで日向市から行きますと、何度もこの議会でも出ておりますが、どうしても渋滞箇所であります財光寺一美々津間を通らなくてはなりません。平日は朝とか夕方の1時間半とか2時間ぐらいの時間なんですけど、その時間だけは非常に渋滞をいたします。普通であれば20分ぐらいで通り抜ける道が1時間ぐらいかかってしまうような状況になるんですが、その渋滞を避けるために、カーナビゲーションのシステムで表示される道路交通情報通信システム(VICS)の情報があらかじめわかっていると、早目に迂回をしたり、ちょっと休憩をして時間をずらしたりということもできるかと思っておりますが、このVICSは平岩区間は表示がされておられません。これについて早期導入できないかを警察本部長にお伺いいたします。

**○警察本部長(加藤達也君)** 道路交通情報通信システム、いわゆるVICSにつきましては、本県では平成12年から運用しており、現在、宮崎市、都城市、高鍋町、日向市及び延岡市の市街地を中心に構築した交通管制エリア内に車両感知器を整備して交通情報を収集し、カーナビゲーション等に対して交通情報を提供しております。議員御指摘の日向市平岩地区の国道10号につきましては、現在のところ交通管制エリアに入っていないことから、VICSによる交通情報の提供は行われておりません。現在、県内全域の交通情勢を踏まえ、交通管制エリアの計画的な拡大を図っているところですが、当該地区を交通管制エリアに入れるか否かについては、当該地区の交通量等を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 国道10号の平岩区間は迂回路

がない状況にありますので、ぜひ早期に実現していただけるように要望いたします。

ついでですが、昨日、日向警察署がリニューアルされまして業務を開始したということで、新しい警察署で、ぜひ職員の方々も心機一転、県内の安心・安全のために頑張っていただきたいと思っております。

また知事に戻ります。次に、子育て支援、教育問題についてお伺いをいたします。

知事が今、先頭に立って男性の育児参加に取り組んでおります。男性の子育て参加は年々理解も増し、夫婦がともに育児の負担を分かち合うためにも必要であり、また女性の社会進出を手助けするためにも必要であると思っております。しかし、いまだ、宮崎県の意識調査の結果を見ても「男は仕事、女は家庭」と思っている方の割合が全体の3割を超えており、少ない状況とは言えません。知事のイクメン事業に対する思いをお聞かせください。

**○知事(河野俊嗣君)** 昨年度から、県民全体で子供や子育てを支援していこうということで未来みやざき子育て県民運動に取り組んでいるところでありますが、その中で父親の育児参加は大変重要な課題と考えておまして、母親の負担、不安を軽減するということがありますし、子供の成長にとりましても大変重要ではないかと考えております。私も3人の子育てを育てておりますが、ちょうど今回の鵬翔高校の優勝メンバーと長男、次男と一緒にサッカーをやったりというような中で、子育てに参画するというのはこれまでもあったわけではありますが、これまでのスポーツとか得意分野で支援をする、参加するというのはよくあることですが、料理で、父親も参加をするということで、今回、イクメンパパの料理教室というのを開催したと

ころであります。私も妻と小学校の娘と参加をさせていただきまして、反抗期に入った娘がいるんですが、私のつくった弁当を食べてもらって、家族のコミュニケーションも図ることができたのではないかなと思っております。今後とも、みずからいろんなことにも参加をし、またアピールをしながら、「日本一の子育て・子育て立県」を何とか目指していきたい、そのように考えております。

○西村 賢議員 知事が率先していただけることで、県民の意識も大きく変わるのではないかと期待をしております。

また、新年度予算では父子手帳が復活し、しかもこれまで以上のバージョンアップをするのではと期待しております。これまでも、私が平成20年の11月議会に提案をしてすぐに、21年に実現、発行していただきました。去年は、いつの間にかなくなっていますよという質問をしたんですが、年々よいものをつくり上げていかなければならないと思います。この数年で、子育て団体でありますとかNPOを初めとするいろんな団体が活動を活発化してきておりまして、その利用状況がまだまだ十分ではないという状況にあります。行政がやる子育て支援でありますとか民間がやる子育て支援を、ぜひ父子手帳に、もちろん母子手帳のほうにもまとめていただいて、県民がより利用しやすくなるような父子手帳をつくり上げていただきたいと思いますが、知事いかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 父子手帳の内容につきましては、子供へのかかわり方や母親へのサポート方法、相談窓口など、新米の父親に役に立つ情報につきまして、関係者の皆さんの御意見やアイデアを伺いながら検討していくこととしております。私としましては、こういった情報

に加えて、成長の節目節目に写真を張ったり、いろんなメモができるようにして、将来、子供が成人をしたとき、また結婚したときに、これまでの成長を改めて振り返っていただけるような、家族の宝物になるような手帳にしていきたいと思いますと考えております。

○西村 賢議員 期待しておりますので、よろしく願いをします。

次に、教育長にお伺いいたします。近年、小中学校におきまして、発達障がいのある児童生徒がふえていると聞いております。その現状はどうなっているかお伺いします。

○教育長(飛田 洋君) 小中学校の発達障がいのある児童生徒の多くは通常の学級に在籍しておりますが、よりきめ細やかな支援が必要な場合には、自閉症・情緒障がい特別支援学級で学んでいただいております。まず、通常学級についてですが、文部科学省が平成24年に行った全国調査によりますと、発達障がいの可能性があり特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合が、通常の学級においては6.5%在籍すると推定されており、本県におきましても同様の傾向であろうと考えております。また、自閉症・情緒障がい特別支援学級については、本県では10年前には在籍者数が小中学校合わせて61名でありましたが、5年前には268名、さらに今年度は661名と大きく増加いたしております。

○西村 賢議員 今の数字だけ見ますと10年間で10倍以上の増加ということになります。これは当然、医療の進化などで診断される方もふえていることもありますし、また保護者のほうも、早期発見、早期対策をしたほうが改善できるという望みも期待できるからだと思います。当然保護者のほうも早く診断をして学校に知らせるということもあると思いますが、障

がい児を持つ親と話をしますと、LD（学習障がい）のほうはすぐにわかるのだけれども、ADHDと言われている多動性の子はなかなか判別しにくいという話も聞いております。また、医者の方も専門医が少ないという状況も聞いておまして、連携が非常に難しいのではないかと思います。教育長にお伺いをいたします。教育現場で医師や福祉、保健などの関係団体との連携がどのようになっているのかをお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 発達障がいのある子供の指導や支援につきましては、専門家の意見を踏まえ、情緒面や行動面についての配慮が必要なことから、教育と医療、福祉、保健等の関係機関が連携して対応することが大切だと考えております。このため関係機関で構成した連携協議会を開催し、地域の課題や取り組みについて共通理解を図るなど、支援体制の連携強化に努めているところであります。また、発達障がいのある子供さん一人一人状況が異なります。それぞれの子供さんによさがあります。それぞれ必要とする教育的支援の内容も違います。そういうことを踏まえまして、各学校におきましては、現在、必要に応じて関係機関の専門家を招聘した研修会を実施するなど、発達障がいに関する理解の推進や専門性の向上を図るとともに、特に指導等が困難な事例につきましては、医師や臨床心理士等による助言等を受けながら、一人一人の特性に応じた具体的な指導や支援の充実に向けた取り組みを進めているところでございます。

○西村 賢議員 専門医が少なかったり、また教員一人一人の方にも大きな負担となっていると思いますが、ぜひ親身になって教育現場で支えていただきたいと思います。どうぞよろしく

お願いいたします。

残りの質問があったんですけれども、次回に回しまして……。

本日は知事にばかり答弁を押しつけてしまいましたけれども、知事の思いというものが非常にきょうは私には伝わりました。知事のカラーというもの、そして思いというものをどんどん打ち出していただきたいと思ひますし、実直なところは非常に好感が持てると思ひますので、ぜひこれからも県政運営に邁進していただきますようお願い申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時37分散会

3月5日（火）



# 平成 25 年 3 月 5 日 ( 火 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (37 名)

1 番	有 岡 浩 一	( 郷 中 の 会 )
2 番	重 松 幸 次 郎	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )
3 番	凶 師 博 規	( 日 日 新 )
4 番	渡 辺 創	( 新 み や ざ き )
5 番	松 村 悟 郎	( 自 由 民 主 党 )
6 番	内 村 仁 子	( 同 )
7 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
8 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
9 番	右 松 隆 央	( 同 )
10 番	二 見 康 之	( 同 )
11 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	外 山 三 博	( 同 )
14 番	河 野 哲 也	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )
15 番	高 橋 透	( 社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団 )
16 番	太 田 清 海	( 同 )
17 番	田 口 雄 二	( 新 み や ざ き )
18 番	西 村 賢	( 同 )
19 番	星 原 透	( 自 由 民 主 党 )
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	横 田 照 夫	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
25 番	山 下 博 三	( 同 )
26 番	黒 木 正 一	( 同 )
27 番	前 屋 敷 恵 美	( 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 )
28 番	新 見 昌 安	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )
29 番	鳥 飼 謙 二	( 社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団 )
30 番	井 上 紀 代 子	( 新 み や ざ き )
31 番	徳 重 忠 夫	( 同 )
33 番	十 屋 幸 平	( 自 由 民 主 党 )
34 番	中 野 廣 明	( 同 )
35 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
36 番	福 田 作 弥	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	中 野 一 則	( 同 )
欠 席	議 員 ( 1 名 )	
32 番	緒 嶋 雅 晃	( 自 由 民 主 党 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	牧 元 幸 司
総 合 政 策 部 長	稲 用 博 美
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	土 持 正 弘
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	米 原 隆 夫
農 政 水 産 部 長	岡 村 巖
県 土 整 備 部 長	濱 田 良 和
会 計 管 理 者	豊 島 美 敏
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	加 藤 達 也
選 挙 管 理 委 員 長	後 藤 仁 俊
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊 秋
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 栞 保 博

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事 務 局 次 長	小 八 重 英 稔
総 務 課 長	山 之 内 幸 徳
議 事 課 長	福 嶋 昭 藏
政 策 調 査 課 長	佐 野 浩 太 郎
議 事 課 長 補 佐	谷 口 雅 広
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 幸 二
議 事 課 主 査	関 谷 幸 二
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 一般質問

○中野一則副議長 ただいまの出席議員36名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、岩下斌彦議員。

○岩下斌彦議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の岩下斌彦でございます。きょうも、日ごろよりお世話になっております皆様方が傍聴席においでいただきました。多忙な中、遠路おいでいただきまして、まことにありがとうございます。

ことしも、冬の寒さに耐えながら小さかったつぼみが少しずつ少しずつ膨らみを見せていたあのハクモクレンの花が、今、満開のときを迎えました。春の訪れを感じさせます。先月の3月1日には県立高等学校の卒業式が行われました。卒業生の皆様には心よりお喜びを申し上げます。とはいえ、雇用の場の少ない、人口減少にあえぐ私ども串間市民にとりましては、卒業生が一斉に市外、県外に旅立つことに、喜びと同時に寂しさを感じる複雑な時期でもございます。

しかしながら、このたび、串間市にとりましてうれしいニュースが入りました。串間の荒崎地区に九州最大級の風力発電所の立地でありまして、その規模は、27基、6万7,500キロワットとのことでございます。地元の雇用は余り望めませんが、串間市民の期待は大きく膨らんでおります。この定例議会におきましても、地元の声、県民の声を県政に生かすということで一般質問を行いますので、よろしく願い申し上げます。

ます。

それでは、質問に移ります。観光政策についてでございます。

風光明媚な国定公園であり、野生馬、ソテツの自生地、そしてかつて東洋一であった灯台を有する都井岬の件についてお尋ねをいたします。都井岬観光ホテルは、昭和39年宮崎交通が開業、その後、2000年、経営難で串間市などで作る第三セクター「都井リフレッシュリゾート」に経営権が譲渡されました。しかし、その後も多額の累積赤字を抱え、2007年3月、不動産再生事業などを手がけるケイズコーポレーションが土地、建物と経営権を買い取り、外観などを改装して同年7月にリニューアルオープンをいたしました。しばらく順調に滑り出したかと思っておりましたが、その後、リーマンショック、新型インフルエンザ等により、宿泊者数は1万5,000人台となり、例年より3,000人ほど減少いたしました。これ以上の資金投資は不可能だと決断された上で閉館をされました。地元中心に雇用されておりました社員、パート28人は全員解雇、ケイズコーポレーションはいろいろなホテルの経営関係で経営譲渡を打診しておりましたが、同社は倒産に至り、今回、競売されて大阪の不動産会社が落札し、都井岬観光ホテルはその会社に委ねられることになりました。宮崎県の一大観光地であります都井岬は、都井岬振興会、都井御崎牧組合、串間市観光協会、その他のボランティアの皆さんが、ダニの駆除、野焼き、花の植栽や道路にかかる枝の除去を行うなど、観光地としての光を消さないよう、環境整備に努力しているところでございます。都井岬の現状に対する知事のお考えを伺います。

次に、新聞報道によりますと、大阪の不動産

会社は、取得した敷地内で福祉施設と太陽光発電を計画しているとのことでございます。国定公園内であり、国の天然記念物指定の野生馬がおり、特別天然記念物に指定されているソテツの自生地でもございます。都井岬における太陽光発電施設の設置について、自然公園法や文化財保護法で規制があると思いますが、その内容について、環境森林部長と教育長にお伺いをいたします。

後の質問は質問者席からさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えいたします。

本県の最南端に位置します都井岬、国の天然記念物である岬馬や特別天然記念物のソテツ、岬の先端にある灯台から眺める雄大な景観、そして断崖絶壁に位置する観光遺産の御崎神社など、まさに魅力にあふれた本県を代表する観光地の一つであります。都井岬で草をはむ岬馬の写真というのは、本県を紹介する観光の写真では必ず使われる、本当に代表的な景観であると思っております。県におきましては、こうした都井岬の支援をするために、草地の維持管理やダニ駆除といった岬馬の保護活動や、展望広場などの環境整備、さらには岬駅の運営など支援を行ってきたところであります。

こうした都井岬の魅力があるわけですが、最近の観光は回遊性を高めることが大変重要であります。志布志との市境にできましたイルカランド、大変人気のスポットですが、イルカのショーが始まる前に、「ここでショーを楽しんだ後に都井岬に行ってください」、そういうアナウンスがあったところでありまして、いい取り組みだなと思っておるところであります。県としましても、「恋旅」の推

奨ルートに都井岬を組み入れたり、また、ことし1月から開始しました神話巡りタクシーターのコースにも組み込むなど、都井岬の魅力を生かした観光誘客や情報発信に努めているところであります。県としましては、今後とも、串間市や地域の皆様と連携を図りながら、都井岬の観光振興に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長(堀野 誠君)〔登壇〕お答えします。

都井岬における自然公園法による規制についてであります。旧都井岬観光ホテルの周辺は、自然公園法の規定により日南海岸国定公園の特別地域に指定されており、太陽光発電施設などの工作物を新築する場合は知事の許可が必要となります。許可の基準としましては、主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと、工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致または景観と著しく不調和でないことなどが規定されています。太陽光発電施設の設置について申請があった場合には、具体的な計画内容をこれらの基準に照らして個別に判断することになります。以上でございます。〔降壇〕

○教育長(飛田 洋君)〔登壇〕お答えいたします。

文化財保護法による規制についてであります。都井岬におきましては、先ほどお話にありましたとおり、当該地域に生息しております岬馬とその繁殖地が、昭和28年に「岬馬およびその繁殖地」として国の天然記念物に指定されております。このほか、「都井岬ソテツ自生地」が、昭和27年に国の特別天然記念物に指定されております。規制の内容につきましては、「天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき

は、文化庁長官の許可を受けなければならない」とされております。今後、事業者の設置計画が明らかになれば、地元串間市や文化庁との協議が必要になってくるものと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○岩下斌彦議員 地元の声を直接お伝えさせていただきますと、「観光地に太陽光発電施設、とんでもない。何とか食いとめていただきたい」という声が直接の声でございます。どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして、知事並びに環境森林部長、教育長からそれぞれの御答弁をいただきましたが、これらの状況を踏まえ、都井岬の望ましい観光の姿について県はどのように考えておられるのか、商工観光労働部長にお願いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 都井岬につきましては、先ほど知事もお答えしましたとおり、雄大な景観や自然の魅力にあふれた本県を代表する観光地の一つであり、県ではこれまでもさまざまな支援を行っているところであります。また、串間市におかれましても、都井岬ビジターセンターに、国の天然記念物である岬馬や周辺の動植物について説明する野外ガイドを配置したり、ウォーキングや天体観測などのイベントを企画するなど、都井岬の魅力向上に向けた取り組みを展開されております。さらには、地域住民等によって構成される都井岬振興会を中心に、草刈りや花の植栽などの活動が活発に行われており、この取り組みが美しい景観づくりとおもてなしの向上につながるとして、平成22年には、JR九州を中心とする団体から「南九州景観整美大賞」を受賞されるなど、行政と民間が一体となって、都井岬の自然を生かした体験型の観光地づくりに取り組まれているところでございます。都井岬の観光振興策につき

ましては、このような方向性が一番望ましい姿ではないかと考えておりますが、今後、串間市におかれましても、新たな検討を進められるとのごことでございますので、県としましては、引き続きお話を伺いながら、関係部局とともに観光振興の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ここで御報告させていただきます。「岬の駅」ということで、10数名の皆さんが都井岬におきまして一生懸命、何とか盛り上げようという取り組みでございましたが、閉鎖をされて、10数名の方々は2月末に失業という形になります。今、都城や福岡に出かけていって仕事を探しているのが現状でございます。本当に今まで、県からも御協力をいただいて今日まで続けてこられましたけれども、そういった現実もあります。今後ともぜひお力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、東九州自動車道日南一串間間についてであります。東九州自動車道の蒲江一北浦間が2月16日に開通し、流入人口がふえるとともに、観光などの分野で大分県との連携が強まると期待されております。また、来年度中には日向一都農間が完成し、延岡から宮崎市が結ばれることになり、時間短縮や救急医療、物流、観光の分野で効果が見込まれます。

さて、今度は、いまだに基本計画のままの日南一志布志間であります。今回政権が変わり、大幅な景気対策、公共投資が行われると思いますが、ミッシングリンクがつながってこそ東九州自動車道であります。日南一志布志間の整備促進の取り組みについて、知事の意気込みをお聞かせいただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 東九州自動車道の唯一の未事業化区間として残っております日南一串間一志布志間につきましては、国から昨年4月に、計画段階評価を進めるための調査に着手すると発表があったところであります。一步前進なわけではありますが、事業化に向けては、まだまだ幾つかの段階を経ていく必要があるかと考えております。このような中、今月23日に、県南に向けた新たな玄関口であります清武ジャンクション—清武南間が開通予定であります。これからの県南部の整備促進に大きく弾みがつくものと期待しております。私としましては、南海トラフ巨大地震による大きな被害が想定をされる中で、県民の安全・安心を守るインフラ整備は県政の最重要課題であるという強い問題意識を持って、東九州自動車道日南一串間一志布志間の早期事業着手に向け、これからも鹿児島県とも連携をし取り組んでまいりたいと考えております。

今、延岡以北、県北部の東九州道が開通をし、いよいよ北九州への開通が視野に入ってくるわけではありますが、まだまだ、県南部、それから中央自動車道も含めてインフラ整備、重要な課題として残っております。この中で特に県南部というものが、今申し上げましたような災害対応という意味でも、命の道として大変重要なのではないかという思いでございます。今後とも官民一体となって、県議会の皆様の協力をいただきながら、また、きょう議会に傍聴に来ておられます道づくりを考える女性の会の熱い熱い応援もいただきながら、力強く前進をしてまいりたい、そのように考えております。

○岩下斌彦議員 答弁ありがとうございます。よく「日南一志布志間」と言われますが、「串間」の名前が出てきておりません。鹿児島県と

連携してということ、もうかなり以前からお聞きしてはいますが、まず宮崎県として串間—日南間を、ある意味では先行して何とかお力をいただければありがたいと思います。市民は28年待っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、国道448号市木—名谷間の整備でございます。傍聴席には、串間の道路を考える女性の会の方々が、大変お忙しい中、仕事を休んでこの会場においでいただいております。県土整備部長、どうぞよろしくその点をお願いします。

市木地区から名谷地区間について、地すべり調査・観測を行っているとのことでしたが、トンネル主体の整備ではなく、例えば鹿児島指宿道路の指宿スカイラインのような抜本的な対策は考えられないのか。いずれにいたしましても、宮崎県の代表的な観光道路であり、生活、産業、防災・減災、命の道の観点から早急に取り組んでいただきたいと思っております。県土整備部長のお考えを伺います。

○県土整備部長（濱田良和君） 国道448号は、地域の観光振興や沿線住民の生活を支える重要な路線であります。災害による長期間の通行どめが頻繁に発生している状況でございます。このため県では、これまでに恋ヶ浦トンネルや名谷トンネルを整備し、今年度からは夫婦浦トンネルに着手するなど、災害に強い道路整備を進めているところであります。御質問の市木から名谷地区間につきましては、地質が脆弱で地形も急峻なことから、災害に対する安全性や経済性などの観点から地質調査や地すべり観測などを実施し、現道も含めたルートを検討を行ってきたところであります。これまでの検討結果から、整備に要する事業費や将来の維持管理費を勘案しますと、トンネルを主体としたパイパ

ス計画が妥当であると判断をしたところでございます。県といたしましては、今後、事業化に向け、トンネルルートを選定に必要な調査を行ってまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** どうもありがとうございます。本当に大きな御決断をいただきまして、ありがたく思っております。

次に、歩道整備についてでございます。串間市の中心市街地の国道220号であります。通学道路でもあり、車の往来も激しいところでもございます。しかし、歩道が整備されておられません。昨年の年末には女性が車にはねられ重大事故が発生いたしてあり、またことしの初めにも事故が発生し、串間では第1号になるのではないかとと思いますが、ドクターヘリで輸送していただいて、2週間程度の昏睡状態から脱しまして、一命をとりとめられました。現在、高齢ではあります。一生懸命涙ぐましい努力をしながらハビリに取り組んでおられます。この場をおかりいたしまして、ドクターヘリ関係者並びに医療に携わってこられました関係者の皆様方に心よりお礼を申し上げ、感謝申し上げます。

今申し上げましたように、ここ数年間でも死亡事故が発生しておりまして、極めて危険な箇所でございます。国道220号の串間市松清橋とその前後区間の歩道整備について早急に整備する必要があらうと思っておりますが、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（濱田良和君）** 国道220号の松清橋につきましては、現在、県が実施しております天神川の河川改修に伴う橋梁のかけかえが計画されておりまして、道路管理者である国土交通省宮崎河川国道事務所においては、整備に合わせて歩道を設置する方向で検討中であると

伺っております。また、この橋の前後区間につきましては、昨年実施されました通学路における緊急合同点検で、何らかの対策が必要とされていることから、県といたしましても、関係機関とも連携しながら、必要な安全対策が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** 重ねて歩道整備についてでございますが、市木南郷線の市木小学校の児童が登下校する通学路には歩道がありません。歩道の整備は通学路が優先すると聞いておりますが、取り組む考えはないのかお尋ねいたします。

また、この場所は道路が冠水するので、排水路の整備ができないのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（濱田良和君）** 市木南郷線の市木小学校前の歩道のうち、縁石によって車道と分離されていない区間が一部ございまして、この区間につきましては、視覚的に歩行者と車両を分離するカラー舗装を早急に実施することとしております。

また、この箇所の道路冠水につきましては、現在、排水先に当たる市木川におきまして、家屋や道路などの浸水被害を軽減するため、河川の改修や堆積土砂の除去を行っており、その効果が期待されると考えておりますが、改修後の経過も観察しながら、必要に応じて対応を検討していきたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** 次に、農業政策について質問いたします。

串間市の奈留地区の客土事業については、さきの県議会でもお願いをいたしておりますが、奈留土地改良区の役員の皆様方が多方面にわたり客土に必要な土の場所を探しておりました。

遺跡などの問題が発生して二転三転、このたびようやく適地が見つかったようでございます。25年度の奈留地区の土地改良について、県はどのように進めていこうと考えるのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（岡村 巖君） 串間市の奈留地区におきましては、本県における食用カンショの主産地となっておりますが、降雨等により土壌が流され、生産量の減少や品質の低下が見られており、その対策が必要と考えております。そのような中、地元からは客土による表土確保の整備等の要望が上がっており、県では現在、串間市や土地改良区と、事業化に向けた最終調整を行っているところであります。今後も事業実施に向け、土地改良法に係る手続などを進めてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 土地改良区、取りかかりをやっていただくような方向でございませう。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、JA串間市大東の農家支援センターへの支援策について伺います。JA串間市大東では、組合員の切なる要望により農家支援センターを立ち上げました。現在15名で試験稼働している支援センターではありますが、25年度中に法人化して、将来は30人まで雇用をふやしたい計画であるとのことでございます。農家支援センターの意義は、耕作放棄地の解消と農作物の増産であると考えますが、県の支援として人件費の補助はできないのか。また、支援センターの充実には500トンを保管する設備を望んでおられます。立ち上げに必要なスタッフの確保や施設整備に対する県の支援策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 農業従事者の高齢化が進む中で、積極的な規模拡大を促すこ

とを可能とするためには、営農作業の集約化や効率化等に取り組む営農支援体制を整備することが、今後ますます重要になるものと認識しております。御質問にありました農家支援センターにつきましても、法人化によりその運営基盤が強化されることは、非常に意義のある取り組みであると考えておりますので、必要となる人の確保や施設の整備につきましても、国の事業の活用等も検討しながら、積極的に支援をしてみたいと考えております。中でも人の確保につきましても、地域の雇用創出に資するという観点からの国の緊急雇用創出事業臨時特別基金事業の活用や、就農意欲のある青年に対する研修を行う場合の「農の雇用事業」や青年就農給付金事業の準備型による対応など、さまざまな可能性を検討してみたいと考えております。

○岩下斌彦議員 先ほど切なる願いというふうにご話をさせていただきましたが、家族で農業をやっている方がほとんどでございます。その中で、そのときの意見としては、「私たち夫婦で芋をつくってやっている。そういった中で、もし私が病気になったら耕作ができなくなる、農業をやめなければならなくなる。そこで何とか支援してほしい」というふうにごやって発足したのが、この支援センターでございます。ぜひお力添えをいただきたいというふうにご思っております。

重ねてお尋ねをいたします。JA串間市大東農家支援センターの活用により、今後ふえると予想される規模拡大志向農家に対する県の支援策について、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県の農業生産を今後も維持・拡大し、新たな成長産業とし

で発展させていくためには、地域の農業生産の大宗を安定的に担っていく経営体を育成・確保することが必要でございますが、経営規模の拡大は、その中でも重要な取り組みの一つとなっております。県といたしましては、現在、人・農地プランの策定を進めておりますが、このプランに基づき、意欲ある担い手への農地集積を推進いたしますとともに、平成25年度新規事業として今議会にお願いしております、「「儲かるを形に」みやぎきの園芸産地強化支援事業」により、規模拡大などに必要な省力・低コスト機械導入に対する支援も行ってまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** 串間市大東では山大というブランドができて、必死に取り組んでおりますが、私も宮崎から10時、11時ごろ引き揚げて地元のほうに帰るとき、まだ畑ではトラクターで光を照らして作業をされております。そういったいろんな積み重ねの中であのブランドができておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、6次産業化に向けた県の取り組み状況について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 6次産業化の推進につきましては、宮崎県農業振興公社をワンストップ窓口として位置づけ、6次産業化に取り組もうとする農林漁業者に対して、具体的な構想策定のフォローアップ等を実施するとともに、他産業の力を積極的に呼び込む観点から、企業による農業参入や県内農業者との連携支援にも力を入れてまいりました。その結果、県外のIT企業との連携によるミニトマトの大規模施設園芸やイチゴの観光農園、また集落営農法人による農産物直売やレストランの展開、女性起業グループによる新商品の開発・販売、

また、県内の機械製造企業との連携によるレタスの植物工場などの多様なビジネスモデルが生まれ、新たな雇用の創出が図られたところでございます。今後とも、本県農業・農村の活性化につながる多様な6次産業化の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** 次に、6次産業化に向けた県の取り組み状況について、農政水産部長に伺います。重ねて。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 今御説明申し上げたような内容でございますけれども、6次産業化につきましては、特に、地元で言いましたら女性起業グループのいろいろな取り組みの御支援もありますし、地元の産品を業務加工用含めて大きな6次化を推進する、フードビジネス全般の取り組みをしてまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** 次に、JA大東の6次産業の25年度の支援について伺います。JA串間市大東では6次産業化に取り組んでおりまして、今後、加工場の整備や商品化に向けた取り組みが計画されておりますが、県はどのような支援ができるのか、農政水産部長に、これは最後の質問であります。よろしくお願ひします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 6次産業化の取り組みに必要な加工場の整備や商品化に向けた取り組みへの支援としましては、国の6次産業化総合推進事業で、大規模な施設・機械の導入や商品開発、販路開拓等の支援が受けられます。また、県単事業におきましても、施設・機械の整備に対するハード面での支援や、商品加工のスキルアップ等に向けたソフト面での支援がございます。このような事業を通じまして、今後とも6次産業化に向けた取り組みを幅広く支援してまいりたいと考えております。



○岩下斌彦議員 先月であります、自由民主党の商業活性化懇談会の視察で岡山県の商工会を訪ねました。岡山県では商工会を核としたフードビジネスに取り組まれておりまして、桃太郎伝説にちなみ、猿、犬、鳥をコンセプトにさまざまな商品が作られ、販売店を設けて成果を上げておられました。数多くある商品の中で特に目につきましたのは、車業界の方が取り組んでおられる鹿の肉を活用したドッグフード「わんちゃんのきびだんご」でございますが、1袋1,200円ほどで、年間1,300万の売り上げがあり、まだまだ販路拡大によりその可能性は高くなると言われておりました。農業関係者だけでなく、異業種の連携による取り組みの成功例でございますが、商工会議所、商工会を核としたフードビジネスの推進について、県の取り組みを商工観光労働部長にお願いいたします。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) 商工会議所、商工会は、身近な支援機関としまして、経営・金融相談や講習会の開催等に加えまして、新商品開発や販路開拓の支援など地域商工業者のニーズに対応した取り組みを行っており、今後のフードビジネスの展開においても重要な役割を担うものと考えております。このため、県内7地区に設置されました地域農商工連携ビジネスバンク推進会議におきまして、商工会議所、商工会も参加をしていただき、農業者、商工業者のビジネスニーズや素材の掘り起こし、マッチング等を行い、農商工連携や6次産業化の推進に取り組んでいるところであります。このような中、県内の事例でございますが、佐土原町商工会のショウガを活用した特産品や北川町商工会の鹿肉を活用した加工品開発、さらに、串間商工会議所のアンテナショップによる販路開拓などの事例も出てきております。県と

しましても、今後、食品加工企業や農業者等が試験的に商品の製造ができるオープンラボの整備、試作品販売拠点の設置など、フードビジネスの推進に取り組むこととしておりますので、引き続き、商工会議所、商工会を初め関係部局とも十分連携を図ってまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 続きまして、水産業について伺います。本県の水産業の課題と県南地区での県の主な取り組みについて、再び農政水産部長に伺います。

○農政水産部長(岡村 巖君) 本県水産業につきましても、漁獲量の減少や魚価の低迷に加え、燃油価格の高どまりによりまして厳しい経営状況にあることから、水産資源の回復により漁獲量の安定化を図るとともに、操業方法の改善によるコスト削減などにより収益性を向上させることが、大変重要な課題であると考えております。県南地区におきましても、このような課題への対応として、漁獲量の安定化に関しましては、漁場の生産力を高めるため2カ所にマウンド魚礁の整備を進めているところでございます。また、収益性の向上に関しましても、カツオ一本釣り漁業において、船体の小型化と短期航海を組み合わせ、品質の高いカツオを効率的に水揚げする操業方法を確立するための実証試験などに取り組んでおります。県といたしましては、今後とも、地域の実情に適した各種施策を効果的に推進することで、「儲かる水産業の実現」を図ってまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 ただいまお答えいただきましたマウンド魚礁、串間の漁業従事者は大変期待をいたしておりますが、完成が29年ということだそうでございます。できるだけ早く完成させ

ていただきますよう、大きな漁場になろうかと思いますが、期待をいたしておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

藻場の造成について伺います。昨年の県議会において、藻場の造成について質問をいたしました、「漁業者活動を支援し、大型海藻のみならず、小型海藻も含めた藻場の維持回復の取り組みを定着させるとともに、藻場の一層の拡大に取り組んでまいります」との答弁をいただきました。本県における藻場回復・保全について今後どのように取り組まれるのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県の沿岸では、大型海藻を中心とする藻場の衰退により、ウニやアワビ等の漁獲量が減少傾向にあります。このため県におきましては、ウニの密度管理や海藻の移植、囲い網による藻場の保護など、漁業者が取り組んでいる藻場の回復・保全活動を支援しているところであり、テングサなどの小型海藻が生育し初め、ウニの身入り改善が見られるなど一定の効果があらわれてきております。県といたしましては、漁業者による藻場の回復・保全活動が漁業の一環として継続的に行われ、収益性の向上につながることを重要であると考えておりますことから、今後は、駆除したウニ等を活用した加工品の開発や販路の開拓などについても支援の対象としてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 次に、太陽光発電について質問をいたします。

串間市におきましても、4つあるいは5つの会社が太陽光発電を起業すると聞いております。本県における太陽光発電の固定価格買い取り制度の認定件数と出力は幾らか。また、同制度の適用を受けるにはどのような手続が必要

か、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（堀野 誠君） 固定価格買い取り制度の認定状況でございますけれども、経済産業省によりますと、平成24年11月末現在で、認定件数は3,275件、認定出力は10万6,667キロワットとなっており、そのうちメガソーラーの認定件数は13件、認定出力は2万534キロワットとなっております。

次に、手続としましては、発電事業者が経済産業省に発電設備の認定に係る申請書を提出し認定を受けるとともに、九州電力の電線に接続するための申し込みを行い、契約を締結することとなります。

○岩下斌彦議員 続けて部長にお尋ねいたします。太陽光発電で発電した電気は、九州電力の既存の電線を使用して送電されると思いますが、県内における電線への接続の制約の状況について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（堀野 誠君） 本県においては、昨年7月に開始された固定価格買い取り制度により、太陽光などの発電設備が増加しておりますが、九州電力によりますと、現在、県全体で見ると、接続できる電力量に十分な余裕はあるものの、規模の大きな発電設備につきましては、一部の地域で電線への接続に制約が生じているとのことであります。これは、太陽光発電などを含む地域の発電設備から電線に送られる電力量が、その地域で消費される電力量を上回る場合、電流が逆向きに流れる現象が生じることになり、このような行為は電気事業法により禁止されているためであります。なお、このような制約が生じる場合であっても、発電設備の設置者が自己負担により他の地域などに接続する方法や、発電設備の規模を縮小することによって、電線への接続が可能となる場合が

あります。また、住宅用太陽光発電などの小規模な発電設備につきましては、現時点では接続の制約はないとのことであります。

**○岩下斌彦議員** 次にお尋ねいたします。今年度、県が策定する新エネルギービジョンでは、新エネルギーの導入を図るため、地場産業振興の観点からどのように取り組むのか。また、どのような体制で取り組みを進めていくのか、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（堀野 誠君）** 今年度改定予定の新エネルギービジョンでは、本県の豊富な地域資源である太陽光やバイオマス、小水力を重点的に取り組む新エネルギーとして位置づけ、「低炭素社会の実現」などの3つの施策の基本的方向性を定めるとともに、計画の最終年度である平成34年度の新エネルギーの発電の導入目標について、平成22年度実績の約8倍となる高い目標を掲げるなど、新エネルギーの積極的な導入を促進していくこととしております。特に今後5年間の重点的な取り組みとしまして、太陽光などの新エネルギーの導入を図る3つの戦略プロジェクトと、エネルギーの地産地消という観点から、地場産業への新エネルギーの有効活用を図る戦略プロジェクトに取り組むこととしております。また、新エネルギー導入の推進体制としまして、県民、事業者、市町村等で構成される協議会を新たに設置し、連携を図るとともに、施策の進捗管理や提言等を行っていただくこととしており、本ビジョンの着実な実行に取り組んでまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** 先ほどデータもいただきましたけれども、太陽光（メガソーラー）の情報というのは、国民、県民にも情報が非常に少ないのではないだろうか。また、九州電力の事情も

あろうかと思えますけれども、経産省のインターネットを見ても、昨年11月末現在の状況しかわかっていないような状況でございます。何とかそういった県内の状況をつかんでいただいて、また県民にもそういった情報を流していただければ、その取り組みも随分違ってくるのではないかなというぐあいに思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、子供政策等について伺います。

国は認定こども園制度の改善を図っていくこととしておりますが、どのような検討が行われているのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 昨年8月に成立しました「子ども・子育て関連3法」におきましては、幼保連携型認定こども園につきまして、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけをあわせ持ち、充実した教育・保育が提供される認可施設との位置づけがなされたところであります。また、施設ごとに異なる運営費の支援につきましては、平成27年度に予定されている新制度へ移行後は一本化が図られるとされておりますが、具体的な給付水準については今後検討される予定であると伺っております。このため県といたしましては、本年1月新制度へ移行後の認定こども園への支援の拡充について、国へ要望活動を行ったところでありますが、今後とも、全国知事会を初めあらゆる機会を通じて、積極的に国への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** 傍聴席にも、認定こども園関係あるいは幼稚園の関係の方もおいででございますが、幼稚園関係、本当に翻弄されております。国で閣議決定されたことがまたひっくり返るとか、あるいは消費税が上がってからこのようにしますと。本当の基礎の幼児教育の大事な

部分が後回し後回しになっているような気がいたします。知事、再三申し上げておりますが、保育園と幼稚園の経営の実態というのは大きな差がございます。ぜひ決算書でも見て県内の幼稚園の状況をつかんでいただいて、知事のみで施設等も見ていただければ、しっかりわかるのではないかと、うぐあいに思いますが、幼稚園の先生方、認定こども園のほうも、何とか子供の将来のために、未来のためにということで取り組んでおりますので、機会がありましたら、ぜひ寄ってみてください。職員に対しましても大変な励みになります。よろしく願いいたします。

続きまして、同じ認定こども園関係でございます。県内の幼稚園型認定こども園が幼保連携型認定こども園への移行を申請しているのにもかかわらず、円滑に進んでいない例があると聞いております。こういったときこそ県が積極的に推進していくべきであると考えますが、考えを福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 幼保連携型認定こども園は、認可されている幼稚園、保育所それぞれが連携して、一体的に子供の教育及び保育などを行う施設でありますことから、多様な保育ニーズに対応した有効なシステムであると認識しております。このため県といたしましては、幼保連携型認定こども園への移行について、地元市町村と連携しながら推進をしておりますが、現在、市町村へ申請があった事案につきまして、市町村において関係機関との調整に時間を要しておる事例が多々あると伺っております。県といたしましては、引き続き、幼保連携型認定こども園への円滑な移行に向けまして、適切に対応してまいりたいと考えております。まず、それぞれの市町村においてその必要

性を判断していただいて、それから保育所の認可という行為が現在ではまだ必要でございますので、その認可に当たりましては、十分市町村の意見を踏まえ、認可行為を行いたいと考えているところでございます。

**○岩下斌彦議員** 福祉保健部長には再三伺っておりますが、「待機児童」という定義がどうしてもブレーキになってなかなか進行しない。市町村のほうに保育園の認可等をやりますと、ここに徳重先生もいらっしゃいますが、保育園の方々の反対も受けると。しかし、実際には法律的には、状況を聞く、保育園の団体にお話を聞くということは大事ではないかと思っておりますけれども、反対があるとどうしても前に進まない。そういった意味では、「認定こども園に通園している子供は待機児童である」というふうに文科省の企画官も言っておりますので、その点も何とか御検討いただきながら、県の積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

続けてお尋ねいたします。平成27年度から予定されている「子ども・子育て支援新制度」への移行に向けて、県及び市町村では「子ども・子育て会議」を設置していくことになると思われませんが、どのような委員構成となるのか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 御指摘のとおり、県及び市町村は、平成27年度に予定されております「子ども・子育て支援新制度」への移行に向けまして、子ども・子育て支援事業に関する計画の策定を行っていく必要があります。この計画を調査審議する機関として、国から「子ども・子育て会議」の設置を要請されているところでございます。お尋ねの委員の構成につきましては、国の「子ども・子育て会議」が、子供の保護者、子ども・子育て支援に関する事業に

従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者などで構成されることとなっておりますので、県では、国を参考に、関係機関の意見も十分に踏まえながら、委員の選任を行ってまいりたいと考えております。また、市町村につきましても、国がバランスのよい構成となるよう要請しておりますので、県といたしましても、趣旨を十分に説明してまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** バランスのよい選任ということでございますが、ぜひとも認定こども園の代表者もその中に加わって発言できればというふうに思っております。

次に、国は平成25年度から認定こども園事業費の補助基準額を改定するとのことでございますが、県はどのように対応するのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 認定こども園事業費につきましても、認定件数が増加しておりますことから、平成25年度当初予算で前年度比8,400万円増の2億6,400万円を今回お願いしているところでございます。新たな補助基準額の改定に伴う今後の対応でございますけれども、市町村等の意見を伺いながら、今後また検討してまいりたいと考えております。

**○岩下斌彦議員** これで通告いたしておりました質問は終わりますが、一言、串間の現状ということでお聞きいただければというぐあいに思います。

今、私が個々に串間地域の問題を出しておりましたけれども、人口1万9,744名、この県議会で決まることが、あしたの串間の方向性が決まるということになりますので、よろしくお願いを申し上げます。

県警本部長にもお礼を申し上げます。

ですが、児童の通学のときに見守り隊というのをやっているのを見かけます。子供たちが交通事故に遭わないよう、登校時あるいは下校時に一緒に歩いて事故防止のために指導している団体でございますが、廃止されるのではないかと、随分心配をしております。「私がいなくても本当に大丈夫なんだろうか」と。学校でも教育はしていると思いますけれども、学校の行き帰り、子供同士のことでございます。ちょっとふざけ合ったり、いろいろな状況が生まれて大変危ないときもあったと聞いておりますので、見守り隊の継続ができないのか、ぜひ要望いたしておきたいと思っております。

そしてさらに、もう一つでございますが、串間市は各地で盆踊りが行われております。ところが、うたいというんでしょうか、歌われる方とかが、だんだん高齢化しておりますので、その存続が危ぶまれる状況でもございます。神楽は一生懸命、県内いろいろPRされておりますが、盆踊りというのは歴史、伝統、文化を含めた行事でございます。存続あるいは復活という点でも、宮崎県の大きな特徴の一つになるのではないかと思いますので、ぜひ心にとめておいていただければありがたいと思っております。素朴な盆踊りでございますが、大変すばらしい取り組みでございます。

以上をもちまして、岩下の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○中野一則副議長** 次は、徳重忠夫議員。

**○徳重忠夫議員〔登壇〕**（拍手） それでは、質問をさせていただきます。

まずは、全国高校サッカー選手権大会で鵬翔高校が日本一に輝きました。心よりお喜び申し上げますとともに、宮崎県の高校生に勇気とやる気を示してくれたことに敬意を表したいと思

います。鵬翔高校の松崎監督は、1月20日のインタビューの中で、「国立のピッチは遠い世界ではない」と話されております。県内の各高校は全てライバルで、ともに戦い、対等の実績を残しておるわけで、まさに松崎監督の言われるとおりだと思っております。さらにうれしかったことに、鵬翔高校サッカー部で背番号8をつけ、大会でも活躍し、日本高校サッカー選抜に県内で唯一選ばれた小原裕哉選手は、私の経営する保育園の卒園生でもあります。4～5歳のころからボール遊びが好きで、保育園では、時間さえあれば、私の息子にサッカーを教えたと職員室に来たと聞いております。都城市立明和小学校、都城西中学校、そして鵬翔高校へと進んだわけで、驚いたことに、全国大会の出場が決まると、両親と本人が、保育園、明和小、西中学校に大会の参加の知らせとお礼に来たことであります。さらに、優勝した後にも、それぞれに両親とともに報告に来たそうであります。親子が強いきずなで結ばれ、このような大きな結果を残されたことに心からお祝いを申し上げるとともに、地域に対する感謝の心を忘れないことに私は感動を覚えた次第であります。さらなる活躍を期待したいと存じております。

それでは、通告しております項目につきまして順次質問をしてみたいと思います。

まず、副知事2人制についてお尋ねをいたします。このことについて私は、昨年2月の議会で、一般質問において知事に、直面する新しい課題と公約として掲げられた政策提案の2つを実現するために、副知事2人制とすることを考えていないかとお尋ねしたところ、「本県の厳しい財政状況にも十分配慮し、今後の県政運営を進めていく中で検討すべき課題である」と御

答弁をいただいたところであります。その1年後、知事は、現在1人の副知事を4月から2人にふやし、2人目は地元出身者を充てることを表明されたところであります。もともと私は、副知事を2人置くことを強く要望しておりましたので、今後の県勢発展を考える上で、今回の提案はまことに心強く感じている次第であります。副知事2人制となると、公舎も必要になってくるものと思われまじし、そのほかにも、副知事として執務を行う上で必要になるものが当然たくさん出てくるものと思われまじし。その分、費用もかかると思いますが、実際どれだけの財政負担が生じるものか、知事にお伺いをしておきたいと思っております。

次に、副知事2人制に関する質問はたびたび出てきておりますが、知事は、現体制の中で可能な限りの対応をするために、総合政策部長、総務部長を加えた四役体制で対応するとおっしゃっておりました。今回、副知事2人制をとることを明言されたわけでありまじし。この背景には、四役体制が実際はうまく機能しなかつたのではないかということに疑ってしまうわけでもあります。四役体制はこれまでうまく機能したのでしょうか。また、今後、四役体制はどのような形で機能するのか、知事にお伺いをしておきたいと思っております。

後の質問は、質問者席からいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

その前に、今、小原選手について言及があったところであります。私も、国立での準決勝で、彼がフリーキックを直接ゴールしたあのすばらしいシュートを見て、本当に震える思いがいたしましたところがございます。このチームの司

令塔としてすばらしい活躍でありましたし、今言われたように、地域に対する思いというものは本当にすばらしいなど、敬意を表するものがあります。すばらしい選手を育てられた取り組みに敬意を表するところでもあります。

副知事2人制についてであります。副知事2人制に伴う新たな財政負担につきましては、本人の給与、秘書、公用車にかかる費用を合わせまして、年間約2,500万円程度となる見込みであります。なお、新たな副知事公舎につきましては、地元出身の方を起用することにより不要であるものと考えているところでございます。

次に、四役体制についてであります。この四役体制というものは、名前としては新しいものではございますが、従来から取り組んでおるのでございまして、これまでも、例えば東日本大震災の支援を行うみやぎ感謝プロジェクトでありますとか、経済活性化のためのみやぎ元気プロジェクトなど、そういうような重要な案件があった場合、または予算などの県政運営に当たっての重要課題を審議する場合には、担当部局長に加えて、知事、副知事、それから、企画部門を統括する筆頭部長である総合政策部長と内部管理部門を統括します総務部長が必ず同席をして協議しております。副知事1人体制で何とか県政運営をしていきたい、そのようなときに、そのような最高幹部会議で物事を決定しておるということを説明申し上げるために、あえて四役体制という名前をつけて御説明させていただいたところでございます。今後、副知事2人制となりました場合も、やはり同じように、知事、副知事、それから、担当部局長に加えて、そのような筆頭の両部長を加えた協議というものに取り組んでまいりたいというふうに考えておりますし、決して、それが機能しな

かったから今回2人制にするということではございませんで、これまでも御説明しておりますように、復興から新たな成長へという新しいステージを迎えた本県が、よりさまざまなプロジェクトを進めていく上での体制を強化したい。また、県議会、市町村、それから、多くの県民の皆様とのより緊密な連携を図ってまいりたい、そのような思いで、今回2人制を提案させていただくところでございます。これまで同様、副知事及び各部長との活発な議論を行いながら県政運営を進めてまいりたい、そのように考えております。以上であります。〔降壇〕

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。より強固な執行部体制をつくっていただきたいと、お願いしておきたいと思っております。

次に、平成25年度の当初予算及び本県の財政運営について、幾つかお尋ねをしてみたいと思っております。河野知事は、25年度当初予算において、「復興から新たな成長へ」という旗を高く掲げておられます。本県が、本県の強みを生かして成長していくための道筋を示したことを高く評価いたしております。しかしながら、一方で、本県は県税など自主財源が少なく、地方交付税に大きく依存する脆弱な財政構造にあります。県内経済を引っ張っていくためには、県の財政がどのような状況にあるのかが大きなポイントとなります。持続可能な財政運営を図る観点から、とりわけ財政調整のための基金について、適切に管理していくことが極めて重要だと考えております。本県ではこれまでも、基金の取り崩しに頼りながら予算編成を行ってきたのが実態であります。特に25年度の当初予算では、財政関係2基金の取り崩し額が、24年度の184億円から261億円と大きく増加しております。そこでまず、平成25年度当初予算におい

て、財政調整のための基金についてどのように考えて取り崩しを行ったのか、知事にお伺いしておきたいと思えます。

**○知事（河野俊嗣君）** 25年度の予算編成に当たりますは、県税や地方交付税などが減少するというので、極めて厳しい予算編成になったところでもあります。一方で、停滞している県内経済の活性化や南海トラフ巨大地震への対応など、緊急的な防災対策が大きな課題となっております。私としましては、これらの課題を何とかしたいという強い問題意識で臨んだところでもあります。予算編成、財政運営に当たりますは、やはり選択と集中のもとに、厳しい財政状況の中で、健全化を図りながらも、めり張りをつけて予算化するというのが大変重要でございまして、今回、地域経済活性化・防災対策特別枠を大幅に増額しまして、30億円のみやぎき成長産業育成加速化基金の設置や、46億円の公共事業の増額措置を行うなど、積極的な対応を図ったところでもあります。このような考え方によりまして、25年度当初予算案におきましては、財政調整のための基金の取り崩し額をふやすこととしたところがございますが、大きなさまざまな課題を抱えていく上で、萎縮すべきではない、ここは思い切って打って出るところだという指示のもとに、今回、今のような基金など増額をさせていただいたところでもあります。今後も、財政健全化とのバランスをとりながら、復興から新たな成長に向けて取り組んでまいりたい、そのように考えております。

**○徳重忠夫議員** ただいま知事から説明があったところでございますが、当初予算の編成に当たっての知事の思いは、私も十分理解ができるところでもあります。一方で、今後、何らか対策を講じなければ多額の収支不足になり、より

資金が枯渇し、財政再建団体に陥るおそれがあると、私はこう考えるわけでありまして。平成25年度の予算において261億円の取り崩しを行ったことから、現時点での25年度末の財政関係2基金の残高が200億円を切っているわけです。みやぎ行財政改革プランでは、毎年200億円以上の収支不足が発生するとされておりまして、25年度まではよいとしても、26年度の予算編成をするには、基金が枯渇する可能性があると思えますが、このことについて知事はどのように思われますか、お尋ねいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 中期財政見通しを持ちながら今、財政運営をしておりますが、今後、多額の収支不足が発生する見込みもございまして。何らか対策を講じなければ、御指摘のとおり、26年度には基金が枯渇するような事態も考えられるところでもあります。持続可能な財政運営を図る観点からは、財政調整のための基金というものを適切に管理していき、一定程度の残高を確保していくことは必要だろうと。相撲でいえば徳俵に足がかかりかけている、そのような状況だという認識でございまして。このため、執行段階での経費の節約や財源の確保などに、これからも積極的に取り組むこととしておりまして、今後は、さらに効率的な予算執行などに取り組みまして、必要な基金残額を確保してまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 私は、今回の平成25年度の当初予算及び追加提案されました24年度の補正予算については、知事の強い思いを示すものと理解はいたしております。特に、本県は、他県と比べて高速道路を初めとする社会資本の整備が大きくおくれており、産業の振興はもちろんのこと、今後発生が予想されております南海トラフ巨大地震に対応した防災・減災対策を進めて



いく上でも、今後とも、計画的に県民生活に欠かせないインフラ整備を進めていく必要があるものと考えております。基金残高が200億円を切り、県債残高も1兆円を超えるなど、財政状況は大変厳しさを増している中であります。必要なインフラ整備などに多額の財政負担が求められると思いますが、今後どのように財政運営を行っていくか、その考え方について知事の考えを伺っておきたいと思っております。

**○知事（河野俊嗣君）** 今年度もそうでありましたが、長引く景気の低迷などによりまして、県税や地方交付税の伸びが余り期待できない。しかも社会保障関係費が増加していく見通しであります。ことしも30億程度、前年度も50億程度ということで、社会保障関係費がどんどんと伸びております。国全体における社会保障と税の一体改革を進めていくこと、また、その中で県としても知事会を通じて議論していくことは、大変重要な課題だというふうに考えております。一方で、全国に比べて社会資本の整備が大きくおこなわれている本県であります。産業の振興を図るための道路や港湾等のインフラ整備はもちろんのこと、南海トラフ巨大地震への対応を踏まえた防災・減災対策の強化など、今後とも多額の財政負担が必要になるものというふうに考えておるところでございます。

このような状況の中、昨年度、第三期の財政改革推進計画を策定したところございまして、これに基づく取り組みというものを着実に推進していくことが、今後とも重要であろうかというふうに考えております。これまで、例えば、平成17年度から人件費をトータルで100億円も削減したり、かなり雑巾を絞って、乾いた雑巾を絞っているような状況であります。さらに工夫と知恵を重ねまして、積極的な歳入確

保を図る、また、人件費や公債費等の義務的経費の削減に努める、また、ゼロベースからの徹底した事務事業の見直しなど、歳入歳出両面から必要な取り組みを進めまして、選択と集中という考え方のもとに、施策の重点化・集中化を図って、持続的な健全性が確保される財政構造への転換に努めてまいりたい、それを目指してまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ぜひ頑張ってくださいようにお願いをしておきます。

次に、フードビジネスの展開についてお尋ねをしておきます。

本県農産物は、市場でも高い評価を受けておりますが、ブランド物以外の農産物や加工に向けての農産物については価格が安定しないことから、農家収入が不安定となる大きな要因となっております。近年、私の地元都城市では、大型農業法人が大手量販店や加工企業との契約生産に取り組み、年々その生産規模を拡大しているところでもあります。生産者自身が販路を開拓することや企業と直接契約することは、大変厳しいものがございます。ところで、フードビジネスを推進していくということですが、ここには、プロのバイヤー等を確保して積極的な販路開拓を展開する必要があると考えております。農政水産部長の考えをお聞きしておきたいと思っております。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 本県の成長産業としてフードビジネスを展開していくためには、マーケットインの視点に立って生産供給体制を構築していくことが最も重要でありますので、マーケットの生の情報を把握できる専門家の存在が不可欠であると認識しております。このため、県としましては、新たなブランド展開として、マーケティングの専門家を招聘して、

販売戦略やプロモーション活動を再構築することとしており、JAや農業法人と量販店等との直接的なマッチングや販路開拓に向けた取り組みについても、より加速化してまいりたいと考えております。また、平成25年度予算においては、商工観光労働部から、新宿みやざき館KONNEに、県産品の販路開拓を専門に行うコーディネーターを配置して、首都圏のバイヤー等に対して商品の売り込みやPRを行う事業をお願いしているところであります。今後とも、農業の枠を超えたフードビジネス振興の観点から、全庁的な取り組みにより販路開拓を進め、農業所得の向上を図ってまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 次に移りたいと思います。先ほど申し上げましたように、既にJAや大手農業法人等が、冷凍ハウレンソウやギョーザ用のキャベツ等、1次加工に取り組んでおりますが、フードビジネスを推進していく上では、このような6次産業化を産地単位で推進していくことが大切だと考えるところであります。本県の農産物に付加価値をつけ、農産物処理工場の整備を加速させるためには、既存の工場の規模拡大や大手メーカーの工場誘致など、産地が一体となった6次産業化の推進が必要と考えますが、農政水産部長に県の推進策についてお伺いしておきたいと思っております。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 近年、大消費地やその周辺では、加工業務用野菜の製造過程における残渣処理などの課題が顕在化しつつあり、産地とメーカーが連携して、産地において、生産だけではなく1次加工処理まで請け負う機運が高まってきております。このような産地とメーカーが一体となった工場の規模拡大や企業誘致の取り組みを推進するためには、マー

ケットインの視点に立ったパートナー探しや、積極的な誘致活動が重要であると考えております。県といたしましては、フードビジネス振興の観点から、企業誘致部局と連携をしながら、関係機関と一丸となって、産地やメーカーの情報収集とマッチング活動等に取り組んでまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。

昨年10月に長崎県で開催されました第10回全国和牛能力共進会において、本県は、前回の鳥取大会に引き続き、日本一2連覇を達成いたしました。今回の2連覇を受けて、県でも関係団体と一体となって、さまざまな形で食肉の販売戦略を展開しておられます。しかし、宮崎牛そのものを流通させるということでは、東京市場への出荷が必要だと考えておるところであります。私は、前回の鳥取全共の後、東京の芝浦市場へ視察に行ったことがあります。そのときには、「宮崎牛は素晴らしいということはおわかっておりますが、物が来なければ売りようがない」と言われたことがありました。県は新たに、東京市場への牛の生体出荷について取り組むということではありますが、どのような形で実施されるのか、農政水産部長にお伺いしておきたいと思っております。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 東京市場への生体出荷につきましては、東京芝浦の中央卸売市場へ生きた牛を出荷し、そこで処理された枝肉を首都圏の卸売業者が評価し、競り落とすことで、宮崎牛のサシのきめ細かさ等のすばらしさを理解してもらい、首都圏におけるマーケットを拡大していくというものでございます。既に昨年11月から、JA宮崎経済連が試験的に月1回、12頭ずつ出荷しておりますが、比較的高値で取引されるなど、おおむね良好な結果が得

られているところがございます。生体での出荷につきましては、移動に伴う体重の減少や、かかり増し経費等の増加に加え、競りの状況によっては値が安くなる等のリスクがあるものの、宮崎牛の販路拡大には重要な取り組みであることから、県としましては、継続して出荷できるように支援していくこととしております。

**○徳重忠夫議員** 定時・定質・定量、これが原則であろうかと思っておりますので、どうぞ継続をしっかりとやっていただきたいと思っております。

今回、東京モノレールの浜松町駅に設置されました宮崎牛の看板は、肉の写真がいかにもおいしそうで、さらには、ほかの看板を圧倒する大きさでもあることから、東京での知名度アップのために大変有効であると考えております。また、大阪では、堺駅前にある南海グリルが宮崎牛レストランとして大変有名であります。東京でも、ここに行けば宮崎牛が食べられるといったような体制づくりも必要ではないかと考えておるところであります。東京での宮崎牛の取引の拡大や、宮崎牛を専門的に取り扱うレストラン等についてどのように取り組まれようとしているのか、部長にお答えをいただきたいと思っております。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 宮崎牛を取り扱うレストランや精肉販売店の増加は、消費拡大のためにも、さらには農家の所得向上のためにも大変重要であると認識しております。このため、県としましては、首都圏における「情熱みやざきフェア」や、「みやざきweek」等のイベントを通して、県産農畜産物のPRや、県産食材を取り扱うレストラン等とのコラボレーション企画を推進し、取扱店の拡大を図っているところでもあります。また、宮崎牛を一定量取り扱う店舗に対しましては、県と関係

団体等で構成されます「より良き宮崎牛づくり対策協議会」が、宮崎牛指定店として、のぼりなどの販売促進資材の提供や、フェア開催などによる支援を行うこととしております。先般、首都圏で宮崎牛の商談会を開催したところですが、宮崎牛を扱う小売店やレストラン等をふやすためには、卸売業者を通じた取引拡大もあわせて重要でありますので、今後も、「宮崎牛及び県産食肉販売戦略会議」を中心に、卸売業者やホテル、レストラン等を対象とした商談会の開催や戦略的なPR、販売促進活動などを展開し、総合的な販路拡大に積極的に努めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 全共2連覇という好機を逸することなく、さまざまな方法を駆使して全速力でしっかりと対応していただきたい、このように思っております。

次に進みたいと思っておりますが、私は、フードビジネスの展開には、まずは県みずからが率先して地場産物を使うべきだと考えております。例えば県立病院では、毎月1回、地産地消のメニューを提供しているようですが、これを月に1回ではなく毎日実施するようにすれば、販路拡大にもつながるし、食の安全・安心にも大いに寄与するものと考えております。そこで、病院局長にお伺いをいたします。病院給食において地場産物はどれぐらい利用されているのか、また、今後どのように地場産物の利用を進めていこうと考えておられるのか、お伺いをしておきたいと思っております。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 県立病院の給食材料でございますが、まず、米や卵、豚肉、鶏肉、これにつきましては、全て県内産を使用しております。また、魚類や野菜類につきましては、県内産の使用は約半数となっております

が、これは、季節によって安定した調達に難しいことから、県外産をやむを得ず使用しているものでございます。次に、牛肉でございますが、オーストラリア産が多い状況にあります。これは、給食に係る収入は、診療報酬上、食事療養費として1食当たり640円と定められていることから、経営上、栄養価が同等で価格の安い食材を利用せざるを得ないことによるものでございます。食の安全・安心の観点に加えて、フードビジネスの推進の観点からも、県内産食材を積極的に利用していくことが重要であると十分認識しておりますので、宮崎牛を初め、その他の食材につきましても、季節ごとの行事食あるいは選択メニューに加えるなど、県内産の食材の利用拡大に努めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 次に、教育長にもお伺いをしておきたいと思っております。消費量が最も多いと言われております、学校の給食でございます。地産地消をさらに進めていくことが必要であると考えます。そのためには、数値目標を掲げて、地場産物の積極的な利用を進めていくことが大事だと、このように考えております。そこで、学校給食における地場産物の利用状況と今後の取り組みについてお伺いをしておきたいと思っております。

○教育長（飛田 洋君） 宮崎県食育・地産地消推進計画では、学校給食における地場産物の使用割合を、平成27年度までに、食材数ベースで50%にするという数値目標を掲げております。本県の学校給食における地場産物の利用状況は、文部科学省が5校程度の抽出により実施した調査によりますと、ここ3年間の平均は、食材ベースでは32.5%となっておりますが、主食である米、それから、毎日子供たちが飲む牛

乳については、ほぼ全て県産のものを使っております。県教育委員会といたしましては、食育実践事業に取り組んでおりまして、例えば、直接、生産物を生産された農家の方が学校に来て、給食を子供たちと一緒にいただいて、給食を食べながら作物を育てるドラマを語っていただくとか、あるいは給食に地場産物を使う「ひむか地産地消の日」を推進したり、あるいは子供たちが自分たちで食材を調達し、弁当をつくって持参する「弁当の日」を推進するなど、地域の産業や食文化等に対する関心を高める取り組みを行っているところであります。今後とも、本県が掲げる数値目標の達成を目指して、市町村教育委員会や関係部局と連携しながら、学校給食の地場産物の使用拡大に努めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 次に、総合政策部長にお尋ねをしてみたいと思っております。みやざきフードビジネス推進体制構築事業について伺っていきます。この事業は、本県の豊富な農水産資源を核とした総合的な食産業を成長性の高い基幹産業として育成するため、フードビジネスの展開に必要な推進体制を構築し、課題解決のためのプロジェクトに取り組むものと説明されております。フードビジネスを推進するには、先ほど病院局長や教育長にもお尋ねしたように、まずは、本県の売りであります安全・安心な農産物の加工品を、県内のマーケットに普及拡大していくことが最も大事だと、私はこのように考えております。その結果、県内での需要や利用量がふえれば、生産者も新たな販路先が確保できるし、規模拡大の可能性も出てくるのではないかと考えるのであります。そういったこともフードビジネスの中で取り組んでいく重要な課題ではないかと考えておるところであります。

そこで、総合政策部長にお尋ねいたしますが、フードビジネス推進体制構築事業の方向性は、外に打って出る「地産外商」となっているようですが、まずは足元の地産地消を進めるべきと考えるところであります。部長の見解をお伺いしておきたいと思っております。

**○総合政策部長（稲用博美君）** フードビジネスを推進するに当たりまして、最終的な実需者のニーズをしっかりと組み込みながら、生産から加工、販売に至る一貫した流れを構築していくことが極めて大切だと思っております。その中で、今、議員のほうから御指摘ありましたように、地産地消によって足元を固めることが大事でありまして、学校給食はもとより、今後成長が見込まれます病院や福祉施設向けの業務用加工食品として、利用者のニーズに合ったソフト食を開発するプロジェクト等を展開していくこととしております。また、県内の食品関連企業を調査いたしましたところ、県内の農林水産物の利用につきましては、価格や品質が安定していることが条件として挙げられておりますが、約7割が拡大をしたいという結果も出ておりました。県内でも販路開拓の余地はまだまだあるというふうに考えております。今後は、このような現状や課題を踏まえながら、分野横断的なプロジェクトチームによりまして新たなビジネスモデルの創出を行いまして、フードビジネスの振興を図ってまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。知事にもお答えをいただいております。 「みやざきフードビジネス振興構想」を策定し、庁内各関係部局や農商工関係団体が連携した本格的な取り組みを来年度からスタートさせようとしているわけですが、これに対す

る知事の思いをお伺いしておきたいと思っております。

**○知事（河野俊嗣君）** 今、フードビジネスをめぐる一連の御質問の中で、非常に重要な御指摘をいただいております。外部のプロ、有識者の活用ということ、さらなる6次化、さらには、大都市に向けたPRや販路の拡大、そして、まずは地産地消をもっと推進すべきではないかと、それぞれ重要な御指摘というふうに受けとめておるところでございます。本県がこれまで培ってまいりました、強みであります安全・安心で質の高い農林水産物をベースとしまして、さらに、産地や食品製造業の基盤というものをフルに生かして、6次産業化や農商工連携により付加価値を高めていく。それに加えて、飲食業、観光産業にも発展の裾野を広げていくことによりまして、全体として成長産業化が図られると。まさに総合産業として、この食、フードビジネスというのを展開している。非常に可能性があるのではないかとこのように思っております。

私がイメージしておりますのは、口蹄疫のときに、本県の農業の6割を占める畜産が大打撃を受けて、畜産のみならず農業なり商工業、経済全体が影響を受けたわけではありますが、昨年の宮崎牛の日本一連覇など、本県のすばらしい素材、畜産のみならず、野菜も魚もたくさんいろいろ素材はあるわけです。単なる素材供給型から脱することによって、そのフード、食料というのが、今度は経済全体を雇用なり産業面で引っ張っていく、引き上げる、浮揚する力があるのではないかと、そういう思いでこのフードビジネスに今、取り組んでいるところでございます。今年度も、関連事業としまして総額約24億

円を措置したところをごさいます、生産から加工、流通、販売に至るまで、一体として総合的な食産業の振興に努めてまいりたい。そのことにより、本県の経済、また、新たな成長に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。実は知事に要望を、強い要望を申し上げておきたいと思っております。このフードビジネスについてでございますけど、先ほど、病院局長、さらに教育長から答弁をいただきました。県立病院では経営上の理由から、給食に使用する牛肉のほとんどがオーストラリア産を使っているという御答弁がありました。和牛の日本一の産地でありながら安全・安心な牛肉を与えない、このことは私は理解ができないのです。和牛の肉、立派な肉もあります。ほかにもいろんな肉があるんです。宮崎では5万頭から屠殺しております。安い肉もあるんですから、やはり宮崎牛を使っていたらいいと思っております。また、23年度の数字ではありますけど、学校給食においても、地場産品の利用状況は、隣県の熊本県、大分県、鹿児島県は全て、30%以上地場産を使っているんです。先ほど32%とおっしゃいましたが、これは平均でありまして、本県は、23年度は27.5%という数字であります。全ての隣県に負けているんです。宮崎県は農業県です。畜産県です。隣県に負けたくないんです。知事、その思いをぜひ持っていただきたいと、このように思っておるところであります。知事にはこの現状を認識していただいて、フードビジネスの推進に当たっていただきたいと、このように思っています。地産地消により、まずは足元を固めて、例えば、学校給食においては50%を目指す、あるいは県病院でも宮崎牛を使う。知事が先頭になって取り組

んでいただきたいと、このように思っております。地産地消運動に取り組む「みやざきの食と農を考える県民会議」の会長は知事であります。知事の強力なリーダーシップを求めたいと思っております。

続いて、福祉行政についてお尋ねをしてまいりたいと思っております。

放課後児童健全育成事業についてお尋ねをいたします。放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブは、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に通う子供たちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るものであります。子供を巻き込む犯罪や事件が多発するとともに、共働きやひとり親家庭が増加する中、子供が放課後、安全で安心して過ごすことができる場を求める保護者の願いはますます高まっております。放課後児童クラブは県内各地で展開されております。そこでまず、放課後児童クラブについて、クラブ数と児童数の近年の状況についてお伺いをいたします。また、放課後児童クラブは保護者が利用料を負担しておりますが、負担の状況はどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 放課後児童クラブの、まずクラブ数についてでございます。5年前の平成20年度に185クラブであったものが、24年度は203クラブとなっております。また、利用児童数につきましては、20年度の6,342人から24年度は7,417人となっております。クラブ数、児童数ともに増加傾向でございます。また、保護者が負担している利用料でございますが、24年度の状況で申し上げますと、全体の92%が徴収しておりまして、その中で、月額3,000円台を徴収しているクラブが87クラブで、全体の43%と最も多くなっております。次に、月

額4,000円台を徴収しているクラブが70クラブの35%となっている状況でございます。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。一部改善がなされたということではありますが、一定の評価はしたいと思っております。しかしながら、九州各県の状況を見ますと、ほとんど国の基準どおりに支給されております。また、中核市の宮崎市は、国の基準を上回る額で児童クラブを運営しているのが現状であります。今はまだまだ不十分であると考えております。先般、児童福祉法が改正され、その中で、市町村は、放課後児童クラブについて条例で基準を定めなければならないとされています。その基準は、児童の身体的・精神的及び社会的発達のために必要な水準を確保するものでなくてはならないとなっております。このような中、補助金が現在のような低いままでは、近い将来、児童福祉法が定める基準をクリアしていくのにさまざまな問題が出てくるのではないかと危惧しているところでもあります。そこで、改善がなされたとはいえ、九州各県や宮崎市と比較して依然として低い水準にあります。一層の改善を図るべきと思いますが、知事の所見をお伺いしておきたいと思っております。

**○知事（河野俊嗣君）** 御質問がありました放課後児童クラブは、児童の健全育成を図るとともに、仕事と子育ての両立支援の役割を担っております。子育て支援対策として大変重要な事業であると認識しておるところであります。厳しい財政状況の中で、何とか充実を図りたいという思いで、今回、一定の——今、改善という言葉がございましたが——予算の見直しもさせていただいたところがございます。国におきましては、現在、子ども・子育て関連3法を踏まえ、新たな制度の中で、放課後児童クラブ

につきまして、対象年齢の拡大や指導員の基準の設定など、制度の充実が図られるということにされております。県におきましては、こうした国の動きを踏まえ、また、それに呼応して、厳しい財政状況の中ではありますが、今後とも、放課後児童クラブの設置促進など、改善に努めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 2月の28日、つい先日ですが、安倍総理は施政方針演説で、「子育てに頑張るお父さん、お母さんが、育児をとるか仕事をとるかという二者択一を迫られている現実であります。今後、放課後児童クラブを増設し、地域による子育て支援に力を入れます」と明言をされております。現在、国の基準の40%カットが宮崎県の状態であります。少なくとも隣県同様あるいは宮崎市と同等の支援を、知事に強く強く要望しておきたいと思っております。

続いて、救急医療についてお尋ねをしております。先日、私の知人が、体の異常を訴え、消防本部に救急要請を行ったところ、救急隊が間もなく駆けつけ、救急車に収容されましたが、受け入れ医療機関を探すのに40分もかかったということでもあります。さらに、近くの医療機関で受け入れてもらえず、消防本部の管轄外の医療機関までの搬送に約50分を要したということです。救急要請から医療機関への収容までに1時間45分を要したということでもあります。幸い、知人は、大事に至らず、九死に一生を得ることができたわけではありますが、今回の事案を通して、私は、本県の救急患者の医療機関への受け入れ体制をもっとよくしていく必要があるのではないかという思いを強くしたところでもあります。つきましては、質問をさせていただきますが、まず、本県の救急患者の医療機関への受け入れ実態はどうなっているのか、危機管

理統括監にお伺いをしておきたいと思ひます。

**○危機管理統括監（橋本憲次郎君）** 医療機関への救急搬送についてでございますが、迅速な搬送が特に求められます重症以上の傷病者について、平成23年中の受け入れ状況を見ますと、5,532名のうち、約77%の4,283人の方々が1回目の照会で医療機関に受け入れていただいております。一方で、議員から御指摘がありましたように、複数回の照会という例になりますけれども、医療機関に收容されるまでに5回以上の照会を要したという方々が、約3%の142名いらっしゃるという状況でございます。また、救急車に收容されてから受け入れ医療機関が決まるまでの現場滞在時間について見ますと、約64%の3,538名の方々が15分未満で離れるという状況でございますけれども、現場滞在が30分以上要した方というのも約4%の227名という状況でございます。また、過去3カ年の推移を見ますと、全国的な傾向でもございますが、本県でも救急出動件数及び救急搬送人員数ともに増加傾向にあり、また、医療機関への受け入れに要する照会回数または現場滞在時間も延びる傾向にあるというところでございます。このような状況を受けまして、今般の県の医療計画の見直しに当たりましては、救急要請から医療機関收容までの平均所要時間を縮減するための数値目標を設定させていただいたところでございまして、関係機関と十分連携を図りながら、対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。大変厳しい問題でございますが、救急搬送の実態というのがよくわかったような気がいたします。対策の充実にさらにさらに努めていただきたいということをお願い申し上げておきたいと思ひます。

それでは、そういった救急搬送の状況を踏まえて、本県の救急医療体制のあり方についてどう考えておられるのか、福祉保健部長にお伺いをしておきたいと思ひます。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 本県の救急医療につきましては、患者の容体に応じて、初期から第3次までの医療体制を整備するなど、役割分担と連携を図りながら、その充実に取り組んできたところでございます。そのような中、昨年4月の宮崎大学医学部附属病院の救命救急センター開設や、同病院を基地病院とするドクターヘリの導入によりまして、大きく前進したところでございます。しかしながら、医師不足が救急医療体制の確保にも大きな影響を及ぼしておりまして、圏域によりましては、休日夜間急患センターの診療科目や診療時間等が異なっておりますことや、急患が重なった場合に、新たな患者の受け入れができない場合があるなどの課題がございまして、救急医療は、県民の安全・安心確保のため、大変重要でございますので、今後とも、大学、医師会、市町村等関係機関と十分連携を図りながら、引き続き、医師の養成・確保はもとより、医療従事者の研修など、体制の充実強化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○徳重忠夫議員** 医師の確保というのが一番大事かなと。ドクターカーがついていけばうまくいくんだろうと思ひますが、なかなかそれ思うようにならないというのも現実かと思ひます。医師確保等大変難しい課題はありますが、県民の安全・安心の確保のために、体制強化に積極的に取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

次に、公共事業について、2～3お尋ねをしておきたいと思ひます。



新たな政権のもとで追加補正予算が成立し、当初予算に加え、多額の公共事業予算が上乗せされることになりました。県の予算では、約400億円の公共事業予算の追加であります。このこと自体、地域経済の活性化に明るい光が差し込んできたものと、大きな期待を寄せているところでもあります。しかしながら、心配もあります。県内の建設業者が対応できるかどうかという点であります。東日本大震災に係る復興事業において、入札不調が相次いでいるというニュースを目にいたしているところでもあります。本県においても、追加となった公共事業予算について、国、県、市町村が発注するわけがあります。以前と比べて技術者が減少している中で、県内の建設業者が対応できないのではないかと懸念しておりますが、県としてどのように考えているのか、県土整備部長にお尋ねをしておきたいと思えます。

**○県土整備部長（濱田良和君）** 今回の追加補正予算につきましては、県内経済の活性化につながるものでありますので、予算の円滑な執行を図る上で、入札契約手続や工事施工に支障がないよう取り組む必要があると考えております。このため、県におきましては、技術者の専任を要する建設工事においては、国の方針に基づきまして、当面の間、密接な関係のある5キロメートル程度以内の2つの工事について兼務が可能な取り扱いとするほか、技術者の専任を必要としない工事における配置技術者の雇用要件の緩和など、受注者の負担軽減につながる取り組みについて検討しているところであります。県といたしましては、これらの取り組みにより、補正予算の円滑な執行に努めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** よろしくお願いを申し上げて

おきたいと思えます。

次に、技術者の育成確保についてお尋ねをしておきたいと思えます。本県の建設技術者につきましては、先ほど申し上げましたように、減少傾向にありますとともに、高齢化も大変進んでおるところであります。県においては、産業開発青年隊など、建設技術者の育成確保に取り組んでおりますが、まだ不十分ではないかと考えております。今後は、社会資本の維持管理、更新に係る費用の増大も予想されております。このような中で、将来の建設技術者の育成確保についてどのように考えているのか、県土整備部長にお尋ねをしておきたいと思えます。

**○県土整備部長（濱田良和君）** 社会資本整備を初め、今後、増大が見込まれる橋梁やトンネルの維持管理、さらには、災害時における対応を将来にわたり円滑に進めていくためには、若手技術者の育成確保は大変重要な課題であると認識をしております。このため、県におきましては、産業開発青年隊による将来の建設技術者の育成確保を初め、総合評価落札方式における新規学卒者の雇用の評価、さらには、建設技術推進機構を通じた、建設技術者のスキルアップを図るためのさまざまな研修などにも取り組んでいるところであります。また、新たに、高校生を対象とした出前講座や、建設業のイメージアップなどについても取り組みたいと考えております。今後とも、建設業界や関係機関とも連携を図りながら、将来の建設産業を担う人材の育成確保に努めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 最後の質問になりますが、県土整備部長にお尋ねをしておきたいと思えます。道路のコンクリート舗装についてお尋ねをいたします。昨年質問したところでございます

が、最近の円安傾向から、アスファルトなどの石油製品が高騰して、コンクリート舗装とアスファルト舗装の価格差は、これまで以上に縮まるのではないかと考えられます。コンクリート舗装の材料はほとんど国内で賄えるため、使用量がふえると国内経済が潤うことにもなります。また、コンクリート舗装の工事がふえると、生コンや砂利、施工機械など、たくさんの人に仕事が行き渡り、雇用の確保にもつながると思われまます。コンクリート舗装は耐久性が高いことから、国も積極的に採用すると、このように通知が来ていると、私は思っております。県でも、使えるところは積極的に使っていくべきと考えております。そこで、コンクリート舗装の他県の使用状況、今後の県の取り組みについて、県土整備部長にお伺いをいたします。

**○県土整備部長（濱田良和君）** コンクリート舗装につきましては、アスファルト舗装に比べ、一般的に工事費が高いものの、耐久性にすぐれることから、本県におきましては、補修時の交通規制の影響が多いトンネル区間で主に採用しております。他県におきましても同様の状況であるというふうに伺っております。最近では、アスファルト価格が上昇傾向にございまして、技術開発も進んできたということから、採用事例がふえているところでありますが、コンクリート舗装には、地下埋設物の掘り返し工事が困難なことや、災害時の復旧に時間を要すること、さらには、走行性や騒音の問題もあることから、採用に当たりましては、現地条件を十分に確認する必要があります。県では、現在、こういった条件を満足する都城志布志道路の一部区間での施工を予定しておりますが、今後とも、現地の条件、経済性、施工性を総合的に考慮した上で、コンクリート舗装の採用につ

いて検討してまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ぜひ、コンクリート舗装を実現していただきたい、このように思っております。

最後になりましたが、質問はこれで終わったわけですが、実は、ずっと考えておりましたことについて知事に要望を申し上げておきたいと、このように思っています。と申しますのは、本館外壁の洗浄であります。実は、昨年の暮れに我々は議会で調査に行きました。東京に行きました。国会議事堂に入った。すごくきれいになっているんです。クリーニングされておりました。すごく気持ちよかったです。きれいになりました。私が県議会議員になって18年、一遍も掃除されたことはありません。国内の47都道府県の県庁に皆さん行かれるわけですが、こんなきれいな花が玄関にいっぱいあるところはありません。建物はどこもきれいであります。立派であります。こんな立派な玄関があるところはない。そして、バルコニーだって立派です。ところが、真っ黒けです。そして、御案内のとおり、タイルです。これも、きれいなところときれいでないところ、余りにも恥ずかしいような姿であります。ぜひこれを洗浄していただきたい。お客さんへのおもてなしというか、おいでになるお客さんに喜んでもらえるような、花もきれい、体もきれい、体ですよ、県のシンボルです、県民のシンボルです、これをきれいにしてやることは決して悪いことではない。知事、1期目がもう半分来ました。2期目のスタートにきれいな形でスタートしてください。身も心もきれいになって、そして、いい政治を続けていただきたい。強く要望を申し上げて、私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時55分休憩

---

午後1時0分開議

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、後藤哲朗議員。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。おせったいのまち、アスリートタウン、そして高校バスケット日本一となりました延岡学園高校があります延岡選出の後藤哲朗でございます。一般質問をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、知事にお尋ねいたします。知事は、御自身の政策提案の中で、私の政治理念として3つの項目を挙げられております。その1つに「「絆」を大切にするみやざき」があり、そこには「人情味豊かな県民性を「みやざきの宝」として未来に引き継いでまいります」とあります。私は、人情味豊かな県民性がおもてなしの心につながり、磨きをかけることで「おもてなし日本一」につながっていくと考えております。アクションプランには県民の主な役割が掲げられていますが、その一つに「観光客を温かく迎え入れ、「おもてなし日本一」を目指しましょう」とあります。そこで私は、知事の役割の一つとして、県庁及び知事室等においてになる県内外のお客様を、笑顔と心からのお接待、心からの歓迎を、関係者の皆さんと一緒にもてなすような取り組みを率先して実践していただく、まさにこれが「おもてなし日本一」につながっていくと思っておりますが、知事に御所見をお伺いいたします。

次に、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業についてお尋ねいたします。

この事業につきましては、御案内のとおり、市町村振興や観光・商工業の回復等に向けた取り組みに対して幅広く支援をし、助成事業者から大変好評を得、成果が出ている事業と思います。ところで、このファンド事業の支援も2年が経過しようとしており、経済情勢等の変化が見られます。先月の22日、牧元副知事が理事長である口蹄疫復興財団の通常理事会が開催され、今年度事業の実施状況報告等があったと聞いております。そこで、これまでの取り組みの総括と今後の事業の支援方針の考え方について、牧元副知事に御所見をお伺いいたします。

次に、宮崎県総合計画(アクションプラン)の進捗状況について3点お尋ねいたします。

まず、地域有縁システムについてであります。地域の力を高めていくためには、さまざまな人たちが有縁(つながり)を深め、力を合わせる必要があります。地域福祉の推進、自殺のない地域社会、地域ぐるみで取り組む安全・安心なまちづくり等、これらのもととなるのが地域有縁システムの構築であると思っております。そこで、これまでにどのような地域の仕組みづくりに取り組んでこられたのか、総合政策部長にお尋ねいたします。

次に、移住の促進についてお尋ねいたします。重点施策の集落の活性化の中で、都市からの支援と交流があり、移住等の促進を実施内容として挙げていますが、これまでの移住促進に向けての取り組みについて、総合政策部長にお尋ねいたします。

次に、「安心で充実した「暮らし」構築プログラム」についてお尋ねいたします。安心で充実した「暮らし」の構築には、ともに支え合い

助け合う地域福祉の推進や地域包括支援ネットワークの構築、安全・安心なまちづくりへの推進等が大事であると思いますが、福祉・保健・介護・医療の連携による地域の支援体制の整備について、進捗状況と今後どう取り組んでいかれるのか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

次に、平成25年度当初予算案について3点お尋ねいたします。

まず、財政改革の着実な取り組みについてお尋ねいたします。当初予算編成においては、引き続き社会保障関係費が増加する中、3年目となる第三期財政改革推進計画（平成23年6月策定）を踏まえ、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直し、財源確保策等を積極的に推進されていることがうかがえます。その中で、投資的経費の縮減・重点化の考え方及び事務事業の見直しの内容について、総務部長にお尋ねいたします。

次に、「神話のふるさと みやざき」ブランド定着支援事業の関連についてお尋ねいたします。県を代表する民俗芸能の神楽、日本のふるさとで舞われる山の神楽、海の神楽は多様であり、日本一であると思っております。県内各地に残された神話・伝承、伝統芸能・祭りなどの特色ある文化財・文化資源を保護・継承するとともに、地域づくりや情報発信など、さまざまな分野での活用に取り組むことも大事であります。そこで、この神楽を神話と同じようにブランドとして定着を図っていくことが必要と考えますが、総合政策部長に御所見をお伺いいたします。

次に、県立延岡病院における医師確保についてお尋ねいたします。県立延岡病院は、県北地域医療のかなめであります。今般、ヘリポートを併設した救命救急センターが整備され、今月

から供用開始されることになりましたが、救急医療機能が格段に向上することになり、住民にとって大変な朗報であると思っております。しかしながら、病院のさまざまな機能を十分に発揮させるには、医師の確保が大変重要であります。この4月から、数年来不在となっていた消化器系の内科医師が確保されることになりましたが、依然として神経内科など複数の診療科で医師不足となっております。また、延岡市内では、県立延岡病院の数少ない医師の負担を軽減するため、脳血管や消化器系の疾患については、夜間は民間病院が輪番で救急患者に対応せざるを得ない現状となっております。県立延岡病院における医師確保は急務であるわけですが、今般、病院局の来年度新規事業として、「後期研修医研修資金貸与事業」が挙げられております。宮崎大学医学部に在籍する後期研修医に研修資金を貸与し、その後、県立延岡あるいは日南病院に一定期間勤務すれば返済を免除するという内容であります。そこで、この事業によって、近い将来、延岡病院での医師不足が解消されるものと期待するところではありますが、この事業の狙い、効果について、病院局長に御所見をお伺いいたします。

次に、海岸保安林等機能強化調査事業の事業概要についてお尋ねいたします。

先月の12日、林活議連で東北森林管理局仙台森林管理署を訪れ、海岸防災林の被災状況と復旧の取り組みについて調査してまいりました。被害を受けた約1,100ヘクタールのうち、国有林と民有林の割合は4対6であります。林野庁が直轄工事として一体的に実施しています。防災林の再生には、必要に応じて生育基盤となる2～3メートルの盛り土を実施という植生基盤の造成が不可欠な状況とのことでした。植栽の

主体は、非常に乾燥と潮風に強く、肥料も要らないということで、クロマツでした。さて、本県の400キロメートルに及ぶ海岸線には、約1,600ヘクタールの潮害防備保安林等海岸林があり、潮害や風害等の防止に重要な役割を果たしています。そこで、県では、県民の生命・財産を災害から守る海岸林の機能強化策を検討するための海岸保安林等機能強化調査事業に、昨年の10月から着手しておりますが、この事業の概要について、環境森林部長に御所見をお伺いいたします。

次に、「スポーツランドみやざき」の全県的な展開についてお尋ねいたします。

2月23日に落成式、今月の1日から使用・開館する長崎県諫早市中央体育館の愛称は、「内村記念アリーナ」だそうです。諫早市出身で体操の五輪金メダリスト、内村航平選手にちなんだそうです。内村選手の展示コーナーも設け、北京、ロンドン五輪の活躍等を写真で振り返られるそうです。この体育館は、来年の長崎国体に向け、県と市の協議により、県立総合運動公園の敷地内に整備・建設されたそうです。さて、東九州自動車道の開通により、これまでキャンプ地として敬遠されてきたところも、候補地として売り出すチャンスを迎えようとしております。しかし、プロ、社会人を初め、大学のスポーツキャンプにおいても、よりよい施設環境を求める傾向が強くなっているのが実情です。そこで、スポーツランドづくりを全県的に展開するためには、「スポーツランドみやざき施設等整備促進事業」の拡充が切に望まれますが、商工観光労働部長に御所見をお伺いいたします。

次に、農業の振興について2点お尋ねいたします。

まず、「宮崎県畜産新生プラン」についてお尋ねいたします。県では、昨年の全国和牛能力共進会での2連覇を契機に、「復興から新たな成長へ」をキーワードに、安全・安心で付加価値や収益性の高い畜産の構築に向けた取り組みを進めるために、「宮崎県畜産新生プラン」を本年3月に策定されるということであります。このプランの中で、繁殖牛の生産性の向上対策として1年1産を目指すことになっており、ぜひ推進していただきたいと考えますが、その根幹をなす繁殖雌牛の飼養状況を見てみますと、私の地元でも、やはり高齢化の影響からか、減少傾向が続いている状況であります。全共2連覇を契機に、宮崎牛の販売プロモーションを積極的に展開され、ブランド力の強化や販売に力を入れている今だからこそ、繁殖基盤の強化は、今後の宮崎県の肉用牛生産にとって大変重要と考えます。そこで、優秀な繁殖雌牛を県内に保留する対策や導入対策に対して、県としてどのように対応しようとしておられるのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

次に、農業基盤の整備についてお尋ねいたします。高齢化の進行と担い手不足、混住化や兼業化の進行などから、農地の有効活用を支える生産条件の改善強化及び基盤整備を進める必要があります。このため、農業の持続的な発展を支えるための用排水路の整備や担い手を中心とした経営体への農地集積と区画の大型化による営農の効率化を推進するための水田の整備に取り組まなければなりません。ところで、東臼杵管内には急傾斜地が多く、台風や集中豪雨による災害に見舞われやすい地形条件であることから、住民の安全や県土の保全に大きな影響を及ぼすおそれがあります。また、用排水関連施設の老朽化が顕著であり、農業用水を安定的・持

続的に供給するには、老朽化対策が急務となっております。これらの施設を更新するには、膨大な経済負担が伴い、大きな課題となっているのが現状であります。そこで、農業用施設の用水路の保全管理と長寿命化に向けての支援策は考えられないのか、農政水産部長に御所見をお伺いいたします。

最後に、急傾斜地崩壊対策事業の整備促進についてお尋ねいたします。

延岡市の土砂災害危険箇所は約1,900カ所と県内で最も多く、崩壊による被害から県民の生命と財産を守るため、計画的な事業の推進を図る必要があります。県では、公共急傾斜地崩壊対策事業（国庫補助事業）と県単自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業（県費補助）により、崩壊対策に取り組んでいますが、十分な予算措置が困難な状況であり、また整備には莫大な事業費を要することから、事業の進捗が図れず、対策を要する危険箇所が数多く残っているのが現状であります。そこで、この事業は、命を守る公共事業であり、国・県等の自治体の責務と考え、早急な整備促進を図っていくことが重要と思いますが、県土整備部長に御所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきまして、質問席から再質問をさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

「おもてなし日本一」についてであります。議員からも御指摘がありました人情味豊かな宮崎の県民性、これは「みやざきの宝」だと考えておりまして、未来に大切に引き継いでいかななくてはならないというふうに考えております。

宮崎日日新聞に「旅のひとこと」という欄があります。観光客の方が来られて宮崎の印象を語っておられる場面、コラムであります。時々「知事がかわって宮崎の情報がぱったり届かなくなっただ」とか、そういうコメントもあって、ちょっとめげたりもすることがあるわけですが、昨年末に、延岡市などを訪れた東京の男性が「見知らぬ人にも挨拶をしてくれる文化はすばらしい」と、そんなことも書いておられたところがございます。そういう宮崎の人の心の温かさが、観光客の皆様にも強い印象を残しているというのがよく見てとれるわけでありまして。知事室に来られるようなお客さんに対しても、知事が率先してというような御指摘をいただいたところでもあります。いろんな大切なお客様が来られる中で、知事室というのは、一つの情報発信拠点であり、また県民を代表して大切なお客様をおもてなしすべき場所であるというふうに考えておるところでございます。

そのような観点から、今、杉製品の屋台を、21年連続杉生産量が日本一だということアピールしつつ、今は宮崎牛日本一2連覇のディスプレイなどを置いておったりしますし、また、花卉生産組合の方に御協力をいただきながら、ランとかスイートピーとか季節折々の花でおもてなしをしたりしております。

実は先日、宮城県の村井知事が訪れておりました。ベガルタ仙台が施設の整った延岡市でキャンプをしておられるところですが、これまでの被災地支援に対する感謝を村井知事も述べられ、私のほうからも、災害廃棄物の処理で、人的支援などで送った職員が村井知事から表彰を受けたりというようなこともありましたので、いろんなお礼を申し上げ、引き続き支援に取り組んでいきますということを申し

上げたところですが、せっかく東北から来ていただいたものですから、マンゴーを食べていただきたいということで、宮崎冷凍完熟マンゴー、新製品で出たばかりのものをお出ししたところですが、ちょうど知事がいらしたのが2月14日、バレンタインだったんですね。職員に頼んでマンゴーをハートの形に切ってもらってお出ししたんですが、ちょっとしたおもてなしというのは、心なり気配りではないかなというふうに思います。

これまでも、さまざまな形で研修会などをやりました、「おもてなし日本一」を目指した取り組みを進めておるところでございますが、こうした心からのおもてなしが観光客に感動をもたらし、「また宮崎に来てみたいね」というリピーターを呼ぶことにもなるのではないかなというふうに思っております。今後とも、県民の皆様とともに、「おもてなし日本一」の取り組みに全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○副知事（牧元幸司君）〔登壇〕 お答えいたします。

口蹄疫復興対策運用型ファンド事業のこれまでの取り組みの総括と今後の支援についてでございます。口蹄疫復興財団は、平成27年度までの5年間にわたりまして、運用益30億円を活用して、農業・畜産はもとよりでございますが、県内経済の早期の回復を図ることなどを目的に事業を実施するものでございます。これまでの2年間で、経済活性化に即効性のあるプレミアムつき商品券の発行、中長期的な視点で産業の成長を目指す商品開発や販路の開拓、農畜産物の加工施設の整備など、さまざまな取り組みに対しまして、約11億円の助成を行ってまいったところでございます。事業の中には、効果を発

揮するまでに時間を要するものもあるところでございますが、地域や経済の活性化というファンドの目的に沿いまして、御指摘のございましたように、一定の成果を上げてきたものと認識しているところでございます。しかしながら、県内の経済の状況を見ますと、依然として大変厳しい状況が続いておりますし、農業・畜産分野におきましても、生産性の向上や販売力の強化、生産基盤の確立など、持続的な経済成長に向けた新たな課題が明らかになってきているところでございます。これらを踏まえまして、先般の財団の理事会におきまして、今後は、県の「復興から新たな成長」に向けた取り組みと連動しながら、波及効果が高く、将来の産業基盤の構築につながります「畜産新生」「フードビジネス振興」といった分野に重点を置いて支援することが決定されたところでございます。財団におきましては、この基本方針に基づきまして、経済情勢の変化等に適切に対応しながら、より効果が期待される取り組みに対して、柔軟に支援してまいることとしているところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○総合政策部長（稲用博美君）〔登壇〕 お答えいたします。

初めに、地域有縁システムについてであります。これからの県づくりに当たりましては、住民や地域の「絆」を再構築し、地域のさまざまな人々が地域の問題や未来に真摯に向き合い、いわゆる共助の精神で、ともに力を合わせ、支え合いながら、地域が運営される仕組みをつくっていくことが必要であるというふうに思っております。このような考え方にに基づき、アクションプランの中で地域有縁システムの構築を掲げ、例えば未来みやざき子育て県民運動の展

開による地域全体での子育て・子育て支援や地域の「絆」の強化による自殺予防、そして地域ぐるみで取り組む安全・安心なまちづくり等に取り組んでいるところであります。少子高齢・人口減少や核家族化の進行、さらには災害への備えが求められている中で、地域力を高めることがますます重要となっておりますので、来年度は新たに共助による減災力強化や高齢者の地域包括ケアの促進等に取り組むとともに、県民総ぐるみによる教育の推進等も図りながら、地域有縁システムの充実・強化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、移住促進の取り組みについてであります。県では、移住情報ガイドブックや専用ホームページを作成しての情報発信、さらには、農林漁業、住宅、労働などの関係機関や市町村と連携した東京・大阪での移住セミナーや相談会の開催など、広く県外に向けて本県の魅力をアピールするとともに、県外事務所に移住相談窓口を設置するなど、相談体制の充実を図っております。また、市町村が実施する移住促進に向けた取り組みに対しましても、各種の支援を行い、受け入れ体制の整備に努めております。これらの取り組みの結果、移住者数の把握を開始いたしました平成18年10月からことし1月までの間で322世帯の移住が実現しております。

次に、神楽のブランド定着に向けた取り組みについてであります。本県には、国指定の重要無形民俗文化財を含めまして、200を超える神楽が県内各地で大切に保存・継承されており、記紀編さん1300年記念事業の基本構想におきましても、その重点的な取り組み事項としまして、「みやぎきの神楽群の世界無形文化遺産登録」という高い目標を掲げております。「神話のふるさと みやぎき」ブランド定着支援事業は、

神話・伝説、伝統文化、史跡等の地域資源を活用したイベントや研修会などの県民の主体的な活動に対する助成や、各種メディア、イベント等での全国に向けた情報発信を行うことにより、地域ブランドとして「神話のふるさと」のイメージアップを図るものであります。神楽につきましても、「神話のふるさと」を象徴する極めて重要な文化遺産でありますことから、この事業を活用するほか、関係部局とも連携を図りながら、ブランド定着に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○総務部長（四本 孝君）〔登壇〕 お答えいたします。

当初予算案についてであります。平成25年度当初予算案につきましては、昨年度策定いたしました第三期財政改革推進計画の着実な実行を基本方針の一つに掲げ、編成を行ったところであります。その中で、まず、投資的経費の縮減・重点化につきましては、当初予算編成におきまして、いわゆる箱物については、新規着工を原則凍結するとともに、公共事業費については、直轄高速自動車国道事業負担金や維持管理経費等を除き、原則、対前年度比95%としたところであります。その上で「地域経済活性化・防災対策特別枠」を設けまして、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえた防災・減災対策を中心に、46億円の公共事業の追加措置を講じたところであります。また、事務事業の見直しにつきましては、予算編成作業に先立ち、6月から3カ月にわたって、全ての事務事業を対象に、それぞれの事業の達成状況はもとより、その効果や県が実施する必要性などについて、ゼロベースからの徹底した検証作業を実施しており、予算額ベースで83億円の見直しを行ったと



ころであります。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（土持正弘君）〔登壇〕 お答えいたします。

福祉・保健・介護・医療の連携についてであります。少子高齢化の進展に伴い、地域における福祉や保健、介護、医療などへの住民ニーズは複雑化、多様化しており、住みなれた地域の中で、誰もが安心して充実した暮らしが送れるよう、必要なサービスを受けられる体制を築く必要があると考えております。このため、高齢者保健福祉計画や医療計画等に基づきまして、市町村や関係機関・団体等による幅広い連携・協働を促進しながら、分野横断的な体制づくりや、医療から介護までの切れ目のないサービス体制の構築等に取り組んでいるところであります。また、来年度からは、市町村における地域包括ケアの一層の促進を図るため、専門職などを派遣する「地域包括支援ネットワーク・権利擁護支援事業」に新たに取り組むこととしております。今後とも、福祉・保健・介護・医療の連携を促進することにより、地域における福祉が充実したくらしづくりに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○環境森林部長（堀野 誠君）〔登壇〕 お答えいたします。

海岸保安林等機能強化調査事業の概要についてであります。さきの東日本大震災では、多くの海岸地域が被災したことから、林野庁の「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」において、海岸林の津波被害軽減効果についての検証が行われ、一定の条件のもとで後背地への津波エネルギーの低減などについて効果があると報告されたところであります。当事業におきましては、宮崎市木崎浜から新富町富田浜までの海岸林を対象に、機能を発揮するた

めの重要な項目であります森林の幅、立木の大きさや高さ、森林内の植生などの調査を行っており、今後、現状分析を行い、整備の方向性を取りまとめることとしております。また、この資料をもとに、県全体の海岸林整備について、市町村など関係機関と検討を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○商工観光労働部長（米原隆夫君）〔登壇〕

お答えいたします。

「スポーツランドみやぎき施設等整備促進事業」についてであります。「スポーツランドみやぎ」づくりを今後さらに推進していくためには、合宿等の受け入れを県下全域に拡大していくことが重要であると考えております。このため、県といたしましては、本事業によりまして、県外からのスポーツ合宿・イベントの誘致を目的として市町村が行うスポーツ施設や設備の整備・改修、例えば延岡市で申し上げれば、西階総合運動公園の芝刈り機導入や野球場の防球ネット設置等について支援をしております。これによりまして、受け入れ環境の充実が図られ、ベガルタ仙台やトヨタ自動車硬式野球部のキャンプの定着にも寄与しているものと考えております。今後とも、この事業を効果的に活用して、受け入れ体制や受け入れ環境の充実を図ることにより、「スポーツランドみやぎ」の全県的な展開を推進してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（岡村 巖君）〔登壇〕 お答えいたします。

繁殖雌牛の県内保留対策についてであります。優秀な繁殖雌牛の県内保留や導入を促進することは、本県の肉用牛繁殖基盤の強化にとって大変重要であると認識しております。このた

め、宮崎県畜産協会の種畜再生対策基金を活用した優秀な雌子牛を県内に保留することを目的とする「優秀繁殖雌牛地域内確保対策事業」を、平成25年度も引き続き実施することとしております。また、農協が繁殖雌牛を購入し、県内の農家に一定期間貸し付けを行う「繁殖雌牛導入対策事業」につきましても、同様に継続実施することとしております。国においても、新年度予算の中で、優秀繁殖雌牛の導入推進対策を打ち出しておりますので、これらの事業の活用も含めて、優秀な繁殖雌牛の基盤を強化し、本県肉用牛の生産振興に一層努めてまいりたいと考えております。

次に、農業水利施設の保全管理と長寿命化についてであります。用排水路などの農業水利施設は、農業生産の基盤であり、将来にわたり適切に維持管理していくことは、極めて重要なこととあります。このため、県といたしましては、老朽化した施設の長寿命化対策として、ストックマネジメント事業を実施しており、機能診断や機能保全計画の策定、計画に基づく対策工事などに取り組んでおります。また、農地・水保全管理支払交付金により、非農家も含めた地域住民が協働して行う施設の維持管理活動を支援しており、県内各地で、用水路の泥上げや草刈りなどとともに、小規模な施設の点検・調査や補修工事等が取り組まれております。今後とも、これらの制度を有効に活用しつつ、土地改良区や市町村等と連携を図りながら、農業水利施設の適正な保全管理や長寿命化対策に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○県土整備部長（濱田良和君）〔登壇〕 答えさせていただきます。

急傾斜地崩壊対策事業の整備促進についてで

あります。本県は、地形が急峻な上に地質が脆弱であることから、台風や梅雨時期の集中豪雨のたびに土砂災害が発生しており、県民の生命と暮らしを守るためには、急傾斜地崩壊対策事業の促進が大変重要であると考えております。このため、県といたしましては、被害想定区域内に人家が5戸以上ある箇所や災害時要援護者施設のある箇所など、危険度や優先度の高い箇所から計画的に整備を進めているところであります。今後とも、必要な予算の確保に努めるとともに、国や市町村との連携を図りながら、「土砂災害による犠牲者ゼロ」を目指し、急傾斜地崩壊対策事業などのハード対策、及び住民の防災意識を高めるための啓発活動や土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を、あわせて推進してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○病院局長（渡邊亮一君）〔登壇〕 答えさせていただきます。

「後期研修医研修資金貸与事業」についてであります。現在、3つの県立病院の医師総数の約3分の2は宮崎大学からの派遣でございまして、特に医師不足が顕著な県立延岡、日南病院の医師を継続的に確保していくためには、宮崎大学医学部の講座、いわゆる医局に在籍する医師が増加していくことが大変重要であると考えております。これまで県では、大学入試での地域枠の設定や医学生への奨学金の貸与など、大学と連携・協力しながら、県内に医師が定着するための取り組みが進められてきたところでございます。また、卒業後の初期臨床研修につきましても、大学や県医師会等と協力しながら、県内の病院で研修を受ける医師の増加に努めてきたところでございます。今後は、宮崎大学としても、また県にとっても、県内の地域医療の

確保のため、初期臨床研修修了後の医師がいかに多く大学に残るかということが大きな課題でありますので、今回の事業は、大学と連携しながら実施することとしたものでございます。この事業は病院局の事業でありますことから、直接的な効果は、県立延岡、日南両病院の医師確保でございますが、この事業によりまして、宮崎大学により多くの医師が残ることで、県内の地域医療に必要な医師の確保にもつながるものと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○後藤哲朗議員 それぞれに御答弁いただきましてありがとうございます。また、御丁寧な答弁いただくものですから、私の質問時間が大分迫っております、中身をちょっとはしょって質問させていただきますが、御了承いただきたいと思います。岩戸開きの感があります後期研修医研修資金貸与事業を初め、口蹄疫復興対策運用型ファンド事業、繁殖雌牛導入対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、農地・水保全管理支払交付金事業推進については、感謝と御礼を申し上げ、地域有縁システムと行財政改革には、引き続き積極的な取り組みをお願いしたいと思います。そして、そのほかの項目につきましては、理解を深めるために、提言・提案を交えながら再度質問を行ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、移住・定住の促進についてお尋ねします。やはりふるさとへの回帰、田舎暮らし、特に3・11以降、山陰、四国、九州の各県内の問い合わせがふえていると、本県も加入しております認定NPO法人ふるさと回帰支援センターの職員の方に伺っております。ところが、県内の市町村では、移住・定住促進策に積極的に取り組まれているところとそうでないと

ころの何か二極化が進んでいるような気がいたしております。そこで、県では、中山間地域への移住等の呼びかけと、移住にかかわる市町村の取り組みの一層の促進を主な取り組みに掲げておりますが、今後の促進策について総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） 移住を促進するためには、まず受け入れ先となります市町村の取り組みが大変重要となりますので、県としましても、積極的に支援しているところでございます。具体的には、相談会の開催、実際に地域を訪れて移住を体験してもらう「お試し滞在」の実施、住居に関する情報を集めました「空き家等情報バンク」の整備、そして、移住が実際実現した場合に、地域での生活に関する相談体制や移住者同士が情報交換できるネットワークの構築といった移住後のフォローアップなど、いろいろありまして、それぞれの段階において、市町村に対する支援を現在行っているところであります。御指摘にありましたように、26市町村の中で実際取り組みをやっているというのは約半分ぐらいになっておりますので、これを広げていく必要があるというふうに考えております。今後とも、市町村の新たな取り組みに対しまして幅広く支援を行っていくなど、連携して一層の移住促進に努めていきたいというふうに考えております。

○後藤哲朗議員 続きまして移住・定住なんですが、積極的に取り組まれている島根、鳥取県、特に非常に宮崎県と類似しているんですが、やはり窓口の明確化あるいは田舎暮らしを移住と呼んでコーディネーター、就職関係は定住促進と分けておりまして、コーディネーターを配置して、問い合わせとか相談窓口を明確にしていく。ところで、県が4～5年前に発行し

たガイドブックがありました。これも、最後のページに、宮崎県へ移住するには、あるいは移住相談窓口へ出かけようというページがありますが、はっきり言って、おもてなし、心遣い、気遣いがあるのかなというような内容でありまして、これだけ全国いろんなところに相談が発生しているのに、この窓口、こういった案内ガイドブックというのは、丁寧にお知らせしないといけないんじゃないかと思えます。そろそろ改訂の時期に来ているんじゃないか、あるいは、相談窓口の充実については、総合政策部長はどのように思われるか、御所見をお伺いいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） ガイドブック作成から5年たっております。移住者の経験談でありますとか移住環境などの情報を網羅的に掲載しているわけですが、内容については、20年度につくりましてから、逐次年度ごとに、内容の更新といいたしでしょうか、そういうことをしております。ただ、5年たったということで、最新の移住ニーズに合った情報を的確に提供する、そして今お話にありましたように、宮崎の住みよさをアピールできるようにしたほうがいいということで、改訂する予定としております。また、相談体制であります、中山間・地域政策課に移住専門の相談員を配置いたしますとともに、県外事務所及び全市町村に窓口を設置しております。加えまして、東京にあります「ふるさと暮らし情報センター」にも専用ブースを設けているところであります。また、最近では、来訪とか電話に加えまして、インターネットでの問い合わせも多くなってきておりますので、移住専用のホームページを通じた相談対応にも努めているところであります。今後、ホームページの充実や県内の関係機関との連携を一

層深めまして、相談体制の整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

最後に、移住・定住について、知事にお伺いいたします。実は先ほど取り上げました鳥取県の知事は、マニフェストとして年間500人の移住促進、任期中ですから2,000人、やはり企業立地が大変厳しいと見ているのか、非常にひとり先を慌てている、そういうことになりまして、先ほどの浜松町で出ましたけれども、浜松町、それこそモノレールのところに「鳥取県へいらっしやい」というのがあります。私も、こんなものを全国に向かって、自分のふるさと宮崎県、そして各市町村を移住・定住によいところですよとPRすることは、ふるさとを愛する心とか地域への自信と誇りにつながっていくようなことでありまして、これは子供たちの教育上にも、移住・定住の促進というのは非常に大事な施策じゃないかなと、そのような気がいたしております。そこで知事に、移住・定住施策をどう知事としてお考えになるのか、御所見をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 重要な御指摘と今受けとめておるところでございます。企業立地と並んで人、移住交流人口の増加を図っていくことは、地域の活力を維持し、活性化を図っていく上で、大変重要な取り組みだというふうに考えております。これまでも、本県の住みやすさ、食なりスポーツ環境なり、いろんな魅力、それから人情の温かさなどをアピールするなど、各種の移住施策に取り組んできたところであります。新たな取り組みとしましては、有志の知事で設立された「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」というものが

あり、昨年加入したわけですが、今の御指摘にありました鳥取や島根など、いわゆる地方と言えるような13の県によるものでありまして、その中でも意見交換をしつつ、いろんなプロジェクトを立ち上げておるんですが、その中で地方のライフスタイルを提案するプロジェクト、すなわち地方からいろいろ効果的に発信していき、都市部の移住・交流のニーズを効果的に発掘していこうと、そんな検討も進めておるところでございます。今、議員の御指摘がありましたようなパンフレットなりアピールの仕方の見直しも含め、今後とも、市町村や関係機関と十分に連携を図りながら、移住促進にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

続きまして、福祉・保健・介護・医療の連携による地域の支援体制の整備についてお尋ねいたします。新年度の予算案には、新規事業として「地域包括支援ネットワーク・権利擁護支援事業」が提案されております。私は、高齢者福祉の最終究極的な目標は、今回の地域包括支援ネットワークの構築であり、実践・実行だと思っております。そこで、この事業で取り組まれる、市町村、医療関係者、民生委員、介護サービス事業者で構成される地域包括支援ネットワークについて特にお尋ねいたします。このネットワークは、地域包括ケアの促進、ケア体制の確立、それにはやはり医療関係者の参画、指導等がポイントじゃないかなと、私はそのように思っているところです。そこで、地域保健法を受けて国が示した「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」というのがあります。このような内容であります。「地域保健対策を推

進するための中核としての保健所、市町村保健センター等及び地方衛生研究所を相互に機能させ、地域の特性を考慮しながら、医療・介護・福祉等の関連施策と有機的に連携した上で——中略させていただきますけれども——地域保健対策を総合的に推進することが必要である」、そのようにはっきりとうたわれております。そこで、地域包括ケアシステムの構築には、保健所等の関係機関が参加して、医療と介護の連携を推進することが重要と考えますが、福祉保健部長に御所見をお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 地域包括ケアシステムを構築いたしますためには、御指摘にございましたとおり、各市町村において、さまざまな職種でのネットワークをつくり、医療と介護の連携を図ることが重要であります。そのネットワーク構築のための有効な手法とされておりますのが、「地域ケア会議」の開催であります。これは、地域包括支援センター等が開催するものでありまして、個別ケースのケア方針の検討などを行うための、行政機関、医療機関、介護事業者等の関係者により構成される会議であります。県といたしましては、来年度の「地域包括支援ネットワーク構築支援事業」におきまして、個別ケースの必要性に応じて、この会議に保健所の職員を含めた専門職の派遣などを行い、地域包括ケアシステムの構築を支援してまいりたいというふうに考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。本当によろしくお伺いいたします。

続きまして、神楽のブランド定着についてお尋ねいたします。実は一昨年に、椎葉村の事業で「椎葉神楽国指定20周年記念事業～椎葉の民俗芸能その伝承を問う～」というシンポジウム

が、県及び県教育委員会等の後援で開催されていますが、このような発信事業も大変重要になってくるんじゃないかな、そのように思っている次第です。そして今年度、新規事業として県立芸術劇場開館20周年記念事業が開催されるとのことでありますが、神楽を中心にといいますか、「神楽」フェスティバル的な記念公演等の事業を実施していただけないか、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） 県立芸術劇場開館20周年記念事業におきましては、劇場のこれまでの成果を県民を初め広く内外に発信するために、そのための記念式典でありますとか記念公演等を実施する予定としております。また、記紀編さん1300年記念事業の関連事業といたしまして、神楽をメインとしましたフェスティバルの開催を考えているところであります。このフェスティバルは、本県の貴重な文化資源であります神楽等の魅力を広く県内外に発信することによりまして、県民一人一人が郷土に対する誇りや愛着を深める機会になりますとともに、本県をアピールするチャンスにもなるというふうに思っております。出演するとか応援する、あるいは鑑賞するというさまざまな形で、多くの県民の皆様の参加をお願いしていきたいというふうに思っております。

○後藤哲朗議員 私も神楽への思い入れがちょっとあるものですからお尋ねしました。

最後に、知事に神楽についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。私は先日の記者発表のコメントに非常に感銘いたしまして、その記者発表の内容を示させていただきますけれども、「本県は神楽トータルの運動となるが、内々の感触は非常にいい。地域コミュニティ維持の上でも神楽の果たす役割は大きい」、ここなん

ですね。私も地域コミュニティ維持の上——だから、中山間地対策なんかまさしく地域コミュニティをどう維持・保持していくかというのが大きな課題、その中で神楽の持つ役割というのは非常に大事じゃないかなと思っております。そして、「神楽の果たす役割は大きく、しっかり要望、アピールしていきたい」と語っておりますが、ブランドとしての神楽への思いといいますか決意について、最後にお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 神楽の世界無形文化遺産の登録を目指そうというこのアイデアは、実は県立看護大学の館准教授や伊藤一彦先生と記紀1300年事業などいろいろ意見交換する中で出てきたわけではありますが、専門家によりまして、この宮崎の神楽、国の重要無形民俗文化財に指定されております「米良神楽」「高千穂の夜神楽」「椎葉神楽」「高原の神舞（かんめ）」など、そういったものを初め、県内ほぼ各地に207も多くの神楽があると、大変価値が高いものだという話があるわけがあります。そういう専門家の非常に高い評価があるとともに、今御指摘がありましたように、今、地域で舞手が少なくなる中で、でも何とかこれを守り育てていこうと、そして神楽を舞うことによって地域のいろんな連帯感が生まれていく、コミュニティの活性化にも結びついていく、そういう効果を期待したいというふうに思っております。世界無形文化遺産ということを目指していくことにより、励みになって、じゃ、また守り育ててつないでいこうという元気が出ると、そして、さらにその登録がなされれば、それをまた全国に向けて発信できる、アピールできる材料になるのではないかと、そういう思いとして、大変重要な取り組みというふう

に考えております。これからもそのような思いでしっかりと守り、また、神楽を保存するための情報収集、そしてアピールに努めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

続きまして、海岸保安林等機能強化調査事業についてお尋ねいたします。

実は、延岡市長浜海岸、平成14年度に海岸防災林造成事業が実施されておまして、ちょうど10年が経過いたしております。今回の機能強化調査事業の参考になるのではないかなと私は考えますが、現在の松林の現状をどう把握しておられるのか、環境森林部長に御所見をお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 御質問にありました延岡市長浜海岸では、地元からの強い要望がありまして、平成14年度に海岸防災林造成事業によりまして、潮の害や砂の飛散などに強いクロマツを約1ヘクタール植栽しております。植栽後10年を経過し、クロマツの高さも3メートル程度と順調に成長しておりますが、今後の成長の支障となる樹木やつる類が見受けられますので、これらの除去など保育作業について検討してまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 どうぞよろしく願いいたします。私ども1時間あるんですけども、質問、答弁合わせておおよそ1時間という時間になっておりますので、ちょっとはしよりまして質問させていただきます。

続きまして、「スポーツランドみやざき」の全県的な展開についてお尋ねさせていただきます。

実は宮崎県観光・リゾート振興計画というのがありまして、この施策展開として、キャンプ

誘致の取り組みを、特定の地域から全県的に、一定の時期から通年に広げることを第一に掲げております。次に、マリンスポーツのような新たな分野を開拓する、そしてメディカルサポート体制の充実強化を図ることとありますが、これらの施策の取り組み状況を商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） キャンプ地の全県化・通年化的取り組みといたしまして、先ほどの施設等整備促進事業のほか、昨年度からは、本県で初めて合宿を行う県外アマチュアスポーツ団体に対して、通年化や多種目化に資する場合、合宿経費の一部を支援する制度を実施しております。また、合宿誘致のセールスに当たりましては、全市町村の受け入れ環境について説明し、合宿誘致を働きかけるなど、スポーツ合宿誘致の全県的な展開に努めているところであります。マリンスポーツ等の新たな分野の開拓につきましては、全国トップクラスのサーフィン環境を活用し、サーフィン大会の誘致やサーフィンを中心とした観光誘客を図る「波旅プロジェクト推進事業」等を実施してきており、受け入れ体制の整備や情報発信に取り組んでいるところであります。また、メディカルサポート体制の充実強化につきましては、宮崎大学等とも連携しながら研究を進めてきているところであります。なお、教育委員会におきまして、今年度から、本県の競技力向上と県民の生涯スポーツ振興の観点から、スポーツトレーナーやアスレチックトレーナーの養成を図ることなどを目的とした「スポーツメディカルサポート推進事業」を実施されているところであります。このような取り組みも、「スポーツランドみやざき」づくりにつながっていく取り組みだと考えております。

○後藤哲朗議員 部長、もう一回、同じく「スポーツランドみやざき」の全県的な展開で、実は沖縄県が、スポーツ・ツーリズム推進事業の一環として、今年度から26年度までの3年間、芝人（しばんちゅ）養成事業と銘打ちまして、市町村と連携し、芝管理の専門知識と技術を兼ね備えた人材育成をスタートしました。この事業は、芝管理のスペシャリストを養成し、県内各地のサッカー場や陸上競技場などの施設の芝管理を徹底することで、サッカーキャンプの誘致を図るのが目的です。平成24年度、初年度の予算額約3,000万、2,989万、初年度1年です。プロ野球チームが、皆さん御案内のとおり、沖縄にシフトしました。サッカーのJ1、J2も流れる可能性が高いという専らスポーツ関係者の情報です。東南アジアにも流れる可能性はあるんじゃないかと言われていますが、大変危惧しているのがこの沖縄の事業であります。うちの中野会長もおっしゃいましたけれども、県内の観光の目玉となりつつあるのは、私は、このスポーツキャンプ、「スポーツランドみやざき」じゃないかなと、そのように思っている次第です。そこで、スポーツキャンプの誘致に一生懸命取り組む市町村に対し、どのような支援を行っていかれるのか、再度、商工観光労働部長に御所見をお伺いします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 近年、スポーツに着目した地域活性化に対する期待が高まっておりまして、スポーツ合宿・イベントの誘致に取り組む市町村がふえてきております。県におきましては、こうした市町村に対しまして、施設や設備整備への支援に加え、みやざき観光コンベンション協会と連携しながら、合宿の誘致・受け入れに対する支援を行っております。具体的には、県内の全市町村の主要なス

ポーツ施設の概要や県及び市町村の合宿支援制度を紹介したパンフレットを作成し、県外の競技団体や旅行エージェント等を訪問して、相手方のニーズに応じた市町村の施設を売り込んでいるところでもあります。また、歓迎・盛り上げの支援策としまして、市町村の行うのぼり・バナーの作成等に対する支援のほか、キャンプチームへの県産品贈呈等を行っております。このほか、県内全市町村及び商工観光団体等で組織する「スポーツランドみやざき推進協議会」におきまして、県内の合宿受け入れ状況の説明や先進事例の紹介など、市町村間の情報交換や情報の共有を図っているところでもあります。

○後藤哲朗議員 時間があれですから、最後までさせていただきます。

知事に、サッカーに関連して「おもてなし日本一」についてお尋ねしますけれども、今、沖縄県のサッカーキャンプの誘致事業のことを触れさせていただきました。実は先般、サッカーJ1の、先ほどお話がありましたベガルタ仙台の社長を初め、セレッソ大阪、鹿島アントラーズの代表の方々が来庁されております。キャンプを開催していただきまして、本当に地域経済の活性化に大変貢献していただいております。これは県下一斉でありまして、やはり知事だけでなく、失礼ですけれども、お手すきの職員さんや、議会等にも御案内いただきまして、時間がとれる方は、先ほど徳重先輩がおっしゃいましたけれども、クリーニング、きれいにした玄関等々でみんなでお迎えするような、そういうおもてなしというか、そういうのが私は大事じゃないかなと。特に交際費、接待費等々がなかなかつかない状況下で、じゃ、どうつなぎとめていくか、誘致していくかというのが非常に大きな課題。それこそ知事がきょう冒頭におつ



しゃいました、おもてなし、ハートの部分に非常につながっていくんじゃないかなと、そのように思っております。最後に、日本一のおもてなしに向けての知事の決意をお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 議員から御指摘いただきましたように、「スポーツランドみやぎ」、プロ野球なりJリーグのキャンプの誘致というのは、一つの大きな本県にとって観光の柱、また重要なアピールの材料になっているものというふうに考えております。今一番怖いのは、それだけ——今回であればプロ野球も5球団、Jリーグも19チーム、それが当然のように来てくれるというようなことで受け入れてはいかんというふうに思うんですね。それをしっかりおもてなしの精神でお迎えすることかと思えます。幸い今回、Jリーグの関係者と話をしましたら、褒めてくださるポイントが皆さん共通しております、非常に芝の状態がいいという話と、それから、国外なり県外でキャンプをして宮崎に入られた方が感動するのは、食事のおいしさだというようなこともあります。それから、Jリーグの関係者が言っておったのは、レフェリーの質も、恐らくJリーグがたくさん来て、たくさん練習試合の笛を吹くことで、レフェリーのレベルも高いというようなこともおっしゃっておりました。

そういう蓄積が今進んでおるところでございますが、議員御指摘のように、おもてなしの精神で引き続き宮崎でキャンプをしていただく、それで実を上げていただく、そういう思いで、これからもいろんな工夫をしてまいりたいというふうに考えております。オリンピックで銀メダルをとりました松田選手にも御理解をいただいて、「手ぶらで帰さない」というのを使わせ

ていただいて、「手ぶらで帰しませんスポーツランドみやぎ」というのをキャッチフレーズには使わせていただいているところでございますが、そういういろんなキャンプの実を上げる、それから温かい宮崎のおもてなしの精神をつなぐ、そういう取り組みをこれからも進めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 全ての面でよろしくお願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 次は、星原透議員。

○星原透議員〔登壇〕(拍手) 御苦労さまです。今議会も、代表質問から一般質問まで、いろいろな県政課題について、知事初め執行部の皆さんに多くの質問があり、私にとっては重なる質問が数多くありました。ところで、県民は、任期4年の折り返しを迎えた知事の積極的なリーダーシップに期待し、新たな政策や言動・行動に深い関心を持っております。知事は、平成25年度の重点施策として、新しい時代を切り拓く「成長産業」の育成、地域経済の活性化、安全・安心で豊かな地域づくりを3つの柱として、本格的な景気回復と産業基盤の構築を図り、「光あふれる未来へ向けて～元気なみやぎ成長予算」として上程されました。県民が自信と誇りを持ち、元気で明るい宮崎にするために、議会も連携・協力し、県政が大きく発展・成長するために、我々も努力することを誓いたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

昨年暮れの衆議院議員選挙において、我が自民党が大勝し、民主党にかわって安倍政権が誕生いたしました。安倍内閣は、デフレと円高からの脱出、名目3%以上の経済成長の達成を掲

げて、これを実現するための経済政策に積極的に取り組むことにしております。そこで、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を「3本の矢」として、日本経済の足を引っ張るデフレから脱却し、経済成長につなげていく計画である「アベノミクス」をどのように捉えておられるのか。

また、今回追加提案された大型補正予算の編成の考え方と、本県経済に与える効果について、知事にお伺いいたします。

次に、今回提案されました、副知事定数1人を定めた条例を改正して、新年度から2人体制とする考えについて伺います。知事がどんな候補を考えておられるのか、もう決めておられるかもわかりませんが、私は、知事が宮崎の将来を占う新たな成長産業に本気で取り組む考えがあるなら、例えば、フードビジネス業界や地域経済に精通した企業経営の経験者や、また、東アジアの事情等に詳しく、東アジア諸国に多くの人脈を持っている商事会社等に勤務していた人など、民間からの起用も一案だと考えております。また、県政においては、今までと違う分野からの登用により、民間の発想や経験、収支バランスなど経営感覚を持った民間の血が入ることで、職員の皆さんも新たな刺激を受けることになり、発想の転換や意識改革も図られ、県政発展につながると考えます。そこで、副知事に民間人を登用する考えはないのか、知事にお伺いいたします。

次に、霧島ジオパークについて伺います。宮崎、鹿児島両県の県境に位置する霧島を世界ジオパークとして登録するために、関係市町（5市1町）では、霧島ジオパーク推進連絡協議会を設置し、活動しております。ジオパークの取り組みは、火山・地震活動でできた地形あるい

は大昔の津波を記録した地層といった地球の歴史が刻まれた地質遺産を保護し、観光振興、自然科学や防災教育に役立てることにより、地域社会を活性化させるという活動であります。霧島が世界ジオパークに認定されれば、環霧島地域の魅力が広く世界に情報発信されることになり、国内はもとより海外からの来訪者の増加も期待できます。現在、九州では、島原半島が世界ジオパークに認定されており、阿蘇が申請中であります。霧島が認定されますと、私は九州観光の大きな目玉の一つになると確信しております。また、霧島ジオパークを新たな地域社会の活性化策として、観光資源や教育資源として活用し、後世に地質遺産や地域の伝統・文化を残すことが、我々世代の責任ではないかと思っております。この問題は、宮崎、鹿児島両県が一致協力・連携して取り組まないと前進しないと思います。そこで、霧島ジオパークについての認識と県としての考え方と支援策等について、知事にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、後は質問席からいたします。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、「アベノミクス」についてであります。大胆な金融政策、機動的な財政政策、成長戦略を「3本の矢」として、長引く円高・デフレの脱却や雇用、所得の拡大を目指す、いわゆる「アベノミクス」につきましては、取り組みが始まったところであり、全体像はこれからなるかというふうに思っておりますが、首相が「断固たる決意で強い経済を取り戻す」というメッセージを発し、強いリーダーシップで政策を遂行しようとする姿勢は、閉塞感のある我が国の経済再生に大いに期待感を抱かせるもの

でありまして、最近の円安・株高も期待のあらわれの一環だと感じております。本県は、実感として厳しい経済状況が続いておりますので、政府が打ち出しました「大型の財政出動」につきましても、停滞した経済のカンフル剤として効果は大きいのではないかと期待をしているところであります。これを有効活用して、予算等に対応してまいりたいというふうに考えております。また、「成長戦略」につきましても、農業やクリーンエネルギー等、本県の「復興から新たな成長に向けた基本方針」に掲げる成長産業育成と同じ方向で検討が進められておりますので、民間主導の経済活性化につながる思い切った支援措置というものを、これから期待しておるところであります。

次に、追加の補正予算案についてであります。今回の追加の補正予算案につきましては、国の緊急経済対策に伴い措置したものでありまして、全国に比べおこなわれております本県の社会資本整備の状況を踏まえ、また、防災・減災対策の強化を図る面からも、本県が必要とするインフラの整備を進めるチャンスと捉え、積極的に国の予算を確保して編成したものであります。この結果、国の経済対策に伴う補正予算としては、過去最大の規模となります483億円を計上したところでありまして、このうち、特に公共事業費につきましては、398億円を措置し、25年度当初予算案と合計した公共事業予算額は、今年度当初予算から40%の増となる1,310億円を確保したところであります。公共事業につきましては、地域における雇用の確保や建設資材等の需要の拡大はもとより、インフラの整備による物流の効率化など、県内全域に広くその経済効果が波及するものと考えております。また、公共事業以外にも森林整備等に活用する基金の

積み立てや農業用施設の整備など、いずれも一定の経済波及効果が期待できる事業を計上しておりますので、当初予算と一体として執行することにより、積極的に県内経済の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、副知事の民間人登用ということでございますが、今後、復興から新たな成長に向けた各種施策にこれまで以上に攻めの姿勢で取り組むとともに、県内外との連携を強化するために、今回、副知事を2人体制とする条例改正案を提案させていただいたところであります。具体的な人選につきましては、各方面からのさまざまな御意見を踏まえ、官民を問わず幅広く候補者を検討しているところであります。

最後に、霧島ジオパークについてであります。霧島ジオパークは、宮崎、鹿児島両県にまたがる地域が連携して、貴重な自然や変化に富んだ珍しい景観、そして地質学的にも貴重な地形、地域ということで、この地域の有する大きな魅力を生かした地域活性化に向けた取り組みでありまして、観光振興や環境教育等の観点から、大変意義深い計画であると考えております。このような取り組みの中で、平成22年には、日本ジオパークの認定を受けられたところでありまして、関係者の皆様の御努力に対し、改めて深く敬意を表するものであります。県としましては、これまでも霧島ジオパーク地域の魅力や知名度向上につながるような取り組み、看板の設置とかPRの支援をしているところであります。先日も、都城市長や霧島市長が来られまして、今後とも鹿児島県とも連携して支援をお願いしたいというような要請を受けて、本県としても積極的に取り組んでいくということを申し上げたところでございます。引き続き、こうした地元市町や鹿児島県と十分に連携しな

がら、次のステージであります世界ジオパークの認定に向けまして、積極的な支援・協力を行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○星原 透議員 まず、追加の補正予算についてであります。経済波及効果が大きいと期待されるということでもありますから、議会の採択が終われば、一日も早く発注をしていただきたいとお願ひいたします。

また、霧島ジオパークについては、やはり宮崎と鹿児島が一致協力しないとなかなか進まない、そのように思っておりますので、ぜひ協力して、一日も早く認定が出るようお願いしておきたいと思ひます。

それでは次に、みやざきフードビジネス振興構想について伺います。

本県の農林水産業は、今後、TPP等が具体的に進むと見込まれる中で、一段と厳しい生産環境の中で生き残りをかけた取り組みを展開していく必要があります。現在の中山間地域の実態は、担い手のほとんどが私と同世代かそれ以上の方々であり、今まさに正念場を迎えております。このような中で、知事は新年度からの特別重点施策として、新しい時代を切り拓く「成長産業」の育成を掲げられ、特にフードビジネスの展開やアジア市場の開拓に対しては、予算のみならず、「フードビジネス推進課」や「観光物産・東アジア戦略局」等の組織を新設して取り組んでいくという強い意気込みを示されております。この特別重点施策が真に実効を上げ、地域産業の活性化により、各地域に若者の働く場が生まれ、もうかる産業の施策とならなければ、本県農林水産業は今後ますます衰退の一途をたどるのではないかと危惧しております。県では、これまで儲かる農業を展開してい

くために、商工業者等との多様な連携による農業の振興を図る農商工連携や6次産業化等に取り組んでこられていますが、その進捗状況と今後の取り組みについて、農政水産部長にお伺ひいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 農商工連携や6次産業化により、農産物の高付加価値化等を進めることは、地域産業の振興を図る上で大変重要となることから、これまで商工サイドとも密接な連携を図りながら、地域のシーズ・ニーズの発掘や新商品の開発・販売促進に積極的に取り組んでまいりました。その結果、国によって、農商工等連携促進法に基づく事業計画等が5件、六次産業化法に基づく総合化事業計画が43件認定されるとともに、県の農商工連携応援ファンドに57件採択されるなど、地域の特徴を生かした多様な取り組みが行われているところでございます。今後、産業間・地域間の垣根を越えたフードビジネスという新たな視点も加えて、官民が一体となり、さまざまな食関連産業の振興を図ることにより、農業所得の向上や地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○星原 透議員 農業所得の向上にしっかり取り組んでいくということですが、私はやっぱり納税できる農家、税金を納める農家をいかにつくっていくかということだと思いますので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、フードビジネスを具体的に推進していくためには、これまで他県に奪われてきた本県農林水産物が持つ付加価値、特に食品加工等の部分をいかに本県に取り戻すかという視点が大変重要だと思います。今回のフードビジネス構想にもありますが、本県の食品加工企業の出荷

額は、他県と比較しますと、農林水産業の産出額に対して、割合が低い状況にあります。そこで、本県食品加工企業の状況や誘致状況、今後の取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 本県の食料品製造業の製造品出荷額は、平成22年の工業統計では、飲料も含めまして4,066億円と、製造業全体の約3割を占めており、本県農林水産物の付加価値を高める観点からも大変重要な産業であると考えております。また、食品関連産業の立地企業の認定件数につきましては、平成19年度から23年度までの5年間に34件、今年度は2月末現在で13件となっており、重点分野の一つとして取り組んでいるところであります。今後の取り組みといたしましては、引き続き、企業立地の推進を図るとともに、企業が試験的に商品の加工製造ができる施設、いわゆる「オープンラボ」を食品開発センター内に整備することとしております。この施設は、テスト販売等の際に必要な食品営業許可が取得可能で、かつ高いレベルの衛生基準でありますHACCP（ハサップ）に対応した、全国でも先駆的な施設にしたいと考えております。そのほかにも、試作品販売拠点の設置、成長が見込まれる病院・福祉施設向けの参入支援に取り組むなど、食品加工企業の集積や出荷額の増につながる施策を展開してまいりたいと考えております。

**○星原 透議員** 食品加工企業の誘致なんです、県内にある食品加工企業の人たちが自分たちでなかなか広げられないということであれば、大手企業を誘致してきて、そして地元の加工業者の皆さん方と組み合わせる、そういったこともぜひしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、今回、食産業に着目されて、新年度よりフードビジネスを推進するための専任の課を設置する発表がなされておりますが、新しい施策として、実効あるプロジェクトを推進していくためには、食産業関連分野に専門職員を確保し、事業推進に当たるとともに、本県の生産者や加工業者、販売者等の資質向上に向けた取り組みや指導・支援が必要であります。既に、高知県や青森県など、本県に先駆けて食産業への取り組みを進めている県もあると伺っております。本県のフードビジネス構想の成否は、人材の確保と育成にかかっていると言っても過言ではありません。そこで、県のフードビジネス構想を推進するための人材確保に対する考え方、及び本県の「食」産業界の人材育成を図るための支援策について、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（稲用博美君）** フードビジネスを推進していくためには、企画・開発から製造、販売に至るまで、全ての段階において「マーケット・イン」の視点に立ち、産業界の垣根を越えた連携・融合や付加価値の向上などに取り組んでいく必要があります。そして、それを推進していく人材には、3点ほどあると思いますが、1点目は、マーケット側の情報について把握、分析を行い、新しい視点でプロジェクトを組み立てる「戦略構築力」、2点目としまして、生産者側の事情にも詳しく、関係者との信頼関係を築いて、人と人をつなぎ合わせていく「ネットワーク構築力」、3点目としまして、産学官金の関係者や生産から加工、販売に至るまで、多岐にわたる関係者を巻き込みながらプロジェクトを推進していく「コーディネート力」、この3点、そういった能力が求められるということから、そのような人材の庁内

での育成・確保に努めてまいりたいと考えております。また、「食」産業界が求める人材の育成につきましては、食品分野に強い県内外の大学等を中心としまして、産学官連携によります連合体を形成し、産業人材育成機能の強化にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○星原 透議員** 今の答弁の中で、人材の庁内での育成・確保に努めるという答弁があったんですが、今からそういうことにして、どれぐらいの時間がかかるのかなど。私は、こういう新たなスタートをする時点で、そういう人材確保もちゃんとしてスタートすべきだったんじゃないかなど、そのように思っております。検討いただきたいと思えます。

次に、今回の構想では、具体的なプロジェクトが示されておられません。裾野の広い食産業に対して、横断的で効果的な支援を行うためには、具体的なプロジェクトに対応できるスタッフを、民間企業から採用したり、必要に応じて部局横断的に集められる、プロジェクト推進局のような体制が必要だと考えております。フードビジネスは、知事の県政の大きな目玉施策だと考えますが、今後、フードビジネス構想を推進していく上で、県の姿勢とも言える推進体制について、知事の意気込みと考え方について伺いたします。

**○知事（河野俊嗣君）** フードビジネスの推進は、本県が掲げました「復興から新たな成長に向けた基本方針」の中でも、本県の強みをフルに生かせる裾野の広い産業である、また伸び代が随分あるところではないかという思いがございます。スピード感を持って、特に重点的に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。そのため、新しく創設する

「みやざき成長産業育成加速化基金」等を活用しながら、24億円の関連予算を措置しておるわけでありまして、今御指摘のありました組織体制という意味からも、庁内各部局や各事業者、農業・商工団体、大学や金融機関などとの総合調整を担う司令塔的な専任組織としまして、今回、総合政策部に新たにフードビジネス推進課を新設するものであります。この構想の推進のためには、こうした産学官金一体となった連携体制を構築していくことを初めとしまして、さまざまな課題を抽出し、課題解決に向けたプロジェクトに取り組んでいく必要があるというふうに考えております。先ほど御指摘がありました外部の人材、また外部のいろんな組織なり会社を有効活用していく、これも大変重要なことだろうというふうに思っておりますので、そういった外部との連携なりを図っていくためのフードビジネス推進会議を設置したり、また、そのもとに、具体的な課題の解決を図るためのプロジェクト本部など、官民を挙げた全県的な推進体制というものを構築して取り組んでまいりたいと考えております。

**○星原 透議員** 今回のフードビジネスの計画書等を見せていただいたんですが、本当にすばらしい計画書であります。しかし、私は本当にそのまま進むのかなど。計画倒れ、かけ声倒れに終わらないように、知事の強いリーダーシップを発揮していただくようお願いする次第であります。

次に、TPPについて伺います。フードビジネス構想を推進していく上で、知事の意気込みを伺いましたが、TPPはこの構想の推進にも少なからず影響を及ぼすのではないかと考えております。昨日、県議会として、TPP交渉への参加反対の意見書を全会一致で採択いたしま

したが、改めて県として、TPPについての反対姿勢を国に伝えるべきではないかと考えますが、知事の考えをお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** TPP協定交渉への参加につきましては、これまでも、国民への十分な情報開示、そして国民的な合意形成及び合意形成がなされないままの拙速な参加表明の回避というものを、国に対し繰り返し要請してまいりましたが、現状において、これらの前提条件というのは整っていないものというふうに考えております。そのような中、昨日、県議会におきまして、TPP交渉への参加に反対する趣旨の意見書が全会一致で可決されたことを、私としても大変重く受けとめているところであります。同じ思いのもとに、関係団体とも連携しながら、国への働きかけを行う必要があると考えておるところでございます。代表質問、一般質問ということで、動きがとれなかったわけがありますが、この間も、JAなり、また県選出の国会議員とも、いろんな意見交換をさせていただいたところがございます。このような考え方のもと、今週7日——この一般質問が終わった後になります——に上京しまして、国や県関係国会議員等に対しまして、改めて、本県の置かれている現状と、農林水産業を初めとする産業活動全体や県民生活への影響などの懸念を訴えるとともに、拙速な参加表明をしないよう強く求めてまいりたいと考えております。

**○星原 透議員** この反対であります。我々議会も意見書を出しましたし、あるいは県民の皆さんも大方反対だというふうに思っていますので、ぜひ、しっかり訴えてきていただきたいと、そのように思っております。よろしく願いしておきます。

次に、みやざき東アジア経済交流戦略につい

て伺います。

我が国の人口減少・高齢化が進む中で、急速に台頭してきた東アジア市場に、新たな可能性が広がってきております。人口減少・高齢化等により、消費需要や国内市場の縮小が今後ますます進むことが予測されております。一方で、アジアの富裕層は5年以内に我が国を超える規模になり、中間層は2020年には20億人へと拡大する見込みとなっており、有望で魅力ある消費市場として注目されております。そうした中、増大する東アジアの活力を取り込んでいくことは、本県経済・産業の浮揚や、「世界に開かれたみやざき」を目指す上で、大変重要な課題であります。これまで、「みやざき県産品東アジア販路拡大戦略」を策定され、これは平成21年度から平成25年度として、中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、タイを重点国・地域に定めて、農畜水産物や木材、加工食品等の輸出を促進してこられました。これまでの取り組み結果について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 今御質問にございました「みやざき県産品東アジア販路拡大戦略」におきましては、農畜水産品、加工食品、木材などを対象品目として、物産フェアの開催、国際見本市への参加、バイヤー招聘、商品棚設置による展示・販売に加え、国際化セミナーの開催や輸出相談員配置などの企業に対する支援を通じ、販路拡大に取り組んできたところであります。平成21年度から23年度までの取り組みの結果、中国では、焼酎や調味料、香港では、牛肉、カンショ、漬物、乳製品、台湾では、カンショ、漬物、焼酎、お菓子、シンガポールでは、キンカン、調味料などが、現地スーパー等で定番化され、韓国でも、原木や木

材製品の継続的取引が行われているところであり、また、県が実施いたしております貿易実態調査によりますと、対象品目の輸出を手がける企業数が、平成21年の61社から平成23年には67社となるとともに、輸出額は約7億7,900万円から9億8,300万円となっております。

**○星原 透議員** 今、これまでの取り組みの結果を報告いただいたんですけども、やはり数値目標、こういったものをこの国にこういうふうにやっていくんだという、数あるいは金額、そういったものを設けて、そのとおりに進んでいるのかどうかをチェックしながらいくべきだというふうに思っていて、今回の東アジア経済交流戦略も、ちゃんとそういう数値目標を設けて、それに向かって取り組みをしっかりと行っていただきたいというふうに思っております。

それでは次に、「みやざき東アジア経済交流戦略」、平成24年度から平成28年度までの5年間を、「アジア市場の開拓に向けた積極的な取組」として取り組まれております。そこで、これまでの取り組みの結果を踏まえて、さらに全庁的な取組とするために、観光誘致や製造業の海外展開、経済基盤の整備などの他分野も取り込んで、「みやざき東アジア経済交流戦略」を策定されておりますが、どのような考え方や方法で取り組んでいかれるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 新しい「東アジア戦略」では、これまでの販路拡大にとどまらず、観光誘客やインフラなどの基盤整備も取り込み、物産、観光、交通などの各分野が連携し、民間企業、産地、関係機関等も一体となって、「オールみやざき」での横断的・多面的な取り組みを推進していくこととしており

ます。具体的な施策の方向性としまして、「輸出促進」については、輸出を担う人材の育成や商談支援などの「県内企業・産地の輸出力強化」、ロットの確保や現地パートナーとの連携などによる「輸出環境の整備」、効果的なプロモーション実施や海外拠点機能の強化などの「輸出拡大の支援」に取り組むこととしております。また、「観光交流」につきましては、国、九州各県、九州観光推進機構との連携を推進し、広域観光ルートの設定など、九州や南九州というスケールメリットを生かした効果的誘致宣伝による知名度向上・集客対策を行うとともに、現地旅行会社等と連携した旅行商品の企画・造成等に取り組んでいくこととしております。

**○星原 透議員** しっかり取り組みをお願いしたいと思います。

次に、東アジア経済交流戦略には重点国・地域が数多く列挙されておりますが、私は、異なった国々を相手に総花的に取り組んでいけるのか、足がかりがあるところに集中して取り組み、交流基盤を確固たるものに順次していくほうが現実的な考え方ではないかと思いますが、商工観光労働部長の見解をお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** 東アジアの重点国・地域は、いずれも有望な市場であります。それぞれの実情を踏まえた事業の展開を図ることが必要と認識しております。輸出につきましては、それぞれの国にビジネスチャンスが存在しますので、国際食品見本市への出席等、これまでの取り組みも継続して、県内企業に商談機会を提供しながら、関税や輸入規制がほとんどない香港とシンガポールへの農産物や宮崎牛の輸出に重点を置いて取り組んでまいることといたしております。また、観光誘客につ



きましては、韓国、台湾との国際定期便の一層の利用促進を図りますとともに、クルーズ船の寄港誘致や国際チャーター便の活用など、将来を見据えた施策を展開してまいりたいと考えております。これらの取り組みを推進していくためには、情報の収集や現地関係機関の協力、人脈の構築など、足がかりをつくっていくことが大変重要でありますので、来年度は香港における県事務所の開設や現地小売店舗内へのアンテナショップの設置などを行うこととしております。また、県内の物流企業が最近、シンガポールに進出したところでありますが、こうした関連企業を初め、スポーツ・文化交流など、民間の動き等も活用しつつ、冒頭申し上げましたように、国・地域それぞれの実情を踏まえながら、取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○星原 透議員 次に、県の人口や生産規模で、それぞれの国を相手にしておりますが、観光客の誘致から生産物や加工品などの販路開拓、企業誘致など、対等な交流ができるのか疑問があります。宮崎単独での取り組みだけではなく、例えば、南九州といった広域で連携しての取り組みも考えられますが、どのように進めようと考えておられるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 海外展開の中で、まず「輸出促進」であります。各県の間では、競合する商品も多いことから、それぞれの取り組みが中心になるものと考えております。しかしながら、例えば、各県単独では足がかりがなく、取り組みが困難な場合や大きなロットが求められる場合などは、九州各県等で連携することにより、事業効果を高められることもあろうかと思っております。また、「観光交流」

につきましては、各県等との連携強化が必要でありますことから、例えば、本県と同様に台湾との定期便が就航している鹿児島県とは、現地での観光商談会を共同で開催するなど、南九州周遊ルートセールスを行っているところであります。このように、他県との連携につきましては、本県にとってのメリットを十分に考慮しながら対応してまいりたいと考えております。

○星原 透議員 宮崎は、韓国、そして台湾と定期航空便が開設されているんですが、私から見ると、韓国、台湾をもう少し大事にしてといえますか、交流をしっかりと深めていくべきじゃないかなというふうに思っております。先ほども数値目標の話をしました。どういう形で、物産の販売にしても、あるいは観光客の誘致にしても、どういうふうにしていくんだというものをしっかりと定めて、そこまで行って、そして、また一方では、新たな国に向けて開拓していく、そういうこともしていかなないと、アブ蜂取らずじゃありませんが、あんまり方向がいっぱいあることで、逆に弱いことになっていくんじゃないかな、そういうことも危惧しておりますので、検討をいただきたいと思っております。

次に、東アジア経済交流戦略を実効ある展開にしていくためには、県の各部門の取り組みを全庁的に連携させていくことが大事であります。本気で推進していくためには、県庁内外から東アジアに精通している専門的な知識を有する人材を起用し、また、これまで本県と関係のあった人物はいないかなど、体制を整備すること、そして予算の確保も必要だというふうに考えますが、知事の見解、意気込みをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 本県の将来の成長を考える上では、経済成長の著しい東アジアの活力

を取り込んでいくことは、大変重要な課題だというふうに考えておまして、今回、組織の面では、「観光物産・東アジア戦略局」を商工観光労働部内に設置しまして、県産品の販路拡大と海外誘客などを一体的に推進しますとともに、県における東アジア戦略全体の連絡調整を行うということで、関係部局の有機的な連携が図られるよう、体制を強化することとしたところでもあります。また、現地の情報の収集や人脈の構築、これも大変重要であるというふうに考えておりますので、香港に県事務所を設置するほか、自治体国際化協会を活用して、ソウルとシンガポールにも県職員を派遣するなど、先ほど答弁申し上げました重点国——定期便のある韓国、台湾も含めてであります——そういったところを含めて、海外拠点機能の拡充を図ることとしておるところであります。議員から御指摘もありました民間の力の活用というのも、大変重要な観点だというふうに思いますので、今回の体制強化による施策の状況を踏まえながら対応していきたいというふうに思っております。東アジア戦略の推進のためには、本県の企業、産地、関係業界、関係機関との緊密な連携というのが大変重要であろうというふうに考えておりますので、国や他県はもちろん、ジェトロなど海外の関係機関とも協力関係を構築しながら、「オールみやぎ」という体制で取り組んでまいりたいと考えております。

**○星原 透議員** 東アジア戦略、それからフードビジネス、新たに意気込みを見せて取り組むということでもありますから、本当に一日も早く成果が上がるという方向で進んでほしいというふうに思います。というのは、私も田舎に住んでおりますから、周りは本当に農業をする意欲を失い、若い人たちがおりません。一日も早く

しっかりした取り組みを進めていただいて、農家に光が当たるような、そういう形にしていただきますようお願いいたしておきます。

それでは次に、投票率の向上についてお伺いいたします。

本県では投票率が、2010年の知事選挙、2011年の県議会議員選挙、昨年末の衆議院議員選挙と、立て続けに過去最低の投票率を記録いたしました。私の地元都城市では、2年前の県議選が42.97%、昨年11月の市長選挙が46.7%、12月の衆議院選挙が48.85%と、3回連続で50%を切りました。どの選挙においても、年齢別の投票状況を見ますと、特に若者の投票率が低くなっております。常日ごろから、未成年者や若者が政治や選挙に対して関心を持つような啓発や教育が必要ではないかと思っております。そこで、政治や選挙に関心を示さない若者の投票率向上について今後どのように取り組まれるのか、選挙管理委員長にお伺いいたします。

**○選挙管理委員長（後藤仁俊君）** 選挙管理委員会では、これまで、若者の政治参加の意識を高めるために、政治と生活とのかかわりについて意見交換を行う「しゃべり場せんきょ」、それから、政治や選挙に関し、若者の視点で発表する「わけもんの主張」などを実施しており、毎年350人程度の参加をいただいているところです。また、さきの衆議院議員選挙においては、県内の大学生35名で構成しております学生選挙サポーターと連携し、県内の学生が集まるイベント会場での啓発活動や、各大学に出向いての投票呼びかけなども実施したところであります。若者の政治意識を高めることは、社会参加の意欲の向上につながり、ひいては、県民一人一人が社会とのつながりを持った、よりよい地域づくりに資すると考えておりますので、選挙

管理委員会といたしましては、今後とも、若者グループ等が参加しやすい研修会や講習会の企画運営に努め、さらに教育委員会とも連携しながら、学校における政治教育にも力を入れてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 次に、高齢者層は全体的に高い傾向にあるのですが、しかしながら、中山間地域では、投票所までの距離や交通手段の関係で、投票を断念している現状もあります。以前は、子供たちが近くにいて親を車で連れていたり、隣近所で乗り合わせて行ったりしていましたが、生活環境の変化や核家族化が進み、投票に行きたくても行けない高齢者がふえてきております。今後、高齢者が投票しやすい環境づくりと投票率アップにどのように対応されるのか、選挙管理委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員長（後藤仁俊君） 昨年実施されました衆議院選挙における65歳以上の高齢者層の投票率は66.85%であり、県全体の投票率55.69%と比較いたしますと、11ポイント程度上回っておりますが、本県では、全国より高齢化が5年進んでいる状況を勘案いたしますと、議員御指摘のとおり、交通弱者である高齢者の方々が容易に投票できる環境の整備は、大変重要であると考えております。このため、選挙管理委員会といたしましては、期日前投票所の増設や、投票日にコミュニティーバスを巡回させるなど、高齢者が投票しやすい環境づくりについて、市町村選挙管理委員会と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○星原 透議員 次に、ことしの夏の参議院議員選挙から、インターネットを使った選挙運動も解禁となりそうではありますが、ネット選挙が解禁になった場合の効果や問題点、及び投票率の向上につながるのかについて、選挙管理委員

長にお伺いいたします。

○選挙管理委員長（後藤仁俊君） インターネットは、若い世代はもちろん、高齢世代まで飛躍的に普及しておりまして、インターネットを活用した選挙運動が解禁された場合、多様な候補者情報の発信が可能となり、有権者の政治参加の意識を高めることができるなど、多くのメリットが考えられ、特に、若い世代層の投票率アップが期待されるものと考えております。一方、インターネットは誰でもアクセスがしやすく、情報を大量に伝達でき、匿名性が高いという特性がありますことから、成り済まし・誹謗中傷が発生しないための対策を講ずる必要があります。選挙管理委員会といたしましては、現在、国において解禁に向けた検討が進められておりますので、その状況を注視してまいりたいと考えております。

○星原 透議員 次に、教育現場においても、政治や選挙への参加、一票の重みなどの教育が必要だと考えております。我が会派の十屋議員の代表質問への答弁で、選挙管理委員長は、学校における政治教育を教育委員会と連携しながら取り組むと言われましたが、学校教育の中で、選挙の重要性について理解させるためどのような指導がなされているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 将来の有権者であり、将来の社会の担い手である子供たちに、選挙の重要性について認識させるということは、非常に大切でありますので、小学校、中学校、高等学校それぞれの段階で指導を行っております。具体的に申し上げますが、まず小学校では、6年生の社会科で、選挙の仕組みや選挙権を正しく行使することの大切さについて、中学校では、3年生の社会科で、投票率の低下など

の具体的な課題も取り上げながら、選挙の意義や重要性について、一層理解が深められるよう指導いたしております。また、高等学校では、公民科において、投票の秘密が守られることや一人一票という平等選挙の原則、現在の選挙区制などを取り上げつつ、選挙制度のあり方等の課題について考察させる指導をいたしております。さらに、教科の時間以外でも、例えば、実際の選挙で使われる投票箱を生徒会選挙で使わせてみるとか、あるいは子ども議会をやるとか、そんないろいろな関心を高める取り組みを行っている学校もございます。

**○星原 透議員** 今、学校の現場でもいろいろ指導いただいておりますが、その学んだ子供たちが成人して、若い人たちの投票率が一番悪いということでもありますから、もう少しその辺のところも、しっかり今後は指導していただければというふうに思います。

次に、岐阜県関市の選挙管理委員会では、新成人に選挙の投票を記録できるスタンプ手帳、「選挙パスポート」を配付しているとのことがあります。これは、投票所に用意されたスタンプを押して、投開票日や投票率の記録を残し、20歳から80歳までの国政選挙と地方選挙を想定し、100回分の押印欄があるようであります。選挙のあり方が大きく変化していく中で、投票率を上げるためのアイデアも必要だと考えます。そのためには、県と市町村の選挙管理委員会が連携を図る必要があると思いますが、選挙管理委員長の見解をお伺いいたします。

**○選挙管理委員長（後藤仁俊君）** 県選挙管理委員会では、若者の投票率を少しでも向上させるため、これまで、コンビニでの啓発資材の配布やインターネットを用いた広報など、新たな手法による啓発活動に取り組んできたところで

あります。しかしながら、衆議院選挙に限らず、市町村長選挙におきましても、有権者の政治離れが進行している状況を勘案いたしますと、議員御指摘のとおり、常日ごろから政治に関心を持ってもらうための創意工夫を凝らした対策が必要ではないかと感じております。そのためには、県だけでなく、市町村の選挙管理委員会も含めて、知恵を出し合うことが大変重要であると思いますので、先ほどお話のありました「選挙パスポート」など、県外の先進的な事例も参考にしながら、投票率を上げるための有効な取り組みについて、一緒に検討してまいりたいと考えております。

**○星原 透議員** それでは次に、体罰についてお伺いいたします。

部活動の体罰は、身体に対してたたく、蹴るなどの直接的な攻撃や、しごきなどの常軌を逸した練習、長時間立たせたり、正座など同じ姿勢の強要、暴言や無視などがあります。ところで、政府の教育再生実行会議が提出した「第一次提言」では、体罰禁止に向け、部活動指導者への教育を強化するよう求めております。提言では、学校教育法で禁止されているにもかかわらず、横行している教員の体罰について、「特に部活動において体罰の根絶を目指し、国は、子どもの自発的行動を促す部活動指導のガイドラインを策定する」と明記しております。また、具体策として、国や教育委員会に対して、部活動指導者の養成や教員研修の場を活用するよう求めており、体罰禁止のほか、指導法や各種のメンタルトレーニングなど、不適切な指導によらない方法を体得できるよう徹底するとしております。これまで、部活動が子供たちのスポーツの中心として、また、心・技・体を鍛える人間形成の場として、学校教育の中で重要な

役割を果たしてきたことは、周知のとおりであります。そこで、中学校及び高等学校での部活動における体罰の状況と、指導者に対する体罰防止の取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 今年度の中学校、高等学校における部活動中の体罰の状況は、現在調査中でございますが、昨年度までの過去5年間において、体罰によって教職員が懲戒処分を受けた件数は7件であります。県教育委員会といたしましては、平成21年10月に、指導資料として「体罰ゼロの学校づくり」というものを作成したんですが、その冒頭に、体罰によらない指導で全国優勝とか準優勝をなし遂げた指導者の指導の手記、そういうものを載せるなど、啓発を図ってまいりました。また、中学校体育連盟や高等学校体育連盟などの関係団体と連携を図りながら、指導者を対象とした研修会等におきまして、体罰防止の徹底について指導してきたところでもあります。今回の大阪市の高校の事件を受け、県立学校及び市町村教育委員会に対しまして、改めて通知するとともに、県立学校保健体育教科責任者会や県立学校長会、さらには、全公立小中学校の臨時校長会におきまして、特に時間を設定し、体罰によらない指導のあり方について、徹底を図ったところでもあります。

○星原 透議員 今の体罰のことなんですが、体罰を受けたり、また見たりした子供たちや保護者が、体罰被害などの相談を受けられる窓口はどのようになっているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 相談窓口については、まず校内で気軽に相談できる雰囲気というのが一番大切だと思いますが、県教育委員会に

おきまして、子供たちや保護者の悩みの早期解決や不安を解消するための相談窓口として、県教育研修センターに「ふれあいコール」を設置いたしております。そして、体罰被害などにつきましても、電話や来所による相談を受けることができるような体制をとっております。また、その周知のために、県内全ての小・中・高・特別支援学校の児童生徒に、連絡先、相談先を書いた名刺大のカードを配布いたしております。さらに、昨年10月から県が開設しております子ども・若者総合相談センター「わかば」におきましても、さまざまな悩みを抱えている子供やその家族などから相談を受けることができるようになっております。

○星原 透議員 次に、いじめについて伺いたいと思います。奈良県教育委員会では、「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」を作成して、いじめを「疑い」「複雑または困難」「深刻」の3つに分類し、「深刻」の場合は、いじめに気づいた教員らを中心に、24時間以内に緊急対策会議を招集し、警察への通報などを明記したマニュアルを作成し、国公立の小・中・高校の全教員に配布したとのことでもあります。マニュアルでは、「いじめと犯罪は地続き」として、暴行や脅迫を用いておいせつな行為をする（強制おいせつ罪）、裸になることを強要する（強要罪）、金銭や物品を要求する（恐喝罪）などと具体的に罪を列記して、いじめを過小評価しないように警告しております。そこで、いじめの未然防止や早期発見・早期解消のために、本県ではどのような取り組みがなされているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） いじめは、どの子供にも起こり得るものでありますけれども、非常に見えにくい構造を持っている、そういう危機

感を持って、教職員がいじめに対して理解すること、あるいは指導力を高めていくことが重要であると考えております。本県におきましては、いじめの未然防止や早期解消などを目的とした教師用の指導資料を作成しております。その具体的な内容は、いじめの特徴や早期発見のポイント、いじめを発見した際の組織的な対応のあり方、関係機関との連携のあり方、教育相談の手法などであり、本資料を各学校での職員研修や県教育委員会主催の研修会等において、積極的に活用しているところであります。また、各学校におきましては、日常の観察はもとより、定期的なアンケート調査や教育相談、生徒が書いて学級担任に提出している生活の記録などにより、積極的にいじめを把握するとともに、いじめの未然防止や早期発見・早期解消に向け、迅速かつ適切な対応に努力しているところであります。

**○星原 透議員** 次に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめについては、どのような指導、取り組みが行われているのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 本県におきましては、平成19年度に、県教育委員会、市町村教育委員会と警察本部との間で、より緊密な連携を図りながら、児童生徒の指導に当たることができるよう、「児童生徒の健全育成のための学校・警察相互連絡制度」を創設したところであります。この制度に基づきまして、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめにつきましては、学校から警察へ迅速かつ適切に相談や通報を行い、警察と連携した対応を図るよう、各学校を指導しているところであります。また、学校におきましては、いじめを含む生徒指導上の問題について、県警本部や警察署

に配置されているスクールサポーターとの情報交換を行うとともに、児童生徒の問題行動等に対する指導や助言をいただくなど、日常的な警察との連携にも努めているところであります。さらに、警察と教育委員会の間で人事交流も行って、連携を深めているところであります。

**○星原 透議員** それでは最後に、道徳教育の充実について伺います。道徳教育は、豊かな心を持ち、人間としての自覚と、よりよく生きるための道徳性を育成することを目標とした教育活動であります。将来を担う子供たちが、自分の国を愛し、歴史や伝統・文化に誇りを持って、社会の一員としての自覚を持ち、そして、子供として身につけなければならない学力や規範を学びながら、生きる力や豊かな人間性を養う道徳教育を充実させることが望まれております。一方で、いじめや体罰による自殺が相次いでおり、今こそ心の教育、豊かな心を育む取り組みが求められております。政府の教育再生実行会議は、先月26日、深刻ないじめを受けている子供を守るために、加害児童生徒を出席停止にする制度の活用や道徳の教科化を求める提言を安倍首相に提出しております。また、道徳教育に関して、重要性を改めて認識し、抜本的な充実を図ることを強調して、命のとうとさを知り、他者への思いやりを育むよう、教材を充実させ、新たな枠組みで教科化するとしております。そこで、道徳教育を充実させるために、本県ではどのような取り組みを進めておられるのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 道徳教育をさらに充実させていくことは、本県におきましても、大変重要な課題であると考えております。県教育委員会では、各学校が行っている児童生徒に豊かな心を育む取り組みをこれまで以上に支援す

るため、本年度より「命や絆を大切にする」道徳教育充実事業に取り組んでいるところであります。本年度は、口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火など、県民の皆さんが直接体験されたエピソードを題材として、命のとうとさや真の友情などを深く考えさせることができる本県独自の「道徳教育読み物資料集」を作成し、県内の全学校に配布いたしましたところであります。今後は、この資料集を各学校が、道徳の時間はもとより、さまざまな場面において効果的に活用できるよう、小・中・高等学校等の教職員を対象とした研修会などを実施し、道徳教育の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 それぞれ答弁をいただき、ありがとうございました。時間が参りました。ありがとうございました。（拍手）

○外山三博議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 3 時 3 分散会

3月6日（水）



# 平成 25 年 3 月 6 日 (水曜日)

午前 10 時 1 分開議

## 出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)
2 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	凶 師 博 規	(日 日 新)
4 番	渡 辺 創	(新 み や ざ き)
5 番	松 村 悟 郎	(自 由 民 主 党)
6 番	内 村 仁 子	( 同 )
7 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
8 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
9 番	右 松 隆 央	( 同 )
10 番	二 見 康 之	( 同 )
11 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	外 山 三 博	( 同 )
14 番	河 野 哲 也	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
15 番	高 橋 透	(社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	太 田 清 海	( 同 )
17 番	田 口 雄 二	(新 み や ざ き)
18 番	西 村 賢	( 同 )
19 番	星 原 透	(自 由 民 主 党)
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	横 田 照 夫	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
25 番	山 下 博 三	( 同 )
26 番	黒 木 正 一	( 同 )
27 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
28 番	新 見 昌 安	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	鳥 飼 謙 二	(社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団)
30 番	井 上 紀 代 子	(新 み や ざ き)
31 番	徳 重 忠 夫	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自 由 民 主 党)
33 番	十 屋 幸 平	( 同 )
34 番	中 野 廣 明	( 同 )
35 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
36 番	福 田 作 弥	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	中 野 一 則	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	牧 元 幸 司
総 合 政 策 部 長	稲 用 博 美
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	土 持 正 弘
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	米 原 隆 夫
農 政 水 産 部 長	岡 村 巖
県 土 整 備 部 長	濱 田 良 和
会 計 管 理 者	豊 島 美 敏
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	加 藤 達 也
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 戸 保 博 秋

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事 務 局 次 長	小 八 重 英
総 務 課 長	山 之 内 稔
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	谷 口 浩 太 郎
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	関 谷 幸 二
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 一般質問

○中野一則副議長 ただいまの出席議員37名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、蓬原正三議員。

○蓬原正三議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。「敷島の大和心を人問わば朝日に匂う山桜花」、日本人の心情を歌った歌だそうでございますが、けさはもう山桜が咲いておりました。それでは、知事もお疲れのようでございますが、早速入りたいと思います。

子供のころ、宇宙の果ての存在に思いを寄せ、眠れない夜を過ごした経験は、皆さんお持ちのことと思います。また、太陽が燃える天体だと聞き、もし太陽が燃え尽きてしまったら一体どうなるのだろうと、不安に感じたこともありませんでしょうか。

さて、その太陽にまつわる話、新エネルギーについてであります。今回、県の新エネルギービジョンを見てみますと、重点的に取り組む新エネルギーとして、1、太陽光発電・熱利用、2、バイオマス発電・熱利用・燃料製造、3、小水力発電の3つを挙げてあります。思えば、この3つのエネルギーは全てが太陽由来、太陽光・熱利用はもちろんのこと、バイオマスは光合成による植物の成長、水力は、太陽熱による蒸気が雨となり、やがて高低差が生み出す位置エネルギーを電気に変換するものであります。聞くとところによると、太陽の寿命は約100億年、もし燃え尽きたら不安は杞憂に終わるわけですが、さんさんと降り注ぐ太陽の光、我

々はこの無限の自然エネルギーを自在に利用する技術をようやく手にすることとなりました。知事もこのことを意識してのことでしょうか、提案理由説明の中で、希望の光、岩戸からあふれ出す光、強く明るい光、光あふれる未来、まばゆいばかりの光、「光あふれる未来へ向けて～元気なみやざき成長予算」など、6カ所に光の言葉をちりばめておられます。

そこで、知事にお尋ねいたします。新エネルギービジョンを1年前倒しで改定されることとされておりますが、知事の新エネルギー政策推進についての意気込みをお聞かせください。ちなみに、宮崎県議会においては、1年前——平成23年度の特別委員会で行っていただきましたが——の本議会において、産業再生・エネルギー対策特別委員会の報告の中で、太田委員長が太陽光発電の導入促進を図るよう県への提言も行っております。

後は、ちょうど真センターにおりますので、自席から質問させていただきます。(拍手)  
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

本県は、全国トップクラスの日照環境や豊かな森林、水資源を有するなど、新エネルギーの資源に大変恵まれております。けさもウオーキングしておりまして、本当に日差しが温かく、本県にさまざまな恵みをもたらす、また活力をもたらすこの太陽、日の光というものを実感したところであります。今年度改定予定の新エネルギービジョンにおきましては、太陽光やバイオマス、小水力を重点的に取り組む新エネルギーとしまして位置づけ、新エネルギーの一層の導入促進のために各種施策を展開してまいりたいと考えております。特に、今回のビジョンで

は、計画の最終年度である平成34年度の新エネルギーの導入目標につきまして、発電は平成22年度実績の約8倍、熱利用は約2倍となる高い目標を掲げておりまして、その目標達成に向け、今後5年の間に「みやぎ太陽プロジェクト」など4つの戦略プロジェクトに取り組んでいくこととしております。また、ことし2月に取りまとめました「復興から新たな成長に向けた基本方針」におきましても、新エネルギーを新たな成長の核となる取り組み分野の一つとして位置づけたところであります。重点的な取り組みを推進することで、地域経済の活力向上にも結びつけていきたいと考えております。私としましては、このビジョン等に基づきまして、県民、事業者、市町村と一体となった県民総力戦での新エネルギーの積極的な導入に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○蓬原正三議員 次に、太陽光発電の促進策について伺います。これまでの答弁とダブるかもしれませんが、確認の意味もありますので、質問いたします。本県の平均日照時間は、山梨県、高知県に次いで、全国第3位となっております。また、アンケートによりますと、本県が利用したほうがよい新エネルギーには、太陽光発電が県民、事業者それぞれ、82.7%、89.7%の高い数値を示しております。しかし、太陽光発電設備の設置状況を見ても、1位が断トツの北海道、次いでお隣鹿児島県から福岡県、兵庫県、愛知県、大分県と続いて、本県は——これは2012年10月のデータであります——はるかおくれること14位前後に位置しておりまして、日照時間に恵まれ、設置に対して高い希望があるにもかかわらず、決して新エネルギー先進県と言えるほどの設置状況ではありま

せん。

そこで、環境森林部長にお尋ねいたします。来年度の太陽光発電の導入促進にどのように取り組むのかお聞かせください。特に、新事業で発電事業を行う者と設置場所の提供を希望する者とのマッチングを図ると聞いておりますが、「屋根貸し等」とありますけれども、「等」の部分ですが、設置場所としてはどのようなものを考えておられるのかお聞かせください。

○環境森林部長（堀野 誠君） 太陽光発電につきましては、重点的に取り組む新エネルギーとして、今後も積極的に導入を促進していくこととしております。来年度の取り組みとしましては、引き続き、住宅用太陽光発電システムの設置者に対して、一定額の補助を行うとともに、融資制度による支援を行うこととしております。この補助につきましては、地産地消の観点から、県内の工場で生産された太陽光パネルを設置する場合や、県産材を活用した新築木造住宅に設置する場合に、それぞれ上限額を増額することとしております。また、新たに配置するコーディネーターが、発電事業の希望者と設置場所の提供希望者の情報を登録し、これらの情報の提供を行うことにより、マッチングを図ることとしております。設置場所としましては、長期の利用が条件となりますが、建物の屋上や屋根に加えまして、工場跡地などの遊休地等が考えられます。

○蓬原正三議員 土地も入るといってございまして。土地については、農地、その他かなりの遊休地等がございまして——例えば口蹄疫の埋却地もその対象に入るかもしれないですね——そういうことも考えて、広くやっていただきたいと思っております。それと、答弁の中にありましたが、県内の工場で生産された太陽光パネル

を設置する場合にも支援していくということでもあります。これが入っていなければ、私はここを厳しく言うつもりだったんですが、本県ソーラーフロンティア産の、C I S方式というんだそうではありますが、結晶系に比べて価格も安く、発電量も10%多いというふうに聞いております。本県の産業振興にかかわることでありまして、さらに企業誘致に際しては、かなりの補助金をお支払いして誘致した企業でもありますので、積極的な支援をお願いしておきたいと思っております。

次に、ここが課題ですが、農地転用について伺います。農地へのメガソーラー設置に際し、農地転用の許可がおりず、中断している例を多く耳にしております。新エネルギーの利活用、すなわち太陽光発電は、県経済・雇用対策推進本部の「復興から新たな成長に向けた基本方針」の中で、新たな成長の核となる取り組み分野として、フードビジネスの推進と並び位置づけられております。農地の有効利用を図る上で、農地転用の弾力的運用を図れないか、農政水産部長の御所見をお聞かせください。

○農政水産部長（岡村 巖君） 農地転用により太陽光発電施設を設置することの可否につきましては、当該農地の区分に応じて、農地法に基づく農地転用許可基準を踏まえて判断する必要があります。この基準では、農業振興を図るべき農用地区域内にある農地、また10ヘクタール以上の広がりのある生産性の高い第1種農地などの優良農地の転用につきましては、原則として認められないという扱いになっておりますが、生産性の低い第2種農地や市街地にある第3種農地においては、周辺農地の営農への影響とか事業の確実性なども考慮した上で判断するということになっております。県といたしま

しては、この基準に基づきまして、これまでに計56件の転用許可による太陽光発電施設の設置を認めたところでございます。農地は、食料の供給や国土保全などに不可欠な役割を果たしておりまして、適正に利用・活用されることが重要でございますので、今後とも、太陽光発電施設の設置も含めまして、市町村や農業委員会の意見も十分踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 個別規制法があるわけですから、そういう答弁だろうとは理解いたしておりますが、前に横田議員からもそういう質問もあつたように聞いております。それで、太陽光パネルが1反歩当たり、1,000平米当たり、どれだけの電気量、収量を上げられるか、計算を専門家に頼んで、NEDOの資料でもチェックしてみました。結論から言いますと、1反歩当たり50キロワットの太陽光発電を設置することができます。これが年間に発電する量に、ことし、例えばキロワットアワー当たり42円の値段で買い取っていただいたとしたときに、1反歩当たり年間の収量252万円です。これが37円、38円に先々落ちたにしましても、220万から230万弱の収量を1反歩で上げられるという計算が十分成り立つわけでありまして——これは角度30度、一番熱効率がいい状態ですよ。これは宮崎県の場合です。各県によって多少条件が違います。主要園芸品目の粗収益をデータとしていただきました。カンショ、大体40万前後です。反収、年間ですね。里芋35万円、水稻11万8,000円。いいものもあります。例えばピーマン、ピーマンは非常にいいですね、391万。キュウリ340万、ハウスもの。本県のマンゴー359万というふうにあるわけですが、この太陽光は、そういうものに次ぐ250万前後の反収を上げられ

る。そして、今ここで農地転用で問題になっている部分というのは、どちらかといえば、こういうハウス園芸じゃなくて、高齢者が持って、その意欲もなく、後継者もいなくて、法律上は1種農地だけれども、実際は2種、3種の使われ方しかされていないというようなところなわけでありまして、したがって、これは今、法律があるからどうしようもないんでしょうが、法律は人がつくるものです。時代とともに変わっていくべきものだろうというふうに思います。

そこで、知事をお願いしたいんですけれども、太陽光のいいところはメンテナンスフリーです。つけてしまえば、メンテナンスはそんなに要りません。宝の山ということがこの前ありましたけれども、宝の山がそこに転がっているわけですね。地産外商、これは消費者が電気を買うわけですから、当然、本県にとっては地産外商、県債収支を上げるメリットがございます。農業農村の現況については、先ほど言ったとおりであります。それから、特例がありまして、電気事業者による送電用電気工作物等としての権利取得は、農地法第4条、第5条からは除外、許可不要という項目もあるわけですね。例えばこれは発電するときですから、これを広く解釈できないのか、法律をそういうことに変えられないのかという気がしますし、これは当然ですが、再生エネルギーは国と県の重点施策でもあるわけでありまして、ぜひこれは法改正の働きかけを国に対してやっていくべきではないか、そういうふうに考えますが、知事の御見解をいただきたい。しかも、知事は、本省に対して——恐らく同期の皆さんは、それぞれいいポジションにいらっしゃると思うので——その人脈はいっぱいお持ちでございますから、

知事の御見解をお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 適切な規制緩和ということが我が国の全体の活力を生み出す、これはそのとおりであるというふうに思っております。今、国におきましても、安倍首相のリーダーシップのもとに「規制改革会議」を立ち上げて、現在策定中の「成長戦略」とかかわりの深い「雇用関連」や「エネルギー・環境関連」「健康・医療関連」を重点分野に、そういった規制緩和の検討が進められているという状況であります。ただ、今、お話を伺って私が怖いなと思ったのは、もちろん優良農地はしっかり確保するということではあるんですが、農地などの生産に活用すべき土地というものが一気にそちらに流れてしまったら、我が国の食料生産はどうなるんだろうかというようなことも少し考えたところがございます。本県におきましても、これまでも、36の道府県によって構成されます「自然エネルギー協議会」を通じての再生可能エネルギーの円滑な導入に向けた規制改革の要望などを、既に行っておるところでございます。また、別の分野でも、「東九州メディカルバレー構想特区」の申請など、規制緩和のいろんな取り組みを進めておるところでございます。今後とも、国の動向も注視しながら、新たな成長に結びつくようなそういった規制緩和、これも県として必要な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 やりっ放しにやればいいという話でもないと思うんです。ちゃんと規制すべきは、ちゃんと守るべき農地は守っていく。いわゆる農地法の場合は、現況主義というのをとっていますから、現況を見て判断していくわけですね。それがどうしてもがちがちの縛りによって、現況はどうしても1種農地じゃない

のに、そこを転用ができないというおかしさがあるということを言っているので、守るべきはしっかり食料政策として守っていきながら、そこを弾力的にできないかということをお願いしたので、誤解のないように国に働きかけをお願い申し上げます。

次に、住宅用太陽光発電システムの施工について2点伺います。新エネルギービジョンの10ページにもありますように、太陽光発電の課題として、施工トラブルの発生があります。雨漏りが発生したなどの声も実際耳にしておりますし、太陽光発電推進の阻害要因にもなりかねないことでもあります。もし台風で吹き飛びでもしたら、大事故になること必至であります。そこで、まず、現在の施工状況はどのような形で行われているのか、認識・把握しておられるところをお聞かせください。環境森林部長、お願いします。

**○環境森林部長（堀野 誠君）** 太陽光発電システムの設置には、電気工事と設置工事の2種類の工事が必要となります。電気工事については、電気工事士法による資格が必要となりますが、設置工事については、資格は特に必要とされておられません。また、既存建築物の屋根に太陽光発電システムを設置する際には、建築基準法による建築確認は不要とされています。このため、主要パネルメーカーにおいては、太陽光パネルの施工について、雨漏りなどのトラブルを防止するため、設置工事を行う者を対象に、パネルの設置に関する講義や、模擬屋根を利用した実習等を内容とする数日間の自社研修を実施し、技術の向上に努めていると聞いております。

**○・原正三議員** 次に、安心安全施工についてありますが、住宅については建築基準法の定

めがあります。しかしながら、住宅用発電システムについては、部長の答弁にもありましたように、簡単な講習のみで施工できるわけであり、落下するはずのないトンネルの天井板が落下し、燃えてはいけないうボーイング787のバッテリーも燃えました。近い将来、屋根屋根に太陽光パネルが設置されたときに、雨漏りやパネルが吹き飛ばすなどの事故が発生することのないよう、本県独自の施工管理指針をつくるなどの安心安全施工対応策を講じてはいかがかと思いますが、環境森林部長の御見解をお聞かせください。

**○環境森林部長（堀野 誠君）** 太陽光発電の施工対策につきましては、経済産業省が、専門知識を有した技術者の養成と業界の自主的な取り組みを促進するため、平成21年度から23年度にかけて、太陽光パネルメーカー等で構成される一般社団法人太陽光発電協会に委託し、設置工事に関する研修事業を実施したところであります。同協会では、委託事業のノウハウを活用して、施工における一定水準の品質の確保と向上を図るため、平成24年11月に基礎技術の研修と認定試験を内容とする、業界共通の新たな施工技術者制度を創設したところであります。このように、施工対策につきましては、業界を挙げた取り組みが開始されたところでありますので、お尋ねの本県独自の施工管理指針につきましては、国や業界団体等の動向を注視しながら、県としてどのような役割が果たせるかも含めて研究してまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** しっかり研究していただきたいと思いますが、時間がありませんので、次に移ります。

小水力発電について、企業局長にお尋ねいたします。本県は、降水量が全国第2位、包蔵水

量——技術的・経済的に開発可能な水力資源という意味だそうですが——全国第10位と、水資源に恵まれております。これまでは、これらの資源を生かし、企業局や九電において水力発電開発が行われてきましたが、今後は流量の小さな河川や農業用水路を活用した小水力発電の導入も重要なこととあります。新エネルギービジョンにおいても、小水力が太陽光やバイオマスとともに、重点的に取り組む新エネルギーとして位置づけられており、県は市町村や土地改良区等への導入支援に取り組むこととありますが、市町村等には経験がなく、なかなか導入が進まない状況にあります。そこで質問ですが、これまで企業局が重点的に小水力に取り組むことは議会の答弁で何回となく聞いておりますが、来年度は市町村等による小水力発電の導入について具体的にどのように支援していかれるのかお聞かせください。

○企業局長（瀆砂公一君） 市町村等における小水力発電への取り組みは、県全体への小水力発電の普及という観点から、企業局みずからの取り組みとあわせて、大変重要であると考えております。このため、企業局におきましては、これまで可能性調査などの技術支援を行ってきたところでございますけれども、来年度は、新エネルギービジョン改定計画の初年度であるということから、新たに市町村等と共同で行うモデル事業といたしまして、数キロワット程度を想定した「市町村連携マイクロ水力発電実証試験事業」、ちょっと長ったらしい名前ですが、これを行うこととしております。この事業は、建設費の大半を占める発電装置の費用を企業局が負担いたしまして、農業用水路等を活用したマイクロ水力発電設備を整備し運営するものでございまして、運用データの収集を行

い、今後の市町村等への技術支援に活用いたしますとともに、県内の市町村にわかりやすい開発のモデルを提示しようとするものであります。企業局といたしましては、このような取り組みを通じまして、県内の小水力発電の導入・拡大に寄与してまいりたいというふうに考えております。

○蓬原正三議員 よろしく申し上げます。

新エネルギーについて最後の質問です。企業局長にお尋ねします。環境森林部長にもお伺いした、本県が推進するとしている太陽光発電についてであります。2010年度の新エネルギーの総発電量、バイオマスも含めてありますが、電力使用量に対し、まだたったの2.8%しかありません。まだまだ足りません。「太陽と緑の国」宮崎県としても、企業局みずからが率先垂範、メガソーラー発電に取り組む考えはないのか、御所見をお聞かせください。

○企業局長（瀆砂公一君） 太陽光発電につきましては、固定価格買い取り制度が昨年7月にスタートしましたけれども、これがスタートして以来、認定設備のほぼ9割を占めるなど、急速に普及しております。特にメガソーラーにつきましては、民間の異業種から活発に参入が相次いでおりまして、本県におきましても、同様の状況にございます。企業局におきましては、太陽光発電自体にはこれまで取り組んできておりますけれども、小水力は、初期投資が大きいこと、あるいは一定のノウハウが必要であることなどから、民間の参入は進みにくいものと認識しているところでございます。このようなことを踏まえまして、企業局といたしましては、限られた資金と人的資源の中で、今後とも小水力発電に重点的に取り組むことで、公営企業としての役割を果たしてまいりたいというふうに

考えております。

○蓬原正三議員 残念ですが、やらないということのようですね。また今後期待したいと思えます。

時間が押しておりますので急ぎます。日本ミツバチに話を変えます。

これは重松議員からもミツバチについての質問がありましたので、ちょっと重なりますが、私は日本ミツバチに焦点を当てての質問であります。ミツバチには日本ミツバチと西洋ミツバチがありますが、日本ミツバチに主眼を置きます。「蜜蜂が減少し農作物に影響」との記事が一昨年8月31日の宮日子ども新聞にありました。これまでも、長崎県などで大量死発生の報道もあっておりますが、本県版レッドデータブックによりますと、日本ミツバチの絶滅の危険性区分はNT-g、すなわち準絶滅危惧で、具体的には、「県内では、過去に広く分布、あるいは個体数が多かったと考えられるものが、分布域の一部において、生息条件の悪化により絶滅したか、若しくは生息面積の減少や個体数の顕著な減少が見られるもの」と定義されております。大量死や減少の原因には、ウイルス説や農薬説、気候の変化、栄養不足、電磁波など諸説ありますが、原因は詳しくわからないと聞いております。ミツバチが減少すると、蜂蜜がとれなくなる以外に、先日もございましたポリネーション、いわゆる果実や野菜の交配力の低下が農作物の収穫量に影響し、また植物の減少が昆虫や動物にも影響を及ぼし、結果、自然環境にも変化が生じると言われます。ゆえに環境指標生物と呼ばれております。蜂蜜は有益な成分を含み、それが体の健康維持によいと言われ、古くから多くの人に珍重されております。日本ミツバチの蜜は、自然界のあらゆる花から蜜を

集めるため、百花蜜とも呼ばれます。東京の銀座で蜂を飼う人あり、中山間地で飼う人あり、趣味・なりわいを問わず、地域おこしに一役買う存在でもあります。「たかがハチ、されどミツバチ」、これは日本ミツバチに魅せられてしまった、ある本県外郭団体職員の書かれた本のタイトルであります。日本書紀にも飼育記録が残る、日本人とともに生きてきたこの小さな昆虫にスポットライトを当てながら、農政水産部長に4点ほどお尋ねいたします。

1番目は、養蜂振興法改正の趣旨とその内容、また、法改正に伴う県の責務——指針の策定等があるようではありますが——と、飼育届の対象及びその状況についてお聞かせください。特に、趣味の養蜂家には、どこまで届けばいいのか周知されていないようであります。

○農政水産部長（岡村 巖君） 養蜂振興法は、昭和30年の制定時から50年以上を経過し、蜜源の減少や趣味の養蜂家の増加など、養蜂を取り巻く環境が大きく変化したため、昨年6月に法改正がなされたところがございます。主な改正の内容としましては、飼育届対象者の拡大や法令義務違反による罰金及び過料の引き上げとともに、養蜂の振興に関しまして、ミツバチの適切な管理や蜜源植物の保護及び増殖、蜂群配置の適正化に向けた推進を行うことが明確化されたところがございます。なお、飼育届については、日本ミツバチや西洋ミツバチを問わず、花粉交配用のミツバチを業として飼育する養蜂業者や、少量でも蜂蜜の販売を行う養蜂家が新たな対象となりましたことから、ことしの飼育届は、昨年に比べ、戸数で約30戸、群数で約1,000群増加しておりますが、このうち日本ミツバチは、15戸で約140群となっております。今後、県といたしましては、同法に基づき、ミツ



バチの管理に関する指針を策定し、適正な蜂群配置や防疫の迅速かつ的確な実施に取り組んでまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次に、日本ミツバチに子捨て現象というのが見られるんだそうであります。サックブルードウイルスが原因ではないかと言われておりますが、その対策と所管相談窓口についてお聞かせください。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** サックブルード病は、ウイルス感染により蜂の幼虫が死亡する病気で、蜂群全体の体力が弱り、蜂群を壊滅させるなど、養蜂家にとってリスクの高い疾病の一つであり、御質問にありました子捨て現象の原因の一つとも考えられております。この病気に対する有効な治療法はなく、予防のためには、他のウイルス病と同様に、病気に対する抵抗力の強い系統の選抜、蜂にストレスを与えないような良好な管理、ウイルスを媒介するダニの駆除などの対策が有効と言われております。県では、家畜保健衛生所においてミツバチの疾病対策を所管しておりますので、サックブルード病につきましても、現状把握や発生予防のための適正な飼養衛生管理指導等に努めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 次に、この前も出ましたが、ネオニコチノイド系農薬が日本ミツバチ大量死の原因ではないかというふうに聞きましたが、御所見をお聞かせください。ちなみに、この農薬は稲に多く利用されておまして、日本ミツバチというのは、先ほど申しましたが、百花蜜といいまして、稲の花からも蜜をとるのだそうであります。よろしくお願ひします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** ネオニコチノイド系農薬は、水稻や野菜を初めとする多くの作物において主要な殺虫剤であり、我が国での

全農薬に占める割合は15.4%となっております。本県においても、難防除病害虫でありますキュウリ黄化壊疽ウイルス病（MYSV）対策や、斑点米カメムシ防除に広く使用されております。国は、ミツバチの大量死にどの程度農薬が関与しているかは明らかではないとしておりますが、平成21年度から農研機構畜産草地研究所を中心とした試験研究が実施されていると聞いております。県としましては、今後とも、国の研究結果等を踏まえながら、農薬の適正使用や生物多様性の保全に配慮した環境保全型農業を推進してまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 最後です。日本ミツバチは家畜だそうではありますが、家畜としての日本ミツバチの振興について御所見をお聞かせください。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 日本ミツバチにつきましては、中山間地域等における地域産業としての役割はもとよりであります。本県の生態系や自然環境の保全の観点からも、大きな役割を果たしていると考えております。これまで日本ミツバチにつきましては、飼育届の実績はなく、養蜂振興法に基づく県としての関与はありませんでしたが、今回の法改正により、少量でも蜂蜜の販売を行う日本ミツバチの飼育者も、飼育届を提出することが明確となったところでございます。県といたしましては、日本ミツバチの多面的な役割が維持されるよう、養蜂振興法に基づき、定期的な疾病検査や適正なミツバチの管理指導等を行ってまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 時間が押しておりますので、芸術劇場は後回しにしまして、いにしへの災害に入ります。時間の調整をしてやりたいと思います。

「昔の災害 対策に生かす」との記事を目にしました。2月11日の読売新聞であります。

「東日本大震災を機に、24道府県が地震・津波対策として、古文書や地中の津波堆積物の調査を新たに始めたり調査し直したりしている。今回の震災では、仙台平野に大きな被害をもたらした貞観津波（869年）などを参考に対策しておくべきだったとの指摘がある。歴史を遡って防災を見直す動きが広がっている」とありました。震災前からの継続調査を含めると、計31道府県が調査しているとのこととあります。本県はと見ると、長崎、大分と並び震災前からの継続とあります。さすが本県の危機管理は違うと思ったところではありますが、過去の地震・津波の爪跡を調査し、今に生かし、後世に伝えていくことは、大変重要なこととあります。大変ありがたい記事でありました。以下3点ほど危機管理統括監にお尋ねいたします。

国の中央防災会議の専門調査会は、「できるだけ過去に遡り、古文書などの分析や津波堆積物の調査を進めることが必要」と提言しているとあります。本県の取り組み状況やその調査結果についてお聞かせください。

**○危機管理統括監（橋本憲次郎君）** 本県に影響を及ぼした地震などの記録につきましては、御指摘いただきました東日本大震災以前から情報収集に努めてきたところであり、その内容につきましては、県の地域防災計画等にも記載しているところでございます。さらに、昨年度からは「地震防災戦略策定事業」を実施しまして、その中で地震・津波による被害想定の見直し作業を行いまして、改めて調査を行ったところとございます。具体的には、過去に発生した大きな地震とそれに伴う津波につきましては、気象台の資料、また文部科学省が所管する地震調

査研究推進本部の資料、その他古文書をもとに作成された資料等からデータを収集いたしました。その結果、日向灘や四国沖、紀伊半島沖などを震源として、マグニチュード7から8クラスの地震が繰り返し発生し、最大で5メートル程度の高さの津波が本県に襲来したという状況などを確認したところであります。

**○蓬原正三議員** その調査結果は、今回公表されました津波浸水想定の方針にどのように生かされたのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○危機管理統括監（橋本憲次郎君）** 東日本大震災を踏まえた津波対策につきましては、基本的に、従来から施設整備の基準として備えてきた、おおむね数十年から100数十年間隔で発生する「比較的発生頻度の高い津波」——いわゆるL1津波でございますが——と、発生頻度は極めて低いものの、一たび発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」——いわゆるL2津波と言っておりますが——この2つのレベルの津波を想定しておく必要があるとされているところでございます。今回調査した過去の地震・津波は、いずれも前者の「比較的発生頻度の高い津波」の範疇に属するというふうに考えられております。津波の高さも最大で5メートル程度というところとございました。一方、今回の南海トラフ巨大地震で想定されるような「最大クラスの津波」につきましては、古文書等で見ると、本県で過去に発生した記録はなかったというところとございます。しかしながら、万一の際の備えとして、そのようなレベルの地震・津波も想定しておく必要があるというのが、今回の東日本大震災の教訓を重く受けとめるというところとございまして、今回、南海トラフ巨大地震等による津波を「最大クラスの

津波」と位置づけまして、本県としての津波浸水想定を設定し、公表させていただいたところでございます。

**○蓬原正三議員** 最後になりますが、東日本大震災の被災地には、過去の津波経験を伝える石碑や津波にまつわる言い伝えがある神社が多いそうであります。ただ、先人の思いが忘れ去られ、悲劇が繰り返された地域もあり、被災地では、新たに石碑を建てるなど、未来にメッセージを残す動きが広がっているそうであります。調査結果を後世にどのように伝えていくのか、お聞かせください。

**○危機管理統括監（橋本憲次郎君）** 災害につきましても、大規模な災害がありましても、やはり「災害は忘れたころにやってくる」という格言がありますように、その悲惨な記憶が時間の経過とともに薄れていくというのが、残念ながら実情だと思っております。したがって、過去の災害の状況をきちんと記録し、伝承していくということが、高い防災意識を維持する観点からも、極めて重要なことであるというふうに認識しております。県内におきましても、宮崎市の島山地区で、1662年に発生した外所地震による津波被害を経験して以降、この災害を後世に伝えるための供養碑を50年ごとに建立し、地域の防災意識の醸成・維持に役立っているという貴重な事例もあるところでございます。このようなことから、県といたしましては、災害の歴史の伝承を今後の防災対策の一つの大きな柱として位置づけまして、各種啓発行事や人材育成事業など、さまざまな機会を通じまして、災害の悲惨な記憶を風化させない取り組みというものを鋭意進めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 私の地域にも火事講というの

があって、明治に火事になったんですが、昔は屋根から屋根に燃えていきますから——それがいまだに、その日を記念して、みんなが集まって祈念が行われる、そういうこともあります。

次に、東アジア戦略について伺います。

先般、自民党県議団有志でベトナム国を訪問・調査に参りました。ベトナムは、人口約9,000万人、平均年齢27歳と若い国で、ホーチミン市ではバイクの多さに驚かされますが、とにかく庶民のエネルギーがみなぎっており、さながら昭和30年代後半から40年代初めのころの日本をほうふつとさせてくれます。九州経済調査協会が先月発表した「アジア最前線 九州のグローバル戦略」と題した2013年版九州経済白書によると、九州・山口・沖縄企業の海外進出先は、中国の占める比率が低下、中国の人件費高騰を背景に、生産やサービスの拠点をベトナムなど東南アジアやインドに設ける動きが相次いでいるとの報道でありました。中国の人件費高騰に加え、成長が著しい他のアジア諸国・地域で中間層がふえ、消費市場が拡大していることも背景にあるとのことでもあります。さらに、今後は、尖閣諸島問題により事業リスクが顕在化した中国を回避し、他のアジア諸国への進出が加速する可能性も指摘してあります。ベトナムへの企業進出も増加しております。ハノイ市では、日向市に本社を置く東郷メディキット株式会社ハノイ工場、またホーチミン市では、同じ医療関連業種の日機装株式会社を訪問し——ちなみにこの会社の社長は甲斐さんとおっしゃって宮崎県出身です——社長を初めスタッフの皆さんからいろいろなお話を賜りました。進出企業の実態については、日本大使館の方の話も総合しますと、ハノイ市進出の日本企業は中小合わせて1,000社、ホーチミン市に1,000社という

ことであります。今後、ベトナムの発展成長に伴い、日本との交流はますます深まるものと実感した次第です。しかも、国民性もよく、大変親日的な国であります。そこで、「みやざき東アジア経済交流戦略」について3点ほど伺います。

「みやざき東アジア経済交流戦略」におけるASEAN諸国の位置づけと今後の展開をどのように考えておられるのか、商工観光労働部長の御見解をお聞かせください。あわせて、日本とベトナムには、日越EPA、いわゆる日越経済連携協定が締結され、2009年に発効しておりますが、本県は将来、経済交流を深めていく考えがあるのか、部長の御見解をお聞かせください。

**○商工観光労働部長（米原隆夫君）** ASEAN諸国は、約6億人の人口を有し、堅調な経済成長を背景としまして、富裕層・中間層が着実に増加しておりますことから、「みやざき東アジア経済交流戦略」の中で、対象国・地域として位置づけております。ASEANを構成する各国は、それぞれ言語や宗教、貿易制度なども異なり、一律に取り組むことが難しいことから、本県ではまず、シンガポールを対象としまして、農畜産物や加工食品の販路開拓を中心に展開してまいりたいと考えております。御質問にありましたベトナムは成長が著しく、先ほど御質問にもありましたように、親日的と聞いており、また、本県関係企業も数社が工場を建設しているなど、今後、経済交流が深まっていくものと考えておりますが、ベトナムを初めとするその他のASEAN諸国につきましては、シンガポールでの事業を進める中で、情報収集に努め、将来を見据えた取り組みを検討してまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 知事の施政方針の中に「攻め」という言葉が出ました。ずっと先の先の話ではありますが、先鞭をつけることに意味があると思っておりますので、この質問になっております。

次に、ベトナム人看護師・介護福祉士候補者の受け入れについて伺います。ハノイ市の日本大使館の在越書記官から、本件についてレクをいただきました。2012年に、両国政府代表者により、受け入れの基本的な枠組みなどを定める法的拘束力を有する文書への署名・交換が完了し、その文書が2012年6月17日に発効いたしました。既にベトナムでは、看護師・介護福祉士候補者150人が日本語能力試験N3取得を目指し、昨年12月から12カ月の日本語研修に入っております。内訳は、看護師25人、介護福祉士125人で、250人が応募したそうであり、競争率1.7倍。そして、日本語能力試験N3以上取得者のみが、2014年、来年6月に、第一陣として入国の運びになる予定であります。入国に際しては、両国の調整機関が連携しマッチングを図られ、訪日後2～3カ月の研修を終えた後、それぞれ病院や介護施設——あるいは介護福祉士については養成校で就学2年というのがありますが——で資格取得のために就労・研修・就学するシステムとなっております。上限は、看護師3年、介護福祉士4年、養成校は卒業までとなっております。本県はその受け入れ対象となり得ないのか。その可能性について、福祉保健部長の御見解をお聞かせください。

病院局長にもあわせて聞きます。県立病院についてお聞かせください。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** EPAに基づく外国人看護師及び介護福祉士候補者につきましては、全国的には、これまでにインドネシアとフィリピンからの受け入れが行われてきてお

ります。しかしながら、県内の病院や介護施設等におきましては、受け入れ費用や研修体制の整備などの負担が大きいことなどから、受け入れの実績がないところであります。ベトナムからの受け入れ希望につきましても、今のところは聞いておりませんが、今後、関係団体等を通じまして、病院や施設関係者に対し、この制度の周知や受け入れに関する情報提供等を行ってまいりたいというふうに考えております。

**○病院局長（渡邊亮一君）** E P Aに基づく外国人看護師候補者の受け入れにつきましても、先ほど福祉保健部長が答弁しましたように、県立病院におきましても、これまで実績がないところでございます。その要因につきましても、受け入れに要する費用のほか、日本の看護師国家試験に合格するための日本語教育あるいは専門的な教育、日常生活の支援など、受け入れる病院職員にとって負担が大きいこと、また一方で、県立病院は採用試験を行っていることから、民間医療機関などと異なりまして、国家試験合格後にそのまま採用とはなりませんので、そうした点が本人にとってマイナスではないかと考えております。そのようなこともありまして、全国の受け入れ状況を見ますと、公立病院での受け入れは少ないようでございます。お話のありましたベトナムからの看護師候補者の受け入れにつきましても、同様の課題があることから、今後、受け入れ制度の趣旨や病院現場の意見等も踏まえまして、いろんな角度から検討してまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 確かにいろいろ難しいことはあるんだろうと思います。厚労省は、これは人的交流とE P Aの中で言っていますが、実際は将来の超高齢社会への備え、背景には、労働力不足、若者が減っていく、その対策であること

は明らかでありまして、当時の新聞等にも、そのことはいっぱい載っております。これからの検討課題としていただければありがたいと思っています。

最後に、人的交流について将来の夢を語りたいと思います。ホーチミン市による公立大学、ファムゴックタック医科大学の看護学科を訪問いたしました。日本の市立とは少しニュアンスが違いますが、看護師受け入れ事業の話をしましたところ、学部長が大変強い関心を示されまして、将来、本県との交流・連携ができればとの期待感を示しておられました。今月初めにはメールもしっかり届いておりました。今直ちにとという話ではありませんが、例えば、将来のベトナム国との交流を踏まえ、県立看護大学等との人的・学術的交流は考えられないのか、福祉保健部長の御見解をお聞かせください。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 現在、看護大学では、タイ、韓国、中国の3つの大学と国際交流協定を締結いたしまして、短期交換留学や学術交流等を行っており、教員や学生の国際的な視野を広げることなどにつながっているものと考えております。こうした交流の実現には、大学双方のニーズが合致することや、十分な信頼関係を築くことなどが必要となりますので、御提案のありましたベトナムの大学との交流につきましても、今後、看護大学と協議してまいりたいと思います。

**○蓬原正三議員** そのマインドはあるというふうに理解いたしましたので、早速、ファムゴックタック医科大学のほうにメールを送っておきたいと思います。将来の話をさせていただきました。

農業についてであります。

私はこのたび、自宅近くの1枚の田んぼを買

うことにいたしました。発端は、御主人が亡くなり、残された奥様御本人が高齢になられ、後継者もないからであります。米だけは自分でつくりたいという自分の思いと、微力ながら耕作放棄地対策にはなるかなとの思いからであります。購入価格は1反当たり40万円、8畝でしたから32万円です。かつては1反当たり100万円の田んぼであります。今は買い手も見当たらない状況でありまして、売り主さんからは、とても喜ばれました。自分で言うのもおかしな話ですが、今の本県農業農村の縮図を見る思いであります。県においては、各種の農業政策を推進していただいておりますが、「儲かる農業に」とは、すなわちもうからないからであり、「成長産業に」とは、すなわち農業が衰退しつつあることの証明でもあります。国においては、産業競争力会議で農業を成長産業と位置づけ、農産物の輸出拡大や農商工連携の強化、農地の有効活用の3本柱で農業の競争力を高めると報道にあります。一方、本県においては、フードビジネスを成長産業と位置づけられております。成長産業といえ、かつては繊維であり、鉄であり、建築・建設土木であり、電器、そして今はIT情報関連産業であります。過去のそういう成長産業のイメージと重ね合わせてみたときに、どうしても成長産業としての農業のイメージが湧いてこないのであります。そこで、知事にお尋ねいたします。農業の成長産業としてのイメージを、画像分解的にわかりやすく教えてください。

○知事(河野俊嗣君) 先ほどの一連の質問——ベトナムを初めとするASEAN諸国との連携を深める、交流を深める、御質問があったところですが、ベトナムにも、以前は宮崎牛もかなり輸出されておったところ

あります。今回、シンガポールへの輸出が再開されるということで、そういったような、いろいろな販路をまた広げていきたいというふうに考えておりますが、世界の人口が70億を超える、またアジアが非常に急速に経済発展、また人口爆発する中で、確実に食料不足というものが見込まれるわけでありまして、それに対して、宮崎の強みである農林水産業、その食というものを生かして、海外への、東アジアを中心とした販路を拡大していく、これは大きな成長の余地があるのではないかと考えております。さらに、それに加えまして、本県の農業がこれまで素材供給型であったところを、加工から販売、そういったところまで含めて、県外に流出してきました本県農産物のいわゆる付加価値を県内にとどめる努力というものを、このフードビジネスで展開してまいりたいと考えております。本県のそういった強み、すばらしい農産物、さらには残留農薬検査体制も含めた安全・安心という非常に強い売りがあるわけでありまして、これを将来の成長に結びつけてまいりたい、そのように考えております。

○蓬原正三議員 農政水産部の担当課の方には、ちょっと皮肉を言いまして、「成長じゃなくてそれは拡大じゃないか」という言い方もしたんですけれども、成長できるように、ぜひ頑張ってくださいと思います。

高齢化し、後継者のいない農業農村に住みながら、とにかく今のままの形態では、本県農業のこれ以上の発展はまず望むことはできないと実感します。TPP参加いかににかかわらず、かつて産業革命以降、製造業を筆頭に、第2次産業がたゆまず技術革新に次ぐ技術革新を重ねて発展してきたように、農業分野においても、

いよいよ思い切った構造改革や技術革新——イノベーション、イノベーションと言われておりますが——そういうことが必要な時期を迎えているというふうに考えます。新規事業の中にも「革新的技術開発等」の言葉が見られます。農政水産部長の技術革新ということについてのお考えを——どのようにやろうとしておられるのかお聞かせください。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 農業が本県の基幹産業として確かな発展を続けていくためには、これまで培われ、伝えられてきた篤農技術を基礎としつつ、既成概念にとらわれない新たな視点からの農業生産の構造改革が不可欠と考えており、技術的な面からも、この取り組みをしっかりと支えていく必要がございます。例えば、農家数の減少が急激に進む中で、新たな担い手に即戦力として活動を期待するには、IT技術を活用した「技術の見える化」により、技術習得期間を大幅に短縮することが大きな課題となっておりますし、露地野菜の加工・業務用といった新たなニーズへの対応に見出すには、一斉収穫技術を備えた大型機械の普及により、徹底的な省力化、効率化を推進する必要があります。また、日本一の残留農薬分析技術を応用した機能性成分の分析など、本県の強み・特徴をさらに伸ばすための、従来にない発想での高付加価値化も期待されております。このように、本県の人、土地、農業関連技術のポテンシャルを最大限に生かしていく上において、構造改革を支える技術革新の必要性はかつてないほど高まっておりますので、県といたしましては、これまで以上に積極的に多様な企業や大学との連携等を進め、ニーズに即した技術革新を生み出すことができる体制を強化してまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 例えば、昔は牛や馬で農作業をしていたわけですが、今はトラクターや田植え機に変わりました。そして、農薬の散布もヘリコプター、それも無線のヘリコプターに変わりましたが、これは考えてみると、農機具メーカーの技術製品開発によるものであります。ですから、これから必要なことは、農業の工業化あるいは農業と工業のコラボ、そういう感覚を持ってやるが必要じゃないかなというふうに思っておりますので、これを一つのきっかけとして、部長がおっしゃった農業の技術革新、このことについて、どんどん議論を深めていきたいというふうに思っています。

最後になりますが、農業問題に関連して、副知事に林業についてお尋ねいたします。昭和39年に木材の関税が撤廃され、完全自由化となりました。あれから50年、木材輸入率82%、今、林業は大変な状況に置かれております。本議会は一昨日、TPP交渉への参加に反対する意見書を全会一致で採択いたしましたところですが、林業の今は、TPPに参加してしまった場合の本県農業の未来縮図でもあると考えます。木材自由化の背景とゴルフの「たられば」と同じであります。もし木材の関税が撤廃されていなかったならば、今は木材はどうなっていたのでしょうか。副知事の御見解をお聞かせください。また、副知事は林野庁にもおられたことがあると聞きましたので、せっかくの機会でありますから、今後、林業の振興にどのように取り組んでいくのかお聞かせいただきたいと思います。

**○副知事（牧元幸司君）** 我が国の木材輸入関税についてでございますけれども、戦後の復興により急増する木材需要への対応などから、丸太につきましては、木材貿易再開直後の昭和26

年には撤廃され、また、米マツなど主要な製材品につきましても、今、議員から御指摘がございましたように、昭和30年代には撤廃されたということであり、現在では、合板、集成材など、一部で関税が残っているというような状況でございます。それでは、お尋ねのあったように関税撤廃がなかったらどうなったのかということでございますが、これはなかなか一概には言えないところですが、そもそも関税撤廃時の状況というものについては、戦後の復興期あるいは高度経済成長に伴う旺盛な木材需要があったということもございます。これへの対応がどうだったのかなということもございません。また、日本の森林ということにつきましても、当時は拡大造林ということで、天然林をどんどん伐採して人工林に置きかえていたという状況でございます。さらに、切っていたならば、森林整備の面でさらに難しい問題が出ていたのではないかとすることも考えられるわけでございます。しかしながら、一方、経済状況が変わりまして、高度成長が終わり、低成長、さらには長期にわたる景気低迷ということで、そのような状況の中では、関税撤廃が、急激な円高の進行でありますとか、あるいは木材需要の低下とも相まって、国産材価格の低下を招きまして、林業経営にも大きな影響を与えているのもまた事実なわけでございます。そのような中、じゃ、今後どうするのかということもございますけれども、充実する森林資源を最大限に活用いたしまして、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図っていくためには、これまで以上に低コストで効率的な作業システムの構築、これを担う人材の育成、さらには効率的な加工流通体制の整備、それから、さらに最も重要なことかもしれませんけれども、木質バイオ

マスなど森林資源の新たな活用も含めまして、木材利用の拡大というものを推進していく必要があると考えているところでございます。以上でございます。

○蓬原正三議員 木材の関税撤廃と今のTPPとは、ちょっと時代背景が大変違うということはあるとは思っております。

芸術劇場の駐車場について、先ほど飛ばしましたが、こちらに入ります。

先般、県警警察音楽隊の定期演奏会が行われました。所管委員会でもありますので、楽しみに聞きに参りました。福岡からの帰り便を1時間早めて、宮崎空港で妻と落ち合い、芸術劇場にはせ参じたのでありますが、どうしたことでしょう。駐車場では数十台の車が右往左往、車の駐車できません。皆、困惑しておられる様子。仕方なく図書館方面や公立大方面を巡回したのでありますが、民間の駐車場も見当たらず、その間30~40分、諦めて帰ろうと思いましたが、受付で待っていただいている係官のこともあり、最後には意を決して図書館西駐車場の通路に駐車しての入場となりました。1,800席に1,200人の観客と聞きましたが、これが芸術音楽祭などのビッグイベントならば一体どうなるのだろうと思った次第です。宮崎市に一極集中する本県の文化・体育施設、県北・県西・県南地区からは、車で来場するしか交通の手だてはありません。せっかく遠方からはるばる劇場に来てみても、駐車場がないでは余りにも残酷、県民ひとしく施設の文化的恩恵に浴することはできません。宮崎市近郊の方々は公共交通機関利用をお願いするなどの対策が必要じゃないかと思いますが、どのような対策を講じておられるのか、総合政策部長の御見解をお聞かせください。ちなみに、当音楽祭は大変すばらしいも



のであったことを申し添えておきます。

**○総合政策部長（稲用博美君）** 総合文化公園駐車場は、芸術劇場、美術館、図書館、県民広場、各施設の共用として531台分のスペースがあります。また、総合文化公園北側に、催しの重なる休日などに利用するために、駐車場150台分を平成18年度に整備したところであります。しかしながら、公園利用者全ての駐車スペースの確保が困難な場合もありますので、そのためには、できるだけ公共交通機関を利用させていただきたい、公共交通機関の所管部長としましても、ぜひこういう機会にということをお願いしているところがございます。どうしても、それでも無理だという方がいらっしゃいますので、近隣の臨時の駐車場も手配するというのを考えております。今後とも、公共交通機関をできるだけ利用していただくように、利用者の皆様には御協力をお願いするとともに、公園北側駐車場の周知の徹底も図ります。また、臨時駐車場の確保等について、あるいは誘導についても行っていきたいと思っております。

**○蓬原正三議員** 時間をオーバーしてしまいました。申しわけありません。以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○中野一則副議長** 次は、凶師博規議員。

**○凶師博規議員**〔登壇〕（拍手） 10日前の2月24日早朝、近所で家屋火災がありました。そこは85歳の女性がひとり暮らしをされている家でした。もちろん顔見知りで、火災前日も散歩がてら私の子供たちの顔を見に来てくれました。消防団として現場に駆けつけたときには、もう家全体に火が回っており、誰の目にも既に手おくれであることは明らかでした。それでも、周辺の山に火が飛んでは一大事と、懸命に消火活動を行いました。私は放水をしなが

ら、「ごめんね、ばあちゃん、痛かったやろ、冷たい水をかけてごめんね」と手を合わせながら消火活動を行いました。その方には身寄りはなく、昨年暮れには交通事故に巻き込まれ、先月退院してきたばかりで、つえ歩行をしながら、地域の方々に見守られ、生活をされていました。そんな姿が幻であるかのように、火災現場は余りにも残酷でした。何とか火を消しとめることができ、今度は焼け跡から遺体を早く引き出してあげたいと、火事場に踏み入ろうとしたとき、「ばあちゃんは助け出されて無事です」と後輩の消防団員が教えてくれました。

「よっしゃ、家はなくなったけど、命は残った。あとは役場と連携して空き住宅の手配やらをしてやらないかん」と、消火活動を終わらせて、ばあちゃんを救出してくれた方の家に行ってみました。すると、既に警察が連れていかれた後でした。私は、警察の方が、動揺して衰弱している心身の状態を考慮して、医療機関につないでくれたのだと少し安心しました。救出していただいた方に話を聞いてみると、おばあちゃんはひどく落ち込んでおられて、言っていることも支離滅裂で、自殺をほのめかす発言をしていたということでした。

しかし、次の日、私は新聞を見てびっくりしました。「85歳女性、放火で逮捕」と載っていたからです。高齢でひとり暮らし、交通事故で体に不自由を負って途方に暮れ、自殺のために家に火をつけた。もちろん火をつけたことは許されないのですが、まず逮捕ではなく、まず心身のケアが、医療機関につなぐことが先ではなかったのかと、私は強い憤りを感じました。おととい、留置されている警察署へ面会に行ってきました。おばあちゃんは泣き崩れて小さく小さくなっている。私はかける言葉もありません

でした。今回の一般質問に当たり、このような法整備のあり方を追及しようと考えましたが、警察の方とのレクチャーの段階で、今回の逮捕は保護目的であって、容疑者の命を守るためやむを得ないこと、そして何より法律の議論は県の範囲ではないと諭されました。確かに、行政の対応には不備はなかったのだと理解はできましたが、血の通っていない法律だと思つづく思いました。

そこで、自分を傷つけ自殺をしかねない方、または他人に危害を加えるおそれのある方、いわゆる自傷他害者への県の対応はどうなっているのか。まず通報を受け、現場対応をしていただく警察のほうの保護件数と、実際現場ではどのような対応をされているものなのか、警察本部長に答弁を求めます。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○警察本部長(加藤達也君) [登壇] お答えいたします。

警察官職務執行法等に基づき保護した人数は、平成23年が463人、平成24年が536人です。そのうち、警察官職務執行法第3条に基づいて、自己または他人の生命、身体、財産に危害を及ぼすおそれがあり、かつ、応急の救護を要する精神錯乱者として保護した人数は、平成23年が138人、平成24年が156人になります。保護した者については、基本的には、できるだけ速やかに、家族、知人、その他の関係者に連絡をとり、保護の要件がなくなった時点で引き渡しますが、精神疾患があり、かつ、自傷他害のおそれがある者については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第24条に基づいて、最寄りの保健所長に通報し、引き継ぐこととなります。以上であります。 [降壇]

○凶師博規議員 年間500件を超える保護件数があり、また、そのうち156件もの精神錯乱状態への対応をしていただいているということは、医療現場を知る私としても頭が下がる限りです。

では次に、その精神錯乱状態にある方のうち、医療的介入が必要な方がどれほどいらっしゃるかということなのですが、これについては、各地域の保健所が受け入れ先選定業務に当たられています。それでは、自傷他害者への対応状況はどうなっているのか、また、その結果、措置入院などの強制的入院となったケースがどれほどあるのか、また、そのうち県立宮崎病院がどれほど受け入れているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(土持正弘君) 自身を傷ついたり他人に害を及ぼすおそれがあると認められ、精神保健福祉法に基づき、申請や通報等を受けたものは、平成22年度89件、23年度104件でありました。このうち、保健所で取り扱ったものが、22年度が60件、23年度が68件で、その後、措置入院となったものは、22年度が21件、23年度が25件でありました。なお、措置入院のうち、県立宮崎病院精神医療センターで受け入れたものが、22年度は7件、23年度が12件であります。

○凶師博規議員 最近では、人権擁護の観点から、強制的入院の数は、ひところよりはかなり少なくなっていますが、民間病院では、措置入院などの受け入れには極めて慎重で、それがゆえに受け入れ先の選定まで長時間を要することが日常的で、現在、県内では、精神科救急医療システムがあり、行政と民間病院が連携して精神科救急に当たっています。その最後のとりでである県病院の精神医療センターへの依存度

が年々大きくなっているというのも現状としてあります。そこで、この精神科救急医療システムの組織や機能、または運営状況はどうなっているのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 県では、緊急な医療を必要とする精神障がい者等に対しまして適切な医療を提供するため、休日における診療体制を整備しており、県内を3つのブロックに分けまして、精神科病院20病院が参加する病院群輪番制と、その後方支援施設であります県立宮崎病院、宮崎大学医学部附属病院が連携を図りながら、システムの運営に当たっていただいているところでございます。平成23年度においては、県立宮崎病院における時間外の受け入れを含め、498件の来院があり、このうち166人の方が入院となったところであります。システムの円滑な運営や改善につきましては、精神科医療機関や警察、消防等で構成する「宮崎県精神科救急医療システム連絡調整委員会」において、定期的な検討を行ってございまして、平成23年度からは、県立宮崎病院へ民間病院等の医師を派遣する事業を開始いたしますとともに、改善の方策についても、随時検討を行っているところでございます。

**○凶師博規議員** システム運営に関していえば、連絡調整委員会が定期的に行われ、構成員には警察本部も消防も入られている、そしてまた、定期的にその会議が行われているということは理解できます。自傷他害者に関する対策・対応については、警察も保健所も精神医療センターも最善を尽くされているということは理解しているつもりです。が、今日も、今この時点も、精神錯乱で自殺を図った高齢者が留置されたままという現実もあります。あのおばあちゃんは、病んでいる人でこそあれ、罪人ではない

と私は思います。悪人ではない。もう少し社会的に弱い立場にある方々を行政が包み込むようなきめの細やかな対応をしていただくことを、警察、福祉、そして医療に切にお願いいたしまして、気持ちは晴れませんが、次の質問に行きます。

次に、災害精神保健活動マニュアルについて伺います。県が、津波浸水想定などを踏まえて、緻密な地域防災計画の策定とインフラ整備を着実に進めていることは周知のとおりです。その整備を一層強力に進めていただくことはもちろんですが、同時に、ソフト事業とも言える災害時の精神保健活動に関しても、県独自のマニュアル策定が必要な時期であると考えます。阪神・淡路大震災以降、一般的となった心的外傷後ストレス障害、いわゆるPTSDを防ぐための初動体制を含む継続的な心のケアの重要性は、東日本大震災以後もさらに大きくなっています。また、東北では、仮設住宅などで精神を病み、自殺や孤独死がやまない現状もあるようです。本県においても、県北の台風災害や口蹄疫被災時には、精神保健活動が行われていたが、国が策定したマニュアルを使用していたようです。さらに踏み込んだ地域性を考慮した内容で、県外からの被災者を受け入れた後の対応や、被災現場での救助活動で悲惨な状況を見たり救助できなかった経験で惨事ストレスを受ける消防職員や消防団員への心のケアに関するマニュアル策定も必要です。高知県では、精神科医や精神保健福祉士、臨床心理士などの専門職を中心とした研究会が立ち上がり、県がフォローする形で独自マニュアルを整備されています。県としてどう取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 本県の災害時

のマニュアル整備につきましては、国の研究機関が作成しましたマニュアルやガイドラインに基づき、これまで蓄積したノウハウを生かしながら、災害の内容に応じたマニュアル等を作成しているところであります。具体的には、東日本大震災後に、本県が派遣しました「こころのケアチーム」の活動マニュアルの作成や、新燃岳火山災害における健康相談等のための実施要領の作成など、災害の状況に応じて、円滑な精神保健活動ができるよう、マニュアル等を整備してきたところであります。また、口蹄疫における心のケア活動を踏まえ、宮崎大学や国と共同で「地域精神保健対策マニュアル」を作成し、県内市町村や各都道府県等に情報提供いたしますとともに、関係する市や町と連携を図りながら、被災者へのケアを継続しているところであります。災害時における被災者への心のケアは大変重要でありますので、今後とも、関係機関と連携を図りながら、マニュアルのあり方を含め、研究を進めてまいりたいと存じます。

**○図師博規議員** 今、答弁の中にもありましたが、本県は口蹄疫や新燃岳の被災を経験したところでもありますし、また、だからこそできる整備、マニュアルの策定というものがあると思います。さらなる具現化を進めてください。

それでは、続きまして、知事の政治姿勢について伺います。

県民に勇気、元気、そして感動を与えてくれた鵬翔高校の全国高校サッカー選手権優勝は、今も色あせることなく記憶に残っています。知事もみずから競技場に行かれ、選手の懸命なプレーと、応援団の声がかれてでも叫び続ける姿勢には感動されたことと思います。その鵬翔高校の快進撃を支えたのは、監督、コーチの指導力であり、学校及び保護者の方々の献身的なサ

ポートだったと思います。では、県を代表して戦った鵬翔高校に、県として何が支援できたのか。先日、知事は、延岡学園バスケットボール部を含めた県学生栄誉賞を、その栄誉に当たる方々に授与されておりましたが、保護者のほうからは、「大会中に応援団を送り込むためのバスをチャーターする費用の補助など、直接的な支援が欲しかった」と。受賞よりも、そのときの補助が欲しかったと。全国的には数多くの自治体が、全国大会出場校への補助制度や激励金制度を創設しています。本県としても、県を代表して全国大会に出場する学校並びに個人、さらには文化活動も包含した支援制度をつくるべきと考えます。国立競技場で直接感動を受けられた知事ならば、前向きな御答弁をいただける、その学生に直接伝わる意気込みが返ってくると信じて、知事の答弁を求めます。

**○知事(河野俊嗣君)** 鵬翔高校のサッカー、本当に4,175校の頂点、大変な偉業であります。準決勝、決勝で、私も現場でその感動をともにすることができて、大変うれしく思っておるところでございます。その会場におきましても、保護者の方から「何か支援策はないのでしょうか」という声はいただいたところでございます。大変心苦しいところではありますが、今ある制度としましては、全国高等学校総合体育大会や全国高等学校定時制・通信制体育大会に出場する際の交通費や宿泊費として、県高等学校体育連盟へ——いろんな種目があります——トータルで今年度約300万円を補助しているところでございます。

今御指摘ありましたように、高校のみならず中学、いろんな段階で全国大会へ出場するというのはあるわけであります。私も、子供が小学校のころに、サッカーの全国大会で福島に行き

ましたが、そのときにも募金で、いろんな活動で財源を確保する——サッカー協会からの一定の補助もあったわけでありますが、そのような取り組みであります。今回、鵬翔高校、かなり長期にもわたる、それで宿泊費、それから遠征費、いろいろあるわけですが、なかなか一定のルールのもとでの限られた財源でありますから、先ほど言いましたような支援に今なっておるところでございます。ただ、県としての支援ということになりますと、今のような遠征費という話でしたが、鵬翔高校がこちらに戻ってきたときに、芝のグラウンド、総合運動公園の芝のグラウンドを無償で提供するというのもさせていただきました。また、宮崎牛のプレミアム商品券を提供して、元気を出してくださいというような形もしましたし、これは県の職員としてということですが、一定の寄附などもしたところがございます。御指摘のところは、県としての制度的な支援をもっと拡充すべきではないかということではございますが、限られた財源の中で、そういう高等学校、インターハイだとか、そういったものに対しての今は支援ということでございます。

**○凶師博規議員** 今の御答弁内容は、知事がおっしゃるように、高校総体なりの限定的な支援でしかないわけです。知事が言われたように、芝のあるグラウンドの無料の貸し出し、また宮崎牛の商品券の提供、その都度、また県の職員の方々も何か募金活動をされて、それを学校に届けられたという話も聞いております。それはそれでいいんです。ただ、ルールがないから、そのときになってばたばたとそういうことをされて、気持ちは届けようとされているでしょうけれども、それではなくて、これを機

に、これからもさらに高校の全国大会出場、高校だけじゃない、中学も、そして文化の部もあり得ると思いますが、今の既存団体への補助のさらなる拡充というのも、もちろん視野には入れる必要があると思いますし、私は、知事の現場に行かれたときの感動を形にしたいということの意気込みを聞きたいんです。再度、答弁をお願いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 私自身も大いに感動し、県民に、先ほど言われましたような元気、勇気、希望を与えていただいた、すばらしい活躍だというふうに思っております。先ほど申し上げました支援というのは、交通費、宿泊費として、大会に出るときのということですが、それ以前の段階で、強化練習・合宿練習などの選手強化活動ですとかメディカルサポート、指導者の養成など、運動部活動の充実を図るための支援をまた別途行っているところがございますし、そういう運動活動以外にも文化部という御指摘がありました。県大会の運営費なども補助を行っているところがございます。運動部にしても文化活動にしても、そういう子供たちの活動のトータルでのいろんな形での支援に今取り組んでいるところがございます。御指摘も踏まえながら、今後どういう形での拡充というのができるのか、今後とも考えてまいりたいというふうに考えております。

**○凶師博規議員** 知事のお気持ちはわからないんですが、やはりゼロベースでは届くものも届かない。予算化というところをぜひ視野に入れて、また担当課との協議を進めていただきたいと思います。

続きまして、次の質問に参りますが、早々に誘致を表明されました国民文化祭に関して伺います。この誘致がかなえば、記紀編さん1300年

事業との相乗効果で、全国に宮崎をアピールする機会となることは言うまでもありません。そこで、記紀編さん関連では、先駆的な取り組みを展開している島根県は、4年間で約25億円をかけ、また114日間にわたる「神話博しまね」を核に、500万人もの観光客を誘致し、観光経済効果だけでも200億円を上乗せするというような数値目標を持っていらっしゃいました。知事は、既に動き出しています記紀編さん事業と、例えば国民文化祭を誘致したときに、この2つの事業をどう結びつけていかれるおつもりなのか。また、組織編成を含めて、どういう形がベストと考えられているのか。また、事業規模はどれぐらいにするのか。そしてまた、経済効果はどれくらい見込まれているのか、具体的なビジョンをお持ちであればお答えください。

○知事（河野俊嗣君） 国民文化祭は、今御指摘がありましたように、昨年より取り組んでおります記紀編さん1300年記念事業のまさに集大成ということで、それに向けて、さまざまな神話の再認識なり、いろんな文化活動の振興なり、盛り上げてまいりたいというふうに考えております。国民文化祭は、主催者としては、文化庁、県及び市町村、また文化団体という形になるわけですが、その推進体制、実行委員会をつくって、今ビジョンという御指摘がありました、どういうビジョンで、どのように進めていって、どのような経済効果も含めてということ、推進委員会の中で整理するというふうに考えておるところでございます。これは、開催が内定した後に設置するというところでございますが、大体これまでの例でいうと、開催5年前に内定が決まるということでございまして、そこからテーマ、それから会期などの基本構想というものを基本構想検討委員会など

で作成し、国の委員会というような、そういう手順を踏んでいくこととしております。それまでに何もしないということではありません。記紀編さん1300年記念事業の中で、そういう目標をにらみながら、どういったテーマすべきだ——先日もある有識者の方と意見交換させていただきながら、よくある、業者に全部ぽんと委託して、大きなイベントをやって、はい終わりということではなしに、まさに宮崎ならではのいろんなテーマ、いろんな参加を求めていく展開にすべきではないかというものがございしますので、これから記紀編さん1300年記念事業を展開する中で、それに向けた準備は進めてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 おぼろげで、具体的な、例えば数値目標らしき答弁はありません。また、その組織も、開催が内定した後に立ち上げて具体化させていくということですが、他県がやってきた国民文化祭は多分それで間に合ったのか、よかったんでしょう。ただ、本県は、記紀編さん事業が動き出しており、早い段階から、その組織、また動きと連動させていくことこそが、成功への近道になると信じます。ただ、国民文化祭は、国民体育大会のように、各県持ち回りで開催されているわけではなくて、誘致表明ありきなんですね。現在、手を挙げているところは本県だけです。何でか。それを調べてみました。なぜ本県しか手を挙げていないのか。それは、国民文化祭を誘致しても、それだけでは大きな費用対効果を生むことは大変難しく、誘致に積極的な自治体が少ないということがわかりました。事実、過去の国民文化祭の開催状況を比較してみますと、平成23年開催の京都大会においては、約400万人の誘客がこなっておりますが、その前の徳島県や鳥取県で開催された大会

は、70万人程度の誘客と、実績が上がっていません。大きな開きがあります。ゆえに、誘致に関しては、相当の覚悟と周到な準備が必要で、準備は早く始められるにこしたことはない。間違いなく開催内定が出る平成27年を待たずとも、現在、市町村を含めて動いている記紀編さん1300年記念事業推進協議会との連携なり、具体的な方向性、テーマも含めて、また市町村がどのような役割を担っていくのか等々、また今回の一般質問等でも取り上げられています神楽の磨き上げ、また盆踊りとか地域に眠っている行事を磨き上げて、文化の一つの祭典としてつくり上げていく。そういうものをするのは、1年、2年、3年、4年ですぐできるものじゃない。早く始められて準備するという姿勢が大切だと思いますが、知事の御見解をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 重要な御指摘だと思います。恐らく内定をいただけるであろう平成27年というものを座して待つわけではなく、先ほど答弁申し上げましたような、今取り組んでおります記紀編さん1300年記念事業を推進することが、既にその助走になっているものというふうに考えております。これまで、昨年10月に開催されました記紀編さん事業に係る有識者意見交換会において、文化祭の概要を説明し、また、いろいろなアドバイスもいただいたということもございますし、ことしになって2月19日に開催しました記紀編さん1300年記念事業推進協議会の総会におきましても、文化庁への要望書提出や誘致に係る取り組みについて報告をし、それぞれでまたいろいろ考えていきたいと思います。文化の協会のほうからは、それに向けてしっかりいろいろ盛り上げていこう、それで本県ならではのテーマを考えていこうというよう

な動きが始まったところであります。そういう動きを、いろんな形で、機会で情報提供し、また意見交換し、いろんな具体的な事業、例えば、今度、県立芸術劇場の20周年に合わせて神楽のフェスティバルをやるというような話も答弁申し上げたところでございますが、いろんなところがそういう最終目標に向けて結びついていくような盛り上げに努めてまいりたいと考えております。

**○函師博規議員** 知事が早々に国民文化祭の誘致に手を挙げられたということは、私は評価しているんです。それほど知事に意気込みがあらわれるということでしょうし、また、それこそがリーダーシップだと思います。そこで、次の質問ですが、新たな提案をさせていただきます。2019年に日本での開催が決まっているラグビーワールドカップ、これを本県に誘致できないか、また、誘致するために名乗りを上げていただきたい。このラグビーワールドカップは、オリンピック、サッカーワールドカップに次ぐ世界三大スポーツ祭典の一つと呼ばれています。参加国は100カ国、本戦の参加チームは20チームに絞られます。そして、開催国での試合は計48試合が行われます。準決勝、決勝は、国立競技場で行われるものと思われませんが、その予選は、国内の10から12会場で開かれることが予定されています。その会場の一つを本県に誘致できないかというものです。誘客と経済効果も桁違いで、2007年のフランス大会では、チケット販売だけでも220万枚、テレビ放映国200カ国以上、テレビ視聴者数40億人以上というような規模での大会なんです。その10分の1が本県にスポットが当たるだけでも、破格の経済効果が生み出されるとともに、私は何より、大会関係者、選手団やマスコミ関係者に、本県の農畜産

物を食してもらい、宣伝へつなげてもらう絶好の機会だと考えます。県ラグビー協会も大きな期待を寄せていますし、商工団体初め市町村の幾つかでは、情報収集をしているところもあり、そこは県のイニシアチブを待っているんです。国民文化祭に手を挙げられた今勢いのある知事に、このラグビーワールドカップ誘致に関しての所見を伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 「スポーツランドみやぎ」を推進している本県、例えば今回のWBCの合宿でも、いろんな情報発信ができたのではないかと、宮崎牛を初めいろんなものを食べていただいて、アピールもできたのではないかなと思っておりますし、御指摘のありました2019年のラグビーワールドカップについても、大変関心を持っているところでございます。そのため、現在、大会の準備・運営機関であります組織委員会などから、県としても情報収集を行っているところでありまして、試合会場の選定につきましては、ことしの5月に詳細なガイドラインが発表されると、そして大会4年前の平成27年に試合会場が決定される段取りになっているというふうに伺っております。試合会場として立候補するためには、そのための適切な競技場が宮崎として用意できるかどうかという大きなハードルはあるわけですが、このガイドラインに示された条件をクリアできるかどうかというところ、その内容を踏まえて、開催地として立候補できるかどうかというのを検討してまいりたいと考えております。

**○函師博規議員** 非常に関心を持っていただいているということはありがたい限りですが、今回、今の答弁にありましたが、5月にガイドラインの発表があります。それを待って、具体的に進めていくということですが、実は私、前回

大会、ニュージーランド大会のガイドラインを手に入れました。この内容を精査しましたところ、今、知事が言われたように、やはり大きなハードルとなるのは、メインスタジアムをどう確保するかというところであります。ニュージーランド大会におきましては、地方都市でも予選が行われまして、そのときニュージーランドでは、地方都市の2万人収容できるスタジアムでも予選大会が行われています。ワールドカップ事務局にも確認したんですが、1万5,000人規模のスタジアムがあれば開催が可能となるとも返事をいただきました。県有施設でその規模の収容施設はと考えると、サンマリスタジアム、ここが3万人ですね。ただ、ワールドカップが開催される時期は、プロ野球の秋季キャンプの時期と大体重なってしまうので、あそこに全面芝を張ってラグビー競技場というわけにはいかないようです。そこで、やはり県の陸上競技場、あのメインスタジアムが最も現実的な候補地だと思います。陸上競技場の収容人員を調べましたら、2万人という発表になっているんですが、実際、国のラグビートップリーグが開催されていましたが、あのときの収容人員が1万人と少しぐらいしが入らなかったという実態もあるようです。ですから、簡単に申しますと、あそこに5,000席ほどの仮設スタンドをつくっていただければ、メインスタジアムの条件としてはクリアできる可能性があります。何とかこの整備に関して前向きに取り組んでいただきたいですし、また、そういうような動きを見せるだけで、もし仮に公式試合、予選の誘致がかなわないにしても、その前に行われますキャンプ地の選定に関して、そのテーブルにのることができるんですね。ですから、まず試合誘致、その後はキャンプ地誘



致というような流れを持って、ワールドカップ誘致のほうに取り組んでいただければと思いますが、再度、知事の見解をお願いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 今の戦略的な発想、大変重要な御指摘だというふうに思っております。キャンプ誘致ということからいいますと、2002年のサッカーワールドカップにおいて、ドイツとスウェーデンの代表チームが宮崎でキャンプをしていただいた。この情報、アピール効果、非常に大きいものがあるわけでありまして、ラグビーに関していいましても、日本代表やトップリーグのチームのキャンプを受けているという実績があるわけでありまして。こういったものを、アマチュアも含めた、さらにそのキャンプの誘致にも結びつけていく、非常に大きな材料にもなるというふうに考えております。いろいろ調べていただいたということですが、今後示される詳細なガイドラインの条件というものをよく確認した上で、今のような視野も含めながら、今後検討してまいりたいと考えております。

**○凶師博規議員** しつこくいきます。視野も含めながらということですが、例えば人口規模が同じくらいの県、大分県、こちらがサッカーワールドカップの開催のときに、4万人規模の収容スタジアムを整備して、見事予選の開催を獲得されています。カメルーン代表が旧中津江村に合宿に来られまして、あの盛り上がりを見せた。プロサッカーチームも持たれていますし、その後、それを活用した地域活性は、今もなお続いているというところもあります。ですから、知事もそのような夢を描いていただきたいところです。とにかく関係団体や市町村と連携して、試合及びキャンプ誘致に向けた組織を立ち上げて、協議を始めていただきたい。試合会

場の入札締め切りは、来年の3月、つまり1年後です。そのときまでに体制が整って入札に手を挙げていただくというのが理想的ですが、ぜひ関係団体とか市町村を含めたところでの協議を始めていただく、組織をつくっていただくということに関しまして、知事、いかがでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 試合会場あるいはキャンプ地として手を挙げるということになりますと、受け入れる地元の市町村の意向も大変重要であるというふうに考えております。ガイドラインの内容というものを市町村に対して説明会を開催するなど、情報を共有する体制を整えて、その後の段取りというのをしっかり検討してまいりたいと考えております。

**○凶師博規議員** ぜひ追跡させていただきま。国民文化祭も内容がまだ全然これから、ただ知事の意気込みで誘致したいんだと、あとラグビーワールドカップに関しても同様に、私は県民と夢が共有できる一つの事業であり、またそこに取り組む過程というのが非常に大切だと思いますので、今後の知事の英断に期待いたします。

次に、保育人材についてお伺いいたします。

保育ニーズの多様化により保育士が不足している現状は、先日、井上議員も取り上げられ、その対応を迫られました。この保育人材不足は、看護師や介護職員の人材不足と似ているところがあり、資格を持たれていても就労していない、または他職種につかれています、いわゆる潜在的保育士がかなりいらっしゃいます。県内だけでも1万人を超える保育士の登録があるにもかかわらず、現任者は3,000人程度にとどまっています。この潜在的保育士と保育現場をどうマッチングさせていくかが課題でありますの

で、その対策につきまして、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 保育所において、保育士の確保に苦慮されているという声につきましては、私どもも保育団体との意見交換の場などで伺っておりまして、今回、平成25年度の新規事業として、「保育士確保緊急対策事業」をお願いしているところでございます。事業の具体的な内容は、保育士の資格を有しながら就労していない、いわゆる潜在保育士の就労意欲や雇用条件などの調査を初め、就労意欲のある方を対象にした研修などを実施することといたしております。また、県内に4カ所あります保育士養成施設や保育団体などとの意見交換を行いまして、養成施設や学生の意向把握、問題解決に努めるなど、将来の保育士確保につなげてまいりたいと考えているところでございます。

**○図師博規議員** 今答弁にありましたが、県内には4つの保育士養成施設があります。では、ここの定員の充足率、定員の充足状況と、県内にそのうちどれぐらい就職されているのか、そして県内就職された保育士の平均勤続年数はどれぐらいになっているのか、福祉保健部長、再度お願いします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 平成24年4月でございますが、保育士養成施設4校の入学者につきましては、入学定員の合計350人に対して287名が入学しており、定員充足率は82%となっております。次に、平成24年3月の卒業者の保育所への就職状況であります。県内ということでございましたけれども、県内・県外のいずれかについては公表されておりませんので、合わせた数字で申し上げますと、卒業者がまだ出ていない1校を除く3校の卒業者の合計

は242人で、このうち131人（54%）が保育所へ就職しております。また、県内の保育士の平均勤続年数であります。平成23年の賃金構造基本統計調査によりますと、9.3年となっておりますところでございます。

**○図師博規議員** 資格を取られても、やはり半数の方が他職種についている現状が今示されましたし、9年で退職ということは、卒業されてから、大体結婚、出産を機に退職されている方が多い、そして潜在的になっていくという現状の答弁でありました。

今回、質問をつくるに当たり、幾つかの保育園から情報収集を行いました。その中で、県内に保育士養成のための通信教育制度の創設を望む声や、何より保育士の処遇改善を求める声が多く聞かれました。保育士の処遇改善、つまり所得増加につながるような政策が喫緊の課題であるということでもあります。県単独でということも難しいのでありましようが、福祉保健部長、この対策についてお考えをお示してください。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 国のほうで保育士の人材確保対策を推進いたしますために、今回の補正予算で、「安心こども基金」による保育士の処遇改善事業を盛り込んだところでございます。具体的な事業内容は、保育士の給与改善のため、私立保育所等に対しまして、従来の保育所運営費とは別に補助金を交付するものとなっております。これはあくまで国における予算上のモデル計算でございますが、給与の改善月額、保育士が約8,000円、主任保育士が約1万円となっております。県といたしましては、今後、市町村と連携しながら、的確な対応を行うことによりまして、保育士の働きやすい環境づくりに努めていく必要があるというふう

に考えております。

**○図師博規議員** 国におけるモデル的な試算ではありますが、来年度から1万円程度の所得増が実現するという事で、少し光が差した感がありますが、これも介護職員の処遇改善策のときのように、事務作業が余りにも煩雑で、時間と経費がそこに割かれてしまって、手当分が削減される、小さくなるというようなことがないような、県ができる配慮をぜひしていただきたいと思います。

それでは次に、一般貸切旅客自動車運送事業についてお伺いいたします。

高速バスツアーの重大事故が相次ぐ中、昨年、国土交通省は、貸し切りバスを運行する298社に緊急監査を行いました。そこで8割を超える250社に法令違反があったということを指摘し、またそれを公表いたしました。安全に関する違反が業界に蔓延している現状を国は重く受けとめ、規制を強化し、乗客及び運転手の安全確保のため、新たな運行規則を示しています。また、低価格競争が激化したことで、運転手が長距離、長時間の運行を強いられ、また車両整備の不良を招くなどの負の連鎖を断ち切るための規制でもあり、県が使用する貸し切りバスも、この対象に合わせて、安全確認をする必要があると思います。例えば、小中学校の修学旅行や高校総体などにおける生徒移動に係るバス利用がそれに当たります。現在、それら利用されている貸し切りバスの業者は、どのような基準で選定が行われ、またどのような料金設定等が提案されているのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 修学旅行とか遠足等の学校行事で使用するバス業者、旅行業者の選定に当たりましては、子供たちの安全、保護者

の負担、そういうことを考えながら、入札とか企画コンペによって実施している、選定しているという状況です。特に、修学旅行においては、安全面というのが非常に気になりますことから、そういうことを考えながら、企画コンペで多くの学校が業者を選定しているという状況にあります。県教育委員会といたしましても、年度当初に通知を出しまして、校外での行事のときには、例えば行き先のところと十分連携をとりなさいとか、あるいは下見をするなどして十分な安全を確保するようという指導をしているところであります。それから、バスの安全ということにつきましては、先ほどお話がありました。昨年4月、高速ツアーバスの事故があって、8月に九州運輸局宮崎支局長が県教育委員会においでになったんです。そして、そのときの趣旨は、優良運輸事業者の認定・認証制度について周知をしてくれということだったんですけれども、そのときに、私のほうからぜひお願いしたいということで、どのバス業者も十分な安全が確保されるように指導してほしいというお願いをしたところでございます。

**○図師博規議員** 早速、教育長のほうで、高速バスの事故を受けて、九州運輸局宮崎支局のほうと連携をとられているというのは、さすがの対応だとは思いますが。そこで、私は料金に関してちょっと調べてみました。すると、教育長が言われましたけれども、入札は行われているのですが、例えば、昨年高校総体で県南の高校が大型バスを借り上げ、往復約130キロを運行したときの料金は、1台につき9万4,500円支払われていました。一方、同じ高校総体に参加した県西地区の高校では、往復約140キロの運行をした大型バス1台につき4万2,000円の支払いとなっていました。この数字は、九州運輸局が出

されている一般貸切旅客自動車運送事業運賃・料金基準と比較しても大きく割り込む数字で、このままでは、公的機関の利用するバスが低価格競争を助長することにもなりかねません。教育長の答弁にもありましたが、今後は、安いだけではなくて、学校側の役割、業者への配慮、そして保護者負担の最もいいバランスを考えて、バスの選定等を行っていくときだと思いません。

以上申し述べまして、私の質問を終わります。(拍手)

○中野一則副議長 以上で午前中の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時51分休憩

---

午後1時0分開議

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、お疲れさまでございます。あと2人になりました。最後は大物が待っておりますけれども、ちょっと眠い時間ですが、おつき合いをよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

間もなく2年——おととしの3月11日、地震、津波、そして原発の爆発、東日本大震災が発生しまして2年になります。私どもはこれらの日本の大事件に対してしっかりと向き合っただけでなく、教訓を学んでいかななくてはならない、そして私どもは被災者の皆さん方に寄り添っていきなというふうを思っています。そういう観点も含めまして、知事の政治姿勢を以下お尋ねしてまいります。

「許可車両のみの高速道路からわれが捨てて

ゆく東北を見つ」「晩春の自主避難、疎開、移動、移住、言ひ換へながら真旅になりぬ」、この歌は、仙台市から2歳の子供さんと自主避難され、ことしの若山牧水賞を受賞された大口玲子さんの歌集「トリサンナイト」に収録され、授賞式で本人が選んだ自選歌として披露されたものでございます。授賞式の挨拶で大口さんは、「心の整理はついておらず、震災に対して言葉を持っていないので、受賞を機にそれを取り戻したい」と話しておられました。先輩歌人仲間からは、東北を見捨てるのかと非難され、河北新報にお勤めの御主人と別居を強いられるなど、心の葛藤は大きなものがあると思われませんが、知事はこの授賞式でどのような思いを持たれたのか、お尋ねをいたします。

以下は質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

今御質問にありましたように、第17回若山牧水賞の受賞者は、歌集「トリサンナイト」の著者である大口玲子さん、本県在住者として初の受賞となったわけでありまして。この歌集は、御長男の出生や東日本大震災、その後の本県への移住等の内容が盛り込まれており、妊娠や出生、子育てに対する希望や不安、また震災後の移住に対する葛藤などが詠まれておまして、大口さんの心の動きや親子の愛情というものがよく伝わってくるというふうを思っております。

私も印象に残っておりますのは、今、議員が御紹介をされました「晩春の自主避難、疎開、移動、移住、言ひ換へながら真旅になりぬ」というものであります。震災後、自主避難、各地を転々とされながら、それがつまり長い旅と

なってしまったと。その旅での苦労などが感じられ、多くの同じ経験をされた方の気持ちというものが共感できる歌なのではないかなというふうに思っております。また、同じようなテーマではありますが、少しほっとするものとしましては、「いたましきもののごとくに夫は言へどかはゆし息子の宮崎なまり」というものもございました。

授賞式での大口さんの言葉、「今回の受賞により、大震災について自分の中で整理がついたわけではない。東北に対してきちんとした言葉を持っていない。受賞を機に言葉を取り戻していきたい」、大変心打たれるコメントでありました。常に被災地や被災者に対して思いを寄せ、さまざまな思いを抱き悩んでいる、その真摯な姿勢というものを強く感じたところでございます。

今回の大口さんの受賞というのは、今、大震災後の置かれている状況というものをよくあらわすものであるとともに、大口さんのような方が宮崎に避難してこられたことを大変誇りに思います。それとともに、今後とも、さまざまな形で支援を続けていかななくてはならない、そのような思いを強くしたところでございます。以上であります。〔降壇〕

**○鳥飼謙二議員** ありがとうございます。私も、授賞式に続きます祝賀会で、本人さんとお話しせず、御主人と子供さんが後ろのほうで会食しておられまして、お話をお聞きしましたけれども、なかなか何と言っているのかというような非常に複雑な思いを抱きました。

今度の議会での質問、答弁で気になる場所がありましたので、この際、申し上げておきたいというふうに思います。私どもの会派は答弁書を受け取っていません。というのは、この質

問が終わる以前はということですがけれども。それはなぜかといいますと、これは10年前からこのようにやっているんですけれども、議会が言論の府であり、闊達な議論を行うべきだというふうに思っているからで、菅政権時代に総務大臣をした片山さん、元鳥取県知事は、こういうものは学芸会と一緒にじゃないかとの厳しい批判も浴びせられておられまして、私どもそういう努力をしております。ですから、答弁も簡潔にさせていただかないと——今のはよかったんですけれども、簡潔にいただくということは、私どもも理解をする、お聞きをしましてまた再質問、こういうことをしますよというのはもちろん言っていますけれども、そういうふうに行きますので、この際、申し上げたところでございます。

先日、園子温監督作品の大地震と原発事故を描いた「希望の国」という映画を鑑賞いたしました。夏八木勲と痴呆の入った妻役の大谷直子さんが演じる酪農家夫婦が避難を迫られ、最後は、飼っていた牛を全頭射殺し、猟銃で自殺するのであります。その一方、主人公により無理やり避難させられた、両親から離れたくないと懇願する息子と妊娠したその妻は、その後、出産しまして、九州と思われる地域に避難するのですが、海岸でくつろぐ妻と幼子を見守るその息子の放射線感知器が突然鳴り出すというラストシーンで終わったんですけれども、原発に依存する社会の未来を指し示したような気がいたしました。

ところで、県内にも多くの避難者の方が生活をしておられます。知事は西村議員に、「200数十名の方が避難をしておられ、家賃の減免、県立学校の受験料の減免など支援している」と答弁されましたけれども、支援の状況をもう

ちょっと詳しくお答えいただきたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 東日本大震災に伴う被災者や避難者の方々に対する支援は、法律や国の制度に基づくものを含めて対応しておるところでございます。本県では、県営住宅等への無償での受け入れや、中山間地域における就労機会の提供、県立学校における入学試験手数料の免除などの取り組みを行っているところであります。また、被災県からのお知らせや、県内の団体が実施する避難者向けのイベント等の情報、これらを県の担当のほうからそれぞれの方に直接届けることによりまして、本拠地とのつながりを持ちながら、本県での生活が少しでも温かいものとなるよう支援をしているところであります。

**○鳥飼謙二議員** 若干名といいますから、20～30名程度の罹災証明を持った方への支援ということにはなるんですね。文書についてはいろいろあると思いますけれども、問題は、罹災証明のない自主避難の方たちが多くということです。やはり、これに対する手を差し伸べていく必要があるのではないかというふうに思うわけでございます。後でまたそれは申し上げたいと思います。

次に、原発事故子ども・被災者支援法、これも西村議員が取り上げていただいて——今議会で私どもと共産党の前屋敷さんがずっと原発の問題を取り上げて、そして自民党の横田さんが後ろにおられますけれども、やはり取り上げられて、少ないなというふうに寂しく思っていたんですけれども、西村議員が取り上げていただいたのでよかったなと思っております。そこで、6月、それは成立したわけでございますけれども、具体的には何も決まっていないという

のが現状でございます。法案の状況、進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** この法律は、福島第一原子力発電所の事故により被災した子供や住民などの生活を支援することなどを目的として成立したものであります。国は、被災者の生活支援等の施策推進に関する基本方針を定めなければならないこととされておりまして、関係地域の住民の意見などを反映しながらその方針の策定という、手順は決まっておるわけでございますが、現状としましては、この基本方針に定めるべき支援対象地域をどのように設定するかという検討課題があることから、いまだその方針の策定には至っていないという状況でございます。

**○鳥飼謙二議員** 日本版チェルノブイリ法ということで、チェルノブイリでは5年たってできたということのようですけれども、せっかく早く法律ができたわけですから、早く施行していただきたいということで、何らかのアクションを県にもお願い申し上げたいというふうに思います。

そこで、先ほどちょっと申し上げました罹災証明のない人たちを含めて宮崎県内に500人程度——私の推定ですけれども——避難をしておられるのかなと。県が把握しているのが200数十名、県に届けられていない方たちが200数十名おられるのではないかなと思うんですが、それらの人に対する支援というのは、愛知県は被災者支援センターというのを設置しまして、NPO法人に委託をして、支援サービスとか被災者同士の交流、支援イベントなどを実施しているわけですが、罹災証明のない自主避難の方に対する支援を、これらのように本県でも行うことはできないのかということでお尋ねしたい

と思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘の愛知につきましては、避難者数が県内で1,200名程度というような状況の中で、総合的な支援窓口として、これは県が設置して、今、NPOに運営を委託というような状況かというふうに思います。本県の県内におきましても、今御指摘ありましたように、全国避難者情報システムに基づいた登録者数としては2月7日現在262名であります、それ以外にも多くの方が来ておられると。そういった方をどういうふうに把握し、また情報をお届けするのか、なかなかその仕組みなり枠組みがない状況でございます。県のみならず、市町村、それからいろんな民間団体、NPOの結びつき、いろんな形でのネットワークがつくられているということでございますが、今後とも、問題意識を持ちながら、そういう連携のもとにどのような支援ができるのかというのは、引き続きいろいろ検討してまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 冒頭申し上げた大口玲子さんたちも、やはり同じ状況なんですね。集まる拠点がなく、そういうものを含めて、自主避難サークルの人たちをお願いをしているという状況から一日も早く脱することが必要なんじゃないか。これは、子ども・被災者支援法の基本方針の未施行と相まって、なお重要ではないかと思っております。ぜひ知事、これは何か実らせていただきたいなと思っておりますので、御検討をよろしく願い申し上げたいというふうに思います。

次に、昨年6月、九州電力の株主総会で、廃炉を求める検討委員会設置など、脱原発の議案7号、8号が株主提案されましたが、380万株を保有する大株主の県としてはどのような対応を

とられたのか、お尋ねをいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 昨年の株主提案であります、九州電力が保有する原子力発電所の再稼働を行わないことなどを内容とする、定款の一部変更を求めるものであります。これに対し、九州電力としましては、福島第一原発の事故を踏まえ、緊急安全対策を講じ、国からも妥当との判断を得ている、またさらには今後、国の指示に基づき適切に対応していくことなどを理由として、提案のあったような定款の一部変更は必要ないという意見でありました。

これを受けての県の対応でございます。原発のことを含めて、エネルギー政策というのは、国民の生活や産業の維持発展など、国の将来に関する重要な課題でありますので、安全確保をもちろん大前提としつつ、安定的供給や温暖化への影響など、さまざまな要素を勘案した上で、国の責任において決定されるべきものというふうに考えておるところでございます。そういう状況を踏まえて、県としましては、定款の一部変更というこの提案については必要ないものと判断をし、株主提案には反対をしたところでございます。

**○鳥飼謙二議員** 国の責任において判断すべきものとして反対をしたということですが、国が責任とれていないんです、現状では。あの福島原発事故——安全だと国も言う。電力会社も言う。経済学者も言う。いろんな評論家たちも言う。一部の危険だよという声には耳を傾けられない。そして、考えようとしな。放射能廃棄物があれだけたまっている。プルトニウムが30トン、こういう状況に真剣に取り組もうとしない国会議員にも問題があるし、政府にも問題がある。それをお任せしていただけないと思うんです。もし仮に宮崎県がこのことに

真剣に向き合うとするならば、せめて棄権という対応がとれるのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 棄権というのは、投票行動における棄権ということかと思います。関係市町村は、県内ではそれぞれの判断で棄権なり白票というものがあつたようではありますが、本県としましては、先ほどのような考え方を意思表示すべく、株主提案には反対をしたところでございます。

○鳥飼謙二議員 余り答弁にはなっていないんですけども、ことしもそういう同種の提案がなされるというふう聞いておりますので、真剣に受けとめて、対応を決めていただきたいというふうに思います。

私は、知事は福島原発事故から何を学んだのかというふうに思っているんですが、ちょっとそれを申し上げますね。一昨年も同じような御答弁で、国の責任だとして、23年6月の対応について、国の責任において決定されるべきものだということで、県は反対したと答弁をされたわけです。しかし、原子力政策は国の責任だとしても、知事はみずからの考えを持ってしかるべきであり、少なくとも棄権という対応もあつたのではないかなというふうに思ったんです。知事は福島原発事故から何を学ばれましたか。何を教訓とされますか。

○知事（河野俊嗣君） 議員からも御指摘がありましたように、日本の原発は絶対に安全であるというような安全神話というものがあつたわけですが、これは崩壊をしたものというふうに考えておるところでございます。事故から2年を経過しようとする現在も、この事故を起因として避難生活を余儀なくされている多くの方がいらっしゃる、そういう現実、さらに

はさまざまな分野での風評被害もございます。あるいは、見通しの立たない将来に対するさまざまな不安、失望、苦悩というものもございまずので、今、被災地の現場で起こっていることというものに、大変心を痛めておるところでございます。原子力発電は、一たびこういう大規模な事故が起こると、取り返しのつかない大変なさまざまな被害が生じるということがはっきりわかつたわけでございますので、将来的には原発に可能な限り頼らない社会を目指していく、英知を結集して最大限の努力をしていくことが、我々に課せられた責務ではないか、そのように受けとめているところであります。

○鳥飼謙二議員 そのような行動をぜひお願い申し上げたいというふうに思います。核燃料サイクルも破綻をしているわけですし、核と人類は共存できないというのが明白になっているわけですから、ぜひそういう対応をお願いしていきたいと思います。

次に、市町村との連携についてお尋ねをいたします。昨年6月の議会、古い話ですが、震災瓦れきの対応について、結果として受け入れなかつたことにつきまして、知事のリーダーシップを問う声が議会から上がりまして、知事の主体性が感じられない、処理が終わるころ受け入れても遅いというような指摘があつて、紛糾したわけですが、昨年6月15日のある全国紙の宮崎版で、私も同じ立場で批判したと報道されたわけです。私の抗議に対して、口頭で陳謝はあつたものの、記事の訂正等を行われませんでした。私自身は、一般廃棄物処分場を県が保有していない現状では、処分場を保有する市町村との連携を重視して判断すべきと指摘しており、知事の対応は妥当だつたというふうに思っております。改めて、市町村との連携のあ



り方といたしますか、連携について、知事の基本的考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県と市町村との関係ということでございますが、県政運営の基本的な姿勢としまして、市町村重視というものを掲げております。住民に身近な市町村というものが大変重要な役割を果たす——私は県庁でも、また市役所でも働いた経験に基づいてそのように考えておるところでございます、これまでも県・市町村の連携推進会議、いわゆる協議の場ですとか、円卓トーク、さまざまな形での意見交換に努めてきたところでございます。対等・協力の関係というのをこれからも大切にしながら、市町村との連携・協力体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 次に、T P Pに移りたいと思います。あす、知事が農業団体の皆さん方と上京するというので、きのう答弁がございまして、いつやるのかなと私、いらいらして、きょうこれでお聞きをしようと思っていたら、星原議員の質問に対する答弁で——まことに適切で、ぜひ議長にも行ってもらいたいなと思っていたら、議長から電話がありまして、こういう要請があったから私も行きたいけどということでした。ぜひ行ってくださいということでお話をしたわけですが、今考えておられる参加者、それから要請先についてお聞かせいただきたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 要請先も含めて詳細なところまでは今、最終調整で、最終的なところまでは聞いておりませんが、県関係の国会議員、また国の関係部署に対して、必要な本県としての要望をしてまいりたいというふうに考えております。そのときに一緒に同行する者としては、実はあすは、もともとJ Aの四連の

会長さん方、また13の組合長が一緒になって要望活動に行かれるということでしたので、その機を捉えて一緒にさせていただこうということでございますので、農業関係団体の皆様と一緒にということになります。

○鳥飼謙二議員 可能だとするならば、医師会とか商工関係団体も一緒に行っていただきたいというふうに思うんです。なぜかという、2月25日の、共同通信の調査だと思えますけれども、宮日に載りましたが、「交渉参加賛成」というのが63%なんですね。「反対」が24%になっています。本県のはないかなと思えば、去年の衆議院選挙の世論調査がありまして、その中では、「交渉参加反対」が48.2%なんですけれども、「賛成」も25.9%、「どちらでもよい」が約20%あるわけです。「知らない」というのが約20%ありまして、40~60%ぐらいが不明確といいますか、これだけ我々も訴え、県も訴え、自民党の皆さん方も農業団体も訴えているのにこういう状況があると。ですから、T P Pの何たるかを知ってもらわなくちゃいけないと思っているんです。これは質問ということになりますけれども、ぜひ今からでもそういう取り組みをやっていただけないかというふうに思いますので、御検討をお願いしたい。何か答弁があればお願いします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、どうしても農業分野に今、注目が集まっているところでございますが、それにとどまらず、金融サービス、医療保険、政府調達、さまざまな分野への影響、また国民生活への影響というのが懸念されるところでございます。昨日、県庁内部でT P P交渉対策本部を設置しまして、今後の対応を協議することにしておるところでございますが、その場で私も、農業関係団体のみなら

ず、医師会も含め、商工団体も含めて、さまざまな団体と意見交換をし、情報入手をしながら、今後の対策を考えていきたいというような指示をしたところでございます。今後とも、御指摘も踏まえて、各方面への影響というものをしっかりと見きわめてまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 次に移ります。副知事2人制に関連しましてお尋ねします。知事の任期は、どの程度、期数といたしますか、妥当と考えるおられるか、お尋ねします。

**○知事(河野俊嗣君)** 知事が仕事をするに当たっては、任期というよりも、与えられた4年間の一日一日全身全霊で取り組む、それが基本であろうかというふうに考えておるところでございます。

**○鳥飼謙二議員** 松形知事の答弁と一緒に、6期ぐらいはいきますね。

副知事を2人制とすることで、国や市町村、関係団体との関係が強力となって、県政運営に期待ができるというふうに答弁をしておられますけれども、なぜ2人制が必要なのか、再度お尋ねします。

**○知事(河野俊嗣君)** 本県が今置かれている状況というものが、口蹄疫などのいろんな災害からの再生・復興も新たな段階に入り、より攻めの姿勢で将来に向け、新たな成長に向けたさまざまな取り組み、プロジェクトというものを進めてまいりたい。その上で、県庁組織を統括しながら、私の知事という立場を補佐する副知事の役割というものが非常に重要になる。さらには、これまで以上にさまざまな、県議会、それから市町村、関係団体との連携というものを密に、まさに県を挙げての取り組みというものが必要だというふうに考えておりまして、その

連携のパイプ役となる副知事は大変重要ではないかという認識のもとに、2人体制というものを判断したところでございます。

**○鳥飼謙二議員** 2人のうち1人は国からというようなことですがけれども、佐賀県とか福岡県など21都道府県が地元選出といたしますか、地元から登用している。また、1人制のところでも、我が県も含めまして、13県が国から登用している。なぜ国をとという思いがあるわけですね。確かにこれまでの経緯を見ますと、田井さんとか、芦尾さんとか、長くありますけれども、それ以前は、小谷さんにしろ、小森さんにしろ、黒木知事時代ですね——県職員からとか、内部登用であったわけですから、なぜ国からなのか、なぜ2人なのかというのが——今、答えられましたけれども、なぜ国からそれが必要なのか、そこをもう一回お尋ねします。

**○知事(河野俊嗣君)** 本県の直面しているさまざまな課題、全国に比べてもおくれておりますインフラ整備も含めて、そういった課題に直面していく上では、国とのパイプ、連携というのは大変重要であるというふうに考えております。これまでの知識、経験、専門知識を生かしていただきながら、そういうものに当たっていただくということで、これまでも、そして今現在も農水省から牧元副知事を迎えているところでございます。ただ一方では、もちろん、県内の事情をより熟知して、また県庁組織を統括しつつ、さまざまな方たちとの連携に努めていくという意味では、地元副知事ということで体制を強化したい。そのバランスもとりながら、両方の長所といたしますか、そういったものを現時点においては期待しておるところでございます。

**○鳥飼謙二議員** 私が昨年でしたか、お尋ねし

たのは、牧元副知事が当然4年間在籍をされるというようなことで、だとするならば2人副知事をというようなことで申し上げました。中野議員が代表質問で言われたように、私は、預けの問題以降、県の職員は萎縮してきているというような感じをどうしても受けるんです。私は主に出先機関を、中野議員は主に本庁をということで県で働かせていただいた経験があるんですけれども、そういうふうなことを全体として感じていますので、それを打破するようなもの、打破するような人材を登用していくということを、ぜひ知事にはお考えいただきたいとします。

最後になりますが、新聞報道でありましたが、副知事が農水省に帰って、国交省からのキャリアを選定しているとか、そういうような報道があったわけなんですけれども、これは事実なんですか。

**○知事(河野俊嗣君)** そのような報道があったことは承知しておりますし、事実でございますが、副知事をどうするかというのは、置かれた課題なり、さまざまな要素を考慮して考えてまいりたいというふうに考えております。

**○鳥飼謙二議員** 事実というのは、副知事が農水省に帰るといのが事実ですか。

**○知事(河野俊嗣君)** そのような報道があったのは事実だというふうに認識をしているところでございます。

**○鳥飼謙二議員** やはりその前提で、国交省からキャリアをとというような——4年間、副知事は宮崎にいたくちやいけないと私は思っているんです。というのは、一生懸命やっていたから、腰かけじゃ困るといことなんです。ポストじゃ困るといことなんです。これ以上言いませんけれども、やはりしっかり受けとめて

いただきたいというふうに思います。

次に、地方交付税についてお尋ねをいたします。国は、国家公務員の平均7.8%の給与削減に準じて、地方公務員給与費の削減を地方財政計画に組み込み、強制的に給与削減を図ろうとしています。地方交付税の用途は問わないとする地方交付税法に違反をすると思いますので、知事の認識をお尋ねします。

**○知事(河野俊嗣君)** 25年度の地方交付税につきましては、7月から、国家公務員と同様の給与削減を実施することなどを前提に減少しており、その削減の見合いとしまして、緊急防災・減災事業費や地域の元気づくり事業費などが措置され、積み増しをされている部分はあるわけでございますが、十分な協議を経ないまま、一方的に地方固有の財源である地方交付税が削減されたことは、極めて残念であると考えております。また、給与削減に伴う県内への影響であります。県や市町村、また県の規定に準じる企業などにおきましては、今回の給与削減に対する考え方や、削減するとした場合の手法について、それぞれ事情が異なりますから、現時点で一律に具体的にどの程度の削減なりがされるのかを見込むのは非常に難しいというふうに考えております。

いずれにしましても、地域経済への影響について、議員御指摘のとおり、私も大変懸念をしておるところでございます。検討に当たりましては、今後見込まれる緊急経済対策の効果や、本県の財政状況、職員の士気の確保といった点も考慮しながら、慎重に検討していく必要があると考えております。

**○鳥飼謙二議員** 額の推定は難しいということですが、都道府県決算状況等から推定をしていけばできるのではないかなというふうに思っ

います。私の試算では、県の関係では55億程度、市町村関係では26億程度というふうになるのではないかと。全体で81億ですかね。県の給与とか市町村の給与を参考にしている事業所はたくさんありますので、県内経済に与える影響というのは非常に大きいと思います。今、わからないということですが、全然調べていないんですね。答弁を準備しているんですかね。では、影響等についてお尋ねします。

**○知事（河野俊嗣君）** あえて、県の職員につきまして、国と同様の給与の削減率、平均7.8%を用いまして、単純に予算ベースで試算をしますと、削減額は約60億円となります。

**○鳥飼謙二議員** 県内経済は——わかりました。非常に影響は大きいというふうに思うんです。産業連関表による推計とか、判断する場合の手法としてそういうものを参考にすると。そしてまた、もう一つは国地方係争処理委員会の議題にするとか、こういうことを今後取り組んでいていただきたいということを要望しておきたいと思います。

続いて、予算編成の透明化についてお尋ねをいたします。

このことについては5年ぐらい前から私、取り上げてまいりました。なぜこういうことを言うのかと申し上げますと、やはり県政に対する県民の関心をもっと持ってもらいたいという思いと、私ども県議会議員も、どうやって意思決定されるのかということを知る必要があるというようなことでお尋ねしてまいりました。この基本的考えと新年度の新しい取り組みについてお尋ねしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 予算編成過程の透明化ではありますが、広く県民の皆さんに県の予算や財政状況について関心を持っていただきたいと

いう思いがあります。予算編成に先立ち実施しております事務事業の見直しを初め、予算の要求額、査定額、それぞれの時点における予算編成作業の状況を県のホームページなどで公開しているものでありまして、積極的に情報を開示して、これからもいろいろな努力をしてまいりたいと考えております。

平成25年度の当初予算編成におきます新たな取り組みとしましては、主な事業を対象としまして、課長審査、それから部長審査——財政課長審査、総務部長審査があるわけですが、それからさらに知事審査に至るまでの各段階の査定状況を公表したところであります。例えばこの中で、当初、みやざき成長産業育成加速化基金は要求額が4億円であったわけですが、知事査定の段階で、私の判断で30億円に引き上げた、そのようなところもこういう形で情報公開をしているところであります。

**○鳥飼謙二議員** 非常にわかりやすいですね。私もそれを見ましたけれども、ぜひお願いしたいと思います。後、時間がありませんので急いでまいります。

主管部の意思決定過程もやはり透明化していただきたいというふうに思います。動物愛護センターを例にしてお聞きしたいと思いますが、その前に、宮崎県の保健所——中央動物保護管理所で起きた親子の犬と職員の奇跡の実話を映画化した「ひまわりと子犬の7日間」というのが、今度の土曜日から全国に先駆けて上映されるわけですが、これを知事は見られているんですね。感想をお願いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 昨年8月に、この映画を支援する会の設立総会がございまして、そのときに、完成前の段階の状況のものではございましたが、拝見をいたしました。県内の保健所

で実際に起きた実話をベースにしているということで、動物の命、それに向き合う人々の信じ合うことで生まれるきずなのドラマに、心温まる思いがしたところでもあります。そのモデルとなった職員のそこでの話も聞き、非常にまた心打たれるものがございました。このような映画が宮崎から生まれたということ、口蹄疫で大変な思いをし、命というものに向かい合った宮崎で生まれたことに意義があるのではないかと、このように考えておるところでございます。今週末から、全国に先駆けて県内の映画館で先行上映されるということですので、多くの県民の皆様にも見ていただき、また全国の皆様にも見ていただき、県民一人一人が、改めて命の大切さ、動物と向き合うことの大切さを認識していただきたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 知事は動物保護管理所に行かれたことはありますか。

○知事(河野俊嗣君) ないです。

○鳥飼謙二議員 ぜひ、行っていただきたいと思えます。これを見ないとそれがよくわからないという点がありますので、次回その感想をお聞きしますので、ぜひお願いをしたいと思います。

そこで、動物愛護センターの必要性については、私もこの議会でこれまでたびたび取り上げてまいりましたが、主管課、主管部でどのような検討がされてきたのか、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長(土持正弘君) 犬・猫の適正譲渡を初め、しつけ、負傷動物の治療など、各種動物愛護事業における総合的な取り組みが行えます動物愛護センターは、動物愛護行政をより一層推進するために有効な施設であるというふうに認識しております。また、中核市であり

ます宮崎市におきましても、動物愛護センターの設置についての検討が始められたところでもあります。このため、本県といたしましても、宮崎市の計画を考慮しながら、先進自治体の実態調査等を進め、そのあり方などを検討してきたところがございますが、県と市の役割分担など、解決すべきさまざまな課題もありますので、引き続き、宮崎市と連携を図りながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○鳥飼謙二議員 次に参ります。行財政改革と県政推進体制についてであります。

行財政改革、これは「2007」から具体的なものが始まっておりますけれども、行き過ぎた改革で県政の推進体制にほころびが見られていると私は思っています。行財政改革の進捗状況と評価についてお尋ねをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 本県の行財政改革は、簡素で効率的な行政組織の整備、適正な定員管理、財政健全化に向けた取り組みというものを積極的に推進してきたところでもあります。この結果、職員数につきましては、平成24年4月現在、平成17年対比で1,300人余の減となっております。また、財政面では、投資的経費の縮減・重点化や事務事業の徹底した見直しなどを進めまして、予算編成における収支不足の圧縮や県債残高の縮減を図るなど、着実な成果を上げているものというふうに考えております。引き続き、こうした行財政改革の徹底を図りながら、持続可能な財政運営、また県民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 人員削減についても、より以上に、マイナスの削減までいっているという現状を改めていただきたいと思っているんです。具体的に、児童相談所を例にしましてお聞きし

たいと思います。養育の放棄とか体罰など、虐待が急増しておりまして、児童相談所の機能の強化というのが大きな課題になっています。そこで、児童相談所における正職員と非常勤職員の比率、対比といたしますか、これについてお尋ねしたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 児童相談所における職員の配置状況でございます。児童相談所を兼ねております子どもセンターの単位でよろしいでしょうか。正職員が3センター93名、非常勤職員が89名となっております。

○鳥飼謙二議員 今お答えいただきました。そうしますと、非常勤職員は48.9%、5割に近いんですけども、これが正常な姿かどうかという気はするんですが、そこら辺は——今、人員の削減をきゅっとしてきています。しかし、児相の機能強化が求められています状況の中で、果たしてこういう数字についてどうなのかということについてお尋ねしたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 児童相談所の職員体制につきましては、知的障がいや、増加する児童虐待などの相談に的確に対応するため、適切な職員配置とその専門性の確保が重要であると認識をいたしております。このため、これまで児童福祉司を順次増員いたしますとともに、職員に対する専門研修の実施などに取り組んでまいりました。また、児童相談所は、相談、心理判定、一時保護など、多様な機能を担い、多くの職種の職員の配置を要しますことから、資格や経験を有する非常勤職員を多く活用しているところでございますけれども、正職員と同様に、研修受講等による専門性の確保、向上に努めているところでございます。

なお、平成25年度は、県内児童相談所を援助する役割を担います中央児童相談所の体制強化

を図ることとしておりまして、引き続き、児童福祉の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 児童相談所は、児童福祉司の機能充実といたしますか、数をふやしていくのが大事だと思うんですけども、現在、18名ですね。中央が8名、うち教育委員会から派遣が3名、延岡が5名、うち教育委員会から2名、都城が5名、うち教育委員会から派遣が2名というふうになっているんですけども、派遣職員がずっと長く続いているんですが、このことについてどう思われているのか、お尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 教職員の皆さんが生徒指導や特別支援教育などに携わり得られました知識やノウハウというものは、児童福祉の現場においても大変有用であるというふうに考えております。また、児童相談所における不登校、非行等の相談対応に当たりましては、教育サイドとの密接な連携が必要でございまして、出向配置された職員には、学校現場に戻った後も含め、その役割を担っていただいているところでございます。今後とも、児童相談所における職員配置のあり方につきましては、専門性の確保とか機能の強化といった観点から、適切な対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 教育委員会にも同じような質問をいたします。

○教育長（飛田 洋君） 学校と児童相談所が密接に連携を図ることは、子供たちの健全育成にとって重要であり、教育に関する専門的知識や学校現場での豊富な経験を有する教員出身者が児童相談所の業務に従事することは、意義があると考えております。また、児童相談所とい

う学校とは異なる環境での業務遂行は、視野が広がるなど、出向者本人の資質向上にもつながり、出向後、学校や教育委員会事務局に再び勤務した際、児童相談所での貴重な経験やネットワークが生かせるものと考えており、児童相談所に教員出身の教育委員会事務局職員を出向させているところであります。

○鳥飼謙二議員 私は、問題ありと思っています。こんなに長期に——暫定的だったらいいんですけれども、児童相談所に技術が蓄積しないんです。教育委員会に帰ったら同じ人はもう来ないから、これではやっぱりいかんですね。これはいけない。やはり再検討すべきときに来ていると思いますので、大人の都合ばかり——子供のほうに視点を合わせてやっていっていただきたいということを問題提起しておきたいと思っています。

それから次に、厚生労働省が、社会的養護の課題と将来像の実現に向けてということで、児童養護施設の小規模化等について提言をいたしています。本県でどのような検討を行っているのか、お尋ねしたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 児童養護施設の小規模化についてでございますが、平成27年度から41年度までの15年間で施設の小規模化と家庭的養護の推進を図ることが、ただいま御指摘がございましたように、国のほうから示されたところでございます。

このような中、施設の小規模化の現状でありますけれども、24年度末で、小規模グループケア10カ所と地域小規模児童養護施設2カ所が整備されることとなっております。今後、施設の小規模化の推進に当たりましては、同時に、施設の機能を家庭支援へ拡大させるなど、その役割を大きく変えることとなりますので、総合的

な取り組みが必要となってまいります。このため県では、27年度を始期とした推進計画を25年度から策定することといたしておりますが、各施設におきましても、家庭的養護推進計画を策定することとしているところでございます。

○鳥飼謙二議員 なかなか難しい課題ですけれども、ユニット化を図るとか、いろんなことをまた工夫すべき点もありますし、ぜひ努力をお願いしたいと思います。

小規模化の最たるものが里親委託ではないかなというふうに思っています。現在の本県の里親委託の状況についてお尋ねしたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 里親委託につきましては、虐待を受けた児童などがふえている現状において、家庭的な養育環境の中で愛着形成を図るための重要な役割を担っている制度でございます。このため本県では、里親委託を進めておりますが、平成23年度の委託率は12.6%にとどまっております。このようなことから、平成25年度は各児童相談所に里親委託等推進員を配置いたしまして、里親家庭への訪問相談や支援等の強化を図りますとともに、児童相談所と里親及び乳児院等の児童福祉施設との連携を図りますことで、里親委託を推進することとしているところでございます。

○鳥飼謙二議員 宮崎県の里親担当は全て委託で18人、多いなということになるんですが、大分県、先進県ですけれども、専任が1人と兼任が1人いるんです。ぜひ、人を減らすだけじゃなくて必要などころには配置をしていただくということで、検討をお願いしたいと思います。

それから、学校事務職員の任用のあり方について、関係部局と連携し、検討するというような答弁がありましたけれども、その後の検討状

況について教育長にお尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 学校事務職員につきましては、子供たちへの愛情、教育に対する深い理解を持ち、幅広い視点から教育活動を支えることができる人材が必要であると考えております。このことを踏まえ、庁内に、学校事務のあり方について総合的な検討を行うため、教育次長及び関係課室長等をメンバーとする「学校事務のあり方に関する庁内検討委員会」を設置し、その委員会で市町村教育委員会や校長会、事務職員の研究会等へのアンケート調査や、他県の状況調査を実施するとともに、さまざまな角度から、人材育成や現在の任用制度等についての検証や検討を行っているところであります。学校事務の任用制度等のあり方につきましては、この検討委員会での議論を踏まえ、今後、関係部局とも連携しながら、望ましいのはどんな方向かということについて検討を深めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 昨年の私の質問に対して、新規職員の採用で新規職員を配置するというところで、「複数の事務職員がいる学校への配置ということにしているところでございます」というような答弁を四本総務部長はしているんです。教育委員会でも、もちろんそういう配慮をしておられると思うんですが、例えば紙屋中学校、後川内中学校、ここも新規の18歳の子が行っているんですけれども、そういう配慮はどういうふうになされているのか、お尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 学校事務職員に新規採用職員を配置する際には、先輩職員の指導助言等による育成が図られるよう、複数の事務職員がいる学校へ配置することを基本として配置するという方向で考えているところでございます。

○鳥飼謙二議員 どうなっているかということなんです。今の2つの中学校。

○教育長（飛田 洋君） 24年度につきましては、今おっしゃった紙屋中と後川内中の2校については単独校の配置となっております。それから、そのほかの義務制の7名は、共同実施の中心校で複数配置のところへ配置しているところでございます。

○鳥飼謙二議員 私が質問したこの2校については、単独校ということですから、総務部長の答弁とは違う実態ですね。これはやっぱりやめなくてはいけない。18歳の子供、卒業してきたばかりの青年に、誰もいないところで一人職場で、父母から、いろんなどころからあるわけですから、これはやっぱりどうにかしないといけないんじゃないかなと思いますので、ぜひ改善をお願いいたしたいと思います。

次に、地域医療の充実についてということでお尋ねをいたします。

現行の医療計画は改定中で、今度提案されておりますけれども、44の数値目標を掲げて取り組んできましたけれども、PDCAではありませんけれども、どのような評価をしているのか、お尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 現医療計画につきましては、救命救急センターの整備やドクターヘリの導入、災害拠点病院の耐震化や災害派遣医療チームの整備など、救急医療や災害医療の分野では着実に進捗しているところであります。しかし、がん対策や脳卒中対策などでは、検診受診率がなかなか向上しないなど、まだまだ計画達成に向けた取り組みが必要な分野もございます。

こうした状況を踏まえ、次期医療計画におきましては、数値目標数を現行の44項目から70項



目にふやすこととしておまして、引き続き、全ての分野に共通する課題である医師確保対策を柱に据えながら、がんなどの5疾病、救急医療などの5事業及び在宅医療などの対策につきまして、計画達成に向け、具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 ぜひ、これを医療計画の中に新しく織り込んでいただきたい。こういうふうにして結果としてこうでしたよと、そしてことしの計画がということで、今後、5年後になりますけれども、ぜひ検討していただきたいと思えます。

次に、例えば、がんの医療体制構築のための必須指標及び推奨指標による現状把握ということで、新しい資料が添付されて変化が見られますけれども、現在の医療提供体制と将来の医療需要見込みがどうなるかというようなことが、医師の配置と並んで非常に重要な課題だと思えますけれども、医療需要見込みについてどのように検討されたのか、お尋ねします。

○福祉保健部長(土持正弘君) 将来の医療需要につきましては、例えば二次医療圏ごとに必要病床数の推計を行っておりますが、疾病ごとに患者数や必要医師数を推計することは非常に難しいと考えております。

次期医療計画におきましては、主要死因別死亡率や年齢階級別患者数、医療施設や医療従事者の状況等を踏まえまして、今後、医療需要が増大していくことが見込まれます生活習慣病等の5疾病、救急医療等の5事業及び在宅医療について、それぞれ医療圏を設定して体制整備を図ることとしております。

今後、高齢化が進展していく中で、医療の担い手不足がさらに深刻化していくことが懸念されますけれども、限られた医療資源の中で、各

医療機関による機能分担、連携を推進しますとともに、それを支える医師の適正な配置ができますように、宮崎大学や県医師会等と連携しながら、医師の養成確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 計画の中に、医師の地域偏在解消に向けて取り組むと書いてあるんです。前回質問したときも、公立病院の医師の充実のほうに優先ですよと言われましたので、それは当然なんですけど、今後、具体的に医師地域偏在解消に向けて取り組もうとされるのか、お尋ねします。

○福祉保健部長(土持正弘君) 議員御指摘のとおりでございますが、県では、医師の地域偏在等を解消し、地域医療体制の充実を図るために、宮崎大学、県医師会及び市町村とともに設立いたしました地域医療支援機構において、自治医科大学を卒業した医師や修学資金を貸与いたしました医師の配置調整を行っているところでございます。公立病院を中心として行っております。さらに、県立日南病院にことし4月から設立されます宮崎大学医学部附属病院地域総合医育成サテライトセンター、ここにおいて、高齢化に伴い今後ニーズが増大することが見込まれます総合医の育成を図り、地域に配置してまいりたいというふうに考えております。今後とも、宮崎大学医学部を初め、関係団体と十分連携を図りながら、医師の地域偏在の解消につながるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 なかなか苦しい答弁ですがけれども、現状はそういうところでしょうね。

精神科救急医療体制については、先ほど凶師議員からもございました。問題は平日の夜間ですね。これをどうするのかという課題があるん

ですけれども、現状と課題についてお尋ねします。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 県では、緊急な医療を必要とする精神障がい者等のために、休日は県内3ブロック、土曜日は全県1ブロックの体制で、精神科病院20病院が参加いたします病院群輪番制の精神科救急医療システムを運営しているところでございます。また、平日の夜間でございますけれども、病院群輪番制の実施がないことから、本来、民間医療機関では対応困難な高度医療を担います後方支援施設であります県立宮崎病院精神医療センター等において主に受け入れを行っている状況にあります。このため、救急受け入れにおける医療機関の役割分担など、システム運営の課題につきましては、医療機関や警察、消防等で構成いたします宮崎県精神科救急医療システム連絡調整委員会において、定期的に検討を行っているところでございます。

**○鳥飼謙二議員** よろしくお願ひします。

最後に、県央地区における精神科救急、ここは宮崎市の保健所と県の保健所があるんですけれども、29条は、措置入院については県の保健所ということになっております。精神科救急において、保健所、警察、病院の連携が非常に大事だというふうに思うんですけれども、患者への対応と連携について、警察本部長、福祉保健部長にお尋ねします。

**○外山三博議長** 福祉保健部長、先に。

**○鳥飼謙二議員** どちらでもいいですけれども、警察のほうから答えたほうがやりやすいんじゃないですかね。

**○警察本部長（加藤達也君）** 警察官が、精神錯乱のため自傷他害のおそれがあり、かつ応急の救護を要する者を発見した場合には、警察官

職務執行法第3条に基づいて保護をいたします。保護した者については、基本的には、できるだけ速やかに家族、知人、その他の関係者に連絡をとり、保護の要件がなくなった時点で引き渡します。しかし、精神疾患があり、かつ自傷他害のおそれがある者については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第24条に基づいて、直ちに最寄りの保健所長に通報し、引き継ぐこととなります。また、病院、保健所等との円滑な連携を図るため、年に2回、宮崎県主催の精神科救急医療システム連絡調整委員会に担当者を出席させております。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 保健所におきましては、自身を傷ついたり他人に害を及ぼすおそれがあると認められ、警察官からの通報等を受けた場合、精神保健福祉法に基づきまして、精神障がい者等の医療や保護のため、本人との面接調査等を行った上で、必要に応じて精神保健指定医の診察を行いまして、措置入院を実施しているところでございます。

中央保健所では、宮崎市保健所管内の案件にも対応しておりますので、平成23年度、34件の通報等を受けまして、県全体のおおむね半数に当たる13件の措置入院を実施したところでございます。人権に配慮した適切な医療や保護を実施するためには、関係機関との連携が不可欠でございますので、中央保健所では、宮崎市保健所や医療機関、警察、消防等で構成いたします精神保健福祉連絡会を定期的に開催するなど、関係機関との連携の確保に努めているところでございます。

**○鳥飼謙二議員** ありがとうございます。ぜひ、警察と福祉のほうの連携をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、県立病院に入りますが、代表質問で

ございましたように、新年度は黒字の予算編成ということで、これまでの御苦勞に大変感謝し、評価をするところでございます。しかし、一つ申し上げたい。例えば、OT、PTなどの職員の自主的な採用、これなんかできないのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 職員の採用につきましては、看護師及び臨床工学技士は病院局が採用試験を実施しております。作業療法士、理学療法士については、知事部局にも一定数の職員が配置されますことから、知事部局において採用試験を一括して行いまして、交流人事により県立病院に配置されているところでございます。より多くの応募者の中から優秀な人材を確保するためには、それぞれが試験を行うよりも、知事部局が一括して行う現行の方式が望ましいと、今のところ考えております。病院局としては、今後とも、採用試験の募集要件等について必要な意見を知事部局に伝え、病院運営に必要な人材の確保を図ってまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 次に、看護師のインセンティブということで、看護師長とか看護師の処遇改善を図っていくべきではないかなと。今回、何人も看護師さんとお話をしたんですが、そんなふうに思うんですけども、これについて答弁をお願いします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 県立病院の看護師が、チーム医療の一員として質の高い医療を提供していくためには、職員が高い意欲を持って安心して仕事ができる環境づくりが大変重要であると考えております。看護師の自己啓発意欲を高め、病院事業に必要な専門的人材を育成するため、いろんな研修も行っておりますし、25

年度から、認定看護師を目指す職員に対する助成の拡充も予定しております。また、院内保育の実施、さらには産休・育児休業者の代替職員確保として正規職員の増員を行っております。現場の負担軽減を図っているところでございます。

なお、給与につきましては、地方公営企業法の規定によりまして、国及び地方公共団体の職員並びに民間事業従事者の給与、地方公営企業の経営の状況などを考慮しなければならないとされております。今後とも、法の要請、さらには厳しい経営状況のもとで一般会計からの多額の繰入金があります。そういう県立病院の現状等を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

**○鳥飼謙二議員** 時間の関係で最後になりますが、西都児湯医療センターについてお尋ねをいたします。医師の離職とかいろいろなことでも、大変な状況になっておりますが、この病院は脳卒中の中核病院でもありますし、地域災害拠点病院にも指定をされているわけですけども、現状と今後についてどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

**○福祉保健部長（土持正弘君）** 西都児湯医療センターにつきましては、これまで常勤医師5名で対応されてきましたが、2月末に1名が退職され、さらに3月末に2名が退職されるというふうに聞いております。医療センターは、県の医療計画において、御指摘のとおり、西都児湯医療圏における脳卒中、救急医療、災害医療の中核機関に位置づけておりまして、これらの医療提供体制への影響が懸念されているところでございます。医療センターを運営する医療法人では、今後開催する理事会、評議員会で対応を協議されると伺っておりますので、その状況

も踏まえ、県といたしましても、地元西都市を初めとする関係市町村、医師会等と連携しながら、地域医療への影響が最小限にとどめられるよう、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。時間が参りましたので、社会資本の維持管理については次回に回すということで、終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

(拍手)

○外山三博議長 次は、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕(拍手) 2月定例議会、最後の質問となりました。今回は、代表質問、一般質問、既に16名が質問されております。それぞれ私も通告をいたしました。もうほとんど重なってしまいました。既にいろいろと答弁もあったところではありますけれども、重複を恐れずに再確認のつもりで質問をしてみたいと思います。私は、そういうことで実務的に端的に質問してまいりますので、明快な答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

まず、T P Pのことではありますが、日米共同声明を受けて、T P P交渉参加の件が急展開中でありまして、私は、終始一貫、T P P交渉参加断固反対、断固阻止を貫いているところでございます。一昨日は我々県議会が改めて反対の意見書を採決しました。知事も今議会で何回となく反対を口にされております。また、昨年2月の定例議会で、私は代表質問をいたしましたけれども、そのときに、断固反対という姿勢に変わりはないという明快な答弁を知事はされております。知事の「反対」と口にされているその言葉、これは無条件に反対するという意味なのか、それとも断固反対ということの意味での反対なのかをここで確認させていただ

いて、後の質問は質問者席から行いたいと思います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えいたします。

T P Pについてであります。第1次産業を基幹産業とする本県にとりまして、T P P協定交渉に参加をした場合、農林水産業を初めとする産業活動全体や県民生活への影響が懸念されますことから、これまでも直接、国などに対し、国民への十分な情報開示や国民的な合意形成、さらには合意形成がなされないままの拙速な参加表明の回避を繰り返し要請してまいりました。しかしながら、現状において、それらの交渉参加の前提条件は整っていないものと考えております。したがって、現状でのそういう十分な情報提供がないままでの参加表明には断固反対であるということでございます。

一昨日、県議会におきましても、T P P交渉への参加に反対する意見書が全会一致で可決されたことを大変重く受けとめたところでございまして、同じ思いのもとに、あす上京し、国や県関係の国会議員等に対しまして、改めてこうした本県の思いというものを届けることとしております。

また、T P Pについては、事態が日々急展開をしておりますので、県としましては、昨日設置をしました全庁的な対策本部において、情報の収集や本県への影響の調査分析、県の対策の検討を行うとともに、関係団体とも連携をしながら、迅速かつ的確に、国などへの働きかけを行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○中野一則議員 今回も断固反対という言葉を使っていただきまして、ありがとうございます。しかし、反対という説明の中に、さっきも

ちょっと言われましたけれども、拙速な交渉参加表明には反対だと、そしてその中身は、国民への十分な情報開示がないとか、合意形成がなされていないままではというふうに、いつも言われるんです。実は、私に言わせれば全く意味不明で、よく理解できないんです、この言葉が。いろんなところで知事特有というか、曖昧な言葉をよく使われますが、その一つだなど、こういう気がいたしております。また、これは、条件つき反対の裏返しである、条件つき賛成という抜け道の言葉にも理解できる言葉なんです。将来への方便に使ったということも理解できないことではありませんから、明快な表現で、県民がわかりやすい意味での断固反対というのをぜひ言ってほしいんです。どうぞよろしくをお願いします。

**○知事（河野俊嗣君）** TPPの議論をするのに、なぜ反対なのかということをはっきりさせるのは大変重要ではないかというふうに思っております。私どもが今得ている情報は、聖域なき関税撤廃であると。そうすると、本県の農林水産業を初め、地域住民の生活に大きく影響が及び、我々の生活は大きく影響を受ける。その十分な情報提供なりがない状況の中での参加表明には断固反対ということをして申しているわけでありまして、そのなぜなのかということをはちゃんと丁寧に説明する、また我々としてもよく把握をし、そのポイントを国に求めていくのが重要ではないかと認識しております。

**○中野一則議員** その立場を最後の最後まで貫いてほしいと思います。TPPの影響のことでありますけれども、政府の影響試算を受けて、県独自の試算を今度何か出すというのが、けさの新聞に載っておりました。この影響ですが、国が当初出したのは4兆5,000億円、自給率が39

%から13%になるとかいろいろありました。宮崎県においては、農業とか林業とか関連産業とかいろいろ合わせて、どこかの新聞には3,074億円と載っておりましたが、我々が当初もらった資料では2,975億円ということでありました。この試算を実際このままでまだされていないのかどうかということ、農政水産部長にお尋ねしたいと思います。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 本県の農林水産業に対する影響につきましては、平成22年11月に農林水産省の試算に準じて試算したところでもあります。その結果、今、議員からのお話にありましたとおり、全て多面的機能喪失などの影響等も合わせまして、約3,000億円の影響ということで試算、想定したところでございます。今後、政府統一の影響試算が提示されると伺っております。本県への影響につきましては、改めてその時点で早急に精査してまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** 国の試算の4兆5,000億円、どこかに載っておったんですけれども、近く国も公表ということで3兆4億円と出ておりましたが、県もまだ新たな試算をしていないのに尋ねるのもどうかと思いますけれども、この当初の金額が減る方向にあるのかどうかをお尋ねいたします。

**○農政水産部長（岡村 巖君）** 現在、政府の統一試算がどのような形なのかということについては、私どもも今、十分な情報を持っておりません。

**○中野一則議員** 国がいろいろと試算を出してから、それを受けて宮崎県も試算するというのはちょっとどうかと思うんです。国は国の立場があって、いろんな将来の対策に使われる気がいたします。ですから、宮崎県は宮崎県の農

業とか農村を守るために独自の調査をぴしゃつとして、データを出して試算してほしいなど。あした東京に要請に行かれますが、できたら、そういう独自の数字をひっ提げて、宮崎県にはこういう影響があるんだ、農業には、医療には、食の安全にはこういう影響があるんだというのを、言葉とやっぱり数字をあらわしてきてほしいなと思いました。これからも何回となく陳情されると思います。要請活動をされると思いますので、ぜひ一日も早くそういう数字を出してください。

なぜそういうことを言うかということ、ウルグアイ・ラウンドが妥結しましたね。あのときに、非常に農業に影響があるということで、農業の関連対策という事業をされた。我々は、政府の予算とかいうことは余り知らない当時でしたので、あのとき、6兆100億円の農業に対する国内対策を打つとって、びっくりしたんです。すばらしいなど。当時、6兆100億円もと、こう思いました。ところが、中身は、そのうちの44%、2兆6,700億円が国費で、あと56%は何か事業をすれば事業主の負担ということになるんです。議員になってから知った言葉ですが、いわゆる真水部分というのが少ないんです。半分以下なんです。当時、宮崎県もその事業をしまして、調べてもらったら1,091億円の事業をしている。国費が470億円、県が上乗せで161億円、そして関係事業主が460億円出して、1,091億円という事業をしておるわけです。そういうことで、やはりいろんなことで損害が出る、影響が出るのであれば、自信を持った宮崎県、そういうものを、こういうウルグアイ・ラウンドの対策みたいなことには今回はならないような対策を、数字をつかんで、やはりぴしゃつとしたものを、真水で200億なら200億とか

——200億は少ないですが、10兆なら10兆とか、20兆なら20兆という、そういうものを求めるべきだと思うんです。そのためには、やはりこの影響の調査を宮崎県独自できちんと整理しておくということを求めたいと思います。その取り組みの姿勢を、担当部長。

○農政水産部長（岡村 巖君） 議員の言われるとおり、私どもとしても、政府の今度出るといいますか、新たな影響試算をベースにはいたしますけれども、本県農業の特徴などを踏まえて、米、畜産のみならず、農業・農村全体に与える影響についても幅広い視点を持って、より多角的な分析検討、また評価をして、その結果に基づきまして、強く国にも要望してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 T P P の反対、きのうは第1回目の対策会議をされたということで、けさ新聞に報道がされておりましたが、これは全庁的に取り組んでもらえると、こう思っています。全庁的となれば、全職員に周知徹底をして取り組むということになるかと思えます。そのためには、職員が反対ということを意思統一されて、それぞれの主張に誤差というか、差異がないようにしてもらわないかと思うんですが、その周知徹底が本当にされているのかどうかということと周知方法について、知事にお尋ねしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今の御質問は、県庁の内部に隔々まで県庁としての考え方を周知徹底するということかと思えます。昨日も、そのような意図でもって全部局長が集まる対策会議を開き、各部局への指示、今後の情報収集なり影響分析、対策というものを指示したところでありまして、そういった会合を今後とも持つことにより、周知徹底を図ってまいりたいと考えて

おります。

○中野一則議員 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次は、副知事の2人制ということについてお尋ねしたいと思ひます。知事は、今議会の提案説明の中で2人制のことについて、フードビジネスの展開、東アジア経済交流戦略など部局横断的な取り組みを攻めの姿勢で取り組んでいくためには、非常に重要なプロジェクトであるから、それを統括する副知事の役割が重要だと、それからもう1点は、国や市町村、関係団体との密接な連携を図るという大切な役割もある、だから副知事2人をと、こういうことで説明をされました。しかし、これはいつの時代でも、いつでも言える言葉ですね。だから、これが本当の理由なのだろうかというふうに思っております。実はこの2年間は、口蹄疫からの復興、新燃岳もありましたし、鳥フルもでした。このときこそ、これが理由なら、より以上に2人制であるべきではなかったのかなど。過去、知事が副知事をされ、それを含めた6年間を見ても、1人の副知事でされておるんです。だから、本当の理由は何だろうか、本当の理由をお聞きしたいと思ひます、知事のほうから。

○知事(河野俊嗣君) 本当の理由をこれまでも述べてきたところでございます。確かに、過去、口蹄疫なりのさまざまな災害があり、それからの再生・復興のために農水省から牧元副知事に来ていただき、取り組んできたところであります。また、そのときもいろいろな御議論もございましたが、何とか、行革の観点もあり、1人体制でということ、いろいろな県庁内部での体制も整えて取り組んできたところですが、今、さまざまな災害からの再生・復興段階が新たなステージに立った、これからは攻めの姿勢

で積極的にいろいろ、各方面の団体なり市町村とももっともっと連携を密にして攻めていきたい、アジアも含め、フードビジネスの展開も含めてやっていきたい、そのような中で体制を強化する必要を認識し、2人制を提案させていただいたところであります。

○中野一則議員 うがった見方と言われればそこまでありますが、1年9カ月後を見据えた戦術ではなかろうかなとも思ひますが、いかがですか、知事。

○知事(河野俊嗣君) 1年9カ月後というのがどういうことを指しておられるかわかりませんが、私は、これからの宮崎の将来を見据えて、復興から新たな成長へ、それを具体化していくための体制強化というふうに認識しております。

○中野一則議員 なぜそう言ったかと申しますと、あなたの周りでいろんなことがありますね。それを承知しての発言であります。それはそれでいいでしょう。では、この2年間、本県の厳しい財政状況を配慮して、1人の副知事ということをつつも言われて、ずっと貫いてこられました。今度は2人制をとということになれば、財政状況が好転したというふうにも理解できるんですが、好転したんでしょうか、知事、お答えください。

○知事(河野俊嗣君) 財政状況につきましては、これまでも答弁申し上げましたとおり、国の状況も踏まえて大変厳しい状況に変わりはないわけであり。ただ、民間事業者もそうであり、新たな事業に打って出るとき、ある意味、勝負をかけるときには、一定の投資をしてでも攻めの姿勢でいろんなものに取り組むというのは大変重要なことではないかなというふうに思っております。将来の

成長を見据え、フード産業、新エネルギー、さまざまな分野にこれからいろいろ幅広く展開をしていくためには、体制の強化というのにも必要な投資といいますか、コストではないか、そのような認識のもとに提案をさせていただいているところでございます。

**○中野一則議員** 言われたとおり、財政状況は決して好転しておりません。悪化していると言ったほうがいいんだと思います。やはり厳しい状況であります。念のため、その現状を皆さんがつくった資料で2～3挙げてみますと、今、第3期財政改革推進中ですね。それから、25年度の自主財源は前年度よりも15億円減、県税も同じく25億円減、基金残高見込み194億円、昨年は309億円でありました。県債残高1兆412億円、これから多額の財政負担が強いられてくると思います。また、副知事を1人ふやすことで、新聞報道等でもありましたが、人件費だけで年間2,500万円要るわけですね。それから、多額のお金を使って施設等をいろいろせなならんと思うんです。副知事室を改築せないかん。公舎をどうするのか。1人は公舎に住まわせて、1人は自宅から来いというわけにはいきませんよ。万が一、危機管理、いろいろ見れば、ぴしっとした公舎もつからないかん、このように思います。ですから、非常に悪化している、あるいは厳しい状況というのが我々の認識ですから、さっきも言われましたが、その認識に間違いはないか、知事に確認をさせていただきます。

**○知事（河野俊嗣君）** 財政状況についていろいろお話がございました。第3期の財政計画に基づいて取り組んでいるところでございますが、そのときに、策定したときに見込まれた収支不足額というものをいろんな努力により圧縮

しながら、何とか今現在、取り組んでおるところでございまして、県債残高についても圧縮に今、努めているところでございます。基金がある意味、減少し続けているというところで大変厳しい状況もございますので、さらに行財政改革、いろんな形での努力をしてまいりたいというふうに考えております。また、副知事公舎についての御指摘、昨日も答弁申し上げましたが、今回、地元出身者を登用するということを想定している中で、新たな副知事公舎というのは現在考えておりません。それに伴う危機管理対応というものもしっかり考えてまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** 次に進みたいと思うんですが、実はここに2月16日の地元新聞の記事を持ってきました。これを読んで質問しようと思ったら、先ほど鳥飼議員が同じことを質問されました。報道の中身は事実なのかということでしたが、報道があったことは事実と、さっきこういう答弁をされましたね、鳥飼議員に。報道があったことは事実、中身は事実ではなかったと言っているんですか。中身は事実じゃなかったと理解しているんですか。

**○知事（河野俊嗣君）** 察しますに、先ほどの議論の経緯を踏まえると、副知事の交代というような、牧元副知事のその部分の記事でありましようか。よろしいでしょうか。それについては、報道があったことは承知しておりますし、そういう報道があったことは事実でございますが、副知事のそういうことも含めての人選をどうするかというのは、現在、本県の置かれたさまざまな課題を踏まえて検討させていただいているところであります。

**○中野一則議員** そうしたら、確認いたしますが、牧元副知事の任期は何年ですか。



○知事（河野俊嗣君） 任期は4年でありますので、平成27年の3月2日までということになっております。

○中野一則議員 まさか、近い将来のうちに牧元副知事を更迭云々ということはなかろうと思えます。強いて言えば、本人を前にしてちょっとどうかなとは思いますが、副知事は、口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳噴火等々のこれからの復興・再生に大変な努力、貢献をされておるんです。任期いっぱい、もっともっとういう努力をしてもらって、それこそさっき言われた2人にせないかんぐらいの認識であれば、1人で結構ですよ。彼に残りをさせる——異動はないんですから、新聞のような異動はないわけですから、ぜひそのようなことをお願いしておきたいと思えます。交代のないのが本来であれば、これはけしからんなという気がいたしました。これがもし本当だったら、これは議会への挑発だと思ったんです。なぜなら、あの中身を見たら、地元出身の副知事がどうしても必要なら2人制に賛成しなさいと言わんばかりの記事だったんですよ。また、1人制は絶対認めないということの裏返しなんですよ、この記事を見れば。これは地元新聞社が書いたことだから、真実じゃないということですので——まさか、この真実どおりだったら、議会は大騒動ですよ。否定されたんですから。そのことをよろしくお願いしておきたいと思えます。

それから、知事にお尋ねしたいと思うんですが、県外で、しかも省庁のキャリア出身の知事の場合は、副知事は、やはり1人であっても県内出身者、これが議会の我々の本当の声だと思うんです。そのことを御理解いただけませんか、知事。

○知事（河野俊嗣君） 今、ちょっと意図が、

質問の趣旨がよく酌み取れなかったわけでありましたが、副知事として地元出身者を置くことの重要性の御指摘をいただいたんでしょうか。私もそのように受けとめて、今回、2人制の提案をさせていただいているところであります。

○中野一則議員 副知事は1人で、しかも地元ということですので、よろしく願いしておきます。

きのう、星原議員が民間人登用のことで質問されましたね。私も全く同じことを、またこれも質問しようと思っておったんですが、先を越されました。副知事は県内出身で、県内の政治・経済通である経済人、特に農政・農業問題の専門家が宮崎県には副知事として一番ふさわしい人だなと、こういう人を仮にこの場で担保できれば、私は2人制を考えてもいいと、こう思っておるんです。知事、いかがですか。

○知事（河野俊嗣君） 一つの御意見として承ります。

○中野一則議員 もう既に、あと5日もすれば公表される予定ですね。ですから決まっているんでしょう。5日を待たずに今、公表はできませんか。

○知事（河野俊嗣君） 今は、現在、条例で1人制となっているところを2人制にお願いする、その条例を提案させていただいているところでございます。その審議の結果を受けて、具体的な人選につきましては、私なりに考え方を整理し、御説明させていただきたい、そのように考えております。

○中野一則議員 次に行きます。産業廃棄物処理行政についてであります。エコクリーンプラザみやぎの問題、これは公共関与からの撤退という話であります。このことについて環境森林部長に質問をしていきますので、よろし

くお願いいたします。

宮崎県は、「産業廃棄物の処理能力の不足が解消された」「産業廃棄物処理のモデル施設としての役割を果たした」との理由で、エコクリーンプラザみやざきにおける公共関与を平成32年度を区切りに終了したいとの検討をしたと、私も聞きました。具体的な検討内容や、関係する市町村や地元の関係者との協議はいかなる内容であったのかを、部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） エコクリーンプラザみやざきについてでございます。エコクリーンプラザみやざきにおける公共関与につきましては、地元対策協議会との協定で施設の使用期間のめどとなっている15年が経過する平成32年に、公共関与を終了したいと考えております。

県におきましては、県内の産業廃棄物処理の現状を踏まえ、公共関与の必要性について検討を重ねてまいりました。その結果、公共関与による産業廃棄物処理施設整備に向けて環境整備公社を設立した平成7年当時は、県内に産業廃棄物を処理できる管理型最終処分場等がありませんでしたが、現在では、民間による3つの管理型最終処分場と1つの大規模な焼却施設もあり、県内における産業廃棄物の処理能力の不足が解消されるとともに、産業廃棄物処理のモデル施設としての役割を果たしたことから、公共関与を終了したいと考えたところでございます。

参画自治体や地元対策協議会との協議でございますけれども、基本的には行政間でお話をし、方針を決めた後、地元対策協議会と話し合っていきたいと思っております。今後、公共関与の終了について理解が得られるよう努めてまいります。また、県は、施設の設置・運営に関し、

これまで主体的な役割を果たしてまいりましたので、平成32年度までは、これまでどおり責任を持って取り組んでまいります。

○中野一則議員 環境森林部長、エコクリーンプラザではいろいろと今まで出費がありましたが、県が持ち出したお金は総額で幾らでしょうか。

○環境森林部長（堀野 誠君） 県がこれまでにエコクリーンプラザみやざきの運営主体である環境整備公社に支出しました経費につきましては、補助金等の主なものといたしまして、施設の周辺環境整備のための基金への出捐金15億円、運営費補助金約9億7,600万円など、合計で約28億6,200万円となっております。また、県から公社への貸付金につきましては、浸出水調整池補強工事のための貸付金や運営費貸付金など、本年度当初残高で約12億1,200万円となっております。

○中野一則議員 産業廃棄物処理業者の新規参入を抑制してまで公共関与のエコクリーンプラザをやってきたんですね。今ありましたように、多額のお金を使ってきました。工事費、追加の工事もありました。そして、高額の維持費もずっとあった。それから、残念ながら、先輩、後輩の争いといってもいいような裁判も幾つかあった。そういうこと等を考えれば、さっき2つの理由で、この際、退却ということでありますけれども、それこそ本当の理由があるんじゃないかなと、こう思うんです。その本当の理由を環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 公共関与を終了する理由というのは、先ほど申し上げたとおりでございます。その当時の状況を申し上げますと、香川県の豊島問題に代表されますように、産業廃棄物の不適正処理が全国的な問題と

なる中、産業廃棄物処理に対する住民の不信感や生活環境への影響に対する不安感があった時期であります。そのような状況の中で、県内には産業廃棄物を処理できる管理型最終処分場等がなく、さらには産業界からの強い要請もありました。県内に産業廃棄物の処理能力を確保するとともに、適正処理のモデルとなる施設を整備するため、公共関与事業に取り組んだところでもあります。

現在では、先ほど申し上げましたけれども、民間による3つの管理型最終処分場と1つの大規模な焼却施設がございます。計画当時の課題であった産業廃棄物の処理能力の不足が解消され、モデル施設としての役割を果たしたと判断したことから、平成32年度で公共関与を終了したいと考えているところであります。

○中野一則議員 既に公共関与の役割が終了した、そう判断したという宮崎県、お隣の鹿児島県は今からですね。よくよく教えてくださいよ、鹿児島県にも、二の舞をせんように。こういう大きなことは、恐らく知事が何らかの指示、命令をしたと思うんですが、知事、いかがだったでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) エコクリーンプラザを取り巻くいろんな状況変化、今後のあり方というのを考えた上で、現在のような方針を決めたというところでございます。

○中野一則議員 もちろん、決めたのは知事ですね。

○知事(河野俊嗣君) そういうさまざまな政策課題についての県としての最終的な判断、意思決定というのは、私が行っております。

○中野一則議員 これから地元市町村あるいは地元の人たちと交渉すれば、いろいろあると思うんです。それでも、不退転の決意で臨まれる

んだらうと思いますけれども、地元をないがしろにするようなことがないように、よく理解してもらって取り組んでほしいと思います。

公共関与終了の理由の一つに、先ほど言いましたが、産業廃棄物の処理能力の不足が解消されたということでありました。さっきもちよつと答弁されましたが、県内に3つの民間業者があるということでしたが、この処理能力は、公共関与がなくても万全に処理できるということ踏んだから、されたと思うんですけれども、環境森林部長、そのような理解でよろしいですか。

○環境森林部長(堀野 誠君) 平成23年度末のエコクリーンプラザみやぎの産業廃棄物処理場の残余容量は約11万立米でございます。民間業者の3つの管理型最終処分場の残余容量は約47万立方メートル確保されておまして、さらに既存の民間業者で拡張を予定している事業者もございます。公共関与を終了し、県内の民間業者が処理を行うことになりましても、適正処理体制は十分維持できる状況にあると判断しております。

○中野一則議員 平成13年11月1日から民間業者を抑制、受け入れ中止されてきたわけですが、今後は、今のところは3つの業者で足りるということでしたが、新たな産廃業者の新規参入は認めていかれるんでしょうか。担当部長、よろしくお願いします。

○環境森林部長(堀野 誠君) ただいま申し上げましたとおり、容量的には十分ある状況にあると考えております。そういった意味で、管理型最終処分場の設置抑制方針につきましては、当分、堅持してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 最後の言葉がわからんかつ

た。抑制が何……。

○環境森林部長（堀野 誠君） 失礼しました。設置抑制方針につきましては、当分、堅持してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 それはおかしいですよ。新規参加者は、自由なことから、自由にしたんだから、やはり認める方向でぜひ検討をしてください。それはお願いをしておきたいと思います。

なお、産業廃棄物処理業者の処理能力の向上や経営の健全化、あるいはそういうこと等の県の適切な指導あるいは助言については、これからも必要だというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。そういう方向で今後もされるのかどうか、県の考え方を環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 廃棄物処理行政が適切に推進されるよう、今後とも適切に指導してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 次に、教育行政についてお尋ねしていきたいと思います。

まず、社会教育会館の建設についてであります。社会教育関係団体の現在の活動状況はどのような状況かを教育長にお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 青年団、婦人会、PTA、子供会などの社会教育団体は、本県の地域づくりに大きく貢献していただき、これまでも、また現在もその功績は高く評価されていると考えております。

活動を紹介させていただきますが、青年団では、若き力を生かして地域でのイベントの企画運営や地域伝統行事の継承などのお取り組み、婦人会では、女性の視点から子供の交通安全見守りや防災活動などへの支援、郷土料理を受け継ぐための指導などに取り組んでいただいております。また、PTAは、学校の応援団などと

して、家庭教育学級による子育てを学ぶ機会の提供や、運動会などの学校行事での3世代交流、学校と地域との連携強化などの取り組み、子供会では、青少年の健全育成のために地域の子供のリーダー役となる中学生、高校生の研修会の開催や、地域行事や伝統芸能の継承活動への子供の参加促進に取り組んでいただいております。このように、社会教育団体は、本県の生涯学習、社会教育の推進に欠かせない活動に取り組んでいただいていると考えております。

○中野一則議員 いろいろと社会教育団体は活動されているようですが、もとより、社会教育は、生涯学習、地域社会活動、家庭教育学級、教育など、大変重要なものとして我々も認識いたしておりますが、県の教育委員会の指導方針あるいは取り組みの状況はいかがなものかを教育長にお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 県教育委員会といたしましては、各団体が活動を行うために必要な運営費とか事業費、それから全国大会や九州大会を開催されるための経費などについて補助させていただいているところであります。それから、各団体が主催されます総会とか研究会を後援させていただくとともに、研究会、研修会などに参加いたしまして、県教育委員会職員とともに学ばせていただきながら、充実した活動になるように助言をさせていただいているところであります。さらに、社会教育団体の活動がますます盛んになるように、各団体の連携強化にも取り組ませていただいているところであります。

○中野一則議員 いろいろと県も指導したり、またそれぞれの団体が活動しているようですが、私も2～3、例を挙げますと、県青年団協議会は、我々のころは立派な会館で活動し

てきましたが、その会館も使用不能となっ  
てしばらくたっております。現役のメン  
バーはプレハブで活動しているという  
のが実情であります。また、県婦人連  
絡協議会は、環境森林部の隣に会館が  
ありますが、あれも建ててもう大分古  
い、耐震上いろいろ問題があるという  
ふうにも聞いております。そういうこ  
とで、社会教育団体の活動を促進させ  
、あるいは地域社会を活性化するため  
には、各団体がみずから管理運営でき  
る活動の拠点となる社会教育会館、こ  
れがぜひとも必要だと思っております。  
ですから、この建設をぜひしてほしい  
と思っております。教育長、前向きな  
御答弁をよろしく願いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 社会教育団  
体がこれまで以上に相互に連携して、  
より活発な活動ができるよう環境の整  
備を進めることは、大切なことである  
と認識しております。議員のお話にあ  
りましたように、大きな貢献をいただ  
いている社会教育団体が連携した活動  
を行うための社会教育会館の必要性は  
理解いたしておりますものの、県の厳  
しい財政状況の中、建物の建設は控  
えている状況もあり、会館の建設は非  
常に難しいものと考えております。

県教育委員会といたしましては、社  
会教育団体のさらなる連携を進めるた  
めに、県内のそれぞれの地域において  
、青年団などの社会教育団体を初め  
、企業やNPO、学校などとの緊密な  
ネットワークづくりなどに取り組み、  
本県における社会教育の一層の活性  
化が図られますように、引き続き、積  
極的に取り組んでまいりたいと思  
っております。

**○中野一則議員** 会館の必要性は非  
常に認識されている答弁でありまし  
た。しかし、何せお金がない、こうい  
うことでありましたが、社会教育会  
館を私はぜひつくってほしいと、こう  
思う

んです。社会教育、生涯学習などな  
ど、いろいろ活動してまいります。市  
町村でそういうのを持っているところ  
もあるし、他県にもそういう例はある  
と思っております。私も1～2聞いて  
はおります。社会教育、生涯学習の先  
進県としての宮崎県にぜひなってほ  
しい。そういうことで、この会館建  
設をぜひ実現させてほしいと思  
うんですが、知事にそのことを願  
いしたいと思っております、よろしく。

**○知事（河野俊嗣君）** 今、るる  
教育長の答弁がありましたように、こ  
うした団体の地域社会、地域活性化  
に果たしておられる役割、安全・安  
心、また福祉、まちづくり、さまざ  
ま幅広く熱心に活動しておられるこ  
とに心から敬意を表し、感謝をして  
おるところでございます。私も、い  
ろんな大会なり総会に参加をさせて  
いただき、意見交換をさせていただ  
いておりますが、本当に素晴らしい取  
り組みでありまして、今後とも、い  
ろんな形での支援に取り組む必要  
というものは感じております。

ただ、御指摘のような社会教育会  
館の建設ということにつきましては、  
いろんな民間の施設もできている状  
況でもございますし、今、答弁があ  
りましたような県の厳しい財政状況  
というのを考えると、そういう形で  
の箱物を今、整備するのは大変厳  
しいところでございます。今後とも  
、いろんな形で支援に取り組み、ま  
たその連携を強化するようなサポ  
ートに取り組んでまいりたいと思  
っております。

**○中野一則議員** 厳しい財政だけ  
けれども、副知事は2人にする、社  
会教育会館はつくれない、それじゃ  
矛盾ですよ。いかがなものですか。  
社会教育といえば河野知事、河野知  
事といえば社会教育、そのぐらいの  
意気込みで建設をよろしく願  
いしておきます。

次に、高校再編後の学校跡地の活用状況についてお尋ねしていきたいと思いますが、3月2日に高原高校の閉校式があったようであります。これで高校再編が終了したわけですが、学校の跡地の利活用の状況を教育長にお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 再編整備に伴い閉校した学校のうち、県として活用計画がない跡地につきましては、まずは地元の市や町に意向を伺い、地元自治体に買い受けの希望がない場合は、公募による売却を行うこととしております。

閉校した小林商業高等学校、南那珂地区の高等学校2校、延岡地区の特別支援学校3校の跡地につきましては、県としての利活用は行わず、地元市に買い受けの意向を伺いながら、処分について検討を行っているところであります。このうち、南那珂地区の日南振徳商業高等学校の跡地につきましては、日南市への譲渡が完了し、日南農林高等学校の跡地につきましても、市への譲渡に向けて具体的な協議を進めているところであります。なお、高原高等学校につきましては、3月31日に閉校となりますので、その後に検討することとしております。

○中野一則議員 南那珂の2校はかなり進んでいるようであります。高原のことは、つい先日閉校でしたから、今々ということではないと思うんですが、大分前から進んでいた小林商業高校の跡地、私も現地を知っているわけですが、あの状況はそのままというのが続いているわけですが、やはりこの中では利活用のあり方、方法を早く見つけて、遊休資産なのかどうかを含めて、きちんとした整理を急いでほしいと思うんですが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（飛田 洋君） 処分が決まっていない跡地についての進捗状況でございますが、小林商業高等学校の跡地につきましては、小林市に買い受けの希望がありました。そういうことから、小林市と譲渡に向けて協議を重ねてきたところであったんですが、進展が見られないために、今月末までという期限を示しまして、再度、小林市に意向を確認しているところでございます。

なお、昨年閉校いたしました延岡地区の特別支援学校3校の跡地につきましては、現在、延岡市に買い受けの意向を照会しているところであります。

県教育委員会といたしましては、早期に跡地の利活用が図られますよう、地元市と協議を進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 利活用の促進をよろしくお願いしておきます。

次に、新たな成長産業ということについて、時間が許す限り、質問していきたいと思いますが、まずフードビジネス振興構想であります。この考え方は非常に素晴らしいものがあって、これはぜひ進めて、成功させていただきたいと、こう思います。食品関連産業生産額、32年度の目標が1兆5,000億円、21年度で1兆2,586億円あったものを、2,414億円、19%増しにするという目標計画であります。これが本当に可能かということ、まず総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（稲用博美君） 今御質問がありました目標値を定めるに当たっては、県総合計画のアクションプラン、あるいは第7次の宮崎県農業・農村振興長期計画の農業産出額や製造品出荷額に係る数値目標、さらには国の食品産業の将来ビジョンにおける年率2%の実質成

長率を続けることで拡大する食品関連産業生産額の考え方を踏まえまして、設定したところでございます。ある程度高い目標ではあると思いますが、それに向かっていくということとで設定した数字でございます。

○中野一則議員 私からすれば非常に難しい数字だなと、こう思います。その理由を1～2申し上げますと、1兆5,000億円の積み上げの数値の根拠が、何回か聞きましたけれども、不明でしたよ、不明。明確な回答がなかった。それが1つ。それから、フードビジネスの基礎というのは、やはり農業でしょう。特に53.5%を占める畜産、その畜産の現状認識が甘いということです。それから、目標が32年と中途半端な先を立てて、この設定の年からして曖昧さがあるということで、1兆5,000億の達成は、残念ながら難しいんじゃないかなという気がしてなりません。私の見方はいかがなものだろうかと思いますが、総合政策部長、お尋ねいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） まず、32年の年度設定ですけれども、先ほどちょっと申し上げました第7次の宮崎県農業・農村振興長期計画、この目標年次を32年度としておりますので、その年度に合わせております。

それと、1兆5,000億円の数字、非常に大きな数字なんですけれども、実質経済成長率が2%ずつ拡大していく、それに伴ってという国のほうのビジョンも出ていますので、何とかそれには同じような形で歩調を合わせたいと。いろんな個別の計画の目標値、アクションプラン等の目標値、これを産業連関表を用いて試算しましたときに、それぞれの分野ごとで足し合わせますと、約1兆5,000億にはなってくるというふうに試算しておるところであります。

○中野一則議員 フードビジネスの根幹は、

さっきも言いましたが、農業だと。特にその中心は畜産ということを申し上げましたが、現状の厳しさはみんな御認識のとおりであります。畜産、ブロイラー、養豚、肉用牛を含めて厳しい。餌が高どまりである。輸入はどんどんふえてくる。価格は長期低迷です。そういうことで農家も非常に苦しい立場にあるというふうに思います。農家の負債状況はどうなんだろうかなと気になって仕方がありません。また、ブロイラーの処理工場、会社、ここも経営が大変厳しいというふうに聞きました。宮崎県に6つの会社がありますが、ことしはどうも赤字経営が多いんじゃないかという話も聞いております。また、厳しければ厳しいほど、こういう会社は海外への進出ということも、やはりその可能性も視野に入れたいかなというふうに思っております。現に、大手は中国、タイへというふうに進出しているわけですし、宮崎県の一部もベトナムにいろいろと計画があるようであります。そうなれば生産や雇用に大変大きな影響が出てくる、こういうことであります。いい事業ですから、これは成功させないかんと思うんです。計画どおり進めるためには、部長の決意と覚悟が必要だと思うんです。その覚悟のほどを総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） 宮崎県というのは農林水産県で、農林水産業を核にして宮崎県を発展させていくのは、当然あるべき姿だと思っております。これは経済のことだけを書いていますけれども、私は、最終的には社会的な問題というか、例えば自殺の問題とか、教育の問題とか、文化の問題とか、いろんな問題が捉まえてありますけれども、そんなことまで波及してくる大事な問題だというふうに考えて、まずは経済の部分で1兆5,000億を目指したいと思

います。

○中野一則議員 決意のほどを聞きました。成功を祈ります。

それから、フードビジネス振興構想の目標値の決め方、特に27年度にいろいろ目標を定めてありますが、これは知事の政策提言、基本政策を大変重要視してつくったということなんです。食の王国みやぎの確立、農業産出額平成27年目標3,300億円とありますが、これは知事の達成目標であります。このことが可能かどうかを、その御認識を含めて知事にお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 議員から御指摘がありましたように、農業を取り巻く状況、また本県、我が国の経済を取り巻く状況は大変厳しゅうございますが、やはり高い目標を掲げて、それに向けて全力で取り組むことが、本県のこれからの成長に結びつくのではないかというふうに考えておるところでございます。しっかりと現状の厳しさを認識しながらも、関係者が一丸となって前に進んでまいりたい、そのような決意であります。

○中野一則議員 時間が来ました。これで平成25年2月議会の質問の全てを終わります。

(拍手)

○外山三博議長 以上で一般質問は終わりました。

---

### ◎ 議案に対する質疑

○外山三博議長 ここで、今回提案されております議案に対する質疑の通告がありますので、これを許します。

質疑についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。一般質問に続いての質疑となりますが、いましばらくよろしく願いいたします。提出をされました議案について、通告のもとに質疑を行わせていただきます。知事並びに関係部長にそれぞれ御答弁をいただきたいと思っております。

まず、議案第60号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」、483億4,596万4,000円の追加補正について伺います。

今回の追加補正は、国の緊急経済対策として大型補正が提案をされました。国は、今経済対策での地方負担が大きいことへの配慮や、対策を迅速に進めるため、今回限りの特別措置として地域の元氣臨時交付金約1.4兆円を創設するなどしていますが、これらをどのように活用する計画かなど、補正予算の内容についてお聞かせいただきたいと思っております。知事をお願いいたします。

壇上から一括して質疑をいたします。

また、交付金72億7,822万9,000円を既存の基金6件に積み増しを行っていますが、それぞれの積立額と24年度末の基金残高見込みについて、総務部長をお願いいたします。

また、その中で、特に森林整備加速化・林業再生基金及び緊急雇用創出事業臨時特例基金については、今後の活用計画について伺いたいと思っております。環境森林部長、商工観光労働部長、お願いいたします。

次に、議案第53号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」について伺います。

国家公務員の退職手当の制度の改定に合わせて、本県職員の退職手当についても改定を行うとのことですが、改定の具体的な内容をお聞か



してください。また、労働組合との協議はなされたのか、結果はどうだったのかもあわせてお聞かせいただきたいと思います。また、今回の改定において影響を受ける対象者数、減額される1人当たりの金額などもお聞かせください。また、給与体系が、例えば社会福祉協議会などのように県職員の給与規定に準じている団体への影響についてもお聞かせいただきたいと思いません。

次に、議案第1号「平成25年度宮崎県一般会計予算」について伺います。

国は、生活扶助基準の見直しを行い、今後3年間で670億円程度、6.5%程度の削減、また期末一時扶助の見直しで70億円程度の削減を見込んでいることを明らかにしています。こうした生活扶助基準の見直しに伴い、ほかのさまざまな制度への関連で県民の暮らしに及ぶ影響が心配されますが、生活保護に係る県の平成25年度当初予算の対応を伺いたいと思いません。

次に、地方公務員給与について伺います。先ほど鳥飼議員も一般質問されましたが、大事な中身なので改めて質疑を行いたいと思いません。今回、国は、国家公務員と同様に地方公務員の給与減額を実施するとして、地方交付税の削減を行っています。しかし、本来、地方公務員の給与は、地方公務員法により個々の自治体の条例に基づき自主的に決定されるものであって、国が地方公務員の給与削減を強制し、給与に係る地方交付税を一方的に削減することはあってはならないことで、地方自治の根幹にかかわる問題でもあります。そこで、その額はどれほどになっているのか、伺いたいというふうに思います。総務部長にお願いをいたします。

次に、事業、施策について伺います。1つは、太陽光発電システム導入促進事業の新年度

の予算額が7,500万円と、平成24年度の1億5,000万円の半分に減額をされて、個人への補助金も半分に減額をされています。県のエネルギー政策からいっても、もっと充実させるべき予算と思うのですが、減額した理由をお聞かせください。また、同事業は県民の関心も高く、十分に活用が進んだと聞いています。この事業の24年度の交付決定件数や予算の終了時期など、活用状況もあわせて伺いたいと思いません。環境森林部長にお願いをいたします。

次に、木造住宅耐震化リフォーム促進事業について伺います。県が唯一、住宅リフォーム事業と位置づけての耐震化事業です。しかし、予算が平成24年度の5,000万円から25年度は1,000万円と、5分の1に減額をされています。補助率を3分の1から2分の1に引き上げる措置が図られていますが、家屋の倒壊から命を守るための必要性の高い事業と思うのですが、予算を減額した理由をお聞かせください。県土整備部長にお願いをいたします。

最後に、議案第24号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について伺います。

県は、人事委員会の勧告を踏まえて、県職員の住宅手当の改定を行うとしていますが、人事委員会勧告の内容と住宅手当改定の具体的な内容をお聞かせください。また、労働組合との協議はなされたのか、結果はどうだったのか、あわせてお聞かせいただきたいと思いません。総務部長にお願いをいたします。

以上で壇上からの質疑を終わり、後の時間は自席から行います。〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

追加補正予算案の内容についてであります。

今回、追加提案させていただきました補正予算案につきましては、停滞している県内経済の活性化を図るとともに、全国に比べおこなわれております本県の社会資本整備や防災・減災対策の強化などを図る観点から措置したものであり、公共事業などの地方負担額のおおむね8割について、いわゆる「地域の元気臨時交付金」が措置されることもありまして、積極的に国の予算を確保して編成したものであります。

総額約483億円の予算規模となっております。このうち公共事業につきましては、道路や土地改良事業などの補助・交付金事業と、港湾や高速道路などの直轄事業負担金として、約398億円を計上しております。また、公共事業以外につきましては、森林整備加速化・林業再生基金などの既存の基金への積み立てや、農業用施設の整備への助成、災害時に住民に情報提供等を行うシステムの整備費など、約86億円を計上しております。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（四本 孝君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、追加補正予算案における基金積み立て等についてであります。今回の追加補正予算案においては、6件の基金積み立てをお願いしております。それぞれの積立額と積み立て後の平成24年度末残高見込み額は、まず消費者行政活性化基金については、積立額が6,000万円で残高見込み額が約6,019万円、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金については、積立額が1億円で残高見込み額が約5億3,700万円、地域自殺対策緊急強化基金については、積立額が4,485万円で残高見込み額が8,200万円、安心こども基金については、積立額が6億3,163万1,000円で残高見込み額が約38億6,800万円、森林整備加速化・林業再生基金については、積立額が48億5,174

万8,000円で残高見込み額が約89億9,300万円、緊急雇用創出事業臨時特例基金については、積立額が15億9,000万円で残高見込み額が約39億3,700万円となっております。

次に、「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」の改正内容についてであります。今回の改正は、退職手当の支給水準の官民均衡を図るために設けられている調整率を引き下げるというものであります。改正の理由としては、昨年度、人事院が調査を行い、民間に比べ国家公務員のほうが約400万円高いという結果が出され、それを踏まえて、国家公務員の退職手当について調整率を引き下げる法律が、ことしの1月1日から施行されたところであります。またあわせて、地方公務員についても同様の措置を行うよう国から要請がなされたところであり、本県の退職手当制度は国に準じていることから、国と同様の改正を行うこととするものであります。

改正の具体的な内容は、現行の調整率が100分の104となっておりますが、これを段階的に引き下げることとし、公布の日から平成25年9月30日までは100分の98に、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは100分の92に、平成26年7月1日以降は100分の87に改正をするものです。

なお、公布の日から施行することとしており、3月11日の本会議で議決をいただいた場合には、議決後、速やかに公布・施行をしたいと考えております。また、職員団体とは十分に話し合いを行い、合意を得た上で条例改正案を提出しているものであります。

次に、今回の改正の影響を受ける対象者数と減額される1人当たりの金額についてであります。今回の改正は、基本的には、今後、退職手当の支給を受ける全ての職員が対象となりま

す。今回の段階的な引き下げ期間に係る定年退職者数でお答えいたしますと、今年度、平成24年度は、知事、教育、警察、病院の各任命権者合計で309人、25年度は合計で419人、26年度は合計で471人となっております。また、改正によって減額される1人当たりの金額については、定年退職者の場合、段階的な引き下げのうち、今年度の1回目の引き下げでは約140万円から150万円の減、25年度10月の2回目の引き下げでは140万円から150万円の減、26年7月の3回目の引き下げでは約100万円から120万円の減で、制度完成時においては約400万円の減となると試算をしております。

次に、給与体系が県の規定に準じている団体等への影響についてであります。県内には、職員の給与に関する規程を県の規定に準じることとしている団体等があることは承知しておりますが、今回の退職手当の改正をどうするか、これはそれぞれの団体において判断をされるものと考えておりますので、現時点ではその影響を把握することは困難であります。

次に、地方交付税についてであります。平成25年度の地方財政対策におきましては、7月から、国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として地方公務員の給与費が削減されており、給与費削減の見合いとして、緊急防災・減災事業費や地域の元気づくり事業費等が措置されたものの、これらの影響などによりまして地方交付税等が減少したところであります。

この結果、本県の平成25年度当初予算案では、地方交付税が1,835億300万円、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債が375億2,700万円となり、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税額は2,210億3,000万

円と、今年度当初予算額から46億700万円の減となったところであります。

最後に、住居手当の改正についてであります。今回の改正は、自宅に係る住居手当を廃止するというものであります。具体的には、現行の手当額は、新築・購入から5年以内は月額2,000円、5年を超えたら月額1,000円というのですが、これを25年3月末で廃止するものであります。この手当につきましても、国が既に廃止していることや、全国の都道府県においても半数以上が廃止していること、また手当額も少額であり、手当の意義が薄れていること等から、昨年、人事委員会から、本県においても廃止することが適当であるとの勧告がなされたものであります。本県職員の給与につきましても、従来より人事委員会勧告に基づき改正を行っておりますことから、今回も勧告どおり廃止するための条例改正案を提出しているものであります。

また、職員団体との協議については、昨年、人事委員会勧告を受けた後に話し合いを行い、合意を得た上で、今回の条例改正案を提出しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（土持正弘君）〔登壇〕 お答えいたします。

生活保護の当初予算案についてであります。生活保護の生活扶助基準については、平成25年度から3年程度で段階的に削減する方向性が発表されており、8月の実施に向けて現在、国において検討中であります。このため、生活保護に係る県の平成25年度当初予算案につきましては、従来どおり必要な予算をお願いしており、見直しに伴う削減は行っておりません。

なお、見直しに伴う他制度に生じる影響につ

いて、国は閣議決定した対応方針において、「それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り影響が及ばないように対応することを基本的な考え方とする」とされているところでございます。以上でございます。

〔降壇〕

○環境森林部長（堀野 誠君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、森林整備加速化・林業再生基金についてであります。この基金につきましては、平成25年度から26年度の2年間で取り崩しながら、間伐の推進や森林路網の整備、さらにバイオマス利活用施設の整備や公共建築物の木造化などに活用し、森林所有者の所得向上や林業・木材産業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電システム導入促進事業につきましては、限られた予算の中で、太陽光発電システムの設置経費が年々下がっていることから、補助額の見直しを行い、今年度と同程度の補助件数を確保できる予算をお願いしているところであります。また、平成24年度の補助につきましては、交付決定件数が2,266件で、補助の受け付けは8月23日に終了いたしました。以上でございます。〔降壇〕

○商工観光労働部長（米原隆夫君）〔登壇〕

お答えいたします。

緊急雇用創出事業臨時特例基金についてであります。今回、追加補正案で積み増しをお願いしている15億9,000万円につきましては、新たな地域の雇用の受け皿となるような事業を民間企業等に委託して実施するためのものであります。これを含めまして、来年度は32億8,500万円余の雇用創出事業を実施し、1,245人の失業者を雇用する見込みであります。以上であります。

〔降壇〕

○県土整備部長（濱田良和君）〔登壇〕 お答えいたします。

木造住宅耐震化リフォーム促進事業についてであります。この事業につきましては、本年度は初年度ということもあり、事業の趣旨を県民の皆様には十分お伝えすることができず、目標を大きく下回ったわけでございますが、事業そのものは、県民の生命や財産を守るために必要な事業であることから、来年度の予算額につきましては、補助制度を拡充し、より利用しやすくしたことなどを勘案して、今年度の実績見込みの約2倍となる1,000万円をお願いしているところであります。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 それぞれありがとうございました。

最後に、1点だけ確認をさせていただきたいと思うんですが、生活扶助費の見直しの件で、ほかの制度に影響が極力及ばないようにするという、政府からそういうものが来ているという御答弁でしたが、文書か何かでそういう通知が来ているんでしょうか。そここのところを確認させていただきたいと思います

○福祉保健部長（土持正弘君） 御質疑に対する答弁でも申し上げたところでございますけれども、国のほうからは事務連絡という形で来ております。そのことの趣旨につきましては、県のほうから市町村へは部長名で公文書でお渡しをしたところでございます。

○前屋敷恵美議員 わかりました。後は委員会で深めさせていただきます。ありがとうございました。

○外山三博議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終了いたしました。

---

◎ 議案第1号から第61号まで及び請願

委員会付託

○外山三博議長 次に、今回提案されました議案第1号から第61号までの各号議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす7日から10日までは、常任委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、3月11日午前10時開会、平成24年度補正予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時25分散会

3月11日（月）

平成 25 年 3 月 11 日 ( 月 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)  
2 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)  
3 番 凶 師 博 規 (日日新)  
4 番 渡 辺 創 (新みやざき)  
5 番 松 村 悟 郎 (自由民主党)  
6 番 内 村 仁 子 (同)  
7 番 岩 下 斌 彦 (同)  
8 番 後 藤 哲 朗 (同)  
9 番 右 松 隆 央 (同)  
10 番 二 見 康 之 (同)  
11 番 清 山 知 憲 (同)  
13 番 外 山 三 博 (同)  
14 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)  
15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)  
16 番 太 田 清 海 (同)  
17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)  
18 番 西 村 賢 (同)  
19 番 星 原 透 (自由民主党)  
20 番 蓬 原 正 三 (同)  
21 番 井 本 英 雄 (同)  
22 番 横 田 照 夫 (同)  
23 番 宮 原 義 久 (同)  
24 番 押 川 修 一 郎 (同)  
25 番 山 下 博 三 (同)  
26 番 黒 木 正 一 (同)  
27 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)  
28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)  
29 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)  
30 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)  
31 番 徳 重 忠 夫 (同)  
32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)  
33 番 十 屋 幸 平 (同)  
34 番 中 野 廣 明 (同)  
35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)  
36 番 福 田 作 弥 (同)  
37 番 坂 口 博 美 (同)  
38 番 中 村 幸 一 (同)  
39 番 中 野 一 則 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事 河 野 俊 嗣  
副 知 事 牧 元 幸 司  
総 合 政 策 部 長 稲 用 博 美  
総 務 部 長 四 本 孝  
危 機 管 理 統 括 監 橋 本 憲 次 郎  
福 祉 保 健 部 長 土 持 正 弘  
環 境 森 林 部 長 堀 野 誠  
商 工 観 光 労 働 部 長 米 原 隆 夫  
農 政 水 産 部 長 岡 村 巖  
県 土 整 備 部 長 濱 田 良 和  
会 計 管 理 者 長 豊 島 美 敏  
企 業 局 長 濱 砂 公 一  
病 院 局 長 渡 邊 亮 一  
財 政 課 長 福 田 直 子  
教 育 委 員 長 近 藤 好 子  
教 育 長 飛 田 洋 章  
公 安 委 員 長 山 崎 殖 達  
警 察 本 部 長 加 藤 也  
人 事 委 員 長 村 社 秀  
代 表 監 査 委 員 宮 本 尊

事務局職員出席者

事 務 局 長 田 原 新 一  
事 務 局 次 長 小 八 重 英 稔  
総 務 課 長 山 之 内  
議 事 課 長 福 嶋 幸 徳  
政 策 調 査 課 長 佐 野 詔 藏  
議 事 課 長 補 佐 谷 口 浩 太 郎  
議 事 担 当 主 幹 伊 豆 雅 広  
議 事 課 主 査 関 谷 幸 二  
議 事 課 主 任 主 事 川 崎 一 臣

---

◎ 東日本大震災の犠牲者への黙祷

○外山三博議長 ただいまの出席議員38名。全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事に先立ち、申し上げます。

一昨年の3月11日に発生しました東日本大震災から本日で2年を迎えました。本県議会は、この大災害で亡くなられた多くの方々に対し、謹んで哀悼の意を表するものであります。

ここに犠牲となられた方々の御冥福を祈り、黙祷をささげたいと思います。

御起立をお願いいたします。傍聴の方々も御協力お願いをいたします。黙祷。

〔全員起立、黙祷〕

○外山三博議長 黙祷を終わります。

御着席ください。

---

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第42号から第61号まで）

○外山三博議長 本日の日程は、平成24年度補正予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第42号から第61号までの各号議案を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第42号外5件であります。慎重に審査を行いました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第53号については賛成多数、その

他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第42号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」についてであります。

この補正は、公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、補正額は256億5,700万円余の減額となっております。歳入財源の主なものとしては、地方交付税が41億7,900万円余、県税が1億6,000万円の増額となる一方、国庫支出金が94億7,500万円余、繰入金が86億2,200万円余、県債が74億8,100万円余の減額となっております。

次に、追加補正である議案第60号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）」についてであります。

この補正は、国の緊急経済対策の実施に伴う経費について措置するものであり、補正額は483億4,500万円余の増額となっております。歳入財源の主なものとしては、国庫支出金が309億5,200万円余、県債が153億600万円余の増額となっております。この結果、議案第42号に係る補正額を含めた補正後の一般会計の予算額は6,026億600万円余となります。

このうち、総合政策部所管の補正予算は、5億3,600万円余の減額補正及び追加補正で6,000万円余の増額となり、最終予算額は125億1,800万円余となります。

また、総務部所管の補正予算は、23億7,200万円余の増額補正及び追加補正で1億5,900万円余の増額となり、最終予算額は1,481億7,300万円余となります。

このうち、東日本大震災被災者等支援基金設



置事業についてであります。

このことに関連して、委員より、「被災証明等を持つ避難者に対しては、県営住宅への無償受け入れ等の支援があるが、原子力発電所事故の影響により、同証明等が発行されない地域からの避難者も数多くおり、そのような方に対してはどのような支援があるのか」との質疑があり、当局より、「証明等の有無にかかわらず、避難者みずからの申し出に基づいて登録を行う全国避難者情報システムにより把握されている避難者に対しては、避難前に居住していた自治体及び本県からさまざまな情報提供を行っている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「避難者同士が情報交換できる拠点の設置など、長期化する避難生活を支援する方策を検討していただきたい」との要望がありました。

次に、国の緊急経済対策による公共事業についてであります。

このことについて、委員より、「多額の予算となるが、執行体制は整っているのか」との質疑があり、当局より、「公共事業等に係る入札公告の前倒しや入札手続の簡素化、契約手続の迅速化など、早期執行に向けて万全を期すよう関係各部局に対し通知するなど、必要な措置を講じているところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、実効ある緊急経済対策となるよう、迅速かつ円滑な事業の実施に、より一層努めるよう要望いたします。

最後に、議案第61号「宮崎県副知事の定数を定める条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、本県の新たな成長に向けて各種施策をより積極的に推進するに当たり、組織体制の

強化が必要であることから、副知事を2人体制とする改正を行うものであります。

このことについて委員より、「県が行財政改革を進める中、本当に今、副知事が2人必要であるのか」との意見や、「大きな費用負担が生じるので、それに見合った効果を上げていただきたい」との意見などがありました。

当委員会といたしましては、厳しい財政状況の中、新たな財政負担を伴う副知事2人制を採用することから、体制の強化により各種政策が円滑に推進され、より一層の県勢の発展が図られることを強く要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、厚生常任委員会、高橋透委員長。

○高橋透議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第42号外2件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計40億6,600万円余の減額補正及び追加補正で一般会計7億7,600万円余を増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた福祉保健部の最終予算額は958億9,500万円余となります。

このうち、事業費の確定等により減額補正された事業全般についてであります。

当局より、各事業の補正について説明があり

ましたが、その多くが、「当初見込みを下回ったことによる」というものや、「補助金等の申請がなかったことによる」という理由でありました。

このことについて複数の委員より、「入札や経費節減による執行残を減額するのは当然のことであるが、市町村に対する補助金等において円滑な活用が図られていない場合は、事業の周知や見直しを改めて行うなど効果的な予算の配分や執行に努め、積極的な事業の推進に取り組んでもらいたい」との要望がありました。

次に、国の緊急経済対策の実施に伴う追加補正についてであります。

これは、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金など3つの基金の積み増しを行うものであります。

当委員会といたしましては、これらの基金で行う事業は、社会福祉施設等の耐震化や自殺対策の強化など県民生活に密着するものであり、また、停滞している県内経済の活性化を図る観点からも、事業の早期発注など速やかな予算の執行に努められるよう要望するものであります。

最後に、県立宮崎病院の整備のあり方についてであります。

このことについて当局より、県立宮崎病院の施設の老朽化や狭隘化が進んでいることや、防災力向上の観点から、今後の施設整備のあり方について、既存施設を改修する案から全面改築を行う案まで4つの案が示され、今後、病院内外の意見を広く聴取しながら、平成25年度中には整備の方向性を出したいとの説明がありました。

当委員会といたしましては、県立宮崎病院は、高度医療や救命救急医療を提供する病院で

あるとともに、災害時の拠点病院となる、本県における中核的病院でありますので、将来にわたり、県民に期待され、信頼される病院となるよう、施設整備に当たっては、今後の県立病院のあり方や果たす役割などについて十分に議論を尽くし、慎重に検討されるよう要望するものであります。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、商工建設常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第42号外8件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計27億5,000万円余、特別会計1億7,500万円余の減額補正及び追加補正で一般会計15億9,000万円余を増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた商工観光労働部の最終予算額は456億2,400万円余となります。

次に、100万泊県民運動についてであります。

このことについて、委員より、「当運動の推進に当たっての方針及び対策はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「県民の方々に県内の魅力を再発見していただき、観光地を周遊していただくというものであり、積極的な観光情報の提供や旅行商品造成のための支援

を行っているところである」との答弁がありました。

国の統計によると、平成24年1月から9月までの速報値では、県内宿泊者数が約58万人にとどまっており、100万泊の達成には厳しい状況であることから、当委員会としましては、知事が先頭に立ち、各部局とも連携して取り組むよう要望いたします。

次に、本県の雇用情勢についてであります。

このことについて、委員より、「現在示されている有効求人倍率や新規求人数の動きに加えて、より詳細な雇用の実態についても把握すべきではないか」との質疑があり、当局より、「雇用の実態については、国勢調査や経済センサスなどを活用しながら分析するとともに、宮崎労働局と今後さらに詳細な分析に向けた協議を行いたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、国の調査に加えて、県においても詳細な分析のもと雇用の実態を把握し、さらなる雇用対策を推進するよう要望いたします。

次に、宮崎県地域産業集積・活性化基本計画の改定についてであります。

この計画は、企業立地促進法に基づき、県、市町村及び関係機関が緊密に連携し、人材育成や技術支援、インフラ等の立地環境の整備を進めながら、本県が持つすぐれた住環境や豊富で良質な労働力、農林水産資源等の強みを最大限に生かした産業の集積と活性化を図ることを目的としております。

当委員会としましては、当計画により、さらなる企業立地を促進し、地域経済の活性化を図っていくとともに、立地企業の最終雇用予定者数に対する実雇用者数について実態の把握に努めながら、雇用の確保を図っていくよう要望

いたします。

最後に、県土整備部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計113億8,900万円余、特別会計1億2,500万円余の減額補正及び追加補正で一般会計231億2,300万円余を増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた県土整備部の最終予算額は900億1,900万円余となります。

このうち、木造住宅耐震化リフォーム支援事業についてであります。

このことについて、委員より、「執行残が多額となっているが、どのような広報活動を行ってきたのか」との質疑があり、当局より、「普及啓発のために広報紙の活用や相談窓口を設置しているところである。今後は、メディアを活用した広報を検討するとともに、特に高齢者世帯について事業の活用が図られるよう、積極的な広報を検討していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、防災・減災対策の強化の推進のために周知を徹底するとともに、より県民が利用しやすい事業となるよう要望いたします。

最後に、追加補正予算の執行体制についてであります。

このことについて、委員より、「今回の経済対策に伴う追加補正に関して、今後の事業執行の見通しはどうか」との質疑があり、当局より、「業界団体との連携を図りながら、今回の追加補正も含めた当年度予算の速やかな執行に向けて、全力で取り組んでいきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、積極的かつ速やかな事業執行に向けて、体制の整備に万全を期

すよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 次は、環境農林水産常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第42号外6件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で29億4,700万円余、特別会計で5,000万円余の減額補正及び追加補正で一般会計102億8,900万円余を増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた環境森林部の最終予算額は340億1,200万円余となります。

このうち、エネルギー対策推進費についてであります。

このことについて、委員より、「太陽光発電の導入をさらに加速化すべきと考えるが、今後はどのような方策を検討しているか」との質疑があり、当局より、「厳しい財政事情の中ではあるが、できるだけ多くの方々が導入できるよう、引き続き補助事業等による支援をするとともに、融資制度も継続していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、社会経済情勢を踏まえ、支援制度を柔軟に運用し、全国第2位の世帯普及率という地位に甘んじることなく、

より一層の普及に努めていただくよう要望いたします。

次に、エコクリーンプラザみやざきにおける今後の対応についてであります。

このことについて、当局より、「計画当時の課題が解消されてきたこと等から、平成32年をもって公共関与を終了する方針であり、今後、参画自治体や地元対策協議会と協議を始めることとした」との説明があり、委員より、「当該施設の整備に当たっては、県が関与したことによって地元対策協議会との同意が得られた経緯もあるので、地域住民が不安とならないよう丁寧な対応をしてもらいたい」との要望がありました。

また、他の委員より、「施設の維持管理についても参画自治体と十分協議し、はっきりとした形で関与を終了してもらいたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、今後、地元対策協議会や参画自治体と十分に協議を行い、混乱を招くことなく県の関与を終了できるよう対応することを要望いたします。

次に、農政水産部所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で48億3,500万円余、特別会計で1億3,400万円余の減額補正及び追加補正で一般会計121億3,200万円余を増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた農政水産部の最終予算額は433億800万円余となります。

このうち、青年就農給付金事業についてであります。

このことについて、委員より、「この事業は給付要件が厳しいとの声を聞く。現状はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、

「当初計画の550名に対して給付実績は252名であり、独立・自営要件が大きなハードルとなった。今後、農家の後継者も利用しやすい制度となるよう、国に改善を申し入れるとともに、各種施策を適切に組み合わせて対策をとっていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、活力ある農業・農村づくりやフードビジネスに積極的に取り組むためには、強い意欲を有する新規就農者の確保が必須であるため、青年就農給付金事業を初めとする各種施策の活用が図られるよう要望いたします。

最後に、国の緊急経済対策の実施に伴う補正についてであります。

このことについては複数の委員より、「本県の経済や雇用対策のためにも、事業の実施に当たっては万全を期し、速やかに予算を執行していただきたい」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、文教警察企業常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第42号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で7億8,500万円余の減額補正及び追加補正で一般会計1億5,700

万円余を増額するものであります。この結果、公安委員会の最終一般会計予算額は280億6,500万円余となります。

次に、宮崎県における警察署の在り方検討委員会の設置についてであります。

このことについて当局より、「警察署の統廃合や管轄区間の見直し、警察署庁舎整備の必要性など警察署のあり方について検討するため、有識者等第三者による委員会を設置することとした」との報告がありました。

このことについて委員より、「警察署庁舎の建てかえについては、耐震や沿岸防災及び都市計画の観点も含め幅広く検討していただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で6億4,600万円余の減額、特別会計で5億3,200万円余の増額補正及び追加補正で一般会計5,600万円余を増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた教育委員会の最終予算額は1,090億7,400万円余となります。

このうち、県立学校避難経路整備事業についてであります。

このことに関連して、委員より、「特別支援学校2校においては、津波発生時に屋上へ避難できるような屋外階段及び屋上手すり等を設置することであるが、避難経路の整備だけではなく、避難をどのように行うかということも重要ではないか」という意見があり、当局より、「特別支援学校の児童生徒は障がいのある子供たちであることから、避難については十分な配慮が必要であるため、短時間で速やかに避難できるような児童生徒と教諭が一体となった訓練を繰り返し行うとともに、訓練において明らかと

なった課題については、その都度解決していくように取り組んでいる」との答弁がありました。

次に、農業の6次産業化教育施設整備事業についてであります。

これは、県立高鍋農業高等学校において、今後の本県の農業を担う生徒たちが、農業の6次産業化について、生産から加工、流通・販売までを実践的に学べるよう、販売実習室、収穫調整室で構成する販売実習棟を整備する事業であります。

このことについて委員より、「農業法人だけではなく個人農家でも6次産業を目指すことは重要であり、本県農業活性化に向け、積極性と創造性を備えた人材を育成するように努めてもらいたい」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 [登壇] おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。討論に先立ちまして、一言申し述べます。

東日本大震災と原発事故から、きょう3月11日で2年を迎えました。改めて、犠牲になられた方々とその御家族、関係の方々に深い哀悼の意を表明するものです。そして、全ての被災者

の皆さん、今なお避難生活を余儀なくされておられる方々に、心からのお見舞いを申し上げます。

今も被災地は、復旧・復興とほど遠い生活が続いているのが現状です。今こそ被災者と心を共有する復興策が求められています。日本共産党は、全ての被災者の方々が安心して住み続けられるふるさとを取り戻すまで、ともに力を合わせて奮闘する決意を表明するものです。

それでは、討論を行います。

今議会に提案されました議案第53号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」及び第61号について、反対の立場から、また、議案第42号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」及び第60号について、賛成の立場から討論いたします。

まず、議案第53号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」についてです。

本条例案は、国家公務員の退職手当の支給水準の引き下げ措置に合わせて、県職員の退職手当の引き下げを行おうとするものです。今回の措置により、退職手当の平均削減額は約400万円の減になると試算されています。これまでも職員給与は、民間に合わせるとして連続して引き下げられてきました。その上400万円もの退職手当の削減は、職員とその家族の生活設計を大幅に狂わせてしまいます。また、勤労者世帯の年収が、ピーク時から平均102万円も減り、消費が落ち込んでいるときに、さらに所得を減らすことは、デフレ不況と地域経済の落ち込みを一層深刻にすることは明らかです。国の要請があったとする今回の措置ですが、今まさに国会の議論でも、国民所得を引き上げることがデフレ不況からの脱却の最重要課題であることが、政府答弁からも明確になっています。今回の退職手

当の問題も、低い水準に合わせていくという国の施策そのものが矛盾に満ちたものになっています。こうした国の要請にはきっぱり反対をして、削減はしないという本県なりの判断をする姿勢こそが、地方自治のあり方にも沿うものではないでしょうか。退職手当削減は認められません。

次に、議案第61号「宮崎県副知事の定数を定める条例の一部を改正する条例」についてです。

本条例案は、現行の副知事定数1名を2名にふやすという提案です。県の各種施策をより積極的に推進するための体制強化を図ることがその理由とされていますが、果たして今、この時期に2人体制にすることが必要不可欠なことなのか、もっと県民的議論も必要ではないかと思えます。これまで行財政改革のもとに、とりわけ人件費の削減を大きな柱に、職員定数の削減、給与の削減が行われてきました。結果的には県民サービスの低下につながっていることは否めないと思えます。積極的な施策の推進は大いに結構なことです。幹部体制を強化して、より大きなプロジェクトを企画・運営する。しかし、実際にその仕事を推進していくのは、現場で働く職員の皆さんです。そのための体制強化こそ必要なのではないのでしょうか。繰り返しになりますが、あらゆる歳出を見直す行財政改革を断行している現在、多額の経費を要する副知事の2人制を導入しなければならない道理ある理由が不明確だと思えます。もっと県民にも納得できる合意が得られる努力が必要ではないでしょうか。したがって、現段階での副知事2人制の提案は受け入れられません。

次に、議案第42号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」及び第60号補正予算

(第5号)については、賛成する立場で討論をいたします。

今回の補正予算(第4号)は、一般会計から総額256億5,798万円余を減額し、一般会計予算総額を5,542億6,093万円とするものです。今回の補正も減額が多額に及んでいます。その内容で、「国庫補助の決定に伴うもの」「執行残に伴うもの」とする減額補正が多数見られます。民生費では、高齢者医療対策費や国民健康保険助成費、生活保護扶助費、介護保険対策費などが多額の減額に、衛生費でも難病対策費や肝炎治療費助成事業などで、また、商工費の中小企業金融対策費、小規模事業対策費などでも多額の減額措置が見られます。特に福祉関連予算では、県民の健康や暮らしに直接かかわるものだけに、その執行に当たっては、単に見込みが下がったからなどとするにとどめず、市町村とも連携を密にして、日常的に県民生活の状況を的確に把握し、制度の周知徹底を図りながら、県民の福祉・健康の増進、また暮らしの向上に寄与できるように予算執行を行うことが大切であることを指摘しておきたいと思えます。

また、基金事業である子宮頸がん等予防ワクチン接種緊急促進事業については、1年延長されたものの24年度で終了します。今後、国の定期接種化への要望を強めるとともに、当面は県の助成が必要であると思えます。ぜひ予算化を求めたいと思えます。

また、追加の補正予算(第5号)については、国の緊急経済対策とする483億4,596万円余の大型補正です。その大部分が農林水産業費、土木費の公共事業に充てられ、国の直轄事業の県負担金もかなりの金額に及びますが、社会資本整備とともに道路や河川等の防災・減災対策等に措置され、また交付金の既存基金への積み

増しや事業期間の延長なども行われ、深刻な雇用や震災対策、子育て支援等の施策に充てられています。実質、これらの事業は新年度で執行されるものですが、真に県民福祉の充実や地域経済の活性化につながるよう、迅速な手だてで生きた予算の使い方になることを期待して、本補正予算案に賛成することを述べて、討論いたします。以上です。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第53号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議案第53号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第61号採決

○外山三博議長 次に、議案第61号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第42号から第52号まで及び  
第54号から第60号まで採決

○外山三博議長 次に、議案第42号から第52号まで及び第54号から第60号までの各号議案につ

いて、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 知事発言

○外山三博議長 ここで、知事より発言の申し出がありますので、これを許します。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 一言お礼を申し上げます。

ただいま議案第42号から第61号までにつきまして議決をいただきました。特に議案第61号「宮崎県副知事の定数を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、審議日程に特別の御配慮をいただきましたことに対し、心から感謝を申し上げます。

副知事2人制につきましては、これまで御説明申し上げましたとおり、本県がこれから新たな成長に向け、これまで以上に攻めの姿勢で積極的に各種施策に取り組む上において、また、県議会、国、市町村、関係団体などと、よりきめ細かな連携を図るために必要な執行体制の強化となりますので、大変ありがたく思っております。人事案につきましては、早急に御提案させていただきますので、格別の取り扱いをいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

今後とも、これまでにいただきました御指摘や御議論を踏まえ、県勢発展のため、県議会の皆様とともに誠心誠意全力で取り組んでまいり所存でありますので、御指導、御協力のほどよ



平成25年 3月11日(月)

ろしくお願い申し上げます。以上であります。

[降壇]

○外山三博議長 知事の発言は終わりました。

本日はこれで散会いたします。

午前10時42分散会

3 月 12 日 (火)

# 平成 25 年 3 月 12 日 ( 火 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	( 郷 中 の 会 )
2 番	重 松 幸 次 郎	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )
3 番	凶 師 博 規	( 日 日 新 )
4 番	渡 辺 創	( 新 み や ざ き )
5 番	松 村 悟 郎	( 自 由 民 主 党 )
6 番	内 村 仁 子	( 同 )
7 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
8 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
9 番	右 松 隆 央	( 同 )
10 番	二 見 康 之	( 同 )
11 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	外 山 三 博	( 同 )
14 番	河 野 哲 也	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )
15 番	高 橋 透	( 社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団 )
16 番	太 田 清 海	( 同 )
17 番	田 口 雄 二	( 新 み や ざ き )
18 番	西 村 賢	( 同 )
19 番	星 原 透	( 自 由 民 主 党 )
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	横 田 照 夫	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
25 番	山 下 博 三	( 同 )
26 番	黒 木 正 一	( 同 )
27 番	前 屋 敷 恵 美	( 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 )
28 番	新 見 昌 安	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )
29 番	鳥 飼 謙 二	( 社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団 )
30 番	井 上 紀 代 子	( 新 み や ざ き )
31 番	徳 重 忠 夫	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	( 自 由 民 主 党 )
33 番	十 屋 幸 平	( 同 )
34 番	中 野 廣 明	( 同 )
35 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
36 番	福 田 作 弥	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	中 野 一 則	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	牧 元 幸 司
総 合 政 策 部 長	稲 用 博 美
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	土 持 正 弘
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	米 原 隆 夫
農 政 水 産 部 長	岡 村 巖
県 土 整 備 部 長	濱 田 良 和
会 計 管 理 者	豊 島 美 敏
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	加 藤 達 也
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊 秋
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 栞 保 博

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事 務 局 次 長	小 八 重 英 稔
総 務 課 長	山 之 内 幸 徳
議 事 課 長	福 嶋 昭 藏
政 策 調 査 課 長	佐 野 浩 太 郎
議 事 課 長 補 佐	谷 口 雅 広
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 幸 二 臣
議 事 課 主 査	関 谷 幸 二 臣
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

---

○外山三博議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しております。

本日は休会の予定でありましたが、議事の都合により、特に会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

---

午前11時0分開議

◎ 議案第62号及び第63号追加上程

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付のとおり、知事より議案第62号及び第63号の送付を受けましたので、これらを日程に追加し議題とすることに御異議ありませんか。〔卷末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

◎ 知事提案理由説明

○外山三博議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。ただいま提案いたしました議案第62号及び議案第63号について御説明申し上げます。

このたび、宮崎県副知事の定数を定める条例の一部を改正し、平成25年4月1日から副知事の定数を2名とすることとしたところであります。また、副知事牧元幸司氏より、平成25年3月31日付で辞職したいとの申し出がありました。そのため、議案第62号は内田欽也氏を、また、議案第63号は稲用博美氏を、それぞれ副知事に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定

により、県議会の同意を求めるものであります。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○外山三博議長 知事の説明は終わりました。

これからの日程をお知らせいたします。

本日の本会議終了後、20日までは、常任委員会並びに特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、21日午前10時開会、平成25年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午前11時3分散会

3月21日（木）

# 平成 25 年 3 月 21 日 ( 木 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	( 郷 中 の 会 )
2 番	重 松 幸 次 郎	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )
3 番	凶 師 博 規	( 日 日 新 )
4 番	渡 辺 創	( 新 み や ざ き )
5 番	松 村 悟 郎	( 自 由 民 主 党 )
6 番	内 村 仁 子	( 同 )
7 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
8 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
9 番	右 松 隆 央	( 同 )
10 番	二 見 康 之	( 同 )
11 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	外 山 三 博	( 同 )
14 番	河 野 哲 也	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )
15 番	高 橋 透	( 社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団 )
16 番	太 田 清 海	( 同 )
17 番	田 口 雄 二	( 新 み や ざ き )
18 番	西 村 賢	( 同 )
19 番	星 原 透	( 自 由 民 主 党 )
20 番	蓬 原 正 三	( 同 )
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	横 田 照 夫	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
25 番	山 下 博 三	( 同 )
26 番	黒 木 正 一	( 同 )
27 番	前 屋 敷 恵 美	( 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 )
28 番	新 見 昌 安	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )
29 番	鳥 飼 謙 二	( 社 会 民 主 党 宮 崎 県 議 団 )
30 番	井 上 紀 代 子	( 新 み や ざ き )
31 番	徳 重 忠 夫	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	( 自 由 民 主 党 )
33 番	十 屋 幸 平	( 同 )
34 番	中 野 廣 明	( 同 )
35 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
36 番	福 田 作 弥	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	中 野 一 則	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	牧 元 幸 司
総 合 政 策 部 長	稲 用 博 美
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	土 持 正 弘
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	米 原 隆 夫
農 政 水 産 部 長	岡 村 巖
県 土 整 備 部 長	濱 田 良 和
会 計 管 理 者 長	豊 島 美 敏
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋 章
公 安 委 員 長	山 崎 殖 達
警 察 本 部 長	加 藤 社 秀
人 事 委 員 長	村 本 尊
代 表 監 査 委 員	宮 本

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事 務 局 次 長	小 八 重 英 稔
総 務 課 長	山 之 内 幸 徳
議 事 課 長	福 嶋 昭 藏
政 策 調 査 課 長	佐 野 浩 太 郎
議 事 課 長 補 佐	谷 口 雅 広
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 幸 二
議 事 課 主 査	関 谷 幸 二
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第41号まで及び請願）

○外山三博議長 ただいまの出席議員38名。全員です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第41号までの各号議案、請願第30号及び第31号並びに継続審査中の請願第26号及び第27号を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外8件及び新規請願1件の計10件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案については全会一致により、また、請願については賛成多数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成25年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました平成25年度一般会計の予算規模は5,661億円で、前年度当初予算に対して67億3,000万円、1.2%の減となっておりますが、実質的な予算規模を比較するため、前年度の公債管理特別会計の新設に伴う臨時的な経費

を除いて比較すると、0.1%減と、ほぼ前年度並みとなっております。

さらに、平成25年度当初予算と平成24年度2月追加補正予算を合わせた実質的な当初予算額は6,144億4,500万円余となり、前年度を大きく上回る積極的型の予算となっております。

また、特別会計については、公債管理特別会計を新設した前年度と比較して7.7%の減、公営企業会計については2.2%の増となっております。

当初予算の特徴としましては、南海トラフ巨大地震の被害想定などを踏まえた緊急的な防災対策の強化や、医療の確保、教育・文化の充実など、全ての県民の暮らしを守る取り組みを進めるとともに、復興から新たな成長へ向け、停滞している県内経済の本格的な回復と将来への揺るぎない産業基盤の構築を図る「光あふれる未来へ向けて～元気なみやざき成長予算」として編成されております。

歳入では、まず、自主財源については、県税収入が前年度と比較して2.6%の減、繰入金1.2%の減となっております。また、依存財源については、地方交付税及びその代替財源である臨時財政対策債が減少したことなどにより、1.5%の減となっております。なお、県債残高については、平成25年度末では1兆565億円で、今年度末と比較して54億円の減となる見込みであり、特に、臨時財政対策債等を除く実質的な県債残高については5,850億円と、268億円の減となる見込みであります。

一方、歳出では、引き続き社会保障関係費が増加する中、第三期財政改革推進計画を踏まえ、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直しなどが図られるとともに、地域経済活性化・防災対策特別枠に

については、特別重点施策の積極的な推進等の観点から、前年度と比較して37億円増となる87億円が措置されております。

収支不足については261億円となり、中期財政見通しと比較して大幅に圧縮したものの、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税額が減少した影響等により、多額の取り崩しが必要となり、財源調整のための基金の平成25年度末残高は、194億円程度となる見込みであります。

次に、総合政策部所管の平成25年度当初予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ138億9,300万円余で、前年度と比較して8億2,500万円余の増となっております。

このうち、東アジア新規航空路線誘致促進支援事業についてであります。

これは、中国や香港との国際チャーター便の運航を支援するとともに、国内ハブ空港との新規路線を開設する格安航空会社に対して支援することにより、国際チャーター便及び格安航空会社路線を誘致し、東アジア地域との新たな国際航空路線の開設に取り組むものであります。

このことについて委員より、「チャーター便等の誘致は、所管課のみでの取り組みにとどまらず、新設される観光物産・東アジア戦略局などと十分に連携を図るべきである」との意見がありました。また、関連して複数の委員より、「アジア市場の開拓やフードビジネス事業の推進など、複数の部局で取り組まなければならない重要な事業が数多くあるため、全庁を挙げて取り組んでもらいたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、部局横断的な施

策の推進に当たっては、部局間の連携の充実が図られるよう、知事等において、調整機能やリーダーシップを遺憾なく発揮していただくことを強く要望いたします。

次に、総務部所管の平成25年度当初予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ2,436億4,800万円余で、公債管理特別会計を新たに設置した前年度と比較して180億5,800万円余の減となっております。

次に、記紀編さん1300年記念事業基本構想についてであります。

このことに関連して、委員より、「当構想は総合政策部で作成されたものであるが、平成25年度の所管はどこになるのか」との質疑があり、当局より、「商工観光労働部に記紀編さん記念事業推進室が新設されることに伴い、現在、総合政策課で所管している当事業に係る業務の全てが商工観光労働部へ移管されることとなる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、業務の移管に伴い、取り組みが後退したり、これまで築いてきた連携体制が弱体化することのないよう、要望いたします。

次に、平成25年度組織改正案についてであります。

このうち、「フードビジネス推進課」の新設についてであります。

これは、フードビジネスの総合的な推進を図るため、総合政策部にフードビジネス推進課を新設するものであります。

このことについて、委員より、「同課において職務を遂行するに当たっては、高い専門性や人脈が求められるため、担当職員はある程度長く在課する必要があるのではないかと考える



が、そのような検討をしているのか」との質疑があり、当局より、「専門的知識や経験、人脈が生かせるような人員配置を行いたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、適切な人員配置に努め、フードビジネスの振興により、地域経済の活性化や雇用の場の創出が図られることを強く要望いたします。

次に、適正な定員管理についてであります。

県では、平成23年6月に策定した「みやざき行財政改革プラン」に基づき、持続可能な行財政基盤の確立を目指してさまざまな取り組みを行っており、その一環として職員数の削減に取り組む、数値目標として平成27年4月1日現在の職員数3,800人を掲げておりますが、平成24年4月1日現在の職員数が3,795人と、既に目標を上回る削減となっております。

このことについて、委員より、「急激な人員削減により、職員の仕事に対するモチベーションの低下が危惧される」との意見があり、当局より、「今年度当初の職員数は、退職者等の影響により、結果的に目標を上回る削減となったが、今後は、設定された数値目標は維持した上で、適正な人員配置に努めるとともに、事務事業の改善を図り、効果的・効率的な行政運営に努めたい」との答弁がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔登壇〕

○外山三博議長 次は、厚生常任委員会、高橋

透委員長。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件及び新規請願1件の計11件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

なお、議案第1号については賛成多数、その他の議案については全会一致により、また請願については賛成少数により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の平成25年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ984億5,400万円余で、前年度と比較して0.1%の減となっております。

このうち、福祉・介護人材確保及び職場定着推進事業についてであります。

この事業は、高齢社会に必要な福祉・介護サービスの確保を図るため、研修会や見学会、テレビCM等を実施し、新たな人材の福祉・介護分野への就労促進等を図るものであります。

このことについて、委員より、「離職理由には給与の低さもあるだろうが、例えば、見学会に参加した学生にはよい面しか見えず、就職した後に現実との違いを感じたりするなど、現場での課題等があるのではないか」との質疑があり、当局より、「実際の現場においては、短時間に多くの介護を行うことから、一人一人と接する時間が限られるなど、志と意欲を持って職につかれた方が、自分の思いとの違いを感じたり、人間関係等により離職する場合があります、施

設長の研修会等を通じ改善を図りたい。また、出産や育児により離職した方の職場への復帰を促すように努めたい」との答弁がありました。

次に、地域子育て・子育て応援事業についてであります。

このことについて、委員より、「「子育て応援サービスの店」の取り組みは、子育て家庭だけでなく、参加企業にもイメージアップにつながるなどのメリットがあり、また、子供に優しい県であるということが発信できる事業であるが、啓発や事業展開はどのように行うのか」との質疑があり、当局より、「企業の協賛を得てキャンペーンを実施したり、応援サービスを利用しやすいように新たに利用カードを発行するなど、事業の拡充に努めることとしている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「子育て世代に優しい地域を築くとともに、家庭は幼児期における子育ての原点であるので、育児休業からの職場復帰支援や父親の育児参画促進など、家庭の子育て力を強化する取り組みなどを含めた子育て環境の整備に努めてもらいたい」との要望がありました。

次に、民生委員活動費等負担金についてであります。

これは、民生委員による地域福祉活動の促進を図るため、活動に要する経費を負担するものであります。

このことに関連して、委員より、「民生委員や児童委員は、ボランティアで活動してもらっているが、負担が多いと感じている。福祉の人材としてどのような存在と解しているのか」との質疑があり、当局より、「民生委員制度は地域福祉の重要な柱と認識している。地域によっては業務量がふえていると聞いており、負担軽

減について市町村と協議することとしている」との答弁がありました。

次に、認知症高齢者グループホームのプリンクラー設置についてであります。

このことについて、委員より、「設置が義務づけられていない小規模の施設は、県内にどの程度あるのか」との質疑があり、当局より、「設置義務のないグループホームは40施設あるが、そのうち8施設が未設置となっている。なお、グループホーム以外の小規模の施設については把握できていない」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、市町村とも連携して設置状況を把握し、未設置の施設には設置してもらえるよう努力するとともに、火災を未然に防ぐ体制整備の徹底に取り組むことを要望するものであります。

次に、社会福祉施設等の監査・指導についてであります。

このことについて、委員より、「市町村は、制度変更にしっかり対応できていないのではないか。指導する側も事業者も法令の改正などを十分に理解していなかったために、多額の報酬の返還を求められた事例がある。市町村の監査についてどのように対応しているのか」との質疑があり、当局より、「現在、監査の主体は法令で異なっており、施設の多くは県が監査を行っているが、地域密着型施設などは市町村が行っている。また、社会福祉法人の監査は県または中核市である宮崎市が行ってきたが、法改正により、4月1日から、宮崎市以外の8市においても移管され、監査を行うこととなる。このため、24年度は、8市に対して監査担当職員研修を行い、質の向上に努めてきたところであるが、25年度も引き続き、県の監査担当人員

を維持して9市の支援を行い、質の向上・平準化を図って行くこととしている」との答弁がありました。

次に、病院局所管の平成25年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計予算の収益的収支は、収益282億4,300万円余、費用282億2,600万円余であります。また、収益から費用を差し引いた収支は1,700万円余の黒字になっており、前年度当初予算に比べて3億8,400万円余の改善が図られております。

このうち、高度医療専門人材育成事業についてであります。

この事業は、認定看護師など、それぞれの専門分野において、高度な専門資格の取得を促進することにより、医療スタッフのレベルアップを図り、県立病院の提供する医療の質の向上を図るものであります。

このことについて、委員より、「認定看護師の資格を取得するにはどのくらいの費用を要するのか」との質疑があり、当局より、「認定看護師の場合、300万円程度の経費を要しており、これまで半額程度負担してきたが、来年度より全額負担することとして個人負担の軽減を図り、資格取得を支援することとした」との答弁がありました。

次に、元県立富養園施設解体工事についてであります。

これは、閉園から4年が経過した富養園について、平成25、26年度の2カ年度で施設の解体工事を行うものであります。

このことに関連して、委員より、「解体した跡地の利用はどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「新富町に対して、活用ができないか検討を依頼しているところであ

り、新富町の意見等を踏まえ、今後対応を考えていきたい」との答弁がありました。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、商工建設常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部所管の平成25年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて498億8,200万円余であり、前年度と比較して6.4%の増となっております。

このうち、宮崎県中小企業振興条例についてであります。

この条例は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本県経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とするものであります。

このことについて、委員より、「条例に基づき、どのような事業展開を考えているのか」との質疑があり、当局より、「中長期的な視点に

立ち、人材育成や経営革新、販路拡大などの取り組みに対して積極的な支援を行いたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、中小企業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるので、商工団体や市町村等と連携を図りながら、実効性のある施策を展開していくとともに、実施状況について県民にわかりやすく周知するよう要望いたします。

次に、東九州メディカルバレー構想についてであります。

このことについて、委員より、「東九州メディカルバレー構想の今後の見通しはどうか」との質疑があり、当局より、「新たに医療関連機器の開発に取り組みたいという地場企業もふえており、県としても企業の開発を支援するため、新たな事業を設けてさらなる推進と地域活性化を目指すこととしている。あわせて国の事業も活用しながら構想の実現に努めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、医療機器産業への積極的な支援が本県経済の活性化につながり、ひいては東アジア市場開拓への展望も広がると考えられるので、他県や民間企業などの関係団体との連携を強化し、構想の実現に向けて最大限の努力をするよう要望いたします。

次に、フードビジネスの振興についてであります。

このことについて、委員より、「本県の食関連産業の発展のためにも非常に期待が持てるが、みやざきフードビジネス振興構想で示されている数値目標達成に向けてどのように取り組むのか」との質疑があり、当局より、「食料品・飲料等出荷額について、平成22年の4,066億円から、平成27年には4,900億円まで伸ばすことを

目標としている。販路拡大や開拓、あるいは新たに加工品製造に取り組む企業への支援など、関係機関と連携を図りながら取り組んでいきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「「チャレンジ！新商品開発」フード・オープンラボ整備事業について、例えば農業高校等にも加工施設があるので、教育委員会と連携して、地域資源の有効活用を検討してもらいたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、当構想の実現には、農畜水産物の高付加価値化が重要な要素の一つであることから、商品開発等に向けて、関係団体と緊密な連携を図りながら取り組むよう要望いたします。

次に、スポーツランドみやざきの今後の展開についてであります。

このことについて、委員より、「スポーツキャンプ・合宿の受け入れ実績は好調を維持しているが、他県の受け入れ体制も充実してきている。例えば、スポーツメディカルへの取り組みの強化や、県内全市町村を含めた対策など、さらなる発展のための検討が必要ではないか」との意見があり、当局より、「スポーツランドみやざきの取り組みは、本県観光施策の大きな柱の一つとなったが、他県との競争も激化しており、厳しい局面であると認識している。さらなる発展のため、関係機関と議論を深めながら検討していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、現状に満足することなく、次へのステップに向けた対策が必要であるので、県全体が活性化するような新たな施策を検討するよう要望いたします。

次に、100万泊県民運動についてであります。

このことについて委員より、「観光入り込み

客数や宿泊者数の状況が九州管内でも下位に位置している中、知事や関係部局における事業展開が不十分ではないかと感じている。当運動に対する県民の意識が高まり、積極的な取り組みが行われるような機運の醸成を図ってもらいたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、観光産業は本県にとって重要な基幹産業の一つであることから、県が先頭に立ち、民間、市町村等と連携を図りながら取り組んでいくよう要望いたします。

次に、高速道路の開通に伴う産業振興についてであります。

このことについて、委員より、「高速道路が整備されることにより、利便性の向上が図られ、経済効果が期待される反面、貨物が他県へ流れたり、観光客が本県を通過するだけで他県へ流れるなどのストロー現象が懸念される。今後の産業振興についてどのようなビジョンを持っているか」との質疑があり、当局より、「高速道路の開通は、本県産業の発展のために絶好の機会であるものの、一方で大変厳しい局面も予想されるため、関係団体と連携を図りながら、産業振興に向けた取り組みについて検討していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、部局横断的な連携を図りながら、高速道路のメリットを最大限に生かせるような産業振興策を検討するよう要望いたします。

次に、県土整備部所管の平成25年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて742億1,000万円余であり、前年度と比較して4.3%の減となっております。

このうち、高速道路利活用促進・開通PR事業についてであります。

このことについて、委員より、「今年度、部分開通に伴う記念式典やイベントが各地で開催されたが、地域の盛り上がりには欠けた部分もあったのではないかと感じている。来年度、延岡一宮崎間がつながるという大きな節目を迎える中でどう取り組むのか」との質疑があり、当局より、「来年度の日向一都農間の開通に向けては、地元自治体において、既に開通記念事業の実行委員会設立に向けた準備が進められている。当記念事業が今後の地域活性化の契機となるよう、関係団体と連携を図りながら事業を進めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、高速道路の開通は県民の長年の悲願であることから、部局横断的に連携を図り、地元自治体や民間団体と一緒にイベント等を盛大に行うことにより、その後の地域活性化の機運の醸成を図られるよう要望いたします。

次に、入札制度についてであります。

このことについて、当局より、「指名競争入札を試行するに当たっては、透明性、客観性の高い選定基準を設定することが大変重要であり、早急に検討していきたい」との説明があり、委員より、「試行を実施するに当たっては、災害復旧工事に限らず、3,000万円未満の工事を対象とするとともに、関係団体と連携を図りながら、混乱が生じないよう対応してもらいたい」との要望がありました。

次に、予算の執行体制についてであります。

このことについて、委員より、「先般の経済対策に伴う追加補正予算の大部分の繰り越しが予想され、新年度予算と合わせて900億円を超す予算となるが、十分な執行体制はとれるのか」

との質疑があり、当局より、「特に大型の工事については早急に発注する準備を進めたいと考えており、関係団体と意見交換を行うなど、取り組んでいきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、積極的かつ速やかな事業の執行に向けて、関係団体と十分な連携を図りながら、体制の整備に万全を期すよう要望いたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 次は、環境農林水産常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の平成25年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて269億4,500万円余で、前年度と比較して6.9%の増となっております。

このうち、新エネルギーの導入促進についてであります。

このことについて、委員より、「住宅用太陽

光発電の世帯普及率では全国第2位だが、非住宅用を含めると普及率は高くない。非住宅部門についてどのように取り組んでいるのか」との質疑があり、当局より、「非住宅部門についても、今後、国の補助事業等を活用し、積極的に導入を図りたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「住宅用の太陽光発電システムの導入に係る補助については、当初予算枠を使い切った場合には増額補正で対応するなど、日本一を目指して、さらなる導入促進に努めていただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、太陽光発電を初めとした新エネルギーについては、関係部局との緊密な連携のもと、コーディネーターによる民間事業者への情報提供等の支援や、補助事業等により総合的に導入促進を図ることで、低炭素社会の実現を目指すとともに、県内経済の活性化につなげるよう要望いたします。

次に、有害鳥獣捕獲活動支援事業についてであります。

このことについて、委員より、「各種施策により被害は減っているか」との質疑があり、当局より、「生息数は減っているが、地域の方々からは、被害は減っていないとの声があるので、引き続き被害の把握に努めるとともに、対策を講じたい」との答弁がありました。

これに対し委員より、「被害の軽減のためには、捕獲活動を積極的に支援する必要があるため、捕獲班の人員が確保できるよう後継者対策を講じるなど、捕獲体制の強化を図っていただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、引き続き、鳥獣被害の実態の把握に努めるとともに、捕獲班の人員確保対策を講じ、捕獲活動が継続的に実施できるよう、捕獲体制の強化に積極的に取り組

むよう要望いたします。

次に、林業担い手総合対策基金事業についてであります。

このことについて、当局より、「林業担い手は、緑の雇用事業など各種施策により、5年間で約300名ふえているが、65歳以上が2割近くを占めているなど課題もある」との説明があり、委員より、「高齢化等の問題を解決し、県内林業を活性化するためには、現在の就労環境の改善を図るとともに、高校生など次代を担う若手の育成・確保に、より一層力を入れていただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部所管の平成25年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて379億1,600万円余で、前年度と比較して7.1%の増となっております。

このうち、フードビジネス関連事業についてであります。

このことについて、委員より、「マーケットインに基づく事業展開を考えているとのことだが、生産現場は対応できるのか」との質疑があり、当局より、「マーケットのニーズを把握しても、生産現場が対応できないと構想が実現できないので、生産基盤の体制強化を図るとともに、安心して生産活動に取り組めるよう説明していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、安全・安心な農水産物を継続的に供給できるよう体制を強化するとともに、生産現場の実態を踏まえたフードビジネスを展開し、県内経済を活性化することで、農家等の所得の安定・向上につなげるよう要望いたします。

次に、漁業協同組合機能・基盤強化推進事業

についてであります。

これは、漁獲低迷や漁業者数の減少等により、各漁協の収支及び財務が悪化しているため、沿海漁協や系統団体が取り組む市場の拠点化や信用事業統合等の機能基盤の強化を支援する事業であります。

このことについて、当局より、「このままでは信用事業や販売事業を初めとする漁協の機能が維持できなくなるおそれがあるため、具体的な改革を進める漁協に対して低利融資を行うなど、県が関与することでその円滑な実施を支援したい」との説明があり、委員より、「信用事業の一元化など、漁協の運営体制の合理化は必要な時期に来ている。混乱を招くことなく、漁業者が安心して漁業を継続できるよう支援していただきたい」との要望がありました。

次に、公益社団法人宮崎県農業振興公社の運営についてであります。

このことについて委員より、「口蹄疫埋却地のため、公社において入手した土地についても、今後有効活用できる道を模索し、公社の収支等に支障が出ることはないよう対応していただきたい」との要望がありました。

次に、T P Pへの対応についてであります。

このことについて、委員より、「県独自の対策が必要と考えるが、どのような状況か」との質疑があり、当局より、「3月5日に設置したT P P対策本部において、影響分析や対策について早急に検討を行い、国への要望を含め対応していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県の基幹産業である農林水産業への影響が懸念されることから、T P Pへの参加には反対するところでありますので、国の動向を注視し、あらゆる事態を想定した影響予測を行うとともに、影響を最小

限に抑えるための対策を事前に検討するなど、農林水産業者が不安となることのないよう万全を期すことを要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告といたします。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 次は、文教警察企業常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件及び継続請願2件の計10件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案については全会一致により、請願については賛成多数により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会所管の平成25年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計270億6,800万円余であり、前年度と比較して5.6%の減となっております。

このうち、新規事業「災害対策燃料備蓄事業」についてであります。

これは、大規模災害時において、ガソリンスタンドで給油できない状況になっても、警察活動に支障を来さないよう警察車両の燃料を備蓄し、被災者の救助等の災害応急活動を迅速・的

確に推進するものであります。

このことについて、委員より、「1万リットル備蓄確保するガソリン・軽油について、災害時のみに使うのか。または、通常業務においても使用し、随時補充していくのか」との質疑があり、当局より、「ガソリン・軽油の劣化防止のため、一定期間においては、通常業務にも使用できるような運用を検討しているところである。燃料補充のタイミングについては、消費量2,000リットルを目安とし、常に8,000リットル以上は確保して、災害発生に支障を来さないようにしたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、当該事業期間は平成27年度までであるが、県民の生命・身体及び財産を守り、県民の期待に応えるためにも、平成28年度以降も継続するよう要望いたします。

次に、新規事業「交通安全教育事業」についてであります。

これは、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、県下全域において、交通安全教育車や自転車シミュレーター等による交通安全教育を民間業者に委託・実施するものであります。

このことについて、委員より、「これまで県警察本部で実施していた交通安全教育車等による交通安全教育を、民間業者に委託して充実強化を図るとのことであるが、実施回数はふえるのか」との質疑があり、当局より、「現在のところ、年間60回前後の実施状況であるが、当該事業によって倍以上の回数は実施できると考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、交通安全教育の場がふえることにより、交通事故の抑止につながることを期待されるので、より多くの県民が参加していただくためにも、積極的な広報に努



めるよう要望いたします。

次に、企業局所管の平成25年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計予算についてであります。収益的収支は、事業収益43億2,900万円余、事業費41億7,600万円余で、事業収益から事業費を差し引いた収支残は1億5,300万円余であります。

次に、工業用水道事業会計予算については、同じく事業収益3億5,400万円余、事業費3億2,600万円余で、収支残は2,700万円余であります。

次に、地域振興事業会計予算については、同じく事業収益2,800万円余、事業費2,500万円余で、収支残は210万円余であります。

このうち、新規事業「市町村連携マイクロ水力発電実証試験事業」についてであります。

これは、市町村と共同で、農業用水路等を利用したマイクロ水力発電設備をモデル的に整備・運営することにより、マイクロ水力発電の運用データの取得等を行い、今後の市町村支援に活用するものであります。

このことについて、委員より、「何カ所で実施予定があるのか」との質疑があり、当局より、「設置場所の落差・水量により発電機の金額やその設置数も変わってくるが、予算上は4カ所程度を予定している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、当該事業の実施により、マイクロ水力発電の運用事例が示されることで、県内において小水力発電の普及促進が期待できることから、市町村に対してこの事業を積極的にPRするよう要望いたします。

次に、教育委員会所管の平成25年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて1,078億3,400万円余であり、前年度と比較して1.2%の減となっております。

このうち、共に学び支え合う理解啓発推進事業についてであります。

これは、高校生を対象に、障がいに対する理解を深める学習や障がいのある人たちとの交流を通して、共生社会に向けた人づくりを行うとともに、保護者や県民を対象に、「特別支援学校1日校長先生」を実施するなど、特別支援教育や障がいについての理解啓発活動を推進するものであります。

このことについて委員より、「特別支援学校1日校長先生」といった、今までの啓発推進事業ではなかった新たな視点での取り組みにより、障がいへの理解や共生社会への認識が深まることで、みんなで支え合う共生社会の実現が図られることを期待したい」との意見がありました。

次に、高等学校「確かな学力」強化推進事業についてであります。

このことについて、委員より、「難関大学受験に意欲のある生徒に対する学力強化策にはどのようなものがあるのか」との質疑があり、当局より、「難関大学受験を目指す高校2年生を対象とした合同学習会であるパワーアップセミナーを実施しているところである。またあわせて、当該セミナーの講師となる教科指導力向上支援教員については、県外のすぐれた教員が行う授業の視察等を実施するなど、指導力向上を図っている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「教員の県外視察等を積極的に推進するなど、指導力向上を図っていただくとともに、生徒それぞれの学力に応じ

たきめ細やかな指導に取り組み、学力向上に努めていただきたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り計らいをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

提出議案に対する討論を行います。

まず、議案第1号「平成25年度宮崎県一般会計予算」、第24号、第36号から第38号について、反対の立場から討論いたします。

議案第1号「平成25年度宮崎県一般会計予算」についてです。

本年度の当初予算は、一般会計で5,661億円、県債発行額は740億円、県債残高は1兆412億円の見込みで、公債費は929億1,800万円と、前年度を多少下回ったものの、依然として厳しい財政状況です。自主財源である県税収入は20億円

余の減収、地方消費税清算金も9億6,000万円余の減、依存財源である地方交付税は、臨時財政対策債と合わせて46億700万円もの減です。国会も新年度予算の審議の最中ですが、国は、生活扶助基準の見直しや期末一時扶助の大幅削減、また、地方公務員給与を国家公務員と同様に7.8%の削減を行うとして、一方的に地方交付税の削減を断行するなどは、地方自治への重大な介入であり、許されるものではありません。国にはっきりと、もとに戻すよう要求し、国の財政運営のあり方をたずねたいと思います。

さらに、年金の削減、消費税増税計画、TPP交渉参加表明、雇用、低賃金問題などは、県民の暮らしや地域経済を一層深刻なものにします。こうした中で、県政がどれだけ国の悪政の防波堤の役割を果たし、県民の暮らし、福祉を守っていくのか、地方自治体本来の役割、あり方が大きく問われています。

本年度県予算では、県新エネルギービジョンの改定に基づいた、太陽光、バイオマス、小水力などの新エネルギーの導入促進を図る施策や、成長産業等を支える中小企業の振興を図る基金の設置、大規模災害に備える対策基金の設置、医師確保のための多様な施策など、県民も期待する積極的な施策も提案をされています。

しかし、一方、予算が真に県民の立場に立ったものであるか、問題もあります。

第1に、福祉・医療の問題です。特に、国保の広域化が進められようとする中で、国民健康保険について、保険料が高過ぎて払えない滞納世帯が3万9,000世帯、保険証の未交付世帯は7,800世帯に及び、病院にかかれない深刻な事態の中で、生命にかかわる問題が生じています。その解消のためにも、市町村国保に対する県の法定分以外の助成について手当てすること

を、真剣に考えることが求められています。

また、介護保険の改定で、本来必要な介護サービスが十分提供されない事態が危惧され、特別養護老人ホーム等への入所待機者はさらにふえ、4,000名を超えています。施設整備はその実態から大きく立ちおくれしており、ますます老後を不安なものにしています。こうした人としての尊厳を守ることにについて、もっと心を寄せた施策が必要です。

また、子育て支援についても、乳幼児医療費助成事業の拡充も求めるものです。

第2に、深刻な雇用状況の中、抜本的な雇用対策や地域経済を支えている中小企業への対策です。

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業などが取り組まれますが、雇用の継続・定着につながるような事業にすることが重要です。また、誘致企業による経済・雇用対策も必要ですが、地域経済を支えている地元中小企業をもっと直接支援して、雇用拡大に結びつける施策が必要です。今、誘致企業が経営の形態を変えるなどでの労働条件の悪化が表面化していますが、誘致企業としての社会的責任はしっかり果たすよう、県としての指導を求めるものです。

第3に、農業関連では、県民の食料を担う再生産可能な農業にするためにも、価格補償や所得補償の予算が必要です。また、後継者対策の充実などで農家を直接支援することが、農業の再生・活性化を図る上で重要だと思います。そのためにも、農業土木事業の抜本的な見直しを図ることも必要だと思います。

また、新年度の地域経済活性化・防災対策特別枠の予算に位置づけられながら、太陽光発電システム導入促進事業や木造住宅耐震化リフォーム促進事業などの予算が、昨年実績をベース

にしたり、補助基準を引き下げたりと、大幅に減額されていますが、これでは本来の目的は果たせないのではないのでしょうか。

以上、新年度予算について、財政運営を含め、幾つかの問題点を述べましたが、自治体本来の仕事である住民の健康と福祉の増進に寄与するために、県民の苦難に心を寄せた行財政運営を、そのために必要な支出を図る予算執行を求めるものです。

次に、議案第24号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてです。

本条例案の中に、県の人事委員会の勧告を受け入れて、職員の住宅に係る手当の廃止を行おうとするものがあります。確かに月に1,000円から2,000円という手当ではありますが、これまでも給与の削減、退職金の削減など人件費抑制が行われてくる中で、こうしたささやかな制度までなくす必要はないと思います。

次に、議案第36号から第38号については、林道事業、農政水産関係建設事業、土木事業の執行に伴う市町村負担金徴収についてです。本来、国や県の直轄事業については、それぞれが責任を持って事業を執行することが当然であって、市町村財政を圧迫させないためにも、負担金の徴収はすべきでないと考えます。

次に、議案第32号「宮崎県中小企業振興条例」、第40号「宮崎県医療計画の変更について」です。

いずれの議案にも賛成をするものですが、県中小企業振興条例の制定については、県内の中小業者の皆さんから県議会に、条例制定を求める請願の提出も行われていたものであり、大きな期待が寄せられています。とりわけ、景気低迷の今こそ、中小企業をしっかりと支える振興策を進めることは重要になっています。ぜひ、全

国の先進事例も参考に、県民の期待に応えるものになるよう充実を図ってほしいと思います。

また、宮崎県医療計画の変更については、その基本理念において、「いつでも、どこでも必要な医療サービスが受けられる医療体制の確立」が掲げられています。県民の生命と健康を守るために、医療体制の確立を図ることは重要です。しかし、国の進める福祉や医療政策とのかかわりの中で、医療難民、介護難民問題も大きな課題です。経済的理由で医療を受けたくても受けられない方の生命が危険にさらされていることも現実です。いつでも、どこでも、誰もが必要な医療サービスが受けられる医療体制の確立こそが必要であると思います。ぜひ、この視点を外すことなく、医療計画の充実を図っていただきたいと思います。

最後に、請願についてです。

継続請願の第26号及び第27号について、継続審査と報告がありました。いずれの請願も、子供たちの健やかな成長を願い、子供たちが安心して学ぶための環境の整備や、教育費の父母負担の軽減を求めるものです。さらなる継続とせず、採択を求めるものです。

また、新規請願第30号は、個人保証の原則廃止を求めるものです。全ての会派が紹介議員となって提出されたものであり、採択を求めるものです。

次に、不採択と報告されました新規請願第31号「年金2.5%の削減中止を求める請願」について、採択を求めるものです。年金は、この10年来たびたび引き下げられてきました。国はさらに、ことしの10月から今後3年間で、過去の物価スライドの凍結・抑制分2.5%を下げています。しかし、当時の消費者物価が下がっている主な要因は、パソコンやテレビ、ビデオな

どの値下がりによるもので、日常生活の必需品で考えたら、生活費の負担が減っているわけではありません。この特例措置分は、2004年の法改正において、物価が上昇する状況の中で解消するとしたことにも反しています。高齢者の生活実態を無視したやり方だと言えます。こうした年金の削減に合わせて、ますます高齢者の生活は大変な状況が予想されます。ぜひ、年金を頼りに生活をする高齢者の皆さん方の安心な暮らしを保障するためにも、大切な今回のこの請願は、不採択とせず、県議会がしっかり受けとめて採択することを求めて、討論といたします。以上です。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第1号、第24号及び第36号から  
第38号まで採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第24号及び第36号から第38号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第2号から第23号まで、第25号  
から第35号まで及び第39号から第41号  
まで採決

○外山三博議長 次に、議案第2号から第23号まで、第25号から第35号まで及び第39号から第41号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 請願第31号採決

○外山三博議長 次に、請願第31号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第30号についてお諮りいたします。

本請願を、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第26号及び第27号について、一括お諮りいたします。

両請願を、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○外山三博議長 次に、さきに提案のありました副知事の選任の同意についての議案第62号及び第63号を一括議題といたします。

〔稲用総合政策部長退席・退場〕

---

◎ 質 疑

○外山三博議長 これより質疑に入ります。

質疑についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕 議案第62号、第63号に対する質疑を行います。

この議案は、内田欽也氏、稲用博美氏をそれぞれ副知事に選任するものであります。

質疑の前に一言お断りいたしますが、この議案の当事者でありますお二人の職責はもちろんのこと、人格や人柄などを否定するものではありません。現時点では、内田氏は存じ上げず、現稲用部長しか知り得ませんが、長きに

わたり県政を支えてこられたすばらしい人材であると思っております。

また、直接県民が選ぶ県知事の場合とは異なり、副知事は知事が指名し、議会の同意で決まります。副知事人事案の採決の前に、県民の不信や県民感情を代弁して質疑を行うものであり、人事案反対を前提にするものではありません。副知事が決まってからでは取り上げにくい問題でもありますので、このタイミングで2点ほど質疑をさせていただきます。

まず、人選についてであります。2月議会冒頭で、知事は、県政運営の基本姿勢として、平成25年度は、「復興から新たな成長へ」を基本的な考え方に、新しい時代を切り拓く成長産業の育成、地域経済の活性化、安全・安心で豊かな地域づくりの3つの柱を重点施策として取り組む旨を述べられました。

特に、重点事項「新しい時代を切り拓く成長産業の育成」のくだりの中から、知事の胸中には、フードビジネスの展開や、環境・新エネルギー、医療機器関連産業の先進地づくり、アジア市場の開拓を図れるであろう人物がいらっしやるのであらうと思っておりました。そのために、2月議会の代表質問や一般質問の時点では、どなたが副知事候補なのかわかっておりませんでしたので、民間からの登用に対して、私だけではなく、数名の議員からの質問や提案があったところでございます。

また、知事は、副知事2人制の議案提案の際には、「部局横断的な取り組みを推進」「職員一丸となって攻めの姿勢」「重要なプロジェクトを進め、国や市町村との連携強化」など、インパクトの強いキーワードを並べられました。知事の重点施策と今回の人選の関連性について説明をいただきたいと思います。

次に、特別職の退職手当についてであります。

既に副知事2人制に対しては可決されておりますが、多額の経費がかかることは、これまでの議会でも再三取り上げられてまいりました。今議会でも問題となった職員の退職金の減額や、現在でも管理職以上が給与カットされている現状であるにもかかわらず、わずか数年間で多額の退職手当が支給される現在の特別職の退職手当額については、県民からも不信感があります。首長選挙等では公約やマニフェストで打ち出す方もいますが、既に他県でも、大分県や広島県など、最近になって特別職の退職手当を減額する方針を打ち出している県もあります。本県においては、東国原前知事が、みずからの退職金半額を平成21年6月議会に提出したため、その可決後は議論に上がることがなかったこともありますが、河野知事は、副知事の退職手当を含めた現在の特別職の退職金のあり方についてどのように考えているのか、また、今後、どのようにするおつもりなのかをお伺いいたします。〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、今回提案をさせていただきました候補者の人選の考え方についてであります。

まず、内田欽也氏につきましては、本県が将来の発展に向けた各種プロジェクトを推進していくためには、それを下支えします交通インフラの整備や、南海トラフ巨大地震対策など、安心・安全の確保が不可欠であるというふうと考えております。内田氏は、公共事業や交通施策についての豊富な経験を持ち、国土交通省との太いパイプを有するとともに、小田原市都市部長や民間企業への出向の経験もございませ

た、私も直接お会いしてお話を伺ったところ  
ありますが、穏やかな物腰の中に深い知見を有  
して、大変すばらしい人材であるという印  
象を受けたところでございます。出身省庁の枠  
を超えて、県政全般を所管していただく広い視  
野と柔軟性を兼ね備えた方というふうにご  
さいます。

また、稲用博美氏につきましては、これま  
で、総務部長、総合政策部長として県政全般  
を統括する仕事に携わり、また、直近の総合政策  
部長としては、本県がこれから強力に進めよう  
としておりますさまざまなプロジェクトの企画  
・立案に携わっていただいたわけでごさ  
います。庁内外との調整を初め、県政全般を所管  
していただく豊富な人脈と幅広い経験を有して  
おられる方というふうにごさいます。

副知事の人選に当たりましては、官民を問  
わず幅広い視点から検討を重ねてまいりま  
したが、今回このタイミングにおいて、今後、本  
県が重要施策を推進していくための適任者  
として、このお二人を提案させていただ  
いたところでございます。

次に、退職手当についてであります。副  
知事も含めた常勤の特別職の退職手当につ  
きましては、特別職としての在職期間の職  
務や職責に対して支給をされるものであり  
ます。他の地方公共団体との比較や当該団  
体の置かれた状況を踏まえ、その水準を検  
討していく必要があるもの  
とごさいます。

このような中、厳しい財政状況のもと、  
幾つかの地方公共団体におきまして、特別  
職の退職手当の見直しを行う動きがある  
ことは承知して  
おるところで  
ございます。本  
県の特別職  
の退職手当  
のあり方につ  
きましても、  
今後、検討  
を行

う必要があるものと考えているところ  
でございます。したがって、庁外の有識者  
で構成する第三者機関等を活用する  
など、各方面の御意見などを伺い  
ながら、私の任期中には一定の結  
論を出していきたいと考えて  
おります。以上  
でございます。〔降壇〕

○西村 賢議員 答弁、ありがとうございます。  
重ねて申しますが、知事が提出された副  
知事の人事案、もしくはこの候補に  
挙がっているお二人の人格とか職責  
とかを否定するものではなく、副  
知事に選任された後も気持ちよく  
業務をしっかりと全うしていただく  
ために、あえて質疑をさせていただきました。  
これから採決になるわけですが、  
これですっきりとした部分も  
ありますので、ありがとうございます。

以上で質疑を終わります。

○外山三博議長 以上で質疑は終わりました。  
お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第3  
項の規定により、委員会の付託を  
省略して直ちに審議することに御  
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、  
そのように決定いたしました。

---

## ◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を  
許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 追加提案  
されました議案第62号、第63号  
の「副知事の選任の同意について」、  
討論をいたします。

今議会で副知事定数を2名とする改  
定が行われ、それに伴う人事案とし  
て、第62号については、辞職願を  
出された牧元幸司氏にかわる次期

副知事として、同じく中央からの登用で内田欽也氏を、第63号については、庁内からの登用で稲用博美氏が提案をされました。

私は、今回の副知事2人制への改定そのものについて、現段階では賛成できないとする立場を表明いたしております。また、これまでも、副知事人事については、県民の暮らしの実情がよくわかり、県内事情にも明るい人材をもって充てるべきだと提案してまいりました。したがって、議案第62号で提案されました内田欽也氏に関しまして、もとより内田氏の人格、見識を問うものではありませんが、同意することはできません。また、第63号で提案されました稲用博美氏につきましては、同意したいと思いません。以上です。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第62号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議案第62号についてお諮りいたします。

本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は同意することに決定いたしました。

---

◎ 議案第63号採決

○外山三博議長 次に、議案第63号についてお諮りいたします。

本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

〔稲用総合政策部長入場・着席〕

---

◎ 特別委員長調査結果報告

○外山三博議長 次に、特別委員会の報告を議題といたします。

ただいまから特別委員長の調査結果報告を求めます。まず、産業活性化特別委員会、内村仁子委員長。

○内村仁子議員〔登壇〕（拍手） 御報告申し上げます。

当委員会では、産業活性化に関する所要の調査活動を行ってきたところであります。その経過活動につきましては、お手元に配付の報告書のとおりですが、ここで、その概要について御報告申し上げます。

九州財務局宮崎財務事務所がまとめた昨年4月の「宮崎県内経済情勢報告」によると、本県の経済は、企業収益や企業の景況感について厳しい状況が続く中で、個人消費や住宅建設、企業の設備投資といった項目について緩やかな持ち直しの動きを見せていました。このような回復に向けた動きを持続させるためには、本県の基幹産業であり、本県の強みである1次産業のさらなる成長を促し、その波及効果によって本県産業の活性化を図っていく必要があると考えました。

また、平成23年6月に策定された「未来みやざき創造プラン」のアクションプランでは、本県経済の活性化のために、県内での生産と消費の円滑な循環を図る循環型の地域経済システムの仕組みづくりを進めることが記載されています。経済の先行きが不透明な中で、県民生活の向上を図っていくためには、県内に存在するあらゆる有形無形の財産を地域経済の流れに結びつけるという地産地消の推進によって、県内の



需要の喚起と産業の活性化を図る必要があります。

さらに、本県の観光客数は、国内外の観光地との競合や観光に対する価値観の変化等により、平成11年をピークに減少傾向にあります。加えて、口蹄疫等の家畜伝染病の発生や、新燃岳の噴火、東日本大震災といった相次ぐ自然災害の発生も、本県の観光産業に影響を及ぼしているという状況がありました。

また、県民が安心して本県で生活していくためには、安定した雇用の場が確保される必要があります。しかしながら、平成24年4月における本県の有効求人倍率は0.68倍となっており、長引く景気の低迷や全国的な非正規雇用者の割合の高まりといった状況もあったことから、本県の雇用の現状を調査していく必要があると考えました。

このような認識のもとで、当委員会では、「1次産業の活性化に関すること」「地産地消の推進に関すること」「観光産業の浮揚に関すること」「雇用対策に関すること」の4つを調査事項とし、所要の調査を行ってきました。

まず、「1次産業の活性化について」では、口蹄疫からの再生・復興に向け、「口蹄疫からの再生・復興方針」工程表に基づいたさまざまな取り組みが県内で展開されていました。県では、畜産経営の再開状況や県内経済の状況、今後の畜産のあり方等を勘案し、平成24年4月にこの工程表の改訂を行い、畜産経営再開への支援や防疫対策、県内の経済活性化対策、本県畜産の新生にスピード感を持って取り組むとしています。

県においては、畜産経営再開への支援や本県経済の活性化に向けた取り組みが着実に実施されるとともに、将来にわたって本県の畜産経営

の維持・発展が図られるよう、改訂された「口蹄疫からの再生・復興方針」工程表に記載された「本県畜産の新生」について、より検討を深めていただきたいと考えます。

農商工連携や6次産業化について、「六次産業化法」に基づく総合化事業計画の認定状況が全国でも上位にあるなど、県や6次産業化プランナーによる支援が効果を上げていました。しかしながら、委員会の調査を通じて、6次産業化に取り組んだ農業者が、販路開拓等で苦勞されている状況が見受けられたことから、県においては、農林漁業者からのさまざまなニーズに対する支援の継続はもちろんのこと、開発された新商品が農林漁業者の経営改善に結びつくよう、販売面での支援の強化を図ることについて要望します。

当委員会で訪問した五ヶ瀬町の株式会社霧立山地・ごかせ農園では、中山間地域における鳥獣による深刻な被害の実態を伺いました。1次産業は、本県にとって基幹産業であるということは言うまでもありませんが、中山間地域においてはその重要性はさらに高くなります。地域の産業だけでなく、集落や自然環境の維持に直接的にかかわる問題でもあることから、現在取り組まれている鳥獣害対策や担い手の確保といった支援の強化を要望します。

次に、「地産地消の推進について」では、県は、未来みやざき創造プランにおいて、地域経済循環システムの仕組みの構築と、本県農林水産物の消費拡大や県産材の利用、県産品購入促進といった、広い意味での地産地消の推進を図るとしています。

当委員会では、本県の施策における地産地消についての調査を行ってまいりましたが、県民運動などの広い意味での地産地消の推進に向け

た幾つかの施策が展開されている一方で、地産地消についての議論が深まっていないような印象を持ちました。広い意味での地産地消という理念を県内に広く浸透させるのであれば、何より県の率先垂範の姿勢が重要ではないかと考えます。

そのため、県においては、県内で製造される物品の優先的な採用や、県発注の公共工事における県内企業の下請の活用、県産材の利用が進むような施策の構築といった、徹底した地産地消の推進に取り組み、その上で、県産材の利用に対する二酸化炭素固定認証制度の導入、県内の産業育成とそれぞれの産業間、事業者間の連携の推進といった、広い意味での地産地消の推進に向けた施策の展開によって、本県の経済や産業の活性化が図られることを要望します。

県外調査で訪問した山口県では、地産地消の取り組みによって地域の産業の活性化を図ることを目的とした「山口県ふるさと産業振興条例」を制定し、地域振興や商工、農林水産、官公需といった県政の各分野において、地産地消の取り組みを進めていました。本県においても、施策の基本となる事項を定めた「地産地消推進条例」の制定について、その必要性を検討するとともに、推進体制の一層の強化を図っていただきたいと思います。

次に、「観光産業の浮揚について」では、当委員会で調査を行った広島県や高知県のように、各県とも、ありとあらゆる手段によって観光振興や誘客対策に取り組んでいます。そのような中、県は、「ゆっ旅宮崎」や「宮崎恋旅」、「宮崎波旅」といった新しい切り口からの観光ブランドの創出に取り組んでいました。今後は、情報発信の強化や観光メニューの掘り起こし、観光ルートの開拓等を進めていくとし

ていますが、この取り組みを進める中で、豊かな自然環境や盛んな1次産業に支えられた食、郷土の歴史や文化といった本県の強みを効果的に織りまぜながら、観光宮崎のブランド力をさらに高めていただきたいと思います。

県は、日本書紀編さん1300年に当たる平成32年に向けて、記紀編さん1300年記念事業に取り組み、県内各地に伝えられてきた神話や伝承、神楽などの伝統芸能といった地域の財産を、観光資源として県内外に強く情報発信していくとしています。しかしながら、当委員会の調査を通じて、この事業についての県内への周知が進んでいない状況が見られたことから、県においては、事業に取り組む意義や効果についての周知と、県や行政、県民や企業等がそれぞれの立場で果たすべき役割について明らかにし、この事業を全県的な盛り上がりにつなげていただきたいと思います。

県外調査で訪問した高知県では、「高知県産業振興計画」の中で、官民一体となった広報や誘致活動、観光地づくりに取り組んでいましたが、事業期間の毎年度において、施策の進捗の検証と、新たに出てきた課題や時々の情勢を踏まえながらの改善が行われており、観光消費額の増加や県外観光客入り込み数の増加に効果を上げていました。本県においても、これまで取り組んできた観光振興のための施策の検証がなされ、その結果が新たな施策へと生かされていくような仕組みが構築されることを要望します。

次に、「雇用対策について」では、厳しい雇用情勢の中、県は、国の交付金事業の活用や就職説明会の開催、学生を対象としたインターンシップ支援等に取り組んでいました。委員会の調査を通じ、企業が人材に求めるニーズの多様

化がある一方、求職者と本県の労働環境にミスマッチが生じ、本県の企業への就職に結びついていない面も見受けられましたので、企業と求職者とのマッチング対策の強化に取り組んでいただきたいと思います。

また、県は、県内への企業立地に取り組むほか、立地した企業に対して、企業訪問等による経営状況や経営上の課題の把握に努めていました。本県の雇用の維持・確保が図られるためには、今現在、県内の各産業分野で頑張っておられる企業の経営が今後も続けられていくことが何より重要です。県においては、このような企業の育成と支援をさらに進めていただくことを要望します。

最後に、当委員会が調査を行った愛媛県のJAおちいまばり「さいさいきて屋」では、地元で徹底してこだわった運営に取り組んでいました。今治市内の学校給食等に対する地元産の農産物の供給や、地場企業との連携による多彩な商品開発に取り組むことによって、「さいさいきて屋」という直売所を中心とした経済循環の環（わ）が構築されており、地域の活性化に大きな貢献をしている事例でした。

今年度、当委員会が調査を行った項目は、それぞれ独立したものではなく、各産業はそれぞれ作用し合いながら本県経済を形成しています。「さいさいきて屋」の事例のように、本県における地域経済循環システムの構築が進み、地産地消の取り組みによって本県における自己完結率が高まるほど、1次産業の活性化や観光産業の浮揚によって創出された価値は大きなものとなって、地域の産業の維持や雇用の確保につながり、県民の生活や地域の経済に還元されていきます。これらの取り組みが本県の経済を引き上げるような大きなうねりとなることを切

に願って、当委員会の報告とします。（拍手）  
〔降壇〕

○外山三博議長 次は、地域医療対策特別委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員〔登壇〕（拍手） 当委員会では、本県の地域医療対策等に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

我が国の医療は、誰もが、どこに住んでいても必要なときに安心して医療を受けることができる国民皆保険制度のもと、医療技術の進歩や公衆衛生の向上などにより、世界でも最高水準の平均寿命や保健医療を実現しています。しかしながら、一方では、産科、小児科等、特定の診療科における医師不足、勤務医の疲弊、高齢者医療費の増加、医療訴訟の増加等、大きな問題を抱えています。本県においても、産科、小児科等特定の診療科や僻地等における医師不足、医師の高齢化等が深刻な状況にあり、救急医療体制等地域医療の崩壊が懸念されています。

このような状況を踏まえ、当委員会では、社会全体で地域医療を守るためには、県、市町村、医療機関、県民等が相互に連携し、それぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要であり、その推進方策として条例の制定が有効であるとの認識から、「地域医療を守る条例（仮称）に関すること」を調査事項として決定しました。

また、急速な少子高齢化の進行に加え、家族や地域での支え合い機能の低下、住民相互の社会的なつながりの希薄化など、地域のセーフティネット機能が脆弱化しており、孤独死、

自殺等さまざまな社会問題が顕在化していることから、「地域の絆づくり、心の病等に関すること」についても調査事項として決定し、所要の調査活動を行ってきました。

まず、調査事項の「地域医療を守る条例（仮称）について」は、本県の医療の現状や課題を踏まえた条例制定に向けて、本県の医療提供体制や医療の提供を受ける県民への普及啓発活動等について調査を行いました。

医療提供体制の調査においては、救急医療について、ドクターヘリや救命救急センターの運用が開始され、地域医療に大きな柱ができましたが、依然として初期救急医療体制の脆弱性が救急医療体制全体の逼迫の大きな要因となっており、県内調査で訪問した日向市等では、軽症患者を第2次救急医療施設が担っている状況にあり、医師が疲弊する大きな原因となっていることを改めて認識しました。

小児医療は、救急患者全体の約半数が小児救急患者であること、小児科医の半数以上が宮崎市に集中しており、日向入郷医療圏や西諸医療圏の小児科医が特に少ない状況であることなど、小児科医の疲弊や地域偏在が深刻な状況にあります。

僻地医療は、県内調査で訪問した北浦診療所や美郷町国民健康保険西郷病院など、住民と積極的に連携している医療機関もありますが、全体としては医師不足が深刻な状況にあります。

このように、本県の医療提供体制の共通の課題は医師確保ですが、抜本的な対策は国の施策によるところも大きいいため、県においては、都市部偏重の研修医定数の是正、総合医の位置づけの確立と認定要件に僻地勤務経験を加えることなどを積極的に国へ働きかけるようお願いいたします。

また、県においても、研修医の確保や小児科医の県内定着促進、中・高校生に対する医療従事者育成の取り組みなどをさらに積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、医療の提供を受ける県民への普及・啓発活動の調査においては、平成23年に宮崎大学医学部生が実施した宮崎市夜間急病センターにおける利用実態調査によると、翌日まで受診を待てたと考えられる軽症患者が7割以上であり、また、60代以上の受診者が少ないといった、人口構造に逆行した受診傾向が見られるという結果がありました。休日や夜間における安易な時間外受診は、医師等医療従事者が疲弊する大きな要因となっており、県民への普及・啓発活動は喫緊の課題と考えます。

このような中、県内調査で訪問した延岡市では、県立延岡病院に夜間、休日に軽症の患者が大量に受診したことなどにより、医師が疲弊し、大量退職したことに危機感を抱き、市民に適正受診を訴える啓発活動が展開されました。その結果、時間外に県立延岡病院を受診する患者が、平成19年度と比較して平成21年度は45%も減少しました。このような取り組みが、宮崎大学から県立延岡病院への医師派遣にも大きく貢献しています。県外調査で訪問した北海道夕張市では、肺炎球菌ワクチン接種、口腔ケアの徹底などの予防医療により、肺炎などの死亡率が低下するとともに、高齢者医療費が大幅に削減されています。

このように、県民が積極的に地域医療を守り育てる活動を行うことにより、本県の地域医療は大きく推進されることから、県においては、さらなる推進方策として、大人向け救急医療電話相談事業の導入を検討すること、小児救急医療電話相談事業の周知及び時間帯の拡充を図る

こと、学校等における健康及び医療に関する知識や意識の普及啓発に積極的に取り組むこと、地域医療を守り育てる活動を目的とした団体の育成及び支援を図ることなどに積極的に取り組むよう要望します。

当委員会では、先ほど述べましたとおり、条例の制定を大きな目的の一つとしておりましたが、このような調査結果を踏まえ、条例の内容を検討するとともに、県民の皆様へのパブリックコメント、市町村や関係団体に対する意見照会も行い、「宮崎県の地域医療を守り育てる条例」を本定例会に提案いたしました。

基本理念や県の責務、施策の基本となる事項を定めたこの条例が、地域医療を守り育てる活動を行う際の県民の合い言葉となり、県がリーダーシップを持って普及・啓発活動を行う際の旗印となることを願っておりますので、県においては、本条例を県内外に広くアピールし、県全体の機運の醸成や、県外からの医療従事者の確保につなげていただくとともに、本条例に基づき、実効性のある取り組みを行っていただくようお願いいたします。

次に、調査事項の「地域の絆づくり、心の病等について」では、急速な少子高齢化の進行に加え、ひとり暮らしや老老介護世帯の増加、住民相互の社会的なつながりの希薄化などにより、地域のセーフティネット機能が脆弱化している中で、家庭内暴力、高齢者や児童への虐待、孤独死、自殺等、さまざまな社会問題が顕在化し、また一方、合併が進み市町村が広域化するとともに、財政難や人員削減等も重なり、行政サービスが行き届かなくなっている状況も指摘され、そこに住む住民みずから自分たちの地域を守り支えていかなければいけない時代になっており、ともに助け合い支え合う社会の

形成が必要であると認識しております。

特に、自殺の問題については、本県の自殺者数は、平成9年以降、15年連続して300人を超えており、平成23年は312人となっています。10万人当たりの自殺死亡率は、毎年、全国的に見ても高い水準で推移しており、平成23年は27.7人で全国4番目となっています。

自殺の動機は、健康問題、経済問題、家庭問題、仕事の問題など、さまざまな要因があるようです。県では、自殺対策の体制として、県内の医療、労働、福祉、教育等の関係団体等による宮崎県自殺対策推進協議会を設置するとともに、自殺対策に全庁を挙げて取り組むため、知事を本部長とした宮崎県自殺対策推進本部を設置しています。また、各圏域の保健所を中心とした自殺対策連絡協議会も設置しており、県レベルでは自殺対策の体制が構築されています。しかしながら、住民に一番身近な自治体である市町村での体制整備がおくれている現状があります。現在、市町村において、庁外と連携した自殺対策推進協議会が発足しているのは8市町村のみであり、庁内の連絡体制が整備されているのは1市1町のみです。

県外調査で訪問した兵庫県では、地域に根差した自殺対策の展開として、市・町における庁外・庁内の体制構築支援を喫緊の課題として取り組んでいました。

継続した取り組みを進める上でも、市町村における体制整備は大変重要であり、市町村において早急に体制の整備が図られるよう、圏域の保健所とともに連携し、喫緊の課題として取り組まれるよう要望します。

また、近年、中学や高校でのいじめや暴力による自殺など、心の痛む、あつてはならない事案が数多く見られ、本県でも、いじめや暴力が

確認されるなど、大きな社会問題となっております。県外調査で訪問した奈良県では、「児童生徒における心理的ダメージは、その時期のみならず、成人後の自殺につながる可能性もあり、早い時期から自殺予防に取り組むことが重要である」との意見があるとともに、児童生徒の自殺予防に係る研修講座の開催や、メール相談窓口の運用、教職員への研修など、若い世代に対する積極的な取り組みを伺ったところで、本県においても、若い人たちが相談できる環境として、インターネット上で相談できるシステムなど、相談体制の構築が図られれば、ひきこもりに陥っている若者等にも大きな効果があると考えます。県においては、インターネットでの相談体制の構築など、若い世代が相談しやすい体制整備に積極的に取り組んでいただくよう要望します。

最後になりますが、当委員会の提言を踏まえ、地域医療、地域の絆づくり、自殺対策については、県、市町村、県民、医療機関等が連携しながら、一体となって取り組んでいただくこと、及び「宮崎県の地域医療を守り育てる条例」が、県民一人一人が生涯にわたり、住みなれた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを切に願ひまして、当委員会の報告とします。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、水資源保全対策特別委員会、岩下斌彦委員長。

○岩下斌彦議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、水資源の保全対策に関する所要の調査活動を行ってきたところであります。その活動経過につきましては、お手元に配付の報告書のとおりですが、ここで、その概要について御報告申し上げます。

我が国は、世界的に見ると比較的温暖で降水

量が多く、水が豊かな国であります。これまでもたびたび洪水が発生しており、我々の生活や産業面にも大きな影響を及ぼしてきました。気象庁によりますと、日本の平均気温は、長期的には100年当たり約1度の割合で上昇しているという状況であり、地球温暖化が進むことで、将来的には、異常多雨や少雨、洪水がふえる傾向にあると言われております。また、近年、全国各地で外国資本による森林買収が報告されております。平成18年から23年までの間に、北海道など7道県で確認された外国資本による森林買収は、780ヘクタールを超えており、日本の水源が奪われるのではないかという危機感が広がっています。

このような状況を踏まえ、当委員会では、本県の水資源を守り、将来にわたって安心して水を利用できるようにしていくためにはどのように取り組むべきかという観点から、「水資源の保全に関すること」「外国資本等による水源・森林売買に関すること」「環境問題に関すること」「水資源の保全に係る条例に関すること」の4つを調査事項として、所要の調査を行ってまいりました。

まず、「水資源の保全について」ですが、これについては、県内調査において、綾町と美郷町で森林保全の取り組みについて、小林市で地下水保全の取り組みについて、日之影町や五ヶ瀬町では、湧水など水源地の維持保全に取り組む集落の状況や集落の活性化に向けた取り組みについて調査を行いました。そして、水資源の保全は、河川の表流水や地下水といった水そのものの保全から、水源涵養機能を有する森林の保全、水源地の維持管理を担う集落の維持・活性化など、さまざまな角度から取り組みを進めていく必要があると再認識したところです。

また、県外調査で訪問した神奈川県では、水・緑部の水源環境保全課を中心に、施策大綱とそれに沿った実行計画を策定し、分野の異なる12の事業を水源環境の保全・再生という観点で整理し、一体的に推進していました。このことにより、取り組みに力を入れているという県の姿勢を効果的にアピールできていると感じました。

このようなことから、県においては、水資源の保全に資する事業のさらなる推進を図るとともに、それら事業や企画調整を指導する所管を明確にし、各部局にまたがる事業に関連性を持たせ、施策の一体感を醸成するよう努めていただきたいと考えます。

次に、「水資源に係る環境問題について」では、地球温暖化が本県の水資源に及ぼす影響への取り組みとして渇水対策を、また、身近な水資源である河川の環境を保全する取り組みとして生活排水対策を調査いたしました。

平成23年1月から4月までの県内の降水量は、平年の4分の1程度と記録的な少雨となり、取水制限など県民生活へ大きな影響がありました。当委員会では、当時渇水に陥った日南市を訪問し、その対策について調査を行い、早い段階で関係者を集めた対策会議を立ち上げ、細かな現状分析やダム放流の打ち合わせ、情報の共有を行ったことで、渇水を乗り切ることができたという状況をお聞きしました。渇水による水不足は影響を受ける分野が広いため、緊急時には関係者がうまく協力し、調整していける体制を整えておくことは非常に重要と考えます。県においては、渇水緊急時の対応について再点検していただきたいと思えます。

また、河川環境が悪化する主な原因が生活排水であることから、当委員会では、生活排水の

水質改善などに取り組んでいる都城河川水質改善プロジェクト協議会を訪問し、その取り組み等の調査を行いました。この調査の中で、浄化槽の法定点検のあり方についても意見がありました。水質改善等の環境対策は非常に大切なことではありますが、なかなか一般の方の目にとまりにくい取り組みだと感じていますので、地域の方々の理解や協力を得るためには、粘り強くPRしていく必要があると思えます。県としては、県民一体で行う生活排水対策及び市町村が行う浄化槽の法定検査に係る啓発等への支援に、より一層力を入れていただきたいと思えます。

次に、「外国資本等による水源・森林売買について」では、県外調査において、外国資本の森林買収問題について調査・研究を行っており、日本の土地制度の問題点について警鐘を鳴らしている公益財団法人東京財団を訪問し、買収の状況や土地制度の特徴などについて調査を行いました。そして、私たちは、全国各地で報告されている外国資本等による森林の買収問題をきっかけに、我が国の土地制度が抱える問題点と向き合うこととなりました。

我が国の土地制度の特徴としては、「地籍調査のおくれにより、面積や境界といった土地情報が不正確な場合が多いこと」「所有権など権利に関する登記が任意であり、行政が土地の売買実態や所有者の情報を正確に把握できていないこと」「個人の土地所有権が極めて強いにもかかわらず、外国人等の土地所有規制に制限がないこと」という3点が挙げられます。

特に森林の場合は、水源涵養機能を有する重要な土地であるにもかかわらず、地籍調査のおくれが著しい上、土地取引に特段の規制もなく、木材価格の低迷や林業の衰退により財産価

値が低下していることから、潜在的な売り手が多く、買収のターゲットになりやすい、売買や相続による所有者の不明化が起りやすいという傾向があります。また、水資源の中でも地下水は、基本的に土地所有者に権利が帰属することから、利用目的が不明な森林の買収は、買収地から地下水がくみ上げられ、水資源が枯渇するのではないかという住民の不安に直結することとなります。

このような中、森林法が一部改正され、平成24年4月から、森林の土地の所有者となった旨の届け出制度がスタートし、森林の土地売買のより詳細な把握が可能となったところではありますが、これは土地取引後の届け出を義務づけたもので、国や地方自治体の情報把握が後手に回り、適時に適切な対応がとれないという懸念があります。

外国資本等による森林等の買収については、ダミー企業を使って実態を隠すような取引があることも指摘されており、グローバル経済が拡大する中、自由な経済活動は保障しつつも、水源涵養機能を有する森林など、国土保全の観点から重要な土地については、投機的な土地取引の規制や土地取引の透明性を図るとともに、事前に情報が把握できるような監視体制を強化する必要があると考えます。

水資源の保全や外国資本等による森林買収といった土地制度にかかわる問題は、国土保全や国家安全保障の観点から、本来、国が対策を行うべきものであると考えますので、当委員会では、現行の土地制度の問題改善に向けた法整備など、森林の売買等に対する適切な対応を求める意見書と、地籍調査の充実を求める意見書の2つを国に対して提出することとしました。

県においても、国への要望活動を強化すると

ともに、特に地籍調査については、県民への理解促進を図り、市町村が地籍調査を積極的に進めていくための環境整備や人材育成への支援に努めていただきたいと思います。

次に、「水資源の保全に係る条例について」では、全国各地で外国資本等による森林の買収が確認される中、我が国の土地制度は、経済のグローバル化に対する対応が不十分であり、加えて国の法整備も進まない状況であることから、買収が確認された道県を中心に、独自に条例を制定して水源地域の保全に向けた監視体制を強化しようという動きが広がっています。

現在、既に、北海道、埼玉県、群馬県、茨城県、山梨県の5道県が条例の制定を行っており、当委員会では、県外調査において埼玉県と群馬県を訪問し、条例の概要や制定の背景について調査を行いました。

条例の制定は、その効果に一定の限界はあるものの、県民の安全・安心を確保するという観点から考えますと、水資源の保全に向けた監視体制の強化や、利用目的が不明な土地取引の牽制が期待でき、大変意義のあることだと考えております。よって、本県においても、土地取引の事前届け出制及び情報公開を含む水源地域の保全に向けた条例の制定を行うよう、強く要望します。

最後に、当委員会の調査事項について調査を進める中で、「水資源の保全対策」は、分野の異なる事業を連携させながら推進する必要があること、「外国資本等による土地の買収問題」では、我が国の土地制度が抱える問題点や、国において解決すべきこと、自治体においてできること・できないことなどが具体的にわかってきました。

県においては、当委員会の提言を踏まえ、国



に対して必要な要望を行うとともに、関係部局が連携して施策に取り組んでいただきたいと思います。

本県はもとより、我が国の水資源が適切に保全され、我々が将来にわたって安心して豊かな水を利用していけるよう、国や県の取り組みが積極的に展開されていくことを期待しまして、当委員会の報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 以上で特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

---

平成25年 3月21日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 宮原 義久

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第2号

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具現化等を求める意見書

議員発議案第3号

在外邦人の安全確保など危機管理についての意見書

議員発議案第4号

地方交付税法の主旨に反する地方交付税の

削減に対する意見書

議員発議案第5号

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書

---

平成25年 3月21日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 地域医療対策特別委員長 田口雄二

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第6号

宮崎県の地域医療を守り育てる条例

---

平成25年 3月21日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 水資源保全対策特別委員長 岩下斌彦

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第7号

外国資本等による森林の売買等に対する適切な対応を求める意見書

議員発議案第8号

地籍調査の充実を求める意見書

---

◎ 議員発議案第2号から第8号まで

追加上程

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第2号から第8号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

まず、議員発議案第2号から第5号まで、第7号及び第8号の各号議案を議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

## ◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案第3号「在外邦人の安全確保など危機管理についての意見書」(案)について、反対の立場から討論いたします。

まず、世界のどこであろうと、テロ組織による住民への危害が及ぶ行為は、いかなる理由があろうとも許されるものではありませんし、被害者の救出、保護は当然のことです。しかし、提出されました意見書案の問題点は、今回のアルジェリアで起きた人質事件をもって、在外邦人の安全確保について、法整備や強力な危機管理体制の構築などの措置を講じることを求めていることです。このことは、現行の自衛隊法を変え、自衛隊の派遣要件や武器使用基準を緩和して、自衛隊の海外派兵をさらに拡大させることを意図していると言えます。現に今、政府・与党内では、海外での邦人救出を口実に、こう

した自衛隊法改悪の動きが加速しています。

現行の自衛隊法は、既に小渕政権時代に、朝鮮半島などでの有事を念頭に、軍事介入する米軍への支援を定めた周辺事態法などで、海外での騒乱などの緊急事態に際し、自衛隊は、邦人保護のために、輸送の安全が確保されていると認められれば、航空機や艦船によって邦人輸送を行うことができることなどが規定され、自衛隊の活動範囲が拡大されました。

今回は、これをさらに広げるために、「輸送の安全が確保されているとき」とされている派遣要件を外すことや、輸送手段の制限をなくすこと、生命・身体の保護のためにのみ許されていた武器使用を、避難への妨害行為排除のためでも可能にするなどの検討を進めていることが明らかにされています。

しかし、邦人救出・輸送のためとはいえ、騒乱状態の外国で重武装した自衛隊が活動すれば、攻撃対象になりかねませんし、まして、陸路での活動や、武器を使用して強行的に邦人を救出することを認めれば、危機は一層増大することは明らかです。こうした懸念は、自衛隊法を改悪した当時の野呂田防衛庁長官みずから、衆議院ガイドライン特別委員会で答弁をしていることでもあります。

テロの未然防止や発生時の対処には、国際的な協力によって情報の収集を国内外で徹底することが必要であり、その体制確立こそ急務です。同時に、貧困や飢餓、大国による無法行為の存在など、テロの口実をなくしていく外交努力が不可欠であり、こうしたことに力を尽くすことが求められていることを申し上げ、同意見書案に対する反対の討論といたします。以上です。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議員発議案第3号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第3号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第2号、第4号、第5号、第7号及び第8号採決

○外山三博議長 次に、議員発議案第2号、第4号、第5号、第7号及び第8号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第6号提案理由説明

○外山三博議長 次に、議員発議案第6号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。地域医療対策特別委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員〔登壇〕 議員発議案第6号「宮崎県の地域医療を守り育てる条例」について、発議者を代表いたしましてその提案理由を御説明申し上げます。

先ほどの特別委員会委員長報告で御報告させていただきましたとおり、地域医療対策特別委員会では、昨年4月に委員会が設置されて以

降、「地域医療を守る条例（仮称）」に関することを調査項目の一つに決定し、地域医療対策に関する現状や取り組み、条例の必要性等について調査してまいりました。

本県医療の現状は、産科、小児科等特定の診療科や僻地等における医師不足、医師の高齢化等が深刻な状況にあり、救急医療体制等地域医療の崩壊が懸念されています。この事態に対処するためには、まず、県民一人一人が、限りある医療従事者、医療機関等の医療資源を地域の財産として大切に思い、日ごろから、健康の増進、疾病の予防等にみずから取り組むとともに、地域の医療提供体制を互いに支え合う意識の醸成に努めることが求められています。また、社会全体で地域医療を守り育てるためには、県、市町村、医療機関、県民等が相互に連携し、それぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要であり、その推進方策として条例の制定が有効であるとの認識に至ったところであります。

このようなことから、お手元に配付しております「宮崎県の地域医療を守り育てる条例」について、委員会として全会一致で提案することと決定したところでありますが、この条例は、地域医療を守り育てるための基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、保健及び福祉との連携、医療機関相互の連携体制の構築、医療従事者の育成・確保など、地域医療を守り育てるための施策の基本となる事項を定めることにより、県民が住みなれた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

議員各位におかれましては、本条例の趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由説明とさせていただきます。

ます。よろしくお願ひいたします。(拍手)  
〔降壇〕

○外山三博議長 提出者の説明は終わりました。

---

◎ 議員発議案第6号採決

○外山三博議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第6号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

---

◎ 副知事退任挨拶

○外山三博議長 ここで、3月31日をもって辞職されます牧元副知事より御挨拶をいただきます。

○副知事(牧元幸司君)〔登壇〕 退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、このような機会をお与えいただきました県議会の皆様方に対しまして、厚く御礼を申し上げます。

この2年間、副知事を務めさせていただいた

わけでございますが、この間の知事並びに県議会の皆様方からの御指導に対しまして、深く感謝申し上げたいというふうに存じます。

顧みますれば、着任当初は、鳥インフルエンザが続発し、新燃岳も小規模な噴火を繰り返しておりました。また、前年発生をいたしました口蹄疫の傷跡というものも本当に生々しいものがあつたわけございまして、本県を取り巻く状況というのは本当に厳しいものがあつたというふうに思っております。

しかしながら、その後、関係者の皆様方の一致した御努力によりまして、去年は、全国和牛能力共進会におきまして日本一連覇を果たすなど、大きな成果を挙げたところでございます。

「復興から新たな成長へ」、まさにこのときに副知事を務めさせていただきましたことは、本当に私にとって幸せだったというふうに思うところでございます。

また、この間、県内各地を回らせていただきまして、それによりまして、宮崎の豊かな自然、歴史や文化によって育まれました温かい県民の皆様方、これらを実感することができたところでございます。宮崎は、本当に豊かな資源を持ち、また、大きな発展可能性を持ったすばらしい地域であるというふうに確信をしているところでございます。

知事並びに県議会の皆様方の御指導によりまして、宮崎県、宮崎県政がますます発展されますことを祈念申し上げますとともに、皆様方の御健勝を心からお祈り申し上げまして御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 丁重な御挨拶をいただき、まことにありがとうございました。

牧元副知事におかれましては、平成23年3月

平成25年 3月21日(木)

に就任以来、県勢の発展と諸課題の解決に大変な御尽力をいただきました。特に、口蹄疫からの再生・復興を進めるに当たっては、国とのパイプ役として重要な役割を果たしていただきました。その御功績に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

今後とも、本県のさらなる発展に御協力並びに御指導を賜りますようお願い申し上げます。お礼の言葉といたします。まことにありがとうございました。

---

◎ 閉 会

○外山三博議長 以上をもちまして、平成25年2月定例県議会を閉会いたします。

午後0時13分閉会

資

料



宮崎県議会議長 外山三博 殿

宮崎県知事 河野俊 副



議案の送付について

平成25年2月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第1号 平成25年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 平成25年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第3号 平成25年度宮崎県公債管理特別会計予算
- 議案第4号 平成25年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 議案第5号 平成25年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第6号 平成25年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第7号 平成25年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
- 議案第8号 平成25年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第9号 平成25年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
- 議案第10号 平成25年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第11号 平成25年度宮崎県就農支援資金特別会計予算
- 議案第12号 平成25年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第13号 平成25年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第14号 平成25年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第15号 平成25年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第16号 平成25年度宮崎県育英資金特別会計予算
- 議案第17号 平成25年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算
- 議案第18号 平成25年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算
- 議案第19号 平成25年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算
- 議案第20号 平成25年度宮崎県立病院事業会計予算
- 議案第21号 地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第25号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第26号 みやざき成長産業育成加速化基金条例
- 議案第27号 宮崎県大規模災害対策基金条例
- 議案第28号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第29号 宮崎県防災会議条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 宮崎県新型インフルエンザ等対策本部条例
- 議案第32号 宮崎県中小企業振興条例
- 議案第33号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 後期研修医研修資金貸与条例
- 議案第35号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第36号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第37号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について



- 議案第38号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第39号 みやざきボランティア活動促進基本方針の変更について
- 議案第40号 宮崎県医療計画の変更について
- 議案第41号 宮崎県新エネルギービジョンの変更について
- 議案第42号 平成24年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)
- 議案第43号 平成24年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第44号 平成24年度宮崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)
- 議案第45号 平成24年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)
- 議案第46号 平成24年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第47号 平成24年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第48号 平成24年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算(第2号)
- 議案第49号 平成24年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第50号 平成24年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第51号 平成24年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第52号 平成24年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第53号 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第54号 宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 工事請負契約の締結について
- 議案第56号 工事請負契約の締結について
- 議案第57号 工事請負契約の変更について
- 議案第58号 工事請負契約の変更について
- 議案第59号 工事請負契約の変更について

(文書取扱 財政課)

2 1 5 - 1 3 3 6  
平成25年2月28日

宮崎県議会議長 外 山 三 博 殿

宮崎県知事 河 野 俊



議案の送付について

平成25年2月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

議案第60号 平成24年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）

議案第61号 宮崎県副知事の定数を定める条例の一部を改正する条例

（文書取扱 財政課）

2 1 5 - 1 3 5 6  
平成25年3月12日

宮崎県議会議長 外 山 三 博 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣



### 議案の送付について

平成25年2月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第62号 副知事の選任の同意について
- 議案第63号 副知事の選任の同意について

(文書取扱 財政課)

## 代表質問時間割

2月28日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	中野 廣明	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	十屋 幸平	13:00~15:00	

3月1日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
3	新みやざき	井上紀代子	10:00~11:50	休憩
4	公明党	河野 哲也	13:00~14:30	休憩
5	社会民主党	高橋 透	14:40~16:10	

\* 会派別の質問時間

自由民主党	120分以内
新みやざき	55分以内
公明党	45分以内
社会民主党	45分以内

## 一般質問時間割

### 3月4日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	右松 隆央	10:00~11:00	
2	自由民主党	清山 知憲	11:00~12:00	休憩
3	公 明 党	重松幸次郎	13:00~14:00	
4	新みやざき	西村 賢	14:00~15:00	

### 3月5日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	自由民主党	岩下 斌彦	10:00~11:00	
6	新みやざき	徳重 忠夫	11:00~12:00	休憩
7	自由民主党	後藤 哲朗	13:00~14:00	
8	自由民主党	星原 透	14:00~15:00	

### 3月6日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	自由民主党	蓬原 正三	10:00~11:00	
10	日 日 新	函師 博規	11:00~12:00	休憩
11	社会民主党	鳥飼 謙二	13:00~14:00	
12	自由民主党	中野 一則	14:00~15:00	

\* 1人当たりの質問時間 30分以内

議案 委員会審査結果表

[議案] (平成24年度補正予算関係等)

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第42号	平成24年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)	可決	可決	可決	可決	可決
第43号	平成24年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)	可決				
第44号	平成24年度宮崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)	可決				
第45号	平成24年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)				可決	
第46号	平成24年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)				可決	
第47号	平成24年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)			可決		
第48号	平成24年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算(第2号)				可決	
第49号	平成24年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第50号	平成24年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第51号	平成24年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)			可決		
第52号	平成24年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)					可決
第53号	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第54号	宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例		可決			
第55号	工事請負契約の締結について				可決	
第56号	工事請負契約の締結について			可決		
第57号	工事請負契約の変更について			可決		
第58号	工事請負契約の変更について			可決		
第59号	工事請負契約の変更について			可決		
第60号	平成24年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)	可決	可決	可決	可決	可決
第61号	宮崎県副知事の定数を定める条例の一部を改正する条例	可決				

## 議案・請願 委員会審査結果表

## 〔議案〕（平成25年度当初予算関係）

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成25年度宮崎県一般会計予算	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成25年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	可決				
第3号	平成25年度宮崎県公債管理特別会計予算	可決				
第4号	平成25年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算		可決			
第5号	平成25年度宮崎県山林基本財産特別会計予算				可決	
第6号	平成25年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算				可決	
第7号	平成25年度宮崎県林業改善資金特別会計予算				可決	
第8号	平成25年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算			可決		
第9号	平成25年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算			可決		
第10号	平成25年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算			可決		
第11号	平成25年度宮崎県就農支援資金特別会計予算				可決	
第12号	平成25年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算				可決	
第13号	平成25年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算			可決		
第14号	平成25年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算			可決		
第15号	平成25年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算					可決
第16号	平成25年度宮崎県育英資金特別会計予算					可決
第17号	平成25年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算					可決
第18号	平成25年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算					可決
第19号	平成25年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算					可決
第20号	平成25年度宮崎県立病院事業会計予算		可決			

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 2 1 号	地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例					可決
第 2 2 号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例		可決		可決	
第 2 3 号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第 2 4 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第 2 5 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例		可決			
第 2 6 号	みやざき成長産業育成加速化基金条例	可決				
第 2 7 号	宮崎県大規模災害対策基金条例	可決				
第 2 8 号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例		可決	可決		
第 2 9 号	宮崎県防災会議条例の一部を改正する条例	可決				
第 3 0 号	宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例		可決			
第 3 1 号	宮崎県新型インフルエンザ等対策本部条例		可決			
第 3 2 号	宮崎県中小企業振興条例			可決		
第 3 3 号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第 3 4 号	後期研修医研修資金貸与条例		可決			
第 3 5 号	包括外部監査契約の締結について	可決				
第 3 6 号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第 3 7 号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第 3 8 号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について			可決		
第 3 9 号	みやざきボランティア活動促進基本方針の変更について	可決				
第 4 0 号	宮崎県医療計画の変更について		可決			
第 4 1 号	宮崎県新エネルギービジョンの変更について				可決	



[請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第26号	小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願					継続
第27号	学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願					継続
第30号	個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願	継続				
第31号	年金2.5%の削減中止を求める請願		不採択			

## 閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成25年2月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第30号 個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	<p>福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査</p>	調査を要するため
商工建設常任委員会	<p>商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査</p>	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	<p>環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査</p>	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	<p>請願第26号 小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願</p> <p>請願第27号 学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願</p> <p>教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
議会運営委員会	<p>次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査</p>	円滑な議会運営を図るため

# 議案議決件名一覽表

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案第1号	平成25年度宮崎県一般会計予算	3月21日・可決
〃 第2号	平成25年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	〃
〃 第3号	平成25年度宮崎県公債管理特別会計予算	〃
〃 第4号	平成25年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
〃 第5号	平成25年度宮崎県山林基本財産特別会計予算	〃
〃 第6号	平成25年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算	〃
〃 第7号	平成25年度宮崎県林業改善資金特別会計予算	〃
〃 第8号	平成25年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	〃
〃 第9号	平成25年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算	〃
〃 第10号	平成25年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算	〃
〃 第11号	平成25年度宮崎県就農支援資金特別会計予算	〃
〃 第12号	平成25年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
〃 第13号	平成25年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算	〃
〃 第14号	平成25年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算	〃
〃 第15号	平成25年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算	〃
〃 第16号	平成25年度宮崎県育英資金特別会計予算	〃
〃 第17号	平成25年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算	〃
〃 第18号	平成25年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算	〃
〃 第19号	平成25年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算	〃
〃 第20号	平成25年度宮崎県立病院事業会計予算	〃
〃 第21号	地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第22号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第23号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第24号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第25号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第26号	みやざき成長産業育成加速化基金条例	〃

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案第27号	宮崎県大規模災害対策基金条例	3月21日・可決
〃 第28号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第29号	宮崎県防災会議条例の一部を改正する条例	〃
〃 第30号	宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	〃
〃 第31号	宮崎県新型インフルエンザ等対策本部条例	〃
〃 第32号	宮崎県中小企業振興条例	〃
〃 第33号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第34号	後期研修医研修資金貸与条例	〃
〃 第35号	包括外部監査契約の締結について	〃
〃 第36号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第37号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第38号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第39号	みやざきボランティア活動促進基本方針の変更について	〃
〃 第40号	宮崎県医療計画の変更について	〃
〃 第41号	宮崎県新エネルギービジョンの変更について	〃
〃 第42号	平成24年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）	3月11日・可決
〃 第43号	平成24年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第44号	平成24年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第45号	平成24年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第46号	平成24年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第47号	平成24年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第48号	平成24年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第49号	平成24年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	〃

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案第50号	平成24年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）	3月11日・可決
〃 第51号	平成24年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第52号	平成24年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第53号	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第54号	宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第55号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第56号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第57号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第58号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第59号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第60号	平成24年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）	〃
〃 第61号	宮崎県副知事の定数を定める条例の一部を改正する条例	〃
〃 第62号	副知事の選任の同意について	3月21日・同意
〃 第63号	副知事の選任の同意について	〃
議員発議案 第1号	環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書	3月4日・可決
〃 第2号	「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具現化等を求める意見書	3月21日・可決
〃 第3号	在外邦人の安全確保など危機管理についての意見書	〃
〃 第4号	地方交付税法の主旨に反する地方交付税の削減に対する意見書	〃
〃 第5号	ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書	〃
〃 第6号	宮崎県の地域医療を守り育てる条例	〃
〃 第7号	外国資本等による森林の売買等に対する適切な対応を求める意見書	〃
〃 第8号	地籍調査の充実を求める意見書	〃

## 議員發議條例、意見書

## 環太平洋戦略的経済連携協定(T P P)交渉への参加に反対する意見書

2月22日、安倍首相は、オバマ米国大統領と首脳会談を行い、共同声明を発表した。その中では、日米間において、センシティブティ(重要品目)が存在することを認識したに過ぎず、これらに関税撤廃対象から除外する事を確認したわけではない。

T P Pは、原則例外なき関税撤廃を前提としており、国民のいのちと健康を守る医療制度や食の安全・安心の基準等についての改悪を余儀なくされ、特に農業分野では、海外から安い農林水産物が国内に大量に流入し、我が国の農林水産業が深刻な影響を受けることは明らかである。

本県では、県内に甚大な被害をもたらした口蹄疫からの復興に向け、今後「畜産新生」や「フードビジネスの推進」など「新たな成長」に向けた取組を推進することとしているが、T P Pに参加すれば、全国7位の産出額を誇る農業分野において、関税率が高く、内外価格差の大きい米や畜産及びその関連産業も壊滅的な影響を受けることになる。

よって、国においては、T P Pが国民生活の根本に関わる重大問題であることを踏まえ、特に我が国の農林水産業・農山漁村を守るため、T P P交渉に参加しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月4日

官 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	伊	吹	文	明	殿
参	議	院	議	長	平	田	健	二	殿
内	閣	総	理	大	安	倍	晋	三	殿
内	閣	官	房	長	菅		義	偉	殿
外		務	大	臣	岸	田	文	雄	殿
財		務	大	臣	麻	生	太	郎	殿
農	林	水	産	大	林		芳	正	殿
経	済	産	業	大	茂	木	敏	充	殿



## 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具現化等を求める意見書

福島第一原発事故から2年が経過する中で、本県においても、原発事故から避難してきた多数の方々が、住居、教育、就業等といった様々な困難を抱えながらの生活を余儀なくされている。

平成24年6月21日に、原発事故の被災者への幅広い支援を行うことを目的とした「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下「原発事故子ども・被災者支援法」という。）が可決・成立した。

この法律では、原発事故に係る放射線による被ばくに起因した医療費の減免や、住宅の確保、就業、子どもの就学に対する支援、食の安全・安心の確保といった幅広い支援策が、国の責務において実施されることが定められている。

その一方で、この「原発事故子ども・被災者支援法」では、被災者生活支援等の推進に関する重要事項などは、政府の定める「基本方針」によるものとされているが、現在においてもその「基本方針」の策定の目途は立っていない。

よって、国においては、下記の事項について早急に実施されるよう強く要請する。

### 記

- 1 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく「基本方針」を速やかに策定し、各種の具体的施策の早期実施のため、必要な予算措置を講じること。
- 2 地方自治体が行う関連施策に対しても国が支援を行うこと。
- 3 「基本方針」の策定と施策の具体化にあたっては、被災者の意見を十分に反映した措置を速やかに講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月21日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 内 財 文 厚 国 復	議 議 閣 閣 部 生 土	院 院 総 官 務 科 交 興	議 院 理 房 大 学 働 通 大	議 大 長 大 大 大	長 長 臣 官 臣 臣 臣 臣	伊 平 安 菅 麻 下 田 太 根	吹 田 倍 生 村 村 田 本	文 健 晋 義 太 博 憲 昭	明 二 三 偉 郎 文 久 宏 匠	殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿
---	---------------------------------	--------------------------------------	---	----------------------------	--------------------------------------	---	--------------------------------------	--------------------------------------	---	--------------------------------------

## 在外邦人の安全確保など危機管理についての意見書

本年1月にアルジェリアで発生したテロ組織による人質拘束事件では多数の邦人犠牲者を出すという痛恨の極みの結果となった。

政府は、今回の事件を教訓に、今後このような痛ましい事件に在外邦人が巻き込まれることの無いよう、在外邦人の安全確保、危機管理について検証し、見直しを行うべきである。

とりわけ、政府の現地当局や企業からの情報収集・分析体制や関係各国との情報共有・協力関係等に問題がなかったかを早急に検証し、在外邦人の安全確保について事前・事後を含む総合的な対策のための法整備及び強力な危機管理体制の構築など必要な措置を講じるべきである。

また、同様の状況に置かれている企業等の安全確保・危機管理、さらに万が一被害が出た場合の被害者のケア、補償等についても万全の対策を講じるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月21日

官 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	平 田 健 二 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿
外 務 大 臣	岸 田 文 雄 殿
防 衛 大 臣	小 野 寺 五 典 殿

## 地方交付税法の主旨に反する地方交付税の削減に対する意見書

地方は厳しい財政状況の中、地域経済の活性化に取り組みながら、国をはるかに上回る行財政改革に努力してきた。にもかかわらず、国が国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与の削減を求め、それを前提として地方交付税の給与関係経費を削減したことは大きな問題がある。

地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものである。しかしながら、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題であるとともに、地方分権の流れに逆行するものである。ましてや、国の政策目的を達成するための手段として地方交付税を用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきでない。

今回の地方交付税の削減措置は、財政力の弱い団体ほどその影響を大きく受けることになるだけでなく、これによって地方公務員の給与が削減されることで、中小・地場産業で働く労働者にも影響が及び、地域経済の疲弊を深刻なものにするなど、「デフレ脱却」に逆行する。

よって、国に対し、下記の事項を強く要望する。

### 記

- 1 地方の固有財源である地方交付税について、法の主旨にのっとり、その用途を限定しないこと。
- 2 国と地方の信頼関係を重視する立場から、地方との十分な協議を経ないまま、地方交付税を一方向的に削減するといった地方交付税法の主旨に反する行為は行わないこと。
- 3 本来、給与は地方公務員法により、個々の自治体の条例に基づき、自主的に決定されるものであり、その自主性を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月21日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	平 田 健 二 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿
総 務 大 臣	新 藤 義 孝 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿

## ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷等、頭頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、首・背中の痛み、腰痛、めまい等の様々な症状が複合的に発症する疾病と言われているが、医療現場においては、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されてきた。

また、この疾病に対する治療法として、硬膜外自家血注入療法（いわゆるブラッドパッチ療法）の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていないため、患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者家族の苦勞も計り知れないものがある。平成23年度の厚生労働省研究班による「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」の報告書に、「交通事故を含め外傷による脳脊髄液の漏れは決して希ではない」と明記され、このことにより外傷による髄液漏れはあり得ないとの医学界の常識を覆す結果となった。

さらに、脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の画像診断基準が定められ、昨年5月に、治療法であるブラッドパッチ療法が「先進医療」として承認され、同年7月から平成26年度の保険適用を目指し、ブラッドパッチ療法の治療基準づくりが開始された。

また、研究班による世界初といわれる脳脊髄液減少症の周辺病態の研究も平行して行われることになっているが、脳脊髄液減少症患者の約8割は「脳脊髄液漏出症」の診断基準には該当しないため、脳脊髄液減少症の周辺病態の解明に大きな期待が寄せられている。

よって、国においては、速やかに下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、平成26年度に保険適用とすること。
- 2 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を平成25年度以降も継続し、「診療ガイドライン」の早期作成とともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。
- 3 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
- 4 ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設を各都道府県に最低1か所設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月21日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	伊吹文	明殿
参議院議長	平安田健	二殿
内閣総務大臣	安田倍	三殿
総務大臣	新藤	孝殿
文部科学大臣	下村	文殿
厚生労働大臣	田村	久殿
国土交通大臣	太	宏殿
内閣府長官	菅	義殿
		偉殿

## 宮崎県の地域医療を守り育てる条例

県民一人ひとりが生涯にわたり、住み慣れた地域で安心して暮らし、健康で豊かな生活を送るためには、必要に応じ適切な医療サービスが提供されなければならない。

しかしながら、本県医療の現状は、産科、小児科等特定の診療科やへき地等における医師不足、医師の高齢化等が深刻な状況にあり、救急医療体制等地域医療の崩壊が懸念されている。

この事態に対処するためには、まず県民一人ひとりが、限りある医療従事者、医療機関等の医療資源を地域の財産として大切に想い、日頃から健康の増進、疾病の予防等に自らが取り組むとともに、地域の医療提供体制を互いに支え合う意識の醸成に努めることが求められる。

また、社会全体で、地域医療を守り育てるためには、県、市町村、医療機関、県民等が相互に連携し、それぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要である。

ここに、私たち宮崎県民は、協働して地域医療を守り育てることにについて、最大限の努力をすることを決意し、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、地域医療を守り育てるための基本理念を定め、並びに県の責務並びに市町村、医療機関及び県民の役割を明らかにするとともに、地域医療を守り育てるための施策の基本となる事項を定めることにより、県民が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 地域医療を守り育てるための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 医療従事者、医療機関等の医療資源（以下「医療資源」という。）は、地域社会の重要な不可欠な財産であることに鑑み、県、市町村、医療機関、県民等が一体となり、地域社会全体で守り育てること。
- (2) 県民が、いつでも、どこでも必要な医療サービスが受けられる医療体制を確立すること。
- (3) 県民の健康の保持増進は、県民自らが生涯にわたって日常生活において健康の増進、疾病の予防等に取り組むことを基本とすること。

### (県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、医療機関、大学、医療関係団体等（以下「関係団体等」という。）と連携を図りつつ、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により県が策定する医療計画及び健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第1項の規定により県が策定する健康増進計画に従い、地域の実情に応じた施策を実施するものとする。

（市町村の役割）

第4条 市町村は、基本理念にのっとり、地域医療を守り育てるための施策に関し、県及び関係団体等と連携を図り、その市町村の区域の特性に応じた施策の推進に努めるものとする。

（医療機関の役割）

第5条 医療機関は、基本理念にのっとり、県及び関係団体等と連携し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の充実を図るとともに、患者等との信頼関係の構築に努めるものとする。

（県民の役割）

第6条 県民は、基本理念にのっとり、自らの地域の医療の現状を理解し、安易な夜間、休日等の時間外受診を控えるなど、限りある医療資源を地域の財産として大切にするとともに、かかりつけ医（日常的な診療、健康管理等を行う身近な医師をいう。）を持つなど、医療従事者との信頼関係の構築に努めるものとする。

2 県民は、疾病の予防、早期発見のため、適切に検診、健康診査及び保健指導を受けるとともに、健康及び医療に関する基本的な知識を学ぶこと等により、健康づくりに努めるものとする。

3 県民は、地域の医療提供体制を支える一員であることを認識し、共に支え合い、かつ、助け合う地域コミュニティの構築に努めるものとする。

（保健及び福祉との連携）

第7条 県は、疾病の予防、治療、介護等切れ目のない保健、医療及び福祉サービスの提供体制の構築を図れるよう、関係団体等との連携に努めるものとする。

（医療機関相互の連携体制の構築）

第8条 県は、限られた医療資源の中で、県民に良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、医療機関の機能と役割に応じた連携体制の

構築に努めるものとする。

(医療従事者の育成、確保等)

第9条 県は、関係団体等と連携を図り、医療従事者の地域及び診療科間の偏在等を考慮しつつ、医療従事者の育成及び確保並びにその資質の向上に努めるものとする。

(情報提供及び相談体制の充実強化)

第10条 県は、関係団体等と連携を図り、医療を受ける者が医療機関の機能に応じ適切に受診することができるよう、必要な情報の提供及び医療に関する相談体制の充実強化に努めるものとする。

(県民の理解の増進)

第11条 県は、地域医療を守り育てることに関し、県民の関心を高め、その理解と協力を得られるよう、関係団体等と連携し、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

(1) 地域医療を守り育てるための取組に関する普及啓発

(2) 地域医療を守り育てる活動を行うことを目的とした団体の育成及び支援

(3) 家庭、学校、地域等におけるあらゆる機会を利用した健康及び医療に関する理解を深めるための教育

(財政上の措置)

第12条 県は、地域医療を守り育てるための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 外国資本等による森林の売買等に対する適切な対応を求める意見書

近年、全国各地において、外国資本等による森林の買収が報告されており、また、過疎地の集落や国境離島、自衛隊基地の周辺などの土地についても買収の動きが報じられている。この問題をきっかけに我が国の土地制度のあり方が問題視されるようになってきた。

特に森林の場合、水源涵養機能を有する重要な土地であるにもかかわらず、土地取引に特段の規制もなく、木材価格の低迷や林業の衰退により財産価値が低下していることから潜在的な売り手が多く、買収のターゲットにされやすい、売買や相続による所有者の不明化が起りやすいという傾向がある。

また、我が国は、個人の土地所有権が極めて強く、水資源の中でも地下水は、基本的に土地所有者に権利が帰属することから、利用目的が不明な森林の買収は、買収地から地下水が汲み上げられ、水資源が枯渇するのではないかとという住民の不安に直結することとなる。

このような中、森林法が一部改正され、平成24年4月から森林の土地の所有者となった旨の届出制度がスタートし、森林の土地売買のより詳細な把握が可能となったところである。しかし、これは土地取引後の届出を義務付けたもので、国や地方自治体の情報把握が後手に回り、適時に適切な対応がとれないという懸念がある。

外国資本等による森林等の買収については、ダミー企業を使って実態を隠すような取引があることも指摘されており、グローバル経済が拡大する中、自由な経済活動は保障しつつも、水源涵養機能を有する森林など、国土保全の観点から重要な土地については、投機的な土地取引の規制や土地取引の透明性を図るとともに、事前に情報が把握できるような監視体制を強化する必要がある。

水資源の保全や、外国資本等による森林買収といった土地制度に関わる問題は、国土保全や国家安全保障の観点から、本来は国が対策を行うべきものであるが、国における法整備がなかなか進まない中、都道府県においては、水源地域の保全・機能の維持を目的とした独自の条例を制定せざるを得ない状況に追い込まれている。

よって、国においては、森林など公益性の高い重要な土地に係る取引について安全・安心の確保を図るため、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 水源涵養機能を有する森林など公益性の高い土地については、取引の制限や開発行為の規制など、適切な管理体制を構築するための法整備を早期に図ること。
- 2 地下水などの水資源は、水道や農業用水等の水源として利用されるなど公共性を有していることから、これを保全するため、地下水の利用規制を図るなど、適正な水資源の利用を促すための法整備を早期に図ること。
- 3 所有権保存登記を義務化するなど、現在の土地所有の状況を正確に把握するための措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月21日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
法務大臣	谷本禎文殿
外務大臣	岸田文雄殿
農林水産大臣	林 芳正殿
国土交通大臣	田 昭宏殿
環境大臣	石原 伸晃殿
内閣官房長官	菅 義偉殿



## 地籍調査の充実を求める意見書

近年、全国各地において報告されている外国資本等による森林の買収をきっかけに、我が国の土地制度のあり方が問題視されるようになってきた。

問題点の一つとして指摘されているのは、地籍調査の遅れである。

我が国では、土地に関する記録は登記所において管理されているが、土地の位置や形状を示す情報として登記所に備え付けられている地図や図面は、その半分ほどが明治時代の地租改正時につくられた地図（公図）などをもとにしたものである。そのため、境界や形状などが現実とは異なっている場合が多くあり、登記簿に記載された土地の面積も、正確ではない場合があるのが実態である。

地籍調査は、昭和26年の開始から半世紀以上が過ぎているが、平成23年度末における全国の進捗は50%である。特に、都市部や山村部（林地）において進捗が遅れており、また、市町村の中には、未だ調査に未着手のところがあるなど、都道府県ごとの進捗率もばらつきが大きくなっている。

市町村においては、地籍調査の必要性や有効性には一定の理解を示しているものの、昨今の財政状況の悪化や行政ニーズの多様化により、地籍調査の実施に必要な予算や職員の確保が難しくなっているという状況がある。

地籍調査の遅れは、境界争い等の土地トラブルを招き、境界や地積が曖昧なまま転売が繰り返されれば、境界争い等の相手方が隣人等であったものが、将来的には外国資本等が係争相手となることも想定され、円滑な土地取引の妨げとなる。また、災害が発生した場合、被災地の復旧・復興を阻害する要因にもなることから、東日本大震災を契機として、地籍調査の重要性が再認識されており、地籍の整備を早急に完了させることが重要となっている。

よって、国においては、地方自治体の要望にこたえた予算措置及び地方負担の軽減措置の拡充について、早急な対応を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月21日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	伊 吹	文 明	殿
参議院議長	平 田	健 二	殿
内閣総理大臣	安 倍	晋 三	殿
総務大臣	新 藤	義 孝	殿
財務大臣	麻 生	太 郎	殿
国土交通大臣	太 田	昭 宏	殿
内閣官房長官	菅	義 偉	殿

請 願 一 覽 表

委員 会	請        願		計	備    考
	新    規	繼    続		
総 務 政 策	1	—	1	
厚          生	1	—	1	
商 工 建 設	—	—	—	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	2	2	
計	2	2	4	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第30号	受理年月日	平成25年3月1日
請願者 住所・氏名	宮崎市旭1丁目8番28号 宮崎県弁護士会 会長 松田 幸子		
請願の件名	<p>個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願</p> <p>○ 請願の趣旨（要旨）</p> <p>宮崎県議会が、国会及び法務省に対し、法制審議会民法（債権関係）部会において検討されている民法（債権関係）の改正に当たり、保証制度を以下のとおり抜本的に改正するよう求める意見書を提出することを採択していただくよう請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 個人保証を原則として廃止すること。</p> <p>2 個人保証の例外は、経営者保証等極めて限定的なものに限るものとする。</p> <p>3 例外として許容される個人保証においても、次に掲げる保証人保護の制度を設けること。</p> <p>(1) 現行民法に定める貸金等根保証契約における規律（民法第465条の2乃至第465条の5）を個人が保証人となる場合のすべての根保証契約に及ぼすものとする。</p> <p>(2) 債権者は、保証契約を締結するときは、保証人となろうとする者に対する説明義務や債務者の支払能力に関する情報提供義務を負い、債権者がその義務に違反した場合は、保証人は保証契約を取り消すことができるものとする。</p> <p>(3) 債権者は、保証契約の締結後、保証人に対し、主たる債務書の遅滞情報を通知する義務を負うこと。</p> <p>(4) 過大な保証を禁止する規定や保証債務の責任を減免する規定を設けること。</p>		

○ 請願の理由

1 保証契約の特色と保証被害

保証契約のうち特に個人が保証人となる場面の特質は、その情誼性・無償性・軽率性・未必性・結果の不可視性などにあります。

個人である保証人は、親類や知人から保証人となることを依頼された場合、情誼から断ることが心理的に容易ではありません。他方、保証契約は、危険の存否及び範囲の判断が比較的容易な対価的取引と異なり、契約の時点における保証債務の現実化が未必的であるだけでなく、現実化した場合の結果の大小を正確に予測することが困難であるため、危険性を過小評価して軽率に契約する傾向にあります。

特に個人である保証人は、主債務者の履行能力や自らのリスクを把握する知識・経験・能力が十分ではなく、保証契約は、このような危険な取引類型であるにもかかわらず、保証人が対価を取得することは希であり、対価的均衡を完全に欠いています。

他方、保証債務が現実化した場面では、保証人は、想定を超える債務の負担を強いられ、経済的な破綻を招くことが少なくありません。例えば、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編「2011年破産事件及び個人再生事件記録調査」によれば、破産においては約19%、個人再生においては約9%が保証等を原因としています。加えて、内閣府の「平成24年版自殺対策白書」によると、2011年（平成23年）の自殺者総数は30,651人であり、その内の原因・動機特定者において、経済・生活問題を原因とする自殺は、約28.4%を占めています。法的倒産手続の原因に占める保証等の割合からすれば、経済・生活問題を原因とする自殺のうち、相当程度が保証を理由とするものと推測されます。

2 裁判による救済の不十分性

これに対し、裁判実務は、真意ではなく又は過大な保証契約を締結した保証人の保護について、錯誤論や信義則、公序良俗違反、権利濫用などの一般原則による解決を指向していますが、十分な保護が図られているとはいいがたいところです。

### 3 形成されつつある金融実務

2006年（平成18年）以降、各地の信用保証協会は、保証申込のあった案件について、経営者本人以外の第三者を保証人として求めることを原則として行っていません。金融庁も、2011年（平成23年）7月14日付で「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの監督指針」を改正し、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立」を明記し（前者Ⅲ－7－2（1）、後者Ⅱ－9－2（1））、民間の金融機関に対し、同原則に沿った対応を求めています。

すなわち、一部の金融実務においては、経営者保証を除き個人保証を不要とする実務慣行が生じつつあり、他方、これによって円滑な金融が妨げられるなどの実害もみられません。

### 4 個人保証の原則禁止

そこで、前近代的な情誼を基礎としながら、保証人となった者に甚大な被害を生じさせる可能性のある保証契約における被害をなくすために、現在の法制審議会における民法（債権関係）改正の議論において、個人保証の原則禁止規定や、例外として許容される経営者保証における新たな保証人保護規定を設けることを求めるものです。

### 5 経営者保証

もっとも、主債務者が会社である場合のいわゆる経営者保証については、当面はこれを個人保証の禁止の例外とすることが妥当であると考えられます。しかし、経営者が多額の保証債務を抱えることが新たな事業への再チャレンジの阻害要因となり、また、中小企業の事業承継の妨げになるのではないかなどの意見も多数指摘される場所であることから、将来的な見直しを引き続き検討するべきです。

### 6 補完的な規制

また、例外として許容される個人保証において、現行民法では、貸金等根保証契約以外の根保証契約に関しては極度額や保証期間の定めに関する規律がないため、保証人が予期しない過大な保証債務の履行を請求される危険性が指摘される場所です。この点、貸金等根保証契約に関する規制を設けた2004年（平成16年）の民法改正に対し、「保証人保護が不

十分である」という意見こそあるものの、「保証人保護が過剰である」との意見はほとんど聞かれません。上記のような根保証の危険性は、貸金等根保証契約に限らないのであって、自然人が保証人となる根保証契約全般について、現行民法の貸金等根保証契約に関する規制を広く及ぼすべきです。

さらに、上記のとおり、保証は、その情誼性・無償制・軽率制・未必性・結果の不可視性などからトラブルの多い契約類型であり、保証に関する紛争では、保証人が保証の意味を知らなかった、あるいは主債務者の資力は十分であって保証履行することはないと誤信していたなどの事情が背景となることが多々あります。そこで、例外として許容される個人保証においては、保証契約締結にあたり、債権者は、保証人となる者に対し、説明義務及び情報提供義務を負うものとするべきであり、またこれらの義務の実効性を確保するため、義務違反の効果として取消権を認めるべきです。

さらに、保証契約締結後について、現行法においては、主債務が履行遅滞となった場合、債権者は、保証人に対しても当然に遅延損害金や期限の利益喪失を主張できます。しかし、通常は主債務の履行遅滞を知る術がない保証人にとって不意打ちとなり、予期せぬ不利益を生じさせることとなります。そこで、保証人に主債務の遅延に対する対応を取る機会を確保するため、債権者に対し、保証人への主債務者の遅延情報の通知や催告の義務を課し、これを怠った債権者は、保証人に対し遅延損害金や期限の利益の喪失を主張できないものとするべきです。

以上のほか、保証人となった者が主債務者の破綻により過大な債務負担を強いられて自らの生活基盤を破壊され、最終的に自己破産の申立てをせざるを得なくなったり、あるいは自殺に追い込まれたりすることを回避するため、フランス消費法典の比例原則を参考とした過大保証を禁ずる規律及び身元保証法第5条を参考とした責任減免規定を設けることが適当です。

## 7 結び

以上の理由により、個人保証被害の抜本的な救済の観点から、貴議会にお願いいたします。

紹介議員	横田 照夫    前屋敷恵美    鳥飼 謙二    西村 賢 新見 昌安    有岡 浩一    凶師 博規
摘要	



新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第31号	受理年月日	平成25年3月1日
請願者 住所・氏名	宮崎市大和町134-2 全日本年金者組合 宮崎県本部委員長 津守 信弘		
請願の件名	<p>年金2.5%の削減中止を求める請願</p> <p>県民の福祉増進への日ごろのご尽力に敬意を表します。</p> <p>さて、昨年11月16日には、衆議院解散に先立ちほとんど審議されることのないまま、今年10月から3年間で年金を2.5%も削減する法律が成立しました。</p> <p>物価スライド「特例水準の解消」を理由としていますが、これは2000年から02年に消費者物価指数が下がった時に高齢者の生活と経済への悪影響を避けるために年金を据え置いた措置によるものです。</p> <p>灯油など生活必需品の値上げ、復興税や各所控除の縮小による増税、社会保険料の増額などで高齢者の生活が厳しさを増している今、10年以上も遡って年金を引き下げる理由はありません。さらに来年4月からの消費税引き上げが重なるならば、その深刻さは計り知れません。「特例水準の解消」は毎年0.9%以上も年金を削減するデフレ下のマクロ経済スライドに連動し、限りない年金削減の流れが作られようとしています。</p> <p>年金削減は、高齢者だけの問題ではありません。高齢者の大幅収入源は地域の経済に大きな影響を与え、自治体の税収減にも直結することはいうまでもありません。深刻な不況が続く日本経済への打撃も看過できません。</p> <p>本来、物価スライドは、物価高騰に対して年金の目減りを回避するためのものであり、年金削減の手段とするのは本末転倒です。</p> <p>このような年金削減の流れを変えたいとする私たちの運動にご理解いただき、不況をより深刻にする年金2.5%削減の実施を中止するよう、地方自治法第99条の規定による意見書を国に提出されるよう請願します。</p>		

	記 1. 2013年10月からの年金2.5%削減を中止すること。
紹介議員	前屋敷恵美
摘要	

継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 26 号	受理年月日	平成24年11月28日
請 願 者 住所・氏名	宮崎県宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行 委員会 代表 河内 進策 (署名2,239人)		
請願の件名	<p>小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の 拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願</p> <p><b>請願項目と趣旨</b></p> <p>1 小中高の30人以下学級等の実現について国に意見書の提出を 求める請願</p> <p>《請願の趣旨》</p> <p>宮崎県では、現在小学校1年生と2年生については30人以下学 級（35人以下の学年は除外）が実施され、ゆとりある教育条件が 実現されています。しかし、国庫負担が付かないもとの、宮崎県 独自の財政措置を行わずに実施されています。特別な増員なし で実施されているため、高学年では専科教員が配置できなくなる など、逆に教育条件が低下しています。「これまで少人数学級で 過ごしてきた児童たちが、3年生に上がって急に落ち着かなくな った」という実態が聞かれます。</p> <p>少人数学級の有効性が認められてきている今日、教育の機会均 等という立場からも、国の責任で「30人学級」を実現していくべ きです。2011（平成23）年度から、「小学1年生についてのみ 『35人以下』」と法改正が行なわれました。引き続き、国の制度 として学年の拡大が実施されるよう求めます。</p> <p>高校の職業科については高度な実験実習を伴うために「25人以 下学級」を、また、様々な困難をかかえている定時制については 「20人以下学級」が必要です。</p>		

2 義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について国に意見書の提出を求める請願

《請願の趣旨》

2006（平成18）年度より、義務教育費の国庫負担割合が2分の1から3分の1へと引き下げられました。そのため、教職員給与費の県の負担が2分の1から3分の2となり、従来の33%も増えてしまいました。そのためか、最近特に臨時的任用の教職員が増えています。また、非常勤講師も増えています。教職員の身分は、安定したものでなければ教育の質の向上は実現できません。仮に、国が30人以下学級制度に踏み出すとしても、国庫負担割合が3分の1の現状では、その財政的な負担は都道府県に重くのしかかり、教職員の増員は困難です。教育条件の低下が懸念されます。

紹介議員

前屋敷恵美 函師 博規 鳥飼 謙二

摘要

継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 27 号	受理年月日	平成24年11月28日
請 願 者 住所・氏名	宮崎県宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行 委員会 代表 河内 進策 (署名2,239人)		
請願の件名	<p>学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願</p> <p><b>請願項目と趣旨</b></p> <p>1 学級編制基準日を、4月1日にしてください。年度途中での学級減、職員減をしないでください。</p> <p>《請願の趣旨》</p> <p>十数年前に行なわれていた「年度当初からの41人学級」はほとんどなくなりましたが、学級編制基準日が現在は入学式・始業式の前日の正午とされているため、職員の配置が直前まで定まらず、新学期の準備に支障をきたしています。</p> <p>また、年度の途中で、児童生徒数に減があり学級そのものがなくなるといった場合に、職員の減員が行なわれるために、学校の全体の教科担任・校務分掌が大きく変動する事態となります。このような場合でも、教職員の減員を行なわずにすむようにしてください。</p> <p>なお、今年度から学級編制が市町村教育委員会からの「届出制」になりましたが、この場合でも、従来の県の役割を効果的に発揮できるよう運用してください。学級編制の基準日は4月1日としても、入学式・始業式の前日正午までの増学級に対しては、県教委の発令で教職員の配置をしてください。</p> <p>2 高校の入学金を不徴収とするとともに、授業料以外の学校納付金を軽減してください。</p>		

《請願の趣旨》

県立高校授業料の無償化は、経済的に困窮している家庭だけでなく、すべての保護者・生徒たちに希望を与えました。しかし、調べてみると、どの高校も毎月の納入額は4,000円台ですが、入学する際には制服・教科書・模試・実習費等、学科により費目は違うものの、平均14万円もの額を支払っているようです。

ここ数年、貧困と格差がますます拡大し、経済的に厳しい家庭が目に見えて増えてきています。小・中学校の段階で例を挙げれば、お金がかかるとい理由で部活動に入らない、修学旅行の費用が出せない、親が昼間と夜間と2つの仕事をして子どもと関われない、朝や夜を子どもだけで過ごすためまともな食事をしていない、・・・等々、生活保護も学用品補助も受けていない家庭にまで、日常の暮らしに困窮しているようすが見られるようになってきています。

今の時代、高校まで卒業していることは働くための最低条件となっており、高校を出ていなければ仕事に就くことは困難です。貧困が貧困を再生産しているという指摘もあります。

すべての子どもがお金の心配なく学ぶことができるよう、せめて入学金5,650円を不徴収とし、学校納付金が少しでも軽減されるよう働きかけてください。

- 3 学校が避難所としての機能を果たせるよう、耐震化をいっそうすすめてください。避難場所の確保や非常用食糧等を整備してください。

《請願の趣旨》

東日本大震災では、多くの学校が避難所となり地域の人々の命をつなぎました。宮崎県でも、地震の他、台風や大雨による洪水、火山の噴火と土石流等の際の避難所に指定されている学校は数多く、いざというときのための備えが必要です。

しかし実際には、段差があつて避難場所まで車椅子が通れなかったり、水や食料・毛布・乾電池などの備蓄が十分でなかったり、耐震化が遅れていたりする現状があります。

地域の防災拠点としての機能が果たせるよう、早急に見直しと整備をお願いします。

また、設備だけでなく、災害時に子どもや地域の住民の安全を確保する避難場所の確定と周知など、体制を整備することも重要です。東日本大震災の教訓を無駄にしないためにも、後延ばしでなく早急に対策を講じてください。

#### 4 米飯を中心に、地元の食材を使った安全・安心の学校給食にしてください。

##### 《請願の趣旨》

学校給食は、子どもたちの心身の健全な発達と国民の食生活の改善に重要な役割を果たしています。「食育」が見直されている今、学校給食への関心は年々高まっています。給食は単に昼食を提供するだけでなく、健康な体作りと学びの場でもあります。

原子力発電所の事故により放射能に汚染された食材が、加工食品として学校給食に持ち込まれているのではないかという声が寄せられています。子どもの健康のためにと宮崎に避難してこられたお母さん方の心配は、とくに深刻です。基準を満たしているからよいというのではなく、地元の新鮮で安全な食材を使った給食を、ぜひお願いします。

米どころえびのでは、ほぼ毎日が米飯給食で大変好評です。ふるさとへの愛着、地域との交流のため、また地産地消・地場産業を応援するためにも、安全な地元の食材を使ったメニューを増やしてください。

紹介議員	前屋敷恵美  凶師 博規  鳥飼 謙二
摘要	

# 議 事 經 過



月 日	曜	区 分	議 事 内 容
2月22日	金	本 会 議	開 会 議席の一部変更 会議録署名議員指名（押川修一郎議員、田口雄二議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第59号上程 知事提案理由説明等
2月23日	土		
2月24日	日		
2月25日	月	休 会	(議案調査)
2月26日	火		
2月27日	水		
2月28日	木	本 会 議	議案第60号、第61号追加上程 知事提案理由説明 代表質問（自由民主党・中野・明議員、 自由民主党・十屋幸平議員）
3月1日	金		代表質問（新みやざき・井上紀代子議員、 公明党宮崎県議団・河野哲也議員、 社会民主党宮崎県議団・高橋 透議員）
3月2日	土		
3月3日	日		
3月4日	月	本 会 議	議員発議案送付の通知 議員発議案第1号追加上程 議員発議案第1号提案理由説明（宮原義久議会運営委員長） 採決（議員発議案第1号）（可決） 一般質問（右松隆央議員、清山知憲議員、重松幸次郎議員、 西村 賢議員）
3月5日	火		一般質問（岩下斌彦議員、徳重忠夫議員、後藤哲朗議員、 星原 透議員）
3月6日	水		一般質問（蓬原正三議員、凶師博規議員、鳥飼謙二議員、 中野一則議員） 議案に対する質疑（前屋敷恵美議員） 議案・請願委員会付託

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3月7日	木	休 会	常任委員会（補正）
3月8日	金		
3月9日	土		
3月10日	日		
3月11日	月	本 会 議	東日本大震災の犠牲者への黙祷 常任委員長審査結果報告（議案第42号～第61号） 討論（議案第53号、第61号に反対、議案第42号、第60号に賛成）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第53号）（可決） 採決（議案第61号）（可決） 採決（議案第42号～第52号、第54号～第60号）（可決） 知事発言
3月12日	火	本 会 議	議案第62号、第63号追加上程 知事提案理由説明
		休 会	常任委員会（当初）
3月13日	水	休 会	常任委員会（当初）
3月14日	木		
3月15日	金		
3月16日	土		
3月17日	日		
3月18日	月	休 会	特別委員会
3月19日	火		（議事整理）
3月20日	水		
3月21日	木	本 会 議	常任委員長審査結果報告（議案第1号～第41号及び請願） 討論（議案第1号、第24号、第36号～第38号に反対、議案第32号、第40号に賛成、請願採択の要望）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第1号、第24号、第36号～第38号）（可決） 採決（議案第2号～第23号、第25号～第35号、第39号～第41号）（可決） 採決（請願第31号）（不採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決定） 質疑（議案第62号、第63号について）（西村 賢議員）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3月21日	木	本 会 議	<p>討論（議案第62号に反対、第63号に賛成）（前屋敷恵美議員）</p> <p>採決（議案第62号）（同意）</p> <p>採決（議案第63号）（同意）</p> <p>特別委員長調査結果報告</p> <p>議員発議案送付の通知</p> <p>議員発議案第2号～第8号追加上程</p> <p>討論（議員発議案第3号に反対）（前屋敷恵美議員）</p> <p>採決（議員発議案第3号）（可決）</p> <p>採決（議員発議案第2号、第4号、第5号、第7号、第8号）</p> <p>採決（可決）</p> <p>議員発議案第6号提案理由説明（田口雄二地域医療対策特別委員長）</p> <p>採決（議員発議案第6号）（可決）</p> <p>副知事退任挨拶</p> <p>閉 会</p>

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 外 山 三 博

宮 崎 県 議 会 副 議 長 中 野 一 則

宮 崎 県 議 会 議 員 押 川 修 一 郎

宮 崎 県 議 会 議 員 田 口 雄 二